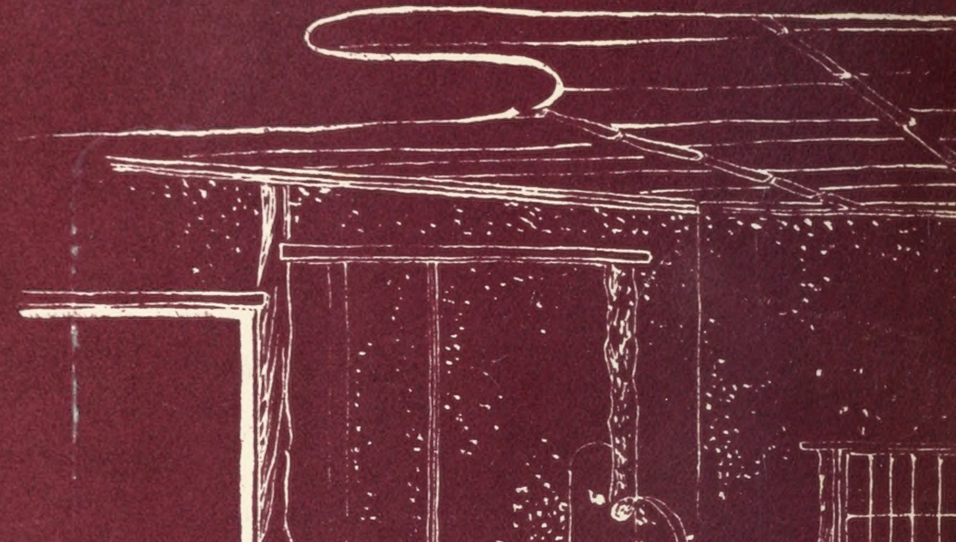

鈴



贈從三位本居宣長著

增補 本居宣長全集

第八

正三位本居豐穎校訂

例言

一　本輯には「玉かつま」を收む。

二　句讀點濁點等、すべて原本のまゝなり。

三　括弧【　】を附したるは、原本細註なるを一行にせる印なり。

四　宣命書きの細書の部分、原本には二行にせるを、すべて一行となす。

五　引用歌等の右肩に、原本〽の印を附したるを、「に改め、且つ上部に附す。

目録

一の巻 初若菜

二の巻　櫻の落葉

二の巻　たちばな

合六十七ケ條

七の卷 ふぢなみ

九の巻　花の雪

合六十二ヶ條

十の卷　山菅

合九十一ヶ條

玉賀都萬一の巻

言草のすゞろにたまる玉がつま
つみてこゝろを野べのすさびに

初若菜一

此言草よ、なにくれと數おほくつもりぬるを、いとくだくだしけれど、やりすておもさすがにて、かきあつめたこするを、けふはた月十八日、子ノ日なれば、よし有ておぼゆるまゝに、まづこの巻の名、かく物しつ、次々のも、又そのをりをり思ひよらんまゝに、何ともかともつけてむとす、

かたみとはのこれ野澤の水ぐきの
淺くみじかきわかなゝりとも

本居宣長

中臣壽詞

大嘗會の中臣壽詞といふ文あり、宇治ノ左大臣頼長公の台記の、康治元年の大嘗會ノ別記に載せられたり、其文、現御神止大八嶋國所知食須大倭根子天皇我御前仁天神乃壽詞乎稱辭定奉良久止申須、高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命乎持天、八百萬乃神等乎神集倍賜天、皇孫尊波高天原仁事始天、豐葦原乃瑞穗乃國乎安國止平介久所知食天、天都日嗣乃天都高御座仁御坐天、天都御

膳乃長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁、瑞穂乎平介久安介久、由庭仁所知食止、事依志奉天、天降坐之後仁、中臣乃遠祖天兒屋根命、皇御孫尊乃御前仁奉仕天、天忍雲根神乎天乃二上仁奉上天、神漏岐神漏美命乃前仁受給利申仁、皇御孫尊乃御膳都水波、宇都志國乃水仁、天都水乎加天奉牟止申世止、事教給志仁依天、天忍雲根神、天乃浮雲仁乘天、天乃二上仁上坐天、神漏岐神漏美命乃前仁申世波、天乃玉櫛乎事依奉天、此玉櫛乎刺立天、自夕日至朝日照万天、天都詔戸乃太詔刀言乎以天告礼、如此告波、麻知波弱韮仁、由都五百篁生出牟、自其下天乃八井出牟、此乎持天、天都水止所聞食世止、事依奉支、如此依奉志任々仁所聞食由庭乃瑞穂乎、四國卜部等、太兆仁卜事乎持天奉仕天、悠紀仁近江國野洲、主基仁丹波國氷上乎齋定天、物部乃人等、酒造兒酒波粉走灰燒薪採相作稲實公等、大嘗會乃齋場仁持齋參來天、今年十一月中都卯日仁、由志理伊都志理持、恐美恐美毛清麻波利仁奉仕利、月內仁日時乎撰定天獻留悠紀主基乃黒木白木乃大御酒乎、大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止、汁仁毛實仁毛、赤丹乃穗仁毛所聞食天、豐明仁明御坐天、天都神乃壽詞乎稱辭定奉留皇神等毛、千秋五百秋乃相嘗仁相宇豆乃比奉利、堅磐常磐仁齋奉利、伊賀志御世仁榮志米奉利、康治元年與利始天、天地月日共仁、照志明志御坐事仁、本末不傾、茂槍乃中執持天奉仕留中臣、祭主正四位上行神祇大副大中臣朝臣清親、壽詞乎稱辭定奉久止申、又申久、天皇我朝廷仁奉仕留親王等王等諸臣百官人等、天下四方國乃百姓諸々、集侍天見食倍尊食倍、歡食倍聞食倍、天皇我朝廷仁茂世仁、八桑枝乃如久立榮奉仕倍岐禱乎所聞食止、恐美恐美毛申給久止申、これ也、此文、ふるくめでたき事多きを、世にしれる人まれなる故に、今寫し出せり、ところ〴〵文字の誤りおほかるを、今は三四本を合せ見て、たがひによきあしき中に、よしとおぼしきをえらびてしるしつ、されど猶誤りと見ゆる所々なきにあらず、なほ考へて正すべき也、さて今古言を考へて、訓をも加へたるついでに、いさゝかこゝの意をもとくべし、第六行なる天都御膳の遠の字は、かならず乃なるべし、遠にても聞ゆるが如くなれども、さては次に瑞穂とある遠と重なれり、由庭仁所知食の知の字は、聞なるべし、第十行の天忍雲根神乎天乃云々、受給利申仁、これは天忍雲根神乎、神漏岐神漏美命乃前仁、受給

書中ノ天ニ上ニ奉上ノさ、語を次第て見れば、よく聞ゆる也、宇都志國ヽ水ノの丁ノ字は、ノ、も加ふもあれ、皆誤也、か
ならず仁なるべし、天都水ヽ加ニの古ノ字は、且を誤れる也、申達は心得ず、かならず申ノと有べきところ也、布川淡弱
韮ニは、何事にか聞えがたし、但し顯細ニ、神名帳に、左京二條坐ニ座、太詔刀命神、久慈眞智命神とあり、眞智
よしありげ也、太詔刀ノ命と並び坐し、又此二神相嘗に預り給ふと、下にいふを合せおもふべし、韮は、もしくは薑を誤れ
るにて、畫の借字ならむか、畢書とは、正午時より前をいふべければ、上に一朝日照ニ万ヨとあるつゞきの時刻なるべし、
由都五百さは、同じ韮なりていかゞ、由都はすなはち五百箇といふことなれば也、八井とは、神武天皇の御子の御名に、日子
八井ノ命又神八井耳ノ命と申すおはせり、八井の意同じことにや、如此奉ゞは、奉の上に依ノ字脱たるなるべし、四國ノ卜部は、大
數・壹岐の卜部に、四國卜部等とあれども、卜部に、伊豆壹岐對馬の三國にかぎりて出ることにて、四方の國より出るもの
にあらざれば、毛ノ字は、後の人のさかしらに加へたるにて、かれもこゝも四箇國をいふ也、これによりて、四國は、有
の三國と、いま一國はいづれの國ならむ、いぶかし、太兆ニの仁ノ字は、乃を誤れるなるべし、奉仕ニの留ノ字は、且なるべ
し、米上の下に、一本には部ノ字あり、もしそれによらば、上なる野洲の下にも、その字あるべき也、相俟は、儀式には
相仕、大嘗祭式には共ニ作りてあり、これらを合せて思ふに、仕も俟も誤にて、相作なるべし、由志理伊都志理は、由志理、
伊都は賢にて、共に齋清のたること、志理は、齋まはり清まはりの、まはりの如き、辭と聞えたり、日時ヲ撰定、ことにいづく
ぞとかることなるを、かく申すは、上代には、其度々撰て定めしにや、さて其代の詞のまゝに、後までも申せるか、赤丹
穗ニの毛ノ字は、衍也、後ノ人、此言の意をしらず、たゞ上に一二仁毛とあるにならひて、みだりにこゝにも加へたる物な
るべし、阿御ニ毛ノ且は、かならず上と有べきところ也、相嘗は、阿比爾閇と唱ふべし、爾閇を牟倍と唱へては、後ノ世の
音便にくづれたる唱也、大嘗も、大爾閇なるを、大牟倍といふと同じ、さて此相嘗は、天皇と相作に、新嘗し給ふ嘗の名

にて、俗にいはゆる相作のことゝろばへなり、さる故に此祭は、必しも其神社の位き卑きにもよらず、必預り給ふべく思はな
る神にも、預り給はぬ多し、これ殊に故有て、預り玉ふは預り玉ふなるべし、其神七十一座おはしまして、四時祭式に見え
たり、其中に、上に引たる左京二條ニ坐ス二座ノ神は、大社の列にだに入給はざるに、此祭に預かり給ふことは、新嘗に殊な
るゆゑある神なるべし、明き意は、理を延へて良志といへるにて、阿加理也、事仁は、下の奉仕といふへつゞく辭也、
食倍は、みな多倍と訓ムべし、給へといふと也、さて聞食倍の下に、弖といふ辭を添へて心得べし、天皇朝庭の朝ノ字は、朝
の誤也、禱ル所聞食止は、一本には稱辭竟奉良久止とあり、これもあしからず、さて天ノ忍雲根ノ神云々の事、伊勢ノ外
宮の書どもに、天ノ村雲ノ命の事として記せり、同神にやあらむ、さて此壽詞を申すとは、辰ノ日豊樂院に幸し、悠紀ノ帳
に御す、神祇官の中臣、賢木を笏に執そへて、南門より入、版位につき跪て、天ッ神の壽詞を奏すこと、大嘗祭式に見えた
り、わすれたり、大嘗會ノ齋場とある會ノ字は、宮を誤れるなるべし、

大安殿

天武紀に、天皇御大安殿云々といへるを、所々に見え、續紀にも多く見えたり、大安殿は、意富夜須美杼能と訓ムべし、
すなはち大極殿のこと也、又天智紀に、西ノ安殿、天武紀に、向ノ安殿、内ノ安殿、外ノ安殿、舊宮ノ安殿、文武紀に、東ノ
安殿などもある、みなやすみどの也、やすみは、古き哥に、やすみしゝわが大きみとよみて、これ安らけくて天の下を見
し給ふ意、見し給ふとは、しろしめすと也、されば天皇のまします殿をば皆、やすみどのと申せる也、いたく後の物なれ
ど、西行が撰集抄に、崇德天皇の御陵に參りて、その御事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にいつか
れさせ玉ひ云々といへるは、たまく古言の殘れりしなるべし、さて皇極紀天武紀に、大極殿を、おほあむどのと訓ミ、天智
紀に、西小殿とあるを、にしのこあどのとよみ、上に出せる天武紀の内ノ安殿を、うちのあむどのと訓るなどは、何れも

やすみどのと訓しあやまれるに、傍（ソバ）に安ノ字を書たるを見て、誤りて安を音によめるひがこと也、又かたはらに安ノ字を書る所もある、これもかの安を音によむとよひが心得して、あむと訓ましめむとて也、大極殿は、第一の正殿なるか故に、おほやすみどのと云るを、やがて大安殿（オホヤスミドノ）とも書れたる也、續紀に、大極殿と大安殿とは、別（コト）なるが如く聞ゆる所もあれど然らず、同じこと也、

立田川

古今集秋下に、神なびの山を過て、立田川を渡りける時に、紅葉の流れけるをよめる、「神なびの山を過ゆく秋なれば立田河にぞぬさはたむくる、此神なび山は、山城ノ國ノ乙訓ノ郡にて、同集別ノ部に、山崎より神なびの森まで、おくりに人々まかりて云云、とあると同所也、さて源ノ重之集に、山崎川を立田川といふを、筑紫へいくとて、「白浪の立田の河を出しより後くやしきは船路なりけりとも有、然れば立田川といふも、山崎のあなた、津ノ國嶋上ノ郡にて、かの神なび山近き所にて、筑紫へ下る道也、大和ノ國の立田とは別也、然るを、神なび山といふも、立田も、大和に名高くてある故に、昔より右の古今集なるをも、大和ノ國のとのみ思へり、契沖も然心得て、神なび山は高市ノ郡、立田は平群ノ郡にてはるかにへだたれゝば、其山の紅葉の、立田川に流るべきことわりなし、といひて疑ひたり、されど詞書に、哥よみしのみづから、其山をこえ、其川を渡りてよめることあれば、誤りとはいひがたし、然るを吾師は、もとよりかの哥をひがことゝして、詞書をさへ、撰者の作れるがごといはれたるは、いひ過しなりけり、たとひ哥はひが心得してよむこともありとも、さる詞書までを作るべき物かは、さも／＼大和の立田は、萬葉集の哥に、十四五首も見えたれど、いづれも／＼山をのみよみて、川をよめるは一つも見えず、その外の古書にも、立田は山とのみこそあれ、川はあることなし、立田川とよめるは、みな今の京になりての哥にて、右にいふ山崎のあなたなる也、さていはゆるみだれて流るめりの哥は、もしまことにならの帝の御哥ならば、平城天皇なるべし、又

「もみぢ葉ながる神なびのといふ哥は、飛鳥川とあるかた正しくて、大和なるべし、かの山崎のあなたなるは、神なびとはいへど、みむろの山とはいふまじければ也、然るに拾遺集物ノ名の哥に、「神なびのみむろのきしやくづるらん立田の川の水のにごれるとあるは、はやくかの古今集の哥どもによりて、大和のとまぎれて、かくはよみ合せたゝめり、其後々の哥どもはさらなり、

あがたゐのうしは古へ學のおやなる事

からごゝろを清くはなれて、もはら古へのこゝろ詞をたづぬるがくもむは、わが縣居ノ大人よりぞはじまりける、此大人の學の、いまだおこらざりしほどの世の學問は、哥もたゞ古今集よりこなたにのみとゞまりて、萬葉などは、たゞいと物どほく、心も及ばぬ物として、さらに其哥のよきあしきを思ひ、ふるきちかきをわきまへ、又その詞を、今のおのが物としてつかふ事などは、すべて思ひも及ばざりしことなるを、今はその古へ言をおのがものとして、万葉ぶりの哥をも、よみいで、古へぶりの文などをさへ、かきうることゝなれるは、もはら此うしのをしへのいさをにぞ有ける、今の人は、たゞおのれみづから得たるごと思ふめれど、みな此大人の御陰によらずといふことなし、又古事記書紀などの、古へ典をうかゞふにも、漢意にまどはされず、まづもはら古へ言を明らめ、古へ意によるべきことを、人みなしれるも、このうしの萬葉のをしへのみたまにぞありける、そもそもかゝるたふとき道を、ひらきそめられたるいそしみは、よにいみしきものなりかし、

悠紀主基

大嘗の悠紀主基の主基ノ事、書紀の私記に、師說、次ニ於齋忌一也、といへるより、今に至るまで、人皆此意とのみ心得たれど、ひがこと也、かの說は、天武紀に、齋忌此云二踰既一、次此云二須岐一とあるによれるなれども、齋忌こそ此字の意なれ、次は借字にして、此字の意にはあらず、古へはすべて、たゞに同じければ、字は、意にはかゝはらず、借りて書るに、次を須岐

ともいへるから、音の同じきまゝに、借りて書かへるを、そのまゝに書れたる物也、次の意にあらずといふの意は、悠紀と主基とは、何事も二方全く同じさまにして、一事もいさゝかのおとりまさりあることなければ、次といふべきよしなきになし、天武紀なるは、借字なること、疑ひなき物をや、主基は、禊の背岐と同言にして、濯といふことなり、みそぎも身濯にて、そゝくこすゝぐと同じき也、共につゞめて、背岐とも須岐ともいへる也、されば是れも、齋忌と同じさまの名にして、濯ぎ清めたるよしなるぞかし、

水莖の岡

水莖の岡、つねによむ水莖は、みな岡の枕詞にして、地ノ名にはあらず、然るを昔より、枕詞なることをしれる人なくして、或は筑前、或は近江の地名と心得來つるは、ひがこと也、水ぐきは、みづ／＼しき莖といふことにて、草木の莖也、すべてくきといへば、即チ木の事にて、草のくきにもなれり、木ノ神を久々能智といふにて心得べし、さて岡とつゞくるは、稚の意也、和と乎と通ふ例、わなゝくをのゝく、わかゆるをこゆる、たわやめたをやめなど、猶多き中に、神樂の取物ノ哥に、天にますとよ岡姫のとあるをとりて、源氏物語のをとめの巻の哥には、天にますとよわか姫とよめる、これ正しく岡と稚と通ふ例也、されはみづ／＼しき木の稚しといふ意にて、みづぐきの岡とはつゞくるなり、又萬葉六に、水城につゞけたるは、やがてみづ／＼しき莖のみづ木と、重ねたるなり、七に水莖の岡ノ水門とよめるは、筑前ノ國遠賀ノ郡にて、風土記に塢舸ノ水門と見えて、たゞ岡といふ地名也、此哥の外に、筑前に水ぐきの岡といふこと、古書に見えたることなし、仲哀紀に洞ノ海といふあるを思ひて、洞を、水くきと一つかと思ふも、ひがこと也、洞ノ海は、をかのみなとゝは別所也、又水くきの岡、近江に在といふも、それは[illegible]也、十に、水ぐきの岡とのみにて、水門といはざる哥あるは、前後みな大和の地名をよめる哥の中なれば、筑前にはあらで、大和なるべし、高市ノ郡飛鳥ノ岡を、今も岡といひ、岡寺といふもあれば、此所ならむか、十二に

も見えたるは、いづくにもあれ岡にて、地名にはあらざるか、又古今集大哥所の哥、水ぐきぶりに、みづぐきの岡の屋かたとよめるは、岡屋縣にて、和名抄に、山城ノ國宇治ノ郡岡屋乎加乃也とある所也、後に岡ノ屋ノ關白と申しゝがおはせしも、此地名也、縣をがたといふは、山縣片縣などの如し、然るにこれをも、水ぐきの岡といふ地名と思ひ、やがたを屋形と心得たるは、みなひがこと也、屋形といふ物は、船などにこそあれ、家を屋形といふことは、古へにはなきことなるをや、さて水ぐきぶりといふは、樂府にていふ稱にて、その哥のはじめの詞をとりてつけたる物にて、地名に限れることにはあらず、此集ぶりといふ名の事は、古事記傳に、ひなぶりの下にくはしくいへり、さて又せうそこ書をみづぐきといふは、玉づさといふと同じくて、これもみづ／＼しき木といふこと也、そはまづ上古には、人の許へ使をやるには、梓木に玉をつけたるを持せて、使のしるしとせし也、玉梓の使とつねにいふは此事也、それよりうつりて、せうそこ文をも、同じく玉梓といひ、又かの玉つけたる梓をとりして、みづ／＼しき木といふ意にて、みづぐきといへるより、これもうつりて、書をも然いへる也、かくて又うつりては、かならずしも人の許へやる書ならでも、手跡の事をも、水ぐきといふことゝなれるなり、

わたくしに記せる史

よにおほやけの史にはあらで、私に御代／＼の事を記せる書、これかれとおほかるを、むかしの皇國人は、佛をたふとばぬは一人もなかりしかば、かゝる書にさへ、ともすればえうなきほとけざたのまじりて、うるさく、今見るには、かたはらいたきをおほし、又さかしら心に、神代にはあやしき事のみ多くして、からめかぬをいとひて、おほくは神武天皇より始めてしるして、神代のほどをばはぶけるは、から國のむね／＼しき書に、さるたぐひのあるを、よきことゝ思ひて、ならへる物也、そも／＼外國々は、その王のすぢ、定まれる事なくして、よゝにかはれば、心にまかせて、いづれのよゝり記さむも難なきを、御國の皇統は、さらに外國の王のたぐひにはあらず、天照大御神の天津日嗣にまし／＼て、天地と

ともに、いにしへに傳はらせ玉ふを、この本のはじめをはぶきすてゝ、なからより記してよからめや、よろづぞかゝる國にならふも、事によりては、心すべきわざぞかし、

家隆卿のことば

いへたかの二位のいはれしに、哥はふしぎの物にて候也、きとうち見るに、おもしろくあしからずおぼえ候へども、次の日又々見候へば、ゆゝしく見ざめのし候、これをよしと思ひ候けるこそふしぎに候へ、などおぼゆる物にて候云々、とぞいはれける、まことにさることなり、

儒者の皇國の事をばしらずとてある事

儒者に皇國の事をとふには、しらずといひて、恥とせず、から國の事をとふに、しらずといふをば、いたく恥と思ひて、しらぬ事をもしりがほにいひまぎらはす、こはよろづをからめかさむとするあまりに、其身をも漢人めかして、皇國をばよその國のごともてなさむとするなるべし、されどなほから人にはあらず、御國人なるに、儒者とあらむものゝ、おのが國の事しらであるべきわざかは、但し皇國の人に對ひては、さもあらむを、から人めきてよかめれど、もし漢國人のとはむあらむには、我は、そなたの國の事はよくしれゝども、わが國のことはしらずとは、さすがにえいひたらじを、もしもいひたらむには、己が國の事をだにえしらぬ儒者の、いかでか人の國の事をばしるべきとて、手をうちて、いたくわらひつべし、

古書どもの事

ふるきふみども、世にたえてつたはらぬは、萬よりもくちをしく歎かはしきわざ也、釋日本紀仙覺が万葉の抄などを見るに、そのほどまでは、國々の風土記も、大かたそなはりて、傳はれりと見えたり、釋に引る上宮記といふ物は、いとかばかりなむど、そのほか古事記ぶみも、今一きははふるく見えたるは、まことに上宮記といふ物にて有けむ、文體もいと

とたふとき物なるに、今はたゞ出雲一國のゝみ、またくてはのこりて、ほかはみな絶ぬるは、かへす〳〵くちをし、さるは應仁よりこなた、うちつゞきたるみやこのみだれに、ふるき書どもゝ、みなやけうせ、あるはちりぼひうせぬるなるべし、そも今の世のごと、國々にも學問するともがら多く、書どももえうじもたるもののおほからましかば、むげにたえはつるとはあらじを、そのかみはいまだゐなかには、學問するともがらもいと〳〵まれにして、京ならでは、をさ〳〵書どもゝ、なかりしが故なめり、されどから國のふるきふみどもはしも、これかれとゐなかにも残れるがあれば、むねとからを好むよのならひなるが故也、かくて風土記も、今の世にもかれこれとあるは、はじめの奈良の御代のにはあらず、やゝ後の物にて、そのさま古きとはいたくかはりて、大かたおかしからぬもの也、其中に、豐後ノ國のは、奈良のなれど、たゞいさゝかのこりて、全からず、そも〳〵かくはじめのよきはたえて、後のわろきがのこれるは、いかなるゆゑにかと思ふに、これはた世人の心、おしなべてからざまにのみなれるから、ふるくてからめかぬをば好まず、後のいさゝかもからざまに近きをよろこべる故なるべし、神代ノ卷も、日本紀のをのみたふとみて、古事記のをば、えうぜぬをもてなずらへしるべし、さてしかもこの風土記はみな絶ぬる中に、國はしも多かるに、出雲のゝこれることは、まがことの中のいみしきさきはひ也、又日本紀よりもことよりたゆまじきことわりなるを、古事記萬葉集のたま〳〵にたえでのこれるは、ここにいみしき後の世のさきはひなり、大かた今の世にして、古へのすがたをしることは、もはら此二ふみのみたまになむ有ける、

また

書紀の今の本は、もじの誤りもところ〴〵あり、又訓も、古言ながら多くは今の京になりてのいひざまにて、音便の詞などいと多きに、中にはまたいとふるくめづらかにたふときこともまじれるを、その訓おほくは全からず、あるはなかばかけ、或はもじあやまりなど、すべてうるはしからず、しどけなきは、いと〳〵くちをしきわざ也、板本一つならでは世になく、

古き寫し本はいとゞまれなれば、これかれをくらべ見て、直すべきたよりもなく、すべて今これをさらにうるはしく、改め直さむとは、いと／＼かたきわざ也、今の世の物しり人、おのれ古へのこゝろ詞をうまらに明らめえたりと思ひがほなるも、ひがことのみおほかれば、これ改めたらむには、中々の物そこなひぞ多かるべき、されば今これをゑり改めむとならば、文字の誤をのみたゞして、詞をば、しばらくもこのまゝにてあらむかたぞ、まさりぬべき、

また

續紀よりつぎ／＼の史典も、今の本は、いづれもよろしからず、文字の誤りことにおほく、脱(オチ)たることなどもあり、さも／＼

書紀に、調大事なれば、たやすく手つけがたきを、續紀よりこなたの史は、宣命のこゝろをおきてはかすべては、詞にとなきもなく、たゞよのつねのから書の例のごとくにてよろしければ、今いかで三代實錄までを、皆古きよき本を、これかれよみ合せて、よきをえらびて、うるはしきゑり本を成しおかまほしきわざ也、

又

萬のふみども、すり本と寫し本(マキ)との、よさあしさをいはむに、まづすり本(マキ)の、えやすくたよりよきことは、いふもさらなる也、しかれども又、はじめ板にゑる時に、ふみあしき人の手にて、本のよきあしきをもえらばずてゑりたるは、さらにもいはず、物しり人の手をへて、えらびたるも、ひがことのおほかるを、一たび板にゑりて、すり本出ぬれば、もろ／＼の寫し本は、おのづからにすたれて、たえ／＼になりて、たゞ一つにさだまる故に、誤りのあるを、他本(アダシマキ)もてたゞさむことすれど、たやすからず、こはすり本(マキ)のひとつのあしき也、古き書どもは、大かた元和寛永のころより、やう／＼に板にはゑれるを、いづれもよくあしく、あやまり多くして、別によき本を得てたゞさゞれば、物の用にもたちがたきさへおほかるは、いとくちをしきわざ也かし、然るによき本ならぬ書どもは、寫し本はたま／＼あれば、誤りは有ながらに、これかれを見合はす

れば、よきをも得る、これは寫本にて傳はる一つのよき也、然はあれども、寫本はまづはえがたき物なれば、廣からずして絶やすく、又寫すたびごとに、誤りもおほくなり、又心なき商人の手にてしたつるは、利をのみはかるから、こゝかしこひそかにはぶきなどもして、物するほどに、全くよき本はいとまれになりゆくめり、されはたとひあしくはありとも、なほもろもろの書は、板にゑりおかまほしきわざなり、殊に貞觀儀式西宮記北山抄などのたぐひ、そのほかも、いにしへのめでたき書どもの、なほ寫本のみにてあるが多きは、いかでいかでみないたにゑりて、世にひろくならまほしきわざ也、家々の記録ぶみなども、つぎつぎにゑらまほし、今の世大名たちなどにも、するぶんに古書をえうじ給ふあれど、たゞ其家のくらにをさめて、あつめおかるゝのみにて、見る人もなく、ひろまらざれば、世のためには何のやくもなく、あたらかひもなし、もしまことに古書をめで玉ふ心ざしあらば、かゝるめでたき御世のしるしに、大名たちなどは、其道の人に仰せて、あだし本どもをもよみ合せ、よきをえらばせて、板にゑらせて、世にひろめ給はむは、よろづよりもめでたく、末の代までのいみしき功（イサヲ）なるべし、いきほひ富（トメ）る人のうへにては、かばかりの費（ツヒエ）は、何ばかりの事にもあらで、そのいさをは、天の下の人のいみしきめぐみをかうぶりて、末の世までのこるわざぞかし、かへすがへすこゝろざしあらむ人もがな、

また

めづらしき書をえたらむには、したしきもうときも、同じこゝろざしならむ人には、かたみにやすく借して、見せもし寫させもして、世にひろくせまほしきわざなるを、人には見せず、おのれひとり見て、ほこらむとするは、いといと心ぎたなく、物まなぶ人のあるまじきこと也、たゞしえがたきふみを、遠くたよりあしき國などへかしやりたるに、あるは道のほどにてはふれうせ、あるは其人にはかになくなりなどもして、つひにその書かへらずなる事あるは、いと心うきわざ也、されはとほきさかひよりかりたらむふみは、道のほどのことをもよくしたゝめ、又人の命は、にはかなることもはかりがたき

物にしあれば、なかなか後にも、はふらさず、たしかにかへすべく、おきておくべきわざ也、すべて人の書をかりたらむには、すみやかに見て、かへすべきわざなるを、久しくとゞめおくは、心なし、さるは書のみにもあらず、人にかりたる物は、何物も同じことなるうちに、いかなればにか、書はことに、用なくなりてのちも、なほざりにうちすておきて、久しくかへさぬ人の、よに多き物ぞかし、

また

人にかりたる本に、すでによみたるさかひに、をりめつくるは、いと心なきしわざなり、本にをりめつけたるは、なほるよなきものぞかし、

中御門宣胤卿の記

中御門大納言宣胤卿記にいはく、文明十二年正月一日【壬午、】小朝拝元日節会、乱中至于今十余年停止、両会并社祭諸公事、乗以十余年停止、またいはく、同十日、室町殿年始参賀、毎年式日也、云々摂家清花、乱前悉乗車也、今悉騎馬也、不可説之事歟、末世至極無力者歟、またいはく、二月廿一日、今日春日祭也、乱中乱後、諸社祭悉停止、雖然当社祭者、為寺門上卿弁諸司等致下行、毎年両度、于今無懈怠、またいはく、三月廿六日、今日県召除目初夜也、乱中一両度【文明七】雖行、今度依宰相中将殿御昇進、為武家被申行者也、公卿殿上人悉被付少分之新恩、但用脚未到之間、各別被立替分云々、関白五千疋、【但半減歟】執筆二千疋、其外公卿殿上人各三百疋、【但半分歟】惣用三千疋云々、いと乏しきことはみえたる也、又いはく、同四月十五日、依召参内、風雅集可書進之由、且民部卿忠富中納言被仰下、御本料紙【十六帖】被下之、またいはく、九月二日、参内云々、唐櫃有投文、云々、十月三日、今日禁闘寺内、被立申丁哉云々、同十日、以新関停止、土一揆蜂起、塞通路、北白川等集合、焼払関所、号三門真作理料、徳政七

日所被立新関也、武家自用之外、於修理者不及沙汰、諸人之所歎也、また、十三日、参内云々、同寺内河野按後、被合之、またいはく、同十二月二十日云々、于時土御門殿也、乱後有修理、去年十二月七日、自日野侍従政資亭遷幸、また、文亀二年正月一日【乙亥】節会、世乱以後、至長享三年廿二年退転、延徳二年再興、近年又退転、当年依代始所御再興也、去年依諒闇為平座、また、同二日、去夜勧修寺中納言、以同覧折紙年始歳末之礼、公卿不参之者、知行可有違乱之由、室町殿御候、当代大略不参之間、及此御沙汰、この年始歳末の礼は、室町殿へ、公卿たちの参らるる事也、可有違乱とは、今ノ世の語にも、違乱せられよといふと同じ、又いはく、同二月十日、去年下遣越前使者、今日上、遅々以外事也、河合荘【内裏御料所】御年貢三千疋、知行分柚山荘分三千疋、【親長卿請切万円千疋也】到来、などあり、これらは、書どもよむとて、ふと心にとまるふし共のあるを、これかれと、いさゝかづゝぬき出て書る也、みだれたりし世のほど、何事もいたくおとろへたりしさましるせるをよめば、いとかなしくて、ほろ／＼涙もおちぬかし、今云々とかけるに二やう有り、そはまづ云々とは、古き書共には、語をはぶきたる所にかけるを、中昔より近き世の物には、となりといへりなどいふべき所にかけり、されば今もろ／＼の記録などの語をぬき出てかくに、本にある云々は皆、となりといへりなどいふべきところなる故に、かたはらにその假字をつけて分ち、今私に語を略きて書る所にかけるは、假字を附ず、その心もて見べし、

吉田兼倶卿日本紀御談義の事

同じ記にいはく、文明十二年十月廿一日、今日於禁裏日本紀御談義、兼倶卿申之、云々頃之兼倶卿参、先有御談義、【日本紀巻本】次於黒戸有御談義、西面上壇、主上御座、【南面】次壇中程、兼倶卿候、【北面】日本紀【草紙本】置小机上読申之、先兼倶卿参之後、聴衆参進、【此間公卿たちの名略けり】等同畳在右相分参候、殿上人【名ども略く】等

在下壇上也、自御前不見所也、直垂着於西小庭聽聞、云々兼俱朝臣所事、兼而可為貫首之由被定之處、且剣申之所存之間、臨期被改者也、今日端四五行可申分、致文字讀之處、不慮經説之間、日本書紀巻第一神代上、此十字許申之、また、同十一月廿六日、今日日本紀御講義也、御役也、先申古秘御傳受、他人不聞之、また、十二月十四日、今日日本紀講尺當職也、云々就神邑御傳授、今日被仰置【從二位】またいはく、文龜二年正月十七日、參華葩功、日本紀【神代下巻】講義也、侍從二位兼俱卿申之、同廿日、參一條殿日本紀講義、今日終功、【下巻以上三ヶ度】神道事等を申之、など見えたり、そのかみ兼俱卿の日本紀を講じ申されけむほど、思ひやられたり、

三社の託宣といふ物

同記にいはく、文龜二年二月十日、侍從二位【兼俱卿】所望之三社託宣、并天神名号、云々以上今日書遣之、また、同十七日、三社託宣一幅、兼永朝臣所望書之、

神拜口傳といふ事

同記云、文明十二年十二月二日、參吉田社、兼俱朝臣所見尺之間、予寄日本紀御講義參事、對面相語云、神拜口傳事、當家雖有御尋、然此六七十年以來、一向無被問事、當家無敬神之輩云々、余敬神異于他、因來次可授云々、同日傳之、十日、遣状於吉田神主、昨日同講、爲千載一遇候、殊神拜口傳事、深感心中候、思給不可過于是之儀略候、歡悦之條、重可參申之處、遲々非獻短章候、何樣追々神道事、可傳御指南候、恐々謹言、十二月十一日、吉田殿、

歌の御會のめぐらし文

昔宮寺權大納言實隆卿記云、永正五年正月十四日、和歌御會始廻文以書狀遣之、雖有其恐奉行御園、來十九日可

有被講、可令豫參給由、被仰下候也、正月十四日、元長、中御門大納言殿、【此所同じつらに廿三人の名あり】此限可爲年一點也、來相別紙以折紙相觸之、

鎌倉右大臣の名みかどより給へる事

愚管抄にいはく、千萬御前、元服せさせて、實朝といふ名も、京より給はりて、建仁三年十月八日、やがて將軍宣下申くだして云々、

もろこしぶみをもよむべき事

から國の書をも、いとまのひまには、ずゐぶんに見るぞよき、漢籍も見ざれば、其外國のふりのあしき事もしられず、又古書はみな漢文もて書たれば、かの國ぶりの文もしらでは、學問もことゆきがたければ也、かの國ぶりは、よろづにあしきことをふかくさとりて、皇國だましひだにつよくして、うごかざれば、よるひるからぶみを見ても、心はまよふことなし、然れども、かの國ぶりとして、人の心さかしく、何事をも理をつくしたるやうに、こまかに論じ、よさまに說なせる故に、それを見れば、かしこき人も、おのづから心うつりやすく、まどひやすきならひなれば、かの書見むには、つねに此ことをわするまじきなり、

學問して道をしる事

がくもんして道をしらむとならば、まづ漢意をきよくのぞきさるべし、から意の清くのぞこらぬほどは、いかに古書をよみても考へても、古への意はしりがたく、古へのこゝろをしらでは、道はしりがたきわざになむ有ける、そも〳〵道は、もと學問をして知ることにはあらず、生れながらの眞心なるぞ、道には有ける、眞心とは、よくもあしくも、うまれつきたるまゝの心をいふ、然るに後の世の人は、おしなべてかの漢意にのみうつりて、眞心をばうしなひはてたれば、今は學問

せざれば、道をえしらざるにこそあれ、

がくもん

世ノ中に學問といふは、からぶみまなびの事にて、皇國の古ヘをまなぶをば、分て神學倭學國學などいふなるは、例のから國をむねとして、御國をかたはらになせるいひざまにて、いと〳〵あるまじきことなれ共、いにしへはたゞから書學びのみこそ有けれ、御國の學びとては、もはらとする者はなかりしかば、おのづから然いひならふべき勢ひ也、しかはあれども、近き世となりては皇國のをもはらとするともがらもおほかれば、からぶみ學びをば、分て漢學儒學といひて、此皇國のをこそ、うけばりてたゞに學問とはいふべきなれ、佛學なども、他(ホカ)よりは分て佛學といへども、法師のともは、それをなほただに學問とはいひて、佛學とはいはざる、これ然るべきことわり也、國學といへば、尊ぶかたにもとりなさるべけれど、國の字も事にこそよれ、なほうけばらぬいひざまなり、世の人の物いひざま、すべてかゝる詞に、内外(ウチト)のわきまへをしらず、外ツ國を内になしたる言のみ常に多かるは、からぶみをのみよみなれたるからの、ひがことなりかし、

からごゝろ

漢意(カラゴコロ)とは、漢國のふりを好み、かの國をたふとぶのみをいふにあらず、大かた世の人の、萬の事の善惡是非(ヨサアシサ)を論ひ、物の理リをさだめいふたぐひ、すべてみな漢籍(カラブミ)の趣なるをいふ也、さるはからぶみをよみたる人のみ、然るにはあらず、書といふ物一つも見たることなき者までも、同じこと也、そもからぶみをよまぬ人は、さる心にはあるまじきわざなれども、何わざも漢國をよしとして、かれをまねぶ世のならひ、千年にもあまりぬれば、おのづからその意(ココロ)世ノ中にゆきわたりて、人の心の底にそみつきて、つねの地となれる故に、我はからごゝろもたらずと思ひ、これはから意にあらず、當然理(シカアルベキコトワリ)也と思ふことも、なほ漢意をはなれがたきならひぞかし、そも〳〵人の心は、皇國も外つ國も、ことなることなく、善惡是非(ヨサアシサ)に二つ

なければ、別に漢意といふこと、あるべくもあらずと思ふは、一わたりさることのやうなれど、然思ふもやがてからごゝろなれば、とにかく此意は、のぞこりがたき物になむ有ける、人の心の、いづれの國もことなることなきは、本のまごゝろこそあれ、からぶみにいへるおもむきは、皆かの國人のこちたきさかしら心もて、いつはりかざりたる事のみ多ければ、眞心にあらず、かれが是とする事、實の是にはあらず、非とすると、まことの非にあらざるたぐひもおほかれば、善惡是非に二つなしともいふべからず、又當然之理とおもひとりたるすぢも、漢意の當然之理にこそあれ、實の當然之理にはあらざること多し、大かたこれらの事、古き書の趣をよくえて、漢意といふ物をさとりぬれば、おのづからいとよく分るゝを、おしなべて世の人の心の地、みなから意なるがゆゑに、それをはなれて、さとることの、いとかたきぞかし、

おかしとをかしと二つある事

田中ノ道麻呂が考へけるは、物をほめていふおかしは、おむかしのつゞまりたるにて、おの假字也、又笑ふべき事をいふをかしは、をこといふ言のはたらきたるにて、をの假字也、さればこは本より二つにて、異言なるを、假字づかひみだれて、一つに書から、同言のごと心得たるは、誤也といへる、まことにさることにて、いとよきかむかへなり、ほむるとわらふとは、其意大かたうらうへなるを、いかでか同じ言を通はし用ふることのあらむ、おむかしは古き言にて、書紀に徳ノ字また欣感などを、おむかしみすとよみ、續紀の宣命には、うむかし共見え、万葉の哥には、おをはぶきて、むかし共よめり、此道まろといひしは、美濃ノ國多藝ノ郡榛木村の人にて、後は尾張の名兒屋に住て、よになく、ふることを好み、人にも教へて、ことに萬葉集を深く考へ得たる人になむ有ける、年はやゝこのかみなりしかども、宣長が弟子になりて、二たび三たびはこゝにも來、つねはしば〳〵ふみかよはしてなむ有けるを、今はむかしの人になむなりぬる、大かたかの名兒屋に、いにしへ學びする人々の出來しは、此おきながみちびきよりぞはじまりける、

東宮をたがひにゆづりて

此里に、これも宣長がをしへ子に、須賀直見といひしは、いときなかりしほどより、からやまとの書をこのみよみて、いとよく學びて、哥をもよくよみ、物のさとりもいとかしこかりけるを、まだ四十にもならで、はやくみまかりぬるは、いともあたらしきをのこになむ有ける、それがいへりしは、古今集の序の細註に、東宮をたがひにゆづりてとあるは、たれもいとゞ心得ぬいひざまなる、こは東宮とにぞ有けむを、ともじとをもじとよく似たれば、見誤りて書きつたへたる物なるべし、宇治ノ稚郎子をさして、東宮とは申せる也とぞいへりし、此考へにてよくきこえたり、

平戸記

平戸記にいはく、仁治三年正月十六日云々、凡空位及數日、偏是關東所爲也、十七日云々、阿波院宮、依武士緣、可定御出立之由、世以風聞、使緣者、前内府【定通公】妻、泰時重時等姉妹也、如此之間、私差遣使者於關東、有懇望之旨云々、十九日云々、巷說云、關東飛脚、此申刻許着武家云々、以此由申一條殿云々、依是京中物忩云々、抑此事、關東計申之條、雖無末世之至、極可悲可悲、十善帝位之運、更非凡夫愚賤之所思、而依令傾時儀計歟、一旦雖被仰合、恣以凡卑之下愚、計立帝位之條、未曾有事也、我朝者神國也、不似異域之風、自茲天地開闢之後、國帝皇皆以降、皆先主令計立給、至不慮之事者、非此限、至光仁光孝之代、群臣議定歟、然而其趣、偏爲安天下也、今非群議、以異域蠻類之身、計申此事之條、宗廟之冥慮如何、匕可恐々々、々またいはく、寛元三年二月十日云々、神事興行事、近年每年缺月次祭已下、諸社祭禮等、皆可有興行之儀者、先帝物裝物定積等、於今者無實也、皆悉可有沙汰、雜作事等、臨末代難治歟、可守式數者、其物今者多以無實也、仍文治建久、上長朝議定事、無實物事、可被定其代物、可被立新式歟云、此議可然之由有沙汰、於記錄所被定之、然而終無施行、建曆未建

保初、又及此沙汰、已雖被定其奉行等人數、終又無施行、近者仁治此沙汰、子細同前云々、有封之神事、於今者封戸無實云々、またいはく、同年三月八日、被行小除目、中務丞清原行貞云々、中務丞名字【行貞】者、後白河院御法名也、如何云、職事云、上卿執筆等不存知歟、又執柄無御覺悟歟、不審々々、後聞、經數日此沙汰出來、追被改云、

四條ノ天皇御謚のさだ

同記云、仁治三年正月十九日、先帝御謚號之事、群臣議定、或申四條院、或申後六條院、或申五條院、或申後鳥羽院、云云、四條者、可被移御喪所於右大將亭【三條西洞院】四町之内也、可有其寄歟云、

後鳥羽ノ天皇御謚のさだ

同記云、同年六月廿六日云々、今日殿下御物語云、顯德院謚號、可被改、可奉號後鳥羽云、此事、前内府申行歟、案此事、我朝無例歟、漢朝者、兩度相存之由、大府卿申之、又御改名之儀、太不得其心、何故云、不叶冥慮者、又如何、

順德天皇の御事

同記云、同年十月六日、早旦或者來告云、佐渡院去月十二日崩逝云、去夜飛脚到來、八日、遠所御使、今日到着云、十三日有御喪禮事云、十日云々、彼御腦、太非大事云、只都不聞食供御、涉數日、九月九日可終御命之由、兼有御祈請云、人不知之、追案得其事云、而件日猶不叶、及十二日也、御歸京事、思食絕之故云、就之存命太無益之由、有叡慮云、燒燒石、偸令宛御蚊觸之上給、人不知之歟、二箇日如此之間、小物御腫、次第御身腫惱、弱令成給、兩左衛門大夫康光盛實、御臨終已前、出家着法衣、祇候御前、相互令唱高聲念佛給、如眠御氣絕云、女房右衛門督別當局已下、八人出家、十三日御喪禮、兼皆被仰置云、十一月一日、今日佐渡院御中陰已滿、四十九日也、於遠所無御佛事、京都又同前、御骨入洛之後、可被行云、是御遺誡也、然而非可待其事、懇志之餘、自去月廿二日

始修萬々遍念佛【家中留守者、皆被修之】其外勸化人、其人數已多、然而猶不滿被數、仍賞到百日可修也、【雖未滿數、今日且可結願、又可奉供養佛經、御佛圖繪阿彌陀如來像也、【裏押宸筆、件宸筆、當初御在位之時、】經妙法蓮華經一部、相具之、件料紙、遠所之後、女房奉書已下、取其遺反古、色紙用之、云々此上翻墨字阿彌陀經一巻、別供養之、件經料紙、又宸筆也、消息等、奉見其文、淺色染之、以字方爲裏、去八月最後御書信、讀之故、自筆書寫之也、

服はての衣裳

同上云、仁治三年二月廿六日、今夜左大臣殿分、除周院御服給云々、於川原可令除服之處、御數難出來、無術、仍令除御服、忍而除之後、如何之由、有御計申間、只出御門外也、召吉服御直衣、寄御車、出門外、向吉方、令除給也、直衣脫、同日御車、先是召吉服御裝束、令寄御車給、其後獻御帶、【件獻之人不聞之、可尋、】召之一結テ給之、【衣冠、除服之時、又不召之云、忌吉方賤、猶可尋、】鈍色御直衣一具、置陰陽國前、御車向吉方立楊、衣作褐、大衣可被數側臣傳獻大臣、便撤御贖物、陰陽師切御帶、遣河原流棄也、

天皇禮服御冠のこと

同上云、仁治三年三月十日、御即位禮服御冠、去八日也、而御冠破損、無實、今日內々爲可有沙汰云、御冠破損實、金銅玉之損者、先年爲盜人被盜取贖、一切不見、只御冠羅、少々雖相殘、又珠玉少分落殘、不及其沙汰之由云々、仍此上由、此上皇自事也、東大寺寶藏、天子御冠二額相殘畢、若可被借者、可被召出歟、但存後不遣悟、然而大宮內相談之由所思也、云々但左保朝廷【聖武歟】御冠圖、納御冠之內物歟、同被下之間、於閣下見之、子刻、後言之由所申也、前內府諸田御云、東大寺御冠事、不思食寄之處、今令申出、尤所思食也、十四

日、傳聞、一昨日右少辨時繼申拜賀、即向東大寺云、今朝已上洛云、御冠到來、但太上天皇御冠、非當帝御冠、不可被取入内裏歟、云々、就中以太上天皇御冠爲本樣、已被遣入道相國許云、此條殊驚聞、云々、所謂御冠、又有數頭、被取出之見給、又禮服御覽事被仰出、即被取出之、所殘之御裝、遣召内藏寮、曹祇候可見之由被仰、然而藏人佐云、於今者、女帝禮服、前皇后太子禮服、童帝者又短小之禮服許也、不及見歟云、十七日、云々御冠已出來了、只今令勘云、

加賀國白山社の祭

同記云、同年四月六日戊午云々、今日加賀國白山社御祭也、仍予兼國司、今朝早且行水修解除、爲神事、月來者出入、重輕服輩、不入門内、於魚喰者不憚、如去年十一月、但至鳥兎之類者、深以禁斷之、社例云、これ中昔までも、然るべき神社の祭には、その國司もかくのごとくなりき、しかるに今の世は、亂世のまゝにて、國々にても、神事いとおろそか也、

漢意

漢國には、おほよそ人の禍福、國の治亂など、すべて世ノ中のよろづの事は、みな天よりなすわざとして、天道天命天理などいひて、これをうへなく尊く畏るべき物とぞすなる、さるはすべて漢國には、まことの道傳はらずして、萬の事はみな、神の御心御しわざなるをえしらざるが故に、みだりに造りまうけていへるものなり、そもそも天は、たゞ天つ神たちのまします御國のみにこそあれ、心ある物にあらざれば、天命などいふことあるべくもあらず、神を尊み畏れずして、天をたふとみ畏るゝは、たとへば、いたづらに宮殿をのみ尊みおそれて、其君を尊み畏るゝことをしらざるがごとし、然れ共、外ッ國には、萬ッは神の御しわざなるをえしらざれば、此天道天理の説を信じ居らむも、さることなるを、皇國には、ま

この道の正しき傳への有ながら、それをば尋ね思はずして、たゞ外國のみだりなる説をのみ信じて、天といふことを、いみしき事に心得居て、萬の事に、その理をのみいふは、いかにぞや、又太極無極陰陽乾坤八卦五行など、こと〴〵しくこちたくいふなる事共も、たゞ漢國人のわたくしの造り説にて、まことには其理とてはあることなし、然るに神の御典をとく人も、もはらこれらの理をもて説なるは、いかなるしれわざぞや、近きころにいたりて、儒意をのぞきてとくと思ふ人も、なほ此太極陰陽などの説のひがことなるをば、えさとらず、其垣内を出はなるゝことあたはざるは、なほ漢意の清くさらずて、かれにまどへる夢の、いまだたしかにさめざる也、又天照大御神を、天津日にはあらずとするも、漢意の小き理にかゝはり泥みて、まことの道の、微妙なる深きことわりあることを思はざるもの也、此大御神天津日にましく〳〵て、その御孫命天より降り坐て、御國しろしめす御事は、人のちひさきさとりをもて、其理は測りしらるべききはにあらず、おのが智も一はかりしることあたはざるをもて、其理なしとおもふは、例の小きからごゝろなるをや、

又

漢國にも、神あることを、むげにしらざるにもあらず、尊みもし祀りもすめるは、まことの傳への、かたはしは有しならむ、然れ共、此天地をはじめ給ひ、國土萬物を造りなし玉ひ、人の道をも萬の事をも始め玉ひ、世ノ中のよろづの事をしり行ひ給ふ神たちのましますことをば、すべてえしらずして、これらの重く大きなる事には、たゞ天をのみいひて、たゞかたはらなる小き事にのみ、神をばいひて、此世を照し給ふ日ノ大御神すら、かろ〴〵しく、ことなることもなき物のごとくして、此神をもとも畏れ尊み奉るべきことをだにしらざるは、いとあさましきわざなりかし、

漢國に殷人鬼神をたふとむといへる事

殷人は鬼神をたふとむといひて、かの代には、神を尊むとの道たるといへるは、周の人の言にて、そは殷の道たるにはあら

ず、周の、神を停む事のたらざるにこそあれ、まことの道より見れば、殷の代も猶たらざりけむを、過たりとしもいへるは、聖人のさかしらの增長(イヤマシ)て、神をかろしめたる也けり、

言をもじといふ事

哥のみそぢひともじを、近きころ古學するともがらは、字といふことをきらひて、卅一言といひ、五もじ七もじなどをも、五言七言とのみいふなれ共、古今集の序にも、みそもじあまりひともじと有て、いにしへよりかくいへり、すべてもじといふは、文字の字の音にて、御國言にはあらざれども、もんじといはずして、もじといへば、字の音共聞えず、御國言めきてきこゆる此外にも、ほうしせにふみなどのたぐひ、字の音をなほして、やがて御國言に用ひたる例多かり、されば古き物語ふみなどにも、詞をことばといひてわろき所をば、もじといへるとおほし、のもじをもじなどいふ類也、これらをも、近く古學の輩の、のゝ語をの語などいふなるは、中々にからめきてぞ聞ゆる、源氏物語などには、別(ワカレ)といふことをすら、わかれといふもじといひ、葵ノ卷には、今はさるもじいませ給へなどあるも、さる詞といふと也、かく詞といひてもよきをだに、もじといへるとあれば、まして五もじ七もじのもじをもじなどのたぐひは、さら也、

あらたなる說を出す事

ちかき世、學問の道ひらけて、大かた萬ッのとりまかなひ、さとくかしこくなりぬるから、とりどりにあらたなる說を出す人おほく、其說よろしければ、世にもてはやさるゝによりて、なべての學者、いまだよくもとゝのはぬほどより、われおとらじと、よにことなるめづらしき說を出して、人の耳をおどろかすこと、今のよのならひ也、其中には、ずゐぶむによろしきとも、まれにはいでくめれど、大かたいまだしき學者の、心はやりていひ出ることは、たゞ人にまさらむ勝(カタ)む心にて、かろがろしく、まへしりへをもよくも考へ合さず、思ひよれるまゝに、うち出る故に、多くはなかなかなるいみしきひがこと

のみ也、すべて新なる説を出すは、いと大事也、いくたびもかへさひおもひて、よくたしかなるよりどころをとらへ、いづくまでもゆきとほりて、たがふ所なく、うごくまじきにあらずは、たやすくは出すまじきわざ也、その時には、うけばりてよしと思ふも、ほどへて後に、いま一たびよく思へば、なほわろかりけりと、我ながらだに思ひならるゝ事の多きぞかし、

からぶみよみのことば

漢籍をよむに、よのつねにことなる語の多きは、いとふるくよりよみ来つるまゝの古語なるが、後に音便にくづれたる也、曰をのたうばくとよむは、のたまはくの音便也、又のたばくにても有べし、古言には、たまふをたぶ共いふ故に、萬葉の哥に、のたまはくを、のたばく共よめればなり、故をかるがゆゑにとよむは、かゝるがゆゑにてあるを、かを一つはぶける也、これは音便といふにはあらず、然間をしかうしてとよむは、しかしてに、うを添たるにて、八日をやうか、女房をにようばうといふ類也、已上をこれをもてとよむは、古言のまゝ也、古言には、これといふべきをも、ことゝいへる事つねに多し、さて以をもつてとよむは、例のいやしき音便也、慮をおもんばかる、惟をおもんみるとよむは、おもひはかる、おもひみる也、垂をなんなんとすとよむは、なりなむとする也、しかるをなん／＼たりとよむは、ひがごと也、發をはつすとよむは、はなす也、件をくだんのとよむは、くだりの也、親をしたしんず、重をおもんず、賤をいやしんずとよむたぐひは、したしみす、おもみす、いやしみすにて、皆古言の格也、又好をこのんず、惡をにくんずとよむは、このみす、にくみすにて、これも同じ古言の格なるに、んを添たる也、ことにをことなれば、すはそへんはこといふ類も同じ、既をすでに、甚をはなはだ、畢りぬををはんぬ、遂にしをとげんじ、成にしをなりんじとよめるたぐひ、音便にんといふこと、猶くさぐ\多し、

音便の事

古語の中にも、いとまれ〳〵に音便あれども、後の世のとはみな異なり、後ノ世の音便は、奈良の末つかたより、かつ〴〵みえそめて、よゝをふるまゝに、やう〳〵におほくなれり、そは漢字三音考の末にいへるごとく、おのづから定まり有て、もろ〳〵の音便五くさをいでず、抑此音便は、みな正しき言にあらず、くづれたるものなれば、古書などをよむには、一つもまじふべきにあらざるを、後ノ世の物しり人、その本ノ語をわきまへずして、よのつねにいひなれたる音便のまゝによむは、なほざりなること也、すべて後ノ世には、音便の言いと〳〵多くして、まどひやすし、本ノ語をよく考へて、正しくよむべき也、中にもんといふ音のことに多き、これもと古言の正しき音にあらず、こと〴〵く後の音便也とこゝろうべし、さてその音便のんの下は、本ノ語は清ム音なるをも、濁(ニゴ)らるゝ音なれば、皆かならず濁る例也、たとへばねもころといふ言を、後にはねんごろといふがごとし、んの下のこもじ、本ノ語は清ム音なるを、上のもをんといふにひかれて濁る、みな此格なり、然るを世の人、その音便のときの濁りに口なれて、正しくよむときも、ねもごろと、こをにごるはひがこと也、此例をし、心得おくべし、

官名の事

もろ〳〵の官名の中に、上つ代より、まさしく官職の名にて有しに、漢字を後にあてたるもあり、又名はふるくて、まさしく官名になれるは後なるもあり、又漢字をもて、新につくりて、それに訓をつけたるもあり、今これらのわきためをいさゝかいはむに、まづ大臣は、いにしへは意富於美(オホオミ)と唱へて、臣(オミ)といふ尸(カバネ)に、大(オホ)といふ言を加(クハ)へて、たふとみたる號也、さる故に此號は、臣(オミ)の尸なる姓の人にかぎれり、大連(オホムラジ)も同じことにて、連(ムラジ)の尸の姓の人に賜ひし號也、然るに古への大臣大連を、官と心得たるはたがへり、大臣をまさしく官名とせられしは、孝德天皇の御世にて、始めて左右の大臣をおかれたり、

これより臣の姓に限らず、他ノ姓の人もなれり、さて天智天皇の御世に、内大臣又太政大臣はじまる、そはもと大臣とい
へる古への號を、やがて用ひられたる官名なるに、左といひ右といひ、太政といふは、みな漢のにならひたるなづけざまにし
て、古ざまにはあらず、さて和名抄に、太政大臣は於保万豆利古止乃於保万豆岐美とあるは、字につきてまうけられたる訓
也、中昔の書どもには、おほきおほいまうちぎみ、又はおほきおとゞなどいへるは、右の訓あまり長き故に、政の字をのぞき
たる訓也、また左右大臣は、於保伊万宇智岐美とあるも、官名につきてまうけられたる訓也、但し万豆岐美、万宇智岐美は、古へ
の稱にて、麻閇都岐美なるを、音便に然いふ也、まへつぎみといふと、書紀の景行ノ巻の哥に見えたり、さて和名抄には、右い
ごく、万宇智岐美とあるを、北山抄江次第などに、末布知君万不地起美多地などゝ書れたるは、布不は假字たがひたり、すべて音
便に字 唱ふるは、みな字の假字なりと心得べし、大納言中納言參議少納言、みな漢字を以てつけられたる官にて、訓は
字につきてまうけたる也、辨は於保止毛比、これは上つ代よりの官名と聞えたれど、意はいかなるにか、いまだ考へ得ず、字とい
かなる意をもてあてられたるにか、さだかならず、西宮記北山抄小右記などに、大鞆火之官と書れたるは借リ字也、外記内記
大史少史史生官掌など、皆漢さまなり、もろ〳〵のつかさの長官を、加美といふは上也、次官を須氣といふも古きか、判官を
万豆利古止比止といふは、まうけたる訓也、佐官は訓見えず、佐宇官といふは、音便に佐を引ていふ也、八省の中に、大藏は
古くより、宮内省も古きか、民部兵部はいかならむ、中務式部治部刑部などは漢さま也、彈正もからさま也、諸職の中に、大
膳ふるく、諸寮の中に、大舍人内藏縫部大炊主殿などは古き也、内藏は、つねにはたゞ久良と唱ふるは、集中にいひなれたる
ことば也、掃部はもと蟹守なるを、加牟毛里とあるは音便なり、今ノ世にかもんといふは、いみじきひが言也、諸司の中には、内膳
造酒主水などいにしへなり、主水は水取也、和名抄にも毛比止里とあり、今ノ世にもんどゝいふは、いみじき訛なり、近衛兵衛
衛門みな漢さま也、靫負といふは古言也、これは由介比とあるを、今ノ世にゆきへといふは訛なり、太宰ふるし、侍従は於毛

止止止女宇知岐美とする、女ノ字いかゞ、中務省侍從は、於毛止比止方知岐美、北山抄には、於毛止末布知君とあり、右の外にも、官名になれるは後なれど、名は古くして、漢ざまにはあらざる猶多し、又もとより漢字を以てつけられたるは、其名のさまをもてわきまへしるべし、

位階の正從の訓の事

位階の正從の訓、正を於保伊といひ、從を比呂伊といふ、こは天武紀十四年に、更改爵位之號云々、毎階有大廣云々とある、此ノ大と廣との訓を、うつし用ひられたる也、これらもおもふに、於保伎比呂伎とぞ唱へけむを、ともに伎ノ伊といふは、後の音便なり、古今集ノ序に、柿本ノ人まろを、おほきみつのくらゐとあるは、心得ぬことながら、おほいとかゝずして、おほきと書るは、ふるきにかなへり、

濁る音なき哥

古今集に、同じもじなき哥といふあり、そのたぐひにていはゞ、にごるこゑなき哥もまゝあるもの也、「音羽山おとにきゝつゝ相坂の關のこなたに年をふるかな「こむ世にもはやなりなゝむめのまへにつれなき人を昔と思はむ、など也、なほ有べし、

からうたのよみざま

童蒙抄に、ある人北野にまうでゝ、東行西行雲眇々、二月三月日遲々、といふ詩を詠じけるに、すこしまどろみたる夢に、とざまにゆきかうざまにゆきてくもはるばる、きさらぎやよひ日うらうら、とこそ詠ずれと仰られけり云々とあり、むかしは詩をも、うるはしくはかくさまにこそよみあげけめ、詠むるはさらなり、いにしへはすべてからぶみをよむにも、よまるゝかぎりは、皇國言によめるは、字音は聞にくかりしが故也、然るを今はかへざまになりて、なべての詞も、皇國言

よりは、字音なるをうるはしきことにし、書よむにも、よまるゝかぎりは、字音によむをよきことゝすなるは、からぶみまなびのためには、字音によむかたよろしき故もあればぞかし、

古今集の長哥の事

古今集の長哥、はじめにのせたるは、いとゝつたなし、其哥に、なにしかも人をうらみむといへると、上下にあひあつからざること也、此二句をのぞきてよけん、又一うたのうちに、思ふといふ詞九つ有て、いと耳かしかましき中に、けなばけぬべく思へどもといへるところへ、二所に重なりてあるはいかにぞや、思へどもといふ句は、猶今一つあり、又思ひは深しといへる句、又こちの二句などは、ちからなく聞えてたゞよはし、次に貫之の哥、目録ならんからに、事のつゞきざま、むげにことわりなし、忠岑は一ふし有て聞ゆ、躬恒、なにのふしもなし、伊勢は中によろし、そも／＼かくあげつらふは、いとおふけなけれど、なほえあらでなん、

大神宮の茅葺なる説

伊勢の大御神の宮殿の茅葺なるを、後世に質素をしめす戒なりと、ちかき世の神道者といふものなどのいふなるは、例の漢意にへつらひたる、うるさきひがこと也、質素をたふとむべきも、事にこそはよれ、すべて神の御事に、質素をよきにすることは、なし、御殿のみならず、献る物なども何も、力のたへたらんかぎり、うるはしくいかめしくめでたくするこそ、神を敬ひ奉るにはあれ、みづからの奉献の物などを、質素にするは、禮なく心ざし浅きしわざ也、そも／＼伊勢の大宮の御殿の茅葺なるは、上つ代のさまを重みし守りて、變給はざる物也、然して茅葺ながらに、その莊麗さは此世にたぐひなきは、皇御孫命の、大御神を厚く尊み敬ひ奉り給ふが故也、さるを御みづからの宮殿をば、美麗く物し玉ひて、大御神の宮殿をしも、質素にし給ふべきことわりあらめやは、すべてちかき世に、神道者のいふことは、皆かうこゝろにして、古への意に

そむけりと知べし、

から國ノ官神事と喪事とをかね行ふ事

周禮といふから書を見れば、大祝小祝の官、もろ〱の神祇祭祠の事をあづかり掌り、又喪事をもあづかり掌るよしいへり、生たると死たると、浄きと穢きとのわきなくして、皇國のこゝろより見れば、いとも〱穢らはしき國俗なりけり、

後京極ノ攝政の御哥

千五百番の哥合に後京極殿、「雲はるゝ雪の光やしろたへの衣ほすてふ天のかぐ山、持統天皇の大御哥の上二句をかへたるのみなれども、めづらしくとりなし給へる故に、耳にもたゝず、めでたく聞ゆる也、されば判者も難ずることなかりき、

賴朝卿靜をめして舞はせられし事

文治二年四月八日、二品并ニ御臺所、鶴岡ノ宮に參り給ふついでに、靜女を廻廊にめし出て、舞曲を施さしめ給ふ、去ぬるころより度々仰らるといへども、かたくいなみ申せり、今日座に臨みても、猶いなみ申しけるを、貴命再三に及びければ、仰せにしたがひて、舞曲せり、左衞門ノ尉祐經つゞみをうち、畠山ノ次郎重忠銅拍子たり、靜まづ歌を吟出していはく、「よし野山峯の白雪ふみ分て入にし人の跡ぞ戀しき、次に別物ノ曲をうたひて後、又和哥を吟じていはく、「しづやしづしづのをだまきくりかへし昔を今になすよしもがな、二品仰せにいはく、尤關東の萬歲を祝すべきところに、聞食スところを憚らず、反逆の義經をしたひ、別レノ曲をうたふ事奇怪也とて、御氣しきあしかりしに、御臺所は、貞烈の心ばせを感じ給ふによりて、二品も御けしき直りにけり、しばしありて、簾中より卯花重ネの御衣をおし出して、纏頭せられけり、上の件は東鑑に見えたり、

同卿の旗

同書云、文治五年六月廿四日、奥州泰衡日来隠容與州、科已軼叛逆也、仍為征之、可令発向給之間、御旗一流、可調進之由、被仰常胤、絹者、朝政依召獻之、同七月八日、千葉介常胤獻新調御旗、其長任入道將軍家【賴義】御旗寸法、一丈二尺二幅也、又有白糸縫物、上方伊勢大神宮、八幡大菩薩云々、下縫鳩二羽【相對】云々、

同卿二所莊を建禮門院に奉らるゝ事

同書云、文治三年二月一日、二品以沒官領内二箇所、可被避于建禮門院之由、有其沙汰、是攝津國眞井島屋兩庄也、元者八條前内府知行云々、依被訪申彼御幽栖也、

五十日百日の事

同書に、十一月廿九日、新誕若君五十日百日儀也、といへるとあり、若君とは實朝公をいへり、此君は、其年の八月九日に生れ玉ひて、十一月廿九日は、百十日にあたれり、今の世にも、兒の生れて百十日をいはふは、むかしのいかもゝかの祝ひなるべし、さて五十日と百日とは別にて、おの／＼そのあたれる日にいはへることなりしを、こゝに一度の事にいへるは、そのいかもゝかあはせて百十日にあたる日に、一度にいはひたるならはしの有しにこそ、

むかしは錢すくなかりし事

おなじ書に、上品八丈絹六匹、代百廿文【各廿文】紺布二反、【無文】代四文とあり、むかしは錢のいと／＼すくなかりしこと、これにてしるべし、又同書に、工藤庄司景光者、作與美水干、といふと見ゆ、今の世に、布に細目といふがあるは、此さよみの訛れる名なるべし、

實名をいふをなのりとする事

同じ書に、平政子が賴家を諫めたる語に、源氏等者幕下之一族、北條者我親戚也、仍先人頻被施芳情、常令招座右、

給、而今於二役推擧一、無二優賞一、剩皆令レ喚二實名一給之間、各以貽レ恨之由、有二其聞一とあり、人の實名をよぶことをば、無禮とすると、これにても知べし、

年ノ始に病を歡樂といふ事

同書云、承元二年正月十一日云々、依二將軍家御歡樂一、延二引今日一、今の世にも、年のはじめには、病といふことをいみて、御歡樂といふならはしのこれり、

清水寺の敬月ほうしが哥の事

承久のみだれに、清水寺の敬月法師といひけるほうし、京の御方にて、官軍にくはゝり、宇治におもむきけるを、かたきにとらはれて、殺さるべかりけるに、哥をよみて、敵泰時に見せける、「勅なれば身をばすてゝきものゝふの八十宇治川の瀬にはたゝねど、かたき此哥にめでゝ、命ゆるして、遠流にぞしたりける、此事も同じ書に見ゆ、

鎌倉中酒壺の數

同書に、建長四年九月卅日、鎌倉中所々、可レ禁二制沽一レ酒之由、仰二保々奉行人等一、仍於二鎌倉中所々民家一所レ註之酒壺、三万七千二百七十四口云々、

北條ノ時頼がいまはの詞

同書に、弘長三年十一月廿二日、北條ノ時頼入道、最明寺におきて身まかりける時の頌とて、業鏡高ク懸、三十七年、一槌打碎、大道坦然、弘長三年十一月廿二日、道崇珍重とあり、北條足利の世のほどは、たかきもみじかきも、人みな殊ニ禪法にまどへりしかば、死なむとするきはに、かゝるさとりがましきいつはり言するを、いみしきわざに思ひためり、いとうるさく、かつはをこなるわざなりけり、

宗尊ノ親王の北の方を御息所と申せし事

同じ書に、かまくらの宗尊ノ親王の北の方を、みな御息所と記せり、そのかみさぞ申しけむ、そも／＼御息所とは、皇子皇女をうみ奉り給へる女御更衣などをこそ申しつれ、親王の北ノ方をしも申せりしは、いたく轉(ウツ)り來ぬる稱(ナ)なりかし、又東宮の妃(ミノ)を御息所と申すとこそ心得たるも、後ノ世のこと也、

玉かつま二の卷

櫻の落葉　二

なが月の十日ごろ、せんざいの櫻の葉の、色こくなりたるが、物がなしきゆふべの風に、ほろ〳〵とおつるを見て、よめる、

花ちりし同じ梢をもみぢにも
又ものおもふ庭ざくらかな

これをもひろひいれて、やがて卷の名としつ、

御即位後奉幣諸神祝詞

小右記、長和五年のところに云く、御即位後、奉二幣天下諸神一祝詞、天皇我詔旨止、皇神等廣前に、稱辭言奉申給波久、高天原爾神留坐、皇親神漏伎神漏美乃命以、事寄給部流、豐葦原瑞穗國乃、天乃日嗣高御座乃次々、自二四月廿八日一食國天下之政依二所聞食一其状申給止、散位正六位上大中臣朝臣高邦を差使氐、禮代幣帛を令二捧持一奉給布、天皇御命を、申給久と申、今案、件ノ文ハ祝詞也、非二宣命一とあり、稱辭言奉申給は、言ノ字は竟の誤なるべし、言ノ字あまりて、竟といふことたらざれば也、又申といふ言もあまれり、奉レ申かとも思へど、それも古へには例なきこと也、さて又次々も聞えず、次隨々などこそ有けむが、字の落たるなるべし、四月廿八日は、正月廿九日の誤リ也、これらは、善本には然ぞあるべき、そも〳〵祝詞宣命などの文、中むかしよりこなた、つぎ〳〵につたなくなりて、大かた語のとゝのはで、ことわり聞えがたきこともおほかるを、こまかにさだする人もなきは、古意にうとく、古言をしらざるが故也、こ

れらは詞にあやをなせる物にて、古へのはみないとめでたかりしものを、かくのみなほざりになりゆくがうれたさに、今と
のついでに、いさゝかおごろかしおく也、同じ記のつゞきに又いはく、天慶九年四月十五日外記日記云、天皇即位、仍
爲奉五畿内七道諸國天神地祇幣帛、【五畿内、以諸司物宛用、諸國以當土稅宛用之】使每道差神祇中臣齋部等、
【各給驛鈴一口、但不給畿内使】また奉幣五畿七道諸國諸神一日、廢務有無事、天祿元年三月廿日辛酉、終日雨降、上卿
不參、仍無政也、今日被發遣天皇御即位之後、依先例五畿七道諸國名神奉幣之使也、件使等、依神祇官去日差
申、以大中臣齋部等爲其官、符給諸國、但從神祇官立件使等、また、畿内七道使符八枚、七道幣料、以正稅可
宛之官符五枚等也、合十五枚、と見えたり、此記は、後小野宮右大臣資公の日記也、

圓融太上天皇紫野御子日の事

同じ記に云く、永觀三年二月十三日戊子、巳時許參院、今日御子日也、御々車令向紫野給、左右丞相大納言爲光卿
光【大將】濟時【大將】中納言文範【途中布衣】忠清顯光重光保光、右近權中將義懷【散三位、布衣】參議忠清【右衛門
督布衣】公季【布衣】右近中將道隆【散三位、布衣】公卿皆騎馬、着直衣、着下重、片摺袴、左大臣遠候野口、上
皇於野口一町御下馬、右衛門尉惟風左馬允親平等、爲御馬儀、殿上侍臣皆悉布衣、京路野邊、見物車如雲、即到御在
所、其御裝束、立幄、敷板敷、又立屏風廻御座、其中立御座【南向】其東爲公卿座【南向】其幄東又立幄、【子日
裝】爲侍臣座、御前四方立屋幔、御前植小松、御在所幄後立膳所幄、御厨子所供御膳【懸盤】時權中納言一獻、
【頭右中辨懷保、右布衣】次居公卿及侍臣衝重、二獻之後、大納言爲光以下侍從等、起坐執籠物、植松於樹内本列御
前、左大臣於御前聞口、各得名云々、【左大臣所儲也】次居檜破子於御前、左大臣以下諸卿遣下官等所調儲
也、召和歌人、於御前【先給座】兼盛朝臣、時文朝臣、元輔眞人、重之朝臣、曾禰吉正、中原重節等也、公卿遠稱、

指召、追立善正重節等、時通曰、善正已任、召人內云々、召兼盛、左大臣仰下可獻和歌題之由、即獻日於紫野翫子日松者、以兼盛令獻和歌序、此間有蹴鞠事、左大將左衞門督源中納言三位宰相余及殿上侍臣等蹴鞠事、及黃昏仰曰、至于和歌、於院可獻序置和歌等各者、頃獨還御本院、召公卿於御前、有歌遊之事、召余爲和歌讀師、右大臣以下獻和歌、左大臣不獻、如何々々、左右兩丞相賜御衣、納言以下賜白褂、侍臣疋絹、又給御隨身、深更各各分散、御紫野之間、從內使右近少將信輔有御訪、即召御簾外、給圓座申御消息、余執祿被之、拜舞之間、失禮太多、今日四位五位六位皆着綾羅、如何、下官着白襖薄色狩袴也、

長保元年女御入內料屏風歌事

同記云、長德五年十月廿八日、彼此云、昨於左府撰定和歌、是入內女御料屏風哥、花山院法皇、右衞門督公任、左兵衞督高遠、宰相中將齊信、源宰相俊賢、皆有和歌、上達部依左府命獻和歌、往古不聞事也、何況於法皇御製哉、又有主人和歌云々、今夕有被催和歌之御消息、令申不堪由、定有不快之色歟、此事不甘心事也、云々同卅日云々、右大辨行成書屏風色紙形、華山法皇主人相府右大將右衞門督宰相中將源宰相和歌、書色紙形、皆書名、後代已失面目、但法皇御製不知讀人、左府歌書左大臣、件事奇怪事也とあり、左府は御堂ノ關白道長公にて、御女上東門院の入內のをりの事也、

內裏燒神鏡燒損事

寬弘二年十一月十五日子刻許云々、內裏燒亡者云々、火起自溫明殿、神鏡【所謂恐所】大刀契齊不能取出云々、云々十七日云々、定申神鏡燒損事云々、神鏡大刀并契書燒亡、鏡僅有帶、自余燒損無圓規、失鏡形云々、村上御記云、天德四季九月廿四日燒亡云々、廿四日、重光朝臣申云、罷到溫明殿所求、見瓦上在鏡一面、【其鏡徑八寸、頭雖有

一筮ノ事無損、雷鳴并蕃等、陸門分開露出、綫破瓦之上、見之者無不驚感】云々、廿五日、清瀧伊勢守合申、又求メ、

得タリ椀面二面云々、故殿御日記云、恐所雖在火災遺之中、曾不焼損云々、【鏡二面中、伊勢大神、紀伊國日前國懸云

云】如件說ニ聞ニ面云々、十二月九日、左頭中將來作古云、今日酉剋、神鏡自太政官奉移東三條院、可供奉其

事云々、十日頭中將來談云、神鏡、昨夜奉移、但開舊御韓櫃持奉ル時、新辛櫃之間、忽然有如日光照耀、內侍女

官等同見、自驗著、最足恐驚者、と同記に見えたり、

四角四堺ノ祭の事

同記云、長和四年四月廿七日、來月一日四角四堺ノ祭ノ事、依テ光榮朝臣ノ上奏ニ所被ルル行ハ也云々、五月六日、今夜吉平奉仕

四角祭、晩頭四角[illegible]云々、九日、今日公家被行ハ四堺祭、

賀茂行幸の時の宣命

同記に、寛仁元年十一月廿五日、賀茂行幸ノ時ノ宣命、天皇我詔旨止、掛畏支賀茂皇大神乃廣前爾恐美恐美毛申賜波久止申

事久、年來之間、念行願給事在、然驗其助相通天、其驗昭然那利、恐由報賽爾自今以後[illegible]、故是以吉日良

辰擇定天、金銀御幣、錦蓋寶劍、[illegible]、御弓御箭御鉾御鏡、并種々神寶、音樂走馬東遊等、捧持天奉出給、

引進天、行幸給布、又前年仁、愛宕郡一郡乎、可奉寄之由乎、令祈申給比、而件郡內乃神寺[illegible]、齋帝[illegible]、[illegible]、

爲御代相傳之處、令并一人自由之地[illegible]、四面乃境[illegible]大路[illegible]限、東[illegible]郷界[illegible]、西[illegible]大宮、東大路乃同末限天、

[illegible]、但其[illegible]、有[illegible]、是又[illegible]之[illegible]、[illegible]故[illegible]、[illegible]、可

除社[illegible]、[illegible]上下[illegible]、[illegible]均[illegible]分給[illegible]、然而[illegible]、各可[illegible]

大[illegible]、[illegible]、寶位[illegible]、[illegible]、夜守日守[illegible]、[illegible]

仁、萬民安樂有之天、水旱飢疫乃難を、未兆に拂退ケ、農圃蠶養之業を、毎事に豐登せ、唐堯に同じ、漢文に比へ、名を、徳色に無遠久、必然豐饒無に、奉給倍止、恐見恐見毛申賜波久止申、辭別天申賜波久止申久、皇大后同久共事參給へ、實助不容而、惑慮時有天、后闈之月長明仁、母儀之風彌芳之天、萬歳千秋、不天仁、夜守日守爾、護幸倍奉給へと、恐見恐見毛申賜波久止申、寛仁元年十一月、

御蔭山また桂葵をとる山の事

同記に、寛仁二年十一月廿五日、被奉寄賀茂上下鄕々事、可定申也、栗栖野小野鄕、上下社司各申、但昨日下社司久清進解文、可尋舊記、皇大神初天降給小野鄕大原御蔭山也云々、亦栗栖野、可爲下社之由、有採桂葵山よ之由、先年給官符、仍件小野幷栗栖野鄕、可爲下社領者、

天皇御元服のよしを山陵に告給ふ宣命

同記に、天皇我詔旨止、掛畏岐其山陵爾申賜へ止申久、公卿議奏久、明年波、天皇我御歲、漸久冠年爾近給布倍之、冠者成人之始久、盛禮乃嘉事奈利、來正月乃吉日良辰爾、元服奉加天、人望爾可叶止奏せり、掛畏支山陵乃廣助爾依天、平久安久令果行女給布倍之、故是以此狀乎、官位姓名乎差使天、恐見恐見毛申賜波久止奏、寛仁元年十二月十九日

寛仁二年十月立后節會の夜太閤御哥の事

同記に、寛仁二年十月十六日乙巳、今日以女御藤原威子、立皇后云々、太閤招呼下官云、欲讀和歌、必可和者、答云、何不奉和乎、又云、誇たる哥になむ有る、但非宿構者、此世乎は、我世とぞ思、望月乃、虧たる事も、無と思へは、余申云、御歌優美也、無方酬答、滿座只可誦此御歌、元稹菊詩、居易不和、深賞歎、終日吟詠、諸卿響應余言、數度吟詠、太閤和解、殊不責和とあり、此記、又の名は野府記とも、續水心記ともいふ、水心といふよしは、御祖父大臣の謚の、淸愼の二字の偏をとりたる也、

又立田川

立田川といふは、前の巻にいへるごとく、山崎川の事なるを、そは今いづれの川ならむ、かのわたりの事、よくもしらで、としごろいぶかしかりつるを、こぞし寛政五年三月、京より大坂に下れるかへるさまに、山ざきのきしに船よせておりて、そのあたり見めぐりて、此川をも尋ねけるに、大かた山崎よりあなたには、水無瀬川をおきては、川ひとつもなし、さてつら／＼考るに、水無瀬川といふは、後の名にて、此河ぞいにしへの立田川なるべき、此川、山崎と水無瀬とのさかひにあり、山城ノ國と津ノ國との堺は、川よりすこしこなたにて、川は津ノ國嶋ノ上ノ郡になん有ける、今は狭き河なれど、かなたこなたの堤たかくて、水はよろしきほどの流れなるを思ふに、古へはやゝひろく流れけむを、後に堤を高くつきて、今のごとせばくはなしつるなるべし、さて立田川によみ合せたる、神なび山神なびの杜は、神名帳なる、山城國乙訓郡、自玉手祭來酒解神社、【名神大月次新嘗】これを續後紀又臨時祭式などに、山崎ノ神ともあれば、此神社によりたる名にて、すなはち山崎山のことにぞあるべき、此社は、すなはち今の山崎天王なりともいへり、然るに今水無瀬の里を過て、はるかにあなたに、神内村といふ有て、そのほとりに、おひしき森のかたちも有て、これなむ神なびのもりなるといふなれど、そこにては、古への哥どもにかなはず、其ちかきほどには川もなし、思ふに神内といふは、後に地をうつして、古への名をのこしたる物にやあらん、かの森のかたは、さて後につくりたるにも有べし、古今集の詞書に、山崎より神なびのもりまで云々とあるは、山崎をはなれて、あなたなるやうに聞ゆるは、同じ山ざきの内ながら、其里よりかの森までといふなるべし、

水無瀬川

いにしへにみなせ川といひしは、一つの川の名にはあらず、いづれにまれ、水のなき川といふことにて、あるは砂の下を水はくゞれて、うはべに水なき川をもいへり、万葉四に、「戀にもぞ人はしにする水無瀬川下ゆわれ瘦月に日に氣に、十一に、

「こちたくは中はよどませ水無河たゆとふことをありこすなゆめ、又「うらぶれてものは思はじ水無瀬川有ても水はゆくてふ物を、古今集戀二に、「こゝに出ていはねばかりぞみなせ川下に通ひて戀しき物を、戀五に、「逢見ねば戀こそまされ水無瀬河なにゝふかめて思ひそめけむ、又「みなせ河有てゆく水なくはこそつひに我身をたえぬと思はめなどあるも、皆其意也、又萬葉十に、「久かたの天のしるしと水無河へだてゝおきし神代し恨めし、これは天の川をいへるにて、まさしく水のなきことし也、然るに右の哥どもを皆、かの山崎のあなたなる水無瀬川と心得たるは、ひがこと也、山ざきのあなたなるは、古へは山崎川とも、立田川ともいへりしこと、上ノ件にいへるがごとくにて、みなせ河といふは、古今集などのころよりは後の名也、そは類聚國史に、延暦弘仁のころ、天皇水成野に遊獵有し事、たび〱見えて、水成村ともあり、すなはち今の水無瀬也、然れば此地ノ名によりて、後にかの川の名にもなれるなりけり、さて水成と書るは、みなしとよむべき也、万葉に水無川と書るも、然よむべし、成無などは、なせとはよみがたければ也、されどかの地ノ名も、又川にいへるもともに、古へよりみなし共みなせとも、通はしいへりと聞えたり、

兩部唯一といふ事

天下の神社のうち、神人のみつかふる社を、俗に唯一といひ、法師のつかふる社を、兩部といふ、又兩部神道とて教ふる一ながれもあり、兩部とは、佛の道の密教の、胎藏界金剛界の兩部といふことを、神の道に合せたるを、兩部習合の神道といへり、かの兩部を以て、神道に合せたるよし也、部ノ字にて心得べし、神と佛とをさしていふ兩にはあらず、さて又唯一といふは、兩部神道といふものゝあるにつきて、その兩部をまじへざるよし也、されば神の道の唯一なるは、もとよりの事ながら、その名は、兩部神道有ての後也、然るに此名を、兩部に對へたるにはあらず、天人唯一の義也といひなせるは、いみしきひがこと也、天と人とひとつ也とは、いかなることわりぞや、そはたゞ天をうへもなくいみしき物にすなる、

漢意よりいひなしたることにて、いたく古への意にそむけり、抑天は、天つ神たちのましますの御國にこそあれ、人はいかでかそれと一つなることわりあらむ、世の物しり人みな、古へのこゝろをえさとらず、ひたぶるに漢意にまどへるから、何につけても、ことわり深げなることを説むとて、しひてかゝることをもいふにぞ有ける、

道にかなはぬ世中のしわざ

道にかなはずとて、世に久しく有ならひつる事を、にはかにやめむとするはわろし、たゞそのそこなひのすぢをはぶきさりて、さる物はあるにてさしおきて、まことの道を尋ぬべき也、よろづの事を、しひて道のまゝに直しおこなはむとするは、中々にまことの道のこゝろにかなはざることあり、萬の事は、おこるもほろぶるも、さかりなるもおとろふるも、みな神の御心にしあれば、さらに人の力もて、えうごかすべきわざにはあらず、まことの道の意をさとりえたらむ人は、おのづから此ことわりはよく明らめしるべき也、

道をおこなふさだ

道をおこなふことは、君とある人のつとめ也、物まなぶ者のわざにはあらず、もの學ぶ者は、道を考へ尋ぬるぞつとめなりけれ、吾はかくのごとく思ひとれる故に、みづから道をおこなはむとはせず、道を考へ尋ぬることをこそつとむれ、そもそも道は、君の行ひ給ひて、天の下にしきほどこし給ふわざにこそあれ、今のおこなひ道にかなはざらむからに、下なる者の、改め行はむは、わたくし事にして、中々に道のこゝろにあらず、下たる者はたゞ、よくもあれあしくもあれ、上の御おもむけにしたがひをる物にこそあれ、古への道を考へ得たらんからに、私に定めて行ふべきものにはあらずなむ、

宗祇法師が生れし所

宗祇法師の生れし所の跡とて、近江國[illegible]田、[illegible]郷、庄下川野村の、民ともの家どころの内に、五十間に四十間ばかりの地

ありと、かの國の事どもしるせる物にしるしたり、

から國聖人の世の祥瑞といふもの

もろこしの國に、いにしへ聖人といひし者の世には、その徳にめでゝ、麒麟鳳凰などいひて、こと〴〵しき鳥けだ物いでて、又くさ〴〵めでたきしるしのあらはれし事をいへれども、さるたぐひのめづらしき物も、たゞ何となく、をり〳〵は出るとなるべきを、たまたま出ぬれば、徳にめでゝ、天のあたへたるごといひなして、聖人のしるしとして、世の人に、いみしき事に思はせたるもの也、よろづにかゝるぞ、かの國人のしわざなりける、

姓氏の事

今の世には、姓(ウヂ)のしられざる人のみぞおほかる、さるはいかなるしづ山がつといへども、みな古への人の末にてはあるなれば、姓のなきはあらざんなる事なるを、中むかしよりして、いはゆる苗字をのみよびならへるまゝに、下々なるものなどは、こと〴〵しく姓と苗字とをならべてなのるべきにもあらざるから、おのづから姓はうづもれ行て、世々をへては、みづからだにしらずなれる也、さて後になりのぼりて、人めかしくなれる者などは、姓のなきを、物げなくあかぬ事に思ひては、あるは藤原、あるは源平など、おのがこのめるを、みだりにつくといと多し、すべて足利の末のみだれ世よりして、天の下の姓氏たゞしからず、皆いとみだりがはしくぞなれりける、その中に、近き世の人のなのる姓は、十に九つまでは、源藤原平也、そはいにしへのもろ〳〵の氏々は絶て、此三氏(ミウヂ)のかぎり多くのこれるにやと思へば、さにはあらず、中昔よりして、此三うぢの人のみ、つかさ位高きは有て、他(ホカ)のもろ〳〵の氏人どもは、皆すぎ〳〵にいやしくのみなりくだれるから、其人は有りながら、其姓はおのづからかくれゆきて、をさ〳〵しる人もなく、絶たるがごとなれる也、又ひとつには、近き世の人は、古へのもろ〳〵の姓をば、しることなくして、姓はたゞ源平藤橘などのみなるがごと心得たるから、おのが

好みてあらたにつくる、皆これらのうちなるが故に、古へのもろ〳〵の姓はきこえず、いよ〳〵源平藤は多くなりきぬる也、又古への名高くすぐれたる人をしたひては、その子孫ぞといひなして、學問するものは、菅原大江などになり、武士は多く源になるたぐひあり、すべて近き世は、よろしきほどの人々も、たゞ苗字をなんむねとはして、姓はかへりて、おもてにはたゝざるならひなる故に、おのが心にまかせて物する也、さて又ちかき年ごろ、萬葉ぶりの哥をよみ、古學をする輩は、又ふるき姓をおもしろく思ひて、世の人のきゝもならはぬ、ふるめかしきを、あらたにつきてなのる者はたをかこは、かの漢學者の、からめかして、苗字をきりたちて、一字になすと同じたぐひにて、いとうるさく、その人の心のをさなさの、おしはからるゝわざぞかし、いにしへをしたふとならば、古へのさだめを守りて、姓にさやうに、姓などをみだりにはすまじきわざなるに、かの盟神探湯(クカダチ)をもおそれざなるは、まことに古へを好むとはいはるべしやは、そも〳〵姓は、先祖より傳はる物にこそあれ、上より賜はらざらむかぎりは、心にまかせて、しかわたくしにすべき物にはあらず、まことに其姓にはあらずとも、中ごろの先祖、もしはおほち父の世より、なのり來てあらんは、なほさても有べきを、おのがあらたに物せむとは、いとゞ〳〵あるまじきわざになむ、姓しられざらんには、たゞ苗字をなのりてあらむに、なにごとかはあらん、すべて古へをこのまむからに、よろづをあながちに古へめかさむとかまふるは、中々にいにしへのこゝろにはあらざるものをや、

又

よに源平藤橘とならべて、四姓といふ、源平藤原は、中昔より殊に廣き姓なれば、さもいひつべきを、橘はしも、かの三うちにくらぶれば、こよなくせばきを、このかぞへのうちに入ぬるは、いかなるよしにかあらむ、おもふに嵯峨天皇の御代に、皇后の御ゆかりに、時めきたりしなごりにやあらむ、かくて此四姓といふことは、もろこしぶみにさへいへる、そは

むかしこゝの人の物せしが、語りつらむを聞て、しるしたんなるを、かしこまでしられたること、よにいみしきわざにぞ思ふめる、すべて何事にまれ、こゝの事の、かしこの書に見えたるをば、いみしきことにおもふなるは、いとおろかなることなり、すべてかの國の書には、その國々の人の、語れる事を、きけるまゝにしるせれば、なにのめづらしくいみしきことかはあらむ、

苗字

藤原源などは、世に同じ氏の人、數しらずおほかれば、その内を苗字にて分ざれば、いとまぎらはしきまゝに、つねにこの苗字をのみよびならひて、むねとなれる、これおのづから必しかるべきいきほひにして、今は此苗字ぞ、姓の如くなれりければ、姓のしられざらん人などは、苗字を正しく守るべきわざなりかし、さてこの苗字の苗ノ字は、よしなきこと也、こはもと名字なりけむを、然書ては、名又あざなにまぎるゝ故に、かきかへたる物なるべし、名字とかゝむも、あたれるにはあらざれども、中昔には、名をも又姓と名とをつらねても、ひろく常に名字といひつれば、姓の小分(コマワケ)をも、同く然いひならへりし也、又今の人、おのが子の事をも、父の事をも、同苗といふ、これもゝと同名にて、同姓のよしなり、

あざ名といふ物の事

あざ名といふもの、かの文琳菅三平仲などのたぐひのみにもあらず、古よより、正しき名の外によぶ名を、字(アザナ)といへると多し、中むかしには、今のいはゆる俗名をも、字といへるとあり、其外にも田地の字、何の字くれの字などいふも、皆正しく定まれる名としもなくて、よびならへるをいへり、いづれも漢國人の字とはことノ\也、そが中に、今の俗名をいへるは、漢人の字と、こゝろばへ似たり、

哥書の註を抄となづくる事

むかしより、哥ぶみの註を抄といひて、其名をもおほく某(ナニ)抄とつくる、抄の字は、註釋にはあたらざれども、もろこしより

しこ、佛ぶみには、其書のさまにかゝはらで、記とも集とも抄とも名けたる、つねの事なれば、哥ぶみの註を抄といふも、もと佛書の名ごもにならへるものなるべし、

久安五年忠通公任太政大臣宣命

兵範記にいはく、久安五年十月廿五日云々、今日任太政大臣云々、節會如例、右大臣爲内辨、左宰相中將經宗朝臣爲宣命使、其文云、天皇詔旨勅御命親王諸王諸臣百官人等、天下民衆聞食宣、攝政從一位藤原朝臣者、宗門相續國乃賢佐なり、忠貞乃心を持て、先々乃御世守り、天下乃政を相穴なひ、助奉る事も久し、因茲、太上天皇乃傳國乃詔命有て、攝政之職に治る事在ては、朕か踐祚乃始く、万機を□折、功績□古なり、加之、纖維作時より、輔弼保護仕へ奉る年久し、君臣之道を踐て、祖宗之義を厚く、四年、舊例乃任に、以太政大臣乃官に上賜ふ、金御座に、謙損の心増深く、先朝乃御宇そ、作官を辭退せり、而有所思て、太政大臣乃官を上給ひ治賜ふと勅ふ、但攝政之職は、今も彌勤仕へ奉れと勅御命を、衆聞食宣、　久安五年十月廿五日　作者大内記長光

行成記書寫の事

同記云、久安五年十一月廿六日、依召早參鳥羽殿、法皇御于北殿、權辨以下執筆輩十餘人、同應召之侯也、權大夫之行成記、自曆日後五十餘卷、於御所近邊、被書寫之、時々出御簾中、被叡覽、終日書寫、及晩頭退出、下官爲其還上御所邊出了、廿七日、早旦參鳥羽殿云々、今日下官十五枚書了、返上、晩頭歸京、廿八日、早朝參鳥羽殿、書寫功如昨日云々、

六條攝政基實公の槨の事

同記云、仁安元年九月廿三日云々、槨料板四枚、賜直物令交易、仰左近令造之、寸法、長六尺、弘二尺、高一尺

六寸、敷物練絹長六尺、三幅五卷、野草衣、同絹長八尺四幅兩卷、【可ㇾ書ㇾ眞言梵字一】褙牛絹八尺四幅、黄橘村日生絹一丈、こは六條攝政基實おとゞの御料也、

神典のときざま

中昔よりこなた、神典を說人ども、古への意言をばたづねむ物とも思ひたらず、たゞひたぶるに、外國の儒佛の意にすがりて、其理をのみ思ひさだして、萬葉を見ず、むげに古への意言をしらざるが故に、かのから意のことわりの外に、別にいにしへの旨ありて、明らかなるとをえしらず、これによりて古へのむねはこと〴〵くうづもれて顯れず、神の御ふみも、皆から意になりて、道明らかならざる也、かくておのが神の御書をとく趣は、よのつねの說どもとはいたく異にして、世々の人のいまだいはざることゞもなる故に、世の學者、こり〴〵にとがむるとおほし、されどこはたゞ、さきの人々の、ひたすら漢意にすがりて說たる說をのみ聞なれて、みづからも同じく、いまだからごゝろのくせの清くさらざるから、そのわろきとをえさとらざるもの也、おのがいふおもむきは、こと〴〵く古事記書紀にしるされたる、古への傳說のまゝ也、世の人々のいふは、みなそのまどひ居る漢意に說曲たるわたくしどもにて、いたく古への傳說と異也、此けじめは、古事記書紀をよく見ば、おのづから分るべき物をや、もしおのが說をとがめむとならば、まづ古事記書紀をとがむべし、此御典どもを信ぜんかぎりは、おのが說をとがむるとえじ、

神祇の歌

風雅集の神祇ノ部に、「もとよりもちりにまじはる神なれば月のさはりも何かくるしきといふ哥有て、これは和泉式部熊野にまうでたりけるに、さはりにて、奉幣かなはざりけるに、「晴やらぬ身のうき雲のたな引て月のさはりとなるぞかなしき、とよみてねたりける夜の夢に、告させ給ひけるとなんとあり、これいたく道の意にかなはず、佛の意也、中むかしより、な

べて世のならひとして、此和泉式部なども、ほうしのいふことをのみ、つねに聞なれて、佛意の心にそみつきたりしより、さる夢をも見たるにこそ有けめ、神はいかでさかゝる御心ならむ、塵にまじはるなどいふことも、からぶみの老子といふに、和光同塵といへることのあるをとりていひ出たるみだりごとにこそあれ、さらに神の御うへになきこと也、ゆめかうやうのひがことにまどひて、神をな穢し奉りそ、又同じ集同じ部に、度會ノ朝棟といふ人の哥に、「かたそぎの千木は内外にかはれども誓はおなじいせの神風と有、此哥のみならず、すべて神に、誓といひ、あるは跡たれてなどいふ事をよむは、みなひがこと也、中昔よりこなた、ひたすら佛の道の意をもて、神の御事をもいふは、かの本地垂跡の説にまどひて、神ら本地はみな佛ぞと心得たるより、いひならひて、伊勢の宮の神つかさなる人さへ、かゝるひがことはせしぞかし、かの佛菩薩のやうなる、權と垂跡などいふことは、すべて神の御うへには、よしもなきことゝいへるをや、又世に何がしの神の御哥ぞ、くれがしの社の御詠ぞなどいふがあるは、おほくはほうしのともがらの、世の人を、おのが道に引入れむ料に、いつはり作れる物也、さるによりさやうの哥は、神の道の意にはかなはず、皆佛意なるぞかし、すべてむかしより僧の、人をいざなふに、そらごとするを、はゞからぬは、かの釋迦といひし人の、方便といふことにならひてなるべし、

古今集月の哥の事

月をば、秋の題とすることなれども、古今集には、月の哥は、雜ノ部にいれり、秋ノ部にはたゞ五首入て、そは秋といふことある哥、又鴈をよみいれたるなどのみなり、

風雅集の哥

風雅集に、後宇多天皇の大御哥に「天つ神國つやしろをいはひてぞ わがあし原の國はをさまる、これぞ道の意にはよくかなへる大御哥にはありける、人の國のごとく、くさ〴〵のこちたきわざはせさせ給はざりしかども、たゞ神をいつきまつり給ひて、

天の下のいとよく治まりつるは、神の御國のすぐれたるにて、上つ代はまことにいかでか有しか、同集賀部に、花山院前ノ内大臣ノ我君のやまと嶋根を出る日はもろこしまでもあふがざらめや、これも道の意にかなへるうた也、

ふみよむことのたとへ

須賀ノ直見がいひしは、廣く大きなる書をよむは、長き旅路をゆくがごとし、おもしろからぬ所もおほかるを經行ては、又おもしろくめさむるこゝちする浦山にもいたる也、又あしつよき人は、はやく、よわきはゆくことおそきも、よく似たり、とぞいひける、おかしきたとへなりかし、

あらたにいひ出たる説はとみに人のうけひかぬ事

大かたよのつねにことなる、新しき説をおこすときには、よきあしきをいはず、まづ一わたりは、世中の學者にゝくまれそしらるゝものなり、あるはおのがもとよりより來つる説と、いたく異なるを聞ては、よきあしきを味ひ考ふるまでもなく、始めよりひたぶるにすてゝ、とりあげざる者もあり、あるは心のうちには、げにと思ふふしもおほくある物から、さすがに近き人のことにしたがはむことのねたくて、よしともあしともいはで、たゞうけぬかほして過すたぐひもあり、あるはねたむ心のすゝめるは、心にはよしと思ひながら、其中の疵をあながちにもとめ出て、すべてをいひけたむとかまふる者も有、大かたふるき説をば、十が中に七ッ八ッはあしきをも、あしき所をばおほひかくして、わづかに二ッ三ッのとるべき所のあるをとりたてゝ、力のかぎりたすけ用ひんとし、新しきは、十に八ッ九ッよくても、一ッ二ッのわろきをいひたてゝ、八ッ九ッのよきをも、おしけちて、ちからのかぎりは、我も用ひず、人にももちひさせじとする、こは大かたの學者のならひ也、然れども又まれ〳〵には、新なる説のよきを聞ては、ふるきがあしきことをさとりて、すみやかに改めしたがふたぐひも、なきにはあらず、ふるきをいかにぞや思ひて、かくはあらじかとまでは思ひよれども、みづから定むる力なくて、

疑はしながら、まづあるなどは、あらたなるよき説をきゝては、かくてこそはと、いみしくよろこびつゝ、たちまちにしたがふたぐひも有かし、大かた新なる説は、いかによくても、すみやかには用ふる人まれなるものなれど、よきは、年をへても、おのづからつひには世の人のしたがふものにて、あまねく用ひらるれば、其時にいたりては、はじめにねたみそしりしともがらも、心には悔しく思へど、おくればせにしたがはむも、猶ねたく、人わろくおぼえて、こゝろよからずながら、ふるきをまもりてやむともがらも多かり、しか世ノ中の論さだまりて、皆人のしたがふようになりては、始ノよりすみやかに從ひしたがひつる人は、かしこく心さとくおもはれ、ふるきにかゝづらひて、とかくとゞこほれる人は、心おそくいふかひなく思はるゝぞかし、

又

此かた年ごろとなりては、やう〳〵に古學のよきことを、世にもしれるともがらあまた出來て、物よくわきまへたる人は、おほく契沖をたふとむめり、そも〳〵契沖のよきことをしるものにあらば、かれよりもわが縣居ノ大人の、又まさりてよきことは、おのづからしるらんに、なほ契沖にしもとゞまりて、今一きざみえすゝまざるは、いかにぞや、又縣居ノ大人まではすゝむも、其後の人の説は、なほえらびとらぬも、同じことにて、これみな俗にまけをしみとかいふすぢにて、心きたなきわざなるを、かならず學者のこゝろは、おほくさるものなりかし、

國を州といふ事

國々の名を、某州といふことは、いづれの御代の御さだめにもあらぬ事也、いにしへは、わたくしの漢文などにては、いさゝかも見えず、おほやけの物には、なほ某國とのみありて、州といへることは、さらに見えず、然るを近き世の人は、かゝる上の御さだめをもわきまへしらず、たゞいにしへからめかすとての好みにて、某ノ國といふよりは、某州

これふなぞうるはしき事に心得て、いひも書もすなるは、いかにぞや、前後上下などに分れたる國の名の、一字にてはまぎる、をば、野之上州下州、あるは越前州筑後州なども書ゝあり、そも〳〵國の字を州の字も、同じく漢籍にはあれども、な良ノ御代などよりは、かゝるともみな、その文字を定められて、心にまかせてはかゝぬことなるをや、又漢儒者のいへるは、國といふは、封建の制にこそあれ、皇朝も、郡縣の制になされたる世には、州などゝこそいふべけれ、國と定められたるは、あたらぬ文字也といへるは、漢國の今までの例になづみて、中々にかの國のこゝろにもあらず、いみしきひがこと也、まづかの國の今までの例とは、封建といひし代々には、齊國晉國などいひつれども、いはゆる郡縣になりてよりは、某國といふことは、今までの代には、例なければ也、されどそれになづめるは、中々にかの國のこゝろにもあらずといふゆゑは、すべてかの國にて、かやうの物の定めは、さき〴〵の例にはかゝはらず、其時々の王の心にて、いかにも〳〵定むる事にて、その定めおかれしことも、用ひざるやうはなし、されば地の分ちさまなども、後の代々には、くさ〴〵有て、先の代に例なきこともあれど、そはとまれかくまれ、その定めにこそはしたがふなれ、されば此のこゝろをもていはゞ、皇朝にても、天ノ下を、かの郡縣の制にならひて定められたりし御代にも、其名をば改めず、なほ古へより有ノ來しまゝに、某ノ國と定め給ひたりしも、天皇の大御心にしあれば、なてふとかはあらん、なほいはゞ、から國のこゝろはいかにまれ、それにかゝはるべきとかは、皇國は皇國なる物をや、

儒者名をみだる事

孔丘は、名を正すをこそいみしきわざとはしつれ、此方の近きころのじゆしやは、よろづに名をみだることをのみつとめあり、そが中に、地の名などを、からめかすとて、のべもつゞめもかへも心にまかせて物するなどは、なほつみかろかるべきを、おほやけざまにあづかれる、重き名どもをさへに、わたくしの心にまかせて、みだりにあらため定めて書ゝなるは、いと

もろもろ可畏(カシコ)きわざならずや、近き世に或儒者の、今の世は、萬の名正しからず、其(ソレ)をば、今はしかじかとはいふべきにあらず、しかじかといはむこそ正しけれ、などいひて、よろづを今の世のありさまにまかせて、何の私に物せるは、いかなるひが心得ぞや、そもそもかの孔丘が名を正せるやうは、諸侯どものみだりなる、當時(ソノトキ)のありさまにはかゝはらず、ひたぶるに周王のもとの定めをこそ守りつれ、かの或儒者のごと、古へよりのさだめにもかゝはらず、今の名にもしたがはず、たゞ今の世のありさまにまかせて、わたくしにあらたに物せむは、孔丘が春秋のこゝろとは、うらうへにて、ことさらに名をみだるもの、いぶかしきものにこそ有けれ、皇國は、物のありさまは、古へとかはりきぬる事も、名は、物のうつりゆく其時々のさまにはしたがはずして、今の世とても、萬になほ古への名を守り給ふなるは、いともいとも有がたく、孔丘が心もていはゞ、名のいと正しきにこそありけれ、さるをかへりて正しからずとしもいふは、何につけても、あながちに皇國をいひおとさむとする心のみすゝめるからに、そのひがことなるをも、われながらえ悟らざるなめり、

忌日祥月年忌の事

今の世に、親先祖のうせぬる日を、忌日といふは、月毎の其日にて、その月のをば、殊に祥月(シヤウツキ)とぞいふなる、此祥ノ字は、もろこしの小祥大祥のによれるなるべし、されど古へは、今いふ祥月をこそ、忌日とはいひけれ、月ごとの忌日といふは、こゝにももろこしなどにも、なかりしかば、祥月といふことも、もとよりなかりし也、むかしは忌月とて、其月の内は、すさるわざをつゝしみて、その日をば殊に正日といふことは有きかし、されば今祥月といふも、正日の例にて、正月(シヤウツキ)といふべきを、漢書ては、月次の正月にまぎるゝ、故に、祥の字は書るにもあらむか、さて月毎の忌日は、もろこしにもなき事にこそありて、今じゆしやなどは、あるまじき事として、親も先祖も、月毎には死なず、死し日は、たゞ一日こそあれ、などいふめるは、いはれはことわり聞えたれども、おし詰いはんには、年毎にも死にはせざれば、年ごとの忌日も、あるまじき

とゝやいはまし、すでに年毎の忌日あるうへは、月毎にせむも、何かあしからむ、これはいにしへよりもまさりて、ねもころなるしわざにしあれば、今の世のならひにしたがはんこそ、まさりてはあらめ、又忌日たび／＼にては、おのづからまことの忌日の、なほざりになるかたあり、ともいふべけれど、そは今も祥月とて、又ことにすれば、これはたかくるかたはなきぞかし、さて又近き世には、年忌といふわざ有て、一周忌三年忌七年忌、十三年忌十七年忌、廿五年忌卅三年忌、五十年忌百年忌と、又殊にねもころに物すなる、これはた古へはかつてなかりしわざにて、皇國にては、昔は一周忌をはてといひて、殊に物し、もろこしにては、一周忌を小祥といひ、服のはての三年を、大祥といへるのみこそ有けれ、其外佛の道にも、此年忌はなきこと也、然るに此わざ、やう／＼にひろごりて、今は佛の諸宗にも、あまねく其祖師などのためにも、遠忌とて、三百年五百年千年などまで、はるかにかぞへ出て、いかめしくおこなふことゝぞなれりける、そも／＼此年忌といふわざも、月毎の忌日と同じたぐひにしあれば、古へになかりしわざならんからに、すつべきにもあらず、何わざも、古へに異なるをば、ひたぶるにはぶきすてむとするは、よろしからぬさかしら也、そこなひだにあらずは、時世のならひにそむかざらむこそよからめ、又事が中には、古へよりも、今のしわざのまされるも、などかなからむ、園太暦に云、貞和三年九月廿五日、今日竹林院入道左大臣卅三回忌辰也、因レ茲廣義門院就二于西園寺無量光院境場一、被レ修二御佛事一、件廿日佛事、先規未レ詳云々、且取二于教内一、更無レ所レ見云々、然而或又有下營二此事一之人上歟、予先妣此忌辰、有二相營事一、所レ詮幽靈之追福、遠近共懇志之條、可レ叶二孝子之道一歟とあり、此論おだやかなり、

鏡ノ女王額田ノ王

萬葉集に、鏡ノ女王、また額田ノ王とある、二人の女王の事、まぎらはし、まづ鏡女王を、鏡王ノ女とあるは、皆誤りなること、又額田ノ王とは別なることなどは、師の考に辨へられたるが如し、さて古へは、女王をも、分て某ノ女王とはいはず、男王と同じく、

たゞ某ノ王といへり、かくて萬葉のころにいたりては、女王をば、皆女王と記せるに、此ノ額田ノ王に女ノ字のなきは、古き物に記せりしまゝに記せるなるべし、鏡ノ女王を、父の名とまぎるゝ故に、ふるくも女王と記せるなるべし、さて右の二女王、ともに鏡ノ王といひし人の女にて、鏡ノ女王は姉、額田ノ王は弟(オトウト)と聞えたり、父ノ王は、近江ノ國の野洲ノ郡の鏡の里に住居はれしによりて、鏡ノ王といへりと見ゆ、此ほども、居住を以て呼る名の例多し、かくて其女子も、もと父の郷に居住まれしによりて、同じく鏡ノ王と呼る也、すべて地(トコロ)の名をもてよべるは、父子兄弟など、同じ名なるが多し、こは事にふれてまぎるゝをりなどは、女子のかたをば、鏡ノ女王と書てわかてり、つね口には、其人などは、たゞ鏡ノ王といひし也、これ古のなべての例也、さて姉妹(アネイモト)なるに、天智天皇に娶(メサ)れたる人也、万葉二の巻の十のひらに、天皇の賜へる御哥、御答ヘ奉れる哥、この鏡女王もめされたる證(アカシ)也、此女王此時は、大和ノ國に居住(スマ)れたりと聞えたれば、故郷の鏡の里には、これよりさき、もしは後にすまれたるなるべし、右の哥の次に、内大臣の娉(ヨバ)ひ玉へるは、いまだ天皇にはめされざりしほどの事か、めされたる後の事にも有べし、天武紀に、十二年に、天皇の、此女王の病をとひ玉ひし事、又その薨(ミウセ)を記されたるは、天智天皇の妃なるが故也、さて額田ノ王も、はじめは天智天皇にめされたりしなり、萬葉四の巻の十三のひらに、思ふ近江天皇ノ歌、これその證(アカシ)なり、其次に鏡女王の哥有、これ又此女王も、天智天皇に娶(メサ)れたる證にて、姉ノ王と共に思ひ奉れる也、さて天武天皇、皇太子におはしましゝほどより、額田ノ王に御心をかけられたりし事、同じ巻の十四のひらなる御哥にてしらる、其御哥に、人づまゆゑにこひめやもとよみ給へるは、天智天皇の妃なるが故也、考の説はたがへり、さて此御哥、其御詞にても、額田ノ王もはじめには、天智天皇のめしたりし事しるべし、かくて天智天皇かくれさせ給ひて後に、天武天皇にはめされて、十市ノ皇女をうみ奉られし也、

○春記

春記といふものは、春宮ノ大夫資房ノ卿のにき也、今の世には、たゞ一巻ならでは傳はらずといへり、おのが見たりし本は、八十五ひら有て、一冊のみなりき、

松嶋の日記といふ物

清少納言が年老て後に、おくの松嶋に下りける、道の日記とて、やがて松しまの日記と名づけたる物、一冊あり、めづらしくおぼえて、見けるに、はやくいみしき僞書(イツハリブミ)にて、むげにつたなく見どころなき物也、さるはちかきほど、古學をする輩の作れる口つきとぞ聞えたる、すべて近き年ごろは、さるいつはりぶみをつくり出るたぐひの、ことに多かる、えうなきすさびに、おほくのいとまをいれ、心をもくだきて、よの人をまどはさんとするは、いかなるたぶれ心にかあらむ、よく見る人の見るには、まこといつはりは、いとよく見えわかれて、いちじるけれど、さばかりなる人は、いと/\まれにして、えしも見わかぬものゝみ、世にはおほかれば、なげの僞りぶみにも、あざむかれて、たふとみもてはやすなるは、いとも/\かたはらいたく、かなしきわざ也、近きころは、世中にめづらしき書をえうずることもがら多きを、めづらしきは、よその物ならぬがおほきを、さる心して、よくえらぶべきわざぞかし、菅原ノ大臣のかき給へりといふ、須磨ノ記といふ物などは、やゝよにひろごりて、たれもまことゝ思ひためる、これはたいみしき僞ッ書なるをや、かゝるたぐひ數しらずおほし、なすらへて心すべし、

攝津

津ノ國を攝津といふは、もと國の名にはあらず、難波津をつかさどれる官ノ名也、難波は古ヘ京師(ミヤコ)に准へて、京職と同じく、攝津職をおかれたる、これもはら難波にかゝれる官にして、津ノ國の事をも兼掌(カネツカサ)れり、職員令に、攝津職、帶(スノ)津國ト とあるをもて心得べし、さて津ノ國のことをも、攝津ノ國と書る、これも攝津職の掌る國といふ意也、されば攝ノ字は、難波と津ノ國とを、

攝ノ字もよし也、爵號の意をなごいふはあらず、かくて延暦十三年、停職爲國ありて、それより其官、諸國ノ司の列こなれり、然れこも字はなほもこのまゝに、攝津こかゝれたる故に、後の人皆これを、もこより國ノ名こ思ふめり、さて文には攝津こ書たれども、職にて有しほども、口によぶ詞には、たゞ津のつかさこぞいひけむ、さらではよぶべきやうなし、國の列に爲りてはさらなり、然るを俗にせっつこしもふむは、いふにたらぬひがことなり、今の世にも、津の國こいひ、攝津守こそやゝ、つのかみこよむぞ、正しかりける、むかし女房の名にも、攝津こいひし有て、撰集などにも出たり、これもたゞ津こここそはよびつらめ、續世繼に、津のごこである、ごは、伊勢のごなごいふご也、

もりに杜の字を書事

此記の國ノ永昆贊に、所ノ書刻、杜ヲ作、杜在東南杜中、注ニ杜作社、また秦ノ本紀に、蕩社ノ注に、社作杜こいへり、これらは、社こ杜こは、字の形の似たることよりて、かくたがひに誤れるものか、また相通ふまじ有しなるか、もし杜ノ字、社こ通けゞ、もりに訓によし有、又かの杜ノ中こあるは、なにこかやもりめきて聞ゆかし、

うつほ物語の事

うつほの物語、今の世の板本は、巻の名たがへるあり、その次第もみだれて、よみつゞけがたし、こゝに田中ノ道麿が、こまかに考へて、正しくされし次第に、第一俊蔭、第二藤原ノ君、第三忠こそ、第四梅ノ花笠、一名春日まうで、第五さがの院、第六吹上上、第七吹上下、第八祭の使、第九菊の宴、第十あて宮、第十一初秋、一名さばかりの名月、一名すまひの節、第十二沖つ白浪、第十三藏開上、第十四藏開中、第十五藏開下、第十六樓のうへ上、第十七樓のうへ下、第十八國ゆづり上、第十九國ゆづりの中、第二十國ゆづり下、かくのごくにて、合せて廿巻也、然るに今の本は、嵯峨院を藏開ノ上こし、或は藏開ノ上下のついでを誤り、藏開ノ下を國ゆづりの下こし、樓ノ上ノ巻の上下のついでを誤り、國の

づり上と中と次第を誤り、同下をさがのゐんとす、これら皆誤ゥ也、然れば今の本の、藏開下はさがのゐん也、吹上ノ上は下、下は上也、國ゆづり下は藏開下也、樓の上ノ上は下、下は上也、國ゆづり上は中、中は上なり、さがのゐんは國ゆづり下也、と心得べし、又今の本は、わたくしに、一卷なるをも上下にわけ、あるは上下なるを、又分ヶなどして、合せて三十卷とせり、さて又ふるき一本には、たづのむら鳥を第十一とし、初秋を第十二とし、國ゆづり三卷を、第十六第十七第十八とし、樓ノ上ノ上下を、第十九第廿とせり、これらのついでは、いづれよからむ、おのれいとまなくて、すべていまだえよくもかむかへず、見ん人なほかむかへて定めてよ、そも〳〵右の考へどもは、同じ尾張ノ國人淺井ノの某が、此物語を好みて、善木(コキマキ)に依て、考へ置たるによれる也と、道まろ云りき、

いせの國なる辛洲ノ社

伊勢ノ國の壹志ノ郡に、辛洲(カラス)ノ社といふありふるき社とは見ゆれど、いかなる神におはすらん、さだかならず、俗には天照大御神の御妹にますと申す也、近きころ、神別本紀となづけたる物を見れば、天照大神の御妹に、可良須女(カラスメ)ノ命といふあるは、かの俗說(コヒトノコト)によりて、造り出たる名也、此書は、書籍目錄に此名見えて、世には傳はらぬ書なるを、それなりとして、なまさかしき者の、近き世に僞り作れる物と見えて、後の世めきたる事おほく、すべて取ゥべくもあらぬもののみ也、

ふみども今はえやすくなれる事

二三十年あなたまでは、哥まなびする人も、たゞちかき世の哥ぶみをのみ學びて、萬葉をまなぶことなく、又神學者といふ物も、たゞ漢ざまの理をのみさだして、古へのまことのこゝろをえむことを思はねば、萬葉をまなぶことなくて、すべて萬葉は、哥まなびにも、道の學びにも、かならずまづまなばでかなはぬ書なることを、しれる人なかりき、されば、契沖ほうし、なねこ此集を明らめて、古への意をもかつ〴〵うかゞひそめて、はし〴〵いひおきつれども、哥人も神學者も、此しるべによ

るべきことをしれる人なかりしかば、おのがわかくて、京にありしころなどまでは、代匠記といふ物のあることをだにしれる人も、をさ／＼なかりければ、其書世にまれにして、いと／＼えがたく、かの人の書は、百人一首の改觀抄だに、えがたかりしを、そのかみおのれ京にて、始めて人にかりて見て、かばかりやと思ひて、本屋をたづねたりしに、なかりき、板本なるにいかなればなきぞと、とひしかば、えうする人なき故に、すり出さずといへりける、さてとかくして、からうじてぞえたりける、そのころまでは、大かたかくありけるに、此ちかき年ごろとなりては、寫本なるも代匠記もおほく出て、さらにかたからずなりぬるは、古學の道のひらけて、さうずる人おほければぞかし、さるは代匠記のみにもあらず、すべてうつしまきなる物は、家々の記錄などのたぐひ、その外の書ども、いと／＼えがたかりしに、何も／＼、今はたやすくえらるゝことゝなれるは、いともいともめでたくたふとき、御代の御榮えになん有ける、

おのが物まなびの有しやう

おのれいときなかりしほどより、書をよむことをなむ、よろづよりもおもしろく思ひて、よみける、さるははか／＼しく師につきて、わざと學問すとにもあらず、何と心ざすこともなく、そのすぢと定めたるかたもなくて、たゞからのやまとの、くさ／＼のふみを、あるにまかせ、うるにまかせて、ふるきちかきをもいはず、何くれとよみけるほどに、十七八なりしほどより、歌よまゝほしく思ふ心いできて、よみはじめけるを、それはた師にしたがひて、まなべるにもあらず、人に見することもせず、たゞひとりよみ出るばかりなりき、集どもゝ、古きちかきこれかれと見て、かたのごとく今の世のよみざまなりき、かくて廿あまりなりしほど、學問しにとて、京にのぼりける、さるは十一のとし、父におくれしにあはせて、江戸にありし、家のなりはひをさへに、うしなひたりしほどにて、母なりし人のおもむけにて、くすしのわざをならひ、又そのために、よのつねの儒學をもせむとてなりけり、さて京に在しほどに、百人一首の改觀抄を、人にかりて見

て、はじめて契沖といひし人の說をしり、そのよにすぐれたるほどをもしりて、此人のあらはしたる物、餘材抄勢語臆斷などをはじめ、其外もつぎ〳〵に、もとめ出て見けるほどに、すべて哥まなびのすぢの、よきあしきけぢめをも、やうやうにわきまへさとりつ、さるまゝに、今の世の哥よみの思へるむねは、大かた心にかなはず、其哥のさまも、おかしからずおぼけれど、そのかみ同じ心なる友はなかりければ、たゞよの人なみに、こゝかしこの會などにも出まじらひつゝ、よみありきけり、さて人のよむふりは、おのが心には、かなはざりけれども、おのがたてゝよむふりは、今の世のふりにもそむかねば、人はとがめずぞ有ける、そはよるべきことわりあり、別にいひてん、さて後、國にかへりたりしころ、江戸よりのぼれりし人の、近きころ出たりとて、冠辭考といふ物を見せたるにぞ、縣居ノ大人の御名をも、始めてしりける、かくて其ふみ、はじめに一わたり見しには、さらに思ひもかけぬ事のみにして、あまりことゝほく、あやしきやうにおぼえて、さらに信ずる心はあらざりしかど、猶あるやうあるべしと思ひて、立かへり今一たび見れば、まれ〳〵には、げにさもやとおぼゆるふし〴〵もいできければ、又立かへり見るに、いよ〳〵げにとおぼゆることおほくなりて、見るたびに信ずる心の出來つゝ、つひにいにしへぶりのこゝろことばの、まことに然る事をさとりぬ、かくて後に思ひくらぶれば、かの契沖が萬葉の說は、なほいまだしきことのみぞ多かりける、おのが哥まなびの有リしやう、大かたかくのごとくなりき、さて又道の學びは、まづはじめより、神書といふすぢの物、ふるき近き、これやかれやとよみつるを、はたちばかりのほどより、わきて心ざし有しかど、とりたてゝわざとまなぶ事はなかりしに、京にのぼりては、わざとも學ばむと、こゝろざしはすゝみぬるを、かの契沖が哥ぶみの說になずらへて、皇國のいにしへの意をおもふに、世に神道者といふものゝ說おもむきは、みないたくたがへりと、はやくさとりぬれば、師と頼むべき人もなかりしほどに、われいかで古へのまことのむねを、かむかへ出む、と思ふこころざし深かりしにあはせて、かの冠辭考を得て、かへすかへすよみあぢはふほどに、いよ〳〵心ざしふかくなりつゝ、

此大人をしたふ心、日にそへてせちなりしに、一年此うし、田安の殿の御事をうけ給はり玉ひて、此いせの國より、大和山城など、こゝかしこ尋ねめぐられし事の有しをり、此松坂の里にも、二日三日とゞまり給へりしを、さることつゆしらで、後にきゝて、いみじくゝちをしかりしを、かへるさまにも、又一夜やどり玉へるを、うかゞひまちて、いと〱うれしく、いそぎやどりにまうでゝ、はじめて見え奉りたりき、さてつひに名簿を奉りて、教へをうけ給はることにはなりたりきかし、

あがたゐのうしの御さとし言

宣長三十あまりなりしほど、縣居ノ大人のをしへをうけ給はりそめしころより、古事記の注釋を物せむのこゝろざし有て、そのことうしにもきこえけるに、さとし給へりしやうは、われもとより、神の御典(ミフミ)をとかむと思ふ心ざしあるを、そはまづからごゝろを清くはなれて、古へのまことの意をたづねえずはあるべからず、然るにそのいにしへのこゝろをえむことは、古言を得たるうへならではあたはず、古言をえむことは、萬葉をよく明らむるにこそあれ、さる故に、吾はまづもはら萬葉をあきらめんとする程に、すでに年老て、のこりのよはひ、今いくばくもあらざれば、神の御ふみをとくまでにいたることえざるを、いましは年さかりにて、行さき長ければ、今よりおこたることなく、いそしみ學びなば、其心ざしとぐること有べし、たゞし世ノ中の物まなぶともがらを見るに、皆ひきゝ所を經ずて、まだきに高きところにのぼらんとする程に、ひきゝところをだにうることあたはず、まして高き所は、うべきやうなければ、みなひがことのみすめり、此むねをわすれず、心にしめて、まづひきゝところよくかためおきてこそ、たかきところにはのぼるべきわざなれ、わがいまだ神の御ふみをえとかざるは、もはら此ためぞ、ゆめしなをこえて、まだきに高き所をなのぞみそと、いとねもころになん、いましめさとし給ひたりし、此御さとし言の、いとたふとくおぼえけるまゝに、いよ〱萬葉集に心をそめて、深く考へ、くりかへし

問ひたゞして、いにしへのこゝろ詞をさとりえて見れば、まことに世の物しり人といふものゝ、神の御ふみ説る趣は、みなあらぬから意のみにして、さらにまことの意はえとゝぬものになむ有ける、

おのれあがたゐの大人の教をうけしやう

宣長、縣居ノ大人にあひ奉りしは、此里に一夜やどり給へりしをり、一度のみなりき、その後はたゞ、しば／＼書かよはしきこえてぞ、物はとひあきらめたりける、そのたび／＼給へりし御こたへのふみども、いとおほくつもりにたりしを、ひとつもちらさで、いつきもたりけるを、せちに人のこひもとむるまゝに、ひとつふたつとゝらせけるほどに、今はいとすくなくなんなりぬる、さて古事記の注釋を物せんの心ざし深き事を申せしによりて、その上つ巻をば、考へ玉へる古言をもて、假字がきにし玉へるをも、かし給ひ、又中ッ巻下ッ巻は、かたはらの訓を改め、所々書入などをも、てづからし給へる本をも、かし玉へりき、古事記傳に、師の説とて引たるは、多く其本にある事ども也、そも／＼此大人、古學の道をひらき給へる御いさをは、申すもさらなるを、かのさとし言にのたまへるごとく、よのかぎりもはら万葉に心をつくされしほどに、古事記書紀にいたりては、そのかむかへ、いまだあまねく深くはゆきわたらず、くはしからぬ事ども、おほし、されば道を説(トキ)玉へるとも、こまかなるとしなければ、大むねもいまださだかにあらはれず、たゞ事のついでなどに、はし／＼いさゝかづゝのたまへるのみなり、又からごゝろを去(サ)れることも、なほ清くはさりあへ玉はで、おのづから猶その意におつることも、まれ／＼にはのこれるなり、

師の説になづまざる事

おのれ古典(イニシヘノフミ)をとくに、師の説とたがへる事多く、師の説のわろき事あるをば、わきまへいふこともおほかるを、いとあるまじき事と思ふ人おほかめれど、これすなはちわが師の心にて、つねにをしへられしは、後によき考への出來たらんに

は、かならずしも師の説にたがふとて、なはゞかりそとなむ、敎へられし、こはいとたふときをしへにて、わが師の、よにすぐれ給へる一つ也、大かた古へをかむかふる事、さらにひとり二人の力もて、こと〴〵くあきらめつくすべくもあらず、又よき人の説ならんからに、多くの中には、誤りもなどかなからむ、必わろきこともまじらではえあらず、そのおのが心には、今はいにしへのこゝろこと〴〵く明らか也、これをおきては、あるべくもあらずと、思ひ定めたることも、おもひの外に、又人のことなるよきかむかへもいでくるわざ也、あまたの手を經るまに〳〵、さき〴〵の考へのうへを、なほよく考へきはむるからに、つぎ〳〵にくはしくなりもてゆくわざなれば、師の説なりとて、かならずなづみ守るべきにもあらず、よきあしきをいはず、ひたぶるにふるきをまもるは、學問の道には、いふかひなきわざ也、又おのが師などのわろきことをいひあらはすは、いともかしこくはあれど、それもいはざれば、世の學者その説にまどひて、長くよきをしるごなし、師の説なりとして、わろきをしりながら、いはずつゝみかくして、よざまにつくろひをらんは、たゞ師をのみたふとみて、道をば思はざる也、宣長は、道を尊み古へを思ひて、ひたぶるに道の明らかならん事を思ひ、古への意のあきらかならんことをむねと思ふが故に、わたくしに師をたふとむことわりのかけむことをば、えしもかへり見ざることあるを、猶わろしと、そしらむ人はそしりてよ、そはせんかたなし、われは人にそしられじ、よき人にならむとて、道をまげ、古への意をまげて、さてあるわざはえせずなん、これすなはちわが師の心なれば、かへりては師をたふとむにもあるべくや、そはいかにもあれ、

わがをしへ子にいましめおくやう

吾にしたがひて物まなばむともがらも、わが後に、又よきかむかへのいできたらむには、かならずわが説になゝづみそ、わがあしきゆゑをいひて、よき考へをひろめよ、すべておのが人をゝしふるは、道を明らかにせむとなれば、かにもかくにも、道をあきらかにせむぞ、吾を用ふるには有ける、道を思はで、いたづらにわれをたふとまんは、わが心にあらざる

ぞかし、

五十連音をおらんだびとに唱へさせたる事

小篠大記御野（ミヌ）といふ人は、石見ノ國濱田の殿のじゆしやにて、おのが弟子（ヲシヘノコ）也、天明八年秋のころ、肥前ノ國の長崎に物して、於蘭陀人（オランダビト）のまうで來てあるに逢て、音韻の事どもを論じ、皇國の五十音の事をかたりて、そを其人にとなへさせて聞しに、和のくだりの音をば、みな上にうを帶て、ゐはういの如く、ゑはうえのごとく、をはうおのごとく呼て、いとおとはひとしからず、よく分れたり、こは何をもて然るぞと問しかば、はじめの和にならへば也とぞいへりける、かの國のつねの音も、このけぢめありとぞ、此事おのが字音かなづかひにいへること、全くあへりとて、いみしくよろこびおこせたりき、なほそのをりの物がたりども、何くれといひおこせたりし中に、おかしき事どももあれど、こゝにはもらしつ、

玉かつま三の巻

たちばな玉

立よればむかしのたれと我ながら
わが袖あやしたちばなのかげ

これは思ふのすゞの玉なるを、とり出たるは、ことさらめきて、いかにぞやもおぼゆれど、例の巻の名つけむとてなむ、

五十師原　山邊御井

萬葉集一巻にみゆる、伊勢ノ國の五十師ノ原山ノ邊ノ御井は、鈴鹿ノ郡にて、今も山邊村といふ所也、そこに山邊ノ赤人の屋敷跡といひ傳へたる地あり、又同じ人の硯水とて、古き井もあり、これ山ノ邊ノ御井也、然るに赤人の事をしもいひ傳へたるは、中古よりして、山部(ヤマベ)ノ姓と、山邊(ヤマノベ)ノ姓とをまがひて、赤人の姓をも、山ノ邊とせるから、此地の名につきて、いひよせしひがこと也、さるはかの赤人は、世にあまねく名高き人なるが故ぞかし、さて五十師原を、萬葉の今の本に、いそしのはらと訓(ヨミ)たれども、古へはいそといふに、五十と書ることなければ、誤也、いしのはらとよむべし、五十と書るをば、伊とよむ古言の例なれば也、いしのはらとては、此句六もじにて、調(シラベ)わろしと思ふ人もあるべかめれど、そはしからじ、上の句を、六もじにいへる例おほき中に、地ノ名などは、殊によりくるまゝに、四もじにも六もじにもよめる、つねの事也、こいしの原といふ名のよしは、今石薬師ノ驛に、石薬師とて寺有て、石の佛をまつれる、こは地の上におのづからに立る、大きなる石のあるに、薬師といふ佛のかたちをゑりつけたるにて、此石あやしき石也、これによりて思ふに、佛をゑりたるは、はうしの輩のしわざにて、後ノ事にて、もとは上ツ代より、此あやしき石の有しによりてぞ、いしの原とは名に負

たりけむ、今もそのあたり、ひろくかの山邊村のきはまで、同じ野のつゞける所也、かくて萬葉集十三の卷なるかの長哥は、持統天皇の、此國に行幸ありしをりの、行宮のさまをよめりと聞えたれば、かの赤人の屋敷跡といふなる地ぞ、その行宮の跡なるべき、おのれ此ノ地の事、としごろ猶いぶかしかりければ、いにし寛政元年三月、尾張の名兒屋に物せしかへるさに、立よりて考へしに、まづ山邊村、今はやまべといひて、鈴鹿ノ郡にて、河曲ノ郡の堺也、石薬師ノ驛より、六七町もあらんか、野原をゆきて、東北の方なり、その野は、よりが野といひて、西の方は、能煩野へつゞきて、いと〳〵廣きを、此山邊村は、その野の東のはづれの、にはかにくだりたるきはの、ひきゝ所なる故に、東の方より見れば、小山の麓なり、されば、かの長哥の反哥に、おのづからなれる錦を張れる山かもとよめるも、西の方よりは、たゞ平なる地のつゞきたれども、東より見たるさまによりて、山とはいへるなりけり、錦をはれるとは、かの行幸は、六年の三月なれば、櫻桃などの花をいへるか、又は大寶二年十月にも、同じ天皇、參河國に行幸有しかば、其時にてもあらむか、もし然らば行宮は、參河への道次の行宮にて、錦は紅葉なるべし、とにかくに長哥のやう、女房たちの宮づかへのさまをよめりと聞ゆれば、必持統天皇なるべし、さて此あたり、今はすべて松山にて、あたし木はすくなし、かの赤人屋敷といふは、山邊村より南の方へいさゝかのぼりて、高き所に在て、たても横も半町にはたらぬほどのたひらにて、今は畠也、其西北のすみの所に、古墳といふ物も有しを、五六十年ばかりさきに、里人の埋みしとぞ、又此所の土の中より、碁いしの如くなる、ちひさき石に佛經のもじをゑりたるを、をり〳〵ほり出ること有りといへり、さてそのあたりより、伊勢の海よく見渡されて、こゝより見れば、まとに水門なすとよめるさま也、尾張參河の山々も、いせの山々嶋々も、よく見え、高岡川といふ川、村の東を流れて、まぢかく見おろさるゝなど、すべてかの長哥のけしきに、よくかなへる所也、御井は、そこより南の、すこし西の方へくだりたる、谷あひの田の中に有て、もと水有しが、近きころとなりては、あせて、水はなかりけれど、此一とせ二とせさ

きまでは、井のかたは殘れりしといふを見れば、今は井のかたゞにのこらず、皆田になりて、たゞいさゝかなる所に、古き松一もとたてるのみなるを、此松の本なん、御井の跡なるといへり、その近き里に、八十八にあまれりといふ翁のあるが、かたりけるは、此松、おのがわかゝりしほどに、年老たるものゝ、むかしも今も同じさまにて、かはらずといひしを、そのころも今も、又いさゝかかはれることなく、高くもふとくもならず、たゞ同じさま也とぞ語りける、今見るに、さしも大きなる木にもあらず、よろしき程にて、まことにふるくは見えたり、今より後、もし此松さへ枯うせたらむには、そのかみの御井のしるしだになく、きえはてなんと、いともく心うく、うれはしきわざなれば、いかで石ぶみなどをたてゝ、跡をだに、長き世までのこさまほしきわざなりかし、さて又かの赤人屋敷といふ所より、東北の方へくだれる所に、古く見ゆる井有、山邊村の東南のはづれの所也、こはよのつねの井のさまに、石をつみめぐらして、水も有り、此水、いみじきひでりにもかれずと里人いへり、そもく古への御井は、此二つのうち、いづれならん、さだめがたし、赤人の硯水といひつたへたるは、はじめにいへる方也、たゞし百三四十年ばかりもさきに、或人の、此國の事どもしるせる、勢陽雜記といふ物には、かの赤人の屋敷の事をいひて、その麓に清水有、赤人の硯水也、といひ傳へたりとしるせるは、後のかたをいへるやうに聞えたれ、後のかたは、かの屋敷といふべき所、はじめのかたは、やゝさかりて、かの麓とはいふまじき所なれば也、されどこは、たしかにふつゝかなる聞えしるせるか、はた里人のかたれるを聞て、大かたにいへるか、しりがたければ、猶[illegible]し、さはとまれかくまれ、五十鈴ノ宮山ノ邊は、うたがひなく此さとのうちにて、赤人屋敷といふ地ぞ、行宮の舊跡なるべく、又御井も、かの二つのうちにはづるべからずとぞ思はるゝ、然るを隣の高宮村には、五十鈴頓宮を、五十鈴ノ宮と改めて、高宮村、人麿神をまつれる事に説なして、歸頓ノ御井山遺也といふを破り、[illegible]、甚[illegible]ことゞもあまたあるに、そのよしをいはんに、數々あり、一つには、まづ鈴ノ宮と鈴ノ宮とは、頓宮[illegible]

形似ざれば、誤るべきにあらず、二ッには、もし五十鈴ノ原ならむには、さく鈴のとも、さくゝしろとも、古き枕詞のあたをおきて、山のほとりなどいはむからに、山のべのと、きせるよしもなきことをいふべきにあらず、一の巻なる哥には、山のべの御井を見がてりともあれば、山のべはかならず地ノ名なるを、五十鈴ノ原のあたりには、古へよりさる地ノ名あることなし、すべてかの神宮のあたりにふるき所は、さしもあらぬだに、そのところはうしなふといへども、さすがに名は残りて、かしこの書どもに見えざるはなきを、これはさばかりふるく、名高きところなるに、見えざるべきやうなし、三ッには、かの長哥、もし大御神の宮づかへの事をよめるならば、かならずその大御神の鎮り座ス事のよしなどをこそいふべきに、その大御神の御事は、一言もいはずして、にはかに大宮づかへといふべきよしなし、始メより日の御子の御食ツ國といひて、大宮づかへといへるは、天皇の宮たるを疑ひなく、其うへ嶋の名高しといふまで、行宮より見渡したるけしきをもていへるさま、いちじるし、四ッには、齋内親王の宮づかへし給ふことならば、いつきのみことも、ひめみことも何とも、其御事と聞ゆる詞あるべきに、さると一言もなくて、ゆくりなく大宮づかへといふべき物かは、たゞ天皇に仕奉る女官たちなると、論なき物をや、五ッには、もゝしきの大宮人とは、天皇に仕奉る人をこそ聞えたれ、たとひ本は大内より來し人なればとても、今齋王に仕奉り居る人を、うちまかせて然いはんとはいかゞ、六ッには、もし齋王の大御神につかへ玉ふ事をよめる哥ならむには、反哥に御井の事のみをよめるは、何のよしぞや、七ッには、かの鈴鹿郡なる山ノ邊の事を、俗説也として、やぶられたるもあたらず、俗説とは、赤人の跡といふと也、赤人の事は、山邊といふ地ノ名によりて、附會たる物なれば、其説こそ俗説なれ、それをとり捨たらむに、何の俗なるとかあらん、そも〳〵しか赤人の事をいひよせたるも、もと山邊といふ所、又古き清水のある故なれば、それもかへりて、古き跡なる證とこそすべけれ、又かの山邊村に、いにしへ倭姫ノ命の宮有しといふも、僞也とて、そのよしを論ぜられたるもあたらず、倭姫ノ命の宮の事は、今里人のいひつたへはなけれども、もしさ

る説のあらば、それはた行宮によしあり、持統天皇も女帝にましませば、その行宮を、倭姫ノ命の宮と、誤り傳へたりとせば、これ又かへりて、かの行宮の證とすべし、八ッには、持統天皇の伊勢の行幸は、書紀を考るに、六年三月六日辛未に、京をたゝせ給ひて、同月廿日乙酉に、かへらせ給へり、然るを、此行幸は五月也といはれたるも誤也、こは紀に、同年五月乙丑朔庚午、御ニ阿胡ノ行宮ニ時、進レ贄者云々、とあるを見誤りて、萬葉の裏書に、五月云々と引るを、ふと見て、五月とは思ひ誤られたる也、かの紀の文は、三月の行幸の時に、阿胡ノ行宮にて、贄をたてまつりし者を、五月に賞せられたる事をしるせる也、かの紀をひらき見てしるべし、九ッには、萬葉一の巻に、山のべの御井を見がてり云々の哥は、長田王、伊勢ノ齋宮へ、おほやけ事にて下られたるついでに、名高き所なれば、此御井をも見に立よられたる也、されはこれも、鈴鹿ノ郡は路次にもあらず違ひとても、妨なし、大御神の宮の中ならむには、御井を見がてら物せむと、いかゞとぞ思ふ、

あらかねの地とつゞくる事

地の枕詞に、あらかねのといふは、麁舎根の也、いにしへ殿舎を御あらかといひしはつね也、それを御といはで、たゞあらかとのみもいへりしこと、古語拾遺に、云々造ニ殿舎ヲ御所ニ居、謂ニ之麁香ト、細注に、古語正殿謂ニ之麁香ト、とあるにてしるべし、さて古への殿舎は、伊勢の大御神の宮のごとく、すべて柱を地にほりいれてたてたりしかば、地はあらかの根なるよし也、

こたつといふ物のうた

しはすばかりの、これかれあつまりて、埋火を題にて、哥よみける日、今の世のこたつといふ物をよまむと、人のいひければ、

むしぶすまなごやが下のうづみ火にあしさしのべてぬらくしよしも

とよめりければ、みな人わらひてやみぬ、

から國にて孔丘が名をいむ事

もろこしの國に、今の清の代に、その主が、孔子の諱を避て、丘ノ字の畫を省きてかくことをはじめて、今は世の間にいたるまで、夫子をいむことをしらざりしといひて、いみしげにみづからはこれども、これいとをこなること也、もしまことに孔丘をたふとむとならば、其道をこそよく行ふべきことなれ、その道をば、全くもちひずはなして、たゞいたづらに、其人の名をたふとまんは、なにのいみしき事かあらむ、其道をだによく行ひたらば、いにしへよりいむことせで行来つる、其もじ、今さらいまずとて、なにごとかあらむ、これたゞ道をたふとみがほして、世の人にいみしく思はせむためのはかりごと也、すべてかの國人のしわざは、大かたいにしへよりかくのごとくにて、聖賢といふ物をたふとむを、いみしき事にすなるは、いなまことに尊むにはあらず、名をむさぼるしわざ也、

片衣小袴といふ物

二水記云、大永七年正月七日、早旦室町殿出仕、令見物、道永以下悉以片衣小袴也、當時先舊之間、不可然之躰也、云々、武田出仕之躰同之とあり、片衣小袴といふと、此外にもところどころ見えたり、今の世の肩衣半袴の事と聞ゆ、

肖柏みまかれる事

同記云、同年四月四日、夢菴【肖柏法師近年号牡丹花】死去云々、【八十有餘云々】

揚弓といふ物

同記云、享祿三年二月三日午時、參內、有御揚弓とみえたり、禁中にもかゝる事ありしにこそ、

立花茶の湯

同記云、大永五年三月六日、午後參青蓮院門跡、少納言令同道、今日花御會也、池坊【六角堂修行也花之上手也】祇

候、十顆許有之、又云同六年七月廿二日、午時參二尊院、万里小路、阿野少將、高倉少納言等同道、於池中嶋有御舍利、種々佛光有興、當時數寄宗珠祗候、下京地下入道也、數寄之上手也、

後柏原天皇崩御入棺の儀

同記云、大永六年四月十一日、晴、夜明有御入棺事云々【御棺從般舟院沙汰也】先之有御沐浴儀云々、一切僧衆沙汰之間、不奉見、】兼久朝臣取御眼【御眼者御持佛之御本尊觀音藏菩薩、各時御前一度持之、御眼御衣、自本御上手】下御其後【○御前】長一尺余奉入御棺、其次一切僧衆行事之間、不見之、此之事御衣之由示之、他作御襪之事、御膳置宅朝臣奉御供御襪【已上之、是只御置、宮二御於御前、御膳料也】菅少納言長淳【文章】役送【一一一】又有次第、【第一一一、第二、御衣、第三一一、第四一一、第五童子】供御撤之、此後供御手水【御手洗理手揉了、以枝長尺【長尺】宣定朝臣取御手洗、置御前【北面也、其例只西南爲御膳頭、然而北上爲由、御分目、開之、其次少之間、向北面、在御頭也】次取御【臺盤盛】入水、【三度、其由書也】次取御手拭等御手清畢、供御次、手水取之、撤御膳云々、

また四界四角の祭

西宮記云、四角祭、陰陽寮向四角祭、只藏人所人爲使、四角祭、陰陽寮、宮城四角祭、有使所人、以上三下有使之時、陰陽寮爲之使、【見臨時祭】

船岡紫野御靈會

日本紀略云、正暦五年六月廿七日丁未、爲疫神修御靈會、木工寮修理職、造神輿二基、安置北野船岡山、屈僧侶令行仁王經之講説、城中之人、招伶人奏音樂、都人士女、齎持幣帛、不知幾千萬人、禮了送難波海、此非朝議、

起自巷説、また長保三年五月九日、於紫野祭疫神、号御霊会、依天下疾疫也、是日以前、神殿三宇瑞垣等、木工寮修理職所造也、又御輿、内匠寮造之、京中上下、多以集会、此社号之今宮、とあり、朝野群載に、天承二年閏四月八日、散位中原師光勘文に、正暦五年六月廿七日、被安置疫神於船岡上、長保三年五月九日、被安置疫神於紫野、京師衆庶行御霊会、件年々天下不静、仍有此儀、と見えたり、

大神宮御蔭参り

ある物に、寶永二年、伊勢の大御神ノ宮に、おかげ参りとて、國々の人共、おびたゞしくまうづる事の有し、その人の數を、つぎ〳〵しるしたるやう、四月上旬より、京幷ニ五畿内の人、ぬけ参宮といふ事有、閏四月上旬よりしるすところ、はじめは、一日に二千三千の間也、十三日より十六日まで、十万人にこえたり、十七日より、漸々減じて、又廿四日廿五日は、三四万人也、それより大坂へうつり、廿六七日には、五六万人づゝ、廿八九日は、十二三万人づゝ、五月朔日より、七八万人づゝ、三日より、十二三万人づゝ、八日ごろより、いよ〳〵熾也、十六日には、二十三万人に及べり、これ前後の最上也、そのゝち漸々減じて、同月末には、一万人ばかりなり、凡ッ閏四月九日より、五月廿九日まで、五十日の間、すべて三百六十二万人也、としるせり、又同じ物に、享保三年春のころ、まうでし人の數を、しるしたるやう、正月元日より、四月十五日まで、参宮人凡て四十二万七千五百人、としるせり、これはよのつねのとしなり、

齊明紀なる童謠

書紀の齊明ノ巻、六年の童謠、或人の考へおきたるによりて、おのれ又考へたるやう、ことよみ句、をのへだを句、かりがりのくらふ句、ことよみ句、をのへだを句、かりぐのくらふ句、ひらくつまの句、つくりし句、おさへだを句、かりがりのくらふ末、かくのごとくなるべきか、そも〳〵此哥は、ゆゝしき事のたとへなる故に、世にはゞかりて、ことさらに、

句の前後をも、文字の次第をも、かきみだして、何事とも、よみときがたきさまにしるし傳へたる物と見えたり、なかばに甲子としるせるは、これよりよみ始むべき事、又それにならひて、文字の次第をも、おきかへてよむべきよしを、ほのかにさとしたるしるし也、これによりて、おのれは今、此甲子とある下よりよみはじむ、第一の句、騰和騰興美は、本には、騰興を興騰と書かへたり、さて騰和は多和にて、古事記に、山之多和とある是也、かくて多和と騰和と通ふよしは、たわむをとをむ、たわゝをとをゝなど、通はしいへると、万葉におほし、されば騰和は、山のたわみたる所をいふ、騰興美は響動也、第二の句、烏能陛陀烏は、尾上田をいひて、山の尾のほとりの田也、第三の句、歌理鵝理能俱邏賦、雁々の食ふに て、雁々とは、山々川々國々人々などいふ例にて、おほくの雁どもの、其あたりの山の多和によむまで、むらがりさわぎて、田の稲をはみ食ふ也、第四の句、騰和騰興美、上なるに同じ、此句、本には、美和陀騰能理歌美とあるは、美ノ字陀ノ字、能理歌の字はみな、前後にある字にて、みだれて重なりたる也、又はじめの騰ノ興と落たる也、第五の句、六の句、上なるに同じ、第七の句、比邏甸屢摩能は、かの或人の考へに、平傴僂の也、そは即チ此巻に、傴僂といふ人の名有て、此云俱豆摩と見えたり、平とは、いたくかゞせなるさまをもていふ、ひきくはひたる松を、平松といふたぐひ也といへり、第八の句、都俱利伺は佃りし也、本に俱例豆例とある、豆は、その四字上なる都と入かはりし、上の例は利、下の例は倒の誤か、又は俱例例などにて、つくれるの意か、いづれにても有べし、第九の句、於社幣陀乎は、押聲田を也、おさへは、書紀廿の巻に、筑紫國者、阿多麻毛流、於佐倍乃岐曾斗云々とある、於佐倍と同くて、仇を押ふるよし也、此童謡は、百濟の國を救はせ給ふ御軍の、敗れぬべきしるしなりしかば、その救の御軍をさして、於社幣といひ、田は、尾上田にたとへたる故に、それをつらねいひて、たとへと實とを合せたる也、かく一句の内に、實のうへの詞と、たとへたる物のうへの詞とを、まじへつらねていへる例、万葉に多し、第十の句、上なるに同じ、かくて一首の意は、かの或人の考へに、救

の御軍の敗れて、多くの功臣の、むなしくなることを、[illegible]の、事のきがたき事をもて、くるしみて詠うしてつくれる山の間を、多くの臣ごもの來て、はみそこなひて、いたづらにたれるにたさへたり、といへる□□に、但しかのなへのうたに、これかれと誤れる事ども有、まづひらくつまのといふを、第一の句とせる、わろし、同じ句の六言なるは、古の書に例なきことなり、そのうへ是より三句は、必ず結にあるべきおもむき也、次に於土怜陀を、乎能怜陀の誤としたれども、すべて紀中、哥を書るやう、一首の内にて、同じ詞の二つ三つあるをば、同じ假字を用ひたる例にて、此哥も尾上田をも、二所ながら烏能陛陀と書たるに、此假字をかへて、弘ノ字常ノ字をかゝむと、大かたの例にたがへり、次に美和陀□□理漢之とあるを、左歌理能陀和羞膽として、御狩のたゆむ間に、鷹の來る也とゝき、また左歌理能美和陀膽ともして、木のみいたのふごむ如く、御狩に出給はんをいふといへる、二つともにわろし、御狩のたゆむ間の事を、たれえども、みわたども、いふべきにあらず、次に甲子の下なる勝和與騰差を、和與□騰尤とも、また和騰々□美ともよみて、賤とふごむ、賤ことよむなど解る、さらに聞えぬ事也、さてまた羽倉【東麻呂】大人は、文字をおきかへてよめるを、ひがことゝして、本の次第のまゝによみて、解れたる說あれど、皆しひごとにて、すべて詞どものはず、其ことわりも聞えがたし、其說は□說とあれば、こゝには顯しがたし、そも／＼いかに上ツ代の哥といへども、をり／＼こそ聞えぬ詞もまじりたれ、いづれの哥も、すべてはよく聞えて、むげにきこえぬは、一首もなきを、此哥にかぎりて、むげに聞えぬは、はじめにいへるごとく、句の前後、文字の次第を、ことさらにかきみだりたる物にて、かの野馬臺の詩とかいふ物の如くなる書きざまなるを、そこに心をつけたる人のなきは、いかにぞや、但しおのが今のかむかへも、かならずこれよしとにはあらず、初々の句のことわよみなど、猶よき考へも有べきにや、

から人のおやのおもひに身をやつす事

もろこしの国の、よゝの物しり人どもの、親の喪に、身をいみしくやつれたるを、孝心ふかき事にして、しるしたるがあまたある中には、まことに心のかなしさは、いさゝかばかりもあらざりけむを、食物をいたくへらしなどして、強てよそほひて、ことさらにかほかたちをやつして、いみしげなるさまを見せたるがおほかりげに見ゆるは、例のいと／＼しうるさきいつはりなるを、いみしき事にほめたるは、父をこそ世にせし親を、まことに思ふ心ふかくは、おのが身を、さばかりつひやすべき物かは、身のやつれに、病なども起りて、もしはからず、なくなりなどもしたらむには、孝ある子といふべしやは、たとひさまでにはいたらずとも、しかいみしくやつれたらむをば、苔の下にも、おやはさこそとおぼさめと思はれ、いかでかうれしと思はむ、さる親の心をば思はで、たゞ世の人めをのみつくろひて、名をむさぼるは、何のよき事かは、すべて行も何わざも、世にけやけきことをもてはやして、いみしき事に思ひするは、かの国人のならひにぞありける、

富貴をねがはざるをよき事にする論ひ

常々の儒者、身のまづしく賤きをうれへず、さる榮えをねがはず、ふうこはさるを、よき事にすれども、そは人のまこと情にあらず、おほくは名をむさぼる、例のいつはり也、まれ／＼にはまことに心ならむもの有とも、そは世のひがものにこそあれ、なによき事ならむ、ことわりのなきねがひをして、あながちにねがはむことは、あしかるを、ほど／＼につきなむわざをいそしくつとめて、なりのぼり、富さかえむこそ、父母にも先祖にも、孝行ならめ、身おとろへ家まづしくなりなむは、いふかひなき事にこそ有けれ、たゞおのがむさぼるのあまりに、まことの事をわするゝも、又おほかたの人のつねなりかし、

こしみ

[illegible]

たるを賀する故にいふ、と注せられて、其後の注どもにも、これによりて、年滿（トシミ）也とあれども、おしあてのひがこと也、としみは、俗にいふ精進落（シヤウジンオチ）の事也、おちくぼの物語、石山まうでの事をいへる所に、かへり給はむには、御としみをぞし給はんと見え、蜻蛉の日記、山寺にこもりゐたるが、かへりたる時の事をいへる所に、いかにぞや、としみをこそし給ひてめ云々、又初瀬詣のところにも、つば市にかへりて、としみなどいふめれど、我はなほしやうじ也云々、又同じ寺にまうでたる、かへるさの事をいへる所に、宇治にて云々、としみのまうけ有ければ云々、と見えてその下の詞に、氷魚（ヒヲ）をおくりたる事、又鯉（コヒ）鱸（スヾキ）などいへるとも見えたり、これら、物まうでにて、精進なりしを落て、魚をくひそむるをいへる也、則けし、賀の事として、聞ゆべしやは、さて御賀にいへるとしみは、すべて賀には、のこりのよはひを祈るとて、佛事を行ふと有て、すなはちかのをとめの巻の、次の文にも、經佛法事の日のさうぞくろくども云々、とある是也、その佛事に、精進したるとしみの儀式也、さて言の意を考るに、魚食ふ事を忌（イミ）たるを、落るよしにて、おとしいみといふを、つゞめたるなるべし、精進をおつといふ詞、土佐日記に、ふなぎみせちみす、さうじ物なければ、午の時より後に、かぢとりのきのふつりたりし鯛（タヒ）に、錢なければ、よねをとりかけて、おちられぬと見えたり、此としみの事、後に考ふれば、はやく契沖も、精進の後、魚くひそむる事と聞えたり、といへりき、

神武天皇の御陵

神武天皇の御陵は、今それと申す所は、あらぬところにて、實は今綏靖天皇の御と申すぞ、神武天皇の御ならむと、おのれ考へて、はやく吉野の道の日記に、しかしるしぬるを、其後此四五年さきに、大和國人に、竹口英齋といふがかたりけるは、今綏靖天皇の御陵と申すは、なほ綏靖天皇なるべく、神武天皇の御は、おのれさだかに尋ね出奉りたり、日本紀にしるされたるに、方もよくあへり、そは畝火山の東北の方の麓につきて、天皇宮といふ祠（ホコラ）のある山也、そこに字（アザナ）を加志（カシ）

といふ所あり、古事記にしるされたる、かしの尾ノ上てふ名のゝこれるなるべし、山本村なる神八井耳ノ命の御墓山よりは東、小泉堂村よりは南、大久保村よりは西にて、保良村といふ里のあたり也、その近きあたりの田地の下に、神武田またみさんざいなどいふ所もありといひて、すべて此うねび山につきたる御陵ども、そのあたりいとくはしく考へて書たる圖をも見せたりき、同じ國の内にて、ともにちかきところなれば、しば〳〵行見て、考へさだめたる也とぞかたりける、これをきゝ見れば、おのがさきのかむかへは、猶あたらず、まことに此人のいへる所ぞ、其ならむと思はるゝ、されどなほ綏靖天皇の御陵は、かならずそこといふところにはあらじと思はるゝを、今それと申すは、いづれの帝の御陵ならむ、こはなほいふかしくこそおぼゆれ、さて此正甫といふ人は、すべて御代〳〵の天皇の御陵を拝み奉りて、皇后皇子皇女たちなどの御墓まで、委く考へて、陵墓志といふ書をあらはさむとすとて、かつ〴〵書出たるをも、見せたりしは、おのれはたつねに深く思ひわたるすぢの事なれば、いと〳〵うれしくて、必なしをへられよと、かへす〴〵すゝめおきしは、いかになりぬらむ、そのゝちはしらずなん、

こかたといふ詞

重家集に、山家冬夜といふこゝろを、経信卿、山里はよごとにさえつゝ明にけり、こかたぞかねの音のすなるは、これいづかたぞといふべきを、こかたぞと[illegible]とあり、今の世の言に、いづくを、どことといひ、いづれをどれ、いづといづかたを、どちといふは、此こかたのこにやあらむ、

こし塚

大和ノ國人のいはく、城上ノ郡外山村に、輿塚といふ有、うへは圓にて、内なる石がまへ、少しあらはれて見ゆる、そのいたゞきへは、人の登ることなし、また前の方へ、さし出たる尾ありて、御陵のさまなりといへり、思ふに、これもし[illegible]

速日ノ命の御墓にてありしか、それも大和ノ國には、さるさましたる塚、いづこにも多かれば、いかならん、おぼつかなし、此山といふところは、いにしへの鳥見也、

飛鳥の宮々

古への飛鳥の宮々の御跡、岡本ノ宮は、岡寺のふもと、淨御原ノ宮は、岡寺よりやゝ南の方、川原ノ宮は、川原ノ寺のほとりなる小山、板葺ノ宮は、飛鳥川の東の畠中也と、飛鳥ノ社司飛鳥氏の説也とぞ、

植村禹言といひし人

奈良のあたり、疋田村といふところに、植村禹言といふ人ありて、廣大和名勝志といふふみ、三十冊をあらはせりとぞ、此人すべて、國々所々の事を考ふることを好みて、記せる物これかれおほかる中に、大和の國内の、ふるき所々の事は、ことにくはしく、考へたりとぞ、天明二年壬寅二月廿七日に、みまかりぬと傳に聞く、こゝにもとぶらひ來て、一度逢しこと有き、まとにふるき名どころのことゞもは、くはしく考へえたりげにかたりき、

にふなひといふ雀

尾張ノ國人のいはく、尾張美濃などに、秋のころ、田面へ、廿三十ばかりづゝ、いくむれもむれ來つゝ、稲をはむ、にふなひといふ小鳥あり、すゞめの一くさにて、よのつねの雀よりは、すこしちひさくて、觜の下に、いさゝか白き毛あり、百姓はこれをいたくにくみて、又にふなひめが來つるはとて、見つくれば、おひやる也、此すゞめ、春夏のほどは、あし原に在て、よしはらすゞめともいふといへり、のりながこれを聞て思ふに、入内雀といふ名、實方ノ中將のふる事にいへる、中昔の書に見えたり、されどそれは附會説にて、にふなひは、新嘗といふことなるべし、新稲を、人より先キに、まづはむをもて、しか名づけたるなるべし、萬葉の東哥にも、新嘗をにふなみといへり、又おもふに、稲負鳥といふも、もし此にふな

ひの事にはあらざるにや、古き哥どもによめる、いなおほせ鳥のやう、よくこれにかなひて聞ゆること多し、雀はかしかましく鳴ク物也、庭たゝきは、かなへりとも聞えず、

むろの木

田中ノ道まろがいへりしは、萬葉の哥によみたる、室の木といふものは、今もいづこにも多くある物也、美濃の不破ノ郡多藝ノ郡などにて、ひむろともひもろ杉ともいひ、伊勢の員弁ノ郡桑名ノ郡のあたりにて、たちむろはひむろといひ、尾張ノ羽栗ノ郡にて、ねずむろともべぼの木ともむろともいへり、すべて山におほき木にて、地にはふと、高くたつと、二くさ有て、はふかたには大木はなきを、立るかたには、大きなるも多し、柏子といふ木に似て、又杉にも似たり、二種ともに、實はほそなる也といへりき、

つゝのみたけ

拾遺集の物の名の、つゝみのたけは、つゝのみたけ也、肥後ノ國古戦場記といふ物に、かの國に、つゝのたけといふ山有、それなるべし、と云り、

神の御ふみをとける世々のさま

神代紀を説事、むかしは紀傳道の儒者の職にて、そのとける書、弘仁よりの代々の、日本紀私記これ也、とはいづれも、たゞ漢學に耽りて事としたるのみにして、神典をもはら學びたるものにあらざるが故に、古の意詞にもうとく、すべてから國ノ意にて說ばかりにて、もとより道の旨趣も、いかなるすぢとも説たることなく、たゞ文によりて、ありのまゝにといへるばかり也、然れども、むかしの儒者は、すべてから國のやうに、己が私にことさらの心はなかりし故に、御典の趣をみだりにいふことなく、漢意にこそまじへたる、おほくは說とかぬくは見えず、儒佛の意によれる强説らしきことも、やすらかにはあ

りしを、後ノ世にいたりては、こゝに神學といふ一ながれ出來て、もはらにすることもがらしあれば、つぎ〳〵にくはしくはなりもてゆけど、なべての世の物しり人の心、なまさかしくなりて、神ノ御ふみをとく者も、さかしらをさきにたてゝ、文のまゝには物せず、おのが好むすぢに引つけて、あるは佛意、あるは儒意に、ときまぐることゝなれり、さていよ〳〵心さかしくなりもてゆくまゝに、近き世となりては、又やう〳〵に、かの佛ごゝろをまじふるが、ひがことなることをさとりて、それをば、こと〴〵くのぞきてとくことゝなれり、然れどもそれは、まことに古への意をさとりて然るにはあらず、たゞ儒意のすめるから、いとへるもの也、さる故に、近き世に、神の道とて說(トク)趣は、ひたすら儒にして、さらに神の道にかなはず、このともがら、かの佛に流れたることのひがことをばしりながら、みづから又儒にながるゝことを、えさとらざるは、いかにぞや、かくして又ちかき世には、しか儒によることのわろきをも、やゝしりて、つとめてこれをのぞかんとする者も、これかれとほのめくめれども、それはたいまだ清く漢意をはなるゝことあたはで、天理陰陽などいふ說をば、なほまことゝ心得、ともすれば、例のさかしらの立いでゝは、高天ノ原を帝都のことゝし、天照大御神を、天つ日にあらずとし、海神(ワタツミ)ノ宮を、一つの嶋也とするたぐひ、すべてかやうに、おのがわたくしの心をもて、さま〴〵に說曲(トキマグ)ることをえまぬかれざるは、なほみな漢意なるを、みづからさもおぼえざるは、さる癖(クセ)の、世の人のこゝろの底に、しみつきたるならひぞかし、

選子内親王の御哥

選子内親王、賀茂のいつきときこえける時に、西にむかひてよみ玉へる、「思へどもいむとていはぬことなればそなたにむきてねをのみぞなく、詞花集に入れり、すべて伊勢賀茂の齋王(イツキノミコ)の宮にては、いみしく佛を忌て、そのすぢのことは、詞にいふをだに、いましめられたる、御さだめなりき、然るに御國人は、むかしより、たかきも賤きも、かしこきも愚なるも、おしなべて、佛の教を信ぜぬ人は、よに一人もなかりければ、いつきにゐ給ふをば、罪深き事にして、歎き給へるな

らひなりき、されど御佛につかうまつり給ふ御心は、まめやかにおはせんには、その忌嫌ひ玉ふすぢならば、かけてもおぼしよるべきわざならぬを、西に向ひて、ねになき給ふばかりなりしは、いはむかたなきまがことにぞ有ける、さては御かたちのかぎりは、皇神のいつきにてはおはしまして、御心は、もはら極樂の阿彌陀の齋にこそおはしけれ、まるにても御心の内にこそは、おのづからさおぼすともあらんにても、おほやけの重きいましめなれば、罪などにふる願はし給ふべきにあらず、又たとひよみ出玉へりとも、必ス人に語りなどはし給ふまじきわざなるを、御はぢともおぼさずや有けむ、されど此みこのみの御こゝろにしもあらず、いづもかしこく、神をばわすれ奉りて、たゞひたぶるに、佛の教をたふとみおこなふをのみ、いみしき事にはして、かゝるすぢを、かへりて心ふかくあはれなるわざに、なべて人もいひ思ふ、世ノ中のならひなりしかばぞかし、さて此みこは、よに大齋院と申して、圓融天皇の御世、天延といひし程より、後一條のみかどの、長元といふころまで、五御世にわたりて、御よはひ七十にちかきまで、齋におはしましければ、さばかりの御老のよまで、佛の道おこなひ玉ふとかなはぬを、心づくかなしくおぼしけむも、さる世のならひにては、御ことわりぞかし、されば、さばかり御心にせて、西にむかひてなき給ひし、此みこしも、あやしく長くたひらかにつかうまつり給へりし事は、大神の御心にも、世ノ中のならひにおぼしゆるして、あはれとおぼしめしてにやありけむ、又それも、まがつひの神の、例のあやしき御心にや有けむ、

伊勢例幣使發遣參向ノ路次ノ事

西宮記ニ云ク、伊勢使、　當日早旦沐浴、或修ニ祓ヲ云々、或於ニ內ニ、【若生母喪服、在ニ御下ニ並例、】依ニ召ニ參ニ西廂ニ、近衛開ニ御帷ヲ、「近代如ニ此儀ニ、使ル封セ」使捧ナ幣ヲ持ハリ之ヲ、歸ス宿中ニ、付ケ能ハ中臣ニ、使[illegible]、出ス禁ニ仰セ、宮[illegible]了、於テ神前ニ可シ讀ム之ヲ、【若シハ在レ仰セ、出テ殿上ニ、令シ藏人ヲシテ申サ可キ參ル、略可キ遂上スノ由ヲ】云々、又到テ[illegible]宿ニ云々、十

日云々、到鈴鹿驛宿、十一日、國司供給、早旦卷殿、次祓、就路、【渡鈴鹿川、渡安濃川三瀬渡雲出川、】到壹志驛宿、十二日云々、伊勢祓承、於下見橋過去、【渡櫛田川、大神宮撿非違使司祓承、】多氣川祓、【大神宮司請頭料、】下樋小川、或云停鈴聲、【神領與國領之界也、】件川在齋宮東、これに下見橋と下樋小川とを、別にある如く記されたれども、下見橋すなはち下樋小川の橋也、此川は、櫛田川多氣川などより西にあり、齋宮の東に在とあるは、たがへり、齋宮は、多氣川の東なれば也、

諸社遷宮

同記云、諸社遷宮事、伊勢宮廿年一度云々、宇佐宮卅年、【太宰府勤之、】住吉廿年、【使神祇副云々、】云々、鹿嶋香取廿年一度、

宣命料紙の色

同記云宣命料紙、伊勢綠、賀茂紅、餘黄、

新任國司廳宣神事を先とする事

朝野群載云、初任國司廳宣、新司宣、加賀國在廳官人雜任等、仰下三箇條事、一可早進上神寶勘文事、右件神寶、或於京儲之、或於國調之者、且進上勘文、且可致其勤、又恒例神事、慥守式日、殊可勤行矣、一云々、一云々、延喜十年月日、また廳宣、但馬國在廳官人等、仰下雜事、一可勤仕恒例神事、右國中之政、神事爲先、專致如在之禮、須期部内之豐穩云々、年月日、いにしへは、諸國にても、神事を重くせられしこと、かくの如し、

福來病

日本紀略云、天德三年云々、今年人民頸腫、世号福來病、と見えたり、頸のふくらかなるより、かくいひなせしなるべ

し、長元二年九月十日ごろにも、又此病よにおこりき、

哥のまけわざ

同書に、應和二年八月廿日、殿上侍臣、設和歌負態、去五月庚申夜、男女房獻和歌、男方負、仍所爲也、

天德四年内裡燒亡事

同記云、天德四年九月廿三日庚申、今夜亥三剋、内裡燒亡、火出宣陽門内方北腋陣、不出中隔外、天皇先御中院、次御朝所、一頃之御職曹司、定行之奔會閑使、累代珍寶、多以燒失云々、丑剋火止、廿四日云々、又昨夜、鏡三種名加之古止古呂、並大刀契、不能取出、今日依勅令搜求、於燼之上、已得其實、但調度燒損、其眞猶存、形質不變、甚爲神異、即大藏省韓櫃令奉納之、十月三日、縫殿大允藤文紀奉申、去月廿四日、依宣旨、御坐內侍賢所三所、遷奉縫殿寮之間、內記奉納賢所三所、一所鏡、件鏡雖在猛火上、而不涌損、即云伊勢御神云、一所眞形無破損、長六寸許、一所鏡、已涌亂破損、紀伊國御神云々、大刀卅八柄之中、四柄、自清涼殿求出之、卅四柄、自溫明殿求出之、其中有節刀、契七十四枚、皆魚形也、自背中別兩、各有銘、併全不損、長各二寸余許、八枚金、十四枚銀、五十枚銀塗物、又有金銀涌亂一斗餘許也、左近少將源伊渉、將監藤原佐理、右近少將藤原助信、將監源時中、藏人主殿助藤原爲光、出納雅量有方、女官等同以祇候云々、云々、十一月四日、天皇自職曹司、遷御冷泉院、應和元年十一月廿日、天皇自冷泉院、遷御新造內裏云々、

放生會音樂事

同記に、天延二年八月十五日、放生會、宜仰雅樂寮、進諸國音聲、官人率唐高麗樂人舞人等、從今年、永供奉、會日、又傳云宣、仰左右馬寮、牽十列御馬各十疋、從今年隔年令供奉依宣者云々、と見えたり、十列は、同記に、大

慶五年六月二十一日癸酉、奉東遊走馬十列於祇園、依東西賊亂御賽也、とも見えたり、夫木集和泉式部哥に、一ことをうらの馬ならねども君がのる車もまとに見ゆるなりけり、此哥は、祭の日、あるきんだちの、まとのかたを、車のわに作りたるを見てよめりといふとあり、十列源氏物がたりなどにも見えたり、

もろこしの國をからといふ事

ある人、もろこしをからといふは、ひがこと也、からは、三韓のことにこそあれ、といへるは、中々に誤也、萬葉集十九に、三月三日、家持主の哥に、漢人も船をうかべてあそぶ云今日ぞわがせこ花かづらせよ、新古今集にも入れり、漢は、つねにはあやとよめども、此哥にては、あや人とは訓べくもあらず、必ずから也、又同集同卷に、遣唐使藤原朝臣清河卿にたまへる藤原大后の御長哥のうちに、此吾子乎韓國邊遣といふ御言あり、同副使大伴胡麻呂宿禰を餞せる哥にも、韓國爾田伎多良波之弖とあり、これら唐國を韓國と書るは、共にからといふ故に、通はし書るにあらずや、又昔よりからに唐ノ字を用ふるも、常の事なるをや、

朝臣といふ字の事

かばねの朝臣は、阿曾美にて、吾兄臣といふこと也、然るを天武天皇の御世に、八色のかばねを定め給へる時より、朝臣とは書き始められたり、そは此字の、あそおみの訓を借りて、約めたる物ながら、字ノ義をも思ひての事なるべし、漢籍にも、蔡邕が獨斷に、公卿侍中尚書、衣帛而朝、曰朝臣、諸營校尉將大夫以下、亦爲朝臣と云ることあれど、かの國の書には、常にはをさ／＼見えぬ稱也、

心のおに

物語ぶみなどに、身にあやまちのあるもの、人はさるとしらねども、おのが心からおそるゝを、心の鬼といへり、から

ぶみ列子ノ注に、疑心生ズ闇鬼ヲ、といへることあり、こゝろばへよく似たること也、

太宰ノ帥大貳の任におもむく時の事

西宮記に、太宰帥大貳赴ク任ニ事、親人ニ召シ、依テ御召ニ御前ニ、自リ青瑣門ニ参上、給ヒ餞酒ヲ、給フ御衣一襲ヲ、若帥参上、出御、諸卿ノ座西面、【孫庇南三間、帥貳ノ座北面、菅圓座、】給ヒ禄ヲ後下拝舞、出ヅ自リ仙華門ニ、【或ハ別ニ召シ之ヲ有リ勅語ニ】

太宰ノ帥の帥ノ字のよみ

帥ノ字には二つの音ありて、其意かはれり、帥ニ衆ヲ、ひきゐる時は、所律ノ反にて、しゆつそつの音也、将帥、主帥、元帥など、その主とある人をいふときは、所類ノ反にて、すゐの音也、さて太宰ノ帥は、かの府の長官なれば、すゐの音なるべきことなるに、古くより所律ノ反の方の音を用ひて、そつと唱へ来つるは、いかなる故にか、古へかばかりの事誤るべきにはあらぬを、ゆゑあることなるべし、

嫉ノ字の事

鎮火ノ祭ノ祝詞に、伊邪那美ノ命の御言に、伊邪那岐ノ命を、吾名嫉乃命、また吾名妹乃命とあり、又その上の文に、吾背二柱ともある、背ノ字も、書紀ノ釋ノ紀ノ集などに引るには、嫉とあれば、古き本に嫉と有しなるべし、さて和名抄郷名中、備前ノ國赤坂ノ郡ノ郷ノ名に、宜妹と書て、爾比世としるしたるあり、今ノ世に新瀬といふ所也、此嫉ノ字も、嫉を誤れる也、又同國上道ノ郡ノ郷嫉ニ、下野ノ國芳賀ノ郡に、廣嫉遠妹などいふ郷ノ名あり、これらは訓をしるさゞれば、いかなるよしともしられねど、嫉ノ字なるに、いもとよまずして、せと嫉字をつけたる、まことにせなるべく、聞ゆる名ども也、それにつきて、又備中ノ國下道ノ郡に、嫉妹と書て、勢ともよむ郷ノ名もあるに准へれば、これらも妹と書て、せなるにやとも思はるれど、古事記ノ兄弟のかのなどにて、古は、男をば、弟をも、勢といひし例なれば、かの嫉ノ字は、さるよしなる有て、言たる名とせば、いはれたるを、嫉と書て、

せとよむべきよしは、さらになければ、皆妹ノ字を寫し誤れることしるし、又源平盛衰記に、平家の侍に、妹尾ノ太郎といふ有、これも同じ、妹ノ字はあなれぬ故に、みなかく妹に誤れる也、又同盛衰記に、平ノ時忠ノ卿の事をいへる所に、故建春門院ノ御妹にておはしましゝかばと、これには、せうとに妹ノ字を書たり、そもそも此字は、妹にむかへて、夫兄の意に、皇國にていにしへ造れる字と見えたり、さるたぐひほかにも多し、字書を考ふるに、此字、漢國にもあれども、夫兄などの義は、かつてなき字なり、

みちのくには五月五日にかつみをふくといふ事

宗久法師が、都のつとゝいふ物にいはく、みちの國淺香の沼をすぐ云々、此國にもあやめのあるにやと、年月ふしんにおぼえしかば、この度人にたづねしに、當國にあやめのなきにはあらず、されどもかの中將の君くだり給ひし時、たにのあやめもしらぬしづが軒端には、いかで都の同じあやめをふくべきとて、かつみをふかせられけるより、これをふきつたへたる也と、かたり侍りし云々、といへり、國人の語りし說、うけられず、

火あやふし

文粹一の巻、源ノ順歌ニ曰、夜行翁夜々警レ火、舊府中呼曰二火危彼誰何一とあり、夜行者の、火あやふしとよぶとは、源氏の物語など、其外にも見えたり、今の世に、火の用心とよびありくは、此ひあやふしの訛れる也、

さくじりといふ詞

おちくぼの物語、源氏ノ物語をとめの巻などに、さくじりといふ詞見えたり、細流抄に、さかしくさし過たる意也と注せられたり、今の世にも、美濃ノ國の言に、さくじるといふ事有、なにごとにても、おしあてに定むるやうの事をいふ、たとへば、よみがたき字を、おしはかりによむを、さくじりよみといふたぐひ也、とかの國人いへりき、此伊勢のおのが里わた

りの書に、童のこかしだちて、おとなめきたるなどを、こましやくれたりといふ、これかの物語なるさくじりによくあたれり、

陵王の舞ノ手の名

教訓抄といふ、樂の事をこまかにしるしたる書に、羅陵王云々、亂序一帖、此内有各別名、日擡返手、搦手、青蛉返手、雨走手、又蹴卷、小蹴卷云々、と見えたり、陵王の舞の手の名ども也、此中に、雨走とある手に、假字附たるは、雨は踊にて、をどりはしる手か、たづぬべし、

下樋小川

伊勢の下樋小川は、古ヘ飯高ノ郡と飯野ノ郡との堺にて、飯高ノ郡とも、飯野ノ郡とも、書どもにはあり、神領と國領との堺にて、驛使の鈴の聲を止めし所也、然るに此川、今はさだかならず、まづ昔の大道は、今の大道より東北に在て、飯高ノ郡の櫛田牛生大口江津岸ノ江、飯野ノ郡の朝田又入清水などいふ村を經て、齋宮にいたる道にて、今も此道あり、渡會より分る也、さて或人の說に、岸ノ江村と朝田村とのあひだ、東岸ノ江村をはなれて、すこし東に、鈴止の森といひて、小き塚あり、これ下樋小川の跡也といへり、今は川は流れのかはりて、其塚のあたりにはあらず、やゝ東の方に在て、眞盛川と云て、上樋を渡せる川なり、此川の上、今の大道にては、飯高ノ郡の內にて、下村と上川村との間なる小川、又豐田村と下村との間の小川など是也、さて今の大道、松坂の東なる、豐田村の東のはづれに、貧乏川といふ有て、上樋を渡せる、このかし上つ方に、此ノ貧乏川の岸の地の下を、西より東へ、とほりに、樋を通して流す川一つあり、そは此川の上の方、地ひきくして、かの貧乏川へ一つに落しがたき故に、しか下樋をとほして、東の地ひきゝ方へ流す也、かくて此川も、かの眞盛川の上なる小川ども同じ內の一つなるを以て思ふに、此下樋、古ヘより然せし事にて、下樋小川といふ名は、もしくはこ

れによりておへるにはあらざるにや、此事よし有けにおぼゆる故に、しるしつ、まことや上にいへる[illegible]岸江といふところあは、伊勢勅使部類記に、嘉承二年十月十一日、伊勢公卿勅使発云々、出[illegible]、岸江内、大[illegible]非違使人数、依渡[illegible]賦[illegible]也、【伊勢ノ氏ノ祢宜也、】また、長治二年八月十八日、伊勢勅使進発云々、十八日、難レ可ニ至[illegible]、待[illegible]之間、及レ夜、終、沐浴解除、依レ傍[illegible]南江[illegible]、此間[illegible]立、[illegible]賓[illegible]留[illegible]、待二潮干一之故也、岸江南、住承[illegible]非違使[illegible]向、伊勢[illegible]住東歸リ去ル、[illegible]テ[illegible]田川ヲ之後、[illegible]保[illegible]云々、と見えたり、岸ノ江ノ南といへる、即チ下[illegible]小川也、岸ノ江は、今の松坂よりすこし東にて、西岸ノ江東岸ノ江と、有リ、細頸は、細頭とも云り、松坂の半里ばかり北の海辺にて、後に松ヶ嶋と、北畠ノ信雄の君の、城を築かれし所也、今の松坂は、その松が嶋の城を、引うつせる也、

夢を壁とよめる哥

後撰集戀一に、源ノおほきが通ひ侍けるを、後々はまからずなり侍ければ、となりのかべのあなより、おほきをはつかに見て、つかはしける、駿河、「まどろまぬかべにも人を見つるかなまさしからなむ春のよの夢、金葉集雜上に、男のなかりける夜、こと人を、つぼねにいれたりけるに、もとのをとこまうできあひたりければ、さわぎて、かたはらのつぼねの、かべのくづれよりくゞりて、にがしやりて、又の日、そのにがしたるつぼねのぬしのがり、よべのかべこそ、うれしかりしか など、いひにつかはしたりければ、よめる、よみ人しらず、「ねぬる夜のかべさわがしく見えしかどわがちがふれば事なかりけり、此哥は、にがしたる局の主のよめる也、ちがふればとは、あしき夢を見たるを、たがへて、よきになすわざをいふ詞也、源ノ頼政ノ卿ノ家集に、闘崎ノ三位入道の許に、かべに瀧のかた書て、その瀧の下より、まことの水を、おこしつぎたり、遠くて見れば、たゞ同じ水の落たるやうに見えしを、見てまかりかへりて、つかはしける、「うつゝにもかべにも同じ瀧を見てねてもさめてもわすられぬかな、返し、「夢の世にかべより落る瀧の糸を君が心にかけゝりやさは、夢をかべとよめる

哥、これらの外にも、なほ有しやうにおぼゆるを、え思ひいでず、思ひ出たらむ時に、又もかきいでゝむかし、おかしきふしおほかる書だに、巻の長きは、春の日のくれがたきこゝちのすめれば、ましてこれは秋の日にて、のこれる事どもは、次々の巻にぞ、

玉勝間四の巻

わすれ草四

からぶみの中に、とみにたづぬべき事の有て、思ひめぐらすに、そのふみとばかりは、ほのかにおぼえながら、いづれの卷のあたりといふこと、さらにおぼえねば、たゞ心あてに、こゝかしこたづぬれど、え見いでず、さりとていとあまたある卷々を、はじめよりたづねもてゆかむには、いみしくいとまいりぬべければ、さもえ物せず、つひにむなしくてやみぬるが、いとくちをしきまゝに、思ひつゞけゝる、

ふみゝつる跡もなつ野の忘草
老てはいとゞしげりそひつゝ

もとより物おぼゆると、いとゝもしかりけるを、此ちかきとしごろとなりては、いとゞ何事も、たゞ今見聞つるをだに、やがてわすれがちなるは、いと〳〵いふかひなきわざになむ、

故郷

旅にして、國をふるさとゝいふは、他國(ヒトノクニ)にうつりて住る者などの、もと住し里をいへるにこそあれ、たゞゆきかへるよのつねの旅にていふは、あたらぬ事也、されば萬葉集古今集などの哥には、しかよめるはいまだ見あたらず、萬葉などには、ゆきかへる旅にては、國をば、國又は家などこそよみたれ、然るを後の世には、おしなべて故郷といひならひて、つねのことなれば、なべては今さらとがむべきにもあらざれども、万葉ぶりの哥には、なほ心すべきことなるに、今の人心つかで、なべてふるさとゝよむなるは、いかゞとこそおぼゆれ、

うき世

うきよは、憂き世といふことにて、憂き事のあるにつきていふ詞也、古き哥どもによめるを見て知べし、然るをかのぶみに、浮世といふこともあるにまがひて、つねに浮世とかきならひて、たゞ何となく世ノ中のことにいふは誤り也、古哥を見るにも、憂きといふに心をつけて見べし、

契沖ほうしのすめる庵

契沖ほうしのすめりし、圓珠庵といふ庵は、大坂の高津のあたり、ゑさし町といふ所にて、今も小寺にてあり、かのほうし此庵にてみまかりて、墓もそこにあり、寛保のころ、五井純禎といへる儒者の書る碑文もたてり、そもそも此庵は、もと和泉ノ國和泉ノ郡池田ノ郷萬町村の、伏屋ノ某の家地の内、幣垣園といふに住て、そこに住たりしを、難波には後にうつしてすめる也とぞ、されはかの伏屋氏の家に、かのほうしの、そのかみよみて、みづから書たりし哥など、おほく持傳へて、今ものこれるなり、

者といふ事

ものゝ文書に、云々者云々といへること多し、此者ノ字を、中ごろより、下の語のかしらにつけて、てへれば云々とよむは、ひがこと也、こは上の語につきて、云々てへりとよむ也、てへりは、といへりといふことなり、

あかもがさ

日本紀略、一條、長徳四年七月、天下衆庶煩疱瘡、世号之稻目瘡、又号赤疱瘡、天下无免此病之者、但前信濃守佐伯公行、不患此病、又云、今年天下、自夏至冬、疫瘡遍發、六七月間、京師男女、死者甚多、下人不死、四位已下ノ人妻最甚、謂之赤斑瘡、始自主上、至于庶人、上下老少、无免此瘡、只前信濃守公行不患、と見えたり、稻目瘡

と名けたるは、蘇我ノ稲目ノ大臣の事を思ひてなるべし、書紀ノ欽明ノ御巻十三年、疫氣のおこりし事考ふべし、又敏達ノ御巻に、十四年、天皇與大連卒ニ患於瘡ニ云々、又發瘡死者充盈於國、其患瘡者、言身如被燒被打被摧、啼泣而死、老少竊ニ相謂曰ク、是燒佛像之罪矣とあるも、もがさにやありけむ、此かさの事、榮花物語にも別に、今年例のもがさにはあらで、いと赤きかさのこまかなるいできて、老たるわかき上下わかず、これをやみのゝしりて、やがていたづらになるたぐひもあるべし云々とある、これかの長徳四年のたびのこと也、又峯の月ノ巻にも、ことしはあかもがさといふ物いできて、上中下わかずやみのゝしるに、はじめのたびやまぬ人の、此たびやむなりけり云々、これは萬壽二年のこと也、はじめの度といへるは、長徳四年にて、それより廿七年後也、又布引ノ瀧ノ巻に、あかもがさいできたる事見えて、五十三年にいできたれば、老たるわかきとなく、おやこもわかず、一度にやみければ、おきたる人すくなくぞ有けるとあり、此度も人おほくうせたり、これは承暦元年にて、さきの萬壽二年より、五十三年にあたれり、赤もがさは、今の世にはしかといふ瘡也、

天壓神

或人、書紀の神武ノ御巻に、天皇を天壓神と申せしことあるは、いかなる御稱にかと問けるに、答へけらく、神武天皇は、天ッ神ノ御子と名告して、おびたゝしき御軍を率て、大和ノ國にのぼり來坐て、その御勢ひのさかりにして、敵を破り給ふと、物を壓がごとくなりしゆゑに、そのころ大和の國人の、いたく恐れて、かくは申せるなるべし、あめのおしがみと讀べき也、あめおすの神とよめるはわろし、壓者飫蒭とあるは、言の居りたる方を以て注せるにて、此例多し、

熊神籬

或人、垂仁紀に、新羅ノ王子天ノ日槍が持てまうで來つる寶物の中に、熊神籬一具とあるは、いかなる物にかとゝふに、こたへ

けらく、くまひもろぎとよむべし、くまの一つを添てよむはわろし、さて熊は借字にて、隈隱などゝ同言にて、隱れこもりて、露ならぬをいふ、さてこは、韓國にて神を祭る一、其神籬を祭る具にて、世に佛ノ像をいれおく、厨子といふ物などの如く作りたる物なるべし、そは皇國の神籬とはやうかはりて、外をかこみて、内のあらはに見えず、隱れる故に、くまひもろぎとは、皇國にて名つけたるなるべし、もとより神籬のさまにはあらざれども、神の御かたを坐する物なる故に、其名を負せたる也、

撞賢木嚴之御魂

ある人、神功紀に、撞賢木嚴之御魂とあるは、いかなる義ぞとゝふに、こたへたる、撞は借字にて、齋賢木の意にて、嚴といはむ料の枕詞也、嚴は忌清まはる意なれば、忌清めいつく賢木のよし也、嚴橿といふに同じ、さて嚴之御魂とは、天照大御神は、伊[illegible]、大[illegible]の、[illegible]に旅出ましまして、清らかなる御魂に坐ましなり、

内人

伊勢の神宮に、大内人小内人といふ職ある、内人の義いかにぞ、ある人の問けるに、答へたる、書紀に、中臣鎌足公を、内臣としたまへることあり、續紀の天平勝寶元年、又天平寶字元年の宣命に、大伴氏を、内ノ兵と稱せられたる事あり、同紀に、内竪部といふ職も見えたり、これらみな、内とは、殊に親しみ給ふよし也、されば内人も、大御神の宮に、殊に親しく仕奉るよしの稱なるべし、

崇神紀なる小兒の託言の詞

ある人の、崇神紀六十年のところに見えたる、丹波の氷上の人氷香戸邊が小兒の、託言の詞の事をとひけるにこたへたる、玉萎鎮石、出雲人祭、眞種之甘美鏡、押羽振、甘美御神底寶御寶主、山河之水泳御魂、靜挂、甘美御

神底寶御寶主、かく訓むべし、今の本のごとく訓ては、なげに聞えぬ事なり、しづかしは、行をゆかし、佩をはかしなどいふ格にて、しづきを延へたる詞にて、玉藻しづき厳藻、といふ意につゞきたる、出雲の序也、厳は清らかなる意にて、水底にしづく玉藻の、清らかなるよしなり、眞種の意は、いまだ考へ得ず、おしはぶれとは、鏡をおしふり擧て祭れといふと也、底寶は、寶の至極といふ也、すべて物の至り極まるこころを、底といふ、甘美は底寶へ係れり、御神には係らず、御寶主は寶の主人にて、司長のよし也、これみな鏡をほめたゝへたる詞也、御魂は御玉にて、山川の底なる玉をいふ、しづめかけよは、鎮掛て祭れと也、甘美御神云々は、鏡と同じく、玉をほめたゝへたる也、すべての意は、神寶の至極長なる鏡と玉とを以て、出雲ノ臣これを祭るべしと也、

世の人かざりにはからるゝたとひ

皇國と外國とのやうを、物にたとへていはゞ、皇國の古へは、かほよき人の、かたち衣服をもかざらず、たゞありにてあるが如く、外國は、醜き女の、いみしく髪かほをつくり、びゝしき衣服を着かざりたるがごとくなるを、遠くて見る時は、まことのかたちのよきあしきは、わかれずして、たゞそのかざりつくろへるかたぞ、まさりて見ゆめるを、世の人、ちかくよりて、まことの美醜を見ることをしらず、たゞ遠目にのみ見て、外國のかざりをしも、うるはしと思ふは、いかにぞや、すべて漢國などは、よろづの事、實はあしきが故に、これをおほひかくさむとてこそ、さま〴〵にかざりつくるには有けれ、

佛の前のもり物のたとへ

寺々の佛のまへに、盛物とて、立ならぶる物あり、みじかき柱のやうしたる物に、金銀五色の紙をおして、つゝみ色どりたるをたてゝ、まんぢう或は落膓などいふなる、造菓子を、衣の紋のやうにおしつけて、いたゞきにも、こと〴〵しき作り花などをさしたり、此物のさまを見るに、その色どりかざりも、菓子も、たゞ人のまうでゝ見る方にのみ有て、佛の方

にむきたる所には、かざりもなく、くだ物をもつけざるは、すべてたゞ詣(マウヅ)る人の見るめをかざれるのみにて、佛にうるはしくして奉らむこゝろしわざにはあらざりけり、その中にも甚しきは、菓子もまことのにはあらで、土あるは木などして作りたるさへあるぞかし、されどこれは、さしも論ふにもたらぬ、はかなき事なるを、漢國の萬の事の、うるはしきやうなるも、ゝはら此ほとけの前の盛り物のごとくにて、まことの事にはあらず、たゞ世の人に尊(タフト)ませむための、いろどりかざりなるを、文質彬々などいひて、たけきことに思ひいふこそ、いとをこなれ、皇國の古へは、たとへば清らかなる白木の折敷に、木の菓などをもりしきて、麗しき物をそなへたらむが如し、かのいみじくかざり立たる盛り物こそ、うはべの見るめこそあらめ、まことにはいづれか清くまさりたらむ、すべて皇國は、もとよりの質の美(ウルハシ)きが故に、古へはその質の美(ウルハシ)きにまかせて、虚文をかざることなかりき、文をかざらざるが故に、質のうるはしきが損(ソコナ)ふこともなかりき、外國は、質悪きがゆゑに、虚文をかざりて、しひて美(ウルハシ)くせむとせし物也、さてもろこしに、文質彬々といふを、よき事にすゝめれども、かならず文にはうつりやすく、質にはかへりがたきならひなれば、彬々は、必ず久しくはたもちがたくして、やうやうに虚文にのみなりもてゆきて、質を失(ウシナ)ふ基(モトヰ)なり、されば質の美(ウルハ)しからむには、そを守りて、虚文を加(クハ)へざらむこそ、長く久しかるべきしわざには有けれ、

ひとむきにかたよるとの論ひ

世の物しり人の、他(ヒト)の説(トキゴト)のあしきをとがめず、一(ヒト)むきにかたよらず、これをもかれをもすてぬさまに論(アゲツラヒ)をなすは、多くはおのが思ひとりたる趣をまげて、世の人の心に、あまねくかなへむとするものにて、まことにあらず、心ぎたなし、たとひ世の人は、いかにそしるとも、わが思ふすぢをまげて、したがふべきことにはあらず、人のほめそしりにはかゝはるまじきわざぞ、大かた一むきにかたよりて、他の説をば、わろしとゝがむるをば、心せばくよからぬこととし、ひとむきにはか

たよらず、他説をも、わろしとはいはぬを、心ひろくおいらかにて、よしとするは、なべての人の心なれど、かならずそれとしもよき事にもあらず、よるところ定まりて、そを深く信ずる心ならば、かならずひとむきにこそよるべけれ、それにたがへるすぢをば、とるべきにあらず、よしとしてよる所に異なるは、みなあしきなり、これよければ、かれはかならずあしきことわりぞかし、然るをこれもよし、又かれもあしからずといふは、よるところさだまらず、信ずべきところを、深く信ぜざるもの也、よるところさだまりて、そを信ずる心の深ければ、それにことなるすぢのあしきをば、おのづからとがめざることあたはず、これ信ずるところを信ずるまめごゝろ也、人はいかにおもふらむ、われは一むきにかたよりて、あだし説をばわろしとゝがむるも、かならずわろしとは思はずなむ、

前後と説のかはる事

同じ人の説の、こゝとかしことゆきちがひて、ひとしからざるは、いづれによるべきぞと、まどはしくて、大かた其人の説、すべてうきたることのやうにおもはるゝ、そは一わたりはさることなれ共、なほさしもあらず、はじめより終りまで、説のかはれることなきは、中々におかしからぬかたもあるぞかし、はじめに定めおきつる事の、ほどへて後に、又ことなるよき考への出來るは、つねにある事なれば、はじめとかはれるとあるこそよけれ、年をへてがくもむすゝみゆけば、説は必ずかはらではかなはず、又おのがはじめの誤りを、後にしりながらは、つゝみかくさで、きよく改めたるも、いとよき事也、殊にわが古學の道は、近きほどよりひらけそめつることなれば、すみやかにことごとくは考へつくすべきにあらず、人をへ年をへてこそ、つぎつぎに明らかには成りゆくべきわざなれば、一人のときごとの中にも、さきなると後なると異なるとは、もとよりあらではえあらぬわざ也、そは一人の生のかぎりのほどにも、つぎつぎに明らかになりゆく也、さればそのさきのと後のとの中には、後の方をぞ、其人のさだまれる説とはすべかりける、但し又みづからこそ、初めのをばわろしと思ひて、改めつれ、

又のちに人の見るには、なほはじめのかたよろしくて、後のは中々にわろきもたゞにあらざれば、とにかくにえらびは、見む人のこゝろになむ、

沙　石　集

無住法師が沙石集にいはく、ある上人、三人の子をうめり、三つの腹也、はじめのは、まめやかに忍びたる事にて、疑ひ有ければ、其子の名を、おもひよらずとつく、次のはらのは、をり〳〵しのびて我房にも通ひければ、うたがひうすくして、名をさもあるらむとつく、後のは、うちはへて我房におきければ、疑ひなくて、名を子細なしとつけにけり、

また

同じ書に、後嵯峨ノ法皇の、御熊野詣有けるとき、伊勢ノ國の夫の中に、本宮の音無川といふ所に、梅ノ花のさかりなるを見て、「音なしに咲そめにける梅の花にほはざりせばいかでしらまし、夫が哥には、いみじき秀逸なるべし、此事御下向の時、道にて自然にきこしめして、北面の下らふに仰せて、めされけり、馬にておそこうちあゆみて、本宮にて哥よみたる夫は、いづれぞといふに、これこそ件の夫にて候へと、かたはらなる者申ければ、仰せ也、まゐるべしといへる、返事に、「花ならばさりてぞ人のとふべきになりさがりたる身こそつらけれ、と返事にも及ばで、おめ〳〵馬よりおりて、具して參りぬ、ことの子細きこしめして、御感のあまりに、賞はのぞみにまかすべしと、仰せ下されければ、母にて候ものを、養ふはゝの御恩こそ、望むところに候へと申ければ、百姓なりけるを、かの所帶公事、一向御免ありて、子孫まで違亂あるまじきよしの、御下ノ文をぞ賜はりける、

また

同じ書に、云々、またそのつぎの日の夕かた、月代ある入道、此房に來て、ひそかに申入れけるは、ふへの彈正、入道は

なりて參りて候云々、といへり、月代とは、むかしは男のかしら、いたゞきのまへ額(ヒタヒ)に近き所を、髮を半月の形に剃てありし、これを月代といへる也、さかやきといふもゝとこの月代の事也、さて近くかしらおろしたる僧(ホウシ)は、その月代の跡の、きはやかにのこりて有し也、

東屋のまや月夜よし夜よし

さいばらに、東屋のまやのあまりといへる事を、東屋とま屋とを、別に心得來たり、和名抄にも、四阿はあづまや、兩下はまやと、別にあげたり、然れども、よく思ふに、かの催馬樂の趣は、かならず一つの屋とこそ聞えたれ、東屋の軒にも立ぬれ、又ま屋の軒にも立ぬれたるさまにはあらず、さればこれは、うたふ哥なれば、東屋の〳〵と、重ねていふ言を、まづを略(ハブ)きて、まやのとうたひて、五七言のしらべにかなへたる物也、今の世にも、うたふ哥には、此たぐひ常に多し、又月夜よし夜よしといへる哥も、月夜よし月夜よしと、重ねたる詞なるを、月を略(ハブ)きて夜よしといへるにて、もはら同じ事也、相證(アヒアカ)すべし、

百首の哥

哥を百首そなへてよむことは、源ノ重之ノ家集に、東宮よりめしによりてよめる百首あり、春廿首、夏廿首、秋廿首、冬廿首、戀十首、雜十首也、これらやはじめならん、拾遺集にも、百首哥の中に源重之とて入れり、

女一宮女二宮など申す唱へ

女一ノ宮女二ノ宮など申す女ノ字、音によみならへれども、榮華物語などに、男一ノ宮男二ノ宮などもある、男は音にはよむべくもあらず、必ズをとこ一の宮などゝよむべければ、女もいにしへは、をんな一の宮、をんな二の宮などぞよみつらむ、ことわりをもて思ふにも、字音にはよむまじきつゞき也、

源氏物語に、佛の御かれうびんがの聲、御ひとつ襄、御まへわたり、宮の御侍從の乳母、佛の御同じ帳臺、宮の御二條の北の方、などあるこれらの御てふ詞、今の世の心にて思へば、佛のかれうびんがの御こゑ、ひとつ御ほら、宮の侍從の御乳母、佛の同じ御帳臺、宮の二條の御北方、こいふべきに、おきごころかはりて聞ゆ、心得おくべし、御まへわたりも、御は、わたりへかゝりて、前へはかゝらず、

侍るこいふ詞

侍るこいふ詞、伊勢物語には、たゞ二つならではなし、その二つは、せうそこ文の中にある也、

十干の訓

甲乙をきのえきのとゝいふは、木の兄木の弟也、其餘も准へて知べし、庚辛は、金の兄金の弟なるを、かのえかのとゝいふは、金乃は乃とつゞまる故也、

乙字の事

乙字をおとゝよむは、すツといふ音也、但し甲乙を木の兄木の弟といふをもて思へば、弟の意にもあらむか、又をとめに乙女こ書は、いづれにしてもひがこと也、をとめは、万葉に處女未通女など書り、假字は乎也、乙は、すツの音にても、弟の意にても、於の假字なれば、をとめには、此字かくべきよしなし、

東鑑に見えたる事ども二つ三つ

東鑑に、元暦二年二月十日、幼門前黄門【忠定】使者、自京都參着、被送源氏書一卷、彼卿去年十二月、被進蒙候、朝臣同之、將軍家賞翫給、叶御意之者、試詠之面影也、又同年八月廿九日、去十六日、仙洞御十首歌會、二

條中將雅經朝臣寫進、將軍家殊令賞翫之給云々、また同三年七月六日、坊門黃門【忠信卿】被進去六月二日仙洞歌合【[illegible]判】一卷於將軍家、是依內々勅定也云々、將軍は實朝ノ大臣也、此大臣、公曉にころされ玉はむとせしころ、いみじくあやしきさとしども有ける中に、公氏御鬢つかうまつりけるに、みづから御鬢の髮を一すぢぬき給ひて、形見とて給はせけり、又庭の梅の花を見玉ひて、ゆゝしき哥をなんよみ給ひける、「出ていなばぬしなきやどゝなりぬとも軒端の梅よ春をわするな、同書にしるしたり、また承久のみだれに、中御門ノ入道中納言宗行ノ卿、とらはれて東にくだらるゝ時、七月十日に、遠江ノ國菊河のうまやにやどられけるを、よもすがらねられず、法華經をよみて、屋の柱に書つけられける、昔南陽縣菊水、汲下流而延齡、今東海道菊河、宿西岸而失命、とぞ書つけられける、同き十三日、駿河ノ國浮嶋が原を過られけるほど、按察光親ノ卿きのふ殺されぬるよしを聞て、我身も、今日あすかならずうしなはれなん事を思ひて、黃瀨川ノうまやにやすまれけるほどに、筆のついでに、「けふ過る身をうきしまの原にてぞつひの道をば聞さだめつる、これも同じ書にしるせり、此哥のはての句、古今著聞集には、つひの命をまた定めつるとあるは、ひがことなるべし、また同書に、嘉禎元年正月廿一日、御願五大堂建立事、相州武州度々巡檢、被撰鎌倉中之勝地云々、而思召煩之處、相當于幕府鬼門方、有此地、毛利藏人大夫入道西阿領也、依爲御祈禱相應之處、被點之、即被引地訖とあり、鬼門ノ方といふこと、此ごろよりり見えたり、鬼門といふ名は、ふるきからぶみにも見えたり、

あやめのまくら

同書に、暦仁元年五月四日、及晚自將軍家被調進菖蒲御枕【鏤金銀】幷御扇等於公家云々、件御枕者、爲六位定役調進者也、而依被求御進物之次如此云々、あやめの枕の事、あだし書どもにも見えたるを、今はえ思ひ出ねばしるさず、思ひ出たらむ時に、又もしるすべし、

元仁元年四月廿八日、頼經ノ君、七つにて手習始メに、長生殿の書をならはれたりし事、同じふみに見ゆ、

四一半

同書に、打ツ四一半ヲといへることあり、博奕の名と聞ゆ、ついでにいふ、今の世にばくえうに、ちよぼ一といふあり、何ノ書、から書に見えたり、

猿の舞をまふ事

寛元三年四月廿一日、左馬頭入道正義、自美作國領所、參着鎌倉之由、獻猿於御所、件猿舞踏如人倫、大殿并將軍家、召覽于御前、尤有興之旨、仍預沙汰、教隆云々、是匪直事歟、と同書に見えたり、頼經ノ君、將軍の職を頼嗣ノ君にゆづり給ひて後、鎌倉にて大殿と申せり、

唐船の事

建長六年四月廿九日、唐船事有沙汰、被定置其員數、卽今日被施行之、唐船者、五艘之外、不可置之、速可令破却、と見ゆ、猿の舞よりこゝまでも同じ書也、

某男といふ稱

同じ書に、鎌倉庄司重國郎從平太男、行光郎從藤五男、三村男、兼正男などいふとあり、つれ〴〵草にも、又五郎男などいへり、此外にもそのころの書に、いやしき者を某男といへること多し、

宮と申す稱

天皇の御子を宮と申すは、いにしへは皇子皇女にかぎれり、皇子の御子まではいはず、宮と申すことはなきを、然るを中ごろ

よりして、皇子の御子をも申し、近くは親王の御すぢをば、世々すべて宮と申す事となれり、

いらへの聲

古書に、稱唯と書て、乎々止申すことあり、然れば古へは、上たる人にいらふるにも、乎々といへりと聞ゆ、又萬葉に、否も諾も、源ノ信明ノ集の哥に、いなともうともいひはてよ、拾玉集哥に、なやうやといふ人だにもなし、なやうやは、否や諾や也、諾は即チ乎々と同じ、今の世にも、乎々とも宇々ともいへり、古部樓訓抄に、稱唯【阿と被レ出之也】また稱唯六度也猶阿被レ出レ之とあるは、乎々を阿といへる事もあるにや、又同書に、六々官掌敬屈高聲稱唯【先有二揖音一】とある、揖音とはいかなる聲をいへるにかあらん、宇治拾遺物語に、えいといらへたり、又むといらへて、などいへることあり、牟は宇と同じ、今の世のいらへにも、宇と牟との間の音にて宇々といふ是也、大かた今の世のいらへは、波伊延伊那伊間伊などは、深く敬ふいらへ也、次に阿伊、次に鼻にかけて阿伊、次に阿々、次に乎々宇々也、すべてうちとけたるいらへは、多く鼻にかけていへり、かくしなぐ\なる中に、國ところによりて、いさゝか異なることゞもゝあるなり、

人のうせたる後のわざ

人の死たる後のわざ、上ッ代にはいかに有けむ、神代に天若日子のみうせにし時、八日八夜遊と有て、樂して遊びし事などの、わづかに見えたるのみにして、こまかなる事は、すべて知がたし、但し音樂して遊びしとは、なべてのさだまり也、そのよしは古事記ノ傳にいへるがごとし、さて死を穢とすることは、神代より然り、されどそれも、日數のかぎりの定まりしは、後なるべし、又忌服は、から國をまねびたる、後の事也、書紀の仁德天皇の御卷に、素服といふ字など見えたれど、例の漢文のかざりにこそあれ、そのかみさる事有しにあらず、仲哀天皇崩りましく\て、いくほどもなく、神功皇后の、重き御神わざの有しにても、服なかりけむとしられたり、そもく\漢國に、喪服といふとのかぎりを、こまやかにさだめ

たるは、ねもころなるに似たれども、中々に心ざし浅き、うはべのこと也、親などにおくれたらんかなしさは、その月の其ころまでこそ、さはやかにかぎりの有べきわざにはあらざるに、しひてかぎりをたてゝ、さはやかに定めたるは、かの國のなべてのくせにて、いひもてゆけば、人にいつはりをを教るわざ也、親を思ふ心の浅からむ子は、三年をまたで、はやくかなしさはさめぬべきに、なほ服をきて、かなしきさまをもしつけ、又こゝろざし深からんは、三とせ過たらむからに、かなしさはやむべきならぬに、ぬぎすてゝ、なごりなくしなさむは、ともにうはべのいつはりにあらずや、さるを皇國に喪服といふものゝさだまりしは、さはやかなるかぎりのなきかなしさのまゝなるにて、長くもみじかくも、これぞまことにかなしむには有ける、服はきぬれども、かなしきはかなしく、きても、かなしからぬはかなしからねば、いたづらこと也、されば、かの國にても、漢の文帝といひし王は、こよなく服をちゞめたりしを、儒者は、いみしくあかぬことに、とさまいへども、ことわりある事ぞかし、皇國にならひまねばれたるにも、ちゞめて、おやのをも、一とせと定められたり、さるはいさゝか、しく、身のつとめをかゝわれも、えうなきいたづらごとなれば、かなしながらに、出てつかへんに、なでふことかあらむ、さてかくいふは、服てふ事のありなしか、本のあげつらひにこそあれ、すでにその御おきてのあるうへには、かたく守りて、わがすまじき物ぞかし、すべて何わざも、いにしへをたふとまむこゝろから、おのが心にふさはしからず世になびかぬに、今の上の御おきてにしたがひて、まもらざらんは、いみしくかしこきわたくし也かし、

橘をさゝぐる事

建長二年三月廿四日、今日有被仰出之事、依令言上、聞召其便、因絶此家、斷其死骸、付其人之言、日来令居住處、其妻自垣下[illegible]、[illegible]息女事、息女頗嫌之、就中違其言、而今花隔之時、取其橘而持参他人之由称之、[illegible]子女子居所、自其園上実入樹、彼息女不意而取之、仍以違他人、欲逐[illegible]

于時不圖而罷出舍歸者、入來其閨之間、忽以下不堪悲、及自害云々、とこれも東鏡に見えたり、世にはあさましき事もある物なりけり、さてこれをこゝに出せるは、伊邪那岐ノ命の、黄泉ノ國にて、御櫛を投捨給ひし事あることの、古事記ノ傳に引ノべかりしを、もらせる故に、こゝに出せるなり、

櫻を花といふ事

たゞ花といひて櫻のことにするは、古今集のころまでは、聞えぬ事なり、契沖ほうしが餘材抄に、くはしくいへるがごとし、源氏ノ物語若菜ノ上の巻に、梅の事をいふとて、花のさかりにならべて見ばやといへる事あり、これらはまさしく櫻と分て花といへり、

白氏文集

白樂天が詩の、皇國にわたりまうで來つる事、文徳實錄三の巻に見ゆ、藤原ノ朝臣岳守卒云々、承和五年出爲太宰少貳、因檢校大唐人貨物、適得元白詩筆奏上、帝甚耽悦、授從五位上、これ也、詩筆は、古本にもかくあれども、元白とい ひ、帝甚耽悦云々、とあるなどを思ふに、詩集を寫し誤れるならむか、集ならば、はじめて渡りまうで來つるなるべし、こは樂天まだ世に在しほどのこと也き、

哥人また家集といふ事

哥よむ人を哥人といふ事、拾遺集十七の巻に、三條ノ太政大臣ノ家にて、哥人めしあつめて、あまたの題よませ侍けるにとあり、又家ノ集といふこと、古今集ノ眞字序に見え、拾遺集同巻に、天暦ノ御時、伊勢が家ノ集めしたりければ云々、また廿の巻に、家集にかきて侍ると見え、源ノ順ノ集に、平ノ兼盛が家ノ集などあり、類聚國史に、菅原ノ是善ノ卿の事に、家集十巻とあり、これは詩文の集也、

廿日草

牡丹を廿日草（ハツカグサ）といふ事、白氏文集、牡丹芳といふ詩に、花開花落二十日、とあるよりつけたる名なるべし、

聖武天皇の菊ノ花の御哥

續古今集賀に、聖武天皇御製とて、もゝしきにうつろひわたる菊の花にほひぞまさる萬代の秋、といへる哥あり、奈良ノ宮のころ、菊をよめる例なし、よしそれは有りもしてむ、此哥はさらにそのかみのふりにあらず、いたく後のさま也、

蓮葉ノはひといふ物

和名抄に、蔤、爾雅云、其本蔤、郭璞注云、莖下白蒻、在泥中者也、和名波知須乃波比、このはじめの蔤ノ字を、今のすり本に、蒻と書るは誤也、今は古本によりて引り、蒻は、古本には別にあげて、波知須乃蒻とあり、延喜ノ内膳式に、荷葉、稚葉七十五枚、蓮葉四把下云々、はひは、葉につきたる物ならぬに、哥にはゝちす葉のはひとよめるは、いかゞなるやうなれども、葉ならでたゞ蓮をも、はちすばと、哥にはよくよめれば、はちすのはひといふこゝろなり、

長谷をはせといふ事

紀ノ長谷雄ノ朝臣、つねにははせをとよめども、六帖にはつせをと、假字にて書り、但し亜輔卿ノ集貫之ノ集などに、同書に、はせといへることあり、信明ノ集には、芭蕉葉をかくして、長谷（ハセ）をばことよめる哥もあり、

ほとゝぎすを時鳥と書ク事

文選の[illegible]遊行といふ詩に、時鳥鳴好音とあるは、春の事にて、春時ノもろ〳〵の鳥を、時鳥といへる也、これはほとゝぎすを時鳥とかく〳〵、その鳴ごゑ、然いへるが、つひに名のごとなれるにや、

法親王入道親王

○玉かつま四

北山抄の御佛名ノ條の裏書に、天曆九年十二月廿二日、入道親王依召參候云々、法親王依仰彈和琴とある、これは同じ御事を、入道親王とも、法親王とも申せり、古くは通はして申せしなるべし、後ノ世には、親王のかぎりおろし給へるを、入道親王と申し、僧になり給ひて後に、親王になり玉へるを、法親王と申して、かはりあめり、

李部王ノ記

李部王の記といふふみの名の李ノ字、心得がたし、西宮記北山抄などに引れたるには、吏ノ字をのみかゝれたり、台記などにすら、吏ノ字をかゝれたり李は後に誤れるものなるべし、

法親王のはじめ

續世繼に、覺行法親王の御事を申していはく、わらはにても親王の御名え給はねども、親王の宣旨かうぶり給へり、後二條おとゞ、出家の後は、例なきよし侍りけれども、白川院、内親王といふ事もあれば、法親王もなどかなからんとて、始めて法師の後、親王と聞え給ひし也、かくて後ぞ、うちつゞきいづくにも、出家のゝちの親王きこえ給ふある、と有、法内親王の御例は、今の世迄も、いまだおはしまさず、

門院と申す御號の事

同じ書に、上東門院の建させ給へる、東北院の事をいへる所にいはく、此堂土御門の末にあたりて、上東門院と申す也、此後代々の女院の院号、かどの名聞え侍めり、陽明門も、近衛にあたりたれば、此例によりてつかせ給へり、郁芳門待賢門などは、大炊ノ御門中ノ御門に御所おはしまさねど、なぞらへてつかせ給へりとぞ聞え侍る、待賢門院の院号のさだめ侍りけるに、なぞらへてつかせ玉ふならば、などさしこえて、郁芳門院とはつけ奉りけるにか、などきこえければ、あきかたの中納言といひし人の、此御れうにのこしておかれけるにこそ侍めれ、と申されけるとかや、さてぞつかせ給ひにけるとな

む、みかどの御前などにては、つねみかどこの名などは申さで、上東門のおほちよりはいづかた、陽明門の大路よりはそなた、などぞ奏すなる、されば一條二條など申すにも、同じこゝろなるべしとあり、榮花物語くれまつ星の巻に、陽明門院を、やうめいもんの院とあり、そのかみはいづれも、かく某門の院と、門をいれて申しけるにこそ、さもあるべき事也、

天皇御院号の事

土御門ノ内大臣通親公の、高倉院升遐ノ記にいはく、そのゆふべ、六はらより清閑寺にうつし奉る、殿上にてまづ後の御名をさだめあるにつけても、高倉いかなる大路にて、うき名の御かたみにのこりぬらん、とあり、後陽成天皇、元和三年八月廿六日にかくれさせ給ひて、御はふりの事、日をえらはれて、九月廿日とさだまる、そのほどはもとの御所におはしまして、御前僧ども、ひそかに法華經をよむ、朝には御手洗まゐり、御膳などつねのごと奉る、御院号の事、家々へ仰られたる中に、殿下よりかむがへて奉り玉へるに定められて、後陽成院と号し奉り、廿日に泉涌寺にて火葬し奉る、此御事、御こゝろのほどより、御はふりまで、西洞院ノ時慶ノ卿のかゝれたる、升遐ノ記に見えたり、

高階爲章の名のこゑ

尚世紀に、ためあきらといひし人、もとはためのりといひけるを、白川院の、ためあきらとめしたりけるより、かはりたりとかや、おほかたの高大成は、なりのりといひしかども、此ごろ其末は、なりあきらなどいへるは、めしけるこゑとにりさまや、白川院は、ほかなる事も、仰せらるゝ事の、かくぞさぶらひける、とあり、これは高階ノ爲章の事也、なりのりは成章、むねあきらは宗章なり、

哥合よみ人の名をかくす事

國書に、法性寺殿【忠通公】の御事をいへるところに、まだちごにておはしましし時より、哥合をこのませ給ふの御あそび

にて、其俊俊頼などいふ、時の哥よみどもに、名かくして判せさせなど、せさせ玉ふよ、たえざりけり、といへり、名かくすとは、よみ人の名か、判者の名か、

金葉集の事

同書云、こしよりの君、金葉集えらびて、奉りたりける、はじめに貫之春たつ事を春日野のといふ哥、次に覺雅法師とて入玉ひけるを、貫之もめでたしといひながら、三代集にもれきて、あまりふりたり、覺雅法師も、げにもともつゞきおぼえず、など仰せられければ、ふるき上手ども、いるまじかりけり、又いとしもなくおぼしめす人、のぞくべかりけりとて、おぼえの人をのみとりいれて、次の度奉りければ、これもげにともおぼえず、と仰せられければ、又つくりなほして、源重之はじめにいれたるをぞ、とゞめさせ給ひけるは、かくれて世にもひろまらで、なか度のが世にはちれるなるべし、とあり、又いはく、金葉集に、輔仁のみこと書たりければ、白川院は、いかにこゝに見むほど、かくは書たるぞ、と仰せられければ、三ノ宮とぞ書奉れる、

續詞花集

俊成卿ノ正治奏状に、清輔が、續詞花集と申すうちぎゝをつかまつりて、二條院に、勅撰に申しなさむと、申しうけ候しかども、御承引候はざりし云々、と見ゆ、

小野道風が書る古今集

安元二年太上天皇ノ五十ノ御賀の記にいはく、中宮ノ御方のおくり物に、みちかぜがかきたる古今を奉らせ玉ふ、

佐保姫の社

奈良に、佐保姫ノ社といふ有にや、西三條ノ公條公の高野參詣の記の、ならのあたりの所に、佐保姫の社にまゐりしにとあり、

爲家卿の哥の事

六條ノ内大臣有房公の野守ノ鏡の序に云、此ごろ爲家ノ卿といへる人、先祖代々の風をそむき、累世家々の義をわすれて、よめる哥ども、すべてやまと言の葉にもあらず、と申侍しかど、かの卿は、和哥のうら風、たえず傳はりたる家にて侍れば、さだめてやうこそあらめ、と思ひ侍しほどに、くはしくとふ事もなくてやみにき、今又これをうけ玉へるにこそ、まことのあやまりとは思ひしり侍ぬれといふにかの僧あざわらひて、堯舜の子、柳下惠がおとゝ、皆おろかなりしうへは、此家なればとて、かならずしもかしこかるべきにあらず、又佛すでに、わが法をば、我弟子うしなふべしとて、獅子の身の中の虫の、獅子をはなにとくへさせ給へり、そのむねにたがはず、内外の法みな、其道をつたふる人、其義をあやまるより、すたれゆく事にて侍れば、哥の道も、哥の家よりうせん事、力なきことにて侍る、かの卿は、御門の御めぐみ深き人にて侍るなるに、これをとしのごろ、ふつしはのがれぬ罪に申しつめられん事も、よしなかるべきわざに侍れば、くはしく其あやまりを申しがたし、たとこの略頭にて心得玉へ、それ哥は、心をたねとして、心をたねとせず、心すなほにして、心すなほにせず、ことばをはなれて、ことばをはなれず、風情をもとめて、風情をもとめず、姿をならひて、すがたをならはず、古風をうつして、古風をうつさゞる事にてなん侍る、と申すに云々、

花園

花園といひしところは、今の妙心寺の跡也、續世繼に、花園左大臣有仁公の御事をいへる所に、仁和寺にはなれて、ふところに、山ざとめかしく造り出して、かまへ玉ふとあり、むかしは、このあたりまで、仁和寺の内なりしにこそ、花園のこの地、離宮となさせ給ひ、かくて後に寺にははなたれし也、

もろこしの經書といふものゝ說どもくなる事

もろこしの國の、經書といふ物の注釋、漢よりよゝのじゆしやのと、宋の代の儒者のと、そのおもむきいと〳〵異なる事多く、又其後にも、宋儒の說を、ことぐ〳〵くやぶりたるも有、そも〳〵經書は、かの國の道を載せたる書にて、うへもなく重き物なれば、そのむね一ツに定まらではかなはぬ事なるに、かくのごとく昔より定まりがたく、とり〴〵なれば、ましてそのほかの事の、善悪是非(ヨサアシサ)のいさゝかなるけぢめをば、いかでかよく定めうべきぞ、たゞ皇國のいにしへのごとく、おほらかに定めて、くだ〳〵しき論ひには及ばぬこそ、かへりてまさりてはありけれ、又かの宋儒の、格物致知窮理といふをしへこそ、いとも〳〵をこなれ、うへなく重き經書のむねをだに、よく明らめつくすことあたはずして、よゝに其說とり〴〵なるものを、萬の物の理りを、誤りなくは、いかでかよくわきまへつくす事をえん、かへす〴〵をこ也、

もろこし人の說こちたくくだ〳〵しき事

すべてもろこし人の物の論ひは、あまりくだ〴〵しくこちたくて、あぢきなきいたづら言(コト)多し、宋儒の論ひを、こちたしとてそしる儒者も多けれど、それもたゞいさゝか甚しからぬのみにこそあれ、然いふものもなほこちたし、

兩部神道

大かた天ノ下の神社、中昔より、ほうしのつかふるが多くなれるから、さらぬ社をば、俗に唯一といひ、ほうしのつかふる社を、兩部といふ、又別に兩部神道と名のる一ながれもあり、其說にいはく、聖德太子舍人親王もみな兩部神道也、さて空海諸道に通達して、神道の奧義をきはめ、此兩部神道を中興せり、嵯峨ノ天皇これを崇感ありて、兩部神道といふ号を下し給ふといへり、まづこれ皆そらごと也、さて其說(トキ)ざまは、神儒佛の三教の、勝を取て劣を捨つといひ、又今日目前の萬物の理を以て、天地の始終をもしるといへり、今論(サダ)めていはく、これみないみしきひがこと也、まづ三教の勝をとるとはいへれども、その說る(トケ)事どもを見るに、たゞ儒と佛とをのみ取て、神ノ道の意をとれるとはさらになし、すべて佛の道をむねとし

て、儒をまじへ、又天文の事を多くいへり、かくて神ノ道は、たゞ書紀の神代ノ巻の、天地のはじまりの所の、潤色(カザリ)の漢文と、國常立など神の御名を、をり〳〵出せるばかりにこそあれ、其道の意としては、露ばかりも見えず、いかでかこれを神道と名づくることをえむ、又天文の事も、さらに道にはあづからぬこと也、さて勝を取て、劣を捨、といふことにて、いとをかしけれ、勝とも劣とも、何によりて定めたるぞ、たゞみな己が心にかなへるを勝とし、己が心にかなはざるを劣とせるにて、みなわたくしの勝劣にこそあれ、その勝劣は、何をもてか證(アカ)さむ、すべてまことの理(リ)は、測(ハカ)りがたき物なれば、おのれこそ、勝と思ひ、これ當然の理なりと思へども、あたらぬことのみ多かるを、凡人(タヾヒト)の心もて、今日目の前なる小き物のことわりをもて、いかでか天地の萬の物を定むることをえむ、かの宋儒の格物窮理などいふたぐひ、いみしきひがこと也、ことに此兩部習道といふ物は、たゞ己が心を主人(アルジ)とし、神と聖人とを、奴僕(ヤツコ)として、心にまかせて、かりつかひたる物にして、神の御典をも、佛の説をも、儒の言をも、己が心の如くに説(トキ)なしがたきところをば、みな方便と假説とを表事となどいひなして、ひたぶるに思ふまゝに説たるは、佛の道にもあらず、儒の道にもあらず、まして神の道にはあらざることは、さらにもいはず、たゞおのがわたくしの新作の道なるを、神道としも名づけたるは、いかなる故ぞといふに、儒ノ道佛ノ道は、あたし國よりわたりまうで來つる道にして、神の道ぞ、皇國の本よりの道なれば、後の世といへども、よの人なほ、他國の道にまさりてよりは、同じくは皇國の道をこそはたふとむべけれ、と思ふ心も、さすがに多くある物なれば、さる國ノ人をあざむかむためにに、かの國の道といふ名をとりたる物にして、此ともがらの祖とする、昔のほうしなども、然にこそ有けれ、そのかみはなは國中の民どもは、みな神をたふとみあふげる故に、まづ其情を引こめて、おのが道の中の物にしなして、かしこくも佛の奴(ヤツコ)の上座として、人の心をうつさせたる物ぞかし、かゝる世の兩部習合の、神道といふ名も、此心にて有ける也、

また

○玉かつま四

儒の道には、よろづを陰陽の理をもて說き、そのうへに又太極無極といふものをたてけり、然れどもその太極無極は、いかなることわりいかなる故にて、太極無極なるぞといはむに、こたふべきよしなきが故に、かの兩部神道には、佛の道に密義の義によりて、今一きは上を說て、これを阿字眞如の變動自在の所作なりといひて、もろ〳〵の道に勝れたるごとく、ほこれども、その阿字眞如は、又いかなる理いかなる因緣にて、變動自在なるぞといはむには、いかゞこたへむとする、すべて物の眞は、つぎ〳〵にその本をおしきはめてゆくときは、いかなる故とも、いかなる理とも、しるべきにあらず、つひに皆あやしきにおつる也、然れば陰陽も太極無極も、阿字眞如も、みなかりのきへつりぐさにして、まことは其理あることなく、えうなきいたづらごと也かし、又眞如の無明を生ずるといふも、いと〳〵心得ず、眞如ならんには、無明は生ずまじき事なるに、いかにして生ずるにか、そのことわりこそきかまほしけれ、不覺によるが故に、忽然と無明を生ずといふなれど、然らばその不覺は、又何の因緣、いかなる理にて、不覺なるぞといはゞいかに、又不覺ならんからに、生ずべき因緣こそありなくては、無明の生ずべきよしなし、その因緣ことわりはいかに〳〵、

また

兩部神道なる者のいはく、眞如の變動に依て、無量の自在萬像を生じ、物に體してのことなれども、言語道斷にして、視るにも見えず、きけども聞えずといへり、さてかくいひながら又、世界に不思議といふ物一事もなしと、つねにいふはいかにぞや、言語道斷といへる、それすなはち不思議にあらずや、

御國の言と外ッ國の言とおのづから似たるも同じきもある事

皇國の古言と、漢字の音と、おのづから同じきも、まゝあるなり、けと氣、やと耶、さかと尺、うまと馬、しにと死、はぐと剝、すと洲などのごとし、猶有べし、又蟬は、せみ〳〵となけば、其聲によれる、本よりの名か、字ノ音をとれるか、これ

らはわきまへがたし、此たぐひらなは有べし、文鏡圖などは、字、音共ることもなし、然るを此文鏡などになずらへて、いさゝかも似たるがあれば、皆其字音をこれぞと心得るは、ひがと也、又梵語朝鮮語など、似たるがあれば、それをもかれを取れる物と思ふあり、まづ梵語をとりて、こゝの言にしたるは、あることなし、たまく似たるがあるは、おのづからのこと也、千萬の言の中には、おのづから似たるも、同じきも、などかなからん、又今の朝鮮の言と同じきは、古郡などのたぐひは、まことに韓語をとれる也、いにしへ三韓は、もはら皇國にしたがひゐて、常に行き通ひしかば、おのづからかの國の語のうつれるも有べく、又もこゝに無かりし物の、かの國より渡りきて來つるなどは、かの國の名を、やがて用ひたるも有べく、又いにしへ皇國の語を、韓人のならひて、かの國の言にもなれるが、今の世まで朝鮮にのこれるも有べきを、かへりてそれをも、ひたぶるに皆、かしこより出たらんと思ふは、又ひがと也、さて又いにしへ母をおもといへると有、これをも、漢國にて阿母といふより出たりと、儒者などは例のいへど、然らず、本よりの古言也、萬葉の東歌には、あもともよめれど、それも漢國の阿母によれるにはあらず、おもを、東國の言にさいへる也、又今の俗言に、たまくからぶみに見えたる言と、似たるがあるをも、かれをとれりと、例のいふ也、ほどかゝといふは、古今集に、家をといへるとあれば、それをとれる也と、近き世に或人はいへれど、いとあたらぬ事也、いかにといふに、さる物をばさか國の書に、まれに見えたる言を、此方の俗人の、いかでか知てとり用ることあらん、すべて近き世の儒者、いと愚かなることに、まれに見えたるその、こゝの言と似たるを見つくれば、皆それより出たる事とするは、いとをかしきことゞもぞかし、大かた後の世の書に、字音の言の多きは、おほくは佛書の言なる、これもむかし僧どもの、常にいふを、聞なれて、それを物なり、又ほそはふの言なるも、世にひろくよみならへる書にある詞にてあれ、法令書に、まれく見えたる言は、にうしも儒者も、口につねにいふ言にはあらざれば、ましてなべての世の人の、聞しらむことをいふべきことしもあるものかは、

初學の詩つくるべきやうを敎へたる說

ちかきころあるじゆしやの書る物を見れば、初學(ウヒマナビ)の輩の、から哥を作るべきさまを敎へたる中にいへるやう、初心(シヨシン)のならひに、二三百もつくる間(アヒダ)の詩は、社外の人に示すべきにもあらず、後に詩集に收錄すべきにもあらざれば、古人の詩を、遠慮なく剽竊して、作りおぼえ、なほ具足しがたくは、唐詩礎聯詩礎詩語粹錦などやうの物にて、補綴して、こしらゆるがよき也といへるは、まことによきをしへざま也、哥よむも、さはあらん事にて、はじめよりおのが思ふさまを、あらたによみ出むとすれば、哥のやうにもあらぬ、ひがごとのみ出來て、後までも、よるくせのつきて、なほりがたき物なれば、うひまなびのほどは、詞のつゞきも、心のおもむきも、たゞふりたる跡によりてぞ、よみならふべきわざ也ける、

哥は詞をえらぶべき事

童蒙抄に、「水のおもにてる月なみをかぞふればこよひぞ秋のもなかなりける、もなかとよめるを、時の人、和哥の詞とおぼえずと難じけるを、哥がらのよければ、えらびにいれりとあり、

小大君

三條院ノ女藏人左近を、小大君ともいへり、そは小大進(コダイシン)といふ名を、はぶきていへるなれば、こだいの君とよむべし、こおほきみとよむはひがこと也、此人小大進なる證(シルシ)は、榮華物語見はてぬ夢の卷に、「あるはなくなきは數そふ」といへる哥のよみ人、東宮ノ女藏人、小大進とあり、東宮は三條院也、此哥小町ヵ集といふ物にもあり、すべて此小町集は、いとも信(ウケ)がたき物にて、此小大ノ君が哥の多かるは、小大を小町にまぎらはしつるなるべし、然るを新古今に、かの哥を小町集よりとりて、小町がとて入られたるは、誤也、

月草の事

月草は、今世に露草といふ物也、國によりて、ぼうし草とも、べにし草ともいふ、世にぼうしといひて、物を染る紙あるは、此草にて染たる故の名也、又古き哥に、花色衣とよめるも、此月草染也、今の世に、青色を花色といふ是也、又それをちくさともいふは、月草を訛れる也、と或人いへり、

持明院

持明院に、上立賣ノ北、室町の西にあり、もと持明院家の先祖、中納言基家卿の家也、然るに後高倉院の妃北白川ノ院、陳基家卿の御女なりしによりて、後高倉院此持明院にましまして、其後後堀川のみかど、御位おりさせ給ひて、此院にましましけるより、あひつぎて代々、おりゐのみかどの御所となれりと、或人の說也、

土御門ノ内裏

土御門ノ内裏は、土御門ノ南、烏丸ノ西と、拾芥抄に見えたり、或書に、光嚴院より、後奈良院まで、此内裏にましませりといへり、同書内事記に、後土御門院の御葬を記せるに、御車路次、正親町西行、室町南行、近衛東行云々と見え、又二水記に、後柏原院の御葬の路次を記されたるも、右の如く也、然ればそのころは、北へ廣がりて、一條の南までも、内裏ありしにや、さる故にその内裏の御門、正親町に有て、それより出給ひしなるべし、又同時の御所を、東洞院殿と申して、土御門東洞院に有しことなり、されば御所は時々にすこしづゝ地かはりて、こゝかしこに有しかども、皆同じ條の内にてぞありつらん、さて今の内裏は、正親町院の御世、信長公秀吉公などの時に、造营せられし地なるべし、これも土御門ノ内裏の御築地の、やうやうに東へ北へ廣くなりて、今ノ世の外郭とはなれりとおぼしければ、猶同じ條の内也、さて今の内裏は、正親町にあたれる故に、後の御葬にもやけ奉られたるにやと、これも或人いへり、中原康富記に、文安元年九月廿八日云々、去年九月廿三日夜土御門内裏之御門已達、【土御門東洞院殿、號土御門殿、】云々、文安は、後花園天皇の御世也、

大神宮の外宮

百錬抄ニ云ク、長久元年七月廿六日、大風、伊勢豊受大神宮、正殿幷ニ東西寶殿瑞垣、悉ク以テ顚倒ス、同八月四日、諸卿定メ申ス、大神宮ノ外宮顚倒ノ事、主上殊ニ歎息云々、とあり、大神宮ノ外宮と申せる事、めづらし、長久は、後朱雀天皇の御世なり、

祝部ノ成仲九十ノ賀

同書ニ云ク、文治四年五月十六日辛亥、日吉社ノ禰宜成仲、結ニ構ス九十ノ賀ヲ一、好士多ク以テ行向ス、可レ然ル之卿相達ニ和歌ヲ一、

清輔ノ朝臣尚齒會

承安二年三月十九日、白川の寶莊嚴院にして、藤原ノ清輔ノ朝臣、尚齒會を行はれけり、前ノ馬寮ノ助藤原ノ敦頼八十三、神祇ノ伯顯廣ノ王七十八、前ノ石見ノ介祝部ノ成仲七十四、宮内卿藤原ノ永範ノ卿七十一、右京ノ權ノ大夫源ノ頼政六十九、清輔六十九、前ノ式部ノ少輔大江ノ維光六十三、此七人なりき、この尚齒會ノ記一まき、いにし明和のころ、板にゑりて、世にひろまれり、

奏壽宣命の儀

三代實錄十四ニ云ク、貞觀九年正月十七日、二品仲野ノ親王薨ス云々、親王能ク解ス奏壽宣命之道ヲ一、音儀詞語、足レリ爲ルニ模範ト一、當時王公、罕レ識ルコト其儀ヲ一、勅シテ參議藤原ノ朝臣基經、大江ノ朝臣音人ニ一、就テ親王ノ六條ノ亭ニ一、受ケ習ハシム其音詞曲折ヲ一焉、故致仕左大臣藤原ノ朝臣緒嗣、授クルニ此義ヲ於親王ニ一、親王襲ヒ持チテ、不レ失ハ師法ヲ一焉、と見えたり、此文板本には、一くだりばかり脱たるを、今は古き、寫本によりて書出つ、さていにしへは、奏壽宣命の、後の世のごとくなほざりならず、大事なりしを、これにてしるべし、ふるき書籍目錄に、宣命譜といふ物の見えたるも、その音詞曲折をしるせるふみなるべし、

大内ノ政弘朝臣の哥

大内左京大夫多々良ノ政弘、正五位下にて有しほど、四位をのぞまれけれども、むなしくて年へければ、「たよりなき外山

にすみこしつ枝をもそるここかたき事の權柴、こよまれけれは、此哥をめで給ひて、從四位下にぞなし給ひける、ほども
なくて、又從上すられけるこぞ、此哥まことによくよみかなへられたり、四位こ椎こ、假字のたがへるは、そのころのしわざにては、いふべきに非ず、

伏見天皇御即位の次第

中務ノ内侍ノ日記に、弘安十一年、伏見ノ天皇御即位の儀をしるしていはく、三月十五日、御そくゐ行幸のぎしき、關白殿左大將以下、供奉の人々、めづらしくおもしろし、かみあげの内侍、この御所より、少將ノ内侍そうの内侍也、御所御しやうぞくあされぬ、殿いらせ給ふ、あし仰せはてぬるよし、奉行のしきじ申せば、南殿へならせ給ふ、御こしによされぬれば、くわんのちやうへ、いそぎこうたうもまゐる、かみあげのこくせんまうけたれば、車のしりにのせて、くわんのちやうの北むきよりまゐりて、かみあげしたゝめて、あしたの所の南むきに、勾當さぶらへば、やう／＼行幸ちかづかせおはしますとて、ぐぶの公卿たいにれうにたちたり、御こしよらせ玉ひぬ、關白殿、御したがさねひきなほしまゐらせる、公卿のすけとるりて、けんしこりて、内侍につたへて後、御こしにつきて、みつなのすけそうそうの、奏はてゝ、主上いらせ給へば、殿御れんにまゐらせ玉ひ、ひさしのみすあらはれ、しきじあきまたれ／＼は、御らやめ御れんあげられて、主上大しやうしにわたらせ給ふ、けんしも大しやうしにおき奉りて、内侍あしたの所の北むきにおいて・さぶらふ、其後大しやうしのひんがしに、ひらしきの御座に、うけん二帖のうへに、御しとねまさひて、このうへにておきの御せんなさまゐらす、御はいぜんは女房、せくさうのねうばうは、こしらう、あしたの所の北むきに、北にさぶらふ、ふきやうのしきじをめして、たかみくらの事にいしたるかこ、おはせくださるれば、しきじかへりまゐりて、くしたるよしそうす、ひらしきの御座にて、御そくゐいこうくつのけさせおはしまして、玉の御かうぶりめさる、らいふく御さされて、大床子に主上わた

らせおはします、主上の御かうぶりに、あけのをゝつく、あけの御はうに、左右の御かたは、月と日とをいだし、御せなかはしには、ほくとしち星をあらはしたてまつる、御むな御袖には、たつののぼりたるをぬひたり、あらはなる御うへのはかまのうへに、らいふくの御もをめす、そのうへに御大ごしの御はうをめす、御くびがみ御まひも也、そのうへにたかくびの御小袖の御はうをめす、此いろ／＼の御もんは、御小袖の御はうにあらはして、うへにあしたり、あかぢの錦の御したうづ、はなかたのうらの御くつ、あかぢのにしきにてつゝみたり、御こしには御じゆこて、ひらをのしろきをひかせ給ひたり、左右の御うしろの御わきのこほりに、たんじゆこて、二すぢ御よほろの程にさげられたり、御まへの左右の御わきに、ぎよくはいこて、玉をつらぬきて、つけられたり、御すそに、ひうちがたのからかねをつけられたれば、ふけんのごとくに、りやうあきなりせ玉ふ、御まへには、大じゆをむすびさげられたり、たちのひらをのごこく、むすびたれたり、たかみくらの事ぐしたるよし、しきじ申せば、やがて行幸あり、ぎよけんはこうたう給はる、璽はこれのやくなり、右の御わきにまゐて、殿下のおほせに、そのしるしの御はこのうへにかけたるあみを、ゆびにかけつれば、とりはづし、あやまちはせぬぞとおほせあるに、御なさけの有がたく、心もつよ／＼しくおぼえて、あやまちなし、たかみくらへ事ゆゑなく參りつきぬ、とばりあげの役は、はくの三位のむすめ也、みやうぶ藏人四人、やくの内侍六人、うらこきそはうこきもの、く、行幸たか御くらへなれば、御さきのみやうぶ四人、御さきにたつ、其後かみあげの内侍二人、二行にならびて參る、たか御くらの御はしの左右に、ないしたちこまれば、殿下御れんのやくにまゐり玉ひぬ、左の内侍まづのぼりて、左の御わきより、御けんをまゐらせおく、御はしをしりぞきて、右のしもに内侍のざにつきぬ、女王のしやうぞく、二色くれなゐのひとへ、そはうのうはぎ、あかいろのからぎぬ、かみあげの内侍は、勾當こそこれ新内侍也、御ぜんの命婦、みあれいつぬき宮人いしかは、ゐぎの命婦、はゝきさぬきひぜんたましき、これみなうらこきそはう、やなぎのからきぬ也、こせうの命婦、右衛

門督殿【やなぎにくれなゐのひこへ、こうばいのうはぎ、】新左衛門督殿【もえぎにくれなゐのひこへ、山ぶきのうはぎ、】新宰相殿【むらさきうすやうに、しろきひこへ、山ぶきのうはぎ、もえぎのからきぬ、】宮内卿殿【新宰相殿に同じ、】治部卿殿【紫のうすやうに、もえぎのうはぎ、えびぞめのからきぬ、】少将内侍少輔内侍【ふつがさねに紅のひこへ、やなぎのからきぬおなじ、】つねの衣のうへに、かいふにからきぬ、かうけつの衣、ひらびたひ也、ぎやうれつのあひだの事、みちきにうぎの命婦四人、【えんだうの左右につとはい、】しやうぶやうのさにつく、つぎにけんしの内侍二人、【ぞうたう、右はこれ也、】こせうの女房、御うしろにあゆみつゞきてまゐる、ましつきりて、みなみをはるかに見やれば、せいけのはにたて、風にひらめきてたちたり、大きなるかうぞんに、みやうかうやにはふらんと見えたり、こがねのにからすこて、あしの三あるとり見ゆ、しんこんたほうのなかには、日の中に、さんぞくのからすあり、月の中には、ふくさくのうさぎのりこきゝしに、ほんせにある事なりけりと、しんおこりておぼえて、から人のすがたごゝなみたて、はいしたるに、身のけもたち、涙ぐましく、めでたくうれし、右大臣殿からのかしき御すがたにて、まくのうちよりねりいで給へば、きさくはいのおこかや、みちにゆわらめきて、ひゝしく、御たけのたかさ、御てんのたかさにもたらおそれ給はず、たか御そでふになきてはいし給ふを、見るにまめてとく侍、ためしなきこゝちこそすれ君がこのかゝるみのきにけふつかへつる、こと思ひつゞけこれとも、うちとぎれぬ、やう／＼にいれいゞぎこゝにてぬれば、殿たか御くりへのほり給ふ、みしと院へかへりいらせおはします、御けんしるしの御はこはさ、もとのごとくつこた、ほ上事しのゝざくおしのけて、くわんぎよのぎこなるほどに、二の御のすきくへいらせ給ひて、花山院いせんに殿は仕まふ、御前のすしやくするとなる、ほて、大しやうじのひむかしひらしきにて、よごとまるる、御はいせいは、女房もこのことし、丈夫しやうしゝにしに、かた書の御びやうぶをたてられたり、この内にて、御大納言殿御わたりこびらきゝ給ふにや、そのやくさうにて、一夜にしゝしこの人

ぢあきよなど見え侍つ、御ぜんはてぬれば、くわんぎよなる、公卿のれら、御こしよりてめされぬれば、すまごもよせて、またかへりまゐりぬ、出車には、一のくるまに、左衛門督殿 新左衛門督殿 は、き きぬき、二のくるまに、宮内 讃ど ひさん たまき、三のくるまに、新臣衛 ぢぶ みあれ いつぬき、四のくるま、少将 少 宮人 いつぬき、こしるせり、中将、内侍二、宮内卿永經卿のむすめ也、右の日記の文のうち、心得ぬ事まじれり、うつし誤りとおぼしきも、所々見ゆ、みな本のまゝにかきつ、

齋宮諸司

令ノ集解ニ云ク、神龜五年七月廿一日ノ格ニ云ク、齋宮寮、頭一人、【從五位官】助、【正六位官】舍人司長官一人、【從六位官】藏部司長官一人、【從六位官】膳部司長官一人、【從六位官】少允一人、【從七位官】主神司中臣一人、【從七位官】酒部司長一人、【從七位官】水部司長一人、【從七位官】殿部司長一人、【從七位官】掃部司長、【從七位官】膳部司判官一人、【正八位官】大屬一人、少屬一人、【從八位官】主神司忌部一人、宮主一人、【已上從八位官】采部司長一人、【從八位官】藥部司長一人、【從八位官】舍人司主典一人、【大初位官】藏部司主典一人、【大初位官】膳部司主典一人、【大初位官】勅依前件、

古言清濁考の事

いにしへことばの清濁を考るに、今の世にいふとは、異なるぞおほかる、そは何によりてしるぞといふに、古事記書紀萬葉は、かなづかひいと正しくして、清濁をも分て書たれば、これらの書によりてしるべし、此三どもの書の中にも、古事記は殊にたゞしく、次に萬葉、次に書紀也、書紀は、清濁混ヒたるもおほけれど、なべてはよくわかれたり、萬葉は、混ヒすくなし、古事記は、まがひたるはをさ〳〵見えず、たがへるがまれにあるは、すべてのいと正しきをもて思へば、後に寫し誤れるにこそあらめ、さてそのすみにごり、今の世にいふとは、ことなるも多きを、人皆、通はし書たりと思ひ、あ

るは、混ひたる也と思ひ、あるは濁る音には、清音の字をも書る例也、など思ひをるは、くはしからざること也、さらにさる事にはあらず、古へと今と、いふ言の清濁のかはれる也、然いふ故は、たとへば山の枕詞のあしひきのごとき、今はなべてひもじを濁りてよみならへれども、此假字、古事記にも書紀にもいで、萬葉にはことに多く見えたる、みな清音のかなをのみ用ひて、濁音を用ひたるはなし、一つ二つにては、なほ混ひつるかの疑ひもあらむを、いとあまた見えたる、皆同じきをもて、いにしへは清つることをしるべし、世外の言にも、此たぐひいとおほし、古書を考へこゝろみて、皆ひたすら一例にし、然るに古書をよみ、古言を唱ふるに、古書のかなにはしたがはずして、今のならひになづみて、濁るべきを清、濁るまじきをにごりなど、わたくしに定めてよむは、いとみだりなるわざ也、古書をよまむには、古書のかなの清濁にこそしたがふべきわざなれ、そも〳〵おのれ、此清濁の、古へ今とかはれることに心つきて、いかで今のならひにかゝはらず、古書のかたにしたがはゞやと、はやくより思ふことにて、すでに古事記傳のはじめの巻にもいひつれども、いとまなくて、もろもろのことばの清濁を、あまねくかむかへわたすことあたはずして、いとくちをしく思ひわたれば、友だちにも此事つねにかたりけるに、おのがをしへの子に、遠江ノ國ふちの郡細田村の人、石塚ノ龍麿なん、この事に心おこして、古書どもを、あまねく〳〵くはしくかむかへわたして、此ちかきほど、古言清濁考といふふみをあらはしたりける、此考によりて見れば、おのれさきにあらはしたりつる、神代正語などにも、なほまれ〳〵には、かむかへ及ばざりしこともある也、いにしへまなびせむともがらは、此清濁考、かならず見べき書ぞかし、

兼好法師が詞のあげつらひ

けんかうほうしがつれ〴〵草に、花はさかりに、月はくまなきをのみ見る物かはとかいへるは、いかにぞや、いにしへの哥どもに、花はさかりなる、月はくまなきを見たるよりも、花のもとには、風をかこち、月の夜は、雲をいとひ、あるは

ちをしむ心づくしをよめるぞ多くて、こゝろ深きも、ことにさる歌におほかるは、みな花はさかりをのどかに見まほしく、月はくまなからむことをおもふ心のせちなるからこそ、さもえあらぬを歎きたるなれ、いづこの歌にかは、花に風をまち、月に雲をねがひたるはあらん、さるをかの法師がいへるごとくなるは、人の心にさかひたる、後の世のさかしら心の、つくり風流にして、まことのみやびごゝろにはあらず、かの法師がいへる言ども、此たぐひ多し、皆同じ事也、すべてなべての人のねがふ心にたがへるを、雅とするは、つくりことぞおほかりける、戀に、あへるをよろこぶ歌は、こゝろふかゝらで、あはぬをなげく歌のみおほくして、こゝろ深きも、逢見むことをねがふから也、人の心は、うれしき事は、さしもふかくはおぼえぬものにて、たゞ心にかなはぬことぞ、深く身にしみてはおぼゆるわざなれば、すべてうれしきをよめる歌には、心深きはすくなくて、心にかなはぬすぢを、かなしみうれへたるに、あはれなるは多きぞかし、然りとて、わびしくかなしきを、みやびたりとてねがはむは、人のまことの情ならめや、又同じほうしの、人はよそぢにたらでしなむこそ、めやすかるべけれといへるなどは、中ごろよりこなたの人の、みな歌にもよみ、つねにもいふすぢにて、いのち長からんことをねがふをば、心ぎたなきこととし、早く死ぬるを、めやすきことにいひ、此世をいとひすつるを、いさぎよきこととするは、これみな佛の道にへつらへるものにて、おほくはいつはり也、言にこそさもいへ、心のうちには、たれかはさは思はむ、たとひまれ／＼には、まことに然思ふ人のあらんも、もとよりのまごゝろにはあらず、佛のをしへにまどへる也、人のまごゝろは、いかにわびしき身も、はやくしなばやとはおもはず、命をしまぬものはなし、されば萬葉などのころまでの歌には、たゞ長くいきたらん事をこそねがひたれ、中ごろよりこなたの歌とは、そのこゝろうらうへなり、すべて何事も、なべての世の人のま心にさかひて、ことなるをよきことにするは、外國のならひのうつれるにて、心をつくりかざれる物としるべし、

うはべをつくる世のならひ

うまき物くはまほしく、よきゝぬきまほしく、よき家にすまゝほしく、たからえまほしく、人にたふとまれまほしく、いのちながゝらまほしくするは、みな人の眞心也、然るにこれらを皆よからぬ事にし、ねがはざるをいみしき事にして、すべてほしからず、ねがはぬかほするもの丶、よにおほかるは、例のうるさきいつはりなり、又よに先生などあふがるゝ物しり人、あるは上人などたふとまるゝほうしなど、月花を見ては、あはれとめづるかほすれども、よき女を見ては、めにもかゝらぬかほして過るは、まことに然るにや、もし月花をあはれと見る情しあらば、ましてよき女には、などかめのうつらざらむ、月花はあはれ也、女の色はめにもとまらずといはんは、人とあらむもの丶心にあらず、いみしきいつはりにこそ有けれ、しかはあれども、よろづにうはべをつくりかざるは、なべてのよのならひにしあれば、これらは、いつはりとて、さしもとがむべきにはあらずなん、

やしなひ子

あだし氏の人の子を子にして、家つがしむる事の、今の世のごとくみだりなるとは、古の國にも、もろこしの國などにも、いにしへはをうざうなき事なりき、されば漢籍などには、これをあるまじき事にして、大かた子といふもの丶なきは、そのまつるべき天のたゞ絶えにて、せむかたなければ、こゝやむべきに、よしなき人の子をとりて、つがしむるは、すらことなれば、いたづらわざにて、中々に天にもそむくひがことぞ、などもいふめるは、いとかたおな也、むとえずに、たゞひとのすぢにはあらねども、つぎしめて、氏門をたゝず、祖のはかどころをもあらさず、祭もたえざらんぞ、ひたぶるにたえはてむよりは、はるかにまさりてはあるべき、古は世中にすくなかりつればこそあれ、今の世のごとくなるには、國家も、それあることはいひにもじゞや、然るを又あるじのしりのいひけらくは、異姓の養子に、祖を祭らするは、その一すぢのまつりをうくるとなし、うみの子のまつりを、祖のうくるよりは、そのすぢなればこそあれ、すぢならぬものゝまつらんには、そのみたまの、うけ

に來ますべきよしなしごともいふは、いと心得ぬこと也、世には人に深きうらみなどをのこして、なくなりたるものゝたましひは、其人に來よりつきて、たゝりをもなすにあらずや、さるは其人には、なにのすぢもあらざれども、たゞ一ふし思ひしめたるゆかりにだに、しかよりくる物を、ましてひたぶるに子とたのみて、よをつがせたるものゝ祭を、うけにはこざるべきものかは、

學者のまづかたきふしをとふ事

物まなぶともがら、物しり人にあひて、物とふに、ともすればまづ、古書の中にも、よにかたきことゝして、たれもときえぬふしをえり出て、とふならひ也、たとへば書紀の齊明御卷なる童謠、萬葉にては、一の卷なる莫囂圓隣云々と書る哥、などやうのたぐひなり、かうやうのかたきことを、まづ明らめまほしく思ふも、學者のなべての心なれども、しからばやすき事どもは、皆よくあきらめしれるかと、こゝろむれば、いとたやすき事どもをだに、いまだえよくもわきまへず、さるものゝ、さしこえて、まづかたきふしをあきらめんとするは、いとあぢきなきわざ也、よく聞えたりと思ひて、心もとゞめぬことに、思ひの外なるひがこゝろえの多かる物なれば、まづたやすき事を、いく度もかへさひかむかへ、とひも明らめて、よくえたらん後にこそ、かたきふしをば、思ひかくべきわざなれ、

教は猨田彦ノ神のをしへといふ事

近き世神道者の說に、道は天照大神の道、教へは猨田彦ノ神の教也と、いみしけにいふなり、道は天照大神の道といふは、ろんなきを、教へは猨田彦ノ神のをしへといふことこそ、いとこゝろえね、猨田彦ノ神は、皇御孫(スメマ)ノ命の天降(アマクダリ)ます、御前(ミサキ)にたちて、啓行(ミチヒラキ)をこそ仕奉り給へれ、世の人のおこなふべき道を、をしへ玉へる事は、古書にかつて見えず、よしもなき附會(ヒキヨセゴト)也、此外世の神道者のいふ說ども、此たぐひのみおほし、みなから國の教說(ヲシヘゴト)をうらやみて、かれに似たらむともとめたる、し

ひど也、

鳥羽離宮

百錬抄云、寛治元年二月五日、上皇遷御鳥羽離宮、營作甫就之故也、云々、件地、本是備前守季綱朝臣領也、去年進上之、讃岐守泰仲、造進舎屋、

ほむすびの神

いざなぎいざなみ二柱ノ大神の、國土又もろ〳〵の神たちをうみ〳〵て、火産靈神を生給へるまでは、物の成れる吉事のみにして、凶事はなかりしを、かのほむすびの神をうみ玉へるによりて、いざなみの大神の、岩隱まし〳〵しは、よの中の凶事のはじめ也、されはほむすびの神は、そのかみ吉事の終り、凶事のはじめのきはに、成ませる故に、吉と凶とをかね玉へる神にませり、火は、世ノ中に物を熱しこゝのへ成す功おほくして、又萬の物をやきほろぼすわざとも、たぐひなし、これ吉と凶とのきはに成坐て、吉と凶とをかね給へる、此ノ神の御靈によるものなり、こゝに或人のいはく、伊邪那美命、女神にましまして、御言先だち給ひしゆゑによりて、蛭子淡嶋と、よからぬ御子の生ませる、これぞ世ノ中の凶事のはじめとはいふべきを、いざなみの命の御石隱を、はじめと云るはいかゞ、答へけらく、女神の御言さきだちしは、こゝろのたがひつれども、あなにやしてふ御詞は、吉事也、又あしき御子にまれ、生ませるは、なほ吉事にしあれば、まさしき凶事とはいひがたし、さればかれはたゞ、世ノ中の萬の事には、かならず凶もまじらではえあらぬ、ことわりのもとゝぞいふべかりける、

土佐日記の附注

土佐日記を解たる書、附注といふ一巻、板本にて有、作れる人は、野道とかしるせり、始に讃岐宮本氏の序、次に延氏の書き

系圖、又官位、又林道春翁の書る貫之主の傳、また新撰和哥序、大井川行幸和哥序、などをものせ、終りに道生みづからの跋もあり、凡例に、余適見藤爲相卿手筆之本、以此爲據といひ、序に、得惺窩翁手筆之本、又以別本校其同異、粗解釋之といへり、そも／＼此日記の註は、たゞ季吟の抄のみぞ、世にはしりてひろまりて、この附注と云物あることをは、しれる人いと／＼まれ也、今此二つをあはせ見るに、季吟の抄に云る事どもは、から書を引たる事共など、其外も、ゝはち此附注と異なることなきは、ひそかに附注をとりて、書る物とこそおぼゆれ、さるに附注のみづからの跋に、萬治四年とあるを、季吟抄の終りにも、同く萬治四年としるせるは、いよ／＼心得ぬことぞかし、こはかの道生といひし人の功の、よにうづもれたることの、いとほしさに、おどろかす也、

たまかつま五の卷

枯野のすゝき　五

武邊に、草はみながらかれはてゝ、さびしき野べに、たゞ尾花のかぎり、心長くのこりて、むら〳〵たてるを、あはれと見て、よめる、

かれぬべきかれ野ゝ尾花かれずあるをかれずこそ見めかれぬかぎりは、かゝるすぢのことをさへに、とり出たるは、みむ人、をこに思ふべかめれど、よしやさばれさてなん、

熊澤氏が神典を論へる事

熊澤氏が、三輪物語といふ物にいひけるは、神書は、むかしの傳へをそのまゝかゝで、はる〴〵後の世に、寓言して書たり、その筆者に、道德の學なかりし故に、寓言のしやうまであしゝ、せめて寓言すとも、莊周などのやうに、理を明らかにしたらば、よかるべし、神聖の御事を、凡人のうへにてかりこと、寓言したれば、大かたにては通じがたし、といへり、宣長今これをあげつらはむ、まづ神の御典を、いはゆる寓言也と見たるは、めづらしくもあらぬ、例のじゆしや意也、すべて儒者は、世中にあやしき事はなきことわりぞと、かたおちに思ひとれるから、神代の事どもを、みな寓言ぞと心得たり、儒者のみにもあらず、から心ののぞこらぬ、近き世の神學者といふものはた、みな同じことぞ、そも〳〵あやしき事をば、よしなきことゝさはすて、すべて信ぜぬは、一わたりはかしこきやうなれど、中々のさかしらにて、人の智はかぎり有て、及ばぬところのおほかるを、えしらで、いろ〳〵の理を、おのがさとりもて、ことごとく知つくすべき物と思へる、からごゝろのひがこと也、すべて世中のことわりは、かぎりなきものにて、さらに人のみじかき智もて、しりつくすべきわざにあらざ

れば、神代の事あやしミて、凡人(タヾ)のいかでかはたはやすくはかりいはん、筆者道德の學なかりし故に、寓言めしさま〻であろか也とは、世事ども、なにのいたりふかきことわりもなく、たゞいと淺はかに聞ゆるをいふなるべし、そはなほ思ひはかりの、くはしからざるになりかし、古今集の序にも、そこひなき淵やはさわぐ、とよめるごとく、すぐれて深きとは、かへりてうはべには、何の深きことわりも見えぬものにて、その理ッ深げに見え聞えたる事は、かの山川の淺瀬の浪のさわぐにて、まことには、さしもふかゝらぬにこそはあれ、そこひなき淵のさわがぬことわりまでを、いますこし深くおもはざるは、いかにぞや、むかし神代の御ふみをしるせりし人、たとひいはゆる道德の學問はなくとも、寓言をも作るばかりいさゝあらんには、いさゝかにても、かならず山川の浪の玉ちる、岩瀬のけしきをも、などかはつくりなすことをえざらむ、見どころもなき淵にては、やむべきにあらざるをや、

あやしき事の說

もし人といふもの、今はなき世にて、神代にさる物ありきと記して、その人といひし物のありしやう、まづ上つかたに、首ッといふ所有て、その左ッ右に、耳といふもの有て、もろ〳〵の聲をよくきゝ、おもての上つ方に、目といふ物二つありて、よろづの物の色かたちを、のこるくまなく見あきらめ、その下に、鼻といふものも有て、物のかをかぎ、又下に、口と云物ありて、おくより聲の出るを、くちびるをうごかし、舌をはたらかすまゝに、その聲さま〴〵にかはりて、詞となりて、萬の事をいひわけ、又首(カシラ)の下の左ッ右に、手といふもの有て、末に岐(マタ)ありて、指(オヨビ)といふ、此およびをはたらかして、萬ッのわざをなし、萬の物を造り出せり、又下つかたに、足といふ物、これも二つ有て、うごかしはこべば、百重(モヽヘ)の山をものぼりこえて、いづこまでもありきゆきつ、かくて又胸(ムネ)の內に隱(カク)れて、心(コヽロ)といふ物の有つるこはあるが中にも、いとあやしき物にて、色も形もなきものから、上の件(クダリ)耳の聲をきゝ、目の物を見、口のものいひ、手足のはたらくも、皆此心のしわざ

にてぞ有ける、さるに此人といひし物、ある時いたくなやみて、やう〳〵に重りもてゆくほどに、つひにかのよろづのしわざ皆やみて、いさゝかうごくこともせずなりてやみにき、と記したらむ書を、じゆしやの見たらむには、例の信ぜずして、神代ならんからに、いづこのさるあやしき事かあるべき、すべて〳〵理もなく、つたなき寓言にこそはあれ、とぞいはむかし、

また

又上のくだり、人といひて、神代に有し物の、生れるはじめを記して、此人といひける物の、出來しやうは、まづはじめ某の國に、男女すみける、その男女、夜ねたりしほどに、しか〳〵のわざをしたりしに、女のはらなん、やう〳〵にふくらかになりて、十月といふころほひ、はらいたくおぼえて、にはかにまへより、何にかあらん、動きて啼ものぞ出來にける、このあげて見ければ、云々の物になん有ける、またはじめ、はらのふくらかになりつるほどよりして、胸乳より白き汁の出そめて、たえず出けるを、かの出來て啼物の、嘴のいづる孔にあてゝ、くゝめしかば、こゝちよげにのむまゝに、よるひるといはずのませつゝ、月日をふるまゝに、其物、やう〳〵に大きになりゆきて、はじめのほどはせざりしわざども、やう〳〵にしいでゝなむ、上の件にいへるやうにはなれりける、としるしたらんを、儒者見てば、又何とかいはむとすらん、例の、寓言とぞいふべき、すべて神代の事ども、今は世になき事のなければこそ、あやしとは思はるれ、今もあらましかば、あやしとはおもはましや、今世にある事も、今あればこそ、あやしとは思はね、つら〳〵思ひめぐらせば、世ノ中にあらゆる事、なに物かはあやしからざる、いひもてゆけば、あやしからぬはなきぞとよ、

漢籍と神ノ御典とのけぢめ

上の三件につきて、又をかしきことの證をぞ思ひえたる、そはすべてから書の、よろづにかしこく、ことわり深く聞ゆる

にくらべては、神代の傳説どもの、はかなくおろかにきこゆるけぢめを、一つちかき事につきて、さとさむとする也、たとへば、今此人といふ物を一人、作りいでんとせむに、いかにかしこくさとり深く、たくみなる人の、いかに心をくだきて、例の陰陽和合のことわりをきはめ、こゝらの年月をいたづきて、作りなさむとすとも、かく活はたらくまことの人をば、つくりうることあたはじを、上にいへるやうに、たゞかのをとこ女の閨の内のみそかわざによりては、心をもいれず、小刀の一つだにつかはず、何の勞もなくて、成出るぞかし、さるはその閨のうちのしわざよ、なにのかしこくうるはしく、理ふかげなることかはある、そのありさまは、ほにいだしてまねぶべくもあらず、いとも〳〵ひとわろくめゝしく、論ずべきたはふれにもおよばで、はかなくおろかなるしわざなれども、これによりてこそ、人のたくみにてはえ作らぬ、まことの人の、さばかりたやすく成出るなれ、神の御しわざは、よにはかりがたく、あやしくたへなる物ならずや、からぶみの説は、いとかしこくは聞ゆれども、人のさとりはかぎりしあれば、及ばぬところ有て、かの人のたくみをもて、人をつくらんとすれども、つひに作りうることあたはざるが如くなるを、神代のつたへどは、かの閨の内の態の、見るめははかなくおろかなれども、よく人を造りなすに同じきをや、此ふたつを思ひわたして、神世の事どもの、うはべは、なにのことわりもあらげもなく、はかなくおろかにきこゆれども、まことには、人の智の及びがたくはかりがたき、深きことわりのそなはりたんめるを、さとりねかしこそ、

平太政大臣の哥

平治元年十二月、平太政大臣、まだ下らふにて、熊野に詣でられけるに、京に亂のおこりけるによりて、道よりかへらるるなり、和泉ノ國の大鳥ノ宮にまうで、神馬を奉りて、よまれけるうた、「かひこぞよかへりはてなばとびかけりはごくみたてよ、大とりの神、平治物がたりに見えたり、此人の哥はめづらし、

からざえ

愚管抄に、内大臣伊周、人がら、やまとごゝろばへは、わろかりける人なり、からざえはよくて、詩などいみじくつくられけりとあり、からざえといへると、めづらし、漢學をいへる也、すべてざえとは、物語書などにも、學問のあるをぞいへる、

とみにといふ言には早ノ字を書べき事

三代實錄十三の卷なる宣命に、早野罪【那倍】不賜とある、此早ノ字、とみにと訓べし、此詞によくあたれる所也、つぎにとよめるは、あたらず、

中ごろまでは諸王おほかりし事

園太曆、康永三年の除目に、從五位下篤實ノ王【天曆ノ御後】貞和二年の除目に、從五位下宗友ノ王【天曆ノ御後】同三年の除目に、從五位下寛方ノ王【寛和ノ御後】延文四年の除目に、從五位下貴明ノ王【寛和ノ御後】などあり、このほどまでは、諸王もなほおほかりしと見えたり、

車の紋の事

同じ書に、車の文の事、さだあり、かのころまでは、今の世のごとく、家々の定紋といふものは、なかりしやうに聞えたり、然れども、車の文のと、人々大略、定めてつけゝるやうに聞ゆ、

老懸のうた

六百番歌合に、老懸、隆信朝臣、一色にそむ心は同じむかしにて人のつらさに老をしるかな、俊成判云、げにさるとゝきこゆ、可為勝、

こうかふの字

台記別記、藤原ノ多子ノ名字ノ勘文ニ、撰後者、以花草名字為名之人、[illegible]、[illegible]

の草合とぞ、かゝれたり、

かんでの小路

勘解由ノ小路を、大鏡に、かんでのこうぢとあり、

古今御傳授

後奈良ノ天皇、享祿元年十一月十六日、こきんの御傳じゆ、逍遙院申さるゝよし、御湯殿ノ記に見ゆ、

いかでといふ言

俗(サトビゴト)言に何とぞしてどうぞなどいふを、物語ぶみ又哥にも、いかでといふはつね也、然るに大江匡衡、為左大臣供養

淨妙寺願文に、我若向後至大位者、心事相叶者、争(イカデカ)於此山脚、造一堂云々とあり、漢文にはめづらし、

太上皇の御灸治

土御門ノ内大臣通親公の書給へる、嚴嶋御幸ノ道ノ記に、御幸かへらせ給ひて後の所にいはく、かくて御幸せもたゞならず

など聞えて、くすしども申すゝめて、御きうぢなどきこえし、とあり、昔の御灸治めづらし、

物を清むるに鹽水をそゝく事

貞觀儀式ノ平野祭ノ條に、皇太子、於神院東門外下馬、神祇官中臣、迎供神麻、灑鹽水訖、就休息舍、先是進一人、

率執幣舍人、於神院東門、曳神麻、灑鹽水、共至祭場、授神祇官とあり、今の世にも、物を清むとて、鹽水をそゝ

くは、古きことなり、

くちろん

阿佛尼のうたゝねにいはく、御まへに人の手をにげいで玉ふか、又くちろんなごをし給ひたりけるにか、云々、人をゝらむるにもあらず、又くちろんごかゝをあせず、とあり、今の世には、虫口論を、もじごゑにこうろんといふ也、

菩薩舞

江家次第、興福寺供養儀に、菩薩舞あり、菩薩十六人学供花、云々、などいへり、今ノ世に、菩薩のねり供養といふなるわざは、これらよりぞ出けむ、

かしらかたくといはふ事

栄花物語にも、浦々の別の巻に、かしらだにかたくおはしまさば、一天の君にこそおはしまさめれ、とあり、今の世の人に、かれかたくと祝ふは、これに同じ、

むさしといふわざ

昔のむかしわざに、むさしといふ物あり、五雑組といふから書に、委巷局戯、有馬城不論縦横、子路周即成、成、四周食八子一在宅、或夾或挑、親近則食之、不能飛食也、といへるによく似たり、日本紀に、城をさしと訓るこころあり、韓語也、然ればむさしといふは、すなはち馬城(ムマサシ)か、

[illegible]郎

續日本紀に、天平寶字□人、字(アザナ)曰上田三郎といへることあり、聖武天皇の御世の事也、そのころより、□郎といふ名有しにこそ、字といへるは、今の世の俗名のごとし、

ほゝかすひき

物を棄ることを、俗言にほかすといふは、おちくぼの物がたりに、ほゝかし給ふこともあり、又同物語に、帥の君がひきにて參りたりとある、ひきは、今いふひいき也、

哥の道　さくら花

しき嶋の道又哥の道といふを、後の世には常なれど、古今集ノ序を見るに、かの御世や哥のこゝろをしろしめしたりけむ云云、こゝにいにしへのことをも、哥のこゝろをも、しれる人云々、人まろなくなりにたれど、哥のことゞまれるかな、とあるは、後の世の文なりせば、かならず哥の道とぞいはましを、かく哥のこゝろ、哥のことなどいひて、道とはいはず、眞字序には、斯道ノとも吾道ともあるを、かな序には、すべて哥に道といへると見えず、又櫻の花を、さくら花といふと、これも後の世にはつねなれど、古今集には、詞書には、いづこも〳〵、さくらの花と、のもじをそへてのみいひて、たゞにさくらばなといへることは、哥こそあれ、詞には一つも見えず、おほかたこれらになすらへて、哥よまむにも、文かゝむにも、古へと後ノ世とのけぢめ、又漢文と御國文とのけぢめあると、又哥と詞とかはれることもあるなどを、いさゝかのことにも、心をとゞめて、わきまふべきわざぞ、こは古今集をよむとて、ふと心つけるまゝに、おどろかしおく也、

おこは　まはり

今の世女の言に、強飯を、おこはといへり、大神宮年中行事に、御強と見ゆ、又菜をまはりといふと、同じ書に、御ゝ廻八種とあり、枕ざうしには、あはせと見えたり、

はらめる女神の社にまゐる事

大神宮雜事記に、弘仁四年九月十六日、豊受ノ宮の大内人、神主眞房が妻、かの宮に詣て、玉垣の下にして、産たりける穢によりて、勅使たちなどして、眞房夫婦には、大ノ祓をおほせたりし事見えたり、これよりして、はらめる女、鳥居の内

に參入んことを禁せらること有、然ればそれより前には、陵延るほども、神の社にまゐること、忌ざりしにこそ、

大神宮に諸人のまうづる事

同書に、承平四年九月御祭云々、參宮人千萬、不論貴賤云々、とあるを見れば、そのころもかゝりしなり、さらぬ大神宮には、私ノ幣を奉ることは、禁制なりしかども、詣る事は、なべてくるしからざりしにや、

狂哥

狂歌といふと、文粹の一の卷、源ノ順の歌の小序に見えたり、但しからのなり、今いふ狂哥にはあらず、

庄屋

今の世田舍にて、村の長を庄屋といふ、文粹二の卷なる、延喜二年三月十三日の官符の文に、新立ニ庄家ヲ多施ニ苛法ヲとあり、類聚三代格にも出たり、これその領主より、庄家といふを立て置て、其所の事を執せし也、

機のかざりといふ物

今の世機にかざりといふ物あるは、和名抄機の條に、機巧之處、和加豆利とある、此わかづりを訛れる名也、和名抄今ノ本には、利ノ字を和に誤れり、古き本に利とあり、

江戸の地名これかれ

宗久法師が回國雜記といふ物にいはく、次の日淺草をたちて、新羽といへる所におもむき侍るとて、道すがら名所ども尋ねけるに、忍ぶの岡といへるところにて、松原の有ける陰にやすらひて、「霜ハよりあらはれにけり時雨をばしのぶの岡の松もかひなし、こゝを過て、すみだ川といへるところにまかりて云々、とりごえの里といへる所に行ければ云々、柴の浦といへる所にいたりければ云々、といへり、此道ゆきを見れば、忍ぶの岡とあるは、今の東叡山の地と聞えたり、さても

といへば、不忍の池といふ名も、忍びの關より出たるにやあらん、

鴫立澤

同じ書に、しぎたつ澤といふところにいたりて、西行ほうしこゝにて、「心なき身にもあはれはしられけり、」と詠ぜしより、このところを、かくはなづけゝるよし、里人かたり侍ければ、「あはれしる人の昔を思ひ出て鴫たつさはをなく〳〵ぞとふ、」といへり、此しぎたつ澤といふ所は、うけられぬことなれど、其ころより、はやくしかいへりしなりけり、

ちくしやう

世に、おやこあるははらからなどたはくる者を、畜生也といふ、もろこしの國にても、隋の文帝が時に、陳夫人といひしに、太子廣がけさうしけるを、文帝聞て、いたく怒りて、畜生何足付大事、といへりしことあり、

ふとん

今世に、寝る所に敷物を、布團といふは、いにしへ布單といひし物あり、布毯とも書たり、此物より轉れる名なるべし、

えびす三郎

源平盛衰記に、成經康頼俊寛の、鬼界が嶋に流されてある事をいへる段に、かの嶋に巒嶽といふ山有て、その山に、夷三郎殿と申す神を、いはひまつりて、岩殿と名づくといへり、神祇官年中行事にも、戎三郎殿とあり、此神のと、いといふかし、神に殿と申すも、めづらしき稱也、

いせ物語の中の哥

「岩間よりおふるみるめしつれなくはしほひしほみちかひもありなん、此哥の意は、見るとだにかはらずあらば、今はとまれかくまれ、後つひには、そのかひ有て、逢事もあらむといへるなり、四の句は、とまれかくまれといふ意なるを、み

るかの縁に、海の事もていへるがみなるを、詞になづみて、此句の意をときたる人こそをかし、

いせ物語眞名本の事

伊勢物語に、眞名本といふ本あり、萬葉の書ざまにならひて、眞字(マナ)して書る物也、六條宮の撰とて、はじめにあげたれば、その親王(ミコ)の御しわざかと、見る人もあれど、あらぬ僞(イツハリ)にて、後の物也、まづすべての字(モジ)のあてざま、いとつたなくして、しどけなくいふばかりなし、心得ぬことのみおほかる、その中に、聞えぬ音讀(ケ)、捐之書を夜後などいふやうにかけるは、たはぶれ事にて、[illegible]又[illegible](アリマ)、在[illegible]にけりを二刑(ニケリ)など書るは、清濁にたがへり、[illegible]といふ類に、[illegible]字を用ゐたるたぐひ、いとこゝろ得ず、しかのみならず、思ひをも[illegible]、[illegible]へと讀任(ヨミニ)、[illegible]もかしこ[illegible]、呼をも、これを[illegible]、[illegible]書を[illegible](ハシ)に[illegible]まで、これらの假字は、今の世にても、[illegible]しきこともおほし、[illegible]こは、むげに物よくしらぬ、えせものゝしわざと見えて、眞字(マナ)はすべてこのたぐひ也、然はあれど、[illegible]聞て、よくつねの假字本とくらべて考ふるに、たがひによきあしきところ有て、かな本のあしきに、此本のよきも、すくなからず、されど思ふに、これもむかしの一つの本にはあらで、後に眞名には書なしたるにこそ有べき、されど今も、十に一つ二つはとるべきもの也、然るに、そのころ心得ぬ人は、わが縣居ノ大人の、此物語を解れたるには、このつねの假字本をばすて、今本といひて、ひたふるにわろしとして、此眞名本をしも、古本といひて、こちたくほめて、ことごとくよろしとして用ひ、こよなくすぐれたる本として、若菜(ワカナ)を、[illegible](アカシ)へ引れたるは、いかなる事にかありけん、こはかの大人の、つねの假字の[illegible]、此本の、[illegible]ぬことぞかし、さて又ちかきころ、ある人の出せる、舊本といふなる、眞名の本も一つ有、それはかりもとのとは、こよな

くはゝりて、大かた今の京になりての世の人の、およびがたき眞字の書ざまなる所多し、されば是もまことのふるき本にはあらず、やがて出せる人の、みづからのしわざにぞ有ける、然いふ故は、まづ今の京となりての書どもは、すべて假字の清濁は、をさ／＼差別なく用ひたるを、此本は、こと／＼く清濁を分ちて、みだりならず、こは近く古學てふ事始まりて後の人ならでは、さはえあらぬこと也、又かきつばたといふ五言を、句の頭にすゑてかける、これむかし人ならば、五もじとこそいふべきを、五言といひ、哥のかへしを和哥、瀧を多藝、十一日を止袁加比止日と書るたぐひ、たゞ今の世の古學する者の、古語によれるにて、よろしくはあれども、此ものがたり出來てのころの文のさまにあらず、時代のしなを思ひはからざるしわざ也、十一日なども、此物語かけるころとなりては、十一日とこそ書べけれ、たとひなごめてかくとも、とをかあまりひとひとこそ書べけれ、それをあまりのあをはぶけるは、古學者のしわざ、又とをかのかをいはへるは、さすがにいにしへのいひざまをしらざるなり、又うつの山のくだりに、よのつねの本には、修行者あひたりとあるを、此本には、修行者仁逢有と、仁てふ辭をそへたるなども、古への雅言の例をしらぬ、今の世の俗言のさかしら也、かゝるひがごとも、をり／＼まじれるにて、いよ／＼いつはりはほころびたるをや、

また

いせ物語の眞字本の假字のいとみだりがはしきは、誤りて然るにはあらじ、かなづかひといふことを、信ずして、かゝはるまじきことを、しらしめむとて、ことさらにみだりてぞ、すさび書つらん、といふ人もあり、さるまじきにもあらず、されどもしさもあらむには、いよ／＼おかしからぬもの也、そのゆゑは、すべて假字づかひに心して、正さむとするは、すでにみだれての後の世の事なるに、又それをうけずして、かゝはるまじきことにせんは、すでに正すわざあるがうへの事なれば、又いよ／＼後の世のことなればなり、

しのぶもぢずりといひし物は、古今集の河原左大臣の歌の、顯昭の注に、陸奥ノ國の信夫ノ郡に、もぢずりとて、髪をみだしたるやうにすりたるを、しのぶずりといふといひ、契沖が勢語臆斷にも、信夫ノ郡より、むかし摺出したる石摺也、といへるがごとし、然るを師のいせ物語ノ古意に、垣衣草の形を、紫の色もて摺れるをいふと見えたり、陸奥ノ國に石二つある、其石にすりたるよしいふは、僞言也、むかしのすり衣は、家々にてこそすりたれとて、己が家々にてすりたりし證を出し、さて垣衣草の形の亂れたるやうにて、おのが戀のみだれにたとへたり、といはれたれば、いかにぞや、いせ物がたりの歌にては、其趣なるよし有べかめれど、そは次に、古今集なる、河原ノ大臣の歌を出して、といふ歌のこゝろばへなりといへり、これしのぶのみだれとよめるに、しのぶすりの亂れといふ意也と、しらせたる也、かの紫の色こそとまではといふ歌の次に、むさし野のこゝろなるべし、といへるをもおもひ合すべし、もししのぶ草のかたをすりたるよしあるならば、古今の序を引出たるは、用なきいたづら言也、又垣衣草のかたならんには、かの古今の歌、將に亂るべきことなきを、まさなのくみさまゆるは、何によしぞや、かの國に信夫ノ郡と、いふがあればこそ、さる道の國の名をとり出て、まして垣衣草の形には、亂るべき何かは、又みだるゝよしといはむに、しのぶ草は、いさゝか似つかはしからず、かの草のさまは、さふはこのみだれたる方にはあらず、それも摺たる形の、亂れてもあるべけれど、すりたるにつけてみだれたるとこそいへ、いづれの國にてても、何ごとなるべし、いたく物のことに亂れたる形ならではかなはず、又垣衣は、ことなる摺紋とさにすゞる物にもあらざるや、さて又かの信夫ノ郡より出しゝふと誤りて、布なき、染たるも古國より言ことには、古見とす、といふは非なるも、たゞかへり、延喜式大藏式などの式にも、諸國の貢物の色々など見えたるにや、すり衣は、おのが家々にてこそ摺たれ、といはるゝこと、さりとて、外にも摺で、たゞなどか、なきかはからん、國々より出て名ある物を、

めて用ふるとは、今も昔も同じこと也、さて信夫ノ郡に、石の有しによれりといふは、いかゞ有けむ、されどさることに證なく、りけんもしりがたきを、ひたぶるに僞言也とはいふべくもあらず、その石の事は、とまれかくまれ、信夫郡より出せしことは、論なきをや、

右近ノ馬場のひをりの日の事

古今集の詞書、また伊勢物語に、右近ノ馬場のひをりの日云々とある、こはいと〳〵かたきことにして、昔よりむかしの人にも、とりどりにいへることなれど、いづれも心得ぬこと有これが中に、ひをりといふ稱は、顯昭の袖中抄に、眞手番の日は、射手の近衞舍人、褐の尻を、前さまに引をりて、まへにはさむ故にいふ、といへることも聞えたる、されどその眞手番といへる、五月六日の騎射は、師の考へのごとく、大内の馬場にてこそあれ、其日を右近衞の馬場にてあることは、いづれの書にも見えざれば、右近ノ馬場のその日とは、いづれの日をいふならむ、さだかならず、さて又師の考へには、ひをりを、引折または標柵ならん、といはれつれど、馬場の埓を、ひをりといへること、物にも見えず、又しかいふべくもおもはれず、まして標をひといへることもなし、又標を立つればとて、其日を標柵の日とはいふべくもあらざれば、此說も二つともに取がたし、かにかくに此事は、まことに難義にぞ有ける、

しほじり

尾張人大野ノ信景があらはせる、鹽尻といふふみは、いせ物語のしほじりの事を、はじめにいへる故に、然なづけたるなり、それにいはく、哥人しほじりを秘とす、われ海濱に遊びて、鹽竈を見しに、海民鹽をやくに、爐邊に砂を聚めて、堆をなし畦をたて、潮水來りて砂畦をひたす、所によりては、潮を汲てひたす也、日々にかくして後に、砂を積む山の様を作りて、日にさらす、これをしほじりといへり、實に富士の形に似たり、哥客京に居て、海邊の事にうとく、時去てしる

人のいひたれる也、としるせり、此いへるやうは、すこしたがへることゝおぼしけれど、しほじりといふ物はこれ也、おのれも、難波などの濱なる所々を見しに、砂をつみあげて、塚のごとしたる物、いくつともなく有て、まことに富士の山をたとふべき形したる物也、師の古點には、眞名本に、なのほを、鳴音と書るをとりて、かの山の鳴澤(ナルサハ)の鳴る音ごとく、しほじりを、難波の川尻の事也といはれたるは、いさゝか信(ウケ)られぬ說也、川尻ならば、やがて川じりとこそいふべけれ、いかでかしほじりとはいはむ、されば川尻を、然いへる例もなく、ことわりもたがへること也、そのうへ川尻は、さしもおどろ／＼しく鳴る物にもあらざるをや、又ひえの山を廿(ハタチ)ばかり重ねあげたらんほどしての、ほどを、眞名本には、體と書るを用ひて、形をたとへは、すでにひえの山にていへれば、是は必鳴澤の音也、とやうにいはれたれど、ひえの山を二十といへるは、たゞ高きのみにこそあれ、もしこれを形としては、いと細く、高き物になるべければ、そのたとへいたく違へり、されば眞字本の體なるは、ひがことなるをや、又難波のひえの山をいへる時には、難波の川じりこそ、共に大きなる物にて、よろしき文なれといはれたるも、おもひなしひがこと也、形だにも似たらんには、大きなる小きにはかゝはらず、何物にまれたとへんに、おほよそつたなきことかあらむ、さらに鳴るものにもあらざる、川尻にたとへたらむこそ、つたなくは有べけれ、鹽がまのたぐひの事は、京人のしるべきならねば、昔のたとへにいふべくもあらず、ともいふべけれど、海邊の事ならんからに、京人のむげにしるまじきにもあらず、殊に鹽がまは、哥にもつねによむことなれば、したしくよしあるたとへとこそはおぼゆれ、

東宮の御息所　東宮の女御

古今集に、二條后の、東宮のみやすむ所と聞えける時云々、いせ物語に、むかし東宮の女御の御方の云々とある、又つご條后は、清和天皇の中宮也、貞觀八年に、女御となり給ひ、同十年に、貞明親王を生(ウミ)奉り給ひ、同十一年に、此親王皇太子に立せ給ふ、これ陽成天皇におはします、これよりして、元慶元年に、中宮となり給ふまでのあひだ、女御にて、皇太

子の御母にましますを以て、東宮の女御とも、東宮の御息所とも申せること、契沖が餘材抄勢語臆斷などにいへるが如し、東宮の御母女御、御母御息所といふこと也、御息所と申す稱は、女御にまれ更衣にまれ、皇子皇女を生奉り給へる人を申す稱也、其趣源氏物語などを見て知べし、かの物語に、桐壺ノ更衣などをも、光源氏ノ君を生奉られたる後は、御息所といへることを有、その外も皆然也、然るを後ノ世に至りて、これを誤りて、御息所と申すを、東宮の妃の御事と心得たるから、此古今集いせ物語なるをも、清和天皇の東宮にてましましける時の御息所也、といふ注あるは、いみしきひがこと也、東宮の妃を御息所と申すは、いたく後の世の俗稱にこそあれ、古へにはかつてなきことなり、然るを師も、此俗稱にまどはれたりと見えて、東宮の御息所とは、皇太子の嫡妃を申す也、然るを皇太子の母儀を申すと、人々思へるは、其證有りや、といはれたる、これかへりてひがこと也、東宮の御母を申すとは、右の古今集、すなはち其證ならずや、又東宮の女御と申せること、その御母女御といふことなるを以て、御息所も、然ることをしるべし、又源氏物がたりに、一のみこの女御、東宮の女御などあるも、みなその御母なる、これらもその證なるを、かへりてこれらを、轉々して俗語のまゝに書る也といひ、かの古今集をさへ疑ひて、さは申すまじきこと也として、いたく強たる考へをあげられたるは、いかにぞや、これかへりて、みづからかの後の世の俗稱にまどはれたるもの也、古へに東宮の妃を、御息所と申せる證ありや、あることなし、その證と思はれたるは、六條の御息所なるを、これ又かのまどひの心得たがひ也、その故は、かの六條ノ御息所と申すは、前坊の妃なるよしにて申すにはあらず、前坊の姫御子を生給ひて、その御母なる故に、御息所とはせる也、天皇の女御更衣などの、御子生給へるを、然申すと同じことなるをや、又かの伊勢物語の東宮の女御を、眞名本には、これも東宮の御息所とあるによりて、東宮の女御といふとは、此書のころには、いふべきことゝもおぼえぬ俗語也、といひけたれたるもひがこと也、そもそも哥集の詞書、また物語ぶみなどは、古へとても、國史などのたぐひとは異にして、かやうの稱呼なども、たゞ當時世間

にいひならへるまゝにしるせるも多ければ、さのみことわりをもて、正すべきわざにあらず、そもそも後宮の御さだめ、古へは皇后の次に妃、次に夫人、次に嬪にて、女御といふは、日本紀の雄略ノ御巻にこそ見えたれ、其後は聞えざりしを、仁明文徳の御世のころよりしては、妃夫人など申すは、をさをさ聞えずして、たゞ皇后の次は女御、その次は更衣にて女御は、親王大臣の御女のなり給ひて、いにしへの妃夫人にあたり更衣は、大かた嬪にあたれり、世のうつれるまゝに、古へとはかはれると、かくのごとくなれば、なずらへて、延喜のころ、はやく東宮の御母を、その御息所とも、その女御とも申しけむを、何かはうたがふべき、もしこれをあるまじきことゝいはゞ、御息所といふも、たゞいひならはしの俗称にこそあれ、古へよりの正しき號にはあらざれば、御息所としるせるをも、ともにあるまじきことゝすべし、まして東宮の妃を、然申せることは、古へのいづれの國史式令に見えたるぞや、すべて師の此事の疑ひの本を尋ぬれば、御息所とは、東宮の妃を申す、後ノ世の俗称によこはれたるよりおこりて、その趣をたてとほさむとせらるゝから、強ごとも出來つるものぞかし、

いせ物がたりをよみていはまほしき事ども一つ二つ

初のくだり、男のきにける云々、男のゝのもじひがごと也、眞名本になきぞよろしき、男のきては、云々して将て出てくる事、女のしわざになる也、月やあらぬてふ哥の條、ほいにはあらで、此詞聞えず、眞字本に、穂にはあらでとあるも、心ゆかず、ほにはいでずなどこそいへ、ほにはあらでなどは、聞つかぬことゝなす、猶もじの誤字なるにや、　うつの山のところ、わがいらむとする道は、いとくらう細きに、つたかへではしげりて云々、かへではゝぶく、てにをは也、上ノ道はいはで三重ねて、かやうにいふ、一つの格也、「秋はきぬ紅葉はやどにふりしきぬ道ふみ分てとふ人はなしなど、三つも重ねていへる、此類多し、眞名本に道と書るによりて、然心得ては、いとつたなき文になる也、　「君がためたをれる枝は云々、此哥は、君にわが心ざしの深きにかなひて、春ながら、秋のごとく色ふかく染たり、といふ意なるべし、注どもに、秋といふ言に

なつみて、女の心のすつるふことにこゝろえたるはいかゞ、さてはかへしの哥のうらしげこし、又女の心をつたふべきましも、上の詞に見えず、「いさゝ、いなばむかろしこ云々、此出でいぬるは、女こはおもはかられども、上の文のさま、女こも男こも分りがたし、いさゝかなる事につけてこいへる上に、女こあるべき文也、さて此哥の次に、云々此女こあるは、心得ず、此女こいふこと、こゝに有ては、聞えず、こゝは男こあるべきところ也、かくのごとくまぎらはしきによりて、或人は、出でいにしは、女にあらず、男也こいへれども、すべてのさま、男の出でいにしこは聞えず、又男にしては、かの出て、こあるは、よくかなへれども、下なる「人はいさの哥の次に此女いこ久しう云々こある、此女こいふも、彼ノ男こあらではかなはず、「つゝ井つゝ云々、妹見ざるまには、妹が見ざるまに也、妹を見ざるまに、はあらず、上におのが長の事をいへるにて、それを妹が見ざるまになると知べし、さて此ノ條は、下に、かの女やまとのかたを見やりてこも、やまこ人云々こもあれば、井のもこにあそびたりしも、大和ノ國にての事也、されははじめに、むかしやまこの國に、などあるべきことなるに、たゞゐなかわたらひしける人こ、のみにては、京の人こと聞ゆれ、よろこびてまつに、度々過ぬればこいへる所、詞たらず、其故は、まつにこいふまでは、たゞ一度のさまをいへる文なるに、たび／＼過こつゞけていひては、俄也、こればこは、よろこびてまつにこず、さること度々なりければ、なごやうに有べき所なり、　むかし男かたゐなかに住けり、眞名本に、昔男女こあるぞよき、男このみにては、次なる男こいふこともあまり、又まちわびたりけるにこいふも、上に女こいふことなくては、聞えず、「梓弓眞弓つき弓云々、此哥、初ノ二句、いかなる意にか、さらにきこえず、又眞名本に、謝ノ思令見こかけるは、もことより借字ながら、いこつたなき書ざま也、下句は、むかしわがうるはしみせしが如く、今の男に、うるはしみせよこいへる也、「見るめなきわが身を云々、此哥のこと、古今集ノ遠鏡にいへり、さて此哥をこゝに出せるは、下句、はしの詞にかなはず聞ゆ、又色このみなる女こいふことも、こゝに有べき詞にあらず、これらによりて思ふに、これは、

秋の野にてよみたる歌に、おほく詞落て、もと上とは別條(コトクダリ)にぞ有ける、え、すなほにけるとゝ、わびたりける人の云云、眞名本には、わびを讀とかけり、さもにかなへりとも聞えず、哥によりて思ふに、こふらひたりける人の、なき有べきにや、「おもほえず袖に云々、袖に湊のさいふと、聞えず、又眞名本に、袖に浪渡りと書るは、下句とむげにかけあはず、ひがる也、浪渡は、異所(コト・コロ)にまがひて書し誤也、されば思ふに、こは袖の湊のなるべし、たとひ袖の湊といふ名所はなくとも、涙の深きことを、下ノ句の縁に、湊といひつべきことは也、のきに、誤れるなるべし、　女の下あらふところに云々、この文きこえず、眞名本に聞えたり、但しかの本も、なく影のうつりけるを見てゝふ下に、女さいふとなくてはいかゞ、たち聞ても、眞名本にき、つけたるもあるそべき、　「水口に我や云々、此哥の詞も句も注ぎも、いづれもいひ、かたがへり、こはうたのておはるを、こふに見えずなりなんといへる也、かやうに見されば、下句にかなはず、　わが影の見ゆるにやあらむといふことは也、　「なもほねは云々、此哥、詞たらはずて、聞えぬ哥なり、　さかしなきあくあひたに、かのいたる哥で云々、かくては、なまめきて、いたるにはあらずて、野人と聞えて、いかゞ、とかくなきめきつゝ、帯をときて、なきことを有べければ、此はたるのことくて火にや云々、こゝは眞名本に、此哥のともしびにや似むと思ひて、けちなんとすとて、男よめる、ともるよめしき、但し上に、世にのける人とあれば、下なる男といふとは、なくてあらまほし、もし又、ともし火にのに見と思へるを、女の心にそれ思ひければ、さることを有べけれ、思ひてさいひとは、かなはず、　「田舎人なほは云々別に云々、眞身上ミ下ミ論なし、又ほしの詞にもいふうさし、眞名本に初ノ句、いさびてはこあるも聞えず、又眞名本に、此哥の次に、よ返類行歯といへる、をおくのも云々、此哥もをさなし、　なほおもひてこそ、聞えず、眞字本に、なにそれにとあるに曲也、その哥をにしたなれば、聞えんやにてきるすける思ひをは筋なんやは思なの、死なんやにては、かなは思出たり、さいふにあはず　「いて、いはほすきのなるべし云々、いにしへの人も、かはかりつたなき哥をよみけんに

や、これは上にいふべかりけるを、おとしたる也、　なほはたえあらざりける中なりければ、此詞あまりて聞ゆ、眞名本には、まりこては、いかではえあらざりける中なりければと有、　心にとゞめてよまずはらに云々、聞えぬこと也、眞字本に聞ゆ、　うまのはなむけせんとて、人をまちけるに云々、人をといふこと、あまれり、眞字本にはなし、但し上なる、物へいく人にといふ詞の、なき本もあり、それは人をまちけるにてよろし、　又男、「行水と過るよはひと云々、此哥此ノ條(クダリ)にかなはず、眞名本になきぞよき、　又男女のしのびありきしける云々、此詞も、此くだりにかなはず、　人しれぬ物思ひけり、此詞いたづら也、　むかし心つきて云々、心つきて、聞えず、眞名本に、業而とあるも心得ず、　田からんとては、男の事にて、此男の田からむとてあるを見て、といふ意也、　かくてものいたくやみて云々、此事、上の詞哥に似つかず、別ノ條(クダリ)なりしが、詞共落て、亂れたるなるべし、　昔としごろ音づれざりける女、　昔の下に、男のといふことなくては、たらず、又よきりこの有つる云々の上にも、その男、或はその人など有べきこと也、「これやこの我に云々、此哥、あふみをといふこと、聞えず、近江にいひかけたりとせんも、しひごとなり、もし然らば、上に近江ノ國のことなくては、とゝのはず、又下句も、これやこのといへるにかなはず、　むかしよごゝろつける女云々、これは、女にてはかなはず、眞名本に、嫗女(オンナ)とあるぞよろしき、假字の亂れたるより、かゝるまぎれも有也、女はを、嫗はおの假字にて、分るゝ也、又つけるといふ詞もいかゞ、眞名本に、世營とかけり、よごゝろあると訓(ヨム)べし、色好む心のある老女也、あひえてしも、同本に、あひ見てしとあるよろし、その次の詞も、かの本よろし、出たつけしきは、男のなさけ有て、嫗のがりゆかむと思ひて、出たつ也、　いづくなりけん、けんといふ詞いかゞ、いづくなるらんと、などあるべきにや、もし又けんをたすけていはゞ、物語の地の詞として、いづくにての事なりけんと見べし、　昔男いせの國なりける女云々、眞字本に、女乎(ヲ)とあるよろし、　むかしそこには云々、眞字本に、昔男とあり、　むかし男、いせの國にゐていきて云々、こは本トは、　いせの國なる女に、　京にゐていきて云々、と有し

が、にもじの重なれるによりて、京にといふとの、後に落たる也、次なる哥ども、必ず伊勢なる女とこそ聞えたれ、「いはまふり云々、此哥の四の句、ときゝたる人なし、しほひしほみちは、こまれかくまれといふ意なるを、海の詞にていへるのみ也、今はともかくもあれ、末つひにはかひ有て、逢ふこともあらんといへる也、けふの御わざを題にてのけふめは、その日のことあるべき也、やよひのつごもりに、その日云々、その日といへる詞、いたづらにてつたなし、　紅葉のふくさに見ゆるぞの、此詞いかゞ、眞名本になきぞよき、もみぢもとあらば、有てもよからんか、板敷のしたに、しとはしもなるべし、板敷のうへのしもつかたをいふなり、板じきのしたには、人の居るべきにもあらず、みちの國にいきたりけんにこそ、此物語の作者の、みづから行たるよしにや、もし此哥よめる翁の事ならば、かの翁こいふを、みちの國に此上になくてはいかゞ也、かりはねんごろにもせで、上に、狩に來ませるよしをいはざれば、此詞ゆゑのごとく聞ゆ、これによりて思ふに、櫻花を見ありくを、櫻がりといふなれば、此條に狩といへるは、皆櫻がりの事にやあらん、上にも下にも、たゞ櫻の事のみいへれば也、かたのゝなぎさの家その院の云々、こは聞えぬ詞也、眞名本に、かたの、なぎさの院のと有よろし、　かのうまのかみよみて奉りける、　かのうまのかみといふを、なくてあらまほし、　「思へこゝ身をし分ねばは、分ぬにといふ意也、此例古き哥には多し、身を分るは、身を二つにわくる也、あかれぬは、古說によらで、そこにあるをいふ、さてそれを、わが本意也といへる也、　「今まではに云々、さてやみにけりといふ詞、上に心ざしはたさむとぞ思ひけむ、といへるに、かなへりとも聞えず、此くだり、眞字本はよくきこえたり、　昔男ありけり、いかゞ有けむ、その男云々は、眞名本に、昔男女云々とあり、さらではたらはず、　さてやがて後つひに、此所詞重なりて、くだくだし、眞名本には、さてつひにと有、さてこゝは、作者の詞なれば、けふ逢といへるもいかゞ也、然れば、さて後つひによくてやあらん云々、こゝに有べけれ、むくつけきことゝいふより、おほゐものにやあらんといふまでは、のゐ

ひとを譏(サタ)したる語也、むくつけきことは、むくつけきとよといふ意也、かくて今こそは見めといふ一句は、まかでうれたる男の、のろひていへる言なるを、譏(サタ)する語の中へ引出ていへる也、　よき酒ありときゝて、此下に詞落たる也、さらでは、下にその日はといへるも、より所なし、こゝろみにその落たる詞をおぎなはゞ、よきさけ有とききて、うへにありける人人、のまんとてきけり、左中辨云々、などや有けむ、　あるじのはらからなるの下に、男などあらまほし、　なくなりにけるを、眞名本に、なくなりたるなどと有、よろし、かへし「下ひもの云々、又かへし「戀しとに云々、此又のかへし、かなへりとも聞えず、眞名本には、此二首は、上とは別條(コトクダリ)にて、「戀しとは云々、かへし「下ひもの云々とあり、よろし、されど哥今はさるとにげなく云々、たれともなくて、かくいへると聞えず、眞名本には、なま翁の今は云々と有、よろし、されど哥の上に、中將なりける翁とあるはわろし、かの翁とこそいふべけれ、又は上を、中將なりける翁いまはさると云々といひて、哥の所には、何ともいはでも有(リ)なん、　大鷹のたかゞひを、眞名本に、大方之(オホカタノ)鷹飼とあるは、ひがこと也、西宮記にも、鷹飼王卿、大鷹飼者、着(ス)二地摺獵衣(ノカリ)一綺袴(ノ)玉帶(ノ)、鵰(コタカ)飼者(ヒハ)云々とある、こゝによくかなへるをや、　昔みかど住吉に云々、此條すべて詞たらず、他條(コトクダリ)の例に似ず、「我見てもの哥も、たが哥ともわきまへがたく、大神の現形も俄也、他條の例にならひていはゞ、昔男、みかどの住吉に行幸し給ひける、御供につかうまつりてよめる、「我見ても云々、とよめりければ、大神云々、などこそ有べけれ、　「むつましと云々の哥は、何事ぞや、二の句を、君はしらずやとすれば、大かた聞ゆるやうにはあれど、猶いとつたなし、　むかし男久しう云々、眞名本に、いへりければの下に、女とあり、　むかし女の、あだなる男の云々、女のゝのもじ、ひがこと也、すべてのてふ辭は、心得有て、おくべき所と、必おくまじきところとのあることなるを、これはさるわきまへをもしらぬ、後の人の、何心もなくくはへたるなるべし、眞名本に、女のといふことなし、それも女といふをたらず、　むかし男、女のまだ世へずと云々、此くだり詞とゝのはず、物聞えたるを、後に聞て、などこそ有べけれ、

また

いせ物がたりは、物語のあるが中にも、おもしろく、詞すぐれたる物語にて、世にあまねくもてあそぶものになりたるを、あやしう心得ぬふしども、所々まじれるは、後の人の、うつしひがめたるなめり、さるを、やがてたすけてとかむとせば、中々にしひごとになりぬべき、又これはすべて例のつくり物語にしあれば、在五中將にまれ、こと人にまれ、その人のうへの事のたがひめなどは、とがむべきにもあらず、たゞおかしく作りなしたる、ことのあやをこそ、さとりて、哥まなびのたすけにも、文かくほんにもすべきわざなれ、哥はまれには、えもいはずかろきもまじれり、ゆる心して見べし、注釋どもは、あまたある中に、いふべきは、契沖が臆斷、師の古意とあるを、たがひになんよきあしきところは有ける、又ともにいかにぞやおぼゆるふしもすくなからず、おのれはた思ひえたるふしども有し、はやくより、つぶさにしるさまほしく思ひわたるを、めかり暇やかねども、いせをのあまのいとまなくて、えしもはたさぬを、くちをしさに、せめてたゞこれかれとえり出て、いさゝか上の件には物しつるぞかし、

業平朝臣のいまはの言の葉

古今集に、やまひして、よわくなりにける時よめる、なりひらの朝臣、つひにゆく道とはかねて聞しかどきのふけふとは思はざりしを、契沖いはく、これ人のまことの心にて、をしへにもよき哥也、後々の人は、死なんとするきはにいたりて、ことごとしきうたをよみ、あるは道をさとれるよしなどよめる、まことしからずして、いとにくし、たゞなる時こそ、狂言綺語をもまじへめ、いまはとあらんときにだに、心のまことにかへれかし、此朝臣は、一生のまこと、此哥にあらはれ、後の人は、一生の僞をあらはして死ぬる也といへるは、ほうしのことばにもにず、いといとたふとし、やまとたましひなる人は、法師ながら、かくこそ有けれ、から心なる神道者哥學者、まさにかうはいはんや、契沖法師は、よの人にまことを敎

へ、神道者者は、いつこりをそをしふなる、

みちの國　むつ

陸奥は、哥にもみちのく、美知乃久にて、和名抄には美知乃於久とありて、道之奥といふ意の名なれば、下に國とそへいふ時は、美知乃久乃久爾なり、然るを中昔の物語書などには、みちの國とのみいへるは、みちのくのくにといひては、乃久といふ言の重なりて、わづらはしきまゝに、乃久をはぶきて、いひならへるなるべし、さるを又後には、むつの國といふは、みちの國を訛れるものなるを、陸の字、數の六ノ字と通はし用ふることあれば、六の意と心得たる人もあれど、さにはあらず、又むかしは、みちの國とこそいへれ、みちとのみいへることはなかりしを、今はたゞむつとのみいひあへるは、むげにもことをうしなへること也かし、

和泉の和ノ字の事

國ノ名のいづみを、和泉とかく、和の字は、いかなる故をもて、添へられたるにか、としごろいぶかしかりつるを、つら〳〵思へば、まづいづみといふは、和泉ノ郡ありて、上泉下泉てふ郷もあれば、そこより出たる國の名なることは、論なし、かくてその郷の内、府中村といふに、今も和泉の井とて、いとめでたき清水ありて、そこに泉ノ井ノ上ノ神社、和泉ノ神社なども有て、式にも見ゆ、然るに並河氏がかける、和泉志を見れば、此和泉ノ井を擧て、其ノ水清ク且ツ甘シと記せるをもて思へば、此ノ清水、上つ代よりいと清くて、甘かりし故に、にぎいづみと號て、和泉と書たりしを、其里人などは、たゞ泉とのみいひならへるが、ひろごりて、名高き水なれば、京人なども、泉とのみいひあへりしまゝにて、郡の名にも、國の名にもなれるを、すべて國郡などの名、二字にかく事なる故に、文字にはかならず、本の名のごとく、和泉とは書クなるべし、やまとの國も、語には常には、たゞやまとゝのみいふを、もじには必ズ大ノ字をそへて、大和とかくと同じたぐひ也、

されば和泉の和の字は、もとにぎ泉といひけんゆゑとぞ思はるゝ、

鳥羽殿八月十五夜月見御哥御遊

中右記云、寛治八年、八月十五日、天晴、午時許、候大納言殿御車後、參入鳥羽殿、先於宰相直廬休息、及申時大納言殿、申時許、參入大殿御直廬、則引公卿令參、先御鳥羽殿南御所寢殿東面、女院同御也、女房南東面打出、公卿座西廊、居饗饌、人々雖被着、無盃酒儀、已依日暮也、寄御船於東渡殿、上皇令乘給、大殿左大臣關白殿、藤大納言中宮大夫【師忠】左大將【忠實】皇太后宮權大夫【公實】新宰相中將【宗通】此外宗忠并左中將有賢、依召候御船、有別仰、師大納言【經信】備中守【政長】朝臣、可候御船者、以御隨身被相尋間、已及數刻、兩人追被參加、後出御船、御船指四人、判官代勘解由次官顯隆散位忠清藏人高階爲賢源家時【皆布衣】上達部船、藤大納言【家忠】右衛門督【公實】藤中納言【基忠】新中納言【通俊】江中納言【匡房】左宰相中將【仲實】右兵衛督【雅俊】中宮權大夫【能實】以武者所四人爲船指【布衣】殿上人船、頭中將國信朝臣等、四十人許皆布衣、此外御隨身副小船前行、先於御船有御遊、藤大納言【拍子】師大納言【琵琶】左大將【笙】宰相中將【笛】宗忠【笙】有賢【和琴】皇太后宮權大夫并政長朝臣付歌、先双調、曲、伊州萬田鳥破急、平調大平樂破伊勢海、通忽在常樂急、師大納言朗詠、盤涉調、秋風樂三帖青海波蘇合三、各及數反、于時雲收、天晴月明、池上絲竹之調、眞入幽玄、此間棹小船、但馬守隆時朝臣甲斐守行實朝臣供御膳【有打敷有物】諸卿傳遞供之、次第皆在座邊上也、中宮大夫被候陪膳、公卿銜巾、使居船之後、御盃兩三巡、大殿指左大臣、左大臣指關白、其後無流、及一獻、公卿船朗詠數度、夜及三更、從御船令上給了、於女院御方【東面】被講和歌、題云、池上月、序題倫、予勤作者、講師右大臣【匡房】講師、讀人大納言讀了後、面面置々、是右大臣歟、關白殿、湯次第之事也、依大殿命、先講關白殿歌、次左大臣、次大殿、此間女房從簾中、被出三

首哥、昔薄様三重、被置扇上、【扇銀骨、畫圖殊例、】固講之、皆只秀哥也、人々感歎、從簾中給三首、皇后宮御製曰、問白傳麒大賞、便宜也、大殿令氣色講師起座、擬召臣下哥、召新中納言通俊卿、被講御製、皆只秀哥也、不堪感歎、滿座詠、及曉更各分散、予今日殿上人布衣中着直衣、是爲歸官人、人臣被着直衣之時、可用便宜故也、加之勤講師役之間、數刻候御前、尤爲善耳、愚意之案、已叶禮法、兩殿下【烏帽子直衣、】左大臣公卿【冠直衣、】但此中藤中納言【基】左宰相中將【伊實】右兵衛督【雅俊】新宰相中將【宗通】布衣也、皇太后宮權大夫【公定】衣冠、上皇御烏帽子直衣、と見えたり、これは堀河ノ天皇の御世にて、鳥羽殿におはしましゝは、白川ノ上皇におはします、大殿とあるは、京極ノ前ノ關白師實公、左大臣は、源ノ俊房公、關白は、京極殿の御子後ノ二條ノ師通公也、此時内大臣にて、關白ながら、右大臣の次に立給へりき、さて此中右記は、中ノ御門ノ右大臣宗忠公の日記にて、寛治元年正月より、保延元年十二月までの事を記されたり、合せて七十巻あり、然れども、のりながゞ見たりし本は、闕たる所々ありしを、その、ちかきはいまだえ見ず、寛治のころは、宗忠公のいまだ若くて、殿上人におはせしほどの事也、

立田山小ぐらの峯

いにしへ大和より難波へもいづくへも下るに越し、立田山は、今のくらがり峠也、といふ説のあるは、その名、万葉九の巻に、小鞍嶺とあるに通ひ、又かの道ぞ、今の世にむねとこゆる道なれば也、そのうへそのあたりに、小倉寺村といふさへあるなれば、さもあらんとは思はれながら、立田ノ神社と、ほどのいと遠きは、心得ぬことにおぼえしに、ある人の、立田山をぐらのみねは、くらがり越にはあらず、今の立野越なりといひ、又此ごろ、師のいせ物がたりの古意のしりに附ゥたる、上田ノ秋成といふ人の考へにも、然いひて、そのよしをくはしくわきまへたるは、まことにさることゝぞ思はるゝ、但し立田川といへるをも、そこなる川也といへるは、たがへり、こは立田山のあたりの川とは、たれもふと思ふべきことにて、昔よりみな

然こゝろえ來つれども、立田川といふ名は、万葉のころまでには、哥にも何にも、見えたることなくして今の京になりての後の哥に、多く見えたれば、立田山とは異ところにして、大和ノ國にはあらず、此河の事は、すでに一の卷に、くはしくいへるがごとし、

玉かつま六の巻

からあゐ六

おのが哥に、からあゐの末つむ花、とよめりければ、ある人、すゑつむ花は、くれなゐのことをよみたれ、からあゐのことはいかゞ、といへるに、おのれこたへけらく、萬葉集の哥に、くれなゐをからあゐともよめり、そも／＼くれなゐといふは、此物もと呉の國より渡りまうできたるよしにて、呉の藍といふを、つゞめたる名なるを、そは韓國よりつたへつる故に、又韓藍ともいへるなり、といへる説のごとし、但しからといふは、西の方の國々のなべての名なれば、これは呉ノ國をさしていへるにて、呉藍といふと同じことにもあるべし、さるを万葉の十一の巻には、鷄冠草とも書るにつきて、鴨頭草也とも、鷄頭花也ともいふ、説どもの有て まぎらはしきやうなれども、つき草とも、鷄頭花ともいふは、みなひがことにて、紅花なること疑ひなし、されば からあゐすなはち紅花なることを、さとしがてら、ことさらにかくはよめるぞ、ついでにいはむ、同七の巻に、「秋さらば移しもせんとわがまきしからあゐの花をたれかつみけん、移すとは、おろして染るをいふ、此移ノ字を、本に影に誤れり、といへりければ、うなづきてやみぬ、其おのが歌は

からあゐの末摘花の末つひに
色にや出ん忍びかねてば

寄草戀といふ題にてよめる也、古今集なる、「我戀をしのびかねてばあしひきの山たちばなの色に出ぬべし、といふ哥にぞよくにたると、又いふ人もありなんか、

書うつし物かく事

ふみをうつすに、同じくだりのうち、あるはならべるくだりなどに、同じ詞のあるときは、見まがへて、そのあひだなる詞どもを、寫しもらすこと、つねによくあるわざ也、又一ひらと思ひて、二ひら重(カサ)ねてかへしては、其ノ間ノ一ひらを、みながらおとすこともあり、これらつねに心すべきわざ也、又よく似て、見まがへやすきもじなどは、ことにまがふまじく、たしかに書クべき也、これは寫しがきのみにもあらず、おほかた物かくに、心得べき事ぞ、すべて物をかくは、事のこゝろをしらむとてなれば、おふな〳〵もじさだかにこそかゝまほしけれ、さるをひたすら、筆のいきほひを見せむとのみしたるは、いかなることゝも、よみときがたきが、よにおほかる、あぢきなきわざ也、常にかきかはす、消息文(セウソコフミ)なども、もしよみかたくては、いひやるすぢ、ゆきとほらず、よむ人はたくるしみて、かしらかたぶけつゝ、かへさひよめども、つひによみえずなどしては、こゝろえがたしと、かへしとはんも、さすがになめしきやうなれば、たゞおしはかりに心得ては、事たがひもするぞかし、

手かく事

よろづよりも、手はよくかゝまほしきわざ也、哥よみがくもんなどする人は、ことに手あしくては、心おとりのせらるゝを、それ何かはくるしからんといふも、一わたりのことわりはさることながら、なほあかず、うちあはぬこゝちぞするや、おのれ手いとつたなくて、つねに筆とるたびに、いとくちをしう、いふかひなくおぼゆるを、人のこふまゝに、おもなくたんざく一ひらなど、かき出て見るにも、我ながらだに、いとかたはに見ぐるしう、かたくなゝるを、人いかに見るらんと、はづかしくむねいたくて、わかゝりしほどに、などてならひはせざりけむと、いみしうくやしくなん、

菫草 相模の月やあらぬてふ哥のこゝろ

「月やあらぬ春やむかしの春ならぬ我身ひとつはもとの身にして」、此哥、とり〴〵に解(トキ)たれども、いづれも其意くだ〳〵し

くして、一首(ヒトウタ)の趣とはらず、これによりて、今おのが思ひえたる趣をいはんには、まづ二つのやもじは、やはてふ意にて、月も春も、去年にかはらざるよし也、さて一首の意は、月やは昔の月にあらぬ月もむかしのまゝ也、春やは昔の春にあらざる、春もむかしのまゝの春なり、然るにたゞ我身ひとつのみは、本の昔のまゝの身ながら、むかしのやうにもあらぬとよ、とよめる也、昔とは、思ふ人に逢見たりしほど也、本の身といふも、其時のまゝの身といふ事なり、さて身にしてといふは、身ながらの意にて、かくとぢめたる所に、昔のやうにもあらぬとよ、といふ意をふくめたる物也、にしてといへる詞のいきほひ、上ノ句に、月も春もむかしのまゝなるに、といへるとあひ照(テラ)して、おのづからふくめたる意に聞ゆる也、此人の哥、こゝろあまりて、詞たらずといへるは、かゝるをいへるなるべし、いせ物語のはしの詞に、立て見ゐて見々れど、こぞに似るべくもあらず、といへるは、此ふくめたる意を、あらはしたるもの也、去年にゝぬとは、月春のにぬにはあらず、見るわがこゝちの、去年に似ぬ也、新古今集雑上に、清原ノ深養父の、「むかし見し春は昔の春ながら我身ひとつのあらずも有かな、とよめる哥は、此ノ業平ノ朝臣の哥を、註したるがごとし、これにて、よく聞えたる物をや、

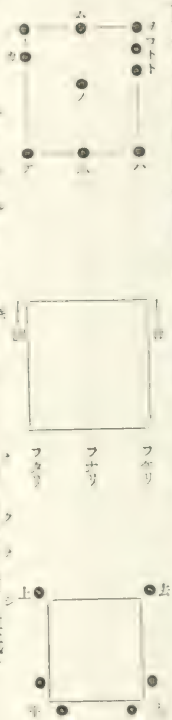
菅家萬葉集

菅家万葉集上下二巻あり、見るに、上の巻は、いふべきともなきを、下の巻は、哥は、眞字(マナ)のさま、上ノ巻とかはれるとなければ、同じく菅原ノ大臣のものし給へるならんを、詩のさまなん、上の巻とはこよなくして、さらにかのおとゞの御しわざとは見えず、むげにつたなくして、たゞ七言四句にとゝのへたるのみこそあれ、心もつゞかず、ねごとなどをきくやうにて、何事ともわきまへがたく、いと〳〵みだりがはしく、韻字といふ物をだにとゝのへず、さらに詩といふべき物にもあらず、されば下ノ巻は、かの大臣は、哥のみを物し給ひて、詩をばそへ給はざりけむを、後の世の人の、上の巻にならひて、みだりにおぎなひたるなるべし、さるはむげに物のこゝろもしらぬ、をこのものゝしわざとこそ見えたれ、序も、下ノ

巻のは、詩と同じ人の書りと見えて、いとをさなし、

御書始

中右記云、寛治元年十二月廿四日【壬寅、】今日未刻許、有御書始事、以式部權大輔正家朝臣、爲侍讀、以左少辨敦宗、爲尚復、其儀如式、云々



作三點圖、正家朝臣、御書始所注進也、以白色紙小作子書付之、爲表紙、

彦根寺

同記に、同三年十二月十五日、攝政殿、令参詣近江國彦根寺給、云々、廿二日、太上皇、令参御彦根給、云々、凡今年、京中上下、多以参詣此寺、予具中中納言殿参詣也、觀音靈驗云々

寛治五年女御入内夜御裝束

同記に、同五年十月廿五日【庚辰、】有三品篤子内親王入内之事、【是後三條院第四女、母皇太后藤原昭子、太上皇同母妹也、陽明院養爲御子、】云々、今夜女御御裝束、　黄蘇芳御衣五、　濃御單、　同御袴、　同打衣十、　唐花五重上着、　黄菊五重小袿着、　赤色五重唐衣、　白羅御裳也、

賀陽院哥合

同記云、同八年八月十九日、今夜大殿、於賀陽院、有歌合事、是依永承例、女房與男方爲讀人、寝殿之間、人々参集、東對南面、皆公卿座、殿上人、同東面之南、諸大夫座、在侍所云々、雖然不被召、有、殿侍具、東面庇前、立

切燈臺二本、【無風流】其前敷圓座二枚、爲左右講師座、東透渡殿、西上南北對座、敷公卿座、【高麗端、對座、】人人先令相分着給、左方【北、】大殿、殿下、藤大納言、【[illegible]】民部卿、【俊明】右衛門督、【公實】藤中納言、【基忠】江中納言、【匡房】皇太后宮權大夫、【公定】右方【南、】左大臣、帥大納言、【經信】東宮大夫、【師忠】殿上人、大藏卿通良朝臣、備中守政長朝臣、右大辨基綱朝臣、頭中將國信朝臣、右中辨宗忠、左馬頭師隆朝臣、權中將顯實朝臣、右馬頭兼實、、、四位藤少將有家、、、左京權大夫俊賴、、、四位權少將能俊、、、四位侍從宗信、、、尾張守忠教、、、藏人民部大輔通輔、侍從家政、藏人右少辨時範、源少將有賢、民部大輔基兼、新少將宗輔、藏人玄蕃助宗佐、左近將監仲兼相分候渡殿南北欄外、次東戸前、立左右文臺、左、銀透手巾筥、入白浮線綾巾、打敷青地小文錦、右、紫檀泔坏臺上、居銀泔盃也、左右立筆一雙、墨一如唐人硯臺邊立和哥書五卷、打敷赤地小文錦、和哥書物表文各五卷、【春夏秋冬祝、各一卷、瑠璃軸、色々之色紙、下繪、左方女繪、右方男繪、皆書哥情貌、美麗過差無極、】歌人、【左、女房、中納言君、筑前君、周防掌侍、讃岐君、紀伊君、信濃君、攝津君、右、男房、通俊卿、匡房卿、顯綱朝臣、正家朝臣、輔綱、、、俊賴、、、】次召講師、【左、右大辨基綱朝臣、衣冠、右、下官、直衣、】各々講之、帥大納言爲判者、中宮大夫執紙筆、毎度勝負、先春夏秋冬祝、次第如此、夜及參半、歌講之間、居菓子肴物、【大殿陪膳、左少將有宗朝臣、左府殿下、地下四位、左府有宗朝臣、殿下清家朝臣、】初獻無勸盃、第二獻皇太后宮權大夫、次移居對南面饗饌於此座、頻盃酌、及曉更事了、次召管絃具、有御遊、帥大納言【琵琶、】藤大納言【箏、】左大將【笛、】政長朝臣【拍子、】予宗輔【共笙、】皇太后宮權大夫【付哥、】呂、安名尊鳥破、律、更衣太平樂破臺急、前池儲船樂、【樂人等令奏、布衣或冠、】次牽出物馬走、【關白左大臣帥、】人々退出、

鳥羽殿にて逐日看花歌を講ぜらるゝ事

同記云、嘉保三年三月一日、午時許、參鳥羽殿、云々、秉燭之後、有御遊、云々、此間人々、且進和歌、【題者江中納言、申時以後參、出也、逐日看花、】當祇候殿上人十餘人、只聞別召者皇太后宮權大夫與下官許也、于時庭櫻紛々、岸柳依々、歌管之聲、誠入幽興、御遊後、召下官、爲講師、序者院藏人縫殿助藤實光、【秀才】春日侍鳥羽院、詠逐日看花、應製和歌一首、臣上字皆共也、但他人只詠和歌許、不書臣上字、中宮大夫爲讀師、讀講和歌之處、中宮大夫歎、與題字對臣歌、一字不異相合、又女房歌三首、書色之薄樣、講了、欲立座處、有勅復座仰云、近日往日、有此和歌、御製講師、不可用他人、汝同可勤仕、則奉仰、又復座、披見御製、講之處、已合愚歎、天氣令咲御、滿座之人驚奇、一首面目也、且感應及高情、一者恐畏也、以拙詞叶御製、進退惟谷、身心失度、已及深更事了、人々退出、與合宿卿同車歸宿、【下官詞云、フクカゼニチリクルハナモミルヒトノヒカズモトモニツモルハルカナ、依叶御製、被書留也、】御製云、【サキシヨリチルマデミレバコノモトニハナモヒカズモツモルナリケリ、】

內侍所御神樂

參東記曰、寛仁四年十二月廿八日甲辰、今夜有內侍所御神樂、云々、召人十六人、【地下殿上人、堪歌笛者、】近衞司者七人、【人長在此中、】內侍二人、【一人典侍、一人掌侍、】博士十二人、闈司六人、女官十六人、下四人、賢所御前物、十二衣、【單衣四、袴四、裳四、已上物、各有御前、】居八足机、御酒召酒殿用之、內侍所請博士取御疊、云々、御幣十帖、所御衣櫃奉之、先例四帖云々、】畢、內侍二人前、【衝重各一合、二種物、】博士十二人、【同前、】闈司并女官等、【各衝重一合、一種物、】召人近衞司等、【衝重各二合、二種物、】可然人々祿、上人取之、典侍【白褂一領、】掌侍、【白單衣一領、】博侍二人、【命婦白單重一領、六位白單衣一領、】女官【疋絹、】下【手作各一端、以所布給之、】召人【白單衣各一領、】近衞司【疋絹】云々、此記は、參議經賴朝臣の記錄也、名の二字の偏をとりて、參東とはい

づけたる也、

南殿の御階の櫻橘

歴代編年集成云、南殿櫻樹者、本是梅樹也、桓武天皇遷都之時、所被植也、而及承和年中枯失、仍仁明天皇被改植也、今度燒亡燒失畢、造內裏之時、所被移李部王【重明親王】家櫻樹也、件樹、本吉野山櫻云々、但拾遺公忠朝臣詞、延喜御時、見南殿花云々、然者天德以前櫻樹歟、梅櫻事、○時可決之、橘樹者、本自所生託也、遷都以前、此地橘大夫家之跡也云々、南殿樹事、番記錄云、村上御宇、天德三年十二月七日、南殿坤角、新移栽橘樹一本【高一丈二尺】、件樹、彈正尹親王東三條家樹也、依勅定奉之、右近將監已下掘之、或記云、遷都之時、彼樹在所、稱橘大夫者、家後園也、件後園有橘、即南殿前也、以賞翫、其後同祿之後、被栽彼東三條樹云々、小一條左大臣記云、橘本主、秦保國也、と見えたり、今度燒亡とあるは、天德三年の燒亡のこと也、大槐秘抄云、南殿の橘の木は、此京に、いまだ內裏たてられ候はざりけるさき、人の家の候けるが木にて候ければ、きられずしてなん候ける、殿上人は、南殿のおほゆかにて、枝ながらたちばなくひなごしけりと申候は、それはまことにや候けん、木は一定のふる木になんさぶらひける、ついでに、同書にいはく、今の上達部は、封戸すこしも得候はず、庄なくは、いかにしてかは、おほやけわたくし候べき、近代の上達部、おほく國を賜はり候は、封戸のなきがする事なめりと思候に、めさるゝこそ、ちから及ばぬことなれ云々、又いはく、近代となりて、こはき物のうへに、猶こはき物をきかためて、こしあてかふりことめゑぼしことめなど申て、ちからも及ばず、したてあひて候なるに、しほ〳〵くた〳〵として、あさましげなる雜色一二人ばかりぐして云々、

蘇我馬子が事

愚管抄云、崇峻天皇の、馬子大臣にころされ玉ひて、大臣にすこしのとがをもおこなはれず、よきことをしたる體にて、さて

やみたるとは、いかにとふこと、昔の人も、あやめさたしおくべし、今の人も、又これを心得べし、日本國には、當時國王をころしまゐらせたることは、大かたなし、又あるまじこと、ひしと定めたる國なり、それに此王と安康天皇とばかり也、その安康は、七歳なるむまごのまゆわの王子に、ころされ給ひにけるは、やがてまゆわの王子も、その時殺されにければ、いかゞはせん云々、此崇峻のころされ給ふやうは云々、それにすこしのとがもなくて、つゝらとしてあるべしやは、中にも聖德太子おはしますをりにて、太子は、いかにさては御さたもなくて、やがて馬子と一つ心にて、おはしましけるぞと、よに心得ぬことにてある也、此事をふかく案ずるに、たゞせんは、佛法にて皇法をまもらんずるぞ、佛法なくては、佛法わたりぬるうへは、王法はえあるまじきぞといふことわりを、あらはさんれうと、又物の道理には、一定輕重のあるを、重きにつきて、輕きをすつるぞといふことわりと、此二つを、ひしとあらはされたるにて侍る也云々、佛法に歸したる大臣の手本にて、此馬子ノ大臣は侍りけりとあらは也、此大臣を、すこしも德もおはしまさず、たゞ欽明の御子といふばかりにて、位につかせ給ひたる國王の、此大臣を殺さむとせさせ玉ふ時、馬子の大臣、佛法を信じたる力にて、かゝる王を、わがころされぬさきに、うしなひ奉りつるにて侍れば云々、推古の御けしきもやまげのたりけん、こまで道理のおもえゝ也云云といへり、のりながいはく、此論は、あながちに佛法をいみしき物にたてむとして、中々に其道の、世のいみしきまがごとなるほどをあらはせるものにて、あまりにつたなきしひごと也、

一條天皇かくれさせ給ひて後御手箱に在ける宸筆の物の事

一條院うせさせ給ひて後、御堂殿御遺物共[illegible]ただ有けるに、御手箱の有けるを、ひらき御覽じけるに、宸筆の宣命めかしき物を、かゝせおはしましたりけるを、はじめに三光欲レ明、覆二重雲一大精暗とあそばされたりけるを、御覽じて、次さまをよませたまはで、やがてまきこめて、やきあげられにけりとこそ、宇治殿は、隆國【宇治大納言】にはかたらせ給

ひけると、隆國は記して侍るなれ、

延久の御世に始めて記録所をおかれし事

延久の記録所とて、はじめておかれたりけるは、諸國七道の所領の宣旨官符をなして、公田をかすむる事、一天四海の巨害なりとて、きこしめしつめてありけるが、すなはち宇治殿の時、一(イチ)の所の御領／＼とのみいひて、庄園諸國にみちて、□□つとめたへがたしなどいふを、きこしめしもちたりけるにこそ、さて宣旨を下されて、諸人領知の庄園の文書をめされけるに、宇治殿へ仰せられたりける御返事に云々、別に宣旨を下されて、此記録所へ文書どもめすことは、○可大相國の領をのぞくといふ宣下ありて、中々つや／＼と御さたなかりけり、此御さたをば、いみしきことかなとぞ、よの中に申しける、

安徳天皇の御事

此主上をば、安徳天皇とつけ申したり、海にしづませ給ひぬることは、此王を、平相國いのり出しまゐらするとは、安藝の嚴嶋の明神の利生也、此いつくしまといふは、龍王のむすめ也、と申しつたへたり、此御神の、心ざし深きにこたへて、我身の、此王となりて、生れたりける也、さてはてには、海へかへりぬる也とぞ、此子細知りたる人は申ける、此事は、まことならんとおぼゆ、この三件も、同じく愚管抄也、此書、七卷有て、神武天皇より、順徳天皇の御世、承久のみだれの前までの事共を記して、こころ／＼に論あり、ほうしのかけるふみと見えて、其論みな例の佛(ホトケ)さだ也、此安徳の帝(ミカド)の御事など、そのかみ例の僧(ホウシ)のつくり出て、いひなしたるが、ひろごりて、世にさるさだ有しなるべし、平相國にいつくしま、いつく嶋に龍王のむすめ、りうわうの女(ムスメ)に海にかへることは、よくもとあひて、似つきたるものかな、「しもつけは木のうへにこそなりにけれよしとも見えぬかけづかさかな、これは平治に、源ノ義朝の首、獄門にかけられたるをよめる、たはぶれ哥也、しもつけは下野、かけづかさは兼官也、木のうへになることは、むかしは、罪人の首をかくるは、獄(ヒトヤ)の門のもとなる、

あふちの木にかけたりし故に、いへる也、此哥も、同じ書にのせたり、筆のついでに出しつ、

後京極のこなへ

後京極ノ攝政は、つねには、後ノ字、音にてごさよむを、同じ愚管抄に、後の京極殿と、のゝ字をそへてかきたり、

縣居大人の傳

あがたゐの大人は、賀茂ノ縣主氏にて、遠祖は、神魂ノ神の孫、鴨武津之身ノ命にて、八咫烏と化て、神武天皇を導き奉り給ひし神なると、某氏録に見えたるがごとし、此神の末、山城ノ國相樂ノ郡岡田ノ賀茂ノ大神を且齋く、節朝といひし人、文永十一年に、遠江ノ國敷智ノ郡濱松ノ庄岡部ノ郷なる、賀茂の新宮をいつきまつるべきよし詔を蒙りて、彼ノ郷を賜はり、すなはち彼ノ新宮の神主になる、此事引馬草に見え、又綸旨の如くなる物あり、又乾元元年にも、詔をかうぶりて、かの岡部ノ地を領せる、これは正しき綸旨有て、家に傳はれり、かくて世々かの神主たりしを、大人の五世の祖、政定といひし、引馬原の御軍に功有て、東照宮御祖ノ君より、家國行がうちたる刀と、丸龍の具足とを賜はりぬ、此事は三河記にも見えたり、さて大人は、元祿十年に、此岡部ノ郷に生れ給ひて、わかゝりしほどより、古學にふかく心をよせ、享保十八年に、京にのぼりて、稻荷の荷田ノ宿禰東麿ノ大人の教をうけ玉ひ、寛延三年に、江戸に下り給ひて、其後田安ノ殿へ仕奉り給ふ、その殿より、冬の衣ノ御衣を賜はり玉へる時の哥、「あふひてふあやの御衣をきる氏人のかづかむことは神やしりけん、明和六年十月晦の日、とし七十三にて、みまかり給ひぬ、武藏ノ國荏原ノ郡品川の、東海寺の中、少林院の山に葬、ここに大人の弟子なる某が、しるしたるまゝに、とりてしるせり、なほ交ありし族ことなどをも、しるすべきものなるに、もれたるは、又よくしりたらむ人にこひきゝて、しるすべくなん、

花のさだめ

花はさくら、櫻は、山櫻の、葉あかくてりて、ほそきが、まばらにまじりて、花しげく咲たるは、又たぐふべき物もなく、うき世のものとも思はれず、葉青くて、花のまばらなるは、こよなくおくれたり、大かた山ざくらといふ中にも、しなじなの有て、こまかに見れば、一木ごとに、いさゝかかはれるところ有て、またく同じきはなきやう也、又今の世に、桐がやつ八重一重などいふも、やうかはりて、いとめでたし、すべてくもれる日の空に見あげたるは、花の色あざやかならず、松も何も、あをやかにしげりたるこなたに咲るは、色はえて、ことに見ゆ、空きよくはれたる日、日影のさすかたより見たるは、にほひことなくて、おなじ花ともおぼえぬまでなん、朝日はさら也、夕ばえも、梅は紅梅、ひらけさしたるほどぞ、いとめでたきを、さかりになるまゝに、やうやうしらけゆきて、見どころなくなるこそ、いとくちをしけれ、さくらの咲るころまでも、ちるとしらで、むげにゝほひなく、ねびれしぼみて、のこりたるを見れば、げに有てよの中は、何事もみなかくこそぞ、見る春ごとに、思ひしらるかし、白きはすべて香こそあれ、見るめはしなおくれたり、大かた梅の花は、ちひさき枝を、物にさして、ちかく見たるぞ、梢ながらよりは、まされる、桃の花は、あまた咲つゞきたるを、遠く見たるはよし、ちかくては、ひなびたり、山ぶきかきつばたなでしこ萩すゝき女郎花など、とりどりにめでたし、菊も、よきほどにつくろひたるこそよけれ、あまりうるはしく、したゝかにつくりなしたるは、中々にしなゝく、なつかしからず、つゝじ、野山に多く咲たるは、めさむるこゝちす、かいだうといふ物、からめきて、こまやかにうるはしき花也、そもそもかくいふは、みなおのが思ふ心にこそあれ、人は又おもふこゝろことなるべければ、一（ヒト）やうにさだむべきわざにはあらず、又いまやうの、よの人のもてはやすめる花ども、よにおほかるを、かぞへいでぬは、ことさらめきたるやうなれど、哥にもよみたらず、ふるき物にも、見えたることなきは、心のなしにや、なつかしからずおぼゆかし、されどそれはた、ひさやうなるひがこゝろにやあらむ、

神明鏡こて、神武天皇より、後花園ノ天皇の御代までの事どもをしるしたる、上下二まきのふみあり、それに、神功皇后、戒定恵ノ箱を、摩白濱に埋み、松の枝を折、逆に其上に立給ふ、注とす、依之箱崎と云也、皇后詔曰、箱崎の千代の松原に疊久津嶋牟世まで君は離ませ云々、或は皇后を、安曇磯童奉ニ思懸ケける由聞召て、皇后御哥に云、衣だに二つもあらば赤幡山に一つは懸ましし物を云々、或云、箱崎松上、白幡四流、赤幡四流降下、長八丈也、故号八幡ノ神武天皇、此御時、又万葉集を撰せらる、内舎人廣成承て、三千餘首奉ニ撰加ヘ一たまふ也、高丘ノ親王も、春宮を取られさせ給て、弘法の御弟子と成、眞如親王と申す、御哥に云、云ならく奈落の底に落ぬれば刹利も戌陀もかはらざりけり、大師嘆給て、返哥云、かくばかり達磨をしれる人なれば多陀迦陀までも成のぼりけり、承和六年、小野篁隠岐國へ被レ流けり、同七年召返有て、一仰二仰不来人待雪晴雨降雪作寝、と云詩しけり、月夜には来ぬ人またるかき曇雨もふらなんわびつゝもねん、こ讀たりければ、御門有ニ興たりさて、御感ありて、大かたふうかうのみちのみなるところもみなしるしたる書也、例のほうしのしれることぞ見えたる、又二位ノ尼の、安徳天皇を抱キ奉りて、海にしづまんとせられける時の哥とてのせたる、今ぞしる御裳濯川の流にて浪の底にもみやこありとは、

笛の孔

教訓抄云、元是胡笛、今之龍笛也、是乃取ニ解谷竹一、學ニ鳳鳴ノ音也、笛有ニ十一孔也、一孔圓而不レ穿、其九孔者、其出五音、竹即為ニ尾、竹押為ニ首、本管之口、呼レ之為レ口、從ニ其而起、於ニ竹腹上一、一二三四五六七孔、如ニ吹時圓、次于五上夕中六、下口六、一孔為レ首、此有ニ一條、謂ニ一樓條、是乾條、在ニ上也、口六二孔者、是一竹之大小、合ニ其二一樓條、或孔非樂條也、孔為ニ尾條、以爲ニ樓故也、下孔為レ曲、圓是氣口、此有ニ三條、謂ニ平條、大非條之下條、可、也、五

孔亦非別條、臨梅之義、同次孔故也、上孔爲角、即是春音、名爲桶條、其呂音木傳之、木也、夕孔爲徵、即是夏音也、此有二條、謂黄鍾條・乘條、其呂火也、中孔爲羽、即是冬音、名盤食條、其呂音木傳之、水也、中孔六孔、以此二孔合名下也、竹節下孔、所以吹之者也、抄

寶づくしといふ物に鍵ある事

今世ノ中に、たからづくしとて、寶のかぎりをあつめゑがく事あり、其中に鍵のあるは、何の故にかと思へば、むかし天智天皇の御世三年に、近江ノ國栗太ノ郡に、磐城村主殷といひし人の妻、家の庭に出たりし前へ、そらより鑰匙二つふり來たりけるを、とりて夫の殷にあたへける、それよりその家富榮えたりし事、書紀に見えたり、これよりや、世にめでたきたからとして、繪にもかくことにはなりにけむ、

持佛堂

天武天皇の御代、十四年三月廿七日のみことのりに、諸國毎家作佛舍、乃置佛像及經、以禮拜供養とあり、書紀に見えたり、民の家々まで、持佛堂といふ物をかまへて佛をまつる事は、これよりやはじまりけん、

天皇の御前に直に訴を申せし事

春記云、長暦四年、十月廿二日、今日初遷御内大臣二條第、云々、今夕行幸間、於東院東大路、與神解小路邊、宇佐宮下部【月來訴人也、件愁人、被取申文也、但未省裁許愁見命者也】一人、着衣冠、進寄御輿右方、擧音致訴訟之間、希有之事也、爲右將等不追却、不覺者等也、予令追却了、須搦捕也、然而行幸新所之間、左右有憚也、故不令搦也、事尤非常也、云々、また、同年十二月廿五日、平野行幸日也、云々、今夕還御間、東洞院二條邊、和泉國百姓、捧文擧音、成愁訴、云々、行經不令追却、如何、此事及度々、猶可被召禁也、云々、と見えたり、

いともかしこき御前に、たゞにうたへと申せるは、いとめづらし、長暦は、後朱雀天皇の御世也、春記は、春宮ノ大夫資房卿の日記也、

さぬきの國の山の谷なるあやしきゑり物

大和國つぼ坂寺のおくなる山に、五百羅漢のかたとて、石に數百の人のかたを彫たるあり、或人のいへるは、これを俗に羅漢といへども、あらぬ事也、よく見れば、みな上つ代の人の形也、神の御しわざと見えたりといへり、おのれいまだ見ざれども、まことにさもあらむとぞおぼゆる、すべてふるき神の御像、またさらぬをも、世にはみなおしなべて、佛のかたと思へるおほし、又物の形など石に彫りたるが、あやしく何ともわきまへがたきなど、よに多かるを見れば、上つ代には、くさぐさ石に物ゑることの、多かりし也、神代のしわざをも、今まのあたり見るべき物は、石のみぞ有ける、讃岐ノ國に、其所の名聞つるを、わすれたり、いと廣き谷ひと谷に、あるかぎりの岩、一つもおちず、大きなるにも小きにも、ことごとく佛のかたを彫たるところありて、其數かぞへつくすべからずとぞ、或人そのさまをよく見て、あまりあやしさに、石工にはからせたるに、大かた日ごとに數百人の石つくりをして、三十年ばかりの月日をへて、ゑらしめずは、かくまでことはなしとげじ、又かばかり高く大きなる、數十仞のいはほどもには、まづその足代をかまへんばかりも、かたきわざなるべければ、此たくみ、さらに人の力の及ぶべきかぎりにあらずといひけりとぞ、いともあやしくくすしきことにぞ有ける、いづれの郡に、何といふ山の谷ぞ、いま一たび所をもきゝさだめて、なほよく尋ぬべき事也、土人は、弘法大師のゑれると、いひ傳へたりとぞ、おのれ此事を聞ておもふに、まづすべて國々に、あやしき物といへば、みな弘法のしわざといふは、つねのことにて、そはもとより論ふにもたらず、又佛のかたと思ふも、例のひがことにて、これはたゞ神代の人の形にて、神の造り給へる物とこそおぼゆれ、行て見ん人、なほよくかむかへてさだめてよ、すべて國々に、かうやうのあやしき所

のあるには、かならず世々のほうし共、あらたに手を加へて佛ざまにしなして、例の世ノ人をあざむくたばかりごとをするなり、心してなまどはされそ、

神社を宗廟社稷と申す事

神ノ社を、後ノ世の人の、それは宗廟そ、それは社稷ぞなど、かしこげにいふは、から國ごとのわたくしごと也、古へにすべて宗廟社稷といへることなし、書紀などにをり〳〵、其字は見えたれど、たゞ潤色の漢文にして、もとより神社をいへるにはあらず、さる故に、くにいへなど訓り、くにいへとは、漢文の國家の訓をうつしたる也、さてもろ〳〵の神社を、廟とは申すまじきよしは、筑前ノ國の香椎ノ廟のみ、古書どもに、とりわきて廟とは申して、こは神名帳にいらず、故あることなるべし、これをおきては、豊前ノ國の大帶姫ノ廟ノ神社あり、これらのことのよしは、古事記傳三十の卷にいへり、考へ見べし、さるゆゑよしをもたどらで、神社を宗廟よ社稷よと申すは、皇國の古への御定めをばすてゝ、ひたふるにから國ごとにしたがへるみだりごと也、すべて神の道をとくともがらの、かくのみよろづを、から國ごとにいひなすなるは、ほうしのともがらの、神をおのが佛のかたざまに、引入れむとかまふること、同じことなるを、えさとらざるは、いかにまどへる心ぞや、

人を仁といふ事

人を仁といふは、近き世の俗言のやうなれど、文粹の、大江ノ匡衡の文に、臣謬當其仁、聊記盛事、と見えたり、

東京西京

平安城は、東西の京をおかれしかども、はじめより今のごとく、東ノ京のみ榮えて、西ノ京は榮えざりしにや、慶保胤の池亭ノ記に、予二十年以來、歷見東西二京、西京、人家漸稀、殆幾幽墟矣、人者有去無來、屋者有壞無造とあり、

むかしの女御の位階

延喜天暦などのころになりては、女御と申すは、皇后につぎて、いにしへの妃夫人などのつらにあたりて、いと貴かりしにあはせては、なほ位階はひきくぞ有けん、小野ノ宮ノ左大臣の御女の女御の、天暦元年にかくれ給へりし、四十九日の願文に、女御從四位上藤原朝臣とぞ見えたる、これらも文粹にあり、

八木

米を八木といふは、ふるき言也、小右記に、寛仁萬壽のころのところに、八木十石八木卅石など見えたり、

客殿 小宮

吉部祕訓抄に、文治二年正十、同記云、大夫史廣房入來、先立中門外、予出客殿、とあり、客殿といふと、そのころもありし也、同じ書に、建久四十一五、同記云、今日仁和寺小宮、【高倉院御子】御灌頂後朝也云々、物がたり書どもに、いまだ元服せぬ人を、小君といへり、これに小宮とあるは、皇子の、童にますほどを申すなるべし、

百度參 掛替 大和大路 和讃 漢讃 鹽たち

平戸記、延應二年二月十一日のところに、臨夜景密々參祇園、依恒例之勤、率人數有百度詣事云々、萬のわざに、掛替といふ物あり、これは牛の強よりおこれるとか、又は車の牛より出たるか、同記に、殿下北政所、令參春日社給、予依召、引献懸替牛一頭、とあり、同記、仁治三年の所に、大和大路と見えたり、明月記にも見ゆ、すなはち今の、川東なる大和大路なるべし、同じ平戸記に、寛元三年三月廿八日、花供の佛事のところに、此間諷誦、十度有花讃、此讃三度許、令佛相交誦之、其後又有五佛漢讃、次誦其和讃、是皆予制作之也とあり、同記、同年四月八日、今日平野祭也、依神事不誦、但依例鹽斷とあり、今の世にも、八日は藥師の縁日、鹽たちといふことするなり、

修明門院に直言申し入れし事

同仁治元年十二月一日の記に云く、一夜【不聞其日】群盗推参修明門院、女房等皆悉遇其殃、諸所不制御院云々といへると見えたり、そのかみ北條ノ泰時が、政とりおこなひける程にて、天の下よく治まりたりといへるに、猶かゝるよなき御時に、強盗のおしいり参りて、なやまし奉りしは、いともノ\かしこく、いはんかたなきまがこと、今の御代のめでたきにおもひくらぶれば、及ばざりし事、こよなしかし、ついでにいふ、結句といふ詞、むかしは、はてにはといふ意につかへるを、今の世に、かへりてといふこゝろにつかふは、いたくうつれる物也、

大名

白川顕廣ノ王ノ記の、安元三年四月のところに、諸國ノ大ー名、不應國役とあり、大名といふ名、其ころも有けん、

吉備ノ大臣の名

吉備ノ大臣の名は、眞吉備にて、然しるしたる書共もあるを、續紀などに、眞備とあるは、もろこしの國にて、吉字をはぶきて書給ひしを、歸り參り給ひて後も、なほそのまゝに物には書給へりしなるべし、それもわたくしにはあるべからず、あだし國人にあひ主はむ時などのために、おほやけにも申シてなるべし、すべてもろこしに渡り、あるは韓國の客にあふ時など、名を、もじをかへなどもして、からめきてかきたりし例、おほく有し也、

國造

いにしへに國造といひしは、今の世のど、大きにこそあらざりけめ、大かた何事も、大名の如くなる物にて、國々に多く有し也、それが中に、國造、また君、また別、又直、又稲置、また縣主などいふ、色々の有て、尊き卑きけぢめも有つるを、そのけぢめは、さだかに記せる物なければ、いづれ尊く、何れ卑かりけむ、今ことごとくは、わきまへがたけれど、大かたは皆、國造と同じさまなる物にて、此ノ色々を一つにすべても、國ノ造といへりき、書紀などに、作造國造

などあるは、かの色々をすべて、一つに國ノ造といへる也、さてもろこしの國にも、いにしへ封建の制とかいひし代の、諸侯といふ物、これによく似たり、其諸侯に、五等の爵とて、公侯伯子男と、五きざみのしな有し、それはた國ノ造君別などの色々ありしにゝたり、其五しなの中の一つの名をとりて、すべて諸侯といひしも、又すべてをも國ノ造といひしに似たり、もろこしの事は、かの國のまなびするともがらは、此諸侯の、五しなの事など たれもよくしれるを、皇國のいにしへのさまをば、かへりてよくしれる人なくて、國ノ造の中に、かのくさぐ\のしな有しをもしらず、又かの色々は、いかなるさまの物なりしともしらでしあるは いかにぞや、

筑紫ノ君石井が事

むかしつくしの國に、筑紫君石井といへる國造ありけり、君といふは、上の件にいへる、國造の中の一色なる君也、書紀には、すなはち國造としるされたり、されど其子の葛子といひしをば、筑紫ノ君と記されたれば、君にてぞ有ける、繼體天皇の御世に、皇朝にそむきて、毛虚かりければ、討手の使をつかはして、ほろぼし給ひき、此ノ石井、いけりし世に、かねて墓をなん造りおきたりけるが、そのかまへの、いみじく大きに、いかめしかりける事、筑後ノ國の風土記にしるせるをやゝ、上妻縣、縣南二里、有筑紫君磐井之墓墳、高七丈、周六丈、墓田、南北各六十丈東西各卌丈、石人石盾、各六十枚、交陣成行、周匝四面、當東北角、有一別區、號曰衙頭、其中有一石人、從容立地、號曰解部、前有一人、裸形伏地、號曰偸人、側有石猪四頭、號曰贓物、彼處亦有石馬三疋、石殿三間、石藏二間、古老傳云、當雄大迹天皇之世、筑紫君磐井、豪強暴虐、不偃皇風、生平之時、預造此墓、俄而官軍動發、欲襲之間、知勢不勝、獨自遁于豐前國上膳縣、終于南山峻嶺之曲、於是官軍追尋失蹤、士怒未泄、擊折石人之手、打墮石馬之頭、古老傳云、上妻縣、多有篤疾、蓋由茲歟、としるしたり、周六丈とは、高さにくらぶれば、六の上に、卅などいふ字の有けむが、

おちたるなるべし、かくて此石井(イハヰ)が造りおきたりし墓のかまへは、今の世にものこりて、現(ウツ)にあるよしにて、ちかきほど、その圖をしるし、考へをもそへたるを、見しに、まことに風土記にしるせるごとくにぞ有ける、こぞおぼゆる、そも〳〵これのかぎりして、かばかりいかめしく、大きなるかまへを物せんとは、今の世の國持大名などのちからにも、いとたやすくは、出來がたかるべし、これを思へば、そのかみ國々の國造の身のほども思ひはかられて、けしうはあらざりけむかし、かの圖は、寫しおきたりしを、今え見出ず、見出たらむ時に、又もいひてんとす、

延喜式五十巻にして十巻は神祇式なる事

延喜の式、すべて五十巻にして、はじめ十巻は神祇式也、されば朝廷天の下のもろ〳〵の公事(オホヤケゴト)のうち、五分(イツツ)が一つは神事にて有し、これを以ても、古へ神事(カムワザ)のまつりごとの、重くしげく、盛(サカリ)なりしほどを、思ひはかるべし、もろこしの國などは、神を祭ること、いとおろそかにして、周の代よりこなたは、いよ〳〵なほざりに思ふめり、然るを此御國の人、さるたいたいしき戎國(カラクニ)ぶりにおもひならひて、よろしからめや、

なづさふ

万葉集に、なづさふといふ言、あまた所に見えたり、昔より此詞をときたる說、みなあたらず、今その哥どもを、あまねく考へ合するに、或は海川などにうかべること、或は船より渡ることなどにいひ、枕詞にも、引綱の、鳥じもの、にほどりのなどいひて、いづれも〳〵、水に着(ツ)くことにのみいへり、水によらぬは一つもなし、集の中の哥共を、こゝろみてしるべし、其中に、三の卷なる長哥に、「いかならむ年の月日か、つゝじ花かぐはし君が、引綱のなづさひこむと云々、これは上にも下にも、海川などの事見えねども、他(ホカ)の例をもて思ふに、海路をへて、歸り來べき國の人なるべし、又九の卷の長哥の反哥に、「いとまあらばなづさひわたり云々、これも海川のことは見えざれども、渡りといひ、長哥にも、瀧のうへのとあれ

ば、山川を渡りゆくこと也、此外はみな、海又川などにのみよめれば、論なし、然るに此詞、中昔の物語書などにいへるは、いたく意異にして、なれしたしむことにいへり、神樂の哥に、「すめ神の御手にとられてなつきはましをとあるも然也、いかにしてかくまではうつりかはりけん、萬葉にいへることは、いさゝかも似よれるかたなし、

万葉集にてしといふ辞に義之また大王と書る事

萬葉三の巻に、結定義之、四の巻に、言義之鬼尾、七の巻又十二の巻に、結義之、十の巻に、織義之、また逢義之、十一の巻に、觸義之鬼尾、これらの義之、みな同じ辞にて、てしと訓べきこと論なし、さてそれは、義ノ字を、テの假字に用ひたるにはあらず、さる故に、義之とつゞけるのみにて、義とのみいへるは、一つもなし、義ノ字は、みな羲を誤れるにて、もろこしの王羲之といひし人の名也、此人、書に名高きこと、古へよりならびなくして、皇國にても、古へよりこれが手跡をば、殊にめでたふとみける故に、手師の意にて書る也、書のよきを手といふは、古きことにて、日本紀にも、書博士を、てのはかせとも、てかきとも訓たり、又同じ万葉の中に、てしといふ辞を、すなはち手師とも書るにて知べし、さて又七の巻十一の巻に、結大王、十の巻に、定大王、十一の巻に、言大王物乎とある、これらの大王も、てしと訓て、ことわり明らかなるを、ふるくは、かく訓べきことをしらずして、いたくよみ誤りたり、これもかの王羲之にて、同じく手師の意也、そは羲之が子の王獻之といへるも、手かきにて有しかば、父子を大王小王といひて、大王は羲之がことなれば也、かゝればかの義之と、大王とを相照して、ともにてしと訓べきと、又ともに王羲之なることをさとるべし、師の説には、義之をてしと訓は、義は業の義也、又大王をもてしとよむは、天子の意也、といはれしかど、業を假字に用ひたる例なく、又義之とつゞけるのみにて、義と一字はなして書ることもなければ、必ず義之とつゞきたる意なることしるし、又大王もし天子の意ならば、直に天子と書る所もあるべく、天皇なども書べきに、いづれもたゞ大王とのみかけるは、其意にあらざる也、その

うへ天子の意ならば、字音なるを、他字の訓に用ひむこと、有べくもおぼえず、

ありきぬ

万葉十四の巻に、安利伎奴乃、佐々恵々之豆美、十五ノ巻に、安里伎奴能、安里弖能知尓毛、十六ノ巻に、鮮衣之寶之子等などある、ありきぬは、鮮なる衣也、阿理とは、あざやかなるをいふ、あざやかといふ言も、すなはちありさやか也、又俗言に、物のあざやかに見ゆるを、ありありと見ゆといふも是也、又月に有明といふも、空に月の在て、夜の明る意にはあらず、夜の明かたには、月の影の、殊にあざやかに見ゆる物なればあざやかにて明るよしにて、ありあけの月とはいふ也、書紀ノ欽明ノ御巻に、毾㲪をありかもと訓るも、鮮なるよし也、こは後漢書に、天竺國有細布好毾㲪と見えたり、さて右の万葉十四の巻なる哥、四の巻には、珠衣乃とあるを、師はこれをも、ありきぬと訓て、ありきぬを、珠のことに解れたれども、四の巻なるは、たまきぬにて、裳に玉裳といふたぐひなり、又十六ノ巻、寶の枕詞にいへるは、鮮なるよき衣を、たからとする意につゞけたる也、衣服にまれ何にまれ、珍てやむごとなくする物をば、たからといふ、常のこと也、

夢のうき橋

夢の浮橋といふは、古き哥に、「世の中は夢のわたりのうきはしか、うち渡しつゝ物をこそ思へ、とあるより出たることにて、夢の渡りの浮橋といふは、萬葉三ノ巻に、「吾行は久にはあらじ夢乃和太、瀬とはならずて淵にてあれも、又七の巻に、芳野作ニて、「夢乃和太ことにし有けり、うつゝにも見て來し物を思ひし思へば、など見えて、吉野川にある、夢の和太といふ名所にて、そこに渡せる浮橋也、懐風藻に、吉田ノ連宜が、從駕吉野宮ノ詩に、夢淵と作れるも、此所也、さてかの世の中はの哥は、いづれの集に出たるかはしらねども、河海抄に引れたり、哥の意は、かのうき橋をわたらむとすれども、いとあやふき橋なれば、おそろしさに、渡りわづらひて、たゞ見渡しつゝ、もの思ふを、世ノ中のうきに、ながめして物思ふ

たとへにいへるか、うち渡しといふは、むかひを見渡すとなるを、うきになかあすとにかねたり、又は、二三の句は、ただ打渡しといふたとへのみにても有べし、そはいづれにもあれ、夢のわだといふ、吉野の名所なるを、源氏の物がたりに、巻の名とせるは、夢のよにとれる也、同じ物語浮雲ノ巻の詞に、夢のわたりのうきはしかとのみ、うちなげかれてといへるも、たゞ夢かといふこと也、然れば紫式部は、名所なることをしらずして、かの哥なるをも、夢のとゝおもひ誤れるにやあらん、此もの語に、夢のとゝして、巻の名につけたるより後は、ひたすら夢のとゝなれり、狭衣の哥にも「はかなしや夢のわたりの浮はしを、たのむ心のたえもはてぬよ、

節下大臣

御禊の時に、節下ノ大臣といふことあり、そは玉葉に、建暦二年十月廿八日此日天皇臨鴨河修禊云々、節下左大臣良輔云云、左大臣退出、出自宣仁敷政等門、經宣陽春華両門向節下幄、作法、建禮門南去十九丈、立節旗、南去二丈、立節下大臣幄云々、とあるを以て見れば、節旗ノ下に近き所に立る幄の名なるべし、

淺黄といふ色

淺黄とは、今の世には、青色の薄きをいへども、昔は黄色のうすきをいひ、又緑色をもいへりき、此事吉部秘訓抄、建久二年十二月、又玉葉建暦二年十二月、親王元服の時の、袍の色につきて、くはしく論あり、黄色の薄きをいへるなる也、緑色をいふは、淺葱の意にて、異なるを、唱への同じきまゝに、混ひつる也、又後に薄青色をいふは、緑色とまがへつるなるべし、

近江国の君が畑といふところ

あふみの犬上郡の山中に、君が畑村といふ有て、大皇大明神といふ社あり、惟喬親王をまつるといへり、村の民ども、か

はるがはる一年づゝ神主となる、まづ一とせの間いみはりて、さて一年神主を務めて、後又一年いみはれる、これにあたれる者を、公殿といふ、家まづしくて、此公殿をえつとめずして老たるものをば、犬といふ、又此村に、禪宗の寺有て、其寺の内に、惟高法親王の廟といひて、塚もあり、此村は、伊勢ノ國員辨ノ郡より越る堺に近き所にて、山深き里也とぞ、此村人ども、夏は茶を多くつくりて、出羽の秋田へくだし、冬は炭を燒て、國内にうるとぞ、その茶をもむ時の哥、こゝでもむ茶が、秋田へくだる、秋田女郎衆に、ふらりよかよ、

しはつ山笠縫ノ嶋

古今集大哥所の哥、しはつ山ぶり、「しはつ山うち出て見れば笠ゆひの嶋こぎかくるたなゝしをぶね、これは万葉三の卷に、四極山打越見者笠縫之嶋榜隠棚無小船、とある哥なるを、笠ゆひとは、うたひゝがめたる也、さてしはつ山笠ぬひのしまは、或人のいはく、ともに津ノ國也、しはつ山は、今ノ世、住吉より東の方、喜連といふところへゆく道の間に、圓山のひきゝ坂あり、是也、雄畧紀に、十四年正月、呉ノ國人の參れるところに、云々泊於住吉津、是月爲呉客道、通磯齒津路、名呉坂、とあり、今いふ喜連は、久禮を訛れる也、此ところ住吉ノ郡の東のはて、河内の堺にて、古へは河内ノ國澁河ノ郡につきて、伎人ノ鄕といひし所也、今も此道、西は住吉の東の門より、東は河内の柏原までとほりて、古へに呉ノ國人のとほりし道也と、かたり傳へたり、難波の古の圖を見るに、住吉ノ社の南の方に、細江とて、沼江ありて、そこにしはつと記したり、万葉六の卷に、從千沼廻雨曾零來、四八津之泉郎網手綱乾有沾將堪香聞、右一首、遊覽住吉濱還宮之時、道上守部王應詔作歌、とあるにかなへり、さて笠縫ノ嶋は、今東生ノ郡の深江村といふところ、是なるべし、此所、菅田多く有て、其菅他所より勝れたり、里人むかしより笠をぬふを業として名高く、童謠にもうたへり、今も里ノ長幸田喜右衞門といふ者の家より、御即位のをりは、内裏へ菅を献る、又讃岐の殿へも、圓座の料の菅をまゐらすとぞ、延喜ノ內匠寮

式に、伊勢齋王ノ野宮ノ裝束の中に、御輿中子菅蓋一具、【菅井骨料材ハ、從二攝津國一笠縫氏參來作ル】とあり、笠縫氏は、此所の人にぞありけむ、さて此深江村は、大坂ノ城より東にあたりて、河内の堺に近し、此地いにしへは嶋なりしよし、里人いひ傳へたり、まことに此わたりの古へは、北の方は、難波堀江につゞき、東は大和川、南西は百濟川、そのほかも小川共多ク流れあひて、廣き沼江にて有しとおぼしくて、難波の古ヘ圖のさまも、然見えたるに、又今此里人の語るやうくに、此村のみ地高くて、ほとりは、いづかたも地ひきし、井などほれば、葦の根貝のからなどいづといへり、かくて此ところ、かのしはつ山の坂路より、北にあたりて、よきほどの見わたしなれば、嶋こぎかくるたなゝし小船とはよめるなりけり、

さぬきの國戸口の數

菅原ノ大臣の、讚岐守にておはしける時の、懺悔會の作に、歸依一萬三千佛、哀愍二十八萬人、【部内ノ戸口】とあり、これ　このころ、讚岐ノ國の戸口の、大かたの數なるべし、又同國にて、祭ル城山ノ神ヲ文には、八十九郷二十萬口とあり、ともに菅家文艸に載れり、

めかかう

大鏡に、まかぶらの皮を、をこのおよびどにいれて、めかかうして、ちごをおどせば、かほあかめて、ゆゝしうおそれたることある、めかかうは、今の世にいふべかかうなるべし、

あゐくち

今世に、小さ刀に、あゐくちといふ名あり、貞觀儀式、大嘗會ノ用物の中に、阿爲刀子排袋といふもあり、此名ノ本出たるなるべし、

ほうしの笛をふく事

台記に、久安三年十月、法皇天王寺御幸のところにいはく、幸聖霊院云々、勅群臣奏管絃、勅曰、笛音賢明臣、奉吹大臣、摯鑒俊明臣、但稱不堪不吹之、琵琶信西、【通憲法名】等奏之、笛音賢明臣、其音法皇取哉、但音賢時々吹、法皇曰、爲沙門吹笛、可招嘲、即居隠障子吹之、予猶近候、聞御笛音者、上下莫不歎美、御出家後、今夜初吹云々、これを見れば、此ころまでも、ほうしは、管はふかぬことにせし也、信西が琵琶箏こそあれば、絃はほうしもひきたりし也、むかしは女もしかなりき、

赤染衛門集に、「たはふれなる猿とは我と思ひつる木をはなれたるさるも鳴なり、

木にはなれたる猿

金葉集連哥のはし書に、和泉式部が、賀茂にまゐりけるに、わらうづにあしをくはれて、紙をまきたりけるを見てこれり、

わらうつ足をくふ

堀川院百首氷室の哥に、「冬寒みいてし氷を埋みおきて云々、今の世の言に、寒くて物のさえかたまるを、いてるといふこれ也、

いてし氷

庭鳥の暁になくを、時をつくるといふを、同百首に、「暁の時つくるなり鶏のこゑうちかはし羽をならべて、これは昔るにてもあらんかと思へど、なほ今の世にもいふごとく、つくるなるべし、又時の聲をつくるといふことも、同後ノ百首に、「から人はしかのをしまに船出してはかたのおきにときつくる也、

鶏ときをつくる

峠

同百首に、「あしがらの山の峠にけふきてぞふじの高根のほどはしらるゝ、峠とよめり、此字は、後の人のかけるにもあるべけれど、たうげとよめる故にかく書る也、日向をひうが、多武峯をたうのみねといふ音便の、同じ例にて、手向を、そのかみはやくたうげと云し也、

火まはし

わらはべのたはぶれに、ひまはしといふことをする、同百首に、「みどり子のあそぶすさびにまはす火のおなじき世をば有と頼まじ、

くごく

俊頼ノ朝臣、「はじめなき罪のつもりのかなしきをぬかのこゑ〴〵くごきつる哉、同百首に見えたり、くごくといふは、いやしき言にあらず、ついでにいはく、はじめなき罪とは、佛ぶみに、無始よりの罪とつねにいふ是也、その無始は、無かりし始メといふことなるを、始メなきことよまれたるはいかゞ、

岩くらうつ

同百首に神樂歌、「いこま山手向はこれか木の本に岩くらうちて榊たてたり、此下句、神代ノ卷に、天磐境とある物のさまときこゆ、いはくらうつとは、磐をもて座をかまふる意なるべし、

童のいろはをかく事

台記に、久安六年正月十二日、今日令庭呂参御前、依物書、只呂波」と有、此比も童にいろはをかゝせし也、今庭呂は、隆長卿のわらはは名なり、

神今食

神今食は、じんごんじきと、字音にのみ唱へ來りて、正しくはいかに唱ふべきにか、昔よりさだかならなく、しれる人なし、書紀の私記に、古へは神今木と謂しよし見えたるによりて、じんごんけとも唱ふれども、上二字はなほもとのごと音也、これによりてつら／＼此名を考ふるに、加牟伊麻氣と唱ふべき也、そは神は、神嘗祭などの神に同く、今は新の意にて、すべて新に物したるを、今某といふこと多し、古へ漢ノ國より新に參來つる人どもを、今來の漢人と云て、書紀に新漢と見え、大かたもあらたに參れる人を、今參りといふ類也、さて今食といふは、俗世言に、稻を籾にてたくはへおきたるを、新に舂て、米にしたるを、今ずりといふ、其意にて、新磨の御食といふことなるべし　古へに今毛人といふ人ノ名の見えたるも、今食といふことのありしによれる名なるべし、かくて此神今食は、年毎の六月と十二月との十一日にて、月次祭の同じ日の夜に行はるゝこと也、まづその月次祭は、三百四座の神たちに、幣帛を奉り給ふ、そを月次と名くるよしは、月毎に奉り給ふべきを、合せて二度に奉り給ふにて、六月には、其年の七月より、十二月までのを奉り、十二月には、來年の正月より、六月までのを奉り玉ふ也、かくて其同ジ夜に行はるゝ神今食も、その同じ趣にて、天皇の月毎に新磨の御食を聞食すよしにて、其度どに行ひ玉ふべきを、合せて二度に行ひ給ふよしにて、そは新穀にはあらざれども、新磨を聞食始むるをさへに、重く嚴に齋給ふにて、先ヅ神に奉リ給ひて、さて天皇のきこしめすこと、もはら新嘗大嘗のこゝろばへに同じ、さる故に此祭の儀式は、何事も大かた新嘗大嘗の儀の如くなる也、そも／＼この神今食の事、いかなるよしをもて行はるゝ御わざとも、むかしより其よしをしるせることもなく、考へたる人もなきを、おのれもいといふかしく思ひわたりて、年月かにかくに思ひめぐらして、近きほどかく思ひえたるまゝにしるせるを、猶いかならむ、かしこき物しり人さだめてよ、

玉あられ

宣長ちかきころ玉あられといふ書をかきて、近き世にあまねく誤りならへることゞもをあげて、うひ學のともがらをさとさせ

るを、のりながゝをしへ子として、何事も宣長が言にしたがふともがらの、其後の此ごろの哥文に、此書に出せる事どもを、なほ誤りとのおほかるは、いかなるひがことぞや、此書用ひぬよそ人は、いふべきかぎりにあらざるを、それだに心ときは、うはべこそ用ひざるかほつくれ、げにとおぼゆるふし／＼は、たちまちにさとりて、ひそかに改むるたぐひもあるを、ましてのりながゝ教をよしとして、したがひながら、改めざるは、此ふみよみても、心にとまらず、やがてわすれたるにて、そはもとより心にしまず、なほざりに思へるから也、つねに心にしめたるすぢは、一たび聞ては、しかたちまちにわするゝ物にはあらざるを、よそ人の思はむ心も、はづかしからずや、これは玉あられのみにもあらず、何れの書見むも、おなじことぞかし、

かなづかひ

假字づかひは、近き世間らかになりて、古學するかぎりの人は、心すめれば、をさ／＼あやまることなきを、宣長が弟子共の、つねに哥かきつらねて見するを見るに、誤りのみ多かるは、又いかにぞや、抑てにをはのとゝのへなどは、うひまなびのカ及ばぬふしある物なれば、あやまるも、つみゆるさるゝを、かなづかひは、今は正濫抄もしは古言梯などをだに見ば、むげに物しらぬわらはべも、いとよくわきまふべきわざなるを、猶とりはづして、誤りおほかるは、かへす／＼いかにぞや、これはたゞ心とゞめず、又ひたぶるにまなびおやにすがりて、たがへらむは、直さるべし、思ひおこたりて、おのが力いれざるからのわざにしあれば、かつはにくゝさへぞおぼゆる、しか人にのみすがりたらん人には、つひにかなづかひをば、しるよしなくてぞやみぬべかりける、されば、いゐえゑおを、又はひふへほわゐうゑを、又じぢずづよつの濁音など、いさゝかもうたがはしくおぼゆる假字は、いづらはしくとも、それしるせるふみを、かゝむたびごとにひらき見て、たしかにうかべずは、やむべきにあらず、何わざも、おのがちからをいれずては、しうることかたかるべきわざぞ、人の子の、てしたくるとて、おやのてはなるゝとしらざらむは、いと／＼いふかひなからじやは、

古き名どころを尋ぬる事

ふるき神の社の、今は絶たる、又絶ざれども、さだかならずなりぬるなど、いづくにも多かるは、いとかなしきわざ也、神祇官の帳にのれるなどは、かけてもさはあるまじきわざなるを、中ごろの世のみだれに、天ノ下のよろづの事も、古ヘのおきても、皆みだれにみだれ、たえうせにたえうせにたる、萬ヅにつけて、いとも〳〵かなしきは、亂れ世のしわざなりけり、さるを今の御世は、いにしへにもまれなるまで、よく治まりて、いともめでたく、天の下榮えにさかゆるまゝに、よろづに古ヘをたづねて、絶たるをおこし、おとろへたるを直し給ふ御世にしあれば、神の社どもは、殊に古ヘに立かへりて、榮ゆべき時なりけり、然あるにつけては、絶たるは、跡をだにさだかにたづねまほしく、又今も有ながら、さだかならず、疑はしきをば、よく考ヘ尋ねて、たしかにそれと、定めしらまほしきわざになむありける、次には神ノ社ならぬも、いにしへに名あるところ〴〵、哥枕なども、今はさだかならぬが多かるは、かゝるめでたき時世トキヨにあたりて、尋ねおかまほしきわざ也、かくて神の社にまれ、御陵にまれ、哥まくらにまれ、何にまれ、はるかなるいにしへのを、中ごろにみうしなひたるを、今の世にして、たづね定めむとは、大かたたやすからぬわざになむ有ける、其ゆゑをいはむには、まづ此ふるき所をたづぬるわざは、たゞに古ヘの書どもを考へたるのみにては、知リがたし、いかにくはしく考へたるも、書フミもて考へ定めたるとは、其所にいたりて見聞けば、いたく違ふことの多き物也、よそながらは、さだかならぬ所も、其國にては、さすがに書カキもつたへ、かたりも傳へて、まがひなきことも有リ、されば、みづから其地トコロにいたりて、見もし、そこの事よく〳〵しれる人に、とひきゝなどもせでは、事たらはず、又たゞ一たび物して、見聞キたるのみにても、猶たらはず、ゆきて見聞て、立かへりて、又ふみどもと考へ合せて、又々もゆきて、よく見聞たるうへならでは、定めがたかるべし、さて又其ところの人にあひて、とひきくにも、心得べきことくさ〴〵あり、いにしへの事をあまりたしかにしりがほにかたるは、おほくは、書

のかたはしを、なま〳〵にかむかへたどしたるものゝ、おのがさかしらもて、さだめいふが多ければ、さはいさ頼みがたく、なか〳〵のものぞこなひなり、又世に名高き所などをば、外なるをも、しひておのが國おのが里のにせまほしがるならひにて、たゞいさゝかのよりどころめきたることをも、かたくこらへて、しひてこゝぞといひなして、しるしを作るたぐひなどもた、よに多きを、さる心して、まどふべからず、ふみなどは、むげに見たることなき、ひたぶるのしづのをの、おぼえゐてかたることは、しり口あはず、しどけなく、ひがことのみおほかれど、其中には、かへりておかしき事もまじるいざくれに、さるたぐひをも、心とゞめてきくべきわざ也、されど又、むかしなま〳〵の物しり人などの、尋ねきたるが、ひがさだめして、こゝはしかしかの跡ぞなど、をしへおきたるをきゝをりて、里人は、まことにさることゝ信じて、子うまごなどにも、かたりつたへたるたぐひもあなれば、うべ〳〵しくきこゆるとも、なほひたぶるにはうけがたし、又みづからそのところのさまをゆき見てもたづぬるにも、くさ〴〵こゝろうべきことゞもあり、おほかた所のさまかみさびて、木立しげく、物ふりなどしたるを見れば、こゝこそはと、めとまる物なれど、それはたうらつけには頼みがたし、大かたなにならぬ所にも、ふるめきたる森はおほしさは、多くあるもの也、木だちなど、二三百年をもへぬるは、いくら〳〵も物ふりて見ゆるものなれば、ふるく見ゆるにつきても、たやすくは定めがたきわざぞかし、村の名、山川浦橋などの名に、心をつけて尋ぬべし、田どころなどのあざなといふ物にも、古きがのこれるがよくある事也、しかはあれども又、すべて名によりて、誤ることもあれば、も、よく尋ぬべし、寺の名に、古きがのこれるがよくあること也、しかはあれども又、すべて名によりて、誤ることもあれば、又寺々の縁起といふ物、おほかた例のほうしのそらごとがちなれど、其中に、まれ〳〵にはまことゝもまじれるもあなれば、これはたひたぶるにはすつべきにあらず、ふるきあとは、中ごろほうしどもの、國人をあざむきて、佛ごとにしなしたるが、いづれの國にも多ければ、ほどけごころをも、其心してたづぬべし、ふるき寺には、ふるき書物などのこり、古き事ものこれるおほし、むげに尋ぬべきたづきなき所も、思ひかけぬところより、たしかなるしるしの出来るやうもあれば、い

たらぬくまなく、よろづに思ひめぐらして、くはしく尋ぬべし、かくて尋ねえたりと思ふこゝろも、なほたしかには定むべからず、よにさるべき人の定めおきつる所などは、ひがさだめなるも、つひにそこにさだまりて、後のまどひとなるわざ也かし、そも／＼此くだりは、名所(ナドコロ)をたづぬるわざのみにもあらず、よろづのかむかへにもわたることゞもありぬべくなむ、

鳥なき里のかはほり

和泉式部家集に、「人もなく鳥もなからん嶋にては此かはほりも借らたづねむ、「うらさびし鳥だに見えぬ嶋なればこのかはほりぞうれしかりける、鳥なき里の蝙蝠(カハホリ)といふたとひ言、そのかみより有けるにこそ

俵といふもじ

俵(タハラ)といふ字、延喜式に見ゆ、なほさきには、承和十一年十一月二日の太政官符にも見えて、類聚三代格に載れり、

朔日の禮

中原ノ康富ノ記に、嘉吉二年七月一日、參ル伏見殿ニ、又參ル三條殿ニ、皆朔日ノ之禮也とあり、

祇園會の山桙

同記に、同三年六月七日、祇園祭禮也、神幸幷ニ桙山已下ノ風流、如ク例ノ渡ル四條大路ヲ者也、

天の下の政神事をさきとせられし事

職員令に、神祇官を、もろ／＼の官のはじめに、まづあげて、それが次に、太政官を擧られたり、延喜式も、同くはじめに神祇式、次に太政官式也後の世ながら、北畠ノ准后の職原抄も、令にならひて、ついでられたり、そも／＼よろづの事、さばかり唐の國ぶりをならひ玉へりし御世にしも、かく有しは、さすがに神の御國のしるしにて、いともたふとく、めでたきわざになむ有ける、世ノ中は何につけても、此こゝろばへこそあらまほしけれ、

たまかつま七の巻

ふちなみ七

あるところにて、藤の花のいとおもしろく咲けるを見て、あかずおぼえければ、かへらん人にといひし哥を思ひ出て、

藤の花わが玉のをも松が枝に

まつはれてみむ千世の春迄

とよみたるを、そのまたの日、此巻をかくとて、例のなづけつ、

萬葉集一の巻なる莫囂國隣の歌

万葉一の巻に、幸二于紀温泉一之時、額田王作歌、莫囂國隣之、霜木兄氏湯氣、吾瀬子之、射立爲兼、五可新何本とあり、莫囂は、加麻と訓べし、加麻をかく書るよしは、古へに、人のものいふを制して、あなかまといへるを、そのあなを省きて、かまとのみもいひつらむ、そは今ノ世の俗言にも、囂しきを制して、やかましといふと同じ、やかましは囂しといふことなれば、かまといひて、莫レ囂といふ意也、さてかま山といふは、神名帳に、紀伊ノ國名草ノ郡、竈山ノ神社、諸陵式に、竈山ノ墓、と見えたる是也、此御墓は、神武天皇の御兄、五瀬ノ命の御墓にて、古事記書紀にも見えたり、神社も御墓も、いにしへの熊野道のかきこころにて今もあり、國隣は、夜麻と訓べし、山は、隣の國の堺なる物なれば、かくも書べし、國ノ字は、本に圓とあるを、一本に國とある也、霜ノ字、本に大相とあるは、霜の草書を、大相の二字と見て、誤れる也、そもそも此ノ歌は、書紀ノ齊明天皇ノ巻に、四年冬十月庚戌朔甲子、幸二紀温湯一とありて、十一月までも、かの國にとゞまりませりしさま見えたれば、霜の深くおくころなり、木兄氏は、本には、木ノ字を七に誤り、或本には、土に、一云にも誤

り、氏ノ字は、爪に誤れり、又湯ノ字をも、渴に誤れるを、そは一本に湯とあるなり、吾瀬子とは、天智天皇を、此時皇太子にてましますをさしてよまれたり、太子も此幸シに供奉し給へる趣、書紀に見えたり、さて額田ノ王は、天智天皇の寵たりし女王なること、櫻の落葉ノ巻にいへるが如し、さるによりて、わがせことはよみ玉へる也、爲兼は、[illegible]と訓べし、此句は、此度いづかしが本に、立玉ふべき事をよみ給へる也、然るをせりけんと訓ては、往時のことなれば、物どほし、五可新何本は、竈山ノ神社の嚴橿之本也、かくて此哥は、此女王も太子に從ヒ奉りて、行玉へるにて、太子の、竈山ノ社に詣給はむとする日の朝など、霜の深くおけるにつきて、よみ玉へるさまにて、一首ノ意は、かくては竈山に霜ふかくて、いつかしが本に、立ヶ給ひがたかるべければ、吾兄子が、わづらひなく立ゝ玉ふべきために、しばし霜の消むをまちてゆけかしと也、

神社の祭る神をしらまほしくする事

古き神社どもにはいかなる神を祭れるにか、しられぬぞおほかる、神名帳にも、すべてまつれる神の御名は、しるされず、たゞ其社号のみを擧られたり、出雲風土記の、神社をしるせるやうも、同じことなり、社号すなはち其神の御名なれば、さも有べきことにて、古へはさしも祭る神をば、しひてはしらでも有けむ、然るを後の世には、かならず祭る神をしらでは、あるまじきことのごと心得て、しられぬをも、しひてしらむとするから、よろづにもとめて、或は社号につきて、神代のふみに、いさゝかも似よれる神ノ名あれば、おしあてに其神と定めたるたぐひ多ければ、其社につたへたる説も、信がたきぞおほかる、そも〳〵神は、八百萬の神など申シて、天にも地にも、其數かぎりなくおはしますことなれば、天の下の社々には、其中のいづれの神を祭れるも、しるべからぬぞおほかるべき、神代紀などに出たる神は、其千萬の中の一つにもたらざるめるを、必ス其中にて、其神と定めむとするは、八百萬の神の御名は、神代紀に、こと〴〵く出たりと思ふにや、古書に御

名の出さる神の多かることを、思ひわきまへざるは、いかにぞや、されば もとより某神といふ、古きつたへのなきを、しひて後に考へて、あらぬ神に定めたるは、中々のひがこと也、もしその社ノ号によりて定めむとせば、たとへば伊勢の大神宮は、五十鈴ノ宮と申せば、祭る神は五十鈴姫ノ命にて、鈴の神、外宮は、わたらひの宮と申せば、綿津見ノ命にて、海神也とせんか、近き世に、物しり人の考へて定むるは、大かた社ノ号に似たるものにて、いとうきたることのみなれば、すべて信がたし、しられぬをしひてもとめて、あらぬ神とたどるよりは、たゞその社ノ号を、神の御名としてあらんこそ、古の意なるべきを、社ノ号のみにては、こらへごころなきがと思ふは、近き世の俗心にこそあれ、今の世とても、よに廣くひならへる社号は、それをやがて神の御名と心得居て、八幡宮春日明神稲荷明神などいへば、かならずしもその神は、いかなる神ぞとまでは、たづねず、たゞ八幡春日いなりにてあるにあらずや、もろ／＼のやしろも、皆同じことにて、社ノ号すなはち其神の御名なるものをや、

おのが仕奉る神を尊き神になさまほしくする事

中昔よりして、神主祝部のともがら、己が仕奉る社の神を、あるが中にも尊き神にせまほしく思ひては、古き傳へのある御名をば、隠して、あるは國常立ノ尊をまつれり、天照大神を祭れり、神武天皇をまつれりなどいひて、例の神秘のおほいげに、偽つかはしく作りなして僞るたぐひ、世に多し、おのれ尊き神につかふる者にならむとて、その仕奉る神を、わたくしに心にまかせて、いつはり奉るは、いともかしこき、みだりごとならずや、

皇孫天孫と申す御号

邇々藝ノ命より始め奉りて、御代／＼の天皇を、皇御孫ノ命とも、天皇御子とも申すを、書紀の神代ノ巻に、皇孫又天孫と書れたるは、さらに古言にあらず、皇孫とは、皇御孫ノ命と申す御号を、例の漢文ざまに、つゞめられたる也、他の古書どもに

はみな、皇御孫ノ命と見えて、續紀の詔に、皇をはぶきて、御孫ノ命とはよみたることあれども、命をはぶきて申せることは見えず、まして天孫と申せることは、古き文には、すべて見えず、天孫とは、天神御子と申すを、つくりかへられたる文字と見えたり、然るを世の人、ひたぶるに漢文ざまのうるはしき方を好むならひとなりては、此皇孫天孫と申す御号をいふひろまりて、かへりて皇御孫ノ命天ツ神ノ御子と申す、いにしへのまことのうるはしき御号はかくれたるが如し、皇孫はすめみま、天孫はあめみまと訓たれども、文字になづまで、皇孫をば、すめみまのみことゝよみ奉るべく、天孫をば、あまつかみのみことゝよみ奉りて古ヘのまことの御号を、ひろくせまほしきわざ也、あめみまといふは、殊につたなく、よしなき訓なるをや、

たゝう紙

園大暦に、徳大寺ノ前ノ内大臣より、公賢ノ大臣に、くさぐの事共問たまへる、條々の中に、一帖紙は、不レ及ニ沙汰ニ之由、蒙リ仰候し、只朝夕用候、白候やらん、若シ薄なども散ばみたる物にや候べき、現在鼻垂候はゞ、可キ取出ツ之間、可レ有レ之様、大切候歟、公卿已後も、薄様ノ帖紙持たる事も、よそには見及候し、是は若シ夏の事候やらん、紅の帖紙、古物をば持て候とあり、帖紙は、今ノ世ふところにもつ、はな紙の事也、

直綴といふ衣

今の世に、直綴といふ法衣あり、同書延文二年四月のところに、此名見えたり、又同四年四月十五日、公賢ノ大臣のかしらおろし給ふ所にも、脱ニ直衣ヲ、次着ニ法衣ヲ、墨染ノ大直綴也、其色濃シと見ゆ、

百箇日

同書に、延文三年八月九日、天晴、傳聞、贈左府百箇日ノ佛事、今日於テ等持寺ニ修レ之云々とあり、贈左府は尊氏ノ卿也、

後架

同書に、同年九月四日の所に小倉殿御事云々、昨日酉剋自二後架一【謂二小便所一】還御之後絶入云々とあり、今の世に、厠をこうかといふと有り、この後架なるべし、

仁木頼景法師がみまかれる時の事

同書に、同四年十月十二日、傳聞、仁木左京大夫頼景法師、今朝卒去云々、十三日云々、氣止云々、十九日、今日、新院有二御樂事一云々、云々、頼景法師卒去之間、不レ取敢レ如二音樂一無益之旨、有二沙汰一、禁裏も今日已後明日、可レ有二御沙汰一、云々武家國分之重人也、御沙汰可レ然歟、仙洞不レ及二其沙汰一歟、但又強不レ可レ爲レ難歟とあり、此これは、武家の執權といひし人の卒去のをりも、かゝる御さだの有けるなりけり、

手代

同書に、法眼僧正云々、以二手代玄圓法印一可レ令二勤修一云々とあり、手代といふと、ほうしにもいひしにこそ、

みだれ世のあさましかりし事

同書に、文和四年二月十一日、天晴、今日、吉田神主兼豊、進二状於女中一之次、當社追捕事申レ之、凡言語道斷事歟、この程は、道もあまりに／＼らうぜきに候、又齋場をも見すてがたくて、参り候はず、去三日、山のくんぜい社頭へ亂入し候て、まさかいにて、四所の御殿をうちやぶり候て、御殿御寶を追捕し、又御かまいしいしまで、追捕しつる程に、こともかくも申し候はで、火にも水にも入たきまでに、なげき存候よし田の御なかも、今うとみ御座わたらせおはしまして、事のやう、いかゝとかく御らんじつめられ候御事にて候へ、とても今は、物さへ御沙汰候まじく候、あまりに心もとなく覺えさせおはしまして候、こまかにきこしめし事りゝふし、御いらう給ひ候、あなかしこ、これ兼豊の状也、山のくんぜいとは、

此程ひえの山にあつまりゐたる軍勢をいへり、たふとき御社を、さばかりそこなひ奉りけむ、其世のものゝふどもの、さたぶる心は、いかなる禍つ日の心なりけん、あさましなどもよのつね也、又同じ書に同年七月廿六日、後聞、今夜竊盜率人勢、亂入禁中女房勾當内侍、幷禁中傍領官相典侍已下局、悉追捕、臺盤所遣戸等、雖打破、不入御所、退散云々、末代之儀、悲哉、また、延文元年十月一日、今曉卯剋、梁上輩推參禁中、其勢數十許輩、及種々狼藉、また、同年十一月一日、後聞、梁上輩亂入博陸第、近日不撰貴賤如此、と見えたり、かへすがへすあさまし、梁上輩とは、から國に何とかやいひし人の、梁上ノ君子といへりしとのあるをとりていへるにて、ぬす人のことなり、

綾小路中將敦有朝臣の事

同書に、觀應三年十月十九日、入夜、綾小路中將敦有朝臣來、計略術盡之間、近日下向濃州所領云々、諸人此式、不便事歟と見ゆ、はやく此ほどよりして、天の下のみだれにて、かゝる人々も、かく京のすまひなりがたかりしが有しなり、これは應仁の亂より、百十餘年あなたの事也、足利氏の世は、大かたはじめのほどよりぞ、かく有し、

人々御中

同書に、書狀のおくに、進上二條殿人々御中などあり、又あて名はなくて、たゞ人々御中とのみあるもあり、

人をあがめて樣といふ事

人をたふとみて、樣といふこと、四百四五十年ばかりもあなたのふみどもより始まりて、をりをり見えたり、上樣、前朝樣、禁裏樣、御所樣、公方樣、宮ノ御方樣、德大寺樣、女中樣など見え、書狀のあて名にも、御つぼね殿などもあり、又鹿苑院殿樣、室町殿樣など、殿樣と重ねていへる事も見えたり、

皇親の祿物の先ッ賤價に賣ル事

延暦十八年三月五日ノ太政官符にいはく、應禁皇親之蘇、乞賣賤價事、右檢案內、太政官去延暦十六年四月廿四日、下諸國符偁、自今以後、公私擧錢、宜限一年、收半倍利、雖積年紀、不得過責者、今右大臣宣奉勅、如聞、王親戚募多蘇、先受少價、或設重質、貸乞賤物、苟貪目前、不顧後弊、報償之日、既過倍、因茲、所司豪民、競求利潤、好屬負債、賤蘇之日、灌訴繁多、自今以後、賣買蘇物、不得過於半倍之利、如有違犯、依法科處と見えて、類聚三代格にのれり、いにしへより、かゝることも有し也、今ノ世に、なべて物する、まかなひしおくりなどいふわざ、これに似たる事也、猶今は、天の下に、かゝるたぐひの事おほし、

神わざのおとろへのなげかはしき事

よろづよりも、世ノ中に願はしきは、いかでもろ／＼の神ノ社のおとろへを、もて直し、もろ／＼の神わざを、おこさまほしくこそ、今の世の神ノ社神事のさまは、おほかた中ごろのみだれ世に、いたくおとろへすたれたるまゝなるを、今の世ノ人は、たゞ今のさまをのみ見て、いにしへよりかゝるものとぞ思ひたゞめる、まれ／＼昔をよむ人なども、たゞからぶみをのみむねとはよみて、其心もて、よろづをさだして、皇國のふるきふみどもをば、をさ／＼よむ人もなければ、古の朝廷には、神社神事を、むねと重くし給ひしことをはしらず、又まれにはしれる人もあれども、なほ今の世のならひにまぎれては、いにしへを思ひくらべて、これを深く歎く人のなきこそ、いと悲しけれ、

よの人の神社は物さびたるをたふとしとする事

今の世の人、神の御社は、さびしく物さびたるを、たふとしとおもふは、いにしへ神社の盛なりし世のさまをば、しらずして、たゞ今のよに、大かたふるく衰へて、あれたるを見なれて、ふるく尊き神社は、もとよりかくある物と、心得たるからのひがことなり、

和泉ノ國大鳥ノ神社

和泉志といふふみに、かの國の大鳥ノ神社ノ御事を、しるせるを見るに、慶長中罹ニ兵火ニ、元祿中、僧快圓興ニ建神鳳寺ヲ於域内ニ寺隅僅ニ存ス小祠ヲ、としるせるを見て、涙もこぼるばかり、かなしくぞおぼゆる、此御社は、神名帳に、大鳥ノ郡大鳥ノ神社、名神、大、月次新嘗と見え、高き御位をも授ケ奉リ給へる御社にましますものを、その域(トコロ)をしも、佛ごころにしなしたる、まがつひのしわざは、せんすべもなきものなりけり、さて御社は、そのかた隅に、わづかにのこりてましますらんほどよ、詣(マウデ)ては見奉らねど、思ひやり奉るだに、かなしきを、かなしと見奉る人のなきは、いかにぞや、大かた國々にかゝるたぐひ多かるべきを、今はたま〳〵、これをかのふみに見あたりたるまゝに、あまりのなげかはしさにえたへで、かくはおどろかしおくなり、あはれかゝる事に、心ざしあらむ人もがな、

唐の國人あだし國あることをしらざりし事

もろこしの國のいにしへの人、すべて他國(アダシクニ)あることをしらず、おほかた國を治め、身をゝさむる道よりはじめて、萬の事、みな其國のいにしへの聖人といひし物の、はじめたるごとく心得て、天地の間に、國はたゞわれひとり尊(タフト)しと、よろづにほこりならひたり、然るをやゝ後に、天竺といふ國より、佛法といふ物わたり來ては、いさゝかあだし國のあることをも、しれるさま也、かくて近き世にいたりては、かの天竺よりも、はるかに西のかたなる國々の事も、やう〳〵しられて、おほかた今は、天地の間の、萬の國の事、をさ〳〵しられざるはなきを、そのはるかの西の國々にも、もろこしにあるかぎりの事は、皆むかしより有て、もろこしにはなき物も多くあり、もろこしよりはるかにまされる事も有リ、その國々は、みな近き世まで、もろこしと通ひはなかりしかども、本よりしか何事も、たらひてあるぞかし、そも〳〵もろこしの古へは、ただその近きほとりなる、胡國などいふ國の事のみを、わづかによくはしりて、其外は、さしも遠からぬ國々の事も、こまか

にはしらず、おほく／＼しくて、すべて他國の事いへるは、みだりごとのみ也、かくてそのよくしれる朝鮮などは、いたづらに賤きのみにして、いといやしくわろき國なるを、つねに見しり聞しりては、他國はいづれも皆、かゝる物とのみ思へりしから、何事もたゞたふときは唐ひとりと、みだりにほこれる也、いにしへあだし國の事を、ひろくしらざりしほどこそ、さもあらめ、近き世になりて、遠き國々の事も、みなよくしられても、猶古へよりのくせを、あらたむることなく、今に同じさまに、ほこりをるなるを、皇國にても、學問をもする人は、今は萬ヅの國々のことをも、大かた知べきに、なほむかしよりの癖にて、もろこし人のみだりごとを信じて、ひたぶるにかの國を尊みて、何事もみな、かの國より始まれるやうに思ひ、かの國より外に、國はなきごと心得居るは、いかなるまどひぞや、

おらんだといふ國のまなび

ちかきとしごろ、於蘭陀といふ國の學問をする事、はじまりて、江戸などに、そのともがら、かれこれとあなり、ある人、もはらそのまなびをすなるが、いひけるおもむきをきくに、於蘭陀は、其國人、物かへに、遠き國々を、あまねくわたりありく國なれば、其國の學問をすれば、遠き國々のやうを、よくしる故に、漢學者の、かの國にのみなづめるくせの、あしきをもしらるゝ也、あめつちのあひだ、いづれの國も、おの／＼其國なれば、必ズ一ッむきにかたよりなづむべきにあらず、さやうにおもむけいふあり、そはかのもろこしにのみなづめるよりは、まさりて一かたよりすることゝは聞ゆれども、なほ皇國の、萬の國にすぐれて、尊きことをば、しらざるにや、萬の國の事をしらば、皇國のすぐれたるほどは、おのづからしるべきものを、なほ皇國を尊むことをしらざるに、かのなづめるをわろしとするから、たゞたふとまぬをことゝして、又それになづめるにこそあらめ、おのれなどのにはあらぬ、よのつねの學者にも、今は此たぐひも有也、

もろこしにもさること

もろこしのまなびする人、かの國になき事の、御國にあるをば、文旨なる事と、おとしむるを、もろこしにもあると、だにいへば、さてゆるすは、いかにぞや、もろこしには、すべて文旨なる事は、なき物とやこゝろえたるらむ、かの國の學ひするともがらは、よろづにかしこげに、物はいへども、かゝるおろかなることも有けり、

新猿樂記諸國の土產

藤原明衡の新猿樂記にいはく、集諸國土產貯甚豐也、所謂阿波絹、越前綿、美濃八丈、【又柿、】常陸綾、紀伊國縑、甲斐斑布、石見紬、但馬紙、淡路墨、和泉櫛、播磨針、備中刀、伊豫手筥、【又砥、又鯖、又簾、】出雲莚、讃岐圓座、上總鞦、武藏鐙、能登釜、河内鍋、【又味噌、】安藝榑、備後鐵、長門牛、陸奧駒、【又檀紙、又漆、】信濃梨子、【又木賊、】丹波栗、尾張杷、近江鮒、【又餅、】若狹椎子、【又餅、】越後鮭、【又漆、】備前海糠、周防鯖、伊勢鯯、隱岐鮑、山城茄子、大和瓜、丹後和布、飛驒餅、鎮西米等、と見えたり、

大德寺住持綸旨

甘露寺元長卿記に、永正五年二月廿七日、大德寺侍者僧來、神事之間、於門外渡綸旨、爲禮百疋持來、如例、來月十六日入院、云々、被綸言偁、大德寺住持職事、所有勅請也、殊專佛法興隆、可奉祈寶祚長久者、依天氣執達如件、永正五年二月廿一日、左少辨伊長、東海上人禪室とあり後柏原天皇の御世の事也、

手拍ッ數の事

大神宮儀式帳に、八度拜奉、同書に、四段拜奉、短手二段拍、一段拜、又更四段拜奉、短手二段拍、一段拜奉畢、【此内に、二ッの一段拜は、たゞ敬のあまりに、屈伏するにて、拜の數にはあらず、拜の數は、四段と四段と也、】同書に、四度拜奉、手四段拍、又後四度拜奉、手四段拍畢、退、【手の數、これは四ッ拍ッを一段として、四段は、十六うつなり、】

同書に、四段拜奉、八開手拍テ、短手一段拍、拜奉、又更ニ四段拜奉、八開手拍テ、短手一段拍、即一段拜奉、【八開手と云は、八ッうつ也、】大神宮式に、再拜兩段、短拍ツ手兩段、膝退、再拜兩段、短拍手兩段、一拜訖退出、また同書に、再拜、拍二八開手一、次拍二短手一、再拜、如レ此兩遍、云々、大嘗會式に、拍手四度、度別八遍、神語所謂八開手是也、【合せて三十二うつなり、】中右記に、拜八度、先四度、次拍手、次四度、又手打、是名二兩段再拜一、【これは他說とことなり、】江次第抄に、兩段再拜者、兩段之間、有二小揖一、同抄祈年祭ノ條に、上卿拍レ手作法、不レ令レ有レ聲、手のさきを合せ、やをらやをら打合す也、同抄、大原野祭、園使以下皆六拜、こもあれば、六度拜もあることにや、正應六年七月十六日、公卿勅使ノ記に、勅使、宸筆宣命奉レ取副テ、御拜四箇度、拍手兩段、又御拜四箇度、拍手兩端、但後兩端手、被レ畧レ之、嘉曆三年九月十日、公卿勅使ノ記にも、勅使、宸筆宣命を笏に取副て、御拜四箇度、拍手兩端、又御拜四箇度、拍手兩段と見ゆ、元文三年大嘗會使ノ記に、大忌ノ公卿、座中、散位に着、拍手、常のかしは手二、三つゝうつばかり也、此時の拍手は、四度ツヽ八度、一人の拍手の數、三十二也、やひらでと云、といへり、當宮にて、今の世の拜は、大神宮年中行事にある下行二也、其拜のさま、拜八度、手兩端とあり、【此兩端は、四ッを一段とし、それを二度にて、合せて八ッ也、その八ッを、四度拜の後每に拍て、合せて十六也、今も、四度拜し、手八ッ打て、膝退して、又四度拜、手八ッ打、後手拍也】四ッを一段とすると、八ッを一段とするとの異あり、と荒木田ノ經雅ノ神主の、儀式帳ノ解にいへり、末の剖書に、數のたがひあるは、問ひたゞして、又しるすべし、

道風朝臣拍手の事

江談抄云、天曆御時、小野道風與二江朝綱一、書手相論之時、兩人論曰、給二主上御判一、可レ決二勝劣一云々、仍申二請御判一之處、主上被レ仰云、朝綱書、劣二於道風一事、譬如二道風劣二朝綱之才一云々、

美材草神

同書云、小野美材、内裡文集御屏風書了、奥書、大原居易古詩聖、小野美材今草聖云、

伊勢ノ大御神の佛をきらひ玉ふ事

台記に、天養二年三月七日、左馬權頭顯定來云、左大將【雅定】伊勢勅使、精進之間、雖渡他所、衣裳雜具等、猶在中院第、仍佛經等、不置家中、而間中院寢殿、有煙、【作煙見屋上、隣里驚】存放火由、驚放天井見之、有繪像佛五躰、色旗等、出件物於門外之後、煙散盡、

文倉

同記に、同年四月二日【丁丑、】自正月所始造之文倉造了、今日置文書、依吉時用午刻、【憲業勘申日時、】余着冠直衣、取春秋緯櫃、先入置陽棚、【東棚五重、謂之陽、】藏人式部丞藤成佐、着束帶、取易詩等緯、及河漢書櫃、復入置陰棚、【西棚六重、謂之陰、】泰親申云、作文倉、始入河洛書之由、先達所傳也、余從用之、文倉制、高一丈一尺、【北外礎高一尺、】東西二丈三間、南北一丈二尺一間、南北有戸、四方皆構之以板、其上塗石灰、其戸塗蠣粉、爲不令剝落也、葺以瓦、去倉六尺、築芝垣、廣七尺、高一丈三尺、坤角、有出道之道、乾角決地令通水、芝垣外掘溝、深三尺、廣一尺、其外栽廻竹、其外有尋常築垣、【西北家外郭、東南別爲倉郭、】巽角【南面】有戸、云云、其書有四部、金經、史書、雜說、本朝、

崇德上皇賴長公に代らせ給ひて御哥よみて給へる事

同記云、久安三年三月廿七日、有禪閤七十賀禮、云々、依和歌不堪、密申新院、【不恥上古】今曉下給一首、キミガヨハサシテモイハジミカサヤマアメノシタニモマサムカギリハ、キミガヘムイマユク朩ヘノトヲケレバケフノマトホヅツ

キセザルベキ、手詔云、和歌事、雖心中廻愚案、無顯之祝心、凡力不及上古之躰、又再傳思給也、仍度々令申此旨了、然而雖何事、纔存力及程事者、可承之由、存思給之故、如形一首書寛之、先人昔歌讀之程の上手、別事也、次又和歌之躰散々、雖披露之恥、而令進覧之條、偏表懇志、長忘恥辱也、爲御覧之許也、聞召者努々不可令用給也、穴賢々々、早可被破却也、此歌は、字病にやゝ觸事候歟、然而讀歌候也、とあり、これは忠實公七十の賀に、賴長公歎不堪にて、崇德天皇の新院にておはしましけるに、請申給へるに、よみて給へる時の手詔也、

不知圖繪佛之躰、全敬神之思云々の詔

同記に、同四年九月十七日、今日昨日若宮祭、仍不取念珠、不得私入堂、自京師奉幣、云々、及晩參詣、詔余曰、汝有神事、不可拜乎、對曰、其前何以私寫圖繪佛耶、復詔曰、所奏合禮之宜、然而今非其所、行正禮之儀、不知圖繪佛之躰、全敬神之思矣、余從詔旨、と見えたり、詔は鳥羽法皇の詔也、こは法皇天王寺に御幸ありて、彼ノ寺におはしましける時、賴長公も御供にて、さぶらひ玉へるほどの事也、さる佛事の御をりしも、さすがに神わすれを、いむとなくおぼしめしたるみこゝろの、たふとくおぼえ奉るまゝに、しるしつ、

陸奧國五箇莊年貢の事

同記云、仁平三年七月十四日、去々年、遣雜人長勢延貞爲使、下向奧州、先年可增奧州高鞍庄年貢之由、語附基衡、基衡【金五十兩、布千段、馬三疋、】基衡不肯增之、久安四年、語附基衡五个庄、基衡云、余、同五年、以雅世基衡先例爲、仍件高鞍、可增金五十兩、布千段、馬三疋、【本數、金十兩、布二百段、馬二疋、】大曾禰、布七百段、馬二疋、【本數、布二百段、馬二疋、】本良、金五十兩、布二百段、馬四疋、【本數、金十兩、馬二疋、】屋代、金五兩、馬二疋、】屋代、布二百段、漆二斗、馬三疋、【本數、布百段、漆一斗、馬二疋、】遊佐、金十兩、鷲羽十尻、馬一疋、【本

數、金五兩、鷲羽三尻、馬一疋、】甚衡不穏、因茲惟特、不能貢之、宿員上啓、重過延貢貢之、去年甚衡申曰、不得增所仰之數、可增進高鞍、金十兩、細布十段、布三百段、御馬三疋、大曾禰、布二百段、水豹皮五枚、御馬二疋、遊佐、金十兩、鷲羽五尻、御馬一疋、屋代、布百五十段、漆一斗五升、御馬三疋、本良、金二十兩、布五十段、御馬三疋者、仰曰、三个所、【本良遊佐屋代、】所申非無其理、依請、至于高鞍大曾禰兩庄者、田多地廣、所增不幾、背減本數、可進高鞍、馬三疋、金二十五兩、布五百段、大曾禰、馬二疋、布三百段也、今日任此數、延貢持來三个年年貢、【久安六仁平元年二□】年來貢本數、然而返却不受、今年相合三个年貢受之、着年貢事、成降朝臣【高鞍預】俊通【本良預所】勸進也、

新年祭の猪の事

同記に、仁平元年二月四日、右少辨資長申云、新年祭猪、近江國未進者、云々、九日、庚戌、近江目代俊弘申云、郡司申云、祭前十餘日、狩猪不得之、連日狩獵、于今無得、先例如此之時、用代物、先郎見北山抄四、承平四年六月次祭、馬代進調布、【八端】任彼例、可以調布八端、爲猪代之由仰了、且同趣仰史と見ゆ、新年祭の猪とは、御年ノ神に、白猪を進らるゝ事也、古書共に見えたり、

女御多子名字のさだ

同別記、久安四年、頼長公の養女、入内によりて、名字を撰ばるゝ、こゝろにいはく、御名字勘文拜見、返上之、愚案之所及、多子候歟、名字多、可用平聲云々、又親王幷婦人名、訓未幢之字不用云々是出□□公御前、不可讀聲、可讀訓之故云々、而近代、皆訓不幢字等見候、如何、就中多字、万佐留云訓候歟、彌神妙覺候、子細只今參入可令言上候之狀、如件、八月七日、大外記中原師安とあり、名字とは、たゞ名のこと也、

天皇御元服の時のこゝぶき

同別記、久安六年正月四日、近衞天皇御元服の儀式の中にいはく、東進當御前北面、留立壁代外畔、磬折奏祝詞、御酒催厚ク、御肴惟旨、赤□花下敬祭賜、諸神達悦□給比、遺味嘗賜、御躰平介久御坐テ、天地ヲ休事ナ、日月共受保賜、手長ノ御世ヲ、遠御世ニ、貴戴御坐ト申、また御冠を加へ奉るところにいはく、當御前進、留立壁代外畔、【不揖、】磬折奏祝詞、其詞云、掛畏天皇朝廷、今月吉日、御冠加賜、盛尊大御貞人ト成賜ヒ、天神地祇相悦ヒ、護幸奉賜比、御壽長久、寶位無動、御坐ト申、と見えたり、此こゝの祝詞、文いとつたなし、はじめなるは、こゝに拙し、今假字つけも何も、本のまゝにしるせるを、かなづけなど、後に寫し誤れりと見ゆる所々もあれど、もとよりいとつたなきさま也、古言のかたちの、ほの〴〵まじれるは、ふるきかたの有しを、つぎ〳〵にくづれて、かくつたなくはなれるなるべし、このごろはやく、古語はむげにすたれはてゝ、しれる人もなかりしと見えたり、おくなるは、こゝもなけれど、天皇の御事を、天皇朝廷とあるは、いみしき誤也、古語に天皇朝廷とは、朝廷をこそ申せれ、天皇を然申せることなし、こは中昔より、天皇をも、みかどゝ申すから、古語を見て、心得誤れる也、さて寶位と申すも、中昔よりのことなれば、祝詞宣命には、つねのことなれど、古言にはあらず、漢言也、こはついでにいふ也、すべて後の世のは、祝詞も宣命も、古言をしらざるから、漢語のみにぞなりもてきにける、

頼長公の印の事

同記に、[illegible]文章得業生時[illegible]、賜印子ヲ、是頼ノ古文也、用ル名ノ上ノ字ヲ也、云々、印、【以銅鑄之】方一寸九分、高一寸八分、鈕、【以銅鑄之、其形如小桶】身、【口徑三寸七分、指牙下同之、】深一寸七分、蓋【口徑同身、深二分、】

物かくに心すべき事

哥など、又さらぬとも、物かくに心得べきことどもあり、あれば、ゆけば、きけば、さけば、ちれば、などいふたぐひの言を、たれも、有ば、行ば、聞ば、咲ば、散ば、と書く事なれども、しか書ては、あるばこそ、あらばこそまれ、其外もそのやうにて、まぎるゝ故に、語の意しらぬ人は、よみ誤りて、寫すとては、ゆけばなるを、ゆくばとも、ゆかばとも、假字にもかきなす事有り、されはかくたがひによみまがふべき言は、みな假字にかくべきわざ也、又霞契などを、用言に、かすみけり、かすむ月、ちぎらぬ、ちぎる言の葉、などやうにいふを、霞けり、霞月、契ぬ、契言の葉、などかくはわろし、用言にいふ時は、霞みけり、霞む月、契らぬ、契る言の葉、などやうに、はたらくもじをそへて書くべし、すべてかゝる體と用とにつかふ詞は、用の時は、はたらくもじを添てかゝざれば、まぎるゝこと有也、はたらくもじとは、霞まん、霞み、霞む、霞めの、まみむめのたぐひ也、又もみぢばといふに、たゞ紅葉とのみ書ては、もみぢとのみいふと、まぎるゝ故に、つねに紅葉とかく事なれども、こはいと有まじき書ざま也、もみぢ葉と書べき也、葉をば眞字(マナ)に書べし、これをもともに假字に書ては、てにをはのはにまぎるれば也、又かくれがすみかなどのかに、家ノ字をかくは、ひがこと也、これらのかは、處の意にて、家といふことにはあらず、されど處と書べきにはたあらざれば、たゞ假字にかくぞよき、又隱(カクレ)が住(スミ)かなど、上を眞字、下を假字に書たるは、こちなく見ゆ、此たぐひみな同じ、さびしに淋ノ字、いかにぞやおぼゆ、ながめに詠ノ字もいかが、詠は、聲を長むることにこそあれ、物を見るながめには、よしなし、さて又つねにめなれぬもじをつかふ事、すべてわろし、すべて上ノ件のたぐひの事ども、猶いとおほかるを、今はたゞ思ひ出るまゝに、一ッ二ッいへるのみ也、なずらへて心得べし、そも〳〵いにしへ人は、必ずしもこまかには物せず、物かきたるも、おほらかにて、文字なども、心にまかせて書たれば、今もたゞいかに書てもありぬべし、さまでこちたくことをわけむは、くだ〳〵しき後の世心にこそあらめ、と思ふ人有べし、すべて古へをこのみて、よろづに心たかゝらむとかまふる人は、かゝる事いふをば、心ひきくつたなきわざ

こゝろごくべかめれど、それさしもあらじ、いにしへは、かたへの人も、皆心明らかなりしかば、いかに書でも、よみたがふることなかりしかばこそあれ、今の世は、みづからこそこゝろえたらめ、かたへの人は、心得たらねば、ともすれば、よみたがへ、寫しひがむるたぐひのみ多かれば、いかにもものかくには、心すべきわざぞと、おのれは思ひとりてぞある、されば おのがくせにて、つねに物かくに、よみたがへやせん、うつしひがめやせんとのみ、こゝろするほどに、もとよりいそぎ〳〵つたなき手をいとゞしどかみて、かたはにはある也、又古言などは、殊に人のよみたがへ、誤んことをを、いかであやまらず、正しくよましめんとするほどに、さらでもあるべき所にも、度ごとに假字つけしなどして、心高き人には、わらはゞしきを、みづからもかつはしりながら、しみつきたるくせは、よにはなれがたきわざになん、

さみせんといふ物の哥

あるじの、今の世にあまねくもてあそぶなる、さみせんといふ琴をかきたる歌に、哥ごゑでかけことひける、そはいとやうのたはれたる物にて、いにしへこのむこともからなどは、いやしむるすぢのものなれば、いかにぞやかたはらいたくおぼえけれど、きゝいなみがたき人のいふことなりければ、いかゞはせむに、よみて書けるうた、

きかせばやいにしへ人にこのそのみつのしらべをこゝろひくやと、例の人にはわらはれむを、かつはおこたりがてら、これにさへ物しつ、ついでに、これも人のこひける、猿のこのみをもたるかたかきたるに、

うまけれどくはぬぞくふにまさるべきこのみてくへばゝらふくれけり、

石見の濱なる高嶋

石見國の濱田の海中に、高嶋といふ嶋あり、濱田より五里也といへど、七八里ばかり有とぞ、此しまのめぐり五里ありて、四方のめぐりは、いづこも〳〵みな、いみしく高き岸にて、岸なる海深く、船よせがたし、もし船はつれば、岩のうへに、

哥など、又さらぬことも、物かくに心得べきことゞもあり、あれば、ゆけば、きけば、さけば、ちれば、などいふたぐひの言を、たれも、有ば、行ば、聞ば、咲ば、散ば、と書く事なれども、しか書ては、あればとも、あらばともまぎれ、其外もそのでうにて、まぎるゝ故に、詞の意しらぬ人は、よみ誤りて、寫すことは、ゆけばなどを、ゆくばとも、ゆかばとも、假字にもかきなす事有、されば、かくたがひによみまがふべき言は、みな假字にかくべきわざ也、又霞契などを、用言に、かすみけり、かすむ月、ちぎらぬ、ちぎる言の葉、などやうにいふを、霞けり、霞月、契ぬ、契言の葉、などかくは、わろし、用言にいふ時は、霞みけり、霞む月、契らぬ、契る言の葉、などやうに、はたらくもじをそへて書べし、すべてかく體と用とにつかふ詞は、用の時は、はたらくもじを添てかゝざれば、まぎるゝこと有也、はたらくもじとは、霞まん、霞み、霞む、霞めの、まみむめのたぐひ也、又もみぢばといふに、たゞ紅葉とのみ書ては、もみぢとのみいふと、まぎるゝ故に、つねに紅葉とかく事なれども、こはいと有まじき書ざま也、もみぢ葉と書べき也、葉をば眞字に書べし、これをもとより假字に書ては、てにをはのはにまぎるれば也、又かくれがすみかなどのかに、家ノ字をかくは、ひがこと也、これらのかは、處の意にて、家といふことにはあらず、されど處と書べきにはたあらざれば、たゞ假字にかくぞよき、又隱が住かなど、上を眞字、下を假字に書たるは、こちなく見ゆ、此たぐひみな同じ、さびしに淋ノ字、いかにぞやおぼゆ、ながめに詠ノ字もいかが、詠は、聲を長むることにこそあれ、物を見るながめには、よしなし、さて又つねにめなれぬもじをつかふ事、すべてわろし、すべて上ノ件のたぐひの事ども、猶いとおほかるを、今はたゞ思ひ出るまゝに、一ッ二ッいへるのみ也、なずらへて心得べし、そも／＼いにしへ人は、必ずしもこまかには物せず、物かきたるも、おほらかにて、文字なども、心にまかせて書たれば、今もたゞいかに書てもありぬべし、さまでこちたくことをわけむは、くだ／＼しき後の世心にこそあらめ、と思ふ人有べし、すべて古へをこのみて、よろづに心たかゝらむとかまふる人は、かゝる事いふをば、心ひきくつたなきわざ

こ、もごくべかめれど、それさしもあらじ、いにしへは、かたへの人も、皆心明らかなりしかば、いかに書ても、よみたがふることかゝしかばこそあれ、今の世は、みづからこそこゝろえたらめ、かたへの人は、心得たらねば、こらすれば、よみたがへ、写しひがむるたぐひのみ多かれば、いかにもものかくには、心すべきわざぞと、おのれは思ひとりてぞある、さればおのがくせにて、つねに物かくに、よみたがへやせん、うつしひがめやせんとのみ、こゝろするほどに、もとよりいさゝかつたなき手をいさゞしとかみて、かたはにはある也、又古言などは、殊に人のよみたがへ、誤ること多きを、いかであやまらず、正しくよまれんとするほどに、さらでもあるべき所にも、度ごとに假字つけしるさとして、心高き人には、わらはるゝを、みづからもかつはしりながら、しみつきたるくせは、よにはなれがたきわざになん、

さみせんといふ物の事

ある人の、今の世にあまねくもてあそぶなる、さみせんといふ琴をかきたる画に、哥よみてかけとこひける、そはいまやうのたはれたる物にて、いにしへこのむともがらなどは、いやしむるすぢのものなれば、いかにぞやかたはらいたくおぼえけれど、さもいなみがたき人のいふことなりければ、いかゞはせむに、よみて書けるうた、

きかせばやいにしへ人に三のをのみつのしらべをこゝろひくやと、例の人にはわらはれむを、かつはおこたりがてら、これにさへ物しつ、ついでに、これも人のこひける、猿のこのみをもたるかたかきたるに、

うまけれどくはぬぞくふにまさるべきこのみてくへばゝらふくれけり、

石見の海なる高嶋

石見國の濱田の海中に、高嶋といふ嶋あり、濱田より五里也といへど、七八里ばかり有とぞ、此しまのめぐり五里ありて、四方のめぐりは、いづこも〳〵みな、いみしく高き岩にて、岸なる海深く、船よせがたし、もし船はつれば、岩のうへに、

大きなる材をたてゝ、大綱もて、そのふねをつりあげおく也、然せざれば、浪風に岩にふれて、損くだくるよしなり、此嶋山林木竹多し、畠のみ有て、田はなし、人の家は、たゞ七戸ありしが、今は十戸に分れたりとぞ、兄弟をあはひなどとしつぎて、一戸に二夫婦四夫婦などもすめりとぞ、かくて此嶋には、鼠のいと／＼多く有て、物をくひそこなひ、人をもくふこと、よのつねならず、一とせ濱田より人をつかはして、からせられけれども、かりえず、力およびがたかりしとぞ、いとあやしきこと也、さてこのしまの人、男も女も髪あかく、いと賤しげなるさま也、米もなく、牛馬なども無し、みつぎ物には、たゞ鰤を濱田へ奉る、はまだに、此嶋の事しるつかさ人も、代官とて有とぞ、さて此島に、祇園宮といひて、氏神とする社有、いかなる神を祭るにか、さだかならず、其祭にとなふる詞あり、その詞、ひろたけの、楠の木は、かれてもにほひ、かうばしや、おやごりあれや、此宿の、とのみはないそざあきれそ、かく唱へて、楠の木を祭ること也、かの國人小篠ノ御野が物がたり也、

朝鮮の人のことば

同じ人のかたりけるは、今朝鮮の國人の語、いやしき者は、訓と字音とをつらねていひ、よろしき者は、字音にていふ、たとへばいやしきものは、刀をはんごう、火をふるはあといふ、はんは刀の訓、ごうは其字音也、ふるは火の訓、はあは其字音也、それをよろしき者は、刀をとう、火をはあといふ、よろづの言、みな此でう也とかたりき、此人は、いにし天明二年に、かの國人の、石見ノ國にたゞよひきたりけるに、しば／＼逢て、語る言を聞る也といへり、訓といふは、かの國の言、字音は、漢字のかの國の音也、

ある人の言

櫻の花ざかりに、哥よむ友だち、これかれかいつらねて、そこかしこ、見ありきける、かへるさに、見し花どもの事、か

たりつゝ來るに、ひとりがいふやう、まろは、哥よまむと、思ひめぐらしける程に、けふの花は、いかに有けむ、こまやかにも見ずなりぬといへるは、をこがましきやうなれど、まことはたれもさもあることゝ、をかしくぞ聞し、

さはぼくり

土佐國にては、澤木履(サハボクリ)といふ物有て、深き田におりたつには、おちいるまじきために、はく也と、かの國人かたりき、

土佐國に火葬なし

土佐國には、火葬といふわざなし、さる故に、かの國人は、他國の、火葬にすることをかたれば、あやしきわざに思へりとぞ、これもかの國人のかたりけるに、こは近き世のさだめかとゝひしに、いにしへより然りとぞいへる

やいこう

文覺法師が、正治二年に、鎌倉の將軍賴家朝臣に、返り事におくりたりし書にいはく、あつきやいこうを、ねんじてやけば、やまひいゆる候也、といへる言あり、君とある人の、臣のいさめをうけいるべき、たとへにいへる語也、やいこうといへるを、めづらしくおぼえて、かきいでゝおきつる也、

ほやのいずし

豐後國の佐伯の海に、ほやといふ物あり、紫色にて、海鼠の如くなる形したる物也と、佐伯の人かたれり、然らば土左日記に、ほやのいずしとあるは、それを飯ずしにしたるなるべしと、或人いへり、

ふぐしくとつ

豐後國人のかたりけるは、ふぐしといふ物、今も我國にありて、用る也、くとつとも有、くゞといふ、竹してくみて、小き具など入るゝ物也と語りき、

石ぶしといふ魚

或人のいはく、物語書などに、いしぶしといふ魚は、今の世にごりといふ物なるべし、此ごり、鴨川桂川などにも多く有て、つねに石の下にかくれゐる物にて、石の下をたづねてとる也、石ぶしといふ名にかなへりといへり、

淡海公を天智天皇の御子也といへる説

帝王編年記ニ云、齊明天皇五年己未正月、天皇幸紀伊國温泉、還宮、是歳皇太子【天智天皇、】妊寵妃御息所、車持公女婦人、賜於内臣鎌子、已六箇月也、給件御息所之日、令旨曰、生子有男者、爲臣子、有女者、爲我子、爰内臣守四箇月嚴重、令遂生産、其子已男也、仍如令旨、爲内臣子、其子贈太政大臣正一位勳一等藤原朝臣不比等といへり、大かた名高き人には、よくかやうの説をいふもの也、此説などは、ことに信がたし、古へをしらざる後の世人のいひ出たる、例の説なるべし、

はまなのはし

さらしなの日記にいはく、濱名の橋、くだりし時は、黒木をわたしたりし、此度はあとだに見えねば、舟にて渡る、入江に渡せし橋也、との海は、いといみしく浪高くて、入江のいたづらなる洲どもに、こと物もなく、松原のしげれる中より、浪のよせかへるも、いろ〳〵の玉のやうに見え、まことに松の末より、浪はこゆるやうにみえて、いみしくおもしろし、それよりかみは、ゐのはなといふ坂の、えもいはぬわびしきを、のぼりぬれば、三河ノ國の高師の濱といふ、

天龍川

遠江ノ國なる天龍川を、いにしへは、天の中川といひけるよし、同じさらしなの日記には、てんりうといふ川のつらに云々とあり、

佛名の野伏かづけ綿

歴代編年集成云、承和五年、天皇十二月寢夜夭、覺眠之時、側有講佛名經之音、不知何方、于時召藏人、令賜寮御馬、早進此音、可尋其處、聞音只同、前路眇々、尋行大原邊、爰無其處、仍至比良山麓、有一僧庵、尋子細之處、答云、我号淨安大德者也、一年中之間、所作罪障、以之令消滅也、仍傳読、野至奉由、聞召、件僧令行御佛名、而僧一口不足之處、一人僧、臥内野之上、相尋處、僧云、可被行御佛名之由傳承、爲聽聞所參、待日暮、常臥是草之上、即召此僧畢、号野臥是也、淨安遂被補律師、末之延喜御宇、佛名僧、寒夜不便也、御衣親切三、被重補背上、自其以降、模著者白襖背也、世俗號之、左肩可寒、仍綿被也、已爲流例、不絶、但近代毎事不法歟、

御世〳〵の大嘗月日悠紀主基國郡

宇多、仁和四十廿八御禊、十一廿二乙卯大嘗、近江播磨、醍醐、寛平九十廿五丁卯御禊―十一廿辛卯大―、近江丹波、御屏風野行書　朱雀、承平元十廿五御禊、十一十三辛卯大―　近江丹波、御屏風道風書　村上、天慶九十廿八乙酉御禊、十一十六癸卯大―　近江備中御屏風、道風書、　冷泉、安和元十廿六御―　十一廿四癸卯大―、近江播―、御屏風記時文―　圓融天皇元十一十七乙卯大―、近―丹―、御屏風、藤佐理―、　花山、永觀二十廿五御―、十一廿一辛卯大―、近―高嶋郡、丹―天田郡、御屏風、佐理―、　一條、寛和二十廿三御―、十一十五己卯大嘗、近―野洲―、備中下道―、御屏風、佐理―、　三條、長和元十廿七辛卯御―、十一廿三乙卯大―、近―坂田―、丹―天田―、御屏風、行成―、　後一條、長和五十廿三甲午御―、十一十五己卯大―、近―甲賀―、備中下道―、御屏風、行成―、　後朱雀、長元九十廿九乙酉御―、十一十七癸卯大―、近―愛智―、丹―氷上―、御屏風、藤之頼―、　後冷泉、寛德二十廿辛未御―、十一十五大―、近―甲賀―、備中英賀―、御

屏―、源雅行―、後三條、治暦四十廿八丁卯御―、十一廿二辛卯大―、近江愛智―、備中英賀―、御屏風雅行―、白川、永保元十卅甲午御―、十一廿一乙卯大―、近―坂田―、丹波多紀―、御屏風、雅行―、堀川、寛治元十廿二御―、十一十九丁卯大―、近―甲賀―、備中賀夜―、御屏―、伊房―、鳥羽、天仁元十廿一丁酉御―、十一廿一丁卯大―、近―甲賀―、丹―氷上―、御屏―、定實章綱―、崇德、保安四十十五甲午御―、十一十八丁卯大―、近―甲賀―、備中下道―、御屏―、近衛、康治元十廿六乙酉御―、十一十五癸卯大―、近江野洲―、丹―氷上―、御屏―、定信―、後白川、久壽二十廿九癸卯御―、十一廿三丁卯大―、近―甲賀―、丹―氷上―、御屏―朝隆―、二條、平治元十廿一辛未御―、十一廿三癸卯大―、近―坂田―、丹―氷上―、御屏―、伊行―、六條、仁安元十廿七丁酉御―、十一十五乙卯大―、近―坂田―、丹―多紀―御屏―、伊行―、高倉、嘉應元十廿一己酉御―、十一廿二辛卯大―、近―甲賀―、備中賀夜―、御屏―、朝方伊經―、安德、【延引初例、】壽永元十□御―、十一廿四辛卯大―、近―野洲―、丹―氷上―、御屏―、朝方伊經―、後鳥羽、元暦元十□御―、十一十八癸卯大―、近―甲賀―、丹―多紀―、土御門、建久九十廿七辛卯御―、十一廿二乙卯大―、近―野洲―、備中英賀―、順德、建暦二十廿二庚子御―、十一十三乙卯大―、近―甲賀―、丹波氷上郡、右の件、同書にしるせるをとりてしるせり、ところ〴〵かけたる事もあれば、誤れるともあらむか、しられねど、いとまなくて、え考へたゞさず、たゞ本のまゝにしるせり、

肥後の阿蘇ノ大宮司家菊地家の事隈府孔子堂の事

肥後國古今城主考と云物にいはく、益城ノ郡岩尾ノ古城は、矢部轟（トヾロキ）村の邊にあり、阿蘇ノ大宮司、岩尾在城と、古記にあり、いづれの大宮司といふとは分明ならず、大宮司始めは阿蘇、其後小國南郷矢部に居住す、文龜の末永正の初ノより、菊地家衰弱して、國中次第に敗亂に及べり、此節大宮司は、四箇の神領の外、益城一郡、其外所々手に入ると見えて、幕下の士、

所々の城主たる者多し、天正十五年六月、秀吉公、矢部の内にて、二百町寄附、其餘は沒收せらる、惟乘神主より、二位惟豐權將惟種の代に至りて、阿蘇家衰廢せり、惟種の次、惟善友貞友隆と次第す、菊地郡隈府ノ古城は、後三條院延久四年、【一〇七二年】、大夫將監則隆、當國に下向し、菊地の領主となる、是を菊地の始祖とす、則高と、中ノ關白藤ノ道隆公四代の後胤也、則隆の子經隆を、當地二代と稱す、後に若宮の富社と号す、三代經賴、四代經宗、鳥羽院の武者所と稱す、五代經直、六代隆直、肥後守と号す、安德天皇の勅命に隨ひて、忠あり、隆直事、東鑑に見えたり、七代隆定後鳥羽院に仕へ奉り、武者所となれり、八代能隆は、豐後の大友の始祖能直の聟也、九代隆泰、十代武房、【一二七四年】文永弘安兩度の合戰に、對馬筑前に於て、蒙古人を討平げ、日本の武名を、異國に施せり、十一代時隆、十二代武時、法名寂阿、後醍醐天皇の御字に、博多に於て討死、十三代武重、肥後守と号す、忠義の勳、勇烈の志、都鄙にかくれなし、十四代武士、【一說武從或武敏、或云武重弟、或云武重子、或云武重弟】十五代武光、肥後守と号す、武重其後肥後國主となる、征西將軍ノ宮を輔翼し、廿年の勤勞を以て、鎭西一統の武功をなす、九州の士庶、其號令に應ず、十六代武政、隈府に城をたつ、武光の代までは、菊の城といふところに居す、菊の城は、深川村の北に在、十七代武朝、肥後守又右京大夫と号す、法名常朝、十八代兼朝、肥後守又右京大夫といふ、十九代持朝、從四位肥後守と号す、月松居形と稱す、廿代爲邦、廿一代重朝の代に、隈府に孔子堂をたて、春秋の祭禮あり、廿二代武運、從四位肥後守と号す、後に能運と改む、永正元年、能運死して、菊地の嫡流絶たり、依て宇土の爲光の裔、肥前守重安の子、政隆を以て、能運の跡をつがしめ、菊地廿三代目居形といふ、然るに國中諸士の心一致せず、同二年、國侍八十四人、連判の誓書を以て、阿蘇ノ大宮司惟長を迎へ、菊地の養君とす、【惟長は、阿蘇惟豐の兄なり、】名を武經と改む、是より政隆と武經と鉾楯す、豐後の大友氏、阿蘇家に心を通じて、武經を助く、同六年、政隆自殺す、これより國中八方武經に從ふ、然るに後に武經、阿蘇大宮司となす、算運ゆふ

るまひ有て、沒落す、菊地武包を奉じて、廿四代の屋形と稱す、武包は、菊地の庶流託摩武安が子也、屋形の名のみにて、微弱也、後には高麗へ赴けりと聞ゆ、同十七年、大友義長、菊地家の重臣と相議して、其子重治を具て、菊地家をつがしめ、廿五代の屋形と稱す、後に義宗と改め、又義武と改む、右兵衞佐と号す、從四位に叙せら、後に大友家に叛き、罪有て、人望を失ひ、他國へ流落して、つひに菊地家絶滅せり、

御卽位親王代禮服

實躬卿記【一名先人記】云、永仁六年十月十三日、【丁卯、】天晴風靜、今日天皇【春秋十一歲、】御卽位、官廳也、實躬候定右親王代之間、巳剋着禮服、先着烏帽子、理髮、【小烏帽子也、如隨身烏帽子也、】次着大口、【例大口也、】次着襪、【例襪一重、上赤地錦、付着也、可有休組贊、或又無之、】次着單衣、【例單、解放袖、强不見之上、小袖寸法大小之間、依爲無要也、】次着表袴、【可用唐綾贊、近代絶無此儀、仍例纐纈綾表袴所着用也、左親王代又如此、表袴大口等腰、如恒結之、】次着裳、【深色纐文紗、自表袴三寸引上天着之、】次着小袖、【黑橡、自裳三寸引上天着之、以下帶結之、】次着大袖、【麴塵御綾、織文雲唐鳥丸、自小袖三寸引上天着之、以下帶又結之、大袖頸搭半當天折之、承久故大納言着用如此、】次結綬、【如平緒、前衞垂、總末至大袖末、上程平緒垂纓之間如此、經俊在腰衞垂、聊寄前方、總末至小袖末、】次付玉佩、【付右腰、付下帶天如付結之、其末綏末押交、】次帶劔、【紫檀平緒、垂前、綏少長垂之、出石見一寸余、後平緒、下与利一寸余出見、】次着玉冠、【冠合頭調之、仍燈心輪頗無要之間、不入之、紫組緒、自耳後頸下結之、又搆小緒烏帽風口、是今要也、承久故大納言自里亭着之、】次取笏、【須持牙笏次而不可持之間以置物化之、】扇、【紫扇也、爲用意懐中之、】已上玉佩之外悉新調之と見ゆ、寫し誤れるなど有と見えて、よみがたき所々有、

僧契沖没、實元祿十四年矣、没卽塔于圓珠庵、庵在大阪東南、距今四十三年、塋域荒蕪、其字漫剥、庵主源光愛之、將修焉、乃謀諸江友俊、某嘗爲和歌學於沖焉、議使能合、遂欲別造碑、而記其顛末、因刻之冢上、乃俾余文之、余以非識沖、且儒釋殊、辭也辭焉、俊曰、沖雖則緇流、善和歌、及治萬葉集、而有功于詞苑也、水戸義公之命詞臣爲萬葉集註也、介而請沖、固辭不就、於是乎撰代匠記、以獻之、總釋訓焉、則公嘉其善解古言、善釋古歌、乃餽白金千兩、絹三十匹、以展謝之、沖則散而貧乏、修塔廟、一錢尺帛、不以私身、公又圖古今餘材抄二十、柿本大夫赤石和歌解、大服其卓見、乃復與書、強起之、辭曰、林壑之性、不圖拜趨、終不就、所著漫吟集二十卷、下河邊長流子序之、厚顔抄、改觀抄、勝地吐懷篇、各三卷、勢語臆斷四卷、源註拾遺、名所補翼、各八卷、類字名所集七卷、和字正濫五卷、河社二卷、代匠記二十卷、總釋二卷、古今餘材抄十卷、沖爲人也、寛厚長者、謙恭愛人、強記博覽、旁通經史、嘗爲人説萬葉集、引證確實、疏釋如注、聽者煉然、以爲古行秘書之盗至、幼時、長流子識其篇什、莫逆于心、乃請爲方外之交、相與唱酬日爲得、一鍾期焉、其言浮屠之法、卽此哉、水戸詞臣安藤爲章所撰行狀、及僧義剛所録遺事狀、此沖之梗概爾、余聞之漢曰、嗟異乎世僧之爲、其言可以浮屠之故、御之耶、乃取行狀讀之、沖姓下川氏、諱空心、祖爲喜元宜、仕肥後守加藤清正、考諱元全、仕尼崎城主青山幸利、娶間氏生沖、五歳、能口定家所亂和歌百首、七歳、嬰疾疾篤、乃懸父母誓以爲僧、時年十有三矣、性恬澹好靜、不欲去下刹、晩住東林之寺法十二益爲通神氏學也、持氏許之天年、乃退居圓珠庵、没年六十二、臘五十六、寛保三年癸亥孟冬、大坂石井縫殿撰、この圓珠庵といふは、大阪の高津のうち、餌指町といふところにて、此ほうしの墓は、その庵のしりへの内、竹村のかたはらにありて、まへにこの碑はたてりしぞ、おのれさいつごろ大坂にゆきて、此高津のわたり物せしをり、いかで立よりて、此

はかもをがまほしう思ひしを、日くれかたになりて、やどれるところも、ほどゝほかりければ、道いそがれて、え物せざりきかし、此いしぶみの詞は、人のうつしてもたりけるを、又寫せる也、

祇園の西門の前の大路の在家

百練抄に、寛元元年正月四日辛巳、去夜祇園西大門前大路在家、南北面、拂㆑地燒亡、西及㆓橋爪㆒東至㆓今大路㆒南限㆓綾小路末㆒及㆓數百家㆒、と見えたり、今の祇園町のところ也、そのころより、はやく家居おほかりしと見ゆ、後嵯峨天皇の御世也、

おのれとり分て人につたふべきふしなき事

おのれは、道の事も歌の事も、あがたゐのうしの教のおもむきによりて、たゞ古の書共を、かむかへさとれるのみこそあれ、其家の傳へごとゝては、うけつたへたることさらになければ、家々のひめごとなどいふかぎりは、いかなる物にか、一つだにしれることなし、されば又、人にとりわきて殊に傳ふべきふしもなし、すべてよき事は、いかにも〳〵、世にひろくせまほしく思へば、いにしへの書共を考へて、さとりえたりと思ふかぎりは、みな書にかきあらはして、露ものこしこめたることはなきぞかし、おのづからも、おのれにしたがひて、物まなばむと思はむ人あらば、たゞあらはせるふみどもを、よく見てありぬべし、それをはなちて外には、さらにをしふべきふしはなきぞとよ、

もろこしの老子の説まことの道に似たる所ある事

おのれ今まことの道のおもむきを見明らめて、ときあらはせるを、漢學（カラマナビ）のともがら、かの國の老子といふものゝ説（トキゴト）によれり、と思ひいふ人、これかれあり、そも〳〵おのが道をとく趣は、いさゝかも私のさかしらをばまじへず、神典（カミノミフミ）に見えたるまゝなることを、あだし注釋どもと、くらべ見て知べし、かくてその趣の、たま〳〵かの老子といふものゝ言と、にた

るこころど〜のあるを見て、ゆくりなく、それによりていへりとは、例のかのもろこしの國をおきて外に國はなく、かの國ならでは、何事も始まらぬごと、ひたおもむきにおもひとれる、ひが心より、さは思ふなゝめり、いにしへより、漢國と通へることなく、たがひに聞きも及ばざりし國々にも、ほど〜につけつゝ、有べきかぎりの事は、おの〜本よりありけん中にも、殊に皇國は、萬ノ國ノ本、よろづの國の宗とある御國なれば、萬ノ國々にわたりて、正しきまことの道は、たゞ皇國にこそ傳はりたれ、他國には、傳はれることなければ、此道をしることあたはず、然るにもろこしの國に、かの老子といひしは、すぐれてかしこく、たゞのふかき人にこそ有けめ、世のこちたくさかしだちたる教へは、うはべこそよろしきに、これ、まことには、いとよろしからず、中々の物害ひとなることをさとりて、まことの道はかくこそあるべきものなれと、はしばしみづから思ひ出たることの中に、かむかへあてゝ、たま〜此まことの道に似たるふし、合へることもあるなりけり、さるはまことの道は、もとより人のさかしらをくはへたることなく、皇神の定めおき給へるまゝなる道にしあれば、そのおもむきをとかむには、かれが、さかしらをにくめる說は、おのづから似たるところ、あへるところ有べきことわり也、しかはあれども、かれがいへるは、たゞおのが智慮もて、考へ出たるかぎりにこそあれ、皇國に生れて、正しく此道を聞るにあらざれば、その旨とある本のこゝろは、しることあたはず、いたくたがひて、さらに似もつかぬことなるを、かの漢學のともがら、しかたがへるこころをばしらで、たま〜かたはし似たることのあるをとらへて、それによれりとしもいひなすは、いとをこ也かし、大かたよろづの事、おのづからこれにもかれにも、かよひてにたるとは、かならずまじき物にて、此道と、儒のおもむきにかよへるこころもまじりて、佛の道にも似たることはまじれゝは、おのづからかの老子とも、かたはし似たるこころ通へるところは、などかまじらではあらむ、

道をとくことはあだし道々の意にも世の人のとりとらざるにもかゝはるまじき事

道をとかむに、儒にまれ老にまれ佛にまれ、まれ〳〵に心ばへのかよへるところのあるをとらへて、おのが心のひくかたにまかせて、かよはぬところをも、すべてそのすぢに引よせてときなし、あるは又他(コト)道と同じからんことを、いとひきらひて、ことさらにけぢめを見せ、さまをかへて説(トカ)むとする、これらみないとあぢきなくしひたるわざ也、似ざらむもにたらむも、異ならむも同じからむも、とにかくに異道(アダシミチ)の意には、いさゝかかゝはるべきわざにあらず、又かくときたらむには、世にうけひかじ、かくいひてこそ、人は信ぜめなど、世の人の心をとりて、いさゝかもときまげむとは、又いとあるまじく、心ぎたなきわざ也、すべて世ノ人のほめそしりをも、思ふべきにはあらず、たとひあだし道々とは、うらうへのたがひあり、世にも絶て信ずる人なからむにても、たゞ神の御ふみのおもむきのまゝにこそはとくべきわざなりけれ、

香をきくといふは俗言なる事

香(カウ)を聞(キク)といふは、もとからことにて、古ヘの詞にあらず、すべて物の香(カ)は、薫物(タキモノ)などをも、かぐといふぞ雅(ミヤビゴト)言にて、古今集の哥などにも、花たちばなの香をかげばと見え、源氏物語の梅枝ノ巻に、たき物共のおとりまさりを、兵部卿ノ宮の論(サダ)め給ふところにも、人々の心々に合せ給へる、深さ浅さを、かぎあはせ玉へるに、などこそ見えたれ、聞(キク)といへる事は、昔の書に見えたることなし、今の世の人は、そをばしらで、香(カウ)などをかぐといはむは、いやしき詞のごと心得ためるは中々のひがこと也、きくといふぞ、俗(サトビゴト)言には有ける、

もろこしに名高き物しり人の佛法を信じたりし事

佛の道は、もろこしの國にて、よゝに名高き儒者などの中にも、信じ尊みたるが、あまた聞ゆるによりては、まことにすてがたき物にこそ、と思ふ人あゝめれど、かのもろこしにて、しか名高き物しり人ども、佛をしんじ尊みたるやうなるは、まことの心に信じたふとみたるは、いとすくなくて、おほくはたゞもてあそびたるにこそあれ、さるはかの道の説(トケ)るやう、

あやしく廣く大きにして、此世のほかを、こよなく深く、さとり明らめたるさま、すべて心のおきてなど、めづらかにおかしきものなるが故に、詩作る人などは、さらにもいはず、さらぬも、これをもてあそびて、風流(ミヤビ)のたすけにぞしたゝめる、又その諸宗に、高僧と聞ゆるほうしどもの中にも、實に貴み信じて、おこなひたるにはあらで、世の中の人にたふとまれ、いさぎよくいみじき名をとゞめて、後の世まであふがれむために、その道のふみを深く學び、もろ／＼の慾をも忍び、たへがたき行ひをもして、まことしげにふるまひたるぞ、多く見えたゞめる、そも／＼利のため名のためには、命をさへに、をしまぬたぐひもあるわざなれば、何かは、それはたあやしむべきことにもあらずかし、

世の人佛の道に心のよりやすき事

ほとけの道には、さばかりゝかしだいたる、今の世の人の心も、うつりやすきは、かならず其道よろしと、思ひとれるにしもあらねど、むかしよりあまねくさかりにて、おしなべて世ノ中の人の、皆おこなふわざなるに、かたへはもよほさるゝぞおほかりける、すべてなにわざも、世にあまねく、人のみなする事には、たれもすゞろに心のよりやすきならひぞかし、

ゐなかにいにしへの雅言(ミヤビゴト)のゝこれる事

すべてゐなかには、いにしへの言のゝこれる事多し、殊にとほき國人のいふ言の中には、おもしろきことゞもぞまじれる、おのれとしごろ心をつけて、遠き國人の、とぶらひきたるには、必ずその國の詞をとひきゝもし、その人のいふ言をも、心とゞめてきゝとむるを、なほ國々の詞共を、あまねく聞あつめなば、いかにおもしろきことおほからん、ちかきころ、肥後國人のきたるが、いふ言どもをきけば、世に見えぬ聞えぬなどいふたぐひを、見ゆる聞ゆるなどゝいふなる、こは今の世にはこと聞えぬ、雅びたることばづかひなるを、其國にては、なべてかくいふにやと、とひければ、ひたぶるの賤山がつは皆、見ゆるきこゆるさゆるたゆる、などやうにいふを、すこしことばをもつくろふほどの者は、多くは見える聞えるとやうにいふ也、こ

と語りける、そは中々今のよの俗きいひざまなるを、なべて國々の人のいふから、それをよきことゝ心得たるにこそあれ、いづれの國にても、しづ山がつのいふ言は、よこなまりながらも、おほくむかしの言をいひつたへたるを、人しげくにぎはゝしき里などは、他國人も入まじり、都の人なども、ことにふれてきかよひなどするほどに、おのづからこゝかしこの國きゝならひては、おのれもとえりして、なまさかしき今やうにうつりやすくて、昔ざまにとほく、中々にいやしくなんなりもてゆくめる、まことや同じひごの國の、又の人のいへる、かの國にて、ひきがへるといふ物を、たんがくといふなるは、古のたにぐゝの訛りなるべくおぼゆ、とかたりしはまことに然なるべし、此たぐひのこと、國々にはなほ聞ることおほかるを、いまはふと思ひ出たるをいふ也、なほおもひいでむまゝに、又もいふべし、

年の始のせちといふ事人の妻を内方といふ事

年のはじめに、いはゆる振舞などする事を、節といふ、壬生ノ忠見家集に、あるところの屏風、正月せちするところ有、一春霞たつといふ日をむかへつゝ、年のあるじと我やなりなむ、貫之家集に、つねすけの中納言ノ内方とあり、人の妻を内方といふは、ふるきことなりけり、

催馬樂といふ名の事

長瀬ノ眞幸がいはく、催馬樂といふ名は、その初メについでたる、吾駒の哥によれるもの也、その哥は、伊天安加已末、波也久由支已世、万川知也末、安波禮、万川知也末、波禮、末川知也末、万川良无比止乎、由支天波也、安波禮、由支天波也見无、これ也、此哥はもと、萬葉集十二に、乞吾駒、早去欲、亦打山、将待妹乎、去而速見牟とある哥也、はじめの一句、馬を催す詞なるをもて、催馬樂とは名けたり、樂は、唐の樂曲どもの名、某樂々々といふによりて、添へたるにて、やがて、其字音をとりて、良とよぶ也、さて此吾駒の哥を、初メとする故に、其名を、もろ〳〵の曲の惣名とせる也といへる、

此說よろし、體源抄には、狛朝葛所作續教訓抄云、催馬樂といふは、催馬樂といふ樂あり、それより事おこれり、此樂の唱哥に、駒をもよほすといふ言の有けるを、やがて哥になして、國々よりうたひ出したり、飛騨といふ催馬樂これ也、といへれど、これは、かの哥もと万葉の哥なるをしらずして、唐樂の唱哥より出たりと、誤りつたへたるひがことにて、國國よりうたひ出したりといへるも、ひがこと也、又ある處に、催馬樂といふは、いにしへ諸國より御貢物を納むる時、民の口すさびに、うたひたる哥にて、御貢物を負する馬を、かりもよほす意也といへるは、催馬といふ名につきて、造りたるつたなき說也、又縣居ノ大人は、さいばりを、さいばらといひなせる也とて、やがて催馬樂を、さいばりとかゝれたれども、これも誤られたり、さいばりといふはもと、さいばりに衣はそめむ云々といふ哥の、一曲の名なるを、十六曲の惣名として、大前張小前張と分れたる、皆神樂哥の方につきたる物にて、催馬樂とは、もとより別物なるをや、さてついでにいはむ、さいばらを、前張と書るは、借字にて、細張也、さて又或說に、催馬樂といふは、もと唐樂の名也、和名抄、音樂ノ部曲調類、雙調の條に、柳花苑、春庭樂、催馬樂、狹鰭河、和風樂と、ならべあげたり、みな唐樂也といへるも、ひがこと也、これは、我駒の哥なるを、雙調なる故に、雙調の曲の中へ、まじへ舉たるにこそあれ、唐樂に催馬樂といふあることなし、さる故にこの催馬樂を舉たる分注に、我駒ノ歌是也とあり、又其次なる狹鰭河も、催馬樂の中の澤田川の曲也、すなはち分注に、澤田川曲是也とあり、唐樂に狹鰭川といふ名あるべきかは、又春庭樂和風樂とても、皇朝にて作れる曲にして、唐樂にはあらざるをや、さてついでにいはむ、催馬樂といふ名は、三代實錄三の卷に、はじめて見えたり、

吉野ノ朝ノ御補任

吉野の朝廷の、御補任はあり、後醍醐天皇かしこにうつらせおはしまして、延元元年より、後龜山天皇の御代、元中九年にいたるまで、すべて三御代、五十六年のほどの、公卿の昇進つぶさにしるせり、いとめづらしき物なり、此書、偏

前ノ國岡山の河本(カウモト)ノ某が家にあり、この河本は、備後ノ三郎高徳が末にて、宇喜田氏の族、河本對馬守親家といひしが末也とかや、さるゆゑよしにてや、世書はつたへもたりけむ、今は岡山の商人なるを、あやしく世々書をあつむることを好みて、すべてやまともろこしのもろ〳〵の書ども、いさゝかもらさずつどへもたりこそ、

玉かつま八の巻

萩の下葉八

人はいさ萩の下葉もかつちりて嵐は寒し秋の山ざと、はもじを重ねたる、いにしへの哥どもを見て、ふとおかしきふしにおぼえたるまゝに、われもいかでとよみ出たる也、きこえてやあらむ、聞えずやあらむ、われは聞えたりと思ふこも、人の見たらんには、いかゞあらん、きこえずやあらむ、しらずかし、

ゐなかに古へのわざののこれる事

詞のみにもあらず、よろづのしわざにも、かたゐなかには、いにしへざまの、みやびたることの、のこれるたぐひ多し、さるを例のなまさかしき心ある者の、立まじりては、かへりてをこがましく、おぼえて、あらたむるから、いづこにも、やうやうにふるき事のうせゆくは、いとくちをしきわざ也、葬禮婚禮など、ことに田舎には、ふるくおもしろきことおほし、すべてかゝるたぐひの事共をも、國々のやうを、海づら山がくれの里々まで、あまねく尋ね、聞あつめて、物にもしるしおかまほしきわざ也、葬祭などのわざ、後ノ世の物しり人の、考へ定めたるは、中々にからごゝろのさかしらのみ、多くまじりて、ふさはしからず、うるさしかし、

とつぐめあはす

とつぐは、俗言どもに、たゞ女の男にあふ方にのみつかへども、さにあらず、鎭火祭ノ祝詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美ノ命ノ、妹妋二柱、嫁繼給氏云々、とありて、たゞ男女あふことなれば、いづかたよりもいふこと也、古今著聞集に、天野ノ遠景といふ者の事をいへる條に、渡邊にて、我が妹にとつぎにけりと、男の方にもいへり、そのこゝろにて、此言、いにしへの意を、

しなにぞりしなり、又のあはすといふは、女子を男に、おやのあはするかたにのみつかふめれど、然らず、古事記に目合すと書る意にて、これも只男女あふをことにて、何方よりもいふこと也、すべて漢字を訓ことは、ゆきたがひて、意のまたくは合ざること多きを、後ノ世には、ひたすら其字の意をのみまもりて、古の意にかなはぬこと、此類いと多き也、

すまひのほて又わき

相撲の最手といふもの、三代實錄四十九の卷に見えたり、うつほ物語としかけの卷にも、すまひのほてとあり、今の世にいはゆる關なり、西宮記の相撲ノ條に、最手額田ノ成通、與腋宇治部ノ利里、決勝負とある、腋は、今いふ關脇也、小右記にも、常時ハ腋也とあり、又西宮記江家次第などに、助手とあるも腋のことか、さて江家次第に、すまひの事をいへる處に、犢鼻褌ノ上ニ、着狩衣ヲ差紐ヲと見え、古今著聞集にも、烏帽子袴など有ながら、すそをくゝりて、とりたりしやうも見えたり、然るに榮華物語根合ノ卷にははだかなるすがたどもの、なみたちたるぞ、うとましかりけるとあれば、むかしより、裸にてもとりしにこそ、

ふるき物またそのかたをいつはり作る事

ちかきころは、いにしへをしのぶともがら、よにおほくして、何物にまれ、こだいの物としいへば、もてはやしめづるから、國々より、あるはふるきやしろ、ふるき寺などに、つたはりきたる物、あるは土の中よりほりいでなど、八百年とせに、久しくうづもれたりし物共も、つぎ〳〵にあらはれ出來る類ひおほし、さてしかふるくめづらしきもの、出來れば、その物はさらにもいはず、圖をさへにうつして、つぎ〳〵とほきさかひまでも、寫しつたへて、もてあそぶを、又世には、あやしく僞りする、をこのものゝ有て、これはその國のその社に、をさまれる物ぞ、その國のなにがしの山より、ほり出たる、なにのかたぞなど、古き物をも圖をも、つぎ〳〵しくおのれ造りいでゝ、人をまどはすたぐひも、又多きは、いと〳〵

あぢきなく、心うきわざ也、さいつころ、いにしへかひの國の酒折宮にして、倭建ノ命の御歌の末をつぎたりし、火ともしの翁のかた、火揚ノ命ノ像としるしたる物を、かの酒折ノ社の、屋根の板のはざまより、近き年出たる也とて、うつしたるを、人の見せたる、げに上つ代の人のしわざと見えて、其さまいみしくふるめきたりければ、めづらかにおぼえて、おのれもうつしおきたりしを、なほいかにぞや、うたがはしくはたおぼえしかば、かの國に、この社ちかき里に、弟子のあるが許へ、しかしかのものえたるは、いかなるにかと、とひにやりたりしかば、はやくいつはりにて、すなはちかのやしろの神主飯田氏にもとひしに、さらにかたちなき事也と、いひおこせたりき、又同じころ、檜垣ノ嫗が、みづからきざみたる、ちひさき木の像の、肥後ノ國の、わすれたり、何とかいふところより、ちかく掘出たる、うつしとて、こゝかしこに寫しつたへて、ひろまりたる、これはた、出たる本を尋ぬるに、たしかなるやうにはきこゆれど、なほ心得ぬ事有て、うたがはし　なむ、すべてかうやうのたぐひ、今はゆくりかにはうけがたきわざ也、心すべし、

言の然いふ本の意をしらまほしくする事

物まなびするともがら、古言の、しかいふもとの意を、しらまほしくして、人にもまづとふと、常也、然いふ本のこゝろとは、たとへば天といふは、いかなる意ぞ、地といふは、いかなる意ぞ、といふたぐひ也、これも學びの一つにて、さもあるべきことにはあれども、さしあたりて、むねとすべきわざにはあらず、大かたいにしへの言は、然いふ本の意をしらむよりは、古人の用ひたる意を、よく明らめしるべき也、用ひたる意をだに、よくあきらめなば、然いふ本の意は、しらでもあるべき也、そもそも萬ヅの事、まづその本をよく明らめて、末をば後にすべきは、論なけれど、然のみにもあらぬわざにて、事のさまによりては、末よりまづ物して、後に本へはさかのぼるべきもあるぞかし、大かた言の本の意は、しりがたきわざにて、われ考へえたりと思ふも、あたれりやあらずや、さだめがたく、多くはあたりがたきわざ也、されば言のはのつくもんは、言の本の意を考へし

るをば、のごめおきて、かへすがへすも、いにしへ人のつかひたる意を、心をつけて、よく明らむべきわざ也、たとへ其もとの意は、よく明らめたらむにても、いかなるところにつかひたりといふことをしらでは、何のかひもなく、おのが歌文に用ふるにも、ひがことの有也、今の世古學をするともがらなども殊に、すこしとほき言といへば、まづ然いふ本の意をしらむとのみして、用ひたる意をば、考へむともせざる故に、おのがつかふに、いみしきひがことのみ多きぞかし、すべて言は、しかいふ本の意と、用ひたる意とは、多くはひとしからぬもの也、たとへばなかなかにといふ言はもと、こなたへもかなたへもつかず、中間なる意の言なれども、用ひたる意はたゞ、なまじひにといふ意、又うつりては、かへりてといふ意にも用ひたり、然るを言の本によりて、うちまかせて、中間なる意に用ひては、たがふ也、又こゝろぐるしといふ言は、今の俗言に、氣毒なるといふ意に用ひたるを、言のまゝに、心の苦きことに用ひては、たがへり、さればこれらにて、萬の言をも、なずらへ心得て、まづいにしへに用ひたるやうを、さきとして、明らめしるべし、言の本にのみよりては、中々にいにしへにたがふことおほかるべしかし、

長哥の詞のつゞき五七なると七五なるとの事

今の人の、ふるき長哥をよみあぐるをきくに、おほく七五七五とよみつゞくめれど、萬葉の長哥の、句のはこびを見るに、其詞みな、五七五七とつゞきて、七五とつゞきたるところは、いとまれ也、されば今これを誦むにも、詞のまゝに、五七五七とこそよむべきなれ、然るに古今集よりこなたの長哥は、はじめの句は、五七なれども、つぎつぎは、おほく七五七五とつゞきたり、今此けぢめをこゝろむるに、すべて七五七五とよむかた、たよりよくて、しらべもよろしきやうにおぼゆるにつきて思ふに、古今集のころよりして、はやくさありけむゆゑに、そのかみゝづからよみ出る哥も、おのづから然つゞきたるなるべし、さて中ごろの今やうといふ物、そのゝちのもの、ちかき世の俗たるうたのたぐひ、すべて後の

物は古、はじめの句より七五也、さらく〳〵万葉のころまでは、五七とつゞくかた、しらべよろしかりけむを、古今集のころよりして、七五となりて、今もそれよろしくおぼゆるは、いにしへと後の世との、おのづからのしらべのかはりなるべし、今ノ世に、万葉風をよむ人おほくて、何事も、後の世をばわろしといふめれど、そのよめる長哥を見れば、そのことばは、おほくは七五〳〵とつゞけるに、此けぢめをもしらずして、なほ後の世のおのづからのしらべを、まぬかれざる也、古今集の大哥所、はじめなる二首は、五七とも七五とも、まじりてつゞけるを、後の三首は、おほかたは七五とつゞけたまれり、

今の人の哥文ひがことおほき事

ちかきよの人のは、うたも文も、大かたはよろしと見ゆるにも、なほひがことのおほきぞかし、されどそのたがへるふしを、見しれる人はたえになければ、たゞかいなでに、こゝかしこえんなることばをつかひ、よしめきて、よみなしかきなしたるをば、まことによしと見て、人のもてはやし、ほめたつれば、心をやりて、したりがほなる、いとかたはらいたく、をこがましくさへぞおもはるゝ、それにつけては、かくいふおのが物するとも、なほいかにひがことあらむと、物うく見しれらむ人のこゝろぞ、はづかしかりける、人のひがことの、よく見えわかるゝにつけては、我はよくわきまへたれば、ひがことはせずと、思ひはこそすれど、いにしへのよのこゝろをさとりしるすなれ、かぎりなきわざにしあれば、其外あらむことは、いとなんさだめがたきわざなりける、

哥もふみもよくとゝのふはかたき事

ちかきよの人の哥も文もぞ、見あつむるに、一ふしをかしとめとまることは、ほど〳〵にあまたあれど、それはたゞに哥の詞のさまはまさりて、大かたきずなくとゝのひたるは、をさ〳〵見えず、これを思へば、後の世にして、いにしへをまねぶことは、いさゝかたがひなきになむ有ける、いにしへのかしこき人々のだに、これはしも、其のきずなしとこ

おぼゆるは、多かる中にも、すくなくなくあれば、まして今の人のは、いさゝかなるきずをさへに、いひたてむは、あながちなるにやあらむ、されど同じくは、人のいさゝかもなんずべきふしまぜぬさまにこそはあらまほしけれ、よきほどにて、心をやるをば、もろこしのいにしへの人も、よからぬことにいひおきけるをや、

こうさく　くわいどく　聞書

いづれの道のまなびにも、講釋とて、古き書のこゝろをとききかするを、きくことつね也、中昔には、これを談義となんいひけるを、今はだんぎとは、法師のおろかなるもの共あつめて、佛の道をいひきかするをのみいひて、こうさくとはいふは、さることなり、さて此こうさくといふわざは、師のいふことをのみたのみて、己が心もて、考ふることなければ、物まなびのために、やくなしとて、今やうの儒者などは、よろしからぬわざとして、會讀といふことをぞすなる、そはこうさくとはやうかはりて、おの〳〵みづからかむかへて、思ひえたるさまをも、いひこゝろみ、心得がたきふしをば、とひきゝ、かへさひもして、かたみにあげつらひ、さだむるわざなれば、げに學問のために、よろしきしわざとは聞えたれど、それさしもえあらず、よの中に此わざするを見るに、大かたはじめのほどこそ、こゝかしこかへさひ、あげつらひなどさるべきさまに見ゆれ、度かさなれば、おのづからおこたりつゝ、一ひらにても、多くよみもてゆかむとするほどに、いかにぞやおぼゆるふし〴〵をも、おほくなほざりに過すならひにて、おほかたひとりゐてよむにも、かはることなければ、殊に集ひたるかひもなき中に、うひまなびのともがらなどは、いさゝかもみづから考へうるちからはなきに、これもかれも聞えぬことがちなるを、こと〴〵にとひ出むとも、つゝましくて、聞えぬながらに、さてすぐしやるめれば、さるともがらなどのためには、猶講釋ぞまさりては有ける、されどこうさくも、たゞ師のいふことをのみ頼みて、己ちからいれむとも思はず、聞ことをのみむねとせむは、いふかひなくくちをしきわざ也、まつ下見といふことをよくして、はじめより、力のかぎりは、みづか

らとかく思ひめぐらし、きこえがたきところ／＼は、殊に心をいれて、かへさひよみおけば、きく時に、心のとまる故に、きさるとも、こよなくして、わすれぬもの也、さて聞て、家にかへりたらむにも、やがてかへり見といふことをして、きゝたりしおもむきを、思ひ出て味ふべし、又聞書といひて、きく／＼その趣をかきしるすわざ有、そは中にわすれもしぬべきふしなどを、をり／＼はいさゝかづゝしるしおかむは、さも有べきわざなるを、はじめより師のいふまゝに、一言ももらさじと、筆はなたず、こまかにかきつゞくるかし、そも／＼こうさくは、よく心をしづめて、ことゝころを、こまやかにきゝうべきわざなるに、此きゝがきすとては、きくかたよりも、おくれじとかく方に、心はいそがれて、あわたゞしきに、殊によくきくべきふしも、かいまぎれて、きゝもらし、あるはあらぬすぢに、きゝひがめもするぞかし、然るにこれをしも、いみしきわざに思ひて、いかでわれこまかにしるしとらむと、たゞこれにのみ心をいれて、つとむるほどに、もはら聞書のためのこうさくになるたぐひもおほかるは、いと／＼あぢきなきならひになん有ける、

かむかへといふ詞

かむかへといふ言、かんがへとも、かうがへともいふは、後の音便にて、もとは、むを牟と、たしかにいひ、下のかをも、清ていひし詞なるべし、其故は、此言の意、かはいかならむ、いまだ思ひえざれども、むかへは、かれとこれとを、比校へて思ひあはする意なるべきを、音便にむをんともうともいひなすから、その音便に引るゝ例にて、かをも濁る也、然るをちかきころ、古学のともがらの文に、これをかむがへとしもいふなるは、かつて例もよしもなきひがこと也、こはもと、わがあがたゐのうしの文に、かきそめられたることにて、そのよりどころは、倭建ノ命の御哥に、かゞなべて、よにはこゝのよ云々とあるを、心得誤られたるもの也、此御哥のかゞなべては、考へてといふことにはあらず、然るを後の学者、そのもとをも、よくかへさもたつねたゞさずして、たゞかの大人の書きたるを、ゆくりなくよりどころにして、みだりにいふは、いかにぞ

や、すべて近きころ古學のともがらのくせにて、しひて文をふるめかさむとて、かゝるたぐひのひがことのみしおほかり、いとこゝろづきなく、うるさきわざ也、

いはんやといふ詞

況（イハンヤ）は、いはんやはいふにも及ばずといふ意の言也、平ノ康頼入道が寶物集に、申さんや十六丈をや、いはんや金銅をやと、大佛のすぐれたるよしをいへり、此申さむやともいへるにて心得べし、

用捨

ゆるすことを、俗言に、用捨するといふは白氏文集の中の文に、若逃命執迷、則罔有容捨といへる、これ全く俗にいふと同じ意也、此字なるべし、用ノ字をかくは、用ふると捨るとをいふ用捨と、混（マガ）ひつるなり、

つぼね

榮花物語若枝ノ巻に、はかなく屏風几帳ばかりを、ひきつぼねて、ひまもなくゐたりと有、局といふは、つぼやかにつぼねたるこころのよしなり、

枕詞

天久月日などいはむとて、まづひさかたのといひ、山といはむとて、まづあしひきの、といふたぐひの詞を、よに枕詞といふ、此名、ふるくは聞ゝ及ばず、中昔の末よりいふとなめり、是を枕としもいふは、かしらにおく故と、たれも思ふめれど、さにはあらず、枕はかしらにおく物にはあらず、かしらをさゝゆるものにこそあれ、さてはかしらのみにもあらず、すべて物のうきて、閒（アハヒ）のあきたる所を、さゝゆる物を、何にもまくらとはいへば、名所を哥枕といふも、句言葉のたらで、明（アキ）たるこころにおくよしの名と聞ゆれば、枕詞といふも、そのでうにてぞ、いひそめけんかし、梅の花それとも見えずひ

さかたの云々、しのぶれど戀しき時はあしひきの云々などのごとし、そも〳〵これらは、一つのさまにこそあれ、なべて然るにはあらざるを、後の世人の心にて、さる一かたにつきてぞ、名づけたりけむ、なべてはかしらにおく詞なれば、吾師の、冠辭(かうぶりことば)といはれたるぞ、ことわりかなひては有ける、しかはあれども、今はあまねく、枕詞といひならひたれば、ことわりはいかにまれ、さてもありぬべくこそ、

筑前國續風土記

筑前ノ國續風土記といふ物あり、貝原ノ篤信があらはせるふみにて、かの國内の事どもを、くはしくしるしたり、おのれそのうちわづかに、六七八十五十六と、五卷を見たり、其餘はいまだえ見ず、十五十六の二まきは、宗像ノ郡のことをしるして、十五の卷は、四十四五ひらある、もはら宗像ノ三前の御社の事をしるせり、此一まきは、寫しおきたり、六七八の三卷は、御笠ノ郡也、そも〳〵この貝原の翁は、名たかき儒者にて、こゝらの書どもをあらはして、皆よにひろまれるを、此風土記はしも、中に大きなるふみなるに、いまだ世にしる人まれにして、おのれも、ちかきころはじめてしれる、いとめづらかにおぼえて、かき出たり、

玄蘇といひしほうし

豐臣ノ太閤の朝鮮代の時に、その命をうけ給はりて、明の國にまかり渡りて、その國王にまあひて、年頃在りして、かの國の書にも見えたる、玄蘇といひし禪ほうしは、筑前ノ國宗像ノ郡西郷といふ所の人にて、俗は伊豆ノ國の伊東、河津が末なりし者の、筑前に來り住ゐりし子孫にて、河津掃部助隆業といひし人の子也、天文六年に、此西郷に生れ、後には對馬にすみり、此僧の詩文の集を、仙巣稿といふ、慶長十六年十二月廿二日に、七十五にして、つしまにてみまかれりと、かの筑前續風土記に記せり、

かんなまんな　ひんがしみんなみ

假字をかんなとはいふべし、眞字をまんなといへるは、ひがことなり、かなは、もとかりなゝれば、そのりを、音便にんといひて、かんなとはいふなるを、眞字は、まんなといふべきことわりなし、そはかんなにならひて、ゆくりなく、同じさまにんをそへたるものなり、又南をみんなみといふも、ひがこと也、これもひんがしにならひて、みだりにんをそへたる也、ひんがしは、もとよりひむかしなれば、そのむを、例の音便にんといひ、んにひかれて、その下のかを濁るも例也、然るにみなみは、みんなみといふべきよしなし、そもそも音便にて、んを添ていふ言も、多かれど、此まんなみんなみは、其例にはあらで、かんなひんがしにならひたる、みだりごとなりかし、

男の名にも某子といへる事

中昔よりこなた、女ノ名に某子といふと、なべての例也、いにしへにもをりをり見えたり、さていにしへは、男の名にも、子といへる多し、まづ神武天皇の御世に、石押分之子、贄持之子といふあり、古事記仁德天皇ノ御段に、丸邇臣口子、書紀應神ノ御卷に、壹岐ノ直眞根子、仁德ノ御卷に、茨田ノ連衫子、又佐伯ノ直阿俄能胡、履中ノ御卷に、阿曇ノ連濱子、雄略ノ御卷に、佐伯部ノ仲子、又難波ノ吉士赤目子、又倭子ノ連、又水江ノ浦嶋子、繼體ノ御卷に、筑紫ノ君葛子、又目頰子、安閑ノ御卷に、稚子ノ直、欽明ノ御卷に、中臣ノ連鎌子、又葛城ノ山田ノ直瑞子、敏達ノ御卷に、吉士金子、又大伴ノ糠手子ノ連、又物部ノ贄子ノ連、推古ノ御卷に、小野ノ臣妹子などゝ見えたり、さて右の名どもの中に、石押分之子贄持之子、古事記書紀ともに、之ノ字あり、仁德ノ御卷の衫子の訓注に、許呂母能古と見え、また阿俄能胡、又浦嶋ノ子、又中臣ノ系圖に、鎌足公の祖父の名、方子とも、加多能子とも書る、これらによらば、すべて皆某之子と、之をそへてよむべきかと思はるれど、又繼體ノ御卷なる目頰子を、哥に梅豆羅古とあれば、なべて之といふべきにもあらず、さて又推古ノ御卷に、阿倍ノ臣鳥といふ人を、鳥子ともあり、又敏

達ノ御卷になる糠手子連ノ、崇峻ノ御卷には、糠手ノ連と見え、舒明ノ御卷に、中臣連彌氣とある人を、家ノ系圖には、御食子大連公と見え、又皇極ノ御卷に、巨勢臣德太とある人を、孝德ノ御卷には、德陀古ともある、これらをもて見れば、子といふことを、はぶきてもそへてもいへるも有しにや、

出定後語といふふみ

ちかきころ大坂に、富永仲基といへりし人有、延享のころ、出定後語といふふみをあらはして、佛の道を論へる、皆かの道の經論などいふ書どもを、ひろく引出て、くはしく論したる、見るにめさむることゞもおほし、そも／＼此人、儒のともなひも、いふかひなからずしてのちと見えて、その漢文も、つたなからず、佛ぶみを見明らめたるほどはしも、儒の博しりといはゆるほうしも、かばかりはえあらぬをおほかめるを、ほうしにもあらで、いといみじきわざにぞ有ける、さて又無相といひしほうしの、非出定といふ書をあらはして、此出定をやぶりたれど、そはたゞおのが道を、たゞすいへることをにふみて、ひたぶるに大聲を出して、のゝしりたるのみにて、一くだりだに、よく破りえたるとは見えず、むげにいふかひなき物也、さるは音韻のまなびに、名高き僧なるを、ほとけぶみのすぢは、うとかりしと見えたり、されどかの道のまなびよくしたるほうしといふとも、此出定をば、えしもやぶらじとこそおぼゆれ、

萬葉集に乎知といふ言　郭公にをちかへりとよむ言

萬葉集五の巻に、わがさかりいたくくたちぬ雲にとぶ藥はむともまた遠知めやも、又、雲にとぶ藥はむよは都見ばいやしき我身またをちぬべし、此二つの遠知といふ言、解にしては、假字もたがひ、歌の意も聞えず、昔より解たる人なきを、おのれ考へ得たり、まづ此二うたは、久しく筑紫に在て、京を戀しく思ひてよめるにて、はじめの歌の意は、わがさかりの過て、いたくおとろへたり、今はかのもろこしに有し、淮南王の仙藥を服とも、又わかき昔にかへることはよもあら

じと也、次なるは、淮南王の業をはまんよりは、我は、京を見たらば、又昔にかへりて、わかくなるべしと也、遠知は、何事にても、又もとへかへる意にて、此哥どもなるは、身の又わかゝりしむかしにかへるをいへる也、十七の巻、家持主の鷹の長哥に、「手放れも乎知もかゝすき云々とは鷹をほめたるにて、この乎知は、本の手へかへりくる事をいへる也、廿の巻に、「わが屋戸に咲るなでしこまひはせむゆめ花ちるないや乎知にさけ、是も又はじめへかへり〳〵して、いよ〳〵久しく咲けといへる也、又つねに郭公の哥に、をちかへり鳴とよむも、本のところへ又かへり來てなくをいふ也、此詞の意、右の哥共を引合せて、たがひにあひてらしてしるべし、

万葉集に多太加といふ詞と麻佐加といふ詞との事

万葉に見えたる、多太加といふ言と、麻佐加といふ言と、まぎらはしきが如し、されど此けぢめは、その言のつゞきざま、哥の意にていとよく分れて、まぎるゝことはなきを、今の本、訓を誤れるところあるによりて、まぎらはしきやうに思ふめり、そはまづ多太加の方は、君之直香、公之正香、吉美賀多太可、妹之直香、妹之正香など有て、此外のいひざまはなし、麻佐加の方は、眞坂者君爾縁西物乎、また何時之眞坂毛常不所忘、また麻左香毛可奈思、また麻左可思余加婆、また伊末能麻左可母など有て、多太加とは、いひざまいたく異也、然るをかの正香と書るを、誤りて麻佐加と訓るから、まぎらはしき也、正香は、麻佐加にあらず、多太加なること、いひざまの例をもてわきまふべし、さて多太加とは、君また妹を、直にさしあてゝいへる言にて、君妹とのみいふも、同じことに聞ゆる也、麻佐加とは、行ク末に對へて、今さしあたりたる時をいへり、集中によめる哥共を、考へわたして知べし、其中に、由理といふに對へていへる有、由理も、後といふ意にて、今に對ひたる言也、さて今の俗言に、まさかの時といふ言あるも、此まさかにて、意の轉りかはりたるなり、

某屋といふ家の号の事

近き世商人の家の号、おしなべて某屋といふ、それにいろ〳〵のしなあり、まづ酒屋米屋などいふたぐひは、其物をうるよしにて、こはふるくもいひしことにぞ有けむ、又大和屋河内屋、堺屋大津屋などのたぐひは、先祖の出たる國里の名也、又えびす屋大黒屋などは、福神といふをもて、いはひたる也、又松屋藤屋桔梗屋菊屋、鍵屋玉屋、海老屋龜屋などいふたぐひ、木草の名、うつは物の名、あるは魚鳥の名などもてつけたるは、風流たるをこのめるにて、これも中原ノ康富ノ記に、應永廿七年十一月七日壬申、春日祭也、予依爲分配、早朝南都下向、天蓋大路龜屋宿之、史員職行秀等同宿也、とあるを見れば、そのかみもはやく有しこと也、この龜屋は、旅人やどす家にや有けむ、さてこのたぐひの号は、もろこしの國にて、某堂某亭某軒某齋などいふと、同じこゝろばへなり、さる故にむかしは、商人のみならず、然るべき者も、好みてつけたりと見えて、伊勢の御師といふものなどにも、某屋大夫といふが多く有し也、そはもと風流たるを好みてつけたる物なるを、あき人の家におしなべて、某屋とはつくゆゑに、今はかへりて卑き号となりて先祖より傳はりたるをも、いとひて、屋ノ字を、俗にかへたるもあり、さてかのもろこしの、某堂某齋のたぐひは、物しり人風雅人などこそ、商人も、かはることなくて、同じさまにつく事なるを、御國にてもまねびて、つくる人多き、それをば、あき人の家の号に同じとて、いとふことなきは、からめきたるにまさればなるべし、しかるに近きころ、古へのまなびするともがらは、その某堂某齋のたぐひは、からめきたるをうるさがりて、皇國ざまにもてつけむとするに、かの松屋藤屋のたぐひは、さすがにさけむとする故に、つくべき号なくて、思ひわぶめり、或は某の屋と、のもじを添て、なむとすれども、木草などのうちに、みやびたる名は、數おほからねば、こゝにもかしこにも、同じ名のみいでくめり、そも〳〵もろこしのは、多く二字をつらねてもつくる故に、いかさまにも心にまかせて、めづらしくつくべきを、皇國のは、二つかさねては、長くなりて、よびくるしければ、かにかくにつけにくきわざ也かし、

もろこしの國に丙吉といひし人の事

わらはべの蒙求といふからぶみよむをきけば、かの國の漢といひし代に、丙吉といふ大臣有けり、春のころ、物へゆく道に、牛の人にひかれてくるが、舌を出して、いみしく苦しげに、あへぐを見て、いまだ夏にもあらざるに、此うしいたく暑ければこそ、かくは喘ぐなれ、すべて寒さ暑さの、時にかなはぬは、天の下のわざはひあるべきことぞ、國の大臣は、もはら陰陽をとゝのふることを、むねとすべきつかさなるに、今かゝるは、わがうれふべきこと也、といひければ、みな人げにとかしこまりて、よにいみしきことに思ひあへりとぞ、今おもふに、こはいとをこがましきことなり、暑きころならずとて、ことによりては、などかしかあへぐこともなからん、又さばかり陰陽のとゝのひを、心にかけたらむには、つねにみづからこゝろむべきわざなるに、たま／＼道かひに、此牛のさまを見て、ゆくりなくさとりたるは、いかにぞや、もし此うしのあへぐを見ずは、しらでやむべきにや、されはこは、まことに然思ひていへるにはあらで、人にいみしきことに思はせむとての、つくりごとにこそ有けれ、もしまことにしか心得たらんには、いふかひなきしれものなるを、よにいみしきことにしるしつたへたるも、いとをこなり、又もとより陰陽をとゝのふなどいふこと、あるべくもあらず、すべて世の中の事は、時々の天地のあるやうも何も、みな神の御しわざにて、時の氣のかなひかなはぬなど、さらに人のしるべきわざにはあらぬを、かくことごとしげにいひなすは、すべてかの國人のならひにて、いと／＼こちたく、うるさきわざ也かし、

周公旦がくひたる飯を吐出して賢人に逢たりといへる事

又きけば、周公旦といひける聖人の、子をいましめたる詞に、我一沐三握髮、一飯三吐哺、起以待士、猶恐失天下之賢人、といへり、もしまことに然したりけむには、これもよの人にいみしきことに思はせむための、はかりごと也、いかに賢人を思へばとて、口に入たらむ飯を、吞いるゝまを、またぬやうやは有べき、出迎へむ道のほどにても、のみいれ

むとは、いとやすかるべきを、ことさらに吐出して、人に見せたるは、何事ぞや、すべてかの國には、かくざまに、甚しくけやけきふるまひをしたるたぐひの、何事につけても多きは、みな名をむさぼりたる物にして、例のいとうるさきならひ也、

藤谷ノ成章といひし人の事

ちかきころ京に、藤谷ノ專右衛門成章といふ人有けるそれがつくれる、かざし抄あゆひ抄六運圖略などいふふみどもを見て、おどろかれぬ、それよりさきにも、さる人有とは、ほの聞たりしかど、例の今やうの、かいなでの哥よみならんと、み、心もとゞめざりしを、此ふみどもを見てぞ、しれる人に、あるやうとひしかば、此ちかきほど、みまかりぬと聞て、又おどろかれぬ、そもそも此ごろのうたよみどもは、すこし人にもまさりて、もちひらるゝばかりにもなれば、おのれひとり此道えたるかほして、心やりたかぶるめれど、よめる哥かける文いへる說などをきけば、ひがことのみ多く、みないとまだしきものにて、これはとおぼゆるは、いとかたく、ましてぬけ出たるは、たえてなきよにこの藤谷は、さるたぐひにあらず、又ふるきすぢをとらへて、みだりに高きことのみいふともがらはた、よにおほかるを、さるたぐひにもあらず、万葉よりあなたのことは、いかゞあらむ、しらず、六運の辨にいへるおもむきを見るに、古今集よりこなたざまの哥のやうを、よく見しれることは、大かたちかき世に、ならぶ人あらじとぞおぼゆる、北邊集といひて哥の集もあるを、見たるに、よめるうたは、さしもすぐれたりとはなけれど、いまのよの哥よみのやうなる、ひがことは、をさをさ見えずなん有ける、いともあたらしき人也、はやくもうせぬること、その子の專右衛門といふも、まだとしわかけれど、心いれて、わざと此道ものすときくは、おやのけはひもてはわたらむと、たのもしくおぼゆかし、それが物したる書ども、これかれと、見えしらがふめり、

けだしといふことば

からぶみに、蓋ケダシといへる字は、おほかた、物をおしはかりて、さだめたるこゝろにおけるやうに見ゆるを、萬葉集に、此ことばのをりをりあるを考ふれば、からぶみなるとは、意もいひざまも、やゝかはりて、もしかくもあらむか、といふこゝろにつかひたり、二の巻に、「いにしへにこふらむ鳥はほとゝぎすけだしや鳴しわがこふるごと、すべても聞えにくきやうなれど、これは、郭公は、いにしへを戀る鳥といふなれば、今鳴つるも、もしはわがごとくに、古をこひてなきたるにやあらん、といふ意也、三の巻に、山守はけだし有とも、とあるは、もし山守は有とも也、同巻に、けだしあはむかもとあるは、もしあふこともあらんか也、四の巻に、けだしくもといへるは、もしも也、又けだし夢に見えきやとあるは、もしそれゆゑに夢に見えたるか也、又けだし門よりかへしなんかもは、もし門よりかへしやせんなり、集の中なる、いづれも、かくのごとく見て、聞ゆるなり、其中に、十九の巻に、けだしあへむかもとあるひとつは、すこしたがへるがごと聞ゆめれど、意は、たへてあられむか、もしはえたへざらんか、といへる也、あへは堪タヘなり、

馬子マゴ

西宮記に、馬子六人、馬子四人など見えたり、馬につきたる者也、今の世に、まごといふはこれなり、

將碁

明月記に、闘碁双六將騎等盤とある、將騎は、將碁のことなるべし、園大暦に、大炊御門大納言入道同ク入來有二將碁ノ興一とあり、

わらはやみをおこりといふ事又おこりび

同明月記に、二位殿御發オコリ心地、今日令レ發オコラ給とあり又園大暦に、春宮ノ大夫瘧病、未タ落居一、今日卽發オコリ日也、

續木

同記に、寛喜二年三月七日、南條八重櫻、【一條殿枝續木】花漸開、永日徒然、令分栽菊苗【草不撰土用之】と見えたり、續木といふと、此ころもはやく有けり、

爲後日といふと　立物といふこと

今證文のおくに、爲後日とかく事、應永元年又永保三年などの、家地賣買劵に、仍爲後日立新劵、また仍爲後日相副本劵等、立新劵一通件、などあり、また是藏などのたぐひを、たち物といふとも、右の永保三年の劵に、立物屋捌字とあり、みな朝野群載廿一の巻に見えたり、

はやかね

元長卿記に、大永五年二月二日、云々、相國寺有早鐘、未聞子細、無覺束とあり、

貴下

今世に、せうそこ文の當名のかたはらに、貴下と書とあり、台記に、足下などいふべきところに、貴下とかゝれたること、所々に見えたり、

はなたり病

同記に、日來與鼻垂病、依身温、また依鼻垂不念珠、但今日無温氣也、また鼻垂後始念珠、【夜前浴】など見えたり、鼻汁たるをいふと聞ゆ、昨夜を夜前といふとも、是に見ゆ、

せゝらき

小き溝を、俗にせゝらぎといふは、菅家万葉集下巻に、一もいづ葉の流れてせけば山川の淺きせゝらぎも秋は深きて、

ひたゝれ

後撰集に、ひたゝれこひにつかはしけるに、うらなんなき、それはきじとや、いかゞといひたれば、藤原ノ元輔、一住吉のきじとはいはじおきつ浪猶うちかけようらはなくとも、台記ノ別記に、次召ニ家行朝臣一、賜ニ比多々禮一、【櫻萌黄】仰云、緊頭定有ニ寒氣一、以レ之纏レ塞、云々と見え、兵範記に、久安五年十一月十一日、今日被レ行ニ故姫宮周闋ノ御法事一、云々、布施云々、織物直垂一領、【故宮御衣】また保元三年二月九日、聟取りのところに、男女相伴被レ入ニ帳中一、下官覆レ衾、【直垂也、】宇治拾遺物語に、入てねむとするに、綿四五寸ばかりあるひたゝれあり云々、此ひたゝれひきゝて、ふしたる心云々、などあるを見れば、直垂はもと、綿をいれて、寒きをふせく物にて、衾にもしたりけむ、又むかしは女もきたりしにや、後撰集に、裏なしとあるは、綿をつけて、裏のなきをいへるなるべし、

端に反ノ字をかく事

台記に、布三反、布二反などあり、そのころも、端を反と書りしなり、

ひきはだ

同記に、四五位半靴、【有ニ引膚一有ニ華仙一】六位深沓、【無ニ引膚一無ニ華仙一】とあり、沓などにも、ひきはだといふも有と聞ゆ、此名のこゝろは、蟾蜍膚なるべし、

一日のほどに一切經を寫せし事

中右記ニ云、嘉保三年三月十八日、今日京中上下萬人、一日之中ニ、書ニ寫一切經一、是有ニ一聖人一、得ニ夢告一、進ニ催人々一、於

各家令書寫一冊供養了、遂與人許者、依爲大善根、聊所記置也とあり、これ數萬人して物せむには、たやすかるべきわざながら、さばかりの物を、一日がほどに、うつしをへけむは、猶めづらしきわざなれば、我も記しおく也、

又

一代要記にも、建曆元年四月廿二日、以一万五千八僧侶、一日一切經書寫供養、導師前大僧正雅緣

かけつかさ

うつほ物語たちのおと島巻に、兼友のことて、かけつかさとあり、

針のみゝ

今の俗に、針の孔を、みゝずといふ、童蒙抄に、はりのみゝとあり、耳の意にや

ぬたうつ

夫木集に、俊頼朝臣「君こふと猪のかるもよりねざめしてあふけるぬたにやつれてぞふる、待賢門院安藝、一穂をしてふすゐの床はまどろまでぬたうちさますよはのねざめよ、今の世にいやしき詞に、のたる又のたうつなどいふは、これ也、

杉原といふ紙

園太暦にいはく、康永三年二月廿一日、今日予上左大臣表状也、草事云々、尋常椙原、【二枚續之】不加禮紙【近先例細仰】不儀事、高檀紙可加禮紙也、但椙原又常事とあり、杉原といふ紙、これよりさきのふみにも見えたるか、しらねど、見あたりたるまゝに

ひだのたくみ

いにしへ飛騨國より、匠をえらび出しゝ故にかならず其國のならねど、匠をば、ひだのたくみとなむいひけん、もろこし

にも、にたることあり、史記の灌嬰といふが傳に、斬樓煩將五人とみへる注に、樓煩縣名、其人善騎射、故以名射士爲樓煩、取其美稱、未必樓煩人也、

はやるといふ言

大鏡に、堀川の攝政のはやり給ひし時に、此東三條殿は、御つかさをもとゞめられさせ給ひて、いとからくおはしまし、時に云々、とあり、はやるは、榮ゆること、聞えたり、いまの世にいふとは、やゝこゝろばへことなり、

下向

ものもうでしてかへるを、下向といふは、中昔の書共には、多く還向と書り、然るを關東に下向、筑紫に下向すなどいふと、ひとつにまがひて、下向とかくとにはなれるなるべし、

但馬國の城の崎のいでゆ

増鏡に、安嘉門院、丹後のあまのはし立御覽じにとて、おはします、それより但馬のきのさきのいで湯めしに、くだらせ玉ふとあり、此溫泉、そのほどより、名高かりけむ、

東宮御灸治

増かゞみに、後宇多ノ天皇の、いまだ東宮におはしましけるほど、御病の時、くすしの申すによりて、御灸治の事有べきよしをいへるこころに、いまだ例なきとは、いかゞ有べきと、さだめかねらる、位にては、たゞ一たびためし有けり、春宮にては、いまださるためしなかりけれど、いかゞはせむとて、おぼしさだむとあり、高倉ノ天皇嚴嶋御幸ノ記に、御灸の事見えて、さきの卷に引出たり、たゞ一たびためし有とは、これをまうせるにや、されどこれは、御位のほどにはあらず、おりゐさせ給ひて後也、

岩屋

國々に、おのづからなる洞にはあらで、造りかまへたる石室の、こゝかしこにある事、をり〳〵きくこと也、あまたあるところも有といふなり、人みなこれを、からぶみに、穴居といへることの有を思ひて、上つ代の民のすみかならんと、いひ思ふめれど、御國には、然民の穴にすめりし事は聞えこず、さらにさにはあらず、中には墓とおぼしきもあめれど、皆然るにもあらじ、今よく思ふに、書紀の神武天皇の御巻に、道臣命に勅有て、作大室於忍坂邑、盛設宴饗云々、道臣命於是奉密旨、掘窨於忍坂云々、また綏靖天皇の御巻に、手研耳命於片丘大窨中、獨臥于大牀、など見えたる物にて、上つ代には、つねの屋のほかに、別に山のかたそばなどをほりて、石もて屋を作りかまへたる事有けん、さるはなべて民共などのするわざにはあらで、高き人の、ことさらに好みてせしにて、大かたふるく窨といひし物は、是なめり、そは何のためにと、さるかまへはしたるにか、其ゆゑはしられねど、もしは冬寒きころ、あたゝかなるためでゝにもや有けむ、今國々にあるは、多くは此上つ代の石室のゝこれるなるべし、

音學五書といふふみ

もろこしの國に、明の代の末に、顧炎武といひし人、音學五書といふふみを作りて、後の世の音韻の、よこに訛りきて、いにしへの音とは、たがへるよし、又韻書どものひがよみごとを、古書どもの韻語を、こと〴〵く引出して、くはしく論ひたり、今の世のからうたつくりをしも、華音など、こと〴〵しくいひて、いみしくたふときものに思ひをる人共に見せて、めさまさせまほしき書にぞ有ける、五書は、音論といふ三巻、詩本音といふ十巻、易音といふ三巻、唐韻正といふ廿巻、古音表といふ二巻、にて、あはせて三十八巻あり、

三ッぐそく

佛の具に、三ッ具足といふ物有、二條ノ良基ノおとゞのかゝせ給へる、雲るのみのりといふ物に、銀のみつ具足と見えたり、

十二ひとへ

同じ書に、皇后宮の御方へわたらせ給へれば、宮は、中こき紅梅の十二の御ぞに、同じ色の御ひとへ、くれなゐのうちたる、もえぎの御うはぎ、えびぞめの御こうちぎ、花山吹の御から衣、からのうす物の御も、けしきばかり引かけ云々とあり、俗に十二ひとへといふは、此十二の御ぞに、同じいろの御ひとへ、とあることより出たる名目にやあらむ、

御家の文といへる事

同じふみに、けふの使は德大寺中將公清也云々、もえぎの下がさね、御家の文のもかうを、色々におりたりしにや云々、

もゝだちちりめん

兵範記に、保元三年三月廿二日、石清水ノ臨時ノ祭の、舞人の裝束に、摺袴【股立津加留也】とあるは、今ノ世にもいふ股立にや、又同祭の使の裝束に、着ス有文下ノ襲、縮緬綾袴等ヲ、と見えたり、縮緬は、今の世にもいふちりめんなるべし、但し昔は、ちゞめんといひけむを、ちりめんとは訛れるなるべし、

伊勢勅使のとも人の數

同書に、仁安三年十二月廿一日、伊勢大神宮炎上によりて、同月勅使、左大辨雅頼ノ卿發遣、その人數は、勅使大辨子息一人、從十一人、前駈六人、【從各五人】侍五人、【從各十人】雜色六人、【從各二人】舍人四人、人夫卅人、右大史二善章貞、從廿人、史生盛久、同兼康、從各廿人、馬各五疋、官掌頼兼、【同前】辨侍二人、從各五人、馬各二疋、使部十人、從各一人と見えたり

咄（ハナシ）

今ノ世に、物語を、はなしといひて、咄ノ字を書り、説文に咄ハ相謂也としるし、文選なる、張景陽ヵ詠史ノ詩に、咄(カタラク)此ノ蟬冕ノ客ニ、君紳(カニ)宜(ク)見(ルサ)書とあれば、字はかなへるを、はなしといふ言は、いかなる意にか、もしは放(ハナ)しか、

柳箱

柳箱といふ物、續日本紀九の卷に見えたり、

大嘗ゆきすきの國

大嘗の悠紀主基は、かならず京より東と西なる國を、定めらるゝやうに見えたれども、さしもあらざるにや、神龜元年の度は、由紀備前ノ國、須機播磨ノ國也、天平神護元年の度は、由機美濃ノ國、須伎越前ノ國なりき、

明々日

明後日のことを、小右記に、明々日と、ところ／＼に見えたり、

降誕　まにあはぬ

同記、寛仁元年四月廿八日壬寅、早朝罷出、寅ノ時降二誕ス女子ヲ一、不レ逢二産ノ間ニ一、雖レ馳向(ヘセフト)、産已ニ遂了(ニケヌ)とあり、誕生を降誕といふは、ふかきにすぎて申すやうなれども、さもあらざりしなり、これは實資公の、みづからの御女(ムスメ)の生れ玉へることをしも、かくしるし給へり、又間にあはぬといふとも、これに見えたり、近き世の言にはあらず、

八的

同記に、寛仁二年五月十四日辛酉早旦、資平日、左府來云、晩出二馬場一、左右近衛射、各二人、又二度、大倉ノ御馬ノ、令レ射二八的(ツ)一、

祭に臨みて神主を定むる事

糸東記に、寛仁元年十一月三日丁酉、天晴、爲行祭事參梅宮云々、但氏人等遲參云々、仍以大膳少進從九位下上野朝臣廣達爲神主云々、【先例以氏人爲神主、而遲參、仍有定、以廣達爲神主】とあるを見れば、古は、祭に臨みて、神主といふものを、さだめられたることも有し也、

万葉集に見えたる和氣といふ稱

皇子たちなどの御名にある、某別、又姓のかばねの、某の別などの別にはあらで、萬葉集の哥に、一種の和氣といへる稱有、そを人皆、みづからひげしていふ稱とのみ心得たるは、くはしからず、つねにうちまかせてひげして、僕などいふとは異にして、これは、人より我をさしていふ詞をまうけて、そを其人にいひやることて、ことさらに我を賤きさまにいひなす稱也、さるはすこしたはぶれたる物にて、まことのひげにはあらず、四の卷に、「わが君は和氣をば死ねと思へかも云々、これ人の我を死ねと思ふといふことを、まうけて、いひやる也、さて我をいやしめていふから、人をば、吾妹子といふべきを、ことさらにあがめたるさまに、わが君といへるも、少したはぶれ也、同じ卷に、「黑木とりかやもかりつゝ、つかへめどいそしき和氣とほめむともあらず、これも同じことにて、人の我をいそしき者といはむ詞を、まうけていひやる也、さて八の卷に、「わけがため我手もすまに春の野にぬけるつばなぞめしてこえませ、これはわけがため我手も云々とあれば、わけは汝也、又「ひるはさきよるはこひぬるねむの花君のみ見めや和氣さへに見よ、是も見よとあれば、和氣は汝なるに、君のみ見めやは、かなはざるにつきて思ふに、君ノ字は吾を誤れるなるべし、そも〳〵此二首は、人をさして、和氣といへること、四の卷に、我をいへること、うらうへのたがひにて、いとまぎらはしきを、つら〳〵に考ふるに、まづ此二首は、紀ノ女郎が、家持ノ卿におくれる哥なれば、家持ノ卿を、和氣といやしめてはいふべきよしなきに、然いへるは、ことさらにたはぶれたる詞也、さる故に、戲奴と書て、變云和氣と注したり、これもとよりよみ人の書るまゝなるべし、そは君を奴のごとく賤め

て、和氣と申すは、戯れごといふ意を、しらせたる物なり、さてその和氣といふは、四の卷なるごとく、まうけて、ことさらにいやしめていひなす稱にして、我ながら、人よりいふ詞につかふ稱なる故に、汝といふに用ひたる也、次に家持ノ卿のかへしに、「わが君に和氣はこふらし給ひたるつばなをくへどいやゝせにやす、此わけは、たゞに我をいふに似たれども、然らず、女郎がたはぶれをうけて、その和氣といひたまへる我はといふ意也、かなたの戯の詞を受て、そのまゝにいひかへすと、今の世にもあること也、又これも、かならず吾妹子といふべきを、わが君にといへるも、女郎が、こなたを和氣といへるを、うちかへして、あがめたるたはぶれ也、心をつくべし、上の件、和氣の事、かくまぎらはしき謬あるゆゑに、むかしよりよく解得たる人なきを、右のごとく心得るときは、皆明らかにして、まぎれなく、戯奴と書るよしも、よく聞えたり、

ある人のいへること

ある人の、古學を、儒の古文辭家の言にさそはれていできたる物なりといへるは、ひがこと也、わが古學は、契沖はやくそのはしをひらけり、かの儒の古學といふことの始めなる、伊藤氏など、契沖と大かた同じころにいふうちに、契沖はいさゝか先だち、かれはおくれたり、荻生氏は、又おくれたり、いかでかかれにならへることあらむ、

上東門院

左經記、萬壽三年正月十九日、太皇太后御剃髪の事を記せるところに、以御在所上東門院、爲院号、とあり、かゝれば上東門院といふは、もとより御在所の名なりけり、

厨子

佛の像をいれおく物を、厨子といふこと、同記に、同年三月廿日、請僧最仁王八講、御裝束をしるせるところにいはく、安置五大力佛像於厨子中、【件佛像厨子也、兩扉有鏁鑰、云々】

梵語

鳥の梵語を、迦邏【去引】邏といふ、鳴聲によれる名也、鷄を矩羅倶吒といふ、くだかけのくだと、おのづから同じ、瓦を迦波羅といふ

菊の御文

葉室ノ大納言賴親ノ卿、右衞門ノ佐たりしほど、文應元年八月、新院石淸水御幸ノ記一卷あり、それに、御裝束をしるせる、赤色御袍、【窠文中菊八葉、蘇芳御下襲、同御半臂、有文御帶、】と見ゆ、菊の御紋といふは、かやうの文の、御例になりたる物にや、

道者

伊勢にて、他國の參宮人を、道者といへり、小朝熊ノ社神鏡沙汰文の中に、天福二年の文書の言に、熊野ノ詣道者、下總國臼井郡住人、南無妙房とあり、

眞桑瓜

御湯殿のうへの日記に、天正三年六月廿九日のぶながより、みのゝまくはと申す名所のうりとて二こしん上、とあり、眞桑村は、本巢ノ郡也、

五石なわの釜

宇治拾遺物語に、五石なわの釜を、五ッ六ッかきもてきて、庭にくひどもうちて、すゑわたしたり、とあり、今ノ世に、一斗ばかりいるべき鍋釜を、斗なわといふと有り、これ也

棧敷

物を見るさじきを、中昔より、棧敷と書くは、ひがこと也、小右記には、狹敷とかゝれたり、これは棧敷とかくよりはまされり、されど正字にはあらず、正字は、日本紀に庪（サズキ）とある、これ也、古事記には、佐受岐（サズキ）とあり、

佐渡國より金の出し事

宇治拾遺に、能登ノ國に、鐵をとる者、佐渡ノ國に、こがねの花咲たるところ有といひて、金八千兩ばかりとりて、能登ノ守さねふさに奉りたる事見えたり、

くらかけ

これも同物語に、鞍のくら皆具、鞍かけにかけたりと有、然ればくらかけといふものは、もと馬の鞍をかくる具の名也、

かなごよみ

同物語に、かな暦といふ事あり、むかし眞名と假字との暦有しにや、さて又暦に、神佛によしといふ日あり、今の暦本に、神よしとしるせるは、是なるべし、又かん日、ゑ日など、日のよきあしきをしるせる事も見えたり、

きぬかぶりをぬぐ事

[illegible]の中にすておきたるを、きと見て、時々、きぬかぶりしたるを、うちぬぎ、かしらをかたぶけて、すこしく〳〵つゝひそかへつゝ、ゆく時も有けりと、同じふみに見えたり、むかしも、きぬかぶりのことは、[illegible]

しりくらへくわんおん

稻荷のほとりに、しりくらへ觀音といふ事有、日本紀の欽明天皇の御卷に、調吉士伊企儺といへる人の、新羅王に、我尻膾といひたりしこと見えたれ、

國ノ守神拜

さらしなの日記にいはく、あづまより人きたり、神拜といふ事して、國のうちありきしに云々、これ菅原ノ孝標の、東國の國司になりて、下りしが許より、いひおこせたると也、むかしは、國司任國にくだりては、まづ部内の神社ノ〳〵にまうでしと也、

そばへもよらぬ

竹取物語に、つねにつかうまつる人を見玉ふに、かくやひめのかたはらによるべくだにあらざりけりと有ルは、俗ノ詞に、物をくらべて、こよなくおされるを、そばへもよらぬといふに同じ、

中國

山陰道山陽道の國々を中國といふと、元慶二年二月三日の官符に、伏テ尋ヌルニ物情ヲ、陸奥出羽ノ之在ルニ絶遠ニ、尙限レリ五年ニ、因幡出雲ノ之居ルニ中國ニ、何ゾ得ム六年ナルコヲ、とあり、類聚三代格にのれり、

あるさとびうた

ある人、「思ふとひとつかなへば二つありみつよつ五つむつかしのよやと申すは、たが哥にて、いづれの集に見えて候やらんとゝふ、おのれいはく、これは集などにあるべき哥にはあらず、ちかき世の俗哥サトビウタ也、趣はきこえたれど、一二の句つたなく、結びの句も上にかなはず、「ねがふことひとつかなへば又ひとつ二つ三つよついつかつきせむ、などあらば、哥のやうにもあらんか、

又吉備ノ大臣の名

政事要略に、貞觀格を出していはく、右撿ルニ太政官去天平神護二年九月十五日ノ格ヲ、偁ク、大納言正三位吉備ノ朝臣眞吉備宣奉勅

者と見え、一代要記などにも、眞吉備とあり、ちかきころ此大臣の、母君を葬り給へる墓誌を掘いでたるには、眞備とあり、眞備とあるをも、よむには、まきびとよむべきなり、

狐つかひ

中原康富記云、應永廿七年九月十日丙子、今朝室町殿醫師高天被禁獄、父子弟等三人也云々、此間仕狐之沙汰風聞、然而昨日於御臺御方、御膳香被加持之處、一疋自御所走出、則被請件狐之後、被打殺、依此事高天が狐ヲ仕、取付之條、露顯云々、仍下醫被召取云々、蓋罹又被召取陰陽助定棟朝臣、是モ仕狐之由、有其說云々、末代之作法、淺間敷々々、同十月九日甲辰、後聞、囚人高天、昨日被流讃岐國、俊經朝臣同國被流云々、是等皆狐仕之報也、

御袋

人の母を、御袋といふと同記に、享德四年正月九日、今晩室町殿姫君誕生也、御母大舘兵庫頭女也、

後鳥羽天皇の御諱のよみ

後鳥羽天皇の御諱尊成、歷代編年集成に、タカヒラと假字附あり、成は平也といふ意なるべし、

なんご

さゝげの莢束搾にもやのなんごといふを有、又みすはたんごにかくるも、南をもこにかくる也とあり、今いふ網戸は、これによるべし、

いるといふ詞

俗の言に、頭がいる、腹がいる、或はいるばかりいるなどいふ、此いるといふ詞、小右記に併て行不可入歟と見え、

源氏物語に、明石ノ入道の言に、かなぶみ見給ふるは、目のいとまいりて云々とあり、これ俗にひまがいるといふと也、そのころよりはやくいへること也けり、もろこしの近き世の俗語に、没ノ字を用る、此意と同じこと也、

おちつき

物へゆきつきて、喰ふ食を俗に落付といふを、仁治三年内宮假殿記に、奉遷使祭主從三位神祇權大副大中臣隆通、並判許參宮、云々、御息所ハ經繼朝臣之宿館、長官沙汰ニテ進落付之飯酒、とあり、

しるよしして

本維章といへるじゆしやのかける和學辨といふものに、いせ物語に、春日の里にしるよしゝてとかけるは、知の字をしらぬ作者と見えたり、異邦の書に、知杭州、知袁州など書るは、知の字、つかさどるとよむ、此方の人は、文字に傍及といふとあるをしらぬ故、物によりて、讀法の變ずるをしらず、といへるは、知ノ字のつかひざまをのみしりて、志流といふ言に、傍及のあるとをしらざる、ひがと也、かのしるよしは、古言に、天皇の天の下しろしめすなど申し、其外にも、上つ代よりいへる言にて、さらに知ノ字の傍及をしらずしていへる詞にはあらざるをや、なほ志流といふ言は、此外にも、傍及の意あると也、すべて皇國の言の意をば、よくもしらで、たゞ漢字の義をのみとらへて、みだりなることをいふ、このたぐひ、じゆしやのつね也、

榊ノ枝松ノ枝を文臺とせられし事

明月記に、建永二年三月五日、賀茂哥合、今日給題、七日、依有雨氣、御幸被忩、云々、次人御舞殿、御前敷圓座、大納言依召候御前、次召哥人、有家取哥合參上、敦經持參榊枝、置御前爲文臺、枝本向社方、以木葉面、可爲上之由有仰、置哥合於其上、云々、幸上御社、次第如前、以橘殿爲御所、予依召取哥合參上、敦經持參

松枝一寫文臺如前、讀上丁各退下、

姫君おほい君中の君といふ事

いにしへ公卿などのむすめたちのついでをいふこと、一の姉なるを、姫君とも、大君ともいひ、二なるを中の君といひ、三より下は、つぎ／＼に三の君四の君などいへり、二人にても、いくたりにても、二なるをば、中の君といひ、かくて姫君とは、一なるをいひける、物語などにいへるやう、みなかくのごとし、新猿樂記といふふみにも、右衛門尉なる人の、十六人のむすめをいへるに、大君中君三君四御許五君六君七御許などいへり、此書は、藤原明衡作れり、そのころまでも、かくぞいへりけむ、

癩病をかたゐといふこと

ある人のいはく、俗に癩病をかたゐといふは、害大の字なり、癩病一名を害大風といふ、醫宗要訣に見えたりといへり、すべて此たぐひの説は、うちきくには、うべ／＼しく聞ゆれども、よく思へば、みなあたらぬ事也、いかにといふに、すべて俗語は、書をよみて出る物にはあらず、字音の言の多きも、おほくは佛ぶみの語にて、これむかしより常にいひなれたるもの、佛語なれども、近き書に多く見えて、聞なれたる言どもあれ、遠きふみにいふ、いひしを耳に見えたるおほきふみは、世の人は、いかにしてしりていひ出む、たま／＼似たることを見つくれば、極てそれなどいふは、ひがごと也、癩病人をかたゐといふは、乞兒をかたゐといふより轉れる言也、されば乞兒をかたゐといふことは、人をいやしめにくみて、かたゐといへることあれば、それより出たる也、すべて世の中の言は、此ほかさま／＼にうつりゆくものなりけるを、

皮子

體源抄に、箏樂の名物をいへる中に、皮子丸は、延喜ノ御門の御時、唐より、もろ〳〵の重寶を入て、奉られたりけるに、皮子の足に立たる竹管の、よきほどなりければ、とりて彫たりける、最上の物なりける也、當時傳はりて、宇治の寶藏にあり、と見えたり、皮子といふ物の名ふるし、

無邊法界　めつさうかい

八雲御抄などに、むへんほうかいの哥よみといふとあり、今の俗言に、めつさうかいなどいふは、此言の訛れる也、めつさうかいを、伊勢などにては、めつほうかいといへり、又其意を江戸などにては、あてこともないといへり、これも無邊法界の意にちかし、

十二支の巳を美といふ事

十二支の子を、禰といふは、ねずみの畧き、卯を宇といふは、菟也、これは古書どもに、宇の借字にも、菟と書り、さてこれらはあらはなるを、巳を美といふは、蛇の和名倍美と、和名抄にある是也、さて丑寅などみな、二もじの名は、畧けるはなきに、巳のみ畧き、三もじの名は、ねずみうさぎ皆はぶけるに、未のみは畧かず、

かなぶみに朱印をおす事

假字文に、朱印といふものをおすは、いと見ぐるしきわざ也、いはゆる書判は、やゝふるき物にも見えたり、もろこしの國にても、ふるくはみな花押にて、書判也、朱印おすことは、宋の代のころよりはじまれりとぞ、

らくがき　らくしゆ

いはまほしき事の、あらはにいひがたきを、たがしわざとも、しらるまじく書て、おとしおくを、落し書と今もいへり、ふるくより有しことにて、そを又門屏などやうのところに、おしもし、たゞにかきもしけむ、かくてそのおとしぶみを、も

じごゑに、らくしよともいひならひしを、後に其もじにつきて、らくがきともいひて、又後には、たゞなにとなく、たはぶれに、さるこころに物かくを、らくがきとはいふ也、又たはぶれのきとび哥に、らくしゆといふ一くさ有り、これもかのおとしぶみよりうつりて、もとは落書ラクシヨなりけんを、訛りてらくしゆとはいふなゝめり、愚門賢註に、童蒙落書の哥とある、これ也、

宿老庄屋名主

京大坂などにて、町々の長を、宿老といひ、ゐなかにて、村の長を、庄屋といふ、これを吾妻にては、江戸にても田舎にても、名主といふ也、此名主といふ称、東鑑などにも、ところどころ見えたり、これは中ごろの書どもに、諸國の村里の名に、某名ナニヒャウといふ名多し、それおほくは人ノ名のごとし、たとへば恒光名ツネミツミヤウ永平名ナガヒラミヤウなどいへるたぐひ也、されば名主といふは、此某名より出たることにやあらむ、

しぬるを病死といふ事

今の世、おほやけざまの文書などには、人の死ぬるを、病死といふこと也、そもそも人は、病ならで死ぬるは、百千ヒャクセンの中に、まれに一人二人などこそ有べけれ、おしなべては、みな病ヤマヒてしぬるとなれば、それをとり分てはいはでも有ぬべくおぼゆるを、これはむかしみだれ世のころは、戦ひて死ぬるものゝ多かりし故に、病死は病死と、分ていへりし時のならひのまゝなるべし、

ほうしだてら

俗に女などの烈しくはしたなきわざするを、女ヲナゴだてらといふことばあり、狭衣の物語に、或ルほうしの、女をぬすみて、車にのりて物する事を、ほうしだてら、かくあながちなるわざをし玉へば、と見えたり、

獅子舞王の鼻

神社にある、獅子がしらといふもの、本はたはぶれの物なるべし、白氏文集、西涼伎ノ詩に、西涼伎、假面胡人、假師子、刻木爲頭絲作尾、金鍍眼睛銀帖齒、奮迅毛衣擺雙耳、如從流沙來萬里、紫髥深目兩胡兒、鼓舞跳梁前致辭、云々とある、これをまねびたる物と見えたり、そのさまもはら同じ、又王の鼻といふ物、天狗面ともいふ、これを猿田彦ノ神の御形也といふなれども、これも此胡兒のかたなるべきか、貴德の舞の面まさしく王の鼻也、江家次第、興福寺供養、また法勝寺御塔會などに、獅子舞の事見えたり、園太暦に、師子舞德太男とあるは、此舞を業としたる者也、

おひなる　およる

女の詞に、人のねたるがおくるを、おひなるといふ、伊勢などにては、おひるなるといふ、あづまにては、寝るを、およるといふ、御晝なる御夜なるといふと也、古今著聞集に、月をも御覽ぜで御よるなれば、云々、増鏡に、帝はいづくにおよるぞとゝふ、夜のおとゞにといらふれば云々、

文身の訓

から書に、文身とあるを、みをもどろげと訓り、夫木抄、俊頼ノ朝臣の哥に、「霧をいたみ眞野の萩原しだれしてしづくに袖をもどろかしつるとあり、書紀景行天皇の御卷にも、文身のよみ、同じことなり、

ゑた

今の世に、ゑたといふものは、餌取を訛れる名也、穢多とかくは、俗のさかしらもじ也、和名抄に、屠兒、和名惠止利、屠牛馬肉取鷹鷄之餌之義也、殺生及屠牛馬肉取賣者也、とあり、翻譯名義集といふ書に、旃陀羅、此云屠者、法顯傳云、名爲惡人、與人別居、入城市則擊竹自異、人則避之といへるは、天竺の國の事なるを、此方の今の世の

ゑたに似たることなり、

足袋

俗にいふ足袋は、和名抄に、單皮履、云々、今按野人以鹿皮爲半韈、名曰多鼻、宜用單皮二字乎と有、

くぎぬき門

屋根もなくて、門のやうしたる物を、くぎぬきといふは、狹衣の物語に、門などもなくて、たゞくぎぬきといふ物をぞしたりけることあり、

だるし

手足のたゆきを、俗言に、だるいといふ、いせなどにては、かいだるいといへり、此言曾丹集に、「わぎもこが今朝の朝菜にひかされてせなさへあまりかいだゆきかな、伊勢が集に、「よもすがら物思ふときのつらづゑはかひなたるさへそしられざりける、此哥夫木抄には、三四の句、手枕はかいだるきまでとこそ有、

さらばといふ詞

人に別るゝ時に、さらばといふを、後撰集別の部に伊勢、「さらばよとわかれしときにいはませば我も涙におぼゝれなまし、

ねくさし

食物のあしくなりたるを、ねくさいといふを、金葉集戀下に、「あふみにか有といふなるかれいひ山君はこえけり人とねくさし、

人の往にしあとを掃ことを忌事

人のまかりし跡を、掃事をいむは、萬葉集にも、十九の卷に、「櫛も見じ屋中もはかじ草枕旅行く君をいはふと思ひて、

すそをつまげる

俗言に、衣のすそをつまげるといふは、万葉集廿の巻長哥に、「御裳のすそつみあげかきなでとある、此つみあげのつゞまれることばなり、

髪のつと　たを

いまのよ、女の髪ゆひて、後ウシロと左右へはり出したるところを、つとといふを、あづまにては、たをといへり、源順ノ集に、「わすれずもおもほゆる哉朝な〳〵ねし黒かみのねくたれのたわ、うつほの物語藏開ノ巻に、たゞおほとのごもりなば、御ぐしにたわつきなんず、金葉集戀ノ一に、「朝寐髪たが手枕にたわつけてけさはかたみにふりこして見る、などあり、たわたを同じ言也、たゞしいにしへのは、枕にあたりたる所に、おのづから出來たるをいひ、今のは、ことさらにつくる也、

口狀

三代實錄十三の巻、宣命の中に、口狀といふと有リ、今の世に口上といふは是也、口狀を口上とかくは、物語書に、几帳を几丁、本性を本上とかけるたぐひ也、

用ヨウといふことば

今の世に、御用用事、入ル用急用など、其外爲スるわざのあるを、用のあるといふたぐひ、すべて用といふ詞を、廣くつかふ、これは要かと思へば、さもあらざるにや、菅原ノ贈太政大臣の、書齋ノ記に、又朋友之中ノ、頗有ルニ要須之人ノ、適タマ〳〵依テ有ルニ用、入テ在リ簾中ニ、更科ノ日記に、さるべきよう有て、秋ごろ和泉にくだるに云々、是らは、もはら今の世にいふ用ある也、後撰集雜ノ二に、枇杷ノ左大臣よう侍りて、楢ナラの葉をもとめ侍ければ云々、赤染衛門集に、つかふべきよう有て、くれをこひたりしに云々、これらは、もちふべき事有てといふ意なれば、用ノ字にあたれり、台記に、依テ有ルニ急要一、退テ下ス宿廬ニ、これは

要ノ字はかゝれたれど、いまの世にいふ要用なり、

重荷に小付

重荷に小付といふ事、後撰集に、「年の数つまむとすなる重荷にはいとゞこづけをこりもそへなん、

北野の御詠といふ哥

「唐衣おりてきた野の神ぞとは袖にもいたる梅にてもしれ、「心だにまことの道にかなひなば祈らずとても神やまもらん、此二首の哥、北野の御詠のよし、鴨ノ長明ノ四季物語といふ物に、二月廿五日の神事のところに見えたり、此哥ども、後の世ざまの、いとつたなき哥也、はじめのは、哥の趣ことにつたなし、次なるは、例のほうしの口つき也、結の句のやもじかなはず、これは後の世の人の哥よみの、んとこそむる上には、必やといふべきとゝ、かたくなにこゝろえたるでう也、此哥にては、神はことといふべけれ、すべて此四季物語といふものゝ、うたがはしき書也かし、

鏡のうらに鶴をいつくる事

今の世に、鏡のうらには、多く松竹鶴亀のかたを鑄つくる也、拾遺集賀ノ部に伊勢、「千年ともなにかいのらむうらにすむたづのうへをぞ見るべかりける、此哥のはしの詞に、かゞみいさせ侍ける、うらに鶴のかたをいつけさせ侍てと有、

玉勝間九の巻

花の雪　九

やよひのころ、あるところにて、さくらの花の、木ノ本にちりしけるを見て、一とせよし野にものせし時も、おほくはかうやうにこそ、散ぬるほどなりしかと、ふと思ひ出られけるまゝに、

ふみ分し昔戀しきみよしの、山つくらばや花の白雪、かきあつめて、例の巻の名としつ、雪の山つくられし事は、物に見えたり、

今様合

百練抄に、承安四年九月一日、於二太上法皇御所一、【法住寺殿】有二今様合事一、撰二定堪能輩卅人一、十五箇夜間、毎夜一番、被レ決二雌雄一、師長資賢等卿爲二判者一、十三日、仙洞今様合之次有二御遊一、上皇令レ歌二今様一給、希代之美談也、

春日ノ社みづがきを迴廊に造りかへらるゝ事

同書に、治承二年五月卅日、春日社、今度修造之時、改二瑞垣一可レ造二迴廊一之由、衆徒進二奏状一、依二申請一、被レ宣下一畢、而社家依レ有二申旨一、被レ行二御卜一之處、官奏共不快之由申レ之、而衆徒申云、不レ可レ依二卜吉凶一、仍被レ問二諸卿一、猶祈二請本社一、可レ有二覆推一之由、定二申之一、遂改二瑞垣一、造二迴廊一、と見えたり、官奏の奏ノ字は、寮を誤れるなるべし、官は神祇官、寮は陰陽寮也、さてこれになすらへて思ふに、すべて國々の神社のつくりざま、いにしへのとは、かはりきぬるほど、おしはかられたり、又御卜の吉凶は、神の御心なるに、それにもしたがはず、ひたぶるにほうしの心なりけん、まがつひのまがとは、せんかたもなきわざなりけり、

水無瀨殿造りかへ御わたまし

同書に、建保五年正月十日、上皇御移徙水無瀨殿新御所、是本御所、去年大風洪水之時、顚倒流失之間、更點他所被造營也、十二月、自水無瀨殿還御、

新勅撰集の事

同書に、文暦元年十一月九日、中納言入道【定家卿】於前關白家、撰新勅撰【先院御時被奏覧】南殿下覧、頗有用捨事、被切者百首云々、又有被入之人云々、

みちのくの田うゑ哥

陸奧の田植哥こて、書たるを、人の見せたる、彌十郎、あすは大たむいおたうゑだが、しつたかしらぬか、太郎次郎、からすのゝ背烏に、むくりゝむつくりこ、むくしり起、大くろ小くろ、墨のくろ、上の町の一みなくち、そろりそつこ、引こんで、はしくこかくべいごや、なへこり、種は千石、おろし申したが、ごれか薬屋はやわせ、おこの〳〵わかや、皆おしなべて、葉廣はわせ、苗の中の鶯は、世をは何こさへづる、銭俵に十かきさへて、おくら満こさへづる、朝はか、朝はかの一みなくちに、、生こる松は何まつ、白かねの銚子提に、田ぬしいはゝ若松、今々の…の枝に、こまる鷹が巣をかけて、巣のうちを見入て見れば、こもらゐが九ッ、一ッを宇賀にまゐらせ、八ッの長者こいはゝれたよ、けふの田うゑの田ぬし殿には、金の白ゐの十あ、白かねに八かねまして立たには、長者殿にゐますべい、杵が十六女が三十三人、三十三人の其中では、ごれが目につく、殿人、誰が晴たれに、上嶋田がめにつく、旅びこ、晝上り、日を見れば、ひるまになり候、晝いひもちのおそさよ、晝いひはいでき候か、植ゑ何程ごうゑた、晝いひはいでき申たが、おけくすにさにくへ、いをやねかあ申あげて、ひをさねゝくへよ、御、鎌倉へのぼる道にはなにゝ、たゞ石あり、男よなごずたにかくれば、なまれ

かゝる石あり、かまくらの御所の館は、二階作りの八、むねに、むねさはしをふせて、二階づくりの八つむね、鶴岡の御所のやかたの、百千本の竹の子、百千本がのたつなら御所は名所となるべい、夕暮、夕ぐれに出て見れば、前田むせがそよめく、そよめかばおかり〳〵やれや、百や廿餘人、百廿余人の其中に、これがこなたの聟殿、紅の鉢巻に、左鞆か聟殿、上りはかのこんこめには、誰もけんてにかけるな、玉のみこしでむかへ申そ、誰もけんてにかけるな、笠の上で鼻が鳴候、おいさま申ご田の神、

正堂正寝

百練抄に、久安四年、閏六月十五日、諸卿於二殿上一定申、諸道勘申云々、正堂正寝、指二何物一哉事、正堂大極殿、正寝小安殿之由、師安勘申、而内大臣、正堂大極殿也、正寝小安殿之條、無二所見一之由被レ申、

后妃内親王など院号の事

同書に、應保元年、十二月十六日、以二無品内親王一【暲子】爲二八條院一、伊通公申狀、帝王養母之儀、尤偏自二延喜一事也、所謂溫子【九條殿女】也、貴爲二皇太后一、寛平法皇令レ申下無二其例一、仍不レ可レ然之由上給、然而不レ可レ依二例一、令レ存二母儀一給之由、被レ仰レ之女院、始レ自二東三條院一、院号貴二於后一歟、將賤歟之由、可レ被レ問二法家一、小一條院、尤東宮也、而院号之後、可レ爲二三宮下一之由宣下、太上天皇者別也、只院号、更不レ可レ貴二於后位一事也、

裾の長さの事

同書云、寛喜三年五月廿四日、若宮御百日也、今日出仕人々、裾寸法事、内々爲二頭中宮亮資頼朝臣奉行一、被二仰下一、大臣八尺、大納言七尺、中納言六尺、参議三位五尺、四位已下四尺、

もらふさいふ詞

新撰字鏡に、餬寄食也毛良比波牟とあり、俗言に物をもらふといふは、これ也、これもとは食にのみいへりし言の、後にひろく何にてもいふことになれるか、はたもとより食にはかぎらざりし言か、しらず、

茶椀

延喜民部省式、年料雑器、長門ノ國より進る物の中に、茶椀廿口【徑各五寸】とあり、茶椀めづらし、

大野の石佛

初瀬より、伊賀の名張へゆくあひだに、大野寺といふに、いとたかく大きなる石に、佛のかたゑりたるあり、承元三年三月七日、上皇御幸長谷寺、并宇多郡内大野石佛とあるは、此ところ也、上皇は、後鳥羽ノ天皇也、

みやうぶ

武能といふ管絃の上手、一の人の仰せによりて、時光といふものゝ弟子になりにゆくとて、みやうぶ書て、かれが家にゆけりと、續世繼に見えたり、みやうぶは、名簿とかきて、なづきといふ物也、物に名付とも書たり、

たふとみて令といふ詞

古語に、人の事をたふとみて、行をゆかす、立をたゝすなどいへるを、中昔には、ゆかせ給ふ、たゝせ給ふなどいひ、記録ふみなどには、令行給、令立給など書り、此たぐひの令といふことばゝ、いとふるくは見えざるに、万葉十四の、下野國の哥に、安思布麻之牟とあるは、いとめづらし、かの集のころの哥、他はみな、あしふませなどいへる例也、

かたみ恨み

かたみうらみといふ詞、保元物語に見えたり、

書出し

江家次第九の巻に、書出といふと見えたり、今商人の家にいふ書出しも、かれより出し名なるべし、

かたみせん

今昔に、たがひせんといふことを、續世繼に、ゐごならば、かたみせんにてぞよく侍らむとあり、

伎藝に大夫といふ名

同書に、花園ノ左大臣の御家に、管絃をこのむするものどもを、おもくめしおき給へりし事をいへるところに、ふき物ひき物せぬはすくなくて、ほかよりよゐらねど、内の人にて、御あそびたゆることなく、伊賀大夫六條大夫などいふ、すぐれたる人どもあり云々、と見えたり、今の世に、猿樂その外の伎藝にも、大夫といひ、名にも、何大夫とつく、ふるきことなりけり、

朝所

朝所を、常にはあいたんどころとよむを、中務ノ内侍ガ日記には、あしたどころと、所々に書たり、あしたを、音便にあいたんとはいふなるべし、しをいといふも、んをそふるも、音便のつね也、

柿の本　栗の本

二條ノ良基公の、さよのねざめといふ物にいはく、後鳥羽ノ院の御代には、よき連哥の上手をば、柿の本の衆となづけられ、わろき連哥をば、栗の本の衆と、なづけられ侍りき、

かごといふ乗リ物の名

今川ノ貞世が、鹿苑院義滿ノ大將軍の、巖嶋詣の記に、御前の濱の鳥居のほとりより、かごにて、御船にうつらせ給へりといへり、

應仁のみだれに、一條ノ兼良ノおとゞの、桃花坊の文庫やけて、野原となり、そのあたりの盜賊ども、こぞりて、七百餘合のしふのすみかを明らし、大路の反古となしたりしよし、此おとゞの、竹林抄の序にかゝせ給へり、みだれ世のしわざ、あさましなどもいふのつ秋也、そもそも七百餘合の書は、合ごとに、五十卷とはりて三万五千餘卷の書也、

玉津嶋の神

まのはしごせ、紀の國に下りして、若山にしばしありしほど、かの國の名所どもの事、しるしたるふみども、これかれとりかしこの人の見せけるを、見とりし中に、若樹ノ左衛門爲榮といひし人の、あらはせる物の中に、玉津嶋の神の考へ有、されにいはく、玉津嶋を、衣通姬也といふこと、袋草子、又北畠ノ親房ノ卿の、古今序注に引れたる、或抄などに見えたれど、據なき也、又古き世に、稚日女ノ尊也といふ說もあれど、それは若ノ浦といふ地ノ名によりての、おしあてなるべし、ひそかに按に、玉津嶋ノ神は、神功皇后なるべし、其故は、まづ攝津ノ國住吉ノ神社四所の中に、第四は、神功皇后なるを、一說に、玉津嶋といへり、袖中抄に、故左京亮俊中ニ住吉ノ神ニ四所其三、住吉ノ本三社也、第四ノ社は、玉津嶋明神、即チ衣通姬也、或にいはく、又給ふ、依て和哥を好み玉ふといへり、かく住吉ノ神主津守ノ國基の說に、第四ノ社を、玉津嶋明神也といへるは、玉津嶋ノ神功皇后なるゆゑに、此傳ヘ有ル也、然るを即衣通姬也といへるは、世間ノ妄說によりて、誤れる也、さて又玉津しまを、和哥の神と申すは、もと若の浦の神といふことなるべし、かの地ノ名を、若といへばなり、さて又住吉ノ、和哥の神と申すことも、第四ノ社神功皇后にて、若ノ浦の神なるよしの出たることなるべし、さて玉津嶋は、津ノ國にて、路出嶋也、古語にては、玉物語の哥には玉いつる嶋とよめり、依て按に、此地に、神功皇后の、新羅を伐玉ふ時に、如意珠を海中に得玉ふとある、その如意珠の出たる地なるべし、神功皇后の、紀ノ國に來坐る事、日本

紀に見えて、由あり、かくてかの珠を得玉へる地なる故に、此皇后を祭れるなるべし、或説に、津ノ國住吉に、玉出ノ嶋あり、神功皇后新羅を伐玉ふ時、干珠滿珠を得給ふ、其珠の出たる所也といへるは、紀ノ國の玉出嶋の事を、誤りて傳へたるなるべし、紀ノ國の玉出嶋ノ神を、後に住吉にも祭れるによりて、そこをも玉出嶋とはいふなるべし、新拾遺、住吉ノ哥合、社頭祝、津守ノ國冬ノ哥に、君がため玉出の岸にやはらぐる光の末は千世もくもらじ、又或説に、干珠滿珠は、紀ノ國日前宮に納まる、といへるとも有リ、これもよし有ておぼゆ、日前宮はもと、名草の濱の宮にましまして、そのかみ玉津嶋と、日前宮の攝社なりしかば、かの珠の、玉津嶋より出たる事を、まがへて日前宮に納まるとは、いひつたへたるなるべし、又玉津嶋明神は、日前宮なりといふ説もある、それも攝社なりしとを、さは誤りつたへたる也、右の事共を合せて考るに、玉津嶋の神は、疑ひなく神功皇后なるべく思はるゝ也といへり、此考へなほ事長きを、今ははぶきつゞめて出せり、此秀榮といひしは、若山の人にて、ちかきころみまかりぬとぞ、此ふみは、それが甥なる、長原ノ忠睦といふが、見せたりし也、

いそのへぢ

新古今集旅ノ部、行尊大僧正の哥の詞書に、いそのへぢとあるところは、紀の國熊野に物するに、牟婁ノ郡田邊(タナベ)より、海べを經て、熊野に出る道あり、是なるべし、此道伊勢までつゞけり、長く磯づたひにゆく路なる故に、いそのべぢとはいふなるべし、今の俗にも、大濱路といふなり、行尊僧正の、熊野へ物せられたる哥は、これかれと集にも見えたり、又西行法師の山家集に、いせのべぢの錦の嶋云々とあるも、此道のとなるべしと、同じ書にいへり、

紀の國の鳴瀧

新古今集神祇ノ部に、思ふこと身にあまるまでなる瀧の云々といへる哥の、なる瀧は、紀の國名草ノ郡、園部村の奥に在て、いにしへ修驗道の一場にして、名高き所也、役ノ小角開基といへり、熊野の神の、夢に告給へると、よし有リ、今ノ世に本宮の

邊に、鳴瀧とこあるは、かの哥によりて、後につけたる名也と、これも同書にいへり、

ふけひの浦　吹上のはま

同集雜に、藤原清正、「あまつ風ふけゐの浦にゐるたづのなどか雲ゐにかへらざるべき、此哥、家ノ集に、詞書に、紀の守になりて、まだ殿上もかへりせでとあり、又大和物語に、故右京ノかみ宗于の君云々、亭子のみかどに、きのくにより、石につきたるみるをなん奉りけるを、題にて云々、「沖つ風ふけゐの浦に立浪のなごりにさへやわれはしづまむ、又廣本熊野紀行に、紀の國の吹上の濱にとまれる、月いとおもしろし、此はまは、天人つねに下りて、あそぶといひつたへたる所也云々、「なごめこがあまのは衣引つれてうへもふけゐの浦におるらむ、月のうみのおもにやどれるを、浪のしきりにあらふを見て、「月に浪の・・なぞり又ありきやとふけゐのうらのあまにとはばや、これらのふけゐの浦は、紀ノ國にて、右の歸との哥によれば、吹上の濱の一名也、ふけゐといふ名は、風の砂を吹あつむるよしにて、ゐは集キの意也、風の砂をふきあつむるとは、此吹上の濱は、西南の風はげしき時は、白砂を高く吹上て、一夜のほどに吹あつめて、山をなし、又しばしがほどに、ふきちらして、もとの平地となり、或は時のまに、そのところをかふることもあり、これによりて、吹上のはまとはいふ也、公任卿ノ集に、吹上のはまをいたのむ、風の砂をふきあぐれば、霞のたなびくやう也、げに名にしおへる所なりけり、古今集注にも、吹上の濱とは、風の吹てあげて、濱のまさごをふきあぐる也、おもしろき所と申す也云々、爲家卿の、吹上の濱の眞砂山とよみ玉へる時、名寄にも見ゆ、草根集にも、一時のまに眞砂吹上の山谷をつくりかへたる紀路のしほ風、などあり、今府城の西に、砂山といふは、もとより國のあたりも、いにしへはなかりたりしも、吹上のうらにて、かの砂山のことなる也、ふけゐとも吹上ともいふ名のよし、かくのごとし、はじめに出せる清正の哥のふけゐを、むかしより、和泉ノ國と心得たるは、誤也、和泉なるは、ふけひの浦にて、假字も異也、紀の國のは、ふけゐと書べし、又紀の國に、日高郡の山の中にも、ふけゐと

いふ地の名あれど、むかしの哥共によめるはそれにはあらず、同じ書にいへり、其中に、名の意で、詠式あやは
るよしにて、此集ことして、ふけゐと書べしといへるは、信じられず、物をあつかひぬことを、あていふまでもなし、されば吹井
ゐとはさだめがたし、しばらく和泉のにならひて、ふけひとぞ書べき、

大峯の神仙といふ所

金葉集千載集などの詞書に、大峯の神仙といふところ見えたり、金峯山の南に在りて、深禅とも、深山とも書く也、今は神山と書て、じんせんといふ、里人のいへるは、金峯山より釋迦が嶽まで、十三里、釋迦が嶽より神山まで、六里半ありと也、峯中の詞に、一里をひとなびきといひて、大峯の峯中をすべて、七十五なびきといへり、さて俗には、金峯山を、大峯と心得たれど、そは誤也、金峯山は御たけにて、大峯といふは、かの神仙のあたり也、千載集の詞書にも、みたけより大峯にまかりいりて、神仙といふところにてとあり、と同じ書にしるせり、

かざらき山　紅葉の洞

玉葉集釋教ノ部に、「花衣かざらき山に色かへてもみぢのほらの月をながめよ、此哥は、素意法師、いまだ出家し侍らざりけるとき、粉河の觀音にまうでゝ、發心して、やがてこもり侍て、いづれのところにてか出家し、いづくにてか、佛法修行して、往生をとげ侍るべきと、祈り申けるに、内陣より、かくしめし給ひけるとなんと有り、かざらき山は、すなはち粉川寺の山にて、風猛山と書り、玉葉集今の本に、かさゝぎ山とあるは、誤也、粉川寺の村を、風市村といふ、風ノ森といふも、南に有り、風市ノ森ともいへり、紅葉の洞は、大和の多武ノ峯に、錦端洞とてある是也、されば右の哥は、即チ粉川にてかしらおろし、多武ノ峯にておこなへとの意也、そもそも此素意法師は、紀伊守重經といひし人にて、康平七年六月、粉川寺にて出家し、名を素意と改め、大和にのぼりて、多武ノ峯に十餘年おこなひて、其後和泉ノ國泉南ノ郡松村ノ郷に、寂靜院といふ寺

をたてゝ、住けるに、かの多武峯の錦繡洞の秋の色の、わすれがたくおぼえければ、庭に閼伽井をほり、かたはらにかへでの木をうゑて、閼伽井となづけけるとぞ、嘉保元年十月十五日、そこにてみまかれるよし、粉河寺の縁起に見えたり、紅葉の洞は、清涼院殿の、多武峯少將の御許によみて玉へる、と同じふみにいへり、

紫の名高浦

名高の浦は、名草郡にて、今はそのわたり、海士郡に入れり、今も名高とも、名方ともいふ里にて、藤白のすこし北の方也、ある時若山にて、人々物語しけるついでに、一人のいふやう、名高の里中に、むらさき川といふ、むらさき川の名也といふ、そはいとおかしき事を、もし萬葉の歌によりて、事好むものゝ、つけたる名にはあらじか、なほたしかにこそきかまほしき事也と、おのれいひければ、又一人、その里のかのあたりは、しば〳〵ゆきかよふところなれば、いとよくあないとひきゝてんといへるが、後に又きたりしをり、かたりけるは、一日名高のわたりに物せしに、その、あそびゐたりしに、此さとに、むらさき川といふ川やあると、とひしかば、よくしりゐて、ゆびさき流れに、橋かけしる所を、これなんそれと、をしへつ、とぞかたりける、しかわらはべまでよくしれるは、つくり言にはあらぬやうなるを、もしこれふるき名ならば、かの萬葉に、むらさきの名高とつゞけたるは、いにしへこのわたりを、村崎などいひし、そこなる名高の浦といへるにはあらじや、されどかの川の事、なほ人つてなれば、たしかにはいひがたきを、かしこに物せむ人、なほよくたづね玉へ、

黒牛潟　藤白　糸鹿山

黒牛潟は、今は黒江といひて、若山の方より、熊野に詣する大路にて、黒江日方名高と、つぎ〳〵にあひつらなりて、三里いづれも、町つゞりと家しげくたちつゞき、にぎはゝしき里共也、皆人海のほとりにて、けしきよろし、黒江などは、

山にもかたかけたるところ也、此わたりの昔は、名草ノ郡といへり、此辺の浦の海中に、黒江の磯べに、むかしいと大きにて、いろ黒き石の、牛のかたちしたるが有て、潮みつればかくれ、ひぬれば顕れけるを、いつのころよりか、やう〳〵に土に埋れゆきて、見えずなりぬるを、一とせ里人どもあまたよりて、ほりあばかむとせしかど、大きにして、つひにえほり出さでやみぬるを、今はそのあたりまで、里つゞきて、かの石は、民の家の地の下に有てふしるしたり、藤白も、同じ郡也、名高の里をはなれて、南さまにすこしゆけば、その坂のふもとにて、ふぢしろ村といふ有て、そこに藤白ノ王子と申して、御社も、道のほとりに立せ給へり、くまの道なる、九十九所の王子と申す中の一つにて、俗に熊野の一の鳥居とぞいふなる、さて十八町がほど、藤白の御坂をのぼりて、たむけに寺あり、そのすこし西のかたに、御所ノ芝といふあるは、いにしへ熊野御幸のをりの、頓宮の御あとゝなん、いひつたへたる、いと見わたしのけしきよきところにぞ有ける、在田ノ郡なる、須佐ノ神社の神主、出羽ノ守岩崎ノ時得は、おのがをしへ子なるを、御やしろにもまうでがてら、とぶらひて、それが家に、一夜やどりたりし、そのゆきゝに、上りくだりの所々に、見たりしなり、此すさの御社は、千田といふ里の、山陰にたゝせ給ひて、熊野道よりは、西の方へわかれて、在田川の川ぞひを、くだりゆく所也、糸鹿山は、熊野の道の坂にて、これも在田ノ郡也、北の麓に、糸我の里、又糸我ノ王子ノ社といふも有とぞ、在田川のあたりより、此山、みなみのかたに、ちかく見えたりしかど、かしこまでは、え物せざりしを、このいとがの里の、林なにがし中山ノなにがし二人、おのが弟子になりに、かの岩はしが家にきて、はじめてあひける、此人どもぞ、かのわたりの事共なにくれと語りたりし、

妹背山

背の山は、書紀の孝徳天皇の御巻に、畿内の堺を定めらるゝところに、南自紀伊兄山一以来と有て、兄此云制と、訓注も

あり、さて萬葉には、一の巻持統天皇の御代の哥より、始めて見えて、多く此山をこえゆくよし、端ノ詞にも哥にも見えたり、妹山といへるとは、同集七の巻の哥に一首、十三の巻に一首と見え、合せてひとつに、妹背の山とよめるは四の巻七の巻に見えたり、かくて顕昭の袖中抄に、妹背山とは、紀國に、吉野川をへだてゝ、妹の山せの山とて、二つの山ある也といひ、契沖勝地吐懐編には、妹背山は、紀の川をへだてゝ、兄山は北に、妹山は南に有といひ、紀伊國の名所図会には、背山は、伊都ノ郡眞土田ノ庄、背山村ノ西北にあり、妹山は、背山村の二町あまり南、きの川の南の邊にありといへり、宣長つらく思ふに、兄ノ山は、はやく孝徳紀に見え、万葉の哥によめる趣も、たしかなるを、妹山といふは、兄山あるにつきて、たゞまうけていへる名にて、實に然いふ山あるにはあらじとぞ思ふ、そは万葉三の巻に、かけまくほしき妹の名を、此せの山にかけばいかにあらむ、又つこのせの山を妹とはよばじなど、兄の山といふ名につきて、妹といふことをもよめれば、又妹山といふことをも、まうけて、哥のふしとせるなるべし、されば背の山の事は、たしかによめれど、妹山の事とては、さしてよめる哥見えず、たゞ妹こせの山、いもせの山、或は妹の山せの山などよみて、なぞらへよめる、皆兄の山につきての詞のあやに、妹山とをいへるを聞えて、兄の山をいはずして、たゞ妹の山をのみよめるはなし、七の巻に、一本道にこそ妹山有といへこ、たゞ一つよめるも、たゞ哥に此名あるによりてのよなるべし、又七の巻に、一云の山にたゞにむかへる妹の山、ことゆるせやもうち橋わたす、といふ哥も、兄ノ山をこゆる時に、背山なきに、かりそめなる橋をわたせる所を見し、そのあたりにならべる山を、かりに妹山として、かくはよめるなるべし、かの紀路にこそといへる哥のまへ、二上山を詠こそあれけれとよめるも、二上山に、ことに妹といふ名あるにはあらねど、峯二つあるによりて、まうけてもよみつるなれば、きの國なる兄の山といふ名につきても、さもいふべきと見、なほ妹山といふ山は、まことにはなきとゝ思はるゝは、今にいたるまで、兄山はたしかにして、背山村といふもへあるを、妹山は、さ

まぎらはしくして、さだかならず、其故にまづ上に引る袖中抄などは、たゞ古今集の哥によりて、大よそにいへるなれば、論にはなりがたし、契沖がいへるやうも、なほおほよそなるを、かの或書にいへるは、こまやかなれど、紀の川の南の邊にありといへるは、いづれの山をさしていへるにか、なほまぎらはし、こは思ふに、紀の川の川中にある岩山をいへるなるべし、然るにおのれ船より此川をくだりける時、見けるに、其山は、川中ながらも北の岸にちかき所に在て、水は山の南の腰を流るれば、川の南の邊といへるとたがへり、そは川瀬のうつりたるにやとも思へど、なほこれらも古今集の哥にかなへむとて、南ノ邊とは、いひまぎらかしおきつるにや、又まぎらはしきは、貝原ノ篤信がいはく、名手の瀬の山にいたりて云云、もし妹背山此所ならば、むかひは妹山なるべきに、妹山といふべき山なし、此山は、川瀬の中にあれば、瀬の山也、妹背山にあらずといへり、然れば、そのころ里人なども、此川中なるをせの山といへるにや、されど川中なるは、さらに畿内の堺などにせらるべき山にはあらず、又万葉の哥どもによくあへるさまも、兄の山は、背山村の西北なる山なると、しるければ、猶貝原がいへるも、ひがこと也、然はあれども、そのかみもしかの川中なるを、妹山といひたらむには、妹山といふべき山なしなどは、いふまじく、又これは妹山にはあらずなども、必いふべきに、さるといはざるを思へば、かれも妹山といふことはなかりしことゝ思はるゝを、かの或書には、妹山とはこれをいへると聞ゆるは、かへすがへすまぎらはし、かくのみ妹山のまぎらはしきは、もと實(マコト)に然いへる山は、なきがゆゑなるべし、又ちかきころ、あるきの國人のいはく、古今集の、流れてはの哥、六帖には、よしのゝ瀧の中に落るとあり、續古今集、延喜ノ御哥に、「末たえぬよし野の川のみなかみやいもせの山の中をゆくらん、玉葉集に、小野篁、「中にゆくよし野の川は云々、同妹かへし、「いもせ山云々、これらの哥によるに此山紀の國にはあらず、吉野にあると、決定すべし、万葉に、紀の國とよみたれども、それは名手の川中なる瀬の山を、まがへて誤れるかといひ、かの貝原なども、吉野なるを、それ也といへるは、みな後の哥にのみなづみて、萬葉をよく見

ざる、ひとつ事也、万葉のおもむき、紀の國なることは、何の疑ひもなし、今も吉野に、それとてあるは、古今集の哥につきて、後に似つかはしき山を、それとなづけたるもの也、そもそも古今集なる、ながれてはの哥は、かの萬葉七の、「その山にたゞよにむかへる云々、うち橋わたす、又同卷に、「きの川のべの妹と背の山、などある哥によりて、妹背の山の中に落るとはいひ、よしやと重ねたる料に、紀の川を、同じ川なれば、吉野の川ともよみなせるもの也、又その哥に、よしの、川といひ、おつることもあるから、六帖なるは、その川を、瀧とも唱へ傳へたるなるべし、すべて哥に名所をよめるに、そのところにいたりて見たるさまをよめるなどこそ、後ノ世のといへども、よりどころとすべきはあれ、さらぬ譏の哥などによめるは、いにしへのも、たゞふるき哥によめることをとりて、あやにしたることなければ、多くは其名ところの哥への證にはなりがたきわざなるを、此いもせ山の事、むかしよりたれもたゞ、只かの古今集の哥にのみなづみて思へるは、くはしからぬことぞかし、又かの續古今集に、家隆の卿とてのせたる哥、玉葉に、前ノ關白のとせる哥などは、いたく後のさまにて、さらにその世の哥ざまにあらず、いひなしたる古今集なるによれることしるし、たとひさることにその哥どもにもあれ、古今集なるはふるく聞ゆれば、かれによれるは論なければ、まして證にはいかでかなるべき、

紀の國の名どころども

待乳山は、大和と紀の堺にて、紀の國伊都郡也、待乳川は、待乳山のとなるべし、此川今なきことは、葛城山のこなたより出て、北の方の國の庄を流れて、きの川におつる也、紀の國は、和泉ノ國より、きの國の名草ノ郡にこゆる、雄山を越、南のふもとなる、山口村にいたりし、和中抄に、雄山の關守となんや、白鳥ノ關ともいへる此關のことなるべし、名の山に延喜十年の南也、糸我ノ坂は、糸鹿山の南の方に、田倉崎といふ所ある、是也と、里人のいひ傳へたることを、此ノ浦は、名山の西南にて、粉河ノ里也、雄水門は、今若山の内に、湊といふ所に、小野町といふ有て、姥子ノ社あり、これ古事記に雄之水門とい

ふあり五瀬命の甍ましゝ跡也といへり、小野町といふも、此竈の町也といへり、此竈子ノ社に吹上ノ社といふなるも、竈べ祭れり、或説には、吹上ノ社は、關戸村の矢の宮也ともいへり、雜賀浦は、海士ノ郡にて、雜賀ノ庄とて、廣き所なる其中に、若ノ浦の西ノ方に、雜賀崎といふところ有、此わたりの雜賀ノ浦なるべし、浦の初嶋は、同郡、濱中ノ庄、椒村の八町ばかり海中に、地の嶋といふ有、東西四町あまり、南北八町ばかりの嶋也、其嶋の三町ばかり西に、又嶋有て、沖の嶋といふ、東西五町に、南北六町ばかりあり、此二つの嶋を、浦のはつ嶋といふ、小鶴手の山は、在田ノ郡、山保田ノ庄に、椎手村といふあり、これか、其村は、伊都ノ郡の堺にて、山のおく也、白崎は、日高ノ郡、衣奈ノ庄衣奈浦の東南の方に、衣奈ノ八幡といふある、其社の縁起に、白崎といふと見えたり、三穂の岩屋は、同郡三尾村の廿五町ばかり東南の海べに在、岩屋の中に、石の觀音の像あり、熊野道のうち、日高川鹽屋浦のあたりより、西の海べに、一里ばかりの長き松原有て、和田ノ松原といふ、此岩屋は、その西の際也、野嶋阿胡根ノ浦は、同郡鹽屋浦の南に、野嶋ノ里あり、その海べをあこねの浦といひて、貝の多くよりて集まる所也、切目山は、同郡熊野道の海べにて、切目坂切目浦切目村あり、山は村より一里ばかり東北也、村の北に、切目ノ王子ノ社も有、磐代は、同郡也、切目を過て、切目川有て、次に磐代なり、西岩代東岩代とて村有、岩代ノ王子ノ社、海べにあり、千里ノ濱は、岩代の南の邊より、南部までのあひだ、一里半ばかりのところをいふ、むかし元弘元年七月三日、大地震にて、きの國千里の濱、廿よ町がほど、たちまち陸となれるよし、太平記にしるせり、三名部は、岩代の南也、三名部村みなべ浦あり、その十町ばかり海中に、嶋有、これ鹿嶋也、さて三名部の南に、堺浦といふ有て、郡堺也、そこまでは日高ノ郡、それよりあなたは、牟婁ノ郡也、磯間ノ浦は、田邊の土宿村の南、袖子ノ濱つづきにあり、神嶋は、その一里ばかり海中にありて、かしまともいへり、白良ノ濱は、湯崎鉛山と、瀬戸とのあひだに在て、里人は白濱といへり、此濱の眞砂、遠く見れば、雪のごとし、神ノ藏山は、新宮より二町ばかり東南【一書には西南】に有、社

の說に、天照大神と、高倉下と、二神を祭るといへり、石の階を、六間ばかりのぼりて、上に堂有て、地藏の像を置りとい
へり、それを神ノ倉權現といひて、其外に社はなし、かの高倉下ノ命の、神劒を得たりし地は、こゝ也とぞ、熊野ノ村は、新
宮に、上熊野中熊野下熊野とて、三村あり、三輪か崎は、新宮より那智への道の海べ也、新宮より一里半ばかりありて、
けしきよき所也、佐野は、佐野村といふ有て、三輪ヶ崎のつゞき也、佐野ノ岡は、村より七八町北にあり、玉の浦は、那智
山の下なる、粉白浦といふところより、十町ばかり西南に有、離小嶋（ハナレコジマ）といへるは、玉の浦の南の海中に、ありなしに岩あ
れば、それをいへるなるべし、其外には嶋はなし、熊野ノ御崎は、那智山の下濱ノ宮よりゆく、道のほど、大邊地といふ、そ
の間に、上野村といふあり、海中へ長くつき出たる崎にて、鹽の御崎とも、潮崎浦ともいへり、御前（ミサキ）ノ神社あり、少彥名ノ
命を祭る、此所の海は、のぼり潮（シホ）くだり潮にて、年を重ねて、片瀬に流れて、しばしの間干にかゝはらず、いと早く流るれ
ば、海を渡る船人の、いたくおそるゝところ也、有馬ノ村は、新宮より北の方へ、伊勢の方へ、五里ばかり行て、木の本こ
いふ所の、廿町ばかり南にあり、こゝに產田ノ神社、又花の窟（イハヤ）あり、里人說りて、大般若の窟といふ、此窟の山、高さ廿四
五間、間（ハバ）三町ばかりあり、此窟は、伊弉冊ノ尊を葬奉れる所といふを、又或說には、いざなみの尊を葬奉れる所は、產
田ノ神社にて、花ノ窟は、火ノ神也ともいへり、楯ヶ崎は、木ノ本ノ庄二木嶋といふところより、一里ばかり海中にあり、むか
しは此所、伊勢と紀の國の堺なりしと、里人いへり、錦の浦は、長嶋ノ庄長嶋村の、一里ばかり東也、此地、むかしは牟婁
郡なりしを、上ノ件淺間浦よりこなたは、皆わたらひの郡也、そも〳〵此きの國に、ふるき名どころもおほくして、万葉集
にも、歌によく見えたるを、世の人は、いづれの郡にありとだに、えしらで、名のみしるを、此國にては、かくれたる
て、みな人よくしれるなど、又さらにも、皆ともには、みなしるしたるを、已逗しがたくて、その大かたを寫しおきつる
中に、よしかなりおぼゆるをば、なほさもありぬべく、おぼゆるかぎりを、それあかしといへども、しる

せるほどに、此卷は、すべての國の名所集のやうにぞなりぬる、なほ式にいれる神社どもの御事なども、こと／＼くしるしたるもあるを、そは又別にもしるしてむと思へば、こゝにはみなもらしつ、

周ノ武王死けるとき成王十三歳

から國の周の武王、とし九十三にして、みまかれりし時、其子の成王、いまだ十三なりしとしるせり、然れば成王は、武王が八十一の時の子にぞ有ける、いにしへ人は、しか健なりしことは、論なけれども、なほいかにぞやおぼゆるは、此ノ王、はやく子どもはあまた有つれば、子孫絶むのあやぶみもなきに、なほうませたるは、さるいみじき老いまでも、なほ好色心のやまざりしなりけり、聖人といふものも、さるものにや有けむ、

道のひめこと

いづれの道にも、その大事とて、世にひろくもらさず、ひめかくす事おほし、まことに其道大事ならば、殊に世に廣くこそせまほしけれ、あまりに重くして、たやすく傳へざれば、せばくなりて、絶やすきわざぞかし、そもみだりにひろくしぬれば、其道かろ／＼しくなるとかいふなるも、一わたりは、ことわりあるやうなれども、たとひかる／＼しくなるかたはありとても、なほ世にひろまるこそはよけれ、廣ければ、おのづから重きかたはあるぞかし、いかにおも／＼しければとても、せばくかすかならむは、よきことにあらず、まして絶もせむには、何のいふかひかあらむ、されどちかき世に、道々に秘傳口決などいふなるすぢ、おほくは、道をおもくすといふは、たゞ名のみにて、まことは、人にしらさずて、おのれひとりの物にして、世にほこらむとする、わたくしのきたなき心、又それよりもまさりて、きたなき心なるぞおほかる、さるたぐひも、もろ／＼のはかなき伎藝の道などは、とてもかくてもありぬべけれど、うるはしくはか／＼しき道には、さること有べくもあらず、

道

道は、高御産巣日神産巣日御祖神の産霊によりて、伊邪那岐伊邪那美二柱の神のはじめ給ひ、天照大御神の受行はせ給ふ道なれば、必ず萬の國々、天地の間に、あまねくゆきたらふべき道也、たゞ人の、おのがわたくしの案じ出るものにすべき道にはあらず、

契沖が哥をとけるやう

歌の注は、むつかしきわざにて、いさゝかのいひざまによりて、意もいきほひも、いたくたがふことおほきを、契沖は、哥をときこと、上手にて、よくもあしくも、いへるものすぢ、よくこゝろえて、聞えやすし、しかるにそのかみ、くだ〳〵しき解ざまのまじれるは、いかにぞや、たゞには顕昭僧正の、天津宮の哥の注に、もとよりの風情ともに、つきたる物なれば、久しく歌とつべきものにはあらざるによりて、しばしこゝにいへる詞、よくかなへり、これいへるたぐひ也、すべてあのころのさの哥は、よみぬしの心には、さるまでも思へるものにはあらず、然るをかくさまに、こまかに意をそへてときたるたぐひは、思ふに、後の人の注釈どもを見なれたるくせなめり、すべて注といふ物は、深くときすごし、さるいはずくだ〳〵しき意をくはへて、こちたくこときなせる物ぞかし、

もろこしの古人時世のおほぞうなる事

もろこし國も、夏殷のあなたの世の事は、何事も、うたがはしきことおほくて、もろ〳〵の書どもにいへるを見るに、一やうならず、さま〴〵にて、時代のたがひて、あるは三百年ともちがひ、一二十年ばかり、或は[illegible]、或年は[illegible]古世の書どもにいへるに、同じ事にて、説をひろめりしもいかに、文[illegible]事には、彼我が時の人々とに、孔子の弟子といひしは、[illegible]世の前の、大さといひて、上古相也、されど世の間の年、いと久しきを、いかで称らへるけん、まことに同じ先祖の

后稷は、堯舜が時の人といへるに、文王は、后稷が十四世の孫也、其間の年の數、千餘年なるを、十四世にては、いかでつゞきたりけん、かの國そのかみの人といへども、さばかりみな命長かりしとは聞えぬものをや、これらむかしの人も、はやくいふかしきことにいへりきかし、

成湯が誓の言又周の武王

もろこしの殷の湯王、夏の桀王をうたむとして、民に誓ひたる詞に、予其大賚女云々、女不從誓言予則孥戮女、といへるを見れば、したがはぬ者おほかりしを、なつけもおどしもして、しひて己にしたがはしめたるもの也、もし眞に民の心に、いみしく桀をにくみて、湯を思ひたらんには、かゝる誓言は、あるべくもおぼえず、又周の武王も、まことに國民の苦みをすくはむために、紂をばうちたるならば、箕子などを立ててこそ、王にはすべきことなるに、さはせずして、おのれ其國をうばひて、王になれるはいかに、さて箕子には、朝鮮をあたへしは、もし後に己が愁をなさむかと、あやぶみて、さるはるかなる國にはとほざけやりし也、そも〳〵かのもろこしなどは、はじめより、定まれる主はなくして、君臣の義もたゝざる國にして、君をほろぼして、國をうばふも、常なれども、天のあたへたるごとくに、巧言いひなして、世ノ人をあざむきたるが、にくき也、又さるあしき人どもを、聖人として、もてはやすが、をかしき也、

當の字のつかひざま又此を今のといふこと

當ノ字のつかひやう、皇國にては、ふるくより、多く此といふ意、又今といふ意に用ひたり、今ノ世も然り、當國當所當時當年などのたぐひみな、此國此所今時今年といふ意也、これ字の義にはかなはず、當ノ字は、其といふにあたりて、當國當所などは、字の意にては、其國其所といふこと、當時當年などは、其時其年といふこと也、さる故に日本紀には、そのと訓るこころある也、もろこしにては、此といひ今といふことに、本州本郡本年本月などいふ、本ノ字のつかひざま、皇國にて、當

某といふにあたれり、但しもろこしにて、本某といふことも、いたく古き書には見えず、中昔よりのことなるべし、又此ノ寺といふことを、漢やうに、本寺と書ては、いはゆる本寺末寺の本寺にまがへば、やむことをえず漢文にも、當寺と書、たぐひある也、さて又佛ぶみには、此といふことを、今といへることもおほし、此經を今經、此宗を今宗などいへるたぐひ也、契沖が哥の注などに、此哥はといふことを、今の哥はといへるたぐひ、つねに多きは、佛書より出たる詞也、この今といふ言、佛ぶみより外には、をさ〳〵見およばぬ事也、そも〳〵かの今の哥はといへるたぐひを思ふに、此哥はといひては、別にそこに引たる哥のとに、まがふをりなどのあれば、それをさけむためなどには、今注する哥のことをば、然いはむも、あしきことにはあらずなん、

つねに異なる字音のことば

字音の言の、むかしよりいひなれたるに、常の音とことなる多し、周禮をしゆらい、[illegible]をたんぐう、淮南子をゑなんじ、玉篇をごくへん、鄭玄をぢやうげん、孔穎達をくえうだつといふたぐひは、呉音なれば、ともなし、越王句踐をゑつわうこうせんとよむは、たゞ引つめていふ也、子昂をすがうといふは、扇子銀子緞子などのたぐひにて、これもみな唐音なるべし、子字今の唐音にては、つうと呼なれど、すといふは、宋元などのころの音にぞありけむ、又天子の狩へ行幸の時、そのさきにて、おはします所を、行在所といふを、あんざいしよとよむは、此こと別にあんの音になるにはあらず、行宮行在などいふあんと同じことにて、これもむかしの唐音なるべし、今の唐音は、平聲の時も、去聲の時も、いんといへり、又もろこしの國の、明の代の國を、みんと呼も、唐音也、今の代の清を、しんといふは、唐音の北音、清字の唐音は、ついんと呼り、又明の代のころに、鄭成功といひし人を、國姓爺と稱し、この姓字を、せんといふも、唐音にすいんといふを訛れる也、さて二國姓爺といふ稱は、國姓とは、當時の王の姓をいひて、此人、明の姓を賜はれるよし也、爺は、老と叟丈などいふ、老たる人をいひて、たふとめる稱也、ちかき代かの國にて、ことによくつかふもじ也、こは筆のついでにいへる、

いまだ世にある人のことに謚をいへる誤り

太平記に、村上ノ彦四郎義光が、大塔ノ宮にいつはりかはり奉りて、みづから死なむとする時の詞に、我は後醍醐ノ天皇ノ第二の皇子云々、といへり、其時は、後醍醐のみかどは、いまだ世にまし〳〵しほどなるに、いかでか後の御謚をば申さむ、しるせる人のひがこと也、此たぐひ、からぶみにもあり、史記の田齊ノ世家といふくだりに、齊ノ國の人の歌に、嫗乎采レ芑、歸ニ乎田成子ニ、とうたへるよししるせり、成子といふは、田常といふ人の謚なるを、これも其人の、いまだ存在しほどのこと也、左傳にも、此たぐひありしやうにおぼゆるを、そは忘れたり、

某公某ノ卿といふ事

公卿といふは、大臣を公といひ、三位より上を卿といふ是なり、されば公卿なる人の名をいふにも、大臣なるをば、某公といひ、納言より三位までをば、某卿といふつねの事也、然れども某公といへることは、ふるくはかつて見えず、大臣をいすべて、河原ノ左大臣、近院ノ右大臣、御堂ノ關白などゝ申せり、まれに、かならず名をいはではえあらぬところなどには、良房ノ大臣、忠平ノ大臣などゝ見えたり又某ノ卿といふことも、源氏物語榮花物語などには、一つも見えず、行平ノ中納言、道雅ノ三位などいへり、然らば某ノ卿といふは、後のことかとおもへば、さにはあらず、はやく万葉集に、式部卿藤原ノ宇合ノ卿、中納言安倍ノ廣庭ノ卿など見え、躬恒ノ家集にも、かねすけの卿とあり、ふるきこと也、されどこそは、むねとある物語文などに、をさ〳〵見えぬゆゑにや、今思ふには、定家卿家隆卿などいはむよりは、定家ノ中納言、家隆ノ二位などいはむは、いうに聞ゆめる、そも〳〵かく名の下に、官又位をつけていふこと、ちかき世の人のかく文には、かつてなくして、たゞ某ノ卿とのみかくは、いにしへの物語などの、よき文の例へに、心のつかざる故にやすべてかうやうのいさゝかの事も、いにしへのこき世〳〵の例をよくかむかへてそのさまにあはせてかくべきわざにこそ、

石見國邑智郡ノ岩屋村といふに、いと大きなる岩屋あり、里人しづ岩屋といふ、出雲備後のさかひに近きところにて、濱田より廿里あまり東の方、いと山深き所にて、濱田の主の領する地なり、此岩屋、高さ卅五六間もある大岩屋也、又この近きほとりにも、大きなるひろき岩屋あまた有、いにしへ大穴牟遲少彦名二神の、かくれ給ひし岩屋也と、むかしより、里人語りつたへたり、さていにしへは、やがて此岩屋を祭りしに、中ごろより、その外に別に社をたてゝ祭る、志津權現と申すとぞ、此事、かの國の小篠ノ御野がもとより、たゞにかの里人に逢て、くはしくといきゝつる也とて、いひおこせたるなり、萬葉集三の卷なる哥の、志都の石室は、これならむかとも思へど、なほ思ふに、萬葉なるはいかゞあらむ、かの哥のよみ人、生石村主眞人といふ人、もし石見國の官人などにて、かの國に在て、ゆきてよめらむはしらず、さもあらざらむには、かの歌は、他國人のめぐしまれなるに、殊にさばかりの山ふかきおくどころならむには、よそ人のしりてよむべきものともおぼえず、されど後の世の人の、つくりていふべきところともおぼえねば、かならずふるきよしありて、たゞならぬところとはきこえたり、

對馬の式社

和多都美ノ神社は、三根ノ郡木坂村に在り、神階從四位上、今は八幡本宮と申す、嶋大國魂ノ神社は、豐崎ノ郡豐村にあり、神階正五位下、今は嶋ノ宮ノ神社と申す、能理刀ノ神社は、國府西面村にあり、神階從五位下、天ノ諸羽ノ命ノ神社は、佐護郷惠古村にあり、神階從五位上、天神多久頭多麻ノ命ノ神社は、國府湊村に在、神階從五位上、又主基ノ社とも申す、宇努刀ノ神社は、古へは、三根ノ郡佐賀村に在、今は國府八幡宮の境内にあり、〔…〕ノ社と申す、神階從五位上、小牧宿禰ノ命ノ神社は、三根ノ郡三根村にあり、神階從五位上、今は吉王權現と申す、那須加美乃金子ノ神社は、伊奈ノ郷ト久頭ノ郷ノ界にて、向は三根ノ郷志多賀

村、北は伊奈ノ郷小鹿村也、今は那祖師大明神と申す、神階從五位上、伊奈久比神社は伊奈郷伊奈村にあり、神階從五位上、行相神社は、佐護伊奈二郷の堺にあり、神階從五位上、和多都美御子ノ神社は、仁位郷仁位村に在り、神階正五位上、今は天神と申す、胡簶ノ神社は、伊奈ノ郷琴村にあり、神階從四位下、今は琴崎ノ社と申す、胡簶御子神社は同郷同村にあり、神階從四位下、今は郷崎ノ社と申す、嶋大國魂御子神社は、佐護ノ郷佐須奈村にあり、神階正五位下、大嶋ノ神社は、仁位ノ郷仁位村にあり、神階從五位下、今は和多都美神社と申す、波良波ノ神社は、同郷同村にあり、神階從五位下、今は軍殿と申す、上件十六社は、上ッ縣ノ郡也、然るに、三根佐護伊奈などの郷みな、和名抄には、下ッ縣ノ郡にあり、又仁位ノ郷は、和名抄には見えざれども、是も古へは上縣郡なりしを、今は下縣ノ郡也といへり、高御魂ノ神社は、豆酘ノ郷豆酘村にあり、神階從四位上、銀山上ノ神社は、佐須郷久根村に在り、神階從五位下、今は五所大明神と申す、雷ノ命ノ神社は、同郷阿連村にあり、神階從五位下、今は八龍殿と申す、和多都美ノ神社は、國府にあり、神階正四位上、今は八幡宮と申す、多久頭魂ノ神社は、豆酘ノ郷豆酘村にあり、神階從四位上、攸記宮とも申す、太祝詞ノ神社は、與良ノ郷加志村にあり、神階從四位上、今は加志大明神と申す、阿麻氐留神社は、同郷小船越村にあり神階從五位下、今は照日權現と申す、住吉ノ神社は、同郷鷄知村に在リ、神階從四位上、和多都美ノ神社は、住吉と同社也、神階從五位上、平ノ神社は、國府八幡宮の西の側ラにあり、神階正四位上、今は、脇ノ宮と申す、敷嶋ノ神社は、與良ノ郷加志村にあり、神階從五位上、都々智ノ神社は、佐須ノ郷久根村にあり、神階從五位下、今は矢立神山と申す、銀山ノ神社は、同郷樫根村にあり、神階從五位下、今は六所大明神と申す、上件十三社は、下ッ縣ノ郡也、然るに豆酘ノ郷、和名抄に上ッ縣ノ郡に有リ、佐須ノ郷與良ノ郷は、同抄に見えざれども、賀志ノ郷鷄知ノ郷ありて、これ又ともに上ッ縣ノ郡に見えたり、然れば式と和名抄と、郡の上下あひかはれり、今も和名抄のごとくにて、初めの十六社は、みな下ッ縣、後の十三社は、みな上ッ縣ノ郡なり、とぞ、いつの世に、いかなるよしにて、さはかはりぬらむ、さて右の

神社ともの中に、多久頭多麻ノ神社、式には、下なる多ノ字なし、又多久頭魂ノ神社、式には魂ノ字なし、郷名のうちの、豆酘の酘ノ字、めづらしければ、もし酘を誤れるにはあらざるかと思ひしに字書を見れば、酘ノ字音頭也、此郷を、朝鮮國の海東諸國記といふ物には、豆々郡としるせり、さて此對馬の式社の事も、小篠ノ御野が、彼ノ嶋にあひしれる人のあるを許に、こひにやりしに、書つけておこせしとて、こゝにも書つけて見せにおこせたりしを、しるせる也、そもそも式社は、國のやむごとなき神たちなるに、いづれの國も、今の世には、さだかならざるがおほく、絶玉へるさへ多きは、よろづよりもうれはしきわざなるを、さるかたは、かの嶋ぐにゝしも、上の件のごとく、全(マタ)くみなたしかにて坐(マス)とは、いとめづらしく、有がたくおぼゆるまゝに、殊にかくしるせる也、おもふにかの嶋などは、はるかに海中に、はなれたるところなれば、かへりて國のみだれさわぎたりし世なども、をさをさあらざりけむゆゑに、古への事の、いたくはかはらぬにやあらむ、こまれかくまれ、いとたふときことにぞ有ける、

口あかさぬといふことば

今の世の言に、人に口あかさぬといふ事有、開口のことばへ也、源氏の物語帚木の卷に、さえのきは、なまなまのはかせはづかしく、すべてくちあかすべくなむ侍らざりしとあり、ふるき詞なりけり、

梅はとぶといふ哥

世俗にいひつたへたる、「梅はとぶ櫻はかるゝ世の中に、何とて松はつれなかるらん」といふ哥、菅家御傳記には、菅原ノ大臣、東風ふかばといふ御哥を、よみ置給ひしかば、紅梅つくしへ飛行ければ、同じ御庭にならびて有ける松の、御ことの葉にもかゝらざることを恨みて、一夜が中に枯にけるを、菅ノ廟の時に、「梅はとび櫻はかれぬ菅原や深くぞ頼む神のちかひを」とよまれけるよししるしたり、此哥をつくりかへたるにやあらむ、されど此哥かといふも、本末かけあはず、いとつたなき哥也、

能といふ樂

西宮記相撲條に、相撲了、能伎一番とあり、能伎は、猿樂のたぐひと聞えたり、近き世に、能といふ名は、これなるべし、其能ノ字は、音態なるべきに、のうといふは、むかしより誤れるにや、

あやまり證文

今の世に、あやまり證文といふ物、むかしは、怠状といへりき、同じ書に、過状とも見えたり、宇治拾遺物語に、おこたりぶみとも有り、

書紀の本書一書の事

書紀神代ノ卷の段々に、同じ事の異あるを、別に一書曰クとて、いくつも擧られたるは、そのかみ古き傳への書どもあまたありしを、これをもかれをも、遺されざるにて、そは論なく、よろしきを、本書はしも、こゝに一つの古書に、とはしてよられたるにはあらずして、あまたが中に、いさゝかにても、漢意にとほく、ことよれるかぎりを、撰者の心もて、これかれをえりいで、とりあつめて、かきつゞけられたるものと見えて、はじめをはりとほらざる事どもあり、まづ天照大御神の大御名、はじめには、たゞ號二大日孁貴一とのみしるして、亦名天照大神などいふこともなきに、次の段よりは、天照大御神と記されたるは、これ初メと後と違ひたり、天照大神と申すは、一書にしるせる御名にして、本書にもはじめには、たゞ一書曰二天照大神一と、注に記されたれば、異なる傳へにこそあれ、然るに次にいたりて、俄に此御名をしも擧られたるは、これかの大日孁貴の御事也とは、何をもてしらむ、天照大神と申すは、そのはじめいかなる神ともしられざるがごとし、又月讀尊は、其光彩亞レ日云々としるされ、一書に、此御名のみこそ、尊ノ字を書れたるばかり、たふとき神にましますを、たゞ生二月神一とのみありて、御名のなきはいかにぞや、又高御産巣日ノ神は、世のはじめに成リ坐シて、最尊き天ツ神にましまして、御

名にも倚ノ字をかゝれ、神武天皇も、御みづから顕斎し給ひて、道ノ臣ノ命を斎主として、殊に祭らせ給ふばかりの神にましますに、大地のはじめの段にたゞ一書にのみ、そのはじめをば記されて、本書には、下巻に至りてはじめて、僅にふと御名を書出されて、皇祖とも記して、皇孫ノ命を、葦原ノ中ツ國に天降し奉り給ふ事も、みな此神の詔命し給へるは、これを例と後と違へるがごとし、此事は、斎部ノ大人も心得ぬことにいはれたり、まことに他ノ神たちのごとく、末にいたりて、ゆくりなくにはかに、いひ出づべき神にはましまさず、成出生りし始めを、かならずたしかにしるさるべきわざなるを、大かたこれらのたぐひの事ども、撰者の心もて、取り捨られしほどに、本書は、中々にこゝのは旨事共のあるなめり、

八百萬ノ神といふを書紀に八十萬ノ神と記されたる事

もろ〳〵の神たちを、すべていふには、古事記をはじめて、そのほかの古き書どもにもみな、八百萬ノ神といへるぞつねなるに、たゞ書紀にのみは、いづこにも〳〵、八十萬ノ神とのみありて、八百萬神とあるところは見えず、こはいかさまにも、撰者の心あることゝ見えたり、神の御名に、日高と申すをも、彦ノ紀には、みなかへて、彦としるされたるは、當代の天皇の御名をさけられたりとおぼしきを、此ノ八十萬ノ神は、いかなるよしにかあらむ、いまだ思ひえず、すこしかやうのたぐひも、神の御名の文字なども、何も〳〵、後の世の書どもは、おほかた書紀にのみよれるを、たま〳〵此事は書紀によらず、今の世にいふことでも、八百萬ノ神とのみいひならへるは、めづらし、

人ノ名を文字音にいふ事

人の名を、時に文字の音にて呼ならへる事、ふるくは、時平ノ大臣、多田ノ満仲、源ノ頼光、安倍ノ晴明などのごときあり、や、後には、俊成卿、定家卿、家隆卿、顕昭法師など、もはらもじこゑにのみいひならへり、僧[illegible]は、うしの、[illegible]、るをさしに、つねはさもあらぬ、もろ〳〵の人の名ども、おほくはもじこゑに物するは、當時ことに、よの中にさか

りなりしとなめり、

檜垣ノ嫗が事

さきに萩の下葉の巻にいへる、ひがきのおうなが像といふ物の事、肥後ノ國人にとひしに、語りけるは、かの國飽田ノ郡白川のあたり、九品山蓮臺寺といふ寺に、かの嫗の墓といふ有て、古き石塔たてり、きざめるもじはなし、かの像といふ物は、同郡に岩殿山（イハトノヤマ）といふに、觀音をすゑたる岩屋のある、そのいは屋のひたひより、ほり出たりといへり、此所は、かの嫗の深く信じて、つねにまうでしところ也といひつたへて、そのあたりに、山下庵とて、まうづるたびごとに、立よりし所也といふ寺もあり、又くみてかの佛にたむけし水とて、井もある也、されどかのほり出たりといふ像は、まことにいつはれる物なるべしと語りき、

よもやま

今ノ俗言（ヨノコト）に、よもやまの云々といふことあり、拾遺集の神樂哥に、「よも山の人のたからとする弓を神のみまへにけふたてまつる、榮花物語花山ノ巻に、としはよの中に、もがさといふ物いできて、よもやまの人、上下やみのゝしるに云々、

あやかる

あやかるといふ詞、拾遺集雜戀に、「風はやみ峯の葛葉のともすればあやかりやすき人のこゝろか、

目錄

目錄の事を、榮花物語はつ花の巻に、物のかずかきたるふみ柳筥にいれて參れりとあり、

硯がめ

同書石蔭ノ巻に、御まへの御すゞりがめとあるは、俗（ヨ）にいふ水入レ也、

さがす

俗言に物をさぐりもとむるをさがすといふ、此詞、同物がたり浦々の別レの巻に見えたり、

鷹のそる

同じ物語木綿しでの巻に、手にすゑたるたかをそらしたる云々、

引出物

ひきで物といふは、もと馬を牽て、贈物にすることより出たる事也、北山抄大饗ノ條に、次尊者引出物【馬一疋、】若尊者弟子贈者、馬一疋、豐贈加犬】など見えたり、

相撲前二日の儀

同書、相撲先二日の儀のところに、次相撲人進出、列立御前、大将陳天気仰云、東向ケ、次仰北向ケ、次仰籠入レ、次相撲とあり、今の世のいはゆる土俵入は、これに似たり、

百萬遍

百萬遍の念佛といふ事、榮花物語の、玉のかざりの巻に見えたり、

家隆卿の名もじごゑによびならへりし事

古今著聞集には、壬生ノ二品家隆の家にて、ある人の子を、男になす事侍り、隆衡ノ朝臣の子になして、やがてかの朝臣加冠はしけり、名をば何とかつくべきなど、さだしけるを、あつまりの三郎隆俊といふ、田舎さふらひ出て、いひけるは、此殿に御一家は、みな隆の字をなのらせ給へば、いへたかとやつけまゐらせらるべく候らんと、ゆゝしくはからひ申たりけるを、ていにていふを、人々わらひのゝしることかぎりなし、隆俊が次図書ノ允隆弘きゝて、いかに故、ふしき

をば申すぞ、殿の御名のりをしりまゐらせぬかといへば、いかでかしりまゐらせぬことあるべきといふ、さるにはかゝること
をば申すかといはれて、さも候はず、殿の御名のりをば、かりうここそしりまゐらせて候へ、世にも又さここそ申候なれと、
陳じたりける、比興の事、かの卿きかれて、入興せられけりとなん、

神をなほざりに思ひ奉る世のならひをかなしむ事

世の人の、神をなほざりに思ひ奉るは、かへす〴〵こゝろうきわざなり、さるはほど〳〵に、たふとみ奉らぬにしもあらざれど、たゞよのならひの、人なみ〳〵の、かいなでのたふとみのみこそあれ、まことに心にしめて尊みたてまつるべきことを、思ひわきまへず、たゞおろそかにぞ思ひたゞめる、目にこそ見えね、此天地萬の物の、出來始めしも、又むかし今の、世中の大き小きもろ〳〵の事も、人の身のうへ、くひ物き物居どころなにくれ、もろ〳〵の事もことごとく、神の御めぐみにかからざることはなきを、さるゆゑよしをばわすれはてゝ、なべての人、たゞまがつひのまがことにのみまじこり、心ふかたむけて、よろづにさかしだつ人はた、からぶみごゝろを、心こはしてまれ〳〵に神代の御事どもを聞ても、たゞはるけき世界の、むかしかたりをきくがごと、よそげにのみ思ひ過して、そは皆今のよの中、おのが身々のうへにかゝれる、本なることをおもひたどらず、よろづよりもかなしきは、神の社神事（カムワザ）のおとろへなるを、かばかりめでたき御代にしも、もろ〳〵のふるき神の御社どもの、いみじくおとろへませるを、なほしたて奉らんの心ざしある人の、世にいでこぬこそ、いとも〳〵くちをしけれ、そも〳〵のり長、かゝるすぢの事を、かへす〴〵いひ出る、人はうるさしとも思ふらめど、此事のうれたさの、あけくれ心にわすらるゝ間もなくおぼゆるから、筆だにとれば、かきいでまほしくてなん

治まれる御代のしるしを千木たかく
神のやしろに見るよしもがな

たまかつま十の巻

山菅十

はてもなしいふべきこゝはいへどく
なほやますげのみだれあひつゝ

此野べのすさびに、いとかくはかなき手ならひを、ものものしく、巻ごとに名つけて、哥をさへにそへたるは、我ながらあやしくおぼゆるを、おのづから見む人は、ましていかにことごとしと思ふらん、さるははじめの巻のはしに、ゆくりかに哥ひとつ物して、巻の名つけつるまゝに、つぎつぎも一つ二つしかせしが、おのづからならひになりて、おなじくはあらではえあるまじきわざのごとなりぬるを、今さらにたがへむも、さすがにて、例のこと物するになむ、さるはそのをりをり、思ひうるまゝに、よみいでもし、あるは他事によみたるがあるをも、とりいでなどするを、につかはしくおぼゆるも、なきをりなど、今から、よむとすとては、筆とりながら、思ひめぐらすに、例の口おそさは、とみにもいでこで、しばしはさしおかるゝも、あぢきなく物ぐるほしきわざになん、此山菅も、からうじてよりいでたる、さる哥ときこえなげさ、

物まなびのこゝろばへ

むかしは、此道をまなびとて、ことにするわざはなくて、たゞからぶみをのみよみけるほどに、世々をふるまゝに、いにしへの事は、やうやうにうとくのみなりゆき、から国の事は、やうやうにしたしくなりもてきつゝ、つひにこのごろは、もはらからざまにうつりはてゝ、上つ代の事は、物の意はさらにもいはず、言葉だに、聞しらぬ異国(ヒトクニ)のごとくへだゝりをさくめに、

ものうくぞなりにける、かくて後にいたりて、皇國の學(マナビ)を、もはらとするともはじまりつれども、しか漢意(カラゴヽロ)に、ふかくしみつきたる人心にしあればたゞ名のみこそ、みくにのまなびには有けれ、いひといひ、おもひと思ふことに、皆かたおらにぞ有けるを、みづからも、さはおぼえざるなめり、されば近き世、まなびの道ひらけて、よろづさかしくなりぬるにつけても、なか／＼にそのからごゝろのみ、深くさかりにはなりて、古の意は、いよ／＼はるかになりなりにけるを、此ちかきころになりてぞ、そこに心つきぬる人の出來きて、世はみなからなることをさとりて、人も我も、いにしへのこゝろをたづぬる道の、明(アカ)りそめぬる、しかすがに神直毘(カムナホビ)大直毘(オホナホビ)の神のまし／＼ける世は、なほゆくさきいとたのもしくなむ、

いにしへよりつたはれる事の絶るをかなしむ事

よの中に、いにしへの事の、いたくおとろへたる、又ひたぶるに絶ぬるなどもおほかるを、かゝるめでたき御代にあたりて、何事もおこしたてまほしき中に、たえたるも、あとをたづねて、又はじめむに、はじめつべきは、おそくもとくも、直毘ノ神の頼みの、なほのこれるを、一たび絶ては、またつぐべきよしなく、又はじむべきたよりなき事どもこそ、殊にいふかひなく、くちをしきわざには有けれ、ふるき氏々など、神代のゆゑよし重(オモ)きなどは、さらにもいはず、さらぬも、はやく末のたえはてぬるがおほき、今はいかに思ひても、二たびつぎおこすべきよしなくなん、これらをおもふに、萬のふるきことは、わづかにも殘りて、絶ざるあだに、おこしあぶさず、よくとりしたゝめて、今より後、たゆまじきさまに、いかにもいかにも、つよくかたくなしおかまほしきわざぞかし、

鬼(オニ)といふ物

鬼(オニ)といふものは、すなはちいまの世に、女わらはべなどもいふ淤邇(オニ)にて、古き物語、中むかしの書どもに、多く見えたるさまも、もはら同じこと也、さて書紀の齊明天皇の御卷に、一本に、宮中見(ニ)レ鬼(ヲ)と見え、また於(ニ)二朝倉山上(ノ)一有(リ)レ鬼云々、な

と見えたるは、今といふ溟道なるを、又同ジ書の中に、邪鬼悪神姦鬼などあるは、おにと訓るこころもあれど、たゞ悪神をいへるなれば、さは訓べきにあらず、鬼をも、神とはいふべければ、神をおにとはいふべからず、さて又和名抄ノ鬼神ノ部に、人神曰鬼、四聲字苑曰、鬼人死神魂也、和名於邇、或記云、於邇者、隱音之訛也、鬼物、隱而不欲顯、故以稱也といひ、又鬼魅ノ所にも、鬼和名於爾、或説云、於爾隱字音訛也、鬼物隱而不欲顯形、故俗呼曰隱也、といへるは、みなひがこと也、まづ溟道に鬼ノ字をかくは、鬼魅の意をとれる也、魅とは、怪物をいへばなり、又天神地祇人鬼とて、人の死たる神をも鬼といふ、されどその人鬼は、溟道にはあたらず、然るにそのわきまへなく、人鬼のかたをも、ともに溟道とせるは、字によりて誤れるもの也、すべて字の同じきによりて、名を混へ誤れる、此たぐひむかしより、物しり人のつね也、又溟道といふ名を、隱ノ字の音也といへるも、いみしきひがこと也、形をかくすをもて、名とせむには、加久禮などこそはいひもせめ、その隱ノ字の音をとりてよばむとは、いと〳〵物どほし、さることあべくもあらず、又陰物なるよしにて、陰ノ字の音也といふ説も、同じたぐひのひがことなり、溟道といふは、もとよりのふるき名也、又いにしへよりし、然いひし物は、たゞ今の世にもいふと、同じ物と心得べし、むかしだちて、文字にかゝりていふ説は、なか〳〵にたがへること、よろづにわたりて、おほきぞかし、さて又おにかみといふことは、もと漢文の鬼神といふより出たることにて、その鬼神は、一字ながら神の事にて、おにゝはあらざるを、古今集の序などに、おにかみといへるは、かの鬼神を、わかて溟道と神との事にしていへり、又二つを一つにして、溟道ともあらず、神にもあらで、たゞたけくおそろしき物を、おにかみといふもつね也、さて又俗にきしんといふは、漢文の鬼神にもあらず、かのおにかみにもあらず、溟道といふにも、いさゝかこゝろばへかはれり、俗にいふ諺に、鬼の女房にきしんがなるといふなどは、まさしく女鬼をきしんとはいへるがごとし、世ノ中の人の詞には、あやしき物にて、かへすがへすに、とほくうつりゆくわざなりけり、

もろ〳〵の物のことをよくしるしたる書あらまほしき事

よろづの草木鳥獸、なにくれもろ〳〵の物の事を、上の代よりひろめ委しく考へて、しるしたる書こそ、あらまほしけれ、もろこしの國には、本草などいふ、さるすぢのふみども〻、いにしへよりこゝらあまたなるを、御國には、わづかに漢ノ國の和名抄のみこそはあれ、かの書のさま、すべていとしどけなく、からぶみを引出たるやうなども正しからず、いにしへざまのことにうとく、すべてたらはぬことのみ也、されどこれをおきては、ふるくよるべき書のなきまゝに、人も我も、もはら萬の物の考へのよりどころにはする也、ちかきころ、新撰字鏡といふもの出て、ふるくはあれども、事ひろからずかりそめなるうへに、あやしきもじども多くなどして、ことざまなるふみなるを、さすがに和名抄をたすくべき事どもは、おほくぞ有ける、これらをおきて、後の世に作れるどもは、あまたあれども、たゞみな例のからまなびのかたによれるいみにて、皇國のまなびのためには、をさ〳〵用もなきを、今いかで古事記書紀萬葉集など、すべてふるきふみどもをまづよく考へ、中むかしのふみども、いまの世のうつゝの物まで、よく考へ合せて、和名抄のかはりにも用ふべきさまの書を、作り出む人もがな、おのれはやくより、せちに此心ざしあれど、たやすからぬわざにて、物のかたてにはえしも物せず、いまはのこりのよはひも、いとすくなきこゝちすれば、思ひたえにたれば、今より後の人をだにこそ、いざなひおくになん、此六七年ばかりさきに、越前ノ國の府中の人にて、伊藤東四郎多羅(タラ)といへる、まだわかきをのこなりけるが、とぶらひきて、かたりけるは、多羅が父は、いはゆる物産の學ヒを好みて、ものしけるまゝに、多羅も、わらはなりしほどより、其すぢに心よせけるを、もろこしざまの事は、たれも〳〵物するわざにて、人のふみはたよりともしからぬを、皇國の此すぢの事、よくしるしたるは、いまだ見え聞えざんなれば、多羅は、今より皇國のこのまなびを、物してんと心ざして、かつがつ考へたる事ども、ある也とて、一卷二卷かきあつめたるをも、こうでゝ見せけるを、はし〴〵いさゝか見たりしに、

おのが思ふにかなへるさまにて、皆人も、よろしく見えしかば、これいかでおこたらずつゞめて、しはてゝよと、ねんごろに、かへす〜〜すゝめやりしを、其後いかになりぬらむ、音もなし、いかゞと思ふ、そのちかき國の人にあへりしに、この事かたりて、とひけるに、たしかにはしらぬさまにて、かのをのこは、みまかりぬとか、ほのかに聞しよしいひたりし、それまことならば、いとあたらしくゝちをしきわざにぞ有ける、

和名抄といふ名

和名抄は、もろ〜〜のからぶみを引出て、萬の物の漢名(カラナ)をしるせるなれば、今思ふには、漢名抄とこそいふべけれ、和名抄としもつけたるは、漢を本とし、主とはして、こゝの名をば、末とし、かたはらにしたる名にて、心ゆかねども、順のみづからの序を見しに、此書はもとより、漢名につきて、其物のこゝの名をしらむためになれば、然名づけたるも、ことわりある事也、しかはあれども、すべて何事も、もろこしの事にこそ、漢とも唐とも、分ていふべきを、いづれ、皇國の事には、倭和日本本邦吾國などいふを、いふべきにあらず、そは國のもろこしにへつらひたる言にて、いとあぢきなし、されば今より後、和名抄のごとくなる、萬の物の事しるせる書をつくらむにも、その書の名は、さらにもいはず、すべてのしるしざまも、その心して、條々、たとへば萬葉漢名云々、倭和漢名地云々とやうに、まづ其物の名を、皇國の字にてあげて、次に漢名の字をあげ、さて其事をいふべし、ことわりのまゝもていはゞ、漢名はあだし國の名なれば、あげずも有べけれど、用ふる文字みな漢なるうへにて、物の名も、つねに其名を書ならひなれば、いまはそれをしるさでは、よろづにきこえければ、かならずそれも、次にはあげて、あげつらふべき也、

かぐら

かぐらは、いにしへは、神あそびとぞいへる、されば其歌をも、古今集には、かみあそびの歌としるされたる、神樂と

書るも、ふるくはかみあそびとぞ謂べき、かぐらといふ名は、いかなるよしにて、いつのほどよりかいひそめけむ、六帖の題にはかぐらとかけり、

譬へといふもの丶事

たゞにいひては、こゝろゆきがたきこゝろも、萬の物のうへにたとへていへば、こよなくよく聞ゆること、多くあるわざ也、されば此のたとへといふ事、神代より有て、哥にも見え、今の世の人も、常にものする事也、皇國のみにもあらず、戎の國々にも、古へより有けるを、もろこし人は、すべて物のたとへをとることの、いと上手にて、ことすくなくて、いとよく聞えて、げによく譬へたりとおぼゆることのおほかるを、佛の經どもに、殊に多く見えたるたとへは、おほくは物どほくして、よくあたれりとも聞えぬ事をくだ〳〵しくなが〳〵といへるなど、いと〳〵つたなし、佛といへる人のいへることも、かゝるものにや、

物をときさとす事

すべて物の色形、又事のこゝろを、いひさとすに、いかにくはしくいひても、なほさだかにさとりがたきを、つねにあるわざ也、そはその同じたぐひの物をあげて、其の色に同じきぞ、某のかたちのごとくなるぞといひ、ことの意をさとすには、その例を一つ二つ引出ければ、言おほからで、よくわかるゝものなり、

詩の事いへるから人の詞一ッ二ッ

嚴滄浪ヵ詩話といふ物に、詩之是非、不必爭、試以己詩、置之古人詩中、與識者觀之、而不能辨、則眞古人矣、といへることあり、哥もさることなり、又王敬美ヵ秇圃擷餘といふものに、余嘗服明卿五七言律謂、他人詩、多於高處失穩、明卿詩、多於穩處藏高といへり、これ又哥もさることなり、凡てもろこしにて、宋明のころなど、詩の事を論じたる

に、哥こゝろばへのもはら同じき、かゝるたぐひのこと多かり、わかゝりしほど、かうやうのからぶみどもをも、いさゝか見たりし中に、おかしとおぼゆるふし〴〵、ぬき出て書おきつるが、ものゝそこにのこれるを、引出て見れば、今もおかしきとゝものまじれるを、ひとつ二つ又ぬき出つる也、

御子左二條家冷泉家の事

惺窩文集、惺窩先生系譜曰、先生系、出于法性寺攝政道長公第六男長家卿、長家官至權大納言、號御子左、又號三條、長家生忠家、爲權大納言、號小野宮、忠家生俊忠、權中納言、號二條院、俊忠生顯家、初爲葉室權中納言顯頼子、改名顯廣、後歸本宗、又改名俊成、爲皇太后宮大夫、家居五條、世稱五條三位、別賜攝州三木郡細川莊、江州坂田郡小野莊、是爲倭歌所奉邑、嫡子世々襲封、俊成生定家、號冷泉、後稱京極、爲民部卿權中納言、父子相繼善倭歌、永爲世範、定家生爲家、權大納言、兼民部卿、住嵯峨中院、爲家有子三人、長曰爲氏、權大納言、號御子左、其後亦稱二條家、次曰爲教、左兵衛督、號京極、季曰爲相、權中納言、號冷泉、三家鼎峙、各立門戶、正元年中、以書券付攝州細河莊於爲氏、爾後爲氏有不孝數事、爲家悔之、文永十年癸酉、七月二十四日、十一年甲戌、六月二十四日、以文券兩通付爲相、建治元年乙亥、五月一日、爲家薨、葬嵯峨中院、爲相猶幼、故爲氏奪細河莊、爲相母阿佛尼也、訴之鎌倉、時將軍惟康親王、爲氏亦告其事、獄久不決、爲氏爲世父子、與爲相、爭而不已、又訴於將軍守邦親王、執權相模守平貞時判曲直、以正和二年癸丑、七月二十日、賜公驗一通於爲相、以莊爲己邑、其證今存于冷泉家、後住鎌倉、號藤谷、世稱藤谷殿、頗有寧存、爲相生爲成、爲左兵衛督、早世、弟爲秀嗣、權中納言、建武亂後、細河小野兩莊、爲人所奪、爲秀訴由於官、使復之、爲秀有二男、長曰爲尹、次曰爲邦、爲尹爲爲氏至爲明之子、御子左家、歷亂之間、失其世業、唯據典籍、而家居、是爲早世、爲尹乃嗣爲秀後、爲民部卿、官權

大納言、應永二十三年丙申、五月十八日、將軍左大臣義持公、還付丹州細河莊于爲尹、爾來爲尹老、其純、無有下香一首、尹有二三子、長曰爲之、次曰爲員、次曰持和、持和生而頴悟、才過于兒、故爲尹尤愛之、釋氏有請以爲弟子者、不聽、左大臣義持公賜持字、名持和、因爲伯父爲邦後嗣、傳書書秘笈、號曰御子左、以采邑不給故未歸、爲尹乃分與細河之地、號冷泉、其家今猶幷用一條之家規、本出于此、後更名持爲、權大納言、持爲生成爲、將軍左大臣義政公、初賜成字、後賜政字、因改名政爲、享德二年癸酉、五月二十五日、還付江州小野莊、兼民部卿、爲權大納言、政爲生爲孝、爲侍從中納言、爲孝生爲豐、侍從從三位、爲豐生爲純、參議侍從、累世住播州、當時人側、有子數人、長曰爲勝、爲左近衛權少將、次曰敦勝、次乃先生也、幼而爲僧、師長宿讀聖賢之書、志高倚傳、後遂還俗、名肅字斂夫、號惺窩、詳于行狀、次曰俊久、改姓源、名有親、繼六條有孝後、次曰爲將、天正六年戊寅、赤松氏旁族別所小三郎源長治、以兵襲來、畧細河莊、爲純爲勝父子防之、四月一日戰死、依藤氏某聞事急來援、會城亡、父子已死、某悔來遲、而立自殺、士人感其義、合葬三人、樹松三四株、名曰冷泉塚、或曰依藤塚、播人至今稱之、歷世藏書、盡爲灰燼、肅訴之平右府信長公家臣筑前守秀吉、秀吉曰、且待時運、竟不果、肅無如之何、於是齎正和二年公牒、及殘編遺書、奉母與兄弟同來京師、後弟爲將、加元服、任敘官位、時既失邑、家亦幾絕、肅子爲景、初奉仕後水尾帝、任圖書頭、賜號細野、取細河小野首尾字也、後光明帝正保中勅、冷泉古有兩派、可以再興、傳旨於東府、以爲景復爲冷泉、任左近衛權少將、尋轉中將、賜城州愛宕郡小山村、相樂郡林村、及小寺村三所之地、數蒙顧聞、侍講經筵、善詩歌及倭文、所著有白鷗文集若干卷、享保二年花朝前日　正二位行民部卿藤原爲經謹誌とある、これ二條家冷泉家の大かた也、上件持爲卿より末は、下ノ冷泉殿のすぢ也、爲經卿は、爲景卿の孫也、上ノ冷泉殿は、爲尹卿の長子、中將爲之ノ朝臣の末なり、さて二條家は、御子左ともいふ、爲氏卿の子、大納言爲世卿の

子たち、中將爲通朝臣、中納言爲藤卿、中將爲冬朝臣など、いはれあまたおはせし、長子爲通朝臣の子、權大納言爲定卿、その子權大納言爲遠卿、その子中將爲衡朝臣也、次男爲藤卿の子、權中納言爲明卿也、末子爲冬朝臣の子、權中納言爲重卿也、かく爲世卿の末、三流になりて有つるを、皆末絕て、二條家はなくなりぬ、然るに哥の道に、二條家と世にいふは、此家の哥のおきてをうけ傳へられたる家々をいふ也、その子孫といふにはあらず、

長嘯子の哥

挙白集に、見もしらぬ人の、柴の戸をさしのぞきて、心あるかなと、ほのかにいひければ、あはれしる我身ならねど山里にすめば心のありげなるかな、

源氏物語をよむとのたとへ

源氏物語こそ、昔にもて興ずる、五十四帖の草子こそあらめ、心みに、なにとぞそこ、とりひろげて見しかば、みだれたる糸すぢの、口さきやうにて、さらによみとかれ侍らねば、いかにと問、とかし、たどたれよ、のち〱見てゆかば、いとおもしろきさかひにはてし、たとへていはゞ、六月にかゝり、いと暑き日かげをしのぎ、さらむ人の、内に入ては、やみのうつゝのさだかならで、物のいろふし、あやめもわかれねど、をこゝえし、なれば、しなゐに、かのうつと曲調を、ことに見わかるゝが如し、と聞集にありけり、この集に、長嘯子の哥文なそあつめたる本也、

京極ノ中納言の歌人時雨の亭の事

同じ人の、ひえの山にまうでたる詞に、はく、貫之のむかしの家は、かしこのしか〱聞ゆるところに有といひたれど、いだかにしれるもなくて、見ずなりにけるぞ、いと〱なごりおほくに、ほいなくなん、定家卿のもありといへれど、それはひがことにて、まことは此頃のかたにはなく、轉轉のほとり、今の相國寺うらに、時雨の亭を有しこそ、長嘯のころまでは、まこ

この八月廿日には、すいたる人々、秋のなかばも過ぬべしといふ句を、一もじづゝはじめにおきて、哥よみてさぶらひしも、此所なるべし、

玄旨法印の忌日

同じ集、玄旨法印をかなしめる詞にいはく、五條のあうちぎみより、京極黄門の一ながれ、その末たえずして、此法印まで、正しきすぢをつたへ來り給へりこそ、まことにあふぐべく、たふとまざらむやは、過にし八月廿日に、かくれ玉ひぬれば、定家卿の正忌にさへあたりにけり、さるべき契や有けむ云々、「かはらずよ高きその名もをぐら山秋の廿日にきえし月影、

定家ノ中納言の詩

明月記、建仁元年十月、上皇熊野御幸の供奉の所に、十五日午時許、著發心門、宿南無房宅、此道之間、常不具筆硯、又有所思、未書一事、此門柱、始書詩一首、巽角柱、【閑所也】慧日光前懺罪根、大悲道上發心門、南山月下結縁力、西刹雲中弔旅魂、

性情の切なると夫婦の間にしくはなしといへる漢人の詞

から人明の何仲默といへるが言にいはく、夫詩本性情之發者也、其切而易見者、莫如夫婦之間、是以三百篇、首乎睢鳩、六義首乎風、而漢魏作者、義關君臣朋友、辭必托諸夫婦、以宣鬱而達情焉、其旨遠矣、由是觀之、少陵之詩、博涉世故、出於夫婦者常少、而風人之義或缺といへり、これまことにさること也、然れどもその戀の情を、たゞ君臣朋友などの間の、他事を風すにのみ託へいひて、たゞにみづから思ふ戀の詩のなきは、いかにぞや、もし他事を風すにだに、よく其人を感ぜしむるばかり、情のふかくかゝらむ事ならむには、みづからの、その思ひをのべたる詩も、かならずお

ほくあるべきわざなるに、それなくては、性情をのぶるわざとはいひがたかるべし、これをおもへば、詩に、みづからの戀の詩のなきは、かの國人のくせにて、たゞはべをかざりて、をゝしく見せて、まことの心の、めゝしきをば、いひいでず、つゝみかくしたる物にこそ有けれ、皇國の哥の、戀のおほきぞ、まことに性情をのぶる道には有ける、

しをり

六帖に、山の題の哥に、「しをりしてゆかまし物をあひつ山いるよりまどふ道としりせば」、しをりといふもの、これに見えたるなどや、はじめならむ、なほふるくあるか、おぼえずなん、

李花集の詞哥

李花集にいはく、續後拾遺撰び侍しころ、亡卿五日前、名字などたんざくに侍りて、おもひの外に、作者にもくはゝり侍き、さりしに、今度風雅集とかや、撰らるゝよし聞えしかども、今は又身のよそにおぼえ侍しに、あらぬさまなる撰者さへにて、爲定卿は、され侍のなごきくさへ、此道もなくなりぬることゝおもし、なげかしくおぼえしかば、哥つかはし侍しついでに、「いかなれば身はしもならぬ言の葉のうづもれてのみ聞えざるらむ」、「このたびはかきながすこともしほ草かなかなかのうらみとはせじ」、

十王經

よに十王經といふ物あり、佛說地藏菩薩發心因緣十王經と題号したり、そのいへることども、みなおけにつたなきいつはりごとのみ也、さるはもろこしにても、僞經といふもおほくあるを、これはそこにもあらず、たゞ皇國人の作れるもの也、其文の中に、一切衆生、臨二命終時一、閻魔法王遣二閻魔卒一、一名二奪魂鬼一、二名二奪精鬼一、三名二縛魄鬼一、即縛二三魂一、至二門關樹下一、樹有二割牀一、寵甲背ノ二鳥棲、一名二無常鳥一、一名二拔目鳥一、我汝舊里、化二成鶻鷲一、示二怪語一鳴二別都頂宜一、我汝依

里、化成鳥、示怪語、鳴阿和薩加、爾時知否、亡人答曰、都不覚知云々、鳥通樹門、閻魔国、以死天山南門、亡人重過、両茎相逼、破膚割肉、折骨漏髄、死天重死、故言死天、従此向入死山、険坂尋杖、路石願鞋云々、死天冥途間、五百只繕那云々、葬頭河曲、於初江辺、官聴相連承所渡、前大河、即是葬頭、見渡亡人名奈河津、所渡有三、一山水瀬、二江深淵、三有橋渡、官前有大樹、名衣領樹、影住二鬼、一名奪衣婆、二名懸衣翁、婆鬼警盗業、折両手指、翁鬼悪無義、逼頭足一所、尋初開男、負其女人、牛頭鉄棒、挟二人肩、追渡疾瀬、などいへる、則都頓宜壽はほとゝぎす、死天山はしでのやま、葬頭河はさうづかは也、所渡有三とは、みつせ川をいひ、尋初開男云などは、ふるき物語書どもなどに見えたる事にて、その外も皆世の中にいひならへる説によりて作りたるもの也、さてをかへりて、世にいひならへるは、此經より出たるものと心得たる人もあるは、いみしきたがひ也、つくりたる名どもさまも、事のさまも、あらたにものしたるさまにはあらず、世の説をとれるほど、しるき物をや、

さらしなのにきに見えたるゝと

さらしなの日記にいはく、二むらの山の中に、とまりたる夜、大きなる柿の木の下に、いほをつくりたれば、よひとよいほのうへに、柿のおちかゝりたるを、人々ひろひなどすといへり、これは菅原孝標といひける人の女のかける物にて、さしもとほき世の事にもあらぬを、そのかみなほ旅のやどりは、かゝる事も有けるをおもへば、つねに哥によむなる草の枕もあがれりし世には、まとにさることにぞ有けむかし、

おのが歸鴈のうた

歸鴈の題にておのれ、「春くれば霞を見てやかへる鴈われもとそらに思ひたつらむ、いまひとつ、「かへるかりこれもこしぢの梅香や風のたよりにさそひそめけむ、とよめりける後なるをよく思へば、末の句に、鴈の縁なくて、いかにぞやお

ほゑければ、又とかく思ひめぐらして、「うめが、やさそひそめけむかへる雁これも越路の風のたよりに、となんよみなほしける、これはしも、こしぢを末の句にうつしたるにて、雁の縁はさるとながら、哥ざまは、いさゝかおこりておぼゆるは、いかならむ、哥よく見しれらむ人、さだめてよ、

出雲風土記意宇郡の名のゆゑをしるせる文

所以號意宇者、國引坐八束水臣津野命、詔、八雲立出雲國者、狹布之稚國在哉、初國小所作、故將作縫詔而、栲衾志羅紀之三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛闇々耶々爾、河船之毛々曾々呂々爾、國々來々引來縫國者、自去豆乃折絶而、八穗米支豆支乃御埼也、以此而堅立加志者、石見國與出雲國之堺有、名佐比賣山是也、亦持引綱者、薗之長濱是也、亦北門佐伎之國矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛闇々耶々爾、河船之毛々曾々呂々爾、國々來々引來縫國者、自多久乃折絶而、狹田之國是也、亦北門良波乃國矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛闇々耶々爾、河船之毛々曾々呂々爾、國々來々引來縫國者、自宇波折絶而、闇見國是也、亦高志之都々乃三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛闇々耶々爾、河船之毛々曾々呂々爾、國々來々引來縫國者、三穗之埼、持引綱夜見嶋、固堅立加志者、有伯耆國火神岳是也、今者國引訖詔而、意宇社爾御杖衝立而、意惠登詔、故云意宇、

上件の文、いとしくふるきことゞも有て、聞えがたきふし〴〵多かるを、今の本、いたく誤字おほくて、いよ〳〵さとりがたきところ〴〵あるを、しひて解る、國引坐とは【坐字を作に作る本もあり】すなはち此文に見えたることゝ、他國の餘あるこ

ころを、裂取引寄せ以來て、出雲ノ國の足ざるところを足して、造りをへ玉へるをいふ、此ノ勲功をもて、此神をかく稱へ申せる也、大國主ノ神を、天ノ下造ラシシ大神と申すがごとし、八束水臣津野ノ命は、古事記に、淤美豆奴ノ神と有て、須佐之男ノ命の四世の御孫にて、深淵之水夜禮花ノ神の御子にて、大國主ノ大神の祖父ノ神也、此風土記の中にも、所々見え玉へり、狭布之堆國、堆字は、寫し誤れるなるべし、遠江ノ國人内山ノ眞龍、此風土記の注を作りて、稚ノ字也といへり、さも有べし、狭布のごときは、疎けれども、すべてにかけて、稚國といひつべき也、古事記にも書紀にも、國稚とあれば、よし有ておぼゆ、初國小所作とは、伊邪那岐伊邪那美二柱ノ大神の、初めて生成ノ給へる時に、小くつくり給へりと也、そのかみ此出雲ノ國は、北ノ方足はずして、狭布のごとく、狭く細き國なりけむ、かくいまだ成りとゝのはざるあらで、稚國とはのたまへるなるべし、將作縫とは、足らざるところを足して、縫合せて、廣く作りなさむと也、志羅紀乃三埼は、【埼ノ字一本に椅とあるは誤也】新羅ノ國の地の東南ノ方の、海へつき出たる御崎也、國之餘有耶云々は、かの御崎を、國の餘りて、廣き地ありやいかゞと、望ね見れば、餘れるところ有りとなり、童女胸鉏とは、鉏の形の、美女の胸の如く、廣く直く平らかなるを云なるべし、萬葉九の巻に、女のかたちのよきをほめて、胸別之廣吾妹とあるも、胸の直く平らかなるをいへりと聞ゆれば也、大魚は鮪の類をいふ、支太は、鰓なるべし、阿を畧き、登を通はして支太ともいひけむ、さて鰓はつねには、支を濁り、登を清ていへども、もとは支を清み登を濁りてぞいひけむ、太は、古書に濁音の假字に用ひたる字也、衝別は、漁人に聞しに、大魚を捕には、その喉をねらひて、衝てとるといへり、古書に鮪つくとあるこれ也、されば衝をいはむ序に、大魚の鰓とはいへるなるべし、鰓は口のわきなれば、いさゝか違へるがごとくなれど、喉は口の奥なれば、外より衝ところをば、さもいふべき也、さて衝別とは、かの國の餘れるところを、鉏を衝入れて、分ケ取ルをいふ、波多須々支は、穂といはむ序にいへる也、穂振別は、屠分也、獸の肉などを切り分つを、屠ルといふと、同じ

言にて、古事記ノ崇神天皇ノ御段に、斬‐波‐布‐理其軍士一とあるゝ同じ、かの所ゞある地を、斬もて切ゞ分ゞるをいふ也、三身之綱は、身ノ字は舟ノ誤なるべし、これを並能は、舟ノ字の誤として、なほ然改めたれど、いかゞとおぼゆ、万葉四ノ巻に、三相二搓流絲とあるは、二すぢをよりあはせたるうへに、今一すぢをより合せたるにて、つよき糸也、又古事記ノ垂仁ノ中巻に、三絞之綱とあるも然なり、これは縫ヲ意に借て、目ヲ書るを、誤れるか、又會の誤にて、三合にても有べし、打挂は、尾分たる地へうちかけて、海上を引よする也、霜黒葛は、黒葛の一種の名か、又は霜のおきたるつゞらをいへるか、またかならず、闇々耶々爾は、誤字なるべし、闇も耶も此書の中に、假字に用ひたる例なし、こはいと心得がたきを、しひてこゝろみにいはゞ、闇々耶々爾は、闇々爾を誤れるか、そは今ノ世の言に、へなら〳〵とも、ふなら〳〵ともいふとある、闇ニ爾とは、通ふ言にて、同じ心也、こゝは海上を渡にゆらめきて引よせたるをいへる也、かの大綱のゆくら〳〵とも、ゆたのたゆたにともいへるとも、同じこゝろ也、なほ思ふに、黒といふ名も、こなら〳〵と聞て、故にもとありけむ、さて霜黒葛は、序にて、かくつゞきたる意は、霜におへる黒葛の、しなれて、へなら〳〵としたるよしか、又黒葛の一種の名ならば、其葛の、へなへ〳〵としたる物なる故か、縫よりつゞふべし、毛々曾々呂々は、俗言にそろ〳〵といふことなるべし、そろ〳〵は、これもそろ〳〵の、毛の宿けて言なるべし、さて河船之は序にて、河の辺にて、舳に付ゝれば、川の船は、しづかに引す意にて、つゞきたるたるべし、さて上の闇耶々をも、これ〳〵は、引来る船の舳の辺りをいふ也、國々来々は、【一本に、こゝにのみ、此上に、國國来々の三字あるは、衍也、又一本に、由々良々と書るを、誤なり】歌めるべし、これも又いと心得がたきを、例のしひていはゞ、来ノ字、誤ゞ誤にて、國寄なりけむを、上の文にならひて、國ゝ寄をと、國の字を重ねたるに、さて又下の文まりよがひて、寄ノ字を来に誤りたる也と、國寄とは、かの霜黒葛の、引来る地を、寄来るといへる也、國来々と引きせ来て、出雲ノ國へ縫合せたる地をいふ、國引の條に、古言に地名を、國縫郡に、而宇の國の縫がひて、国の名を見えて、

出雲與楯縫二郡之堺とあり、乃は誤字なるべし、其字いまだ考へ得ず、打絶間は、【打ノ字一本に折とあるは誤なるべし】堺をなして、限るをいふ、八穂米は米ノ字は示を誤れるなるべし、八百土にて、杵築の枕詞也、支豆支乃御埼は、杵築ノ本世に日之御埼といふ處なれども、こゝは楯縫ノ郡の堺までの地を、廣くいへる也、されば杵築の東ノ方までわたれる山すそ、御埼山といへり、加志は、和名抄ノ舟ノ具に、唐韻云、牁、所ニ以繋ク舟ヲ也、漢語抄云、加之とある物にて、前漢書ノ地理志には、牂牁と書て、注に、係ル船ヲ杙也とあり、万葉の哥にも見えたり、かくてこゝにいへるは、縫合せたる國を、又離れゆかざらむために、繋ぎ堅めの結へり、艦綱也、佐比賣山は、假有ノ郡に見ゆ、持引綱は、かの國を、挽來させる綱也、薗之長濱ニ神門ノ郡に、即水海與ニ大海一之間有レ山、長卅二里云々、此者意美豆努命之、國引坐シ時之綱矣、今俗人號云薗ノ松山ト云々、と見えたり、又出雲ノ郡に、薗長三里云々、此則出雲與ニ神門ニ二郡堺也とあるは、薗ノ長濱長さと有けむを、長ノ字よりまがひて、長濱ノ二字の脱たるにて、かの薗ノ松山と同所なるを、山は神門ノ郡に屬き、濱は出雲ノ郡に屬るにぞあらむ、北門とは、出雲ノ國の北面の海をいふなるべし、佐伎之國は、佐ノ字は、於の誤にて、隱岐ノ國にやあらむ、出雲より北ノ方にあたれば也、されどこはなほ疑はし、其よしは下にいふべし、所取与の与ノ字は、而の誤也、上下なる例もて知ルべし、自ニ多久ニ乃は、嶋根ノ郡に、多久ノ社、また多久川あり、秋鹿ノ郡との堺也、乃ノ字は、川の誤か、されど上の自ニ去豆ニとある下にも、此字有て、去豆には川は見えざれば、こゝもいかゞあらむ、打絶与は、【打ノ字一本に折とあるは誤なるべし】与ノ字は、是も而の誤也、狹田之國は、秋鹿ノ郡に、佐太川又佐太ノ水海など見ゆ、是也、但しこゝは、秋鹿楯縫二郡の地をいへるなり、北門良波之國は、いまだ考へ得ず、そもそも良理流禮呂を、言の頭における例は、なきことなれば、良ノ字は誤なるか、但し出雲ノ國の大海の北ノ方には、隱岐ノ國の外には、國も嶋もあることなければ、上なる志羅紀の御埼に准ふるに、もしくは上の佐伎之國も、此良波之國も、北ノ方なる異國の名にもやあらむ、なほよく考ふべし、自ニ宇波ニ

【一本に、此下に縫ノ字あるは、衍也、又上の自二夫豆一と自二多久一との下には、乃ノ字あるを、こゝにのみは、其字なし、】其地ノ名は見えず、一本に、手ノ字を、手と作るにつきて考ふるに、手染なるべきか、嶋根ノ郡に手染ノ郷あり、すべてのさまをもて考ふるに、こゝは必、上文の多久より東、下文の三穂ノ埼より西にあるべきところなれば、手染にて、地理もよくかなへり、打絶浦は、打ノ字諸ノ本みな折と作れど、例によりて改めつ、闇見ノ國は、嶋根ノ郡に、久良彌ノ社又久良彌ノ社見ゆ、こゝはこれも、多久川より手染までの地を、廣くいへる也、高志は、越ノ國なり、都々乃三埼は、【一本には都乃三埼とあり】さだかならず、和名抄に、能登ノ國羽咋ノ郡に、都田ノ郷、越後ノ國頸城ノ郡に、都宇ノ郷、神名帳に、越前ノ國敦賀ノ郡、又坂井ノ郡に、御前神社などはあれど、これらのうちにもやあらむ、猶よく尋ぬべし、三穂之埼は、嶋根ノ郡に見えて、東のはて也、さて上の例ごとによらば、此上にも、自宇波折埼といふ句あるべきに、こゝにしも其詞なきは、此三穂の埼は、東の限ノは海なるが故也、此下に是也といふ二字も有べきに、なきは、こゝには畧きて、合せて下にいへる也、持引【持ノ字一本に採とあるは誤なり】夜見嶋は、嶋根郡のところに、達伯耆國郡内夜見嶋とある是也、固堅【固ノ字一本に闇とあるは誤也】火神岳は、此ノ風土記の抄に、伯耆ノ國會見ノ郡の大山これなりといへり、さもあるべし、それにつきて思ふに、大山は、神名帳に、大神山神社とあれば、火ノ字は、大を誤れるにはあらざるか、抄は、天和のころ國人岸崎時照といへるが作れる物にて、三巻ある也、是也は、上の三穂之埼、夜見嶋をも合せて、一つにいへる也、引訖【一本に訖ノ字を記とかけるは誤なり】國杖衝立而、意惠登詔、故云意宇、意惠は、事に勞きて息を、休息ふ時の聲なり、さて意惠は、宇延のつゞまりたる言にて、上に字を添へし故に、おのづから後に意宇とはなれるなるべし、さて此ノ臣津野ノ命の引來て、縫作り坐る、すべての地は、嶋根秋鹿楯縫出雲の四郡にて、東より西へつらなれる地にして、さる西よりつぎ〳〵に引し給へるなり、此四郡のうち、出雲ノ郡をのぞきて、三郡は、南ノ方意宇ノ郡との中間に、細く長き入海有て、出雲ノ郡のみ、意宇神門二郡につゞ

きたり、こゝに内山ノ眞龍が考へたるよし、神代には、此入海、西の大海へとほりて、出雲ノ郡と、北ノ方半(ナカラ)は、かの三郡と同じく、入海をへだてゝ、意宇ノ郡神門ノ郡とは、離れてぞありけむといへる、今此國引の文を思ふにも、まことにさも有けむとぞおぼゆる、さて此文に見えたる事どもを、たゞ寓言(コトヨセゴト)のごとく心得むは、例のからごゝろにぞ有ける、神代には、思ひのほかなる、奇(クスシ)き異(アヤシ)き事ども有て、此國土は成竟(ナリヲヘ)たるなれば、古への傳説(ツタヘゴト)を、いさゝかもうたがふべきにあらず、ことごとく實の事也、たゞ文のまゝにこゝろうべし、

出雲國なる黄泉(ヨミ)の穴

小篠ノ御野、いにし寛政六年三月のころ、出雲の大社にまうでたりしをり、鰐淵山近きわたりの山に、黄泉(ヨミ)の穴といふがあるよし、はやく聞るは、いかなるにかと、とひたりしに、此わたりにも、行見たる人はなきよし、杵築の人のいふを聞て、せちにゆきて見まほしく思ひけれど、年老たれば、足よわくて、みづからはえ物せで、弟子(デシ)に齋藤ノ秀滿といふを、ゐて物せしに、さらばいまし行て見てことといひつけて、やりける、此秀まろは、御野が同じ石見ノ國の三隅(ミスミ)といふ所の人にて、もとより山道を、つねにかよひならへる人にし有ければ、くるしとも思ひたらで、よろこびながら、ゆきて見てかへりて、其間の事、くはしく書しるしたりけるを、こゝにも見せにおこせたりける、そのあるやう、まづ杵築より東、鰐淵山をこえて、東北の方、海ちかき所、川下村といふを過　、奧岡村といふに至る、かの黄泉の穴は、此村の山に有也、海べより十八町のぼるところ也、かくて山はいとしも高からねど、道いとけはしく、石まじりに草たかくおひしげり、荊おほくて、いといとのぼりがたし、かの穴は、山のはらに、草深き中にありて、わづかに見えたり、口はすこしせばくて、下の方はわたり二尺四五寸、三尺ばかりも有べし、丸く井のさまにて、底見えず、めぐりは、口より下皆、つみ上(アゲ)たるごとくなる石にて、その石みなかど有て、すべてわれめおほく、色は白く、又黄ばみたるもまじれり、さるを南の方一かたは、廣さ二尺

ばかりにて、長さは一丈五六尺がほど板などを、立たらむやうなる、一つの大石にて、此石の下ざま、穴いさゝか北の方へまがりて見えたり、すべて口近き所は、石に苔などもむしたるを、下の方は、いたくかわきて、潤なく見ゆ、此穴、里人は冥途の穴といへり、そのわたりの者も、おほくはしらず、この奥闇村のものを、導にゐて行たる、年七十ばかりなる翁にて、語りけるは、此穴来て見たる者は、いとまれ也、年わかきは、里の者だに、かつてしらずとぞかたりける、はじめ鰐淵寺にて、かたらひきつるしるべの翁は、とし六十ばかりなりけるを、わかゝりしほどに、来て見たることは有しかど、こたびの年へにければ、のぼる道も、すべておほえずとて、又この奥闇のおきなをば、それがかたらひ来たるにぞ有ける、又かの翁がいひけるは、此穴よりは毒氣のゝぼるとあるに、ふれぬれば、たちまちに息絶る也と、いひつたへたり、といふをきくに、しばしのぞきて見るほども、いさゝけおそろしけれど、よく見てかへらずは、ふりはへて見にこしかひなからむと、いみしく思ひねんじて、猶よく見つる也、おきな又かたりけるは、むかしは、此穴の内へ、石を落しいるゝに、そのいしくだりもてゆくまゝに、つぎ／＼めぐりの石にふれゆく音の、しばしがほど、とほく聞えこしを、四十年ばかりあなたに、あるものゝ、大きなる石一つをおとしやりつる事の有し、そのゝちは石をおとせども、音久しくは聞えずなりぬるは、かの大石の、なかばにとゞこほりて、それにせかるゝ故なり、とぞかたりける、又むかし鰐淵寺をはじめ給へりし、智春上人と申す、此穴に入定し給ひぬるよし、かの寺の縁起にも見えたり、と聞りなども語る、さて此山のすべての名は、奥闇の山といひて、その中に、此穴のあたりかきあたりをば、そうが谷といふ、此山のうしろは、鰐淵山につゞきてとほからずとぞしるしたりける、今はゆきかひの道のほどの事どもまで、こまかにしるしたるを、見るにはなほうたがはしからずおぼえて、こゝはいかにとなほとひきかまほしきこゝろもあれど、しばらく本にしたがひて、その趣をとりて、事をつゞめて、よきほどにこゝにはしるせる也、さて此奥闇村よみの穴のあたりを、神門郡なりとしるしたれど、かならず出雲郡なるべし、さて又風土記に、宇賀郷のところ

に、黄泉之穴といふところの見えたるは、同郡の内にはあれども、礒べにて、窟の内にあるよしなれば、こゝとこれとはことなるべし、

師をとるといふ事

源氏物がたりの紅葉賀ノ巻に、舞の師どもなど、よになべてならぬをとりつゝ、おの〳〵こもりゐてなむならひけるとあり、世の言に、師匠をとる、弟子をとるといふも、ふるきことなりけり、

はじめを濁る詞

言のはじめを濁るも、まれ〳〵にはあるは、蒲石榴楚斑紅粉などいごし、これらふるき物にも見えたる詞也、後ノ世にこそ濁りてもいへ、古へはみな清ていへりし也、此外にも猶有べし、皆同じこと也、蒲は、蒲生などいふ時は、今も清り、ざくろは、石榴の字の音なるべし、されど六帖の題にもあり、芭蕉なども、古今集ノ物名には、はせをばとあるは、上ノはもじ、古ヘは清てぞいひけむ、楚は末枝也、末をすわといふは、聲をこわづくりなどいふと同じ、斑は、神代紀にも、斑駒と見えたり、是をむちともぶちとも訓るは、古へはぶを清ることをしらずして、鞭をも俗にぶちといふにならひて、これもおなじなるべしと心得たる、おしあて也、紅粉は、和名抄に經粉と見えたり、上の件の外に、げにといふ言は、現の字の音にて、後にこと也、場は、ふるくも大庭馬場などは見えたれど、たゞ場といへることは見えず、こはもとにはにて、大庭はおほには、馬場はうまにはなるを、音便にばといひなせる也、又可如などのたぐひは、上に言有てつゞく意なれば、こゝ〳〵也、

たんざく

三代實錄廿七の卷に、短籍と見え、又卅五の卷に、短册とも見えたり、但哥を書ク物にはあらず、

なごり

六帖に、「うつくしと見るたびごとになでしこの花のなごりはをしくやはあらぬ、此なごりは、近き世にいふなごりの意に聞

えたり、

なまじひ

躬恒集に、「あらたまの年の四とせをなまじひに身をすてがたみわびつゝぞすむ、家集に見えたり、

皇祖母尊

書紀皇極天皇ノ御巻に、吉備嶋皇祖母命とあるは、吉備姫王の御事にて、天皇の大御母に坐り、又孝徳天皇ノ御巻に、奉號二豊財天皇一曰二皇祖母尊一とありて、これよりかく申せるは、皇極天皇の御事にて、皇太子中ノ大兄ノ皇子の御母にまして、天皇の御ために、大御姉命に坐るを、その御讓を承嗣せ給へるが故に、大御母と崇め申し給へるなるべし、さも〳〵御母をしも、祖母と申せるはいかにといふに、すべて古には、直に己を生る父母にかぎらず、世々遠祖までにわたりて、淤夜といひたりし故に、古書には、遠祖をも、父母をも通はして、多く祖と書り、されば、これもその意にて、祖母とは、親母といふ意にて書れたるもの也、漢文の祖母の意にはあらず、大かた書紀は、何事も、漢文にかゝはりて記されたれども、これらは、そのかみ現に書れたる文字のまゝに記されたる也、上ノ件の意をえずは、此祖母とあるをも、心得がたかるべし、

畿内七道のよみ又郡司のよみ

西宮記部司ノ讀奏ノ條に、東海道【ウミヘツミチ、ウヘツアチ、又ヒウガシノウミノミチ、】東山道【ヒウガシノヤマノミチ、又ヒウガシノミチ、又ウマイツアチ、】北陸道【クルカノアチ、又キタノアチ、ヤマノアチ、】山陰道【止モノアチ、又カゲトモノアチ、】山陽道【カゲトモノツチ、又背トモノミチ、】南海道【ミナミノミチ、又ミナミノウミノミチ、】西海道【ニシノミチ、又ニシノウミノミチ、】大領【吉保乃見ヤッ古、】少領【匹ケノ見ヤッ古、又原ケミヤッコ、】と見え、ちは山

抄にも、畿内【宇治都久仁、】東海道【宇美都美知、又宇倍都道、】東山道【山乃道、又東山乃道、】北陸道【久流我乃道、】山陰道【曾止毛乃道、背說加介止毛乃道、】山陽道【加介止毛乃道、背說曾止毛乃道、】南海道【南乃道、】西海道【西乃道、】大領【古木乃ミヤツ古、又大古木乃ミヤツ古、】少領【須介乃ミヤツ古、】領【古木乃ミヤツ古、或說、領於木ミヤツ古、領ミヤツ古、今說大上是式部例與、】國擬【久仁安天申利、】擬大少領【加利乃】白丁【音讀】朝集使【朝集乃使】と見えたり、此二ノ書を合せて考るに、西宮記の方に、東海道を、ウチベツミチとある、上のチは、寫し誤にて、海邊ッ道なるべし、へもじ濁るべし、ウベツアチは、うみべのみを省きたるにて、是も海邊ツ道なるべし、アチとは、即チ道也、昔片假字には、をもアと書ること、書紀の訓などにも多く有て、まぎらはしき也、これ必ず差あるけぢめを、今は見分がたくなりぬ、ヒウガシは、ひんがしといふと同じ、こはもとひむかしにて、むは、たしかにむといひ、かも清たるなるを、音便にて、むをうとも、んともいひ、それに引れて、かをも濁る也、日向を、ひうがといふも同じ、東山道を、ウメツミチ、北陸道を、ヤマノミチとあるは、後に寫すとて、所を誤れる也、ウメツミチは、東海道の讀、ヤマノミチは、東山道の讀也、北山抄正し、さてウメツは、かのウベと同じくて、べを通はしてメといへる也、北陸道を、クルガノミチとある、クルガは、くぬがを唱へ誤れるなるべし、くぬがは、今ノ世にも陸といふ是也、山陰道を止モノミチとあるは、止の上に、曾ノ字有しが脱たる也、こも〳〵西宮記、おのが見たるかれこれの本どもは、みな上の件のごとくなるを、寫し誤りとおぼしきところ〴〵は、善本今も有べき也、北山抄のかたは、すべて正しく見ゆ、其中に、北陸道に、キタノミチといふ讀ミなきは、落たるにや、南海道西海道の例によるに、これも北の道ともいふべき也、又二書ともに、山陰道にカゲトモノミチ、山陽道にソトモノミチとある說は、ひがこと也、かげともは影面にて、南をいひ、そともは背面にて北なるを、よる意をもしらぬ人の、陰ノ字によりて、ゆくりなくさかしらに入れかへたるなるべし、さて又東海道は、ヒウガシノウミノミチ、東

山道はヒウガシノヤマノミチなどあるぞ、字にあたりて、正きさまに聞ゆめれど、此たぐひは、中々に後の訓にて、東海道は、ウミツチなどいひ、東山道は、東の道又山の道といひ、北陸道は、クルガ道又キタノ道といひ、南海道はミナミノ道、西海道はニシノ道といへるぞ、返りて正しかるべき、こは互にまぎるゝことなきかぎりは、言を省きて、つゞまやかに短く定めたるものと聞ゆれば也、書紀の巻々に見えたる訓も、畿内はウチツクニ、東海道は、ウベツミチ、又ウミツミチとも、東山道は、ヤマノミチ、又アヅマノヤマノミチとも、北陸道は、クヌガノミチ、又クニガノミチ、又クムカノミチ、又クルガノミチとも、山陰道は、ソトモノミチ、山陽道は、カゲトモノミチ、南海道は、ミナミノミチ、西海道は、ニシノミチとあれ、さて又郡司のよみ、コホノミヤツコは、郡造にて、國造の例也、スケノミヤツコは、助造也、然ればこほりのみやつこは、郡司をいづれもいふべく、大領は、オホイコホノミヤツコとあるぞ、あたれりと聞えたる、書紀の訓、大領は、コホリノミヤツコとも、オホミヤツコとも、コホノミヤツコともあり、おほみやつこは、いかゞなる訓也、少領はスケノミヤツコ、

吉志舞

北山抄、大嘗會午ノ日ノ處に云、次安倍氏奏ス吉志舞ヲ、左位門ノ上引キ之ヲ、設クル床子ヲ幄ノ前、作ス高麗亂聲ヲ而進ム、舞者廿人、樂人廿人、安倍吉志大國三宅日下部難波等氏供奉、寛平ノ記ニ云、三四人著ク六位闕腋ヲ、打ツ甲胄ヲ、執リ桙ヲ、承平ノ記ニ云、於テ舞臺四ノ角ニ、引頭二人立ツ臺ノ上ニ、舞人在リ前ニ、從舞ハ者、服シ甲胄ヲ、在ル中間ニ者ハ、著ク頭ニ冠ヲ、衲襠表袴布帶、皆執リ桙ヲ、腰ニ帶ス横刀ヲ云々

鈴奏

行幸の時に、鈴ノ奏といふことあり、同書行幸ノ條ノ裏書ニ云、若少納言遲參者、少將相代、奉仕鈴奏、其儀、開司奏了、進

歸之後、入自左腋門、經長樂門東檐、進就版位、揖而失云、御共持任左鈴[illegible]申、云々、還御時[illegible]、後、不待闈司奏、進自長樂門前橋頭、奏云、御共持右鈴進[illegible]申、云々

荷前

荷前、荷を能といふとは、木を、木末木の葉など、許といひ、火を、火影炎など、保といふたぐひにて、第二の音の、第五の音にはたらく例なり、書紀神功ノ卷に、荷持をも、能登利と訓注あり、又和名抄、備中ノ國下道郡ノ郷名に、近似と書て、知加乃里としるしたる有り、から書にても、似はのれりとよみならへり、これらも同じ例也、

改年號

西宮記云、改年號、大臣奉勅、仰文章博士、令勘申年號、奏聞、勘定之後、仰内記令作詔書、奏草及清書、賜御畫日、下中務、中務度案於太政官、太政官連署、大納言覆奏畢、下旋行官符、云々、

改錢

同書云、改錢、大臣奉勅、仰博士令勘錢文、奏定畢、擇吉日、召能書者於陣頭、令書字樣、奏聞賜作物所、彫定、副官符、下鑄錢司、鑄錢司進新錢、奏解文之後、先奉神社佛寺、云々、

俊成ノ卿定家ノ卿の書給へる万葉集といへる事

甲斐ノ國の身延山といふところの事どもをしるしたる、身延鏡と名づけたる物を見たりしに、かの寺の寶藏にをさまれる物どもとて、しるしたる中に、俊成定家卿親子兩筆の萬葉集一部、爲家の古今集、爲相の源氏物語一部、阿佛尼哥抄、左大臣道家公の朗詠集、云々としるしたるは、まことにさる物どももあるにや、俊成ノ卿定家ノ卿の萬葉集など、ここに心得ぬことなりかし、

定家ノ中納言の哥に、「さよくらすみやこは雪もまじらねど、山ノ端しろき夕暮の雨」とある、本は、雪といひし由也、末は、雨といひて雪也、かゝるとからの哥にもあり、鶴林玉露といふ書に、杜少陵ヵ詩ニ云ク、風含翠篠娟々淨、雨裛紅蕖冉々香、上句風中有雨、下句雨中有風、謂之互體、

高野山

性靈集南闕ニ云ク、於紀伊國伊都郡高野峯被請乞入定所表曰、空海少年日、好渉覽山水、從吉野南行一日、更向西去兩日程、有平原幽地、名曰高野、計當紀伊國伊都郡南、四面高嶺、人蹤絕蹊云々、

佛法僧といふ鳥

同書ニ、後夜聞佛法僧鳥詩、閑林獨坐草堂曉、三寶之聲聞一鳥、一鳥有聲人有心、聲心雲水倶了々、

たまよばひ

野府記ニ云ク、萬壽二年八月七日丙辰云々、昨夜風雨間、陰陽師恒盛、右門衛尉爲孝、昇東對上【尚侍住所】魂呼、近代不聞事也、これいにし五日に、尚侍嬉子のかくれられし時の事也、對上の間に、屋ノ字おちたるか、善本をもとむべし

神事の僧

吉部秘訓抄ニ、立神事間、僧尼、重輕服、不淨之輩、不可參入之由書之、

親王御元服袍の文又色また淺黄といふ色の事

同抄に、親王御元服、御袍色并文法事云々、予申云、於御袍文者、雲鶴之由、見保光記云々、又有南云御袍色綾、予申云、如西宮文者、黃色綾、而保光卿用淺黃云々、左大辨【定長】云、雖載西宮文、黃顯儀、淺黃之由、用[illegible]

安ニ、以テ之ヲ思フニ之、黄色興云々、長和二年、敦儀敦平御元服、両親王着黄衣ニ、其浅黄也、世稱之黄衣、寛治元年、親王元服、着ス緑袍ヲ云々、同廿六、今日、今宮有御元服事、【無品守貞親王】御袍浅黄綾袍、雲鶴文、無ク裏、件御袍色、兼有沙汰、所ル被レ遂ケ保延之例ヲ也とあり、上ノ件親王御元服の御袍の色、黄と緑とたがへると有しは、色の名のまがへる故なり、そのまがひは、大かた古き物に、浅黄とあるは、黄色の浅きをいへる也、然るを後に、浅葱色とまがひて、浅葱色のことをも、浅黄と書クから、古き物に、浅黄とあるをも、誤りて浅葱色と心得られたる也、長和二年云々、其浅黄也とあるは、黄衣の黄色の浅きよしをことわれる也、此ほどまではまがはざりし也、然るに寛治元年の度、緑袍を用ひられしは、古記に浅黄としるせるを、浅葱色の事と心得ての誤なるべし、保延被レ用浅黄ニとあるも、浅葱色にぞありけむ、さて同廿六とあるは、建久二年十二月の廿六日也

千鳥にをちかへりとよめる哥

をちかへりといふことは、大かた郭公ならではよまぬやうなるに、拾遺集雑上に能宣、「暁のねざめの千鳥たがためか佐保の川原にをちかへりなくと有、續後拾遺集冬にも、六條内大臣、「明石がたとわたる千鳥をちかへりいく浦浪をかけて鳴らん、これは拾遺なる哥によりて、よみ給へるにや、右の哥どもの外にも有べきか、今は見あたりたるを出せるのみ也、同五月郭公といふ題にて、俊頼ノ朝臣、「やよや又きなけみそらの時鳥五月だにこそをちかへりつれ、新勅撰集に入れり、これは郭公によりたれど、五月をゝちかへりとよめり、

哥の題の望の字のよみ

哥の題に夕望などある、望の字は、のぞみとよむべきにや、續世繼に、ことしこそのゆふべののぞみよりも、難波のあしでと見えむ、げにときこえ侍りとあり、

片点諸点

哥の点に、片点諸点といふと、実隆ノ卿のかゝれたる物に見えたり、

連哥の花ノ下といふと

菟玖波集ノ序に、よしのゝひじりのみかども、撰集にくはへ、家々の道をまもたる人も、式目をつくりて、久しく宗のつゝのもあそび花のもとのたはふれとなれりと有、連哥の家に、花ノ下といふ称あるは、此詞をとれるなるべし、

辛崎の松

近江の辛崎の松は、さいつころ大風にたふれて、かたもなくなりにしを、大津の御城の預り、新庄駿河守直頼の弟に、新庄東玉、新庄直忠とて、二人有けるが、此松の事を、つねなげくをしく思ひしを、弟の直忠、つひに風情ある松をたづねえて、植けるは、天正十九年秋のことなりき、此事曾朝法親王のかゝせ給へる、かの松の記に見えて、扶桑拾葉集にのせられたり、今の松は、これなめり、

ひゐな

人の形をちひさく作りて、わらはのもてあそぶ物を、物語ぶみどもに、ひゐなといへり、これはちひさくつくれるを、鳥のひなになずらへていへる名にて、字も雛とかき、今の世の人も、ひなといふを、ふるくひゐなとしもいへるは、詩歌をしいか、獅子をしいし、女房をにようばうといふたぐひにて、ひなを引ていふなれば、假字はひいなと書べきを、ゐと書るはたがへり、物の雛形といふも、ちひさく物したるよしの名なり、

てつゝ

鳥の事を論じたるふみどもに、てつゝなりといふと見えたり、ふるく紫式部日記にも、いふといふまじきに、あさま

たし侍らず、いさてづゝにあさましく侍りと見えたり、

賀茂ノ社の神主禰宜權禰宜

台記ニ云ク、久壽元年六月十五日、頭光頼ノ朝臣來テ曰ク、賀茂ノ禰宜重忠、轉ス神主ニ、權禰宜家平、轉ス禰宜ニ、貴布禰禰宜助平、轉ス權禰宜ニ、氏人久教補ス貴布禰禰宜ニ者リ、と見えたり、神主と禰宜と有し也、貴布禰禰宜の權禰宜に轉ずれば、賀茂の權禰宜なれりし也、

春日ノ社の預リ

同記ニ曰ク、同年九月七日、今日招キ左大辨ヲ、仰セ下ス春日ノ社ノ預ニ八人ヲ、本六人也、而ニ關白殿長者ノ間、加ヘテ二人ヲ、爲ス七人ト、余長者ノ後、仰セテ曰ク、宜シク任セテ舊ニ爲ス六人ト、但シ非ス可キニ解却セ本預ヲ、一人闕クル時、不レ可レ補ス替リヲ者リ、其後預信春有リ罪解却セラル、藤房有リ病死ス矣、二人替リニ補スニ一人ヲ也、【有定補政】

人の出去し跡を掃クを忌ム事

人の出ゆきしあとを掃ク事をいむは、葬の出ぬる跡をはくわざのある故也、同記に、久壽二年十二月十七日、傳聞、今夜亥刻、高陽院入棺云々、郎奉レ遷シ福勝院ニ云々、出御之後、民部大夫重成、以テ竹箒ヲ拂フ御所ヲ、

日前國懸ノ社遷宮日時

中右記ニ云ク、寛治五年十二月七日、今日上卿參陣、擇ヒ申ス日前國懸社遷宮ノ日時ヲ、と見えたり、そのかみは此御社などの遷宮、朝廷より物せさせ給ひて、かく嚴重なりしぞかし、

賀茂行幸社司勸賞

同記ニ云ク、嘉保二年四月十五日、今日賀茂行幸也云々、裏書ニ云ク、賀茂行幸、上下ノ社司勸賞、上ノ社司【九八】神主從五位

下賀茂縣主成継、【讓二外甥藤原政季一】禰宜從五位下同安成、【讓外甥源保】祝從五位下同成季、【讓舅父藤原行季】權禰宜從五位下同成助、【讓漆園守】權祝從五位下同成長、【讓舅父惟宗親持】片岡禰宜從五位下同成定、【讓外舅賀宗】同祝從五位下同成頼、【讓藏原爲包】貴布禰禰宜從五位下同成忠、【讓中正經】同祝從五位下同成氏、【讓葉室宗致】下社司五人、禰宜正五位下鴨縣主惟季、【日叙四位】祝從五位下同伊房、【讓息男伊俊】權禰宜從五位下同職通、【讓資俊】用二禰宜從五位下同經貞、同祝從五位下重輔、【讓伴季重】已上十四人、皆加一階、下社權禰宜從五位下季長、依二重服一猶勸賞、【追讀】代官伊長【有二社司奉狀一】藏人分明追日云、代官伊長叙階、又季長可レ行二勸賞一由、可レ有二宣旨一者、

節刀の事

同記云、寛治八年十一月二日、云々、余仰與二彼中將一、向二内侍所宜行事所一、預作二權一合【長四尺、黑漆、中朱漆、無二銘題一、只朱漆銘之、件辛櫃、不レ能二尋得一、但開二吉上女官等一、合レ作也】、開見レ之、與二彼中將共、取二出節刀十柄一、【其中有二雲形二柄一歟】劍柄、切鋒八柄、一柄【長二尺五寸五分、左方府形見、打界也、左鋒雲形、其鋒一寸許歸刃、柄五寸四分、自レ鍔穴二、】一柄、【長二尺二寸、鞘有レ銘、文云、北斗左青龍右白虎、此上文、損不レ見也、中央闕、有二此字一許也、後文、此字以下銘損不レ見、左龍形、鞘從レ鞘下有レ見、其上月形、鞘在、柄木六寸、穴一在、】已上二柄、皆有二銘一歟、餘六柄、【長二尺四寸、但柄木或六寸、或四五寸等相加也、劍井皆不レ見、】若尼二柄、一柄、【長二尺四寸、柄木三寸、】一柄【長二尺、柄木四寸、已上二柄、無二銘文一】已上十柄、皆以損、一々監臨、件辛櫃、納了、已、且奏聞同之、云々、或書云、長暦三年五月廿四日、藏人信經記云、召二左衞門志安倍資國一、召二冊五國數節刀等一、中云々、皆破損、冊柄爲中、去天德四年内裏燒亡之日、皆悉燒損、時門官天文博士、之時、奉二宣旨一、進二勘文一、下令二作出一、其圖樣之中、二十四柄云、二臨云、一柄云、但件劍有レ實、鍵歳戊并名、又四寶十二神、日月、之形也、

燒損之後、不見其文、仍所献劒也、御劒樣、乃木形也、件破敵遣大將軍之時、所帶節刀也、一腰是名守護御所是也、者、天德以後、度々燒之後、未被作、作二腰、本是百濟國所献云々、今日所造劒、六柄之中、二腰之寶有之實、件燒日等、國家大寶也必可被作儲者、天德年勅、以備前國獻鍛冶、白根安生、令作其實其高由也者、七八月庚申日、必可作此劒者、其故仰造酒令史安倍宗生等也、今年八月廿六日、是庚申日也、然而已爲九月節、又日次不宜、明年七八月庚申日可被始作歟、件記、從日從治部卿通俊卿許借得、面謁書置也、これ寬治八年十月廿四日夜、皇居堀川院燒たりしをりの事也、裏書信經私記といふに記せることは本書にしるされたること、節刀異なるどく聞ゆるは、いかなるにか、

百座祓

白川顯廣王記云、長寬三年六月六日、今日百座祓、そのかみはやくかくさまのわざも有し也、

長寬三年齋王歸京

同記云、長寬三年十二月十九日酉時、前齋宮立本寮、迎左少辨行隆、王兼隆也、亥尅着逸志宿、廿日午尅、立逸志驛家、廿一日、既伊世河口、午時出御、萬事不具之故也、廿一日戌時、着伊賀山中一宿了、無先例、迎御輿、散々引破、如薪結合持參也、凡無先例事也、廿二日戌時、着伊賀河口、廿三日、着黑太【丈六堂云】即一宿、抑伊賀河口にて、寮侍武者所爲、殺平大納言河婦宇衆仕人致時了、已其身具下、御迎撿非違使廣綱子、人國亂、已害殺了、凡路次一切不措、濫行端多、廿五日、俳着和泉木津、不作御所、仍奉令宿舴艋云々、凡今度歸京散々歟、後代如何、うら書に、逸志驛家【十九日未時、令立給、宮司依辨憂助不勤事驛家、葉頭爲國司之間、假屋之御所許、自催立、不供御膳、萬事不具云々、】河口驛家、如形御所假屋許也、米四石を出云々、輿折【廿日夜半】不作、山路嶮岨之間、不堪

行生ニ仍根雖云々、今夜不供御膳、伊賀守家、一切不構、同在廳不相迎、経州町宿、廿二日、伊賀國府、【無先例】
躍見上[illegible]之後、皆上御汲得云々、召[illegible]部宿小屋】【大山】二鳥居【先供給、なとの江國[illegible]二瀬丁】粟木律名、調備、おころへたいし世の有さま、あさましなどいはむは、よのつねなり、上件の文、もじ誤りもし、又脱もしたりと見えて、いかにもよみがたきところ〴〵あり、

笏をとり落せる時の作法

中原康富記云、予持笏落之時、落笏之間、笏下置テ、取笏テ、揖シテ取笏、一揖シテ立、也云々、上落笏之時作法也、

歌合

同記云、嘉吉二年九月十八日、今日参赤松中務持家朝臣宿所、【近衛室町辺也】去月以来住此宿所云々、一献分携之後、歌会、和哥懐紙之様、又會所書様、懐紙之様、講師已下條々作法、以口傳之、不能記録者也、云々、同日今夜、蔵足許ニ衛門督為数卿亭和歌会也、云々、常光院[illegible]出座也今夜儀、講師ハ[illegible]右衛門、[illegible]云々、今夜講師右衛門督為之時、[illegible]ハ、大輔一人ノ、懐紙又同之、其外ハ皆読名、官途書名也、凡可有思惟事歟、如何、官名之中、[illegible]可書之事、讀官也、有其難、俄存其旨也、先講懐紙ニ位次、次ニ官[illegible]、書講ス、

玉勝間十一の巻

さねかづら十一

こぬものを思ひたえなでさねかづら　まつもくるしやくるゝ夜ごとに

これは夜毎にまつこいふ、題にてよめるなるを、巻の名つけなれて、例のひきいでたるになん、

告文清書世尊寺家口傳

中原康富記云、嘉吉二年十月九日、參世尊寺位【行豐卿】亭、聊中風氣、不及對面、以子息侍從行賢申承了、自殿下、多武峯御告文清書事、被仰下候間、書樣并文字之分量等、委可口傳之由、令申之、委細只拾遺被示之、又侍從存知之分、被授之、御位署不可書切也、又不吉之字は、墨を薄く細く可書也、吉字は、墨黑に可書、假令不吉字者、火災禍難灰燼死兵亂病、此等之類也、吉字は、福德壽命などの字ノ類也、命などの字は、分よりも長く、可書也、又よき唐墨は、前の日磨てあり、摺りためて置く宜き也、中々わろき墨は、俄にすりたてたるよき也云々、筆ノ事、ふくさ紙には、鹿の毛、打紙には、兎の毛、强紙には、狸の毛、此等似合てよき也と云々、御告文、高檀紙のふくさ紙ならば、鹿毛の筆可宜之由、被示之、御告文は、一段神事しく、可書也云々、告文、紙一枚もあれ、三枚もあれ、可續也、願書は、續ずして書く也云々、文字のほどらい、明日可給之由、被諾、翌日三品書給了、予先年、今上御元服之賀表清書事、就少內記、被御下之間、書進之、今又可續御告文之條、雖非無其憚、佳例難遁之故、申領掌者也、其子細、委先年受故坊城右中辨俊國之口傳了、雖然、重又今日、授世尊寺三品之家說了、入大廟每事問之謂乎、

天皇御腫物御針をたてゝ奉る事

同記云、同十七日、參清史亭、禁裏御不豫事、驚入之由申談云々、被談云、禁裏御腫物者、癰也、腫物醫師久阿已下、一昨日十五日、始拜見之、御療養難儀之由申之間、自管領畠山方、下鄕ト云醫師ヲ、被召進之處、御針ナバ、玉躰ニ憚候間、如何可仕哉之由申、既下鄕欲退出之間、三條中納言中山中納言等、談合ありて、此事如何可然哉云々、清史同被參候云々、本朝針博士被留置者、加樣時御用の爲也、何事必不可進針之由可申哉、所詮爲無道之間、御針不可苦歟之由、各評定被□、仍下鄕御針ヲタテマイラスト云々、本道之醫師中ニ、當時無針之名譽、可云道之零落歟、

諏訪の緣起繪

同記云、同十一月廿六日、參伏見殿、候當御方御讀、大御所有御出產、及御雜談、諏方緣起繪事、有次申上候處、未被御覽之繪也、致媒介可借進之由被仰畢、可申試之由申上、云々、同十二月一日、諏方緣起之繪、【十二卷】可借進之由、自伏見殿被仰、諏方將監候間、其由予可傳仰、今日持來之間、即同道參伏見殿、件緣起手櫃、借進上之、吉田少將被取置之、被御覽、悅思食之由有仰、金覆輪一振被下諏方□□、件緣起外題、後崇光院殿被遊之、等持院殿御筆、奥被載御名字者也、予去夏比、於伊勢兵庫助拜見、

高麗人來朝

同記云、同三年五月六日、伊勢入道語云、近日高麗人可來朝也、先々要脚、被懸仰諸大名、被出之處、今時分諸大名、當國役出來不可叶之間、高麗人不可被入京都、可被追返也、其間事、管領畠山被存候間、諸大名一揆して、可被追返高麗人也、可爲如何樣哉、意見區々談合清大外記之由語之、唐船者猶不可入日本之由、有先々御沙汰歟、於高麗人者、爲神功皇后御退治以後、來服之三韓之隨一也、高麗相通者、可叶神慮也、不可不入之由、今日議

御着、可爲後年煩歟、如何之由可被返候也、[illegible]旨上古往昔來朝之貢賦也、近來者、爲商賈所入來也、然者返牒狀之文章、遂上古歟、古今之牒狀取集見合天、就文章之啓、可被返高麗人之由、外史意見歟云々、六月十九日、是日高麗人參于室町殿、懸御目者也、當御代初度、且奉吊普廣院殿薨之由聘使也云々、官人名、可尋注之、其次、各乘馬也、布衣著笠云々、其數及五十騎許歟云々、路次作樂、或馬上操之、笛一人、鼓一人、琵琶一人、鉦鼓一人、其外吹物二人者之云々、進上物牒狀、可尋注之、東山雙林寺之傍菓菴、爲休所云々、三條東洞院北行、中御門西行、室町北行、參御所總門云々、供給食物事、如先規千代德殿、【新□殿勘解由小路殿】被致下行云々、凡今度高麗人來朝事、未付兵庫津之以前、於管領有評定、其謂室町殿御幼稚時分也、諸大名國役已下、無沙汰之時節也、旁爲無益歟之間、不可被入日本之由、被仰遣之處、高麗人申云、非如先々商賈之料、爲普廣院殿御吊參洛之由候間、就其可被入歟之由、諸大名等有評議、遂以被入云々、普廣院殿御代、永享六七年比、來朝之後、今度初者也云々、

三萬六千神の祭

同記云、文安元年七月十二日、是夜於從三位安倍有重卿私宅、三萬六千神祭在之、是去月廿三日以來、彗星出現之故也、といへり、陰陽家には、かゝるさま〴〵の祭のあるなり、

田舍の神社に高き位階を授らるゝ事

同記云、同五年九月廿九日、是日被行贈位宣下也、【西宮左大臣高明公、】於備前國奉勸請神云々、件社此間有託宣、屬某村人、令成祟給候間、自地下有申請仁、就山科中將顯言朝臣、經奏聞、有勅許被行之、被贈從一位者也、入夜有其儀云々、これは贈位の例にはおぼえず、たゞ神に位を授玉へるにこそあれ、又すべての事のさま、古にたがひて、ちかき世のさま也、

室町殿の判の字の事

同記云、同六年四月二日、後聞、是日自室町殿以伊勢因幡守爲御使、被仰下云、今月可有御判始、然御判事、御名字草案書載之儀有之、或又以別字被作候儀有之、以何字可被用哉可撰進之由、被仰之、雖然、先々此事、不一向仰賜、不注置也、若又記傳儒者等、被撰進歟、被仰合傳奏者可然歟、只今就可撰進之由、可被仰下歟、可有御計之由、返事被申、其後未無被仰出之旨云々、鹿苑院殿普廣院殿兩代者、義字也、勝定院殿御判者、慈字也、

慈照院大將軍元服の事

同記云、同月十六日、是夜室町殿【于時馬御方義成十五歲】御元服云々、自禁裏、御太刀【平鞘】被進、武家傳奏【中山宰相中將】爲御使、自室町殿、被進內裏御禮物、砂金百兩、【居錦打敷】御劍、【銀劍】御馬【黑河原毛、置鞍皆具也】等也、御劍攝津掃部頭也、於此御傳奏亭、傳奏請取之、被進禁裏云々、攝津自直垂井馬牽也云々、慶雲院御之御禮物、御劍【銀】御馬也、又傳奏【中山宰相中將親通】御馬御太刀被拜領云々、室町殿御元服當日也、今日被獻畠山次郎【義忠】自直垂也、其馬三疋、皆自直垂也云々、

和琴

同記云、同年九月十七日、大嘗御門院長御出、和琴ハ、天照大神岩戸ヲ出給時、神樂始也、弓六張ヲ並ヘテ彈ク之、依テ之名六絃云々、

神社の湯立

同記云、同月廿九日、粟田口神明有湯立、參詣拜見、

多武ノ峯の額の事

享德三年十二月三日、依召參殿下、被仰云、多武峯造營候間、額事申入殿下者也、後京極攝政御筆之外、被遊云、自筆可被染御筆之由、雖申之、御右筆之儀、非御能書、仰家之仁可被書之由、被仰之處、尚不辭、子細申之由、申之間、可被仰世尊寺三位伊忠卿也、爲御使可罷向之由、被仰之、額ニアリ、一者二百餘所ト云、り、神前可懸也、鎭守前歟、一者妙樂寺トアリ、大講堂事也、一者聖靈院トアリ、大職冠御影安置之御廟也云々、即向世尊寺、令對面侍從三位、執柄仰之趣、令演說、返答云、妙樂寺聖靈院額事者、可書進也、紙ニ書テ後、令曬テ被打板也、云々、妙樂寺之額モ是分也、神前二百餘所ト申額ハ、黒キ板ニ、胡粉ナモテ白ク被書之、我身爲重服中、【今年四月父行豐逝去、一回中也、】但可爲如何候哉、可有時儀候由被申、此返答尤也、掃部頭師富、於座席參會、三品之緣者也、此後歸參殿下申入被返事了、顯卿明臣被伺候、賜一盞、退出了、明日又可罷向之由、被仰之、雖爲重服、不可有憚、只可書進之由、被仰之、世尊寺三品被語云、後京極攝政殿、御能書之間、額被遊之、雖然無御口傳之間、有其咎、有後悔、更有額書寫之御相承云々、此事東鏡ト云記ニ有之云々、と同記に見えたり、

堯孝大僧都の事

同四年七月五日、後聞、常光院權大僧都堯孝法師、今日卒去、年六十五云々、頓阿以來、代々哥人也、殊當代興家、先年新續古今被撰之時、爲和哥所開闔者也、而依無實子以清水谷中將實久朝臣爲養子、令繼家、猶於哥道者、無相續之仁、以女子【尼衆、】授哥道之口傳、如形於置之云々、爲世爲道可惜之、

志摩國の名ごころ

しまの國の事をしるせる、志陽略志といふ物に、苧生浦、今稱浦村、釋圓位曰、烏羽以東二里、有江村、謂今浦木浦、其木浦者、苧生浦也云々、此地有七絶、曰不葺廡、曰不鳴蛙、曰不刈蘚、曰片枝梨、曰石面鏡、曰無流川、曰國手櫻【在櫻崎】是也、或曰國手櫻也、未知孰是焉、また伊良湖崎、在伊良湖村、此地者、三河國渥美郡也、此地去神嶋二里、因近混志摩國、今其海者、志州之有也、また礒長崎、在桃取村、圓位曰、此嶋南東出之所、曰礒良崎也歟、また佐理崎、謂阪手村也、或曰、倭姫世記所謂佐加太伎嶋者、今之阪手村也、

讃岐國に古へ矛竿を貢りしところの跡

讃岐ノ國の事をしるせる物に、三野ノ郡竹田村に、當國忌部の庄とて、殊勝の地あり、釋迦堂屋敷と唱ふ、五社大明神といふ社有て、村の氏神と崇む、此村往古、貢旗竿八百本上納せしに、今其竹枯失て、跡は田地となれり、この故に竹田村と号すといへり、かの國より矛竿八百竿を、年毎に貢りし事、古語拾遺に見え、臨時祭式には、桙木千二百四十四竿とあり、かの書に旗竿といへるは、誤なるべし、

人のうまるゝはじめ死て後の事

人の生れ來るはじめ、又死て後、いかなるものぞといふ事、たれも心にかけて、明らめしらまほしくするならひなるを、佛ぶみに説たる、生死の趣、心性のさだ、いとくはしきやうなれど、みな人の考へたる、つくりごとなれば、よくさとりあきらめたらむも、つひに何の用もなき、いたづらわざ也、又儒者の説に、死ては身はほろびぬれば、心神もともに消うせて、のこることなしといへるぞ、よく思ひめぐらせば、まことにさとるべきことわりとは聞えたる、然はあれども、これも又たのみがたし、すべてもの、理は、かぎりなきものにて、火の色は赤きに、所焼たる物は、黒くなり、灰になれば、白くこそなれ、すべてかく思ひのほかなることの有て、思ひはかられることは、いたくたがへることのおほければ也、されば人の死て後の

のやうも、さらに人ノ智もて、一わたりのことわりによりて、はかりしるべきわざにはあらず、思ひのほかなるものにぞ有べき、これを思ふにも、皇國ノ神代の神のつたへ說に、夜見ノ國にまかるといへることぞ、いと〳〵たふとけれ、から國のことわりふかげなる、さかしき說どもは、なか〳〵にいとあさはかなること也かし、

皇極經世書といふからぶみの說

もろこしに、宋といひし代に、邵康節とて、名高き物しり人のあらはせる、皇極經世書といふふみに、天地の始め終りを、一日の夜晝のごとくめぐる物とし、元會運世歲月日辰と、八層につみかさねて、そを一めぐりとし、その一元の間の年の數、十二萬九千六百歲とさだめたり、そは何を以て、さは定めたるぞといふに、一日の辰の數と、一年の月の數との十二と、一月の日の數と、一世の年の數との三十とをもて、たがひにつぎ〳〵につみ累ねて、はかりたる物にして、是を自然の數也といへり、今思ふに、此說すべて信がたし、まづ一日の辰の數、一年の月の數、たま〳〵十二、一月の日の數、一世の年の數、たま〳〵三十なればとて、世運會をも、其數をもて累ぬべきよしはなきを、殊に一日の辰の數を、十二と定めたるは、人のしわざにこそあれ、實に十二なるしるしはなければ、いくつにきざみても、同じこと也、又三十年を一世とするも、人のしわざにて、實にそのしるしはあることなし、然れば十二といふよりどころは、たゞ一年の月の數のみ也、三十のよりどころも、たゞ一月の日の數のみたるを、餘をも、おしてその數を以て定めたるは、いと〳〵妄ならずや、いかでかこれを自然の數とはいふべき、又辰より元までの八層も、八の數よりどころなければ、是も十二層にしても、なほ多くいく層積ても、同じことなるを、八層にしもとぢめたるは、辰日月歲の四ツにならひて、其上へをも又四ツかさねたる物にして、世運會元といふは、わたくしに造りたる物にこそあれ、實にさるさだまりはあることなし、又かの十二の數をば、十二支を以て、子に始まり亥にをはるなどいへれども、然らば三十の數も、さる事あるべきもののなるに、三十には配當る物

なきも可笑し、すべてかゝる後はかなる事どもを以て、いかでか天地の始終を測らむとぞする、いともいともおふけなく、つたなく愚なることにぞ有ける、いはゆる理學家の説は、大かたかうやうのさかしきことのみぞおほかる、然るをその後の世々のもの知人どもの、此説をいたく尊み、測りて天地の運化を見聞あきたることといひあへるも、又いとおろかなることぞかし、すべて佛ぶみの説のごとく、人の目に見ぬうしろの事をいふは、いかにもいはるゝ物にて、やすきわざなるを、ただその説の理の、さもあらむとおぼゆるを、人は信ずるならひなれども、人の智もてはかりたる理は、いかにたがふことあれば、さらに信じがたし、この天地の始終の説も、佛ぶみの説と同じことにて、人の見ることもあたれば、さらに理を考へていはむには、いかにも説のいふべけれども、そはその始終の時に生れあひて、まさしく見ずは、其説のあたれることは、いかでかはしらむとする、

うひ學びの輩の哥よむさま

今の世にうひまなびのともがらの、よみ出たる哥は、きこえぬところを、聞ゆるさまにとりなほせば、古人の哥と、もはら同じくなること、つねにあり、これさるべきこと也、いかにといふに、うひまなびのほどは、おほかた題をとりぬれば、まづ昔のよき哥の集の中の、その題の哥どもを見て、その中の一つによりて、こゝかしこすこしづゝ詞をかへて、つゞりなすならひたるを、大かた古人のよき哥は、其詞もなく、かならず然いはではかなはぬきはにて、おほくはこゝかしこの詞、かはるまじきものなるを、いまだしきものゝ、心もえず、こゝかしこをかへぬれば、かへたる所の、必ずとゝのはぬやうになりて、哥はえて心得たる人の見て、そのとゝのはぬ所を、引なほせば、もとの古哥とひとしくはなる也、さて古哥とも同じくては、聞こえぬことのなきやうはなけれども、うひまなびのほどは、後まで、よめる事数に入べきにもあらざれば、さることもあるべし、哥のさまこゝろえむまなびのためには、しばらくことよきことなれ、よの作の

ごとしたらむぞよかるべき、さるをはじめよりさかしだちて、人のふるきぬめづらしきふしをよまむとせば、中々にいとことさまなるあしき道にぞ、まどひいりぬべき、

中間(チウゲン)といふものの事

永仁三年にしるせる、布衣記といふふみに、云々若黨中間、跡ニ上下ヲ着召具ス、また中間ノ事、折烏帽子小結常也染目重ニ大帷ヲ重ネ、袴ニハ大口ヲカサネ云々などいへり、然れば中間といふもの、昔のは、今の世にいふとは、異なるものなりけむ、

定家ノ卿の手を悪筆といへる事

海人藻芥に、定家卿といふ名人の手跡、以テノ外の悪筆也、然れども明月記といふ名誉の記録六合、皆自筆也、相撲にもあらぬべき人は、僧俗ともに、いかに悪筆なりとも、自筆に書て、文章を悪からぬ様に書連べきなり、用ル他筆ヲは、太無念なることなるべしといへり、そも〳〵定家ノ卿の手を、悪筆也といへる、いとめづらしく、あやしき事也、今の世の人は、すべてわれがしこに、かくさまに物をいひおとすたぐひ、つねの事なれど、これはさるたぐひとは聞えず、そのかみの世の人のさだめには、まことに悪(アシ)としたりしにこそ、

強(コハ)装束衣紋男の眉をぬき鬢をはさみ歯を染る事

同じ書にいはく、凡て装束の衣紋、上代は沙汰に及はず、鳥羽院の御代より、強(コハ)き装束を用る故に、衣紋の沙汰出来ぬるなるべし、上代は皆大装束とて、ふくさにて、強くは不ル調ハ也、然而鳥羽院已前の人の影を書クとて、鳥羽院已後初マリたる、強装束の衣紋を書たるは、繪師の不覺なり云々、凡彼ノ御代已前は、男眉の毛を抜き、鬢をはさみ、金(カネ)を付る事一切無シ之、及テ末代ニ任度嬌飾の至リ也、

いはゆる御所詞

同書に、内裏仙洞には、一切の食物に、異名を付て被召事也、一向不存知者、當座に迷惑すべき者也、

つねの供御のやう

おなじふみに、毎日三度の供御は、御めぐり七種、御汁二種也、御飯は、わりたる強飯を聞召なり、

四足の物供御に備へずといふ事

四足は惣て不備之、然るに吉野天子後村上院は、四足をも憚らせ給はず、聞召しけるとかや、されば御合躰の後、男山まで御幸ならせ給ひけれども、又吉野の奥へ還幸ならせ給ひ、都へは、終に一日片時も入らせ給はず、これ偏に天照大神の神慮に違はせ給ひける故なりと、人みな申合ひけるとぞ、これも同書にいへり、

みちのくの名所

陸奥国の事どもをしるせる物に、宮城郡に利府村といふ有、仙臺より原町通り三里廿八町餘あり、この利府村のならびなる高野村といふに、とふが菅とて名菅あり、其村の田の中に、二三間四方垣をゆひめぐらして、里の百姓、國よりの命によりて、預り居る也、古哥に十編に菅たばしる音きけばいとどそこゆるとふの菅ともといへれ、また鹽竈の社大明神、仙臺より四里半ばかりあり、此國にて最大社也、其宮の下に、鹽竈といふあり、大きなる圓釜のごとし、此釜の中につねに潮九分目ばかりありて、いかなる旱にも減ることなく、又洪水の時にも増ることなく、同じことなり、いとあやしきもの也、鹽竈より三國町ばかりはなれて、市中石投の上いかきの內に、なつならびてあり、もとは六ツ有しに、一つは海へ沈みしとぞ、其所をも釜が淵といふ也といへり、また名取川、仙臺近き大道の内にて、中田宿と長町宿との間に有、廣さ四十六間ありといへり、又緒絶川、仙臺より南部へゆく大道にて、古川宿と荒谷宿との間にあり、橋は長さ十間廣さ二間といへり、また櫻川、同じ大道にて、[illegible]宿と前澤宿との間にありといへり、

參入音聲退出音聲

豐原ノ統秋が體源抄に、參音聲ノ樂、春は春庭樂、夏は應天樂、秋は万歳樂、冬は万秋樂、賀王恩ハ太上天皇ノ賀ニ用ㇾ之、長保樂ハ內宴ニ用ㇾ之、雞河鳥同上、臣下ノ御賀ニハ、万秋樂鳥向樂ヲ、太平樂慶雲樂、高麗ノ納序、退出音聲ハ、長慶子【通用、】還城樂、行幸ノ還御ニ用ㇾ之、夜半樂【承和ノ御時ノ御遊ニ用ㇾ之、】宗明樂【御願供養ノ上高座ニ用ㇾ之、】海青樂【南池院ノ船樂ニ奏ㇾ之、】越天樂ノ、高麗ノ新蘇利古、【放生會御輿還御ニ用ㇾ之、】常武樂【同前、】

神樂の調子

同書に、平調は、金商なり、西方ノ音也、亡國ノ音也、神樂は本は平調也、依テ爲ルニ亡國ノ音ト、後に成ニ壹越調ニ云々、又氣比宮神樂は、用ニ盤涉調ニ云々、

東遊の起り

同書に丙辰記ニ云ク、人王廿八代安閑天皇ノ御宇、教到六年【丙辰歳、】駿河ノ國宇戸ノ濱に、天人あまくだりて、哥舞し給ひければ、周瑜が腰たをやかにして、海岸の青柳に同じく、廻雪のたもとかろくあがりて、江浦の夕への風にひるがへりけるを、或ル翁いさごをほりて、中にかくれゐて、見傳へたりと申せり、今の東遊とて、公家にも諸社の行幸には、かならずこれを用ひらる、神明ここに御納受ある故也、其翁は、すなはち道守氏とて、今の世までも侍るとやといへり、

箏の皇朝に傳はれる事

同書に、箏は、我朝に傳はるとは、仁明天皇の御時に、遣唐使の准判官、其部頭貞敏、廉承武が娘に傳ハルと云、或は內教坊の妓女、命婦石川ノ色子、筑紫の彦の山にして、唐人にこれを傳ハルとも見えたりといへり、

かるめる

同書に、かるめるといふ字の事、大神ノ景範家記に載之、上下こ書り、うちまかせて人不知事也、可秘藏云々、甲乙こもかけり、

琴さぎの事

同書に、和琴の事、或人語テ云ク、琴作木は、長さ一寸八分、牛ノ角にて作る也、隆の胡國にかへる時、麥の葉をくはへてかへり侍る也、そのこゝろを模す、

又神樂の調子

同書に、資忠云、上代に神樂は無調也、而近來すべて以壹越調爲之、我世に相替る事也といへり、さきにしるせると異なるはいかにぞや、今思ふに、此說まことに然るべし、さきの、神樂はもと平調也といへる說は、ひがことなるべし、これは我世云々といへるは、此資忠といひし人の世のほどに、かくかはりぬるよしなり、

堀川ノ天皇神樂を多ノ近方に傳へさせ給へる事

同書云、多ノ近方、資忠にはをさなくておくれにければ、神樂の道に傳へざりけるを、堀川院資忠か手より、めでたく傳へめしたりければ、近方を尋ねめして、召人の中に、此道絕なば、くちをしかるべしとて近方をめして、近衞ノ陣にさぶらはせて、萩の戸の邊に近くめして、御みづからぞ敎へ玉ひける、但シ御口うつしに物をば仰せられずして、蘭時ノ卿して、つたへ仰られければ、彼卿も辟ぞわるかりけれども、此道のほかせにはなりにけり、おのづから蘭時使はされける時は、違方かうたひとらざりけるかぎりは、いく度もうたひてぞ、きかせおはしましける、よくなりぬとおぼしめしけることは、物をば仰せられずして、御笏をこゝめさせおはしましけり、三年までよるひるちかく候けるに、御口うつしによりをば一度も仰られざりけり、古禁なりかしと、又こひ物なかりければ、おのづから蘭時卿なんどの、たゝう紙に歌をいれて、たびた

りければ、それをかづかにならひつゝぞ、二三日もすごしける、かくしつゝ十六歳になりてぞ、始めて内侍所の御神樂に、拍子とりたりければ、めでたくて、御門よりはじめて、ほめさせおはしましけり、神樂の曲は、すでに絶ぬべかりけることを、御門の御口より給ひける、めでたかりける事なり、【私云、堀川院御宸筆神樂ノ譜、多近方ニ給ヒテ、今ニ朝臣ノ時、同子久安マデ所持畢】

舞樂の傳はり來つる次第

同書ニ云ク、左の舞傳來れる次第、尤可キ存知ス者也、昔人王廿代允恭天皇の御時、高麗ノ舞ハ此ノ朝（ミカド）に渡れり、然れどもまてならい傳ふる人なくて、むなしくすたれて、第卅代推古天皇の御時、即位廿年正月、百濟國の聖明王、舞ノ師味摩子を渡されしかば、聖德太子あまねく天下に勅をいだして、妓樂舞を始として、鼓をうたしめ、自餘の舞樂どもをならはしむ、舞樂此御時より始れり、第四十五代奈良ノ御門【聖武】の御時、此道さかりに興させられしかども、さして其氏と定めおかれず、雅樂玄蕃等の寮に傳へて、勅要をつとめき、其後尾張ノ濱主とて、舞樂の大祖ありき、五十四代仁明天皇の御宇、承和三年四月に、遣唐使に付て、唐朝に渡りて、本舞の紕繆を直し、龍笛の底をきはめて、同六年八月に歸朝の後、両道こゝにさかり也、濱主よりかみ、七八代ばかり有けれども、日記ほのかなるゆゑに、其名をしるしがたし、かの濱主の弟子々々、其名みな失へり、その弟子大戸ノ眞繩、其弟子大友ノ信正、其弟子狛ノ光高にて侍る、先祖衆行も、濱主の跡たりしかば、大器舞曲をきはめしかども、此信正又當道に長ぜりし故に、又彼ノ流をうけたりき、すなはち六十六代一條院の御時、寛弘七年、左方ノ一者（イチノモノ）に補せられにしかば、公私の諸役を奉行しき、凡嫡家狛ノ光近を、野田ノ判官といひ、三男の流則近を、辻子ノ判官といふ、仍テかの兩人の流れを呼で、野田辻子と申すなり、

樂の道の書どもの名

妙音院相國三五要略、北院御室御撰糸管抄、孝道殘夜抄、孝時三五中鈔、宜陽殿竹譜、【大田丸撰】貞保親王南竹譜、博雅卿長竹譜、大神惟季懷中譜、狛光眞老尼語、狛近眞教訓抄、狛朝葛續教訓抄、豐原兼秋息綠譜、同作豐兼抄、同十三帖譜、祖父幸秋吉風記録、三同書の奥書にしるせり、

肥後國の神樂哥

地祭歌、むかしこの世をはじめ給ふおほ太子よりよきことをおきてはじめん、御手幣を手にとりもちてをがめば四方の神も花さこそならん、よき馬によきくらしき手綱かけ朝日にむいて神をせうせん、神の父いづくにますぞ幣さしてこほりにまゐる神をせうせん、出雲にまゐる神をせうせん、神せうし願をさまはるあまをぶねかいおちよるへ船子うたあん、　高所（タカトコロ）、たんなんこでいの由圃にかはゆき女躰おはします、みつこはたれぞこゝひたれば松のうら葉のこの男、やさしやたきゝみたらみやしろに學問せよとてあげたればうめと櫻にたはふれて小笛の松をぞならひ玉ふ、われらが植木のせきふうはつくづくほうしをなべすゑて、あゆみ給へばあこごこに七本蓮花の花ひらく、南おもてのひろ縁にいこげの車やりすゑて、南面の泉水にようある鳥こそきてゐたり、北殿のふかさのまへにはよりつゐてとゐる九る人によしさいはせん、北殿の十二の柱はかねふた、おせごもひけごもたびかさらまし、北殿をあたらしく殿さたれかなづく九國のこり、ふるやなるもの、酒殿に酒はつくりつもゝはらやいはらの酒を神にあすらん、酒殿に風の吹かしこらくこしげ木がもとに宿さだめん、酒殿に入來るこれのかへらんはおかめ子共に物語せん、　鼓手、いきうつこあきのかしまに鼓がけてかいこる鼓で神はようこぶ、東には日月きやかにひをてらす西にはよみつけこる羅王へ、北にはつれつゆうけん大將軍さのこゆべしり南に南海とこてたり、一日のよこみの龍に船こはてのぼるはやさらくだるはやきゝ、ふさや主の諏訪の八ゑへの初櫻花ゑるれる人のかざしなるもの、天照大神宮のはふたすきかけての常ごたつしかるもの、赤間のきしこしう

きに綾はへて錦をはへてとくと踏せん、　土佐の國はたの郡の北野なる客の天神といはひそめけん、土佐の國あゐほど錦にてとく紅葉くれなゐ紅葉色かへて見ん、上ノ件ノの哥どもは、肥後ノ國の神樂哥也とて、かの國人の見せたる也、かの國には、いづれの社の神樂にも、此哥どもをうたふとぞ、

後の世ははづかしきものなる事

安藤ノ爲章が千年山集といふ物に、契冲の萬葉の注釋をほめて、かの顯昭仙覺がともがらを、此大とこにたぐらへば、あたかも駑駘にひとしといふべしといへる、まことにさることなりかし、そのかみ顯昭などの説にくらべては、かの契冲の釋は、くはふべきふしなく、事つきたりとぞ、たれもおぼえけむを、今又吾ガ縣居ノ大人にくらべてみれば、契冲のともがらもまた、駑駘にひとしとぞいふべかりける、何事もつぎ〳〵に後の世は、いとはづかしきものにこそありけれ、

うたを思ふほどにあること

哥よまむとて、思ひめぐらすほど、一ふし思ひえたる事のあるに、心のごといひとゝのへがたくて、時うつるまで思ひ、あるは日をかさねても、同じすぢにかゝづらひて、とかくつゞけみれども、つひに事ゆかぬとあるものなり、さるをりは、そのふしをば、きよくすてゝ、さらにほかにもとむべきわざなるを、さすがにをしく、すてがたくて、あながち、いかよはせむに、しひてつゞり出たる、いと心ぎたなきわざにはあれども、たれもよくあること也、又さやうに久しく思ひわづらひたるほどに、そのかゝづらへるすぢにはあらで、思ひかけぬよき事の、ふとかたはらより出來て、たやすくよみ出らるゝともありかし、されどそれも、深く思ひ入たるから、さるよきことも出來るにて、はじめよりのいたつきの、いたづらになれるにはあらずなむ、そも〳〵これらは、えうもなきあだことなれども、おもひ出たるまゝに、書出たるなり、

肥後國阿蘇ノ神社

肥後國の阿蘇山は、麓より三里のぼりて、山ノ上に大なる池有て、つねに湯わきあがりて玉をちらし、いみしく火のもゆるを、其火のもゆる時には、石をとばして、池のほとりにちかづきがたし、神社は、山の下なる宮地村といふにたゝせ給へり、そのさまたにしるせる圖のごとし、一の宮は健磐龍ノ命の神社、二の宮は阿蘇比咩の神社、國造ノ神社は速瓶玉ノ命、金凝ノ神社は綏靖天皇におはします也、大宮司は、姓は宇治ノ朝臣といふ、その宅は、件の宮地村をすこしはなれて、大宮司屋敷といふ所に有りと、肥後の國人の語れる也、今思ふに、池をかのこと唱ふるは誤にて、かの御名はやみかたまなるへし、又金凝ノ神社を、綏靖天皇と申すも、神八井耳ノ命を誤れるなるべし、さて大宮司の姓、今宇治ノ朝臣といふは、いかなるよしにて、いつの代よりのことならむ、古事記に阿蘇ノ君とあることこそ、此氏とは聞えたれ、



神祇官に齋ヒ八柱ノ神の御靈代の燒亡せし事

寶元三年四月廿八日の火ノ災に、神祇官ノ八神の御正體燒亡のよし、其ころの記錄どもに見えたり、此ノ火は、樋口富ノ小路より出たるよしなり、さて神祇官は、大內ノ郁芳門の外、大宮の西にて、大炊ノ御門は、今竹屋町といふすぢなれば、失火のところよりは、はるかにさかれゝば、御正躰は、いかにもやすく取出奉るべきをなむ、さるに燒亡せ給ひぬるは、いかなることにか、いともゝありさしく、かしこし、されどかゝる事も、みな神の御心にて有る也、そのほどほど、つぎつぎの世の有さまを見て見そこに、天皇のつむことしき御守、猶さらの御有賀の、かくのことく給へるは、よしある事なりけむかし、

二所御靈といふ稱號の事

三部の神經といふものあり、天元神變神妙經、地元神通神妙經、人元神力神妙經これ也、みな天ノ兒屋根ノ命の神宣なりとて、後に北斗七元星宿眞君降り來て、漢字にうつして、經とすと、或ものにいへり、むかしはかばかりつたなき事を造りいひても、世の人はあざむかれし也、その書はいまだ見ざれども、まづ題号のやう、からぶみを、佛ぶみをうらやみへつらひたるほど、いとをかし、神道者といふともがらの家には、かゝるをかしき書どもおほかるなり、

舊事大成經といふ僞書の事

先代舊事本紀といふ僞(イツハリ)書七十二卷有(アリ)、先代舊事大成經ともいふ、潮音といひし僧、志摩(シマ)ノ國の伊雜(イザハ)ノ宮の祠人某とあひはかりて、造れりしを、いつはり顯はれて、天和元年に、かの二人ともに、流罪になりて、此書ゑれる板も、燒(ヤキ)すてられにき、潮音は、黄檗といふ流(ナガレ)の禪ほうしなりしとぞ、

春日の若宮ノ社の神樂舞の哥

春日の若宮ノ社の神樂舞の哥とて、書つけたるを、人の見せたる、初ノ哥 君が代のひさしかるべきためしには神もうゑけむ住吉の手チカエル皷ノダシカ
シラ 松やれ住吉の松やれ、シラ拍子 春日山いはねの松はいはねども千年をみどりの色にしり、ヲン拍子ノ皷トオナジ みねの嵐はおとせねど萬歳のひびきぞ耳に
みつ、中ノ哥 是ヨリ皷ハ終マデオナジ 三笠山生とふ松のえだどにたえず手チカエル 君がさかゆべきかなやれ さかゆべきかな〳〵や、末ノ哥 色かへぬ松と竹と
シホル手チカエル の松と竹との松と竹との〳〵扇チ左ヘトル 末の代にいづれ久しとや〳〵 君のみぞ見む〳〵〳〵 いづれ久しとや〳〵 扇チ右ヘト 君のみぞ
ミル みむ〳〵、同 初ノ哥 千代までと君をいの アヒ舞ノ時ハ是ヨリ同音 れば三笠山 手チカエル みねにもおなじ聲きこゆなりやれ聲きこゆなりやな、れ軟シラ拍子 松はいはひの
たぁしにひかるゝは 春日の山の姫小松 八千代の玉椿 皷ハジメ同 いつのき川にすむ鶴 ながるの浦にあそぶ龜、中ノ哥上 同音 鶴の子のまたつ
るの子のやしは子の 扇チ左ヘトル そだゝむ代まで君はましませやれ君はましませ〳〵〳〵、末ノ哥 宮人の〳〵すれる衣に シホル すれる衣に
〳〵〳〵ゆふだすきかけて心袁也〳〵 たれによすらむ〳〵〳〵 扇チ右ヘトル かけて心をや〳〵〳〵 たれによすらむ〳〵

誰によすらむ〳〵、

同 初ノ哥 万代のまつのを山のかけしげみ　君をぞいのる　ときはかきはにやれ〳〵、【鼓ノダンカシラモ日拍子ニ舞ノ手ナカユル】シヲ拍子 御圍溝にましませば　一切音曲もよしなし　万民うれへなければかむこもおきこゑにかせむ、中ノ哥上 わがやどの千代の川竹ふしごとは　扇ヲ左ヘトル きもゆゝすゑのはるかなるかなやれ　はるかなるかな〳〵〳〵や、【扇ヲ左ヘトリテ拍子ナトクナリ】末ノ哥 うゑて見る　扇右ヘトル 嶺てゐまがきの竹の　ませがきの竹〳〵〳〵、扇左ヘトル ふしごとにいやこもれる千代は〳〵　君のみぞみむ〳〵　いやこもれる千代は〳〵　君のみぞみむ〳〵〳〵、

上つ代にも一種の文字有けんといふ事

いかきこふ或書にいへるは、以理推之、上古必當有一種文字、不則其事莫由傳焉、蓋文史之興、在履中天皇時、至神武至履中、歷數百載、其間政事沿革、世系上下譜系、言語歌謠、既繁且多、渾闢以降、恐非口傳所能盡矣、といへり、一わたりはたれもみな、然思ふべきことなれども、これはつねに文字をつかひならひて、萬の事を、それにゆだねたる世の心をもて思ふから也、文字なかりし世は、又さて事はたりて、思ひのほかなるものにぞ有けむ、されば、もし上つ代の人に、此説をきかせたらむには、かへりてわらひぬべき也、

をこ絵

今昔物語に、今はむかし、ひえの山の無動寺に、義清阿闍梨といひし僧、絵をこのみてをこ絵の上手也、筆はかなくたてたるやうなれども、一筆にかきたるにこゝろのみならず見えて、をかしき事かぎりなし、

ごら嶋

同書に、今はむかし鎮西に住ける人、あきなひのために、数人船一艘にのりて、新羅にゆきて、本國にかへりけるに、鎮西

の朱申の方にあたつて、はるかの沖に、大なる嶋あり、人すめる躰なれば船中のものども、此嶋にこぎよせて、食物のいとなみせむとて、船をよせて、嶋にあがり見めぐるに、多くの人の來る音す、あやしく思ひて、又ふねにのりて、これを見るに、山のかたより、男どもの、烏帽子に白き水干袴きたるが、百餘人ばかり出來たり、船の者ども、此やつどもに從されもせむかとて、船をさし去るを見て、此ものども海に下りければ、船中の者は、かねてより弓矢兵杖をぐしたれば、弓に矢をつがひて、何者どものかく追ては來るぞ、ちかくよらば射むといへば、此ものどもは、弓もゝたざりしかば、かなはじとや思ひけむ、しばし有て山へかへり入にけり、船の者はおそれをなして、こぎもどしぬ、鎭西にかへりて後、此事を人にかたるに、年老たるものいはく、それは度羅嶋といふところ也、形は人にして、人を食する也、もし案内しらずして、その嶋にゆけば、集り來て、ころしてくらふと聞り、これによつて人の中に、つたなくして人にゝぶ、みだりに物をくらふ者をば、どら人といふ也、そこたちかしこくて、近づかずしてにげたればこそ、命もあれ、ちかよりなば、百千の弓矢ありとも、かれらにとりつかれなば、かなはずして、ころされなましとぞ語りける、此事は、鎭西の人京にのぼりたるが、かたりけるを、聞つぎてかたりつたへたるとなり、

靈屋

榮花物語鳥邊野ノ卷に、一條ノ天皇の皇后宮のかくれさせ給へるを、をさめ奉る事をいへるところに、とりべ野の南の方に、二町ばかりさりて、たまやといふものをつくりて、ついひぢなどつきて、こゝにおはしまさせむとせさせ給ふとあり、今の世に御靈屋といふ名、此たまやなり、然れどもかのたまやといへる物、今の御靈屋と、全く同じとは聞えず、いさゝか事かはりてぞきこゆる、

口をよす

今の世に、人の死たる時に口をよせるといふかたする也、これも同じ物語後悔ノ大將ノ巻に、左近のめのと、なくなく御くちよせにいでたつことあり、さてその口よする者をば、かうなぎとあり、今みこといふ也、

うぐひといふ魚の名

川魚にうぐひといふ有、今は一つの魚の名なれども、もとは鵜の喰たる魚をいへるなるべし、神祇ノ伯顕仲ノ朝臣の哥に、【かゞり火の光にまがふ玉藻にはうぐひのいをもかくれざりけり、鵜川の題也、これ鵜のくふ魚と聞えたれ、

假字のさだ

源氏物語梅枝巻に、よろづの事、むかしにはおとりざまに、淺くなりゆく世の末なれど、かんなのみなむ、今の世は、いときはなくなりたる、ふるきあとは、さだまれるやうにはあれど、ひろきこゝろゆたかならず、一すぢに通ひてなむ有ける、たへにおかしきことは、とまりてこそ、書いづる人々有けれどいへり、此ノかんなといへるは、いろは假字の事也、此かなは、空海法師の作れりといふを、萬の事、はじめはうひうひしきを思ふに、これも、出來つるはじめのほどは、たゞ用ふるにたよりよきかたをのみことゝはして、その書ざまのよきあしきをいふとなどまでは及ばざりけんを、やうやうに世にひろくかきならひて、年をふるまゝに、書ざまのよきあしきをも、さだすることにはなれりけむや、源氏物語つくられしころは、此假字出來て、またいくばくも遠からぬほどなりければ、げにやうやうにおかしくたへにかきいづる人のいでくべきころほひ也、

古事記傳の六の巻に入べき事

古事記に、伊邪那岐ノ命ノ御禊の段に、所成神、八十禍津日神より、須佐之男ノ命まで、合せて十四柱なるを、十柱とあげて、いづれの本も同じこと也、もし四の字の脱たるかとも思へど、然にはあらず、延佳本にのみ、十四柱とあるは、

さかしらに四の字を補ひたる也、この十柱と記せるは、二柱の綿津見ノ神を、一柱とし、三柱の筒之男ノ神をも、一柱として計へたる數なり、かくさまにかぞへたるたぐひの例、上にも有て、傳の六の巻の、六十二のひらにいへるが如し、考へ合すべし、然るをおのれ傳に、何の心もなく、延佳本によりて、十四柱と書たりしは、わろかりき、猶十柱とあるにぞしたがふべき、これらのことをも、傳にいふべかりしを、おとせるゆゑに、こゝにいふなり、

皇國の學者のあやしき癖

すべて何事も、おのが國のことにこそしたがふべけれ、そをすてゝ、他の國のことにしたがふべきにはあらざるを、かへりて他の國のことにしたがふを、かしこきわざとして、皇國のことにしたがふをば、つたなきわざとこゝろえたるは、皇國の學者の、あやしきくせ也、はかなきことながらたとへば、もろこしの國を、もろこしともからともいひ、漢文には、漢とも唐ともかくぞ、皇國のことなるを、しかいふをばつたなしとして、中華中國などいふを、かしこきこと心得たるひがことは、馭戎慨言にくはしく論ひたれば、今さらにいはず、又中華中國などは、いふまじきことゝ、物のこゝろをわきまへたる人はた、猶漢もしは唐などいふをば、つたなしとやおもふらむ、震旦支那など書クたぐひもあンなるは、中華中國などいふにくらぶれば、よろしけれども、震旦支那などは、西の方なる國より、つけたる名なれば、そもなほおのが國のことをすてゝ、人の國のことにしたがふにぞ有ける、もし漢といひ唐ともいはむを、おかしからずとおもはゞ、漢文にも、諸越とも、毛唐胡賜とも書むに、何事かあらむ、かく己が國のことをたてたらむこそは、雄々しき文ならめ、他の國のことにへつらひよりて書たるは、めゝしくつたなきわざにぞ有ける、こはもろこしの國の名のみにもあらず、よろづにわたれる事ぞかし、なほ此たぐひなる事を、一ッ二ッいはゞ、遙なる西の國々にて此大地にあらゆる國々をすべて、五ッに分て、おの〳〵名をつけたる中に、皇國もろこし天竺などは、亞細亞とかつけたる洲の内なりとぞ、さるはしか五ッに分たるも、つけたる名どもゝ、しもとより他國

のことにて、殊に近き世に聞えきつることなるを、神代より皇國に傳はりたる說のごと、うけばりてしたがひよるは、これはた他の國のとゝいへば、たふとみ信ずる、例のあやしき癖にぞ有ける、又もろこしの國の音に、他國の音を譯すに、いと便あしくて、いにしへに天竺の國の佛ぶみを譯せるにも、多くはまさしくはあたりがたかりしことなるを、近く明の世のはてなどに、かの遙なる西の國々の名ども、又そのよろづの詞を、譯せることもを見るに、其字の音、十に七八は、かの音にあたらず、いたくたがへるがおほければ、假字つけなくては、其言しりがたく、譯字はいたづらなるがごとし、かくいふは、皇國の漢音呉音によりていふにはあらず、ちかき世の唐音といふ音によりていふ也、かゝればもろこしの國にて、その譯字によりて、かの國々の言をおぼえたらむは、皆誤りてぞ有べきを、皇國の假字は、他國の音を譯すに、いとたよりよければ、をさ／＼たがふことなし、されば皇國にては、かのもろこしの譯字をば、みな廢て、直かの譯をのみ用べき也、それも、片假字は、しどけなくて、漢文などには書まじくは、萬假字を用ふべし、萬假字とは、いはゆる万葉假字にて、阿伊宇衣於波閇保閇登などやうにかくをいふ、すべてあらたに此假字を用ひて、かの五十の國の名々、其細々な國詞は、阿伊宇衣於比宮濟などやうに、萬の言を、みなかくのごとくに譯しなば、いとうるはしかるべきに、よろしくはあらで、已に國のこと用ひずして、かのもろこしの、ものごとくたよりあしく、あたらぬ譯字を、大事と守りて用ふるは、いと／＼つたなく愚なることにて、これはた何の、他國のことにしたがふを、かしこきわざと心得たる、あやしき學者のくせなりけり、

萬葉の哥に安禮衝といへる詞

萬葉一の卷に、藤原ノ大宮御宇高天原廣野姫天皇代、この三の卷に、此の…ある、いと…詞句は、田中ノ道麻呂が、吉備日置を誤れる也といへるよろし、又六の卷に、長哥に云々、八千年爾安禮衝之乎…河内…云々、この…安禮衝といふ言は、安禮は、顕はるゝ…天平八年十二月、…

云々、皇大神乃阿禮乎止賣爾、内親王命毛云々代爾、時子女王乎卜食定弖、進狀乎云々、三代實錄卅にも、貞觀十九年二月廿四日、賀茂ノ齋內親王を定め給へる告文に、敦子內親王乎卜定天、阿禮乎度女爾進時乎云々とあるは、賀茂の齋王を、阿禮乎止女と申せるにて、此阿禮と同くて、奉仕るをいへる意也、賀茂の祭を御阿禮といふも、奉仕る意なるべし、衝は神功紀に、撞賢木嚴之御魂とある撞と同くて、伊都伎の伊を省ける言なり、されば安禮衝武良女とは、藤原ノ宮にして、持統天皇に奉仕いつきまつる女官をいへる也、かの阿禮乎止女と思ひ合すべし、友はともがら也、乏はうらやましき也、然るに此言を、生繼と解たるは、いみしきひがと也、生繼といふと、此哥によしなく、且繼と衝とは、久の清濁も異なるを、いかでか借り用ひむ、さて六の卷なるは、天ノ下所知食とつゞきたれば、此詞、天皇の御うへの事を申せるさまなれども、一の卷なるを思ふに、天皇の御うへの事に申すべき言にあらず、必ス宮づかへする人のうへをいへる言なれば、これも、八十年までも、百官奉仕いつきまつりて、天ノ下をしろしめさむ、といふ意によめるにこそ、衝は都伎を延たるなり、又おもふに、乏ノ字は、兄または衣などを誤れるにて、あれつかえにもやあらむ、つかえはつかれ也、もし然らば、天皇の御うへにて、百官にあれいつかれ玉ひてといふ意也、

萬葉集をよむこゝろばへ

万葉集今の本、もじを誤れるところのいと多し、こは近き世のことにはあらで、いとはやくより、久しく誤り來ぬるものとぞ見えたる、然るにちかきころは、古學おこりて、むねと此集を心にかくるともがら、おほきが故につぎ／＼によきかむかへ出來て、誤れる字も、やう／＼にしられたること多し、されど猶しられざるもおほき也、その心してよむべき也、むげに聞えぬところ／＼などは、大かた誤字にぞ有ける、さて又すべて訓も、誤いと多し、さるは此集はじめは、訓はなかりしを、やゝ後に始めて附ケたりし、その訓は、いと／＼をさなくて、えもいはぬひがとのみにして、さらに用ひがたきも

のなりしを、中むかしまでさて有しを、仙覺といひけるほうし、力を用ひて、多く訓を改めたる、今の本は、此仙覺が訓にて、もとのにくらぶれば、こよなくまさりてぞ有ける、然れどもなほよからざることも多きを、ちかき世に、契沖法師があらためたるにて、又こよなくなれり、然れども誤字なるをしらずして、本のまゝによめるなどには、強たるとおほく、そのほかすべてのよみざまも、なほよからざること多きを、その後又此集の事、いよ／＼くはしくなりもてきぬるまに／＼、訓もいとよくなれゝども、なほいまだ清く直りはてたりとはいひがたし、まづ誤字のことゞもくしられざるほどは、訓もことゞくよろしくは直りがたきわざ也、誤字のなほいとおほかるを、その字のまゝによまむとせむには、かへりてしひごとになるたぐひも多かるべきを、よく心得べし、又すべての訓ざま、假字書きのところをよく考へて、その例をもてよむべき也、おほかたこれら、此集をよむに、むねと心得べき事ども也かし、

足(たる)ことをしるといふ事

たることをしるといふは、もろこし人のつねに、いみしきわざにすめることなるを、これまことにいとよきことにて、しか思ひとらば、ほど／＼につけて、たれも／＼、心はいと安(やす)からぬべきわざにぞ有ける、然はあれども、高きみじかき、ほど／＼にのぞみねがふことのつきせぬぞ、世の人の眞情(まごゝろ)にて、今はたりぬとおぼゆるよはなきものなるを、世には足(たる)ことしれるさまにいひて、さるかほする人の多かるは、例のからやうのつくりごとにこそはあれ、まことにさよく然思ひとれる人は、千萬の中にも、有がたかるべきわざにこそ、

おそくづの繪

古今著聞集に、ふるき上手どものかきて候、おそくづの繪などを、御覽じ候へ云々とあるは、今の俗に枕繪といふ物のことゝ聞えたり、もろこしには春圖といへり、

刀の目貫といふ物

拾遺集の神樂哥に、「しろかねのめぬきのたちをさげはきて奈良のみやこをねるはたが子ぞ、

もろこしの國の王商といひし人のいへる言

もろこしの前漢の成帝といひし時、何のゆゑもなきに、大水至らむといふこと出來て、都の民どもいみしくさわぎけるほどに、朝廷にもその議有けるに、王商といふ人のいひけるは、自古無道之國、水猶不冒城郭、今政治和平、世無兵革、上下相安、何因有大水暴至、此必訛言、といへるによりて、其議止ぬるに、はたして訛言にて、事もなかりしかば、成帝王商をいたくほめたりとぞ、こは此人心に、訛言なることをよくしれる故に、そを上にこびて、世の政のよろしきに事をよせて、よさまにかくはいひなせるか、はた實に然思へるか、いとよく治れる世にも、いみしき變事あること、なきにあらざれば、世をさまれりとて、いかでかさる事なからむとは知べき、されば實に然思ひていへるならば、いと愚なること也、又訛言なることをよくしりたらむにても、何のめづらしきことかあらむ、すべてかうやうの訛言は、むかしも今も多くあることにていひあつることは、たえてなきものなれば、ひがことなることは、はじめよりしるきものを、此人の此言によりて、議を止たるは、いとをかしきこと也、もろこし人は、かしこげにものはいへども、いとおろかなる物にぞ有ける、

高野の玉川のうた

弘法大師の哥とて、「わすれてもくみやしつらむ旅人の高野のおくの玉川の水、といふ哥は、後の人の、僞りてつくれるもの也、空海のころの哥のさまにあらず、そのうへ二の句、後の人をいましめたる意なれば、くみやせむとこそいふべきに、さはいひがたき故に、しつらむといへるなれど、此詞かなはず、しつらむは、汲やしけむと、過し方を思へる詞なれば也、くみやしぬべきなどは、などよまざりけむ、すべてべきさへしといふべきことをしらずして、必然いふべきところをも、らむ

こといふは、後の世の人のつね也、此哥風雅集にいれる、詞書に、云々此流れをのむねじきよしを、しめしおきし後、よみ侍けるとあるは、しつらむといふ言を、しひてたすけむとて、かくはしるされたるなるべけれど、しめしおきて後によめる意にはあらず、よみ人の心は、今より後もしくみやせむの意にいへる也、

そらごとをうそといふ事

萬葉四の巻に、一逢見ては月もへなくにこふといはゞをそろと我をおもほさむかも、又十四の巻に、「からすとふおほをそ鳥のまさでにも來まさぬ君をころくとぞなく、此哥の意は、そのごとく、まさしく來もし給はぬ君なる物を、鳥といふ大嘘言鳥の、此來くと鳴ことをそらごとゝいへる也、ころくは、くは例のやすめ辞にて、こは此にて、此所へ來といふと也、子等來にはあらず、すべて子には、古故などの字を書る例なるに、これは許ノ字を書たり、そのうへ來まさぬ君とは、女の男をさしていへる言なるに、その子等といふべきにあらず、さて清輔ノ朝臣の奥義抄に、或人ノ云、ひむかしの國の哥は、そらごとをば、をそごとゝいふ也とあり、上ノ件の万葉四の巻なるは、東人の哥にはあらざれば、いにしへは、をそといふ言、京人もいひし也、かくてをそは、すなはち今の世にうそといふ言これ也、をそとうそとは、殊にしたしく通ふ音也、

如意といふものをとる事

北山抄の、釋奠の文の日、明經論義のところに、博士の如意を執る事見えたり、皇朝にても、儒のかたにては、すること有し也、

茶の事

同じ書、御佛名ノ條、裏書にいはく、賜ノ法親王ノ、紅染ノ細長一襲、【御衣】 櫻色ノ綾ノ細長一襲、茶并ニ茶具二襲、【付 五葉ノ枝ニ】とあり、そのかみはやく茶をめし給ひしにこそ、但し佛事につきての事にや、茶具とあるは、いかなる物にかはしらず、

そも〳〵この茶といふもの、こゝ、はやく桓武天皇の御世に、國史に見えたりとおぼゆるを、さだかにその年といふとおぼえねば、こゝにえ引出ず、

本生ノ父母

今ノ世には、養父母と別て、生たる父母をば、實父實母といふを、同じ北山抄に、本生父母とあり、これよろしきいひざま也、實とは、虚に對へていふ言なれば、實父實母といひては、養父母のかたを、虚假なる物にすることゝろばへにて、いかがなるいひざま也、

ことば　ことのは

言を、ことば又ことのはといふことは、古今集の序に見えたれど、万葉には、ことゝのみいひて、ことばといへるは、廿の巻なる東人の哥にたゞ一ッ、伊比之古度婆曾わすれかねつるとあるのみ也、但しこれは、婆ノ字は波を誤れるにて、波もてにをはならむも知がたし、此集には、波曾と重ねいへる例も、これかれあればなり、

封ノ字を書べきところにメとかく事

これも北山抄に、封ノ字のかはりに、近代は忽引レ墨といふ事有、

相撲人犢鼻褌の出立

同書裏書に、予撿二舊記一、正暦四年七月廿二日【戊申】内大臣【右大將】於二栗田一相撲人給レ食、【公卿五人會】凡并八番勇力、其後最手、以下五人、犢鼻褌列二立庭中一、見了歸入【下畧】と有、犢鼻褌の出立、そのかみより有しと也けり、榮華物　根合ノ巻にも、すまひの事をいへるところに、はだかなるすがたどもの、なみたちたるぞ、うとましかりける、とあり、

ゆかたびら　かたびら

浴して着る衣を、俗にゆかたといふは、同じ物語玉のかざりの巻に、御ゆかたびらとある、これなり、ついでにいはむ、かたびらとは、今の世には、布の衣をのみいへど、もとさにはあらず、裏なく一重なる物を、何にまれ、かたびらとはいふ也、

源氏ノ長者

西宮記に、定源氏ノ爵事、王卿中、以下臈ノ弘仁ノ御後ノ一人ヲ為長者ト、重明親王参議等是也、彼時有上臈ノ源氏ノ公卿と見えたり、等ノ卿は、もとより弘仁の御後なるを、重明親王は、延喜の御子におはすれども、御母ぞ、融ノ大臣の御孫、昇ノ大納言の御女におはしければ、これ弘仁の御後に属たるなり、

八丈絹

神風抄に、諸国の御厨より、大神宮に奉る物の中に、八丈絹叢疋といふと、おほく見えたり、されば此ノ絹、いづれの国よりも出し也、伊豆のおきなる八丈が嶋といふも、むかし此絹を織出せしより、嶋の名にもなれるなるべし、かくて今の世に八丈といふはたゞ、かの嶋より織出す故に、八丈とはいふと、みな人思ひためるは、まことにさもあらむか、又思ふに、今の八丈はた、すなはち古への八丈絹にても有べし、そはとまれかくまれ八丈といふ嶋の名は、かの八丈絹よりぞ出つらむかし、

はたじね　ざる　もらふ

今ノ俗に、機の織あまりの末の糸を、はたじねといふは、新撰字鏡に、機残ノ機織ノ餘也、太爾糸、とある是也、又竹ノ器に、ざるといふ物は、同書に、笊、志太弥、又阿自加、又伊佐留、また笆、盛ル穀ヲ器也、伊佐留、などある、これ也、又物をもらふといふ言も、同じ書に、餬、寄食也、毛良比波牟とあり、

三十六町を一里とする事

道のほどを、卅六町を一里とするは、いつの世よりのさだめならむ、ある說に織田ノ大臣の世よりの事也といふは、たがへり、堯孝僧都の富士の道ノ記に、近江のむさの宿を、都より十三里といひ、美濃のたる井を、むさより十四里などいへる、すべて今の世のさだめと同じ、此事なほ他書にもあるべきを、心つかず、これはたゞふと心つきたるまゝに書おけるをあげたる也、

口あみ　もろもち

土佐日記に、人々のくちあみも、もろもちにて、此海邊にてになひ出せるうたと有リ、遠江ノ國人金原ノ滿方がいはく、今世に海人のしわざに、引網(ヒキアミ)といふ有て、それに口網奥網といふあり、そのくちあみは、廣さ六七尺はかり、長さは五六十丈もあるを、海中へはへおきて、魚をとる、そを引あぐる時には、海人どもこゝらなみたちて、になひ出すなり、これならむといへり、さも有べし、哥よむとの口重きをたはふれに、かの口網の重くて、こゝらの人のかゝりて、になひいだすにぞたとへいひたりけむ」

玉かつま十二の巻

山ぶき十二

われとひとしき人しなければ、といひける、人も有けれど、よしやさばれおのれは、

思ふこといはではやまじやまぶきも　さればぞ花の露けかるらむ

又妹背山

寛政十一年春、又紀ノ國に物しけるをり、妹背山の事、こたびよくたづねむと思ひて、ゆくさには、きの川を舟よりくだりけるを、しばし陸におりて、此山をこえ、かへるさにもこえて、くはしく尋ねける、そは紀ノ國の伊都ノ郡笠田ノ駅より、四町ばかり西に、背山村といふ有て、其村の山ぞ、すなはち背山なりける、いとしも高からぬ山にて紀の川の北の岸に在て、南のかたの尾さきは、川の岸までせまれり、村は、此山の東おもての腹にあり、大道は、川岸のかの尾さきのやゝ高きところを、村を北に見てこゆる、道のかたはらにも、やどもあり、それも背山村の民の屋也、此山までは伊都ノ郡なるを、その西は那賀ノ郡にて、名手ノ驛にちかし、かくて花の雪ノ巻にも、既にいへるごとく、妹山といふ山はなし、此背ノ山の南のふもとの河中に、ほそく長き嶋ある、妹山とはそれをいふにやとも思へど、此嶋は、たゞ岩のめぐりたてる中に、木の生ひしげりたるのみにて、いさゝかも山といふばかり高きところはなし、又此嶋を背ノ山也といふも、ひがこと也、そは川の流にある故に、瀬の山といふこと、心得誤りて、背山村といふも、此嶋に在る名と思ひためれど、嶋にはあらず、萬葉に、せの山をこゆとあれば、かの村の山なること明らけし、川中の嶋は、いかでかこゆることあらむ、さて又川の南にも、岸まで

出たる山有て、背ノ山と相對ひたれば、これや妹山ならむともいふべけれど、其山は、背ノ山よりも高くて、山のさまも、背ノ山よりをゝしく見えて、妹山とはいふべくもあらず、そのうへ河のあなたにて、大道にあらず、こゆる山にもあらざれば、妹の山せの山こえてといへるにも、かなはざるをやとにかくに妹山といへるは、たゞ背ノ山といふ名につきての、詞のあやのみにて、いはゆる序枕詞のたぐひにぞ有ける、

稱唯

世俗淺深秘抄に、稱唯時塞レ口、警蹕時開レ口也とある、稱唯は乎々と申す、乎は、上に宇を帶たる音にて、宇於々なる故に、塞レ口とはいへる也、塞レ口とあるによりて、宇々といふと、心得るはわろし、さて警蹕の聲は、於々たるゆゑに、開レ口といへり、これらにても、於と乎と差別あることをしるべし、さてついでにいふ、稱唯は、訓はヲヽトマウスとあるを、つねには音にて、ヰシヨウといへり、字のまゝにシヨウヰとはいはずしてかへさまに呼は、いかなる故にかあらむしらず、八月の公事の定考を、カウヂヤウといふと、同じたぐひ也、かれはもしくは上皇とひとしく聞ゆるを、はゞかりてさけたるなどにもやあらむ、

後鳥羽天皇踐祚卽位の御事

壽永二年八月、新主を立テ奉リ給はむこと、法皇おぼしめしわづらひて、主上の還御を待奉るべしやはた劍璽はなしといへども、新主を立テ奉るべしやのよし、御卜を行はれけるに、神祇官陰陽寮ともに、主上の還御を待奉り給ふべきよし申シけり、然れどもなほおぼしめすよし有て、かさねて御卜ありけるに、かれこれ同じからざる故に、なほ議ありて、つひに新主を立テ奉らるべきにさだまりぬ、かくて高倉ノ天皇の御子たち、三の宮四の宮のうち、いづれをかと、おぼしめしわづらふによりて、又しも官寮に仰せて、御卜ありければ、官も寮も、三の宮吉なるよしを申シけるに、女房に夢のさとしの有けるよしに

て、なほ四の宮をこそとなむおぼしめしけるに、又木曾ノ義仲申すと有ける、故三條ノ宮の御子の、加賀ノ國におはしますをこそ、立て奉るべけれ、その故は、父宮こそ、はじめて義兵をおこし給へりし、御勳功と申し、御身をすてゝ給ひし、御孝と申し、此宮を立奉るべきこと、異議あるべからずと申すによりて、入道關白、攝政、左大臣、右大臣ともに、仰せあはされけるに、いづれもかの宮の御事は、然るべからずとて、さまざまに申し給ひけれども、そのかみ義仲が申すところなれば、さしもかろ〴〵しくて、又しも御卜ありける、其度は、かの夢のさとしの事によりて、四の宮を第一とし、この宮を第二、かの北國の宮を第三として、うらなはしめ給へるに、官寮ども、第一最吉、第二中吉、第三は、始終不快なりけり、此卜形を、義仲に見せられけるに、義仲、なほこの御卜に、北國の宮を、第一にせられざりけることをうらみ、いきどほり申しける、されど法皇の御心をもて、つひに四の宮をぞ定め奉り給ひける、此御事定まりしは、同ノ月の十八日にて、廿日にぞ踐祚の儀有ける、件の御事ども、月輪殿の玉海といふ記録に、くはしくしるされたるを、今はその意をとりて、大かたをしるせり、凡卜筮者不過三、而今度皆卜、徒然之例、重疊有御卜、更無其詮、と記されたる、まことにさることにて也、かくて元暦元年七月廿八日、即位の禮おこなはれける、此即位の御事、同記に、かへす〴〵議あり、その大むねはふれず、有王の御事は有といへども、即位の禮を行はるゝことにいたりては、三種ノ神寳の御歸京を待ちまゐらせらるべきなり、されば中に、不待御歸還、御即位之例出來、後代豈遵之哉、且可存此事、といふ議あり、此ことゝいはでつかのまなにあかざりく、いまもすくにさくゞな、法皇は、後白河の院、主上は、安徳天皇、三ノ宮は、守貞親王、後高倉院と申す、三條ノ宮は、以仁王、世に高倉ノ宮と申す、入道關白は松殿基房公、攝政は、普賢寺殿基通公、左大臣は、大炊ノ御門經宗公、右大臣は、すなはち此玉海の記し給へる、月輪殿兼實公也、

つゝみなく又つゝがなくといふ言

萬葉に、つゝみなくといふ詞あるを、後世俗には、つゝがなくといへり、此言、から書に無恙といへること、こゝろばへ同じき故に、いにしへより此字をあてたりと見えて、万葉十三にも、恙無と書たり、これを今ノ本には、つゝがなくと訓たれど、後の言也、かの集には此言皆、つゝみなくといへれば、これも然訓べき也、さてから書に無恙といふ言は、憂也病也と注し、又風俗通に、恙噬蟲ナリ、能食フ人ノ心ヲ、古者草居、多シ被ル此毒ヲ、故相問フ、曰フ無恙ト、といへるに依て、つゝがといふをも、虫ノ名とこゝろえて、此言を件々の説によりて解くは、いみしきひがこと也、漢籍の意も、憂也病也といへるは、こともなく聞えたるを、虫の名とせる件々の説は、いと信がたきを、まして皇國にて、つゝがなくといふは、かのつゝみなくの轉れる言にして、つゝがは、もとより虫の名にはあらず、たとひから書の意は、まことに虫ノ名にもあれ、それにはかゝはらぬこと也、無恙の字をあてたるは、たゞ相問ていふ心ばへの、よく似たる故のみにこそあれ、萬葉には、つゝむことなくとも、つゝまはずともいへるを以ても、虫の名にあらざるほどをしるべし、同集六に、草管見身疾不有とよめる、草といへるは、かのから書の草居云々の説によれるか、と思ふ人もあらめれど、然にはあらず、此草ノ字は、莫の誤れるにて、これもつゝみなくなるをや、さてつゝみといふ言の意は、大祓ノ後釋にいへれば、こゝにはもらしつ、

ひろぶた

廣蓋といふ物、園大暦などに見えたり、又白重の日記に、一品の禪尼の御局よりは、いときよげなるまきゑのひろぶたに、おり物のきぬ一領おきて、など見えたり、此日記は、姉小路ノ中納言基綱ノ卿の、延徳二年の御法會の事を、しるされたるものなり、

二月の初午ノ日觀音にまうづる事

水鏡の序にいはく、此尼ことし七十三になむなり侍る、三十三を過がたく、相人なども申しあひたりしかば、岡寺はやく厄

をてんに給ふことうけ玉はりて、ようでそめしより、つゝしみゐとしごとに、きさらぎのはつ午の日、まゐりつるしるしにこそ、今まで世に侍れば、今年つゝしむべきとしにて参りつる云々とあり、

八人のやをとめ

俗に八人のやをとめといふこと有、土御門ノ内大臣通親公の、厳嶋御幸の記に、御神楽のやをとめ八人と見えたり、

時なか

半時をときなかといへり、同記にいはく、たふれふして、時中ばかり絶入にし云々、

十八日をとをかやうかといへる事

栄華物語こまくらべの巻、善滋ノ為政が文に、九月十八日を、なかつきのとをかやうかといへり、とをかあまりやうかといふべきを、はぶきていへるは、いかゞなれども、上のかをはぶかざるは、さすがにいにしへなり、今の人、上のかをはずして、とをあまりやうかとやうにかくは、古への例にたがへり、

夜をよさり又ようさりといふ事

今ノ俗に、夜を、よさりとも、ようさりともいふは、古き言也、催馬楽ノ刺櫛ノ哥に、安之奈止利、與宇左利止利とあり、朝取夕取といふことなり、

屎まるをはこすといふ事

くそを、或いせの國の山里人などは、はこといふとあり、こは古へに然るべき人は、糞を箱もてとりて、すてけるより出て、ふるき詞にてありける、ある物語書に、平仲が、本院の侍従といふ女房を、ふかくこひ思ひたる事をいへる中にいはく、おもひわびて思ふやう、此人【侍従をいふ】かくおかしくとも、はこにしたらんをば、たれも同じやうにこそあらめ、これ

をさがして見かきなどして、思ひこまりなむとおもひつゝふや、といへり、はこにしたらむとには、費をいへる也、

風引たるを咳氣といふ事

此わたりの人ふるくは、風引たることを、がいきといへりき、實隆がわか、ゐしほどまでは、なべていへりしなるを、今はさいふと、をさ〳〵きかず、これもふるきこと也、中昔九六百年さきの記録などに、風病をおほく咳氣としるせり、

りうきうの國の謠哥

琉球ノ國の謠哥とて、あるとうしにしるせるふたつ、ひとつは、やまんとてふへ、きーやるなら、わんもつれて、きーやれ、わんはのこりて、袖のなみだ、いま一つは、おきなんてふと、やまんとてふと、りくつるきなら、駒にのりて、いたりつい、きたりつい、おきなんはかの國の地の名にこそあらめ、

事のはじめてそのきはになるを口といふ事

俗語に、事の始めて其際になるを、菜口といふと、ふるし、拾遺集物ノ名に、くち葉色の折敷、「あしひきの山の木ノ葉のおち口は色のをしきぞあはれなりける、

幅といふ事

堀川院百首に、「ぬぎかけしぬしはたれともしらねどもひとのにたてる藤袴かな、野に一幅をかねたり、

さかゆるをさかふるといふはひがとなるよし

榮ゆるといふ言を、近き世には、さかふるといふをよしと心得て、然かくは、いみしきひがこと也、いにしへはさらにもいはず、台記ノ別記にも、故尼上ノ侍女榮とある、榮は侍女の名也、これを左加由留とも書れたり、かのころまでも、さかふるとはいはざりしとしるべし、聞ゆるをきこふること書くも、同じひがとなり、

から紙

同記に、寝殿簾中調度、朱漆台、上達部座障子可張絹、今日貴賤以唐紙不可然とある、この唐紙は唐国の紙をたうしといふそれにはあらじ、これは今の世にも襖障子にはる、紋ある、種々紙ある、それなるべし、これを唐紙といふよしは、ひとなく紋の有て、よのつねの紙とは、そのさま異なれば也、すべてよのつねならぬ、ことなる物をば、唐某といふ、つねのと也、さていにしへに障子といへるは、多くは襖障子のことにて、今いふ障子は、あかり障子也、[illegible]、又ふすま障子といふよしは、衾をひろげたるもんやうに張たる故也、今の世にこれを、たゞにふすまとのみいふは、庖丁刀をはうてうといふ、庖丁とのみいふと、同じたぐひの省略也、又其襖障子を、から紙ともいふは、件のから紙して張たるよしにて、唐紙障子のはぶき也、

扇をとりて神をゝがむ事

今の世に神を拜むに、扇を笏のやうにとり持てをがむは、古の儀にあらざるべし、貞觀十年六月廿八日、勅に、云々伴吉[illegible]田聰嶋等取笏、但在神祇官、皆是祀事、自餘祭社、未預此例、祭禮之日、挟笏從事云々、これによりて思へば、むかしは、皆是祀の者に、手を拱て拜みしなるべし、

七月十五日を中元といふ事

唐六典に、道士[illegible]有七[illegible]、云々、其四日三元齋、正月十五日天官、爲上元、七月十五日地官、爲中元、十月十五日水官、爲下元、

[illegible]子

[illegible]抄に、一[illegible]ひのつくしのかたは身につけていふたはるみをあたゝかに回る、万葉巻三にあり、しるえひのことに、[illegible]

紫の綿のひろくよきを、きぬにもいれずして、たゞ綴て、昔はきけり、今やうも、さるべきやむごとなき人など、ゝ下ざまここ、あまた聞ゆべしとあり、しらぬひの説は、いふにもたらぬひがことなれど、綿を衣にいれずして、今も着ることあるは、今の世にいはゆるわたこのさまなるべし、

こしの始に病を歡樂といふ事

園大暦に、貞和二年正月八日の所に、予風氣相侵、仍歡樂之間、不及出仕と見えたり、病を歡樂といへること、これよりさきの物にも見えしやうにおぼゆ、

檀紙と高檀紙とは別なる事

同書に、御製御懐紙、高檀紙各事云々、御製高檀紙被遊了、中殿御會以前ハ、普通檀紙候歟云々、

長持といふ物

榮華物語若枝ノ巻に、ながもちからひつのふたに、いとおごろ〳〵しうたゝみいれて、うちかさねて、一二人などかきて、もてくるも有、と有、これ今ノ世にいふ長持と聞えたり、此名うつほの物語にも見えたるを、その巻をわすれたり、

さかやかすといへる詞

小右記に、大夫名隆家、訓讀云伊部乎佐加也加寸、尤有興事也とあり、さかやかすといふ詞、俗きにいたり、そのかみも、かくもいへりしにこそ、絶ず燃すなどの例に、さかやすといふべきことゝぞおぼゆる、

勅旨田

同記に、寛弘九年四月四日云々、左中辨談云、昨日有故院御處分云々、中宮東宮、勅旨田各百町、男女一品宮、八十町、御乳母等、廿町とあり、これによりて思へば、勅旨田とは、殊なる勅旨によりて賜ふ田をいふか、又これは、もとより勅

旨田といふあるを、御處分にせられたるよしにや、なほ尋ぬべし、

式神をつかふといふ事

宇治拾遺物語に、式神をつかふといふ事有、今のいづなのごとくなるわざと聞えたり、此わざをもて、たちまちに人を殺すよしなどあり、

名簿　おこたりぶみ

いにしへ、物ならふとて、人の弟子になるしるしに、名簿を奉る事、同物語に見ゆ、名簿におこたりぶみをそへていだす、などもゝ見えたり、おこたりぶみは、怠狀にて、今ノ世にあやまり證文といふもの也、

鼻藏

おなじ物語に、藏人得業惠印といふ僧、鼻大きにて赤かりければ、大鼻の藏人得業といひけるを、後には鼻藏人といひ、なほ後には鼻藏とぞいひけるよしいへり、かの會円後ノ椽を、はぶき〳〵て、會円といへりしと、同じ物がたり也、

きがへ

同ものがたりに、きがへとりよせて、きかへてとあり、こは着替(キガヘ)に設けたる衣のよし也、今の世に衣服すべてきがへといふなるは、これより轉りたるなり、

のもじ添て書まじき例

今の世學者、物かくに、のもじを書まじきところに、添て書ク事多し、たとへば國ノ名を某の國、人ノ名を某の君など書キ、のもじなきは、かゝるところは、某國某君と書て、のは讀付べき例なるを書キ添たるに、こちたくかたはらいたきわざぞかし、但しのもじの國ノ名の君など書ならはしたるやうに、假字にかく時は、のもじかならず書クべし、このもじの例、ほかにも、

ば在原ノ業平ノ朝臣、ありはらの業平ノ朝臣、在原ノなりひらの朝臣、かくのごとし、これにて書べきと、かゝで讀付べきとのけぢめをわきまふべし、さるを今ノ世ノ人は、大かたのもじを讀つくることをしらで、のもじかきたらねば、とはよまぬたぐひおほかる故に、そこを思ひて、かくまじきところにも、かくなめり、又古學のともがらなどは、殊に萬葉集の哥の書キざまにならひて、哥ならぬ事も、書キざまみだりなることおほし、かの集の哥をかけるやうは、哥ならぬ物かゝりには、さりがたきことのみ多きぞかし、

俗言（サトビゴト）にはのといふべきをはぶくことある事

今の俗言（ヨノコト）には、のといふべきを、省きていはざるたぐひ多し、國々の郡ノ名村ノ名など、古ヘはかならず、なにの郡なにの村とこそいへるに、今はなべて、なにごほりなにむらとのみいひてのといふことなし、又ふぢはらの某（ナニガシ）、みなもとの某などは、今ものといへども、いはゆる稱号苗字には、のを附ることなし、うちとけごとには、まれにつけていふこともあれど、それをばかへりて正しからぬことにすめり、されど雅（ミヤビ）ては、稱号苗字にも、かならずのといふべきわざぞ、大かた言の葉のまなびせむ人は、かゝるいさゝかのふしにも、心をつけて、雅（ミヤビ）と俗（サトビ）とのけぢめを、わきまへしるべきわざになむ、

俊成卿定家卿などの哥をあしくいひなす事

ちかきころ、萬葉ぶりの哥をものするともがら、みだりにこゝろ高きことをいひて、俊成ノ卿定家ノ卿などの哥をば、いたくつたなきやうに、たやすげにいひおとすなるは、世の哥よみどもおしなべて、神のごとたふとみかしこむを、ねたみて、あながちにいひくたさむとする、みだりごと也、そもそも此卿たちの哥、あしきとも、たえてなきにはあらざめれど、すべてのやう、いにしへより世々のあひだに、ぬけ出たるところ有て、まことにいとめでたし、しかいひおとすともがら、いかによむとも、あしもとへもよることあたはじをや、

神社をたふとむべき事

公式令に、大社の号は、闕字の例に出されたり、大社とは、神名帳に、大とある社これ也、いにしへはかく、公の文書にも、闕字せられたりしを以て、神社をたふとみ給ひしほどをしるべし、今の世には、大社といへども、闕字はさらにもいはず、其事を書くに、すべて御の字をだにつくることなきは、いとおろそかならずや、

物しり人ものゝことわりを論ずるやう

世のものしり人、人の身のうへ、よの中のことわりなどを、さまざま心たかく、いとかしこげには論へども、といふもかくいふも、みなからぶみのおもむきにて、その垣内（カキツ）を出ることあたはざるは、いかにぞや、

哥に六義といふ事

歌に六義といふことを、やむごとなきことにするは、いと愚なることなり、六義は、もろこしの國にて、上代の詩につたせることにこそあれ、哥にはさらにさることなし、哥にいふは、古今集の序に、哥のさまむつ也とて、この六くさを分て、あてたるよりおこれる事なるを、そはかのもろこしの詩にならひて、六くさには分たれども、さらにかなはぬ事どもにて、そへ哥といひ、なずらへ哥といひ、たとへ哥といへるなど、此三つは、皆同じことなるを、かの詩の六義の名どもにあてむとて、しひて分たるもの也、又いはひ哥を、此うちに入たるも、あたらず、もしいはひ哥をいれば、悲哥かなしびの哥などをも、いれずはあるべからず、そもそも此古今集の序は、すべて哥のことをば、よくも尋ねずして、たゞもろこしにて、上代の詩の事をいへるを、そのまゝにとりて書ることを多くして、哥にはさらにかなはぬことがちなる中に、此六義は、殊にあたらぬことにしあれば、深く心をいれて、とかく論ふは、いとなきいたづらごと也、もろこしにて、詩のうへの六義だに、とかく異説有て、さだめがたきことなるに、いはむや哥にうつしあてゝは、いかでかよくかなふやうのあらむ、いはゆる古注に、おほよそむく

にわかれむことは、えあるまじきことになむといへるぞ、よくあたれる論には有ける、此一言にて、六義の論はつきたるべし、

事代主ノ神と建御名方ノ神との御事

事代主ノ神と建御名方ノ神とは、ともに大國主ノ神の御子にて、ここに威勢盛なる神におはせしを、事代主ノ神は、天ノ神の詔命をかしこみて、すみやかに服從ひ玉ひて、永く皇御孫ノ命のやむことなき守リ神として、大倭ノ國に、飛鳥高市葛城など、所々に鎮座て、朝廷より重く祀り給ひ、神祇官の八柱ノ神の中にも、祭り給へり、建御名方ノ神は、大命にしたがひ玉はざりしを、信濃ノ國の諏訪まで、追ッ攻メて、殺さむとせし時に、此ノ處をおきて、他處にはゆかじ、命たすけ給へと、のみ申シ給へりき、さればこそ建御名方ノ神は、古ヘには、かの信濃の諏訪水内などをはなちて、他には祭る社も、をさ〳〵聞えざりしか、然るに今の世ノ中には、諏訪と号て、此神を祭る社、國々に此所彼所に有て信濃なるはさらにもいはず、此社いづれも、ほど〳〵に榮え給ふを、事代主ノ神を祭る社は、古ヘのもみな衰へ玉ひ、其外には、後にいはへる社も、をさ〳〵聞えざる也、そも〳〵天ツ神の詔命にしたがひ給ひて、朝廷の御守リ神となり玉へる神の御社は、みなしかおとろへ坐て、詔命にしたがひ玉はざりし神の御社しも、多くなりて、榮えますは、いかなる事にかあらむ、神の御しわざは、よにことわりはかりがたきものにぞ有ける、されどこは、いさゝか思ひあはさるゝこと、なきにしもあらずなむ、

御所樣大御所

中原ノ康富ノ記に、伏見殿をも、大將軍をも、御所樣といへるところあり、また嘉吉二年十一月廿六日、參テ伏見殿ニ候ス宮ノ御方御讀ニ大御所有リ御出座一とも見ゆ、大御所とは、貞成親王後ノ諡後崇光院を申せる也、

平家物語をかたる事 盲者檢校の名

同記に、嘉吉四年【文安元、】四月七日、詣勧修寺右兵衛權佐亭、只今誓願寺之勸進平家爲聞、可罷出、可同道之由、被命之間、伴參之、左中辨同被出之、皆歩行也、予奉連歩、誓願寺之聖心阿彌陀佛御堂有之、珍一撿校、重一撿校、自今月三日始之、而重一ハ聲損之間、今日本一語之とあり、心の字は、於を誤れるなるべし、

開帳といふわざ

同記に、文安元年十月二日、栂尾春日大明神御影、御帳被開之、南都大乘院被所望申被開之、此次所望之族、上下道俗男女、拜見無子細之由、兼有其聞之間、奉伴清大外史幷藏水等、今日參之、令拜見了、其儀、有開帳寺家之衆有講論之儀式、其後南都衆、有法樂之後、大乘院殿有御拜見、御退出之後、諸人群集、頗最希之事也、栂尾本堂ヨリ、遙東備テ、有檜皮葺堂一宇、【南面也、】春日御影、西向ニ奉懸之、繪像、住吉御影彼是、兩鋪也、殊勝云々とみえたり、今の世の開帳といふ事のはじめ也、目錄に、栂尾開帳事とあるは、後に書たるものなるべし、

八朔の禮　尾花の粥

同記、同五年八月一日云々、八朔禮事、何比ヨリ有之事哉之由、尋申候處、後鳥羽院末ころより出來歟、但不得正見體、所詮先代よりの沙汰初歟、鎌倉より事起之由、所語傳也、清家之記、嘉元之比之記、此事見之、近年如此之由註付云々、又今日尾花之粥事、其由來何事哉、自然見及歟之由、令問之處、未見及、未知其子細候由、返答、

魚のさしみといふ物

同記、同年同月十五日のところに、一獻各飯居之、鯛指身居之、

年のくれの煤拂

同記、寶徳元年十二月廿日、參給事中文亭、煤掃也云々と見え、中御門宣胤卿記にも、文明十二年十二月九日、今日煤

裏御煤拂とあり、

百年忌

同記、【康富】同三年七月五日、細川讃州、曾祖父顯氏之百年忌、今日被レ修二作善一、

三體詩談義　平家物語をかたる事

中御門ノ宣胤卿ノ記に、文龜二年二月廿九日、參二一條殿一、三體詩談義也、進藏主讀レ之云々、夜又參、召二撿挍品一、平家爲レ聽二聞之一也、

借家

同記に、近所之借家とあり、

客殿

小右記に、參二齋院一、於二客殿一云々、

童名に某丸といふ事

同記に、寛仁三年二月十六日、千壽丸、於二家侍所一令レ加二元服一【名号爲時】とあり、童名に、某丸といふ事、そのかみも有し也、

人をさして貴殿といふ事又某ノ國の住人といふ事

同記、同年のところに、人をさして、貴殿といへると見えたり、又筑前國志麻ノ郡住人、文室ノ忠光、同國怡土ノ郡住人、多治ノ久明などあり、住人といふとも、やゝふるしかし、

神鄕公鄕

同記同年に、神祇公卿といふと見えたり、神祇は神領の卿、公卿は公領の卿なり、

ほうしの酒をのむ事

僧の酒をのむ上は、罪過の重きいましめにて、魚肉を食ふよりは、罪ふかきことしたるに、今の世はゞかることなく、のむならひとなれるに、いかなる事かと思へば、前集十八の巻に、宋時の朝の、禁中の御師の徒僧清見に、酒をおくりたること、又東大寺の使僧の僧に、酒をたまはれたる事とも見えたれば、そのかみもはゞからざりしにこそ、

朝鮮ノ國にて加藤清正の人がたを射るわざ

新井氏の五事略にいはく、朝鮮國使節を接遇せし水營の軍官、年毎に正月をうらにひて、若者共騎をあつめて、海につきて、海神を祭るいはひあり、藁に一人形を造り、これを射てしつむ、此事、かの國の人は、秘すれども、よくきけば、清正を呪咀するわざにて、その人形は、清正にかたどれる也、然るにかの國のよく射るものといへども、おそれて中ることあたはずして、いづれの年にか有けむ、射あてたる者ありければ、ようにも高名と、いひのゝしりけるに、その射たる者、たゞちに物にくるひてぞ、死にはしりける、此後弓取ども、清正の霊をまつりて、深く罪を謝しけるにぞ、かの人はうつし心になりにける、それより後は、いよ〳〵清正をおそれて、射るものかへりて、たゝらむことをおそるとぞ、又水營の中にる、かの例の祭に、水營の軍官ども、海にうかびけるに、にはかに風はげしくおこり、波あらくなりて、船ども皆くつがへりにける、これ清正のたゝり也とて、いたくおそれけるよし、對馬の國人に、ひそかにうけ給はりぬと、新井氏の申に見えたり、官長これをきゝて、と云けるは、

いさをしは此清正にこそはあれ、鎌倉の世の御たえたりけむ、その朝鮮のいくさに、もろこしの國まで、大御國の光をかゞやかせしは、此主になむ有ける、

汁といふ饗

甘露寺ノ元長卿ノ記ニ、於二姉小路三位亭一有レ汁、また、内藏頭有二招事一汁張行、など見えたり、今の世にも、田舍にて、汁といふとあり、客おの〳〵、飯をばおのが家より持來て、其家には、菜(サイ)と汁をまうけて、饗(アルジ)する也、國によりて、汁講(シルカウ)ともいふとぞ、

拙者

同じ記に、みづから拙者といへることも見えたり、

入麵

中御門ノ宣胤卿ノ記ニ、文龜二年正月廿五日、今日内裏御月次和哥御會也、云々、參内云々、又有レ程一身被レ召二御末一賜二入麵(ニフメン)大酒等一と見ゆ、にうめんは、これ正字にや、

愛發といふ名のよみ

藤原ノ愛發といふ人あり、此名、いかによむにかと、いふかしかりしに、越前ノ國の地ノ名をとれる名にて、愛發(アラチ)ノ關あらち山などいふところなりけり、

いにしへ神事を重くせられし事

書紀天智天皇ノ御卷ニ、九年三月、於二山御井傍一敷二諸神座一而班二幣帛一中臣金連宣二祝詞一と見えたり、そのかみ中臣の氏人は、こゝらありつらむに、金ノ連にしも、祝詞(ノリト)を宣しめ給へるをもて、いにしへ神事を、いみしく重くせられしほどを知べし、此ノ連公(ムラジギミ)此時位は、大錦上にて、正四位上にあたれども、そのかみ第二の臣にて、明年正月に、右大臣に任ぜられて、いと重き人にぞ有ける、そも〳〵此天皇は、殊にから御心におはしまして、よろづにもろこしぶりをならひうつ

されたる御世なりしかども、なほ神事(カムワザ)のやむとなかりしとは、かくぞ有し、

物まなびはその道をよくえらびて入そむべき事

ものまなびに心ざしたらむには、まづ師をよくえらびて、その立(タテ)たるやう、教のさまを、よくかむかへて、したがひそむべきわざ也、もとこゝろにぶき人は、さらにもいはず、もとより智(サトリ)こき人といへども、大かたはじめにしたがひそめたるかたに、おのづから心はひかるゝわざにて、その道のすぢわろけれど、わろきことをえさとらず、又後にはさとりながらも、としごろのならひは、さすがにすてがたきわざなるに、我(ガ)とかいふ禍事(マガコト)さへ立そひて、とにかくにしひとして、なほそのすぢをたすけむとするほどに、終(ツヒ)によき事はえ物せで、ふかきひがことのみしして、身をゝふるたぐひなど、世におほし、かゝるたぐひの人は、つとめて深くまなべば、まなぶまに〳〵、いよ〳〵わろきことのみふかくなりて、おのれまどへるのみならず、世の人をさへにまどはすことぞかし、かへす〳〵はじめより、師をよくえらぶべきわざになむ、此事は、うひやまぶみにいふべかりしを、もらしてければ、こゝにはいふ也、

八景といふ事

世に八景といふもの、こゝにもかしこにも多かるは、もともろこしの國の、なにがしの八景といふをならひて、うつしたる、近江八景ぞはじめなめる、又それにならひてなりけり、さるはなにの見どころもなきところをさへに、しひて入れなどしたるがおほかるは、いかにぞや、まことにその景を賞(メ)でならば、けしきよきかぎりをとりてこそ、うたむべけれ、その數にはさらにかゝはるまじく、いくつにても有べきに、數をかたく守りて、かならず八にとゝのへむとしたるこそ、こちなくおぼゆれ、

よはひの賀に哥を乞て集むる事　なき跡にいしぶみをたつる事

よばひの賀に、やまともろこしくさ／＼の哥を、ひろくこひもとめて集むる事、今の世に、人のおほくする也、みやびわざとはいへど、さる心もなきものゝ、みだりにふくつけく物して、たゞ數おほくあつまれるを、たけきことにすなるは、中中にこちなくぞおぼゆる、又さしもあるまじききはの人の、墓にも、こと所にも、こと／＼しきいしぶみをたつること、今の世にはいと多かる、これはたあまりたぐひおほくて、めづらしげなく、中々にこゝろおとりせられて、うるさくさへこそおぼゆれ

金銀ほしからぬかほする事

金銀ほしからずといふは、例の漢やうの僞りにぞ有ける、學問する人など、好書をせちに得まほしがる物から、金銀はほしからぬかほするにて、そのいつはりはあらはなるをや、いまの世よろづの物、金銀をだに出せば、心にまかせてえらるゝものを、好書ほしからむには、などか金銀ほしからざらむ、然はあれども、はゞかることなくむさぼる世のならひにくらぶれば僞りながらも、さるたぐひは、なほはるかにまさりてぞ有べき、

麻閒と佐伎との差又後を佐伎といふ事

前は、尻方の反對にて、目方也、されば人になずらへて、物の形にも、しりへに對へてはいふべきを、同じく前ノ字は書ども、後に對ひたる佐伎を、麻閒といへることはなし、今の俗言に、既往をまへかたなどいひ、又節供まへ盆まへなどいふたぐひ、或は書に、まへに見えたり、又某ノ時よりまへなどいふたぐひなど、みなひがこと也、己もはやくは、此わきまへなくして、佐伎といふべきを、麻閒と物に書たりしことありしは、今思へば誤りなりき、これら文字は同くて、言は異なる也、字によりて誤ることなかれ、さて又事のついでにいはむ、佐伎といふは、既往のことなるに、後のことをもゆくさきといふは、うらうへながら相通ふ也、道をゆくにも、過來しかたは先にして、行末は後なるを、佐伎といふ、又さきだつといふ言は、時

にては、既往(イムサキ)の方にいひ、道を行クには、行末の方にあるをいふ、これも同言にて意はうらうへなるがごとし、

大嘗會の齋場

北ふみの初若菜ノ巻のはじめに出せる、中臣ノ壽詞の中に、大嘗會ノ齋場とある、會ノ字は、宮の誤なるべしといひて、ミヤと訓るは、おのれはさ心得たがへたるにて、中々に誤なりき、本のまゝにてよろし、大嘗會の三字を、オホニヘと訓べし、齋場は、別に北野に於て、其地を卜定(ウラヘサダ)めて、構へ造らるゝところにて、大嘗宮とは別也、九月下旬、悠紀主基ノ國より齎(モチマヰ)りて、諸の物も人も、この齋場に詣して、こゝにてくさぐさの事有て、十一月祭の當日に至りて、齋場より大嘗宮に運び來る、その行列のさま、儀式に委く見えたり、又はじめ二國の齋郡にも、齋場を構へて、物するよしなれば、こゝはその國の齋場をいへるか、はた京の齋場か、いづれにても有べし、

吉野の水分ノ神社

吉野ノ水分(ミクマリ)ノ神は、神名帳に、大和ノ國吉野ノ郡吉野ノ水分(ミクマリ)ノ神社、【大、月次、新嘗、】續紀一に、文武天皇二年夏四月、奉ル馬ヲ于芳野ノ水分峯ノ神ニ、祈ル雨ヲ也、續後紀九に、承和七年冬十月、奉ル授ケ无位水分神ニ從五位下ヲ、三代實錄二に、貞觀元年正月、京畿諸國ノ諸神、進階及新叙、惣二百六十七社、奉授從五位下吉野水分神從五位上、同年九月云々、大和國云々、吉野水分神云々、遣使奉幣、爲風雨祈禱、と見えたり、すべて水分ノ神と申すは、古事記に、伊邪那岐ノ命伊邪那美ノ命、二柱のし給ひて、既ニ生ミ國竟(ヲヘ)テ、更ニ生ミ神ヲ云々、次ニ生ミ水戸(ミナトノ)ノ神ヲ、名ハ速秋津日子ノ神、次ニ妹速秋津比賣ノ神、此速秋津日子速秋津比賣二神(フタハシラ)、因テ河海ニ持チ別ケテ而生ミ神ノ名ハ云々、次ニ天之水分ノ神、次ニ國之水分ノ神、云々とある是也、久麻理は分配にて、田のために水を分ち施し給ふ神にませり、さる故に、祈年月次の祭にも、此神にもまうし分て、その事は祝詞の中に有也、この神社は、神名帳に、大和ノ國には、此ノ吉野、宇陀郡宇太水分ノ神社、【大、月次、新嘗、】山邊郡都祁水分ノ神社、【大、月次、新嘗、】葛

ノ上郡葛木ノ水分ノ神社、【名神、大、月次、新嘗、】これら也、餘國にもこれかれ有、祈年ノ祭文月次ノ祭ノ祝詞に、水分座皇神等前尓白久、吉野宇陀都祁葛木登御名者白弖云々、と見えたり、さてこの水分と申すを、中昔より訛りて、みこもりともりなども申して、吉野のをも、六帖の歌、枕冊子などにも、みこもりの神といひ、今も子守大明神と申すこれ也、萬葉七の巻の歌に、神左振磐根己凝敷三芳野之水分山乎見者悲毛、とよめるも、此神社の山也、然るをミヅワケヤマとしも訓を付たるは、此神の御名をだにしらざるひがこと也、又今ノ世に、吉野川ちかき丹治村といふ所にある神社を、水分ノ神社とするも、いみしきひがこと也、水分ノ神社は、續紀に峯ノ神とある如く、かの水分山の峯にして、今子守明神と申す御社なること、疑ひなきを、かの丹治村なるをそれとしたるは、水こもりといふ御名につきて、川近かるべき所と心得て、おしあてに當たるものにて、峯ノ神とあるにたがひ、萬葉なる歌のさまにも、かなはざる物をや、さて又今時、此よし野山のすべてのさまを見るに、藏王權現といふ物を、此山の主と祀りて此水分ノ神其餘も、やむごとなき神たちも、みなかの藏王堂に屬たる、支社とぞなり給へる、そも／＼此藏王といふ物は、古へよりの正しき神にはあらず、もとより神名式にもいらず、古への正しき書には見えたることなく、朝廷より祭らせ給ひし事なく、たゞほうしどものすゑたる、佛神ぞかし、すべて中昔より、ほうしどものしわざとして、いづこも／＼、かく名ある所々は、みな佛どころとのみなりて、もとより主と坐ス神たちは、佛の僕從のごとなりませるは、いとも／＼かなしきわざにぞ有ける、此水分ノ神社の御事は、おのれゆゑあるによりて、古への正しき事どもを、殊に世ノ人にも、ひろくしらせまほしくて、殊にかくは物しつるなり、

定家ノ中納言の名もしるしの歌の事

新勅撰集の、定家ノ卿の、山居春曙の歌を、おのれ美濃ノ家つとのをりそへに、名もしるしを、嵐山の事といへるを、後に思へば、さにはあらず、小倉山の名にて、をぐらきよし也、空のをぐらくなるばかり、櫻の花のしげくちるさまにて、雪

こふるといふも、雪空のをぐらきよし也、又曙も、いよ／＼をぐらきによし有リ、然るをかならずしも曙ならずともといひ、又すでに名もしるしさあるうへは、嵐といふと、なくてあらばやといへる、みなおのれあやまりつるなり、

大嘗臨時のは建禮門にて有といふ事

師の祝詞考、大嘗の條に、臨時の大嘗は、建禮門にてあると、三代實錄に見えたり、といはれたるを、おのれ後釋に、かの三代實錄なるは、內裏の穢なるによりてこそ、建禮門にては行はれたるなれ、おしなべては、臨時のも、朱雀門にて行し也、といへりしも誤也、後に史どもを見るに、內裏の穢にはあらざるをりも、建禮門にて行はれて、おほかた臨時のは、いつもかの門前にして行はるゝ例なると、三代實錄四十一の巻に見えたり、

妻をむかふ　酒をくむ

今の世の哥よみの、詞書などに、某の妻をむかへられたるをことぶきて、よみておくりけるなど、妻を迎ふとかくこと、定まりのやう也、これ雅言にあらず、古に然いへることなし、妻をまうけとこそ書べけれ、古へはすべて、男をまうく、子をまうくなどぞいひける、又酒をくむといふことも、今の世の哥人の、定まれることなれど、これもみやび言にあらず、すべて酒をくみてのむは、唐國の俗にこそあれ、皇國にはさる事は、いにしへも今も、あることなし、されば古くは、哥にも文にも、くむといへることは、をさ／＼見えず、たゞのむとこそいへれ、然るを今の哥人は、いにしへの例をばかへりみずて、たゞおしあてに、妻をまうく、酒をのむとは、今の俗につねにいふことなれば、雅ならず、むかふといひ、くむといはむこそ、雅ならめとぞ、心得つめる、そはかの哥を聞、といふたぐひにて、中々に古にはたがへる、俚言なる物をや、

われから　はまほふ

をしへ子なる、安濃ノ津ノ吉原春房が語りけるは、あるとき、三重ノ郡四日市の浦の蜑人共の、おのがとくとはかなしと、

もいひあへる中に、一人が、われからくはぬ價もなやといふことを、口ずさびたるに、ふと耳とまりて、われからといふは、いかなるものぞととひしかば、うちわらひて、われからをしらぬ人もありけり、海の藻の中にまじりて、もはら藻のさましたる虫也、海菜の中にまじりたるを、さながら乾たるを、色も形も、わきがたければ、えしらで、ほうしも皆くふを、りといふ、なにはとひろくに、春の末ごろより、雑魚といふ、こまかなる魚の中にもまじりて、長さ多くは三寸四寸ばかり有て、色青く、まれには黄ばみたるも有て、藻のごとくに見えて、動く物ある、それ也とぞいひける、とかたりき、さも〳〵此物は、今もかく、たしかにてある物なるを、ものしり人たち、くさ〴〵の説有て、さだかならざるやうなるは、たゞ書のうへにのみかゝづらひて、そのまことの物のうへを、尋ぬることなきが故也、又同じ人のかたりけるは、濱木綿は、或人もいへるごとく、今の世に、濱おもとゝいふ物なるべし、このはまおもとゝいふ物、本草にははせをゆりといひて、土より四五寸ばかり上より、おもとゝいふものに似たる葉の、いくへも重なりて、生出たる、葉の長さ、二尺三四寸ばかりも有べし、但しこれは、おのが見たるをもていふ也、なほ長きもみじかきもあらむか、あまたは見ざれば、よくはしらず、つねに潮をそゝけば、よく榮ゆといへり、霜をいたくおそるゝ物にて、冬は葉の末なかばかるゝを、春になれば、又新なるが生出て重なる也、七月のころ花さくを、其色白くて、垂たるが、木綿に似たるから、濱ゆふとはいひけるにや、今も紀ノ國の熊野のうら、又そのちかきわたりの浦々にも有て、須賀嶋といふところには、殊に多くありといへり、今やうの木草を好むともがらの、瓶にうゑて、もてあそぶもの也、とぞかたりける、

木綿の布

いにしへ木綿といひし物は、穀の木の皮にて、そを布に織たりし事、古へはあまねく常の事なりしを、中むかしよりこなたには、紙にのみ造りて、布におるとは、絶たりとおぼえたりしに、今の世にも、阿波ノ國に、太布といひて、穀の木の皮を

糸にして織れる布有、色白くいとつよし、洗ひても、のりをつくるとなく、洗ふたびごとに、いよ〳〵白くきよらになるこぞ、此事、出雲國の千家清主のもとより、ちかきほど、書のついでに、いひおこせて、かの國より得たりとて、そのちひさききれを、見せにおこせられたるを見しに、げにいとこかたく、色しろくきよらなる布にぞ有ける、こはかの國淺國人に、なほよく尋ねきかまほしきこと也、又これを思へば、他の國々にも、あるところ有べきを、ひろくたづねしらまほしきわざなりかし、

茶の事

類聚國史に、弘仁六年夏四月癸亥、幸近江國滋賀韓崎、便過崇福寺、大僧都永忠、護命法師等、率衆僧奉迎於門外、皇帝降輿、升堂禮佛、更過梵釋寺、停輿賦詩、皇太弟及群臣、奉和者衆、大僧都永忠、手自煎茶奉御、施御被、即御船泛湖、國司奏風俗歌舞、五位已上并掾以下、賜衣被、史生以下郡司以上、賜綿有差、また同年六月壬寅、令畿内并近江丹波播磨等國、殖茶毎年獻之とある、これ茶の事の、見えたるはじめなり、

伊勢大神宮司佛事を行ひて見任を解れし事

同書に、弘仁七年六月丙辰、伊勢大神宮司從七位下大中臣朝臣清持、行佛事、神祇官卜之、有祟、仍大祓、解見任と見えたり、

十二年の山ごもり

枕册子にか、十二年の山ごもりといふこと見えたる、同書に、弘仁十三年六月壬戌、傳燈大法師位最澄言、天台法華宗、其隨機不同、一志在一心、大小乖別、伏望天台法華宗、年分度者二人、於比叡山、每年春三月、先帝國忌日、依法華經制、令得度受戒、十二年、不聽出山、四種三昧、令得修練、然則一乘戒定、永傳聖朝、山林精進、遠勸國期、許之、

また天長八年夏四月丁丑、天台之宗、年分度者、受戒之後、十二年、不聴出山、四種三昧、令得修練之旅也、と見ゆ、今の世にも、籠山とてする事なりとぞ、

來といふ言に二くさのはたらきある事

來ノ字を書ク言に、二種の活用あり、一ッには、伎久久流許とはたらき、二ッには、伎多理伎多流伎多禮とはたらく是也、此二くさを合せていはゞ、伎と伎多理と同じ、たとへばきてといふと、きたりてといふと、同じきたぐひ也、久又久流は、伎多流と同じく、許と伎多禮と同じ、又許牟と伎多良牟と同く、許受と伎多良受と同じ、又はじめの活用にて、伎多理伎多流といふを有、そは來而有の切まりたるなれば、後の活用にていへば、伎多禮理伎多禮流、伎多理多理伎多理多流といふにあたれり、そも〳〵かくのごとく、二くさのはたらきある中に、古へは、哥にもたゞの詞にも、たゞ初メの伎久などの活用の方をのみ、常に用ひて、後の伎多理伎多流などの方を用ひたることは、いと〳〵まれ也き、今の世の語も、もはら初メの方のみにて後の方を用ることなし、然るをいかなる故にか、漢文をよむには、むかしより、後のはたらきの方をのみ用ひ、又今の世の語も、口にいふは、はじめの方のみなるに、物に書キ讀ムには、俗文といへども、必ズ後の方を用ふるは、からぶみよみよりうつれるならひなるべし、かくて今の世の、哥よむ人など、哥には、さすがにいにしへのまゝに、はじめのはたらきにのみよめども、文には、多く後のかたをもちひて書クはいかにぞや、たとへば、人のきてといふべきを、人のきたりてといひ、こむといひしといふべきを、きたらむといひしといふたぐひ也、こは思ふに、初メの活用の方は、今の世の俗語につかふ故に、物はかなく聞え、後の方ぞ、物よむに用ふる故に、もの〳〵しく、正しきやうに聞ゆるから、そをよしと心得てなめり、されどそは中々にわろし、いにしへの雅文に、後のはたらきを用ひたるとは、をさ〳〵なきをば、などて考へざるらむ、

第五の音にはたらく言　得のはたらき

もろ〳〵の用言、第一の音より第四の音までに活きて、第五の音にはたらくは無きを、来の、許こも活くのみ、第五の音なるは、いとめづらしきと也、又もろ〳〵の言の中に、阿行の音にて活くはなきに、得のみ、宇延と活くは、阿の行なる、これも又いとめづらし、

雪螢をあつめて書よみけるもろこしのふること

もろこしの國に、むかし孫康といひける人は、いたくがくもんを好みけるに、家まづしくして、油をえかはざりければ、夜るは、雪のひかりにて、ふみをよみ、又同じ國の車胤といひし人も、いたく書よむ事をこのみけるを、これも同じやうにいと貧くて、油をえとらざりければ、夏のころは、螢を多くあつめてなむよみける、此二つの故事は、いと〳〵名高くして、しらぬ人なし、語にすへなむおほくよむとなりける、今思ふに、これらもかの國人の、例の名をむさぼりたる、つくりごとにぞ有ける、其故は、もし油をえずは、よる〳〵は、ちかきとなりなどの家にものして、そのともし火の光をこひかりても、書はよむべし、たとひさはあまり心にまかせず、はつ〳〵なりとも、雪螢には、こよなくまさりたるべし、又年のうちに、雪螢のあるは、しばしのほどなるに、それがなきほどは、夜には書よまでありけるにや、いとをかし、

稱唯の音

續後紀に、承和九年五月、中務大輔従四位下、高階眞人石川卒、従四位下浄階眞人之子也、云々、儀遐少納言文子相襲居其職、只富聲音也、時論以爲然、稱唯之音、細而且高、猶將於史、と見ゆ、いにしへは、稱唯の音にさへも、選ばれし、容易からざりしを、かく出ことし、少納言は、奏宣を掌る職なるがゆゑに、聲音大事なり、

雙丘の東の墳に位を授けられし事

同記に、同十四年冬十月癸巳朔辛亥、授二雙丘東墳、從五位下一、此墳在二雙丘東一、天皇遊獵之時、駐二蹕於墳上一、因賞二其勝地一、故有二此恩一、

有智子内親王

同紀に、同年同月戊午、二品有智子内親王薨、内親王者、先太上天皇幸姫王氏所レ誕也、頗渉二史漢一、兼善二屬文一、元爲二賀茂齋院一、弘仁十四年春二月天皇幸二齋院花宴一、俾三文人賦二春日山莊詩一、各探二勒韻一、公主探二得塘光行蒼一、即操レ筆曰、寂寂幽莊水樹裏、仙輿一降一池塘、棲レ林孤鳥識二春澤一、隱レ澗寒花見二日光一、泉聲近報初雷響、山色高晴暮雨行、從レ此更知二恩顧渥一、生涯何以答二穹蒼一、天皇歎レ之、授二三品一、于時年十七、是日天皇書レ懷賜二公主一曰、忝以二文章一著二邦家一、莫下將二榮樂一負中煙霞上、即今永抱二幽貞意一、無レ事終須レ遺二歳華一、尋賜下召二文人一料封百戸上、天長十年叙二二品一、性貞潔、居二于嵯峨西莊一、薨時春秋四十一、

深草ノ天皇の御事

嘉祥三年三月廿一日、仁明天皇崩坐しぬ、文德天皇實錄三に、仁壽元年【嘉祥四年なり】三月癸酉朔壬午、右大臣藤原朝臣良房、於二東都第一、延二屈少行名僧一、奉下爲二先皇一講中法華經上、往年先皇有レ聞二大臣家園櫻樹甚美一、戲語二大臣一曰、明年之春、有レ餘二其花一、俄而仙駕化去、不レ遂二遊賞一、屬二春來花發一、大臣悵曰、先皇所レ期之春、今日是也、春來依レ期、仙去不レ歸、花是人非、不レ可レ堪レ悲、道俗會者、莫レ不下爲レ之流上レ涕、公卿大夫、或賦レ詩述レ懷、或和歌歎レ逝、

童相撲

三代實錄に曰、貞觀三年六月廿八日辛未、天皇御二前殿一、觀二童相撲一、先レ是近臣分頭相爭、各爲二左右一、以二右大臣正二位兼行左近衞大將藤原朝臣良相一、爲二左方首一、以二大納言正三位兼行右近衞大將源朝臣定一、爲二右方首一、左右標、并樂人相撲童等、

繩左右使下、入作殿前、九番相撲、後有勅命停、左右互奏音樂、種々雜伎散樂、及擬兒嬉等王卿之戲、如相撲節儀、廿九日壬申晦、帝御南殿、觀童相撲、如昨儀、同四年秋七月五日壬申、天皇御南殿、觀童相撲、其儀一如去年、六日癸酉、亦御同殿、觀童相撲、同五年秋七月八日戊戌、天皇御南殿、觀童相撲、

神社修造の勅命

同記に、貞觀六年六月廿七日辛亥、勅曰、去年七月廿五日、頒下五畿并伊賀伊勢志摩近江相模上總等國云、鎭護國家、消伏災害、尤是敬神祇、欽祭禮之所致也、是以格制頻下、督告慇懃、今諸國牧宰、不慎制旨、專任神主禰宜祝等、令神社破損、祭禮疎慢、神明由是發祟、國家以此招災、今須令國司一同加修飾、而經月踰年、未有修造、宜重加修飾、勿致平忘、

燒尾荒鎭といふを設け祓除神宴に酒食を求め飲むを責る事

同記に、同八年正月廿三日庚子、勅禁斷諸司諸院諸家所々之人、燒尾荒鎭、并責人求飲、及臨時群飲、其燒尾荒鎭者、新拜官職、初就進仕之時、一号荒鎭、一稱燒尾、自其之外、責人求飲、謂之荒鎭、[illegible]云々、諸司諸院諸家所々之人、新拜官職、初就進仕之時、[illegible]、責人求飲、云々、[illegible]被云々、[illegible]、[illegible]、同年六月十二日、[illegible]祓除神宴之日、[illegible]人、[illegible]之事、[illegible]、[illegible]、[illegible]不給、[illegible]、[illegible]、[illegible]

但五位已上、及六位已下把笏者、一如上條、又知見不糺之人、以將科違勅罪、如力不堪相拒者、具錄其名進所司とと見ゆ、かゝる類の事、そのかみも有けるにこそ、

光孝天皇の御世より哥の道又おこれる事

同紀に、仁和元年冬十月壬子朔、皇帝御紫宸殿、賜宴侍臣、左右近衛府遞奏音樂、日暮、奏和琴、作和歌、群臣具醉、極歡而罷、賜祿各有差、また同二年十月丙午朔、日有蝕之、二日丁未、天皇御紫宸殿、賜宴侍臣、親王太政大臣、及參議已上、並侍殿座、六府奏番上簿於庭、左右近衛府、遞奏音樂、酣暢之後、勅命參議右衛門督藤原朝臣諸葛彈和琴、王公並作歌、天皇自歌、宴樂畢歡、と見えたり、そもそも嵯峨天皇からはらから詩をのみ好ませ給ひしより、かゝる御宴のをりなども、只詩をのみ作られて、哥のことは、絕て聞えざりしに、光孝天皇の御世より、又かく哥を好ませ給ひて、詩のかたは、おとろへそめにたりき

武德殿前競馬のまけわざの時に神樂を奏せし事

同紀に、仁和元年十月廿三日甲戌、天皇御紫宸殿、右近衛右衛門右兵衛三府、幷右馬寮、獻物、是去五月六日、武德殿前、競走馬之輸物也、親王及太政大臣已下、出居侍從已上、侍殿上、奏音樂種々散樂、日暮、親王已下降殿、於玉階前、奏神樂、歌儛極歡、喚諸衛官人内竪等、能歌者預之、賜次侍從已上祿、各有差と見えたり、かゝるをりに、神樂を奏せしめ給へるは、めづらしきこと也

金葉集卯花の哥の事

ある人、金葉集夏の部大中臣の定長卯花の哥、「うの花の青葉も見えす咲ぬれば雪と花のみかはるなりけり、此哥の四の句、こもじ、一本にはぞこ有、いづれによりても、聞えがたし、季吟の抄にも、例のさだかなる解なく、契沖の書入といふに

も此句もこの誤ㇼ有べしとあり、まことに寫し誤れりとは見ゆれど、考へ得ず、いかなるもじの誤りにかあらむといふに、宣長こたへけらくは、寫し誤りにはあれども、こはよのつねの誤りとは異にして、たゞあしく書なしたる也、雪とは名のみにて、もはら雪と見えて、たゞ卯ノ花といふ名のみ、雪とはかはれりとよめるなるを、かの物しり人たちも、花と書るもじに、目のまどひて、えさとらざりしなりといひければ、此人手をうちて、をこがましくもとひけることよと、いたくわらひぬ、

飛鳥神社の御事

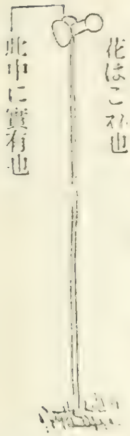
大和ノ國高市ノ郡、飛鳥ノ神社は、大社と申す中にも、殊にやむごとなきゆゑよしのおはします御社なるを、いりたかなむかしは、かゝりしほど、吉野の花見に物せしをり、はじめてまうでけるに、みかきどもやけ給へりとて、いと／＼はかなげなるかり殿におはしましけるを、寛政十一年の春、其國に物すとて、御前を過けるたよりに拜まつりて、見奉れば、むかし見奉りしとは引かへて、御あらか御垣をはじめ奉りて、末々の社々まで、かたのごと建とゝのひ正しくなん、こはおほやけより造り奉り給へりやとゝひしかば、いな、此わたりの知主殿の、造奉り給へる也、といふをきくに、有がたくいとたふとくおぼえて、なほえあらず、かくはものしつ、

玉勝間十三の巻

おもひ草十三

末ひろくしげりけるかな思ひ草
を花が本は一もとにして

かくよめるこゝろは、戀の哥につねに、尾花がもとの思ひ草とよむなるは、そのはじめを尋ぬれば、萬葉集の十の巻に、「道のべのをばなが本の思草、今さらに何物か思はむ」といへる哥たゞ一つあるのみにて、これをおきては見えぬ事なるを、此一本によりてなむ、後にはひろくよむことゝなれるよしをよめるにぞ有ける、そも〳〵此思ひ草といふ草は、いかなる草にか、さだかならぬを、一とせ尾張の名兒屋の、田中ノ道麻呂が許より、文のたよりに、今の世にも、思ひ草といひて、すゝきの中に生る、小き草なむあるを、高さ三四寸、あるは五六寸ばかりにて、秋の末に花さくを、其色紫の黑みたるにて、うち見たるは、菫(スミレ)の花に似て、すみれのごと、色のにほひはなし、花さくころは、葉はなし、此草薄(スヽキ)の中ならでは、ほかには生ず、花のはしつかたなる所の中に、黑大豆ばかりの大きさなる實のあるを、とりてまけば、よく生る也、されどそれも、薄の下ならでは、まけども植れども、生ることなし、古への思ひ草も、これにやあらむ、されどすゝきの中にのみ生るから、近き世に事好むものゝ、おしてそれと名づけたるにもあらむかといひて、其草の圖(カタ)をも書て、見せにおこせたる、そのか



たは、かくぞ有ける、其後に又あるとき、花の咲たるころ、一もとほりて、薄のきりくひごめに、竹の筒の中にうゑて、たゞに其草をも、見せにおこせたるを、うつしうゑて見けるに、しばしは生(イキ)つきたるさまにて有しを、

ほどなく冬枯にける、又のとしの春、もえや出ると、まちけるに、つひにかれて、薄なからに芽も出ずなりにきかし、さるは後にたづね見れば、此わたりの野山なる、すゝきの中にも、ある草にぞ有ける、これ古への思草ならむとはしも、げにいとおぼつかなくなむ、

万葉集に不ノ字を略きて書る例

万葉集七の巻に、青角髪、依網原、人相鴨、石走、淡海縣、物語為、此二三の句、よさみの原に人もあはぬかも一同べし、あはぬかもは、あへかしとねがふ例の言也、九の巻に、雲隠、雁鳴時、秋山黄葉片待、時者雖過、此結句、時はすぎねど、とよまでは、聞えぬ哥也、十の巻に、霞発、春永日、恋暮、夜深去、妹相鴨、此結句も、あはぬかもにて、よまでは聞えず、同巻に、五月山、宇能花月夜、霍公鳥、雖聞不飽、又鳴鴨、これもなかぬかもにて、又なけかしの意也、十一の巻に、我背古波、幸座、遍来我告来、人来鴨、これもこぬかもにて、来かしと待意也、同巻に、日[illegible]、人可[illegible]、今日、如千歳有与鴨、同巻に、如是為哉、吾待印、有鴨、世人皆乃、常不在國、三の句あらぬかもにて、あれかしの意也、又同巻に、敷細、枕動而、宿不所寝、物念此夕、急明鴨、これも同じ、件の哥どもみな、不ノ字を省きて書るものなり、此例なほ引もらせるもあらむか、准へてしるべし、いづれも本の訓はひがことなり、然るを、[illegible]てかたはらに不ノ字得て、不ノ字を脱せるかとまでは、心づける人もあれども、それを略ける例なるとまでこれる人は、いまだあらず、一二の本に不す、かくさまに例あるにて、たゞまぎれに落たるにはあらざることしるべし、又七の巻に、池遠、小垣下、醜竹生云、とも此歯、草苅小子、然苅、云々、これらも莫ノ字を略きたるものか、されど此二つなどは、見あたらねば、これは写し脱せるにもあらむか、定めがたし、そもそも不ノ字は、あることなきとは、その意反すれば、いかに省くとても、これは略くべきもじにはあらざれども、文字四つ六つにてことたれる所は、口にいふ言のうへにては、喊、叙なと[illegible]、同

じ音なれば、殊にぬにはねのは、やはらかに軽き音なれば、おのづからつくべきことを、さはいはず、不知を言出ぬとい
ふを、不知爾とも書るこゝろばへある、これは又不ノ字あまれば、字のうへにていはど、これも意の反にあらず、

同集に必ずけりけるといふべきこゝろに在ノ字を書る事

同集に、かならずけりけるといふべきこゝろに、在ノ字を書る例、七の巻に、君爲云々消在哉、十一ノ巻に、誰苑之云々開有可毛云々、また寄雪云々月經在、十一ノ巻に、世中云々猶戀在、また右尙云々後悔在、また行々云々消在哉、また是川云々乗在鴨、これらの在ノ字、來の誤といふ人もあれど、かくあまた例あれば、然はいひがたし、又強ていはゞ、にたるとも訓べけれども、なほけるけりならでは、穏ならぬこゝろ也、又同巻に、大土云々戀在、また袖振云々隠在、これらも、アリタリは讀付て、在ノ字は、ケルケリ也、そもそもけるけりに、此字を書ること、いかなるよしにか、いまだ考へ得ず、つねに來ノ字をかくは、來而在を、古言に祁理といふ故に、其を借りたるもの也、こはそのついでにいふなり、

嶋

俗にいはゆる作リ庭泉ト水築山の事を、古へには嶋といへり、萬葉集二の巻に、日並知皇子ノ尊の薨坐し時、その宮の舍人等、慟傷作歌二十三首の中に、御立爲之嶋乎見時云々、御立爲之嶋之荒磯乎云々、嶋御橋爾云々、嶋乃御門爾云々、などある嶋これ也、こは彼ノ皇子ノ尊の、造り給へる嶋也、同じ時の歌どもの中に、そこを嶋ノ宮とよめるも、嶋をむねとしたる宮のよしなり、橘之嶋ノ宮ともよめる、橘はそこの地ノ名也、又六の巻に、鶯之鳴吾嶋曾云々とあるも、吾ガ宅の嶋也、十九の巻に、雪嶋巌爾殖有奈泥之故波云々、是は雪のふりつもりたる嶋也、同時の哥に、君宅之雪巌爾、ともあるにて知べし、さて撫シ子は、造りて雪の巌に殖たる花也、又同巻に、嶋山爾照在橘云々、これは新嘗會の肆宴のおり

の哥にて、大宮の内の嶋の山也、又廿の巻に、屬目山齋作歌、乎之能須牟伎美我許乃之麻云々は、鴛の作、君が宅の此嶋也、よしこは、端書に山齋なる、即チしまと訓べし、此名、嶋によくあたれり、さて又伊勢物語に、嶋このみ給ふ君なりとあるも、同じことにて、造り嶋を好みめで給ふをいへり、

萬葉集に山ノ字を玉に誤れる例

万葉集に、山ノ字を玉に誤れる例多し、草書にては、いとよく似たる故也、二の巻に、三吉野乃玉松之枝者(ミヨシヌノヤママツガエハ)云々、十五の巻に、夜麻末都可氣(ヤママツカゲ)ともあり、玉は山の誤れることしるし、然るを後の哥に、玉松とよめるは、此哥によれることにて、みなひがごと也、玉松といふことは、あることなし、又同じ二の巻に、人者縦念息登母山蘰影爾所見乍(ヒトハヨシオモヒヤムトモヤマカヅラカゲニミエツヽ)云々、こは山蘰(カヅラ)け、日影蘰のたぐひにて、影の枕詞におけるも也、山蘰日影といへる意にて、十四の巻に、あしひきの山かづらかげましばにもあるかげに同じ、十八の巻にも、かづらかげと有、みなかげは日影蘰の事也、然るを後ノ世に、此玉蘰を、山蘰の誤なることをしらずして、影とつゞきたるを、懸(カケ)の意と心得たるは、ひがこと也、又十三の巻に、五十串(イクシ)立云々、玉蘰(タマカヅラ)懸有首之文、こは蘰華(ウズ)に垂たる日影蘰也、十六の巻に、足曳之玉縵之兒(アシヒキノヤマカヅラノコ)とあるは、足曳之とあれば、山なること論なし、即チならべて哥には、山縵之兒とあり、この件の例どもによりて思ふに、十一の巻に、玉久世清河原(タマクゼノキヨキカハラニ)云々といふ哥も、山代(ヤマシロノ)久世河原(クゼノカハラニ)とありけむを、山を玉に、能く誤り、代を脱せるにこそ、玉久世といふことは、あるべくもおぼえず、

同集の哥に生刀もなしといへる詞

同集の哥には、生(イケ)とよむことおほし、一の巻に、衾道乎(フスマヂヲ)云々生跡毛無(イケルトモナシ)、又衾路(フスマヂ)云々生刀毛無(イケルトモナシ)、又天離(アマザカル)云々生(イケ)刀毛無、十一の巻に、靈云々吾妹乃生戸毛名寸、十二の巻に、窓草云々生跡文無、又空蝉云々生跡毛無也、又、白栲(ヤツカビ)云々生跡文無(イケルトモナシ)、十九の巻に、白玉之(シラタマノ)云々伊家流等毛奈之(イケルトモナシ)、これら也、いづれもみな、十九の巻なる假字書に

なゝひて、イケルトモナシと訓べし、本にイケリトモナシと訓るは誤なり、生る刀とは、刀は、利心、心利などの利にて、生る利心もなく、心の空けたるよしなり、されば刀は、辭の發にはあらず、これによりて伊家流等といへる也、もし辭なれば、いけりともなしといふぞ、詞のさだまりなる、又刀ノ字などは、てにをはのとには用ひざる假字也、これを以て、古へ假字づかひの嚴なりしこと、又詞つゞけのみだりならざりしほどをも知ルべし、然るを本に、いけりともなしと訓るは、これらのわきためなく、たゞ辭と心得たるひがこと也、

文字を添て書る例

同集に、雖干跡、将有裳、不知爾、これらの書ざま、下なる跡ノ字裳ノ字爾ノ字衍れるがごとし、此例、續紀の宣命ノ詞、又菅家萬葉などにも有、其外にも有しとおぼゆ、

白馬ノ節會

正月七日の白馬ノ節會の白馬、古へは青馬といへり、万葉集廿の巻に、水鳥乃、可毛能羽能伊呂乃、青馬乎、家布美流比等波、可藝利奈之等伊布、とあるを始メとして、續後紀文德實錄三代實錄、貞觀儀式延喜式などに、多く出たる、みな青馬とのみ有て、白馬といへるとは、一ッも見えず、然るを圓融天皇の御世、天元のころよりの、家々の記錄、又江家次第などには、皆白馬とのみあるは、平ノ兼盛ノ集の哥に、ふる雪に色もかはらで牽ものを、たが青馬と名づけそめけむ、とよめるを見れば、當時既く白き馬を用ひられしと見えたり、然れば古へよりの青馬をば改めて、白き馬とはせられたるにて、そは延喜より後の事にぞ有けむ、延喜式までは、青馬とのみあれば也、さて然白馬に改められしは、いかなる故にか有ッけむ、詳ならざれども、源氏物語の榊ノ巻の河海抄に、年始に白馬を見れば、邪氣を去ルといへる本文、十節錄にありと見え、公事根源にも、十節記として引れたり、さるよしにやあらむ、されどなほもとの本文は、禮記の月令にて、孟春之月云々、天

子居青陽左个、乗鸞路、駕蒼龍、載青旂、衣青衣、服蒼玉、とあるによれるとなるべし、蒼龍は青き馬なり、文徳實錄にも、助陽氣也とあれば、白き馬にはあらず、青なりしと決し、貞觀儀式には、青き馬とさへあるをや、然るを後世まで、文には白馬と書ながら、語には猶古へのまゝに、あをむまと唱へ来て、しろむまとはいはず、白馬と書をも、あをむまと訓によりて、人みな心得誤りて、古へは實に青き馬なりしことをば、えしらで、もとより白き馬と思ひ古書どもに青馬と書るをさへ、白き馬を然いへりと思ふは、いみじきひがこと也、白きをいかでか青馬とはいはむ、

萬葉集にあえぬがにといへる言

万葉集八の巻に、云々あゆる橘、玉にぬく、五月を近み、安要奴我爾、花咲にけり云々、十の巻に、秋づけば、水草の花の、阿要奴蟹、おもへどしらず、たゞにあはざれはとある、此安要奴を、不交と解たるは誤也、文は阿閉にて、假字を間ない、橘の玉に阿倍貫などよめるあへと、思ひ混ふべからず、阿要は、木草の實のなることにて、奴はいはゆる畢ぬ也、我爾は、我爾のつゞまりたるにて、むこがね皆がねなどいふがねと同言にて、古今集にも、老かくるがになど見え、万葉には殊に多き辞にて、がねともがにとも有、言の意は、豫て設くるよし也、されば八の巻なるは、實になるべき時に、かねて花の咲ることいへる也、十の巻なるは、その時々にかねて咲たる花の、實にはなるべく思へどといへるにて、戀歎をたとへたる也、哥の意は、我戀は成べく思へども、いまだ逢ざるとよめれば、猶いかゞあらむ、しられずとよめる見、十八の巻橘の長哥に、安由流實波、多麻爾奴伎都追、ともあるを以て、安要は、實になることをいへりといふことをしるべし、安要安由と活用く言也、

梅の花の哥に香をよむ事

梅ノ花の哥には、香をむねとよむことなれども、万葉集には、梅の哥いと多かるに、香をよめるは、たゞ廿の巻に、うめの

花香をかぐはしみ、遠けども心もしぬに君をしぞ思ふ、とある一ッのみにて、これをおきては、見えず、いにしへはすべて香をめづることはなかりし也、橘の哥も、万葉にいと多けれども、それも香をよめるは、十七の巻と十八の巻とに、ただ二首あるのみなり、其外十の巻に、茸をよめる哥、高圓の此峯もせに笠たてゝ、みちさかりなる秋の香のよさ、とよるなどより外には、すべて物の香をめでたる哥は見えず、にほひとおほくよめるは、みな色のにほひにて、鼻にかぐるゝ香にはあらず、さて件の十の巻なる哥は、松茸をよめるにぞ有ける、はしに詠芳とある、芳ノ字は、茸を寫しひがめたる也、

萬葉集なる藤原ノ宮之役民作歌

万葉集一の巻に、藤原ノ宮之役ノ民作歌とある長哥に、役ノ民作歌とあるによりて、たれも、たゞその民のよめると心得たれど、哥のさまをもて思ふに、然にはあらず、こはかの七夕の哥を、彦星棚機つめになりてよめると同じことにて、かの民の心に擬へて、すぐれたる哥人のよめる也、その作者は、誰ともなけれど、哥のさまの、いと〳〵めでたく、巧の深きやう、人麻呂主の口つきにぞ有ける、さてかの主の長哥は、いづれも巧ふかき故に、詞のつゞきの、まぎらはしく聞ゆるが多きを、此哥は、殊にまぎらはしきつゞきおほくして、物しり人たちも、皆解誤れるを、今よく考ふれば、語のつゞきも、いと明らかにして、まぎるゝことなく、いともめでたく、すぐれたる哥也、さて哥のすべての趣は、田上山より伐リ出せる宮材を、宇治川へくだし、そを又泉川に持越て、筏に作りて、その川より難波ノ海に出タし、海より又紀の川に泝せて、巨勢の道より、藤原の宮の地へ、運び來たるを、その宮造りに役はれ居る民の見て、よめるさま也、其乎取登云々は、川より陸に取上ることで、水に浮居てとり上ヶて、其を泉乃河爾持越流とつゞく詞也、されば浮居而にて、姑く絶たる語にて、たゞに吾作へはつゞかず、吾作云々は、吾は役民の吾也、さて日之御門爾とあるを以て見れば、此作者の役民

は、藤原ノ宮の地に在て、役はるゝ民也、上の云々、散和久御民毛とある民にはあらず、思ひまがふべからず、泉乃河持越流は、宇治川より上て、陸路を泉川まで持越て、又流す也、こは今の世の心を以て思へば、宇治川より直に下すべき事なるに、泉川へ持越て下せるは、いかなるよしにか、古へは然爲べき故有けむかし、浮倍流良牟とは泉より紀の川へ入れて、紀の川を泝すをいひて、さて巨勢路より、宮處に運ぶまでを兼たり、さればこゝは、泉の河に持越る材を、云々して、巨勢道より、吾作日ノ御門にのぼすらむ、といふ語のつゞきにて、御門衛の國に、巨勢道從の從こそ、此泝すらむにて、結びたるもの也、爾のはこびを、熟く尋ねてさとるべし、なほさのに見は、まがひぬべし、さて良牟と結びたるは、此作者は、宮造りの地に在てよめるよしなれば、はじめ田上山より伐出せるより、巨勢道を運ぶまでは、皆よその事にて、見ざる事なれば也、さて伊蘇波久見者とは、宮地へ運び來たるを、目のまへに見たるをいへり、上の良牟と、この見者とを、相照して心得べし、さて難波ノ海に出し、紀の川をのぼすといふ事は、見えざれども、巨勢道よりといへるにて、然聞えたり、巨勢道は、紀の國にゆきかふ道なれば也、又彼ノ道の派すらむといへるにても、かの川をさかのぼらせたるとしるし、然らざれば此言聞えず、大かたさのかみ、近江山城などより伐り出す材を倭へのぼすには、必ず件のごとく、難波ノ海より、紀の川に入れて泝すが、定まれる事なりし故に、其事はいはでも、然聞えしなるべし、さて不知國依は、異國に歸來るよしにて、依まではよ、たゞ巨勢の序也、異國までもなびき從ひて、歸來といふ壽詞をもて、序としたるもの也、されば、不知國は、五言の句、依巨勢道從は、七言の句にて、をさめたるが據ある由なきの類也、上の綾は、日の御門にはあらず、また我國者より、新代登まで五句は、これも壽詞をもて、泉の序とせるにて、出といふ意也、さて此歌の意、上の件のごとくなれば、巨勢道從といへるは、即上の田上山の材也、又別に巨勢道よりものぼすにはあらず、又不知國よりも、材をのぼすといふにあらず、思ひまがふべからず、

平城ノ天皇の御名

平城ノ天皇の御諱、はじめには小殿と申せしを、安殿と改め給へり、そのかみすべて皇子たち諸王などの御名、いづれも御乳母の姓をとれる例にて、此小殿と申せしも、續紀卅九の巻に、御乳母安倍小殿ノ朝臣堺といふが見えたる、此姓により、安殿も、此安ノ字と殿ノ字をとり給へる也、さてこは阿傳と字音に讀ミ奉る也、紀い國の在田ノ郡は、もと安諦ノ郡にて、書紀續紀に、阿提ノ郡とも書れたるを、この天皇の御名に渉るをもて、大同元年に、在田ノ郡とは改められき、

哥を草書にかきし事

源氏ノ物語椎本ノ巻に、宇治ノ八ノ宮の御哥、「山風に霞ふきとく聲はあれどへだてゝ見ゆるをちの白浪、草にいとおかしうかき給へりとあり、草にかくとは、いはゆる万葉書ならで、草書に書クをいへり、かのころもなほさることと有けらし、

哥合といふ事のはじまり

歌合といふわざは、いづれの御世のころよりかはじまりけむ、古今集に、仁和の中將ノ御息所の家の哥合といふと見え、新勅撰集夏ノ部に、中納言行平ノ家のうた合、又戀三に、陽成院ノ哥合など見えたり、これら寛平よりさき也、

右兵衛馬場

北山抄に、右兵衛ノ馬場といふも見えたれば、右近ノ馬場のみならず、六衛府みな、おの〱その馬場有し也、

伏見の會

續世繼に、橘ノ俊綱ノ朝臣の、伏見の住ひの事をいへるところにいはく、伏見にては、時の哥よみどもつどへて、和哥の會たゆるよなかりけり、伏見の會とて、いくらともなくつもりてなんあなるとあり、俊綱ノ朝臣は、宇治ノ關白殿の御子也、いくらともなくつもりてといへるは、哥合の歌を集めたる物をも、哥合といふごとく、その會の時の哥どもを、書キ集めた

る物を、伏見の會といへるにや、

金葉集に輔仁親王を三ノ宮としるせる事

同書に、金葉集に、輔仁のみこと書たりければ、白河ノ院は、いかにこゝに見むほど、かくに書たるぞと仰られければ、三ノ宮こそおき奉れること有、この親王は、白河ノ帝の御子にましますが故に、御名を書キ奉ることは、はゞかるべきことぞとおぼしめして、かくはのたまへる也、

式乾門院のよみ

式乾門院は、つねにしきけんもんゐんとよむを、阿佛尼の十六夜ノ日記に、假字に、しきかむもんゐんのみくしげどのと書たり、これ正しきにやあらむ、いかゞあらむ、

肖柏を牡丹花と号する事

肖柏を牡丹花といふことは、牡丹の句によりて、世の人のいひならはしたるなりといふめれど、三愛ノ記といふに、わかきころほひ、津ノ國ゐな野のわたりに、庵を結びて、夢と号し、みづから牡丹花を名とせり、身におはぬやうに聞え侍れど、萬物一躰のことわりを思ふにやと、みづからしるせり、

後陽成天皇の御院号の事

後陽成天皇元和三年八月廿六日に崩御、御葬禮の事、日をえらびて、九月廿日と定めらる、そのほどは、もとの御所におはしまし、御兩傳奏もすでらひそかに法華經を讀誦す、朝には御手洗まゐり、御膳つねのごとく奉る、御院号の事、諸家へ仰せ出さる、其中に、殿下より勘進さるゝを定められて、後陽成院と号し奉る、さて廿日御葬禮、泉涌寺にて御火葬也、御悩のほどよりこれまでの御事、西洞院ノ時慶ノ卿のしるされたる昇遐ノ記に見えたり、

清輔ノ朝臣尙齒會

承安二年三月十九日、白川の寶莊嚴院にて、清輔ノ朝臣、尙齒會を行はる、前ノ馬寮ノ助藤原ノ敦頼【八十三】前ノ神祇伯顯廣王【七十八】前ノ石見ノ介祝部ノ成仲【七十四】宮内卿藤原ノ永範卿【七十一】右京ノ權大夫源ノ頼政【六十九】清輔【六十九】前ノ式部ノ少輔大江ノ維光【六十三】以上七人、件の記一卷あり、明和のころ板にゑれり、

七夕の哥にさゝがにの糸をよめる事

源ノ順の七夕ノ哥に、「たなばたは空にしるらむ、さゝがにのいとかくばかり祭ることゝ、よめるは、歲時記に、其祭時、陳瓜菓於庭中、乞巧時、有蟢子瓜上網、以爲得矣、また事文類聚に、京師、七月七夕、婦女望月、以小蜘蛛在合子中、次日看之、若網圓正、謂得巧といへり、

九月十三日の夜月をめづる事

中右記に、保延元年九月十三夜、今宵雲淨月明、是寛平法皇、明月无雙之由、被仰出、仍我朝以九月十三夜爲明月之夜、

おほてゝ

榮華物語衣ノ珠ノ卷に、兒の詞に、祖父のことを、おほてゝといへること有、

宗祇法師の傳

宗祇法師、姓中臣氏飯尾、宗允之子也、其先世居紀州、母藤氏、憂無嗣、一百日祈玉津嶋神、滿明之夜、夢玉入于口而妊、十三月而生祇、時應永廿八年也、祇自童丱好和歌、就叔父宗砌學習、自稱種玉庵、因母夢玉孕之瑞也、上京師心敬、結草菴於岩倉之長谷、亦好老莊、自呼自然齋、文明三年、訪東常緣、親炙請益歌道、常緣傳歌

道之秘事、無所遺、後祇謝返京、又肆詩參禪、後不定居處、爲浮萍客、遊諸國、受祇之傳者、肖柏素純宗長宗碩等也、文龜二年七月晦日、於相州湯本郵邸卒、八十二歲、葬于駿州桃園定輪寺、比松子塞上と、ある物にのせたり、

文治元年四月神鏡神璽京にかへり入らせ給ふ事

文治元年四月廿五日、神鏡神璽入御あり、上卿は權中納言經房、參議は宰相中將泰通、辨は左少辨兼忠、近衞には左中將公時朝臣、右中將範能朝臣也、兩將ともに、壺胡籙を帶せり、職事藏人左衞門權佐親雅ぞ、供奉しける、四塚より下馬して、各步行す、先頭中將通資朝臣參向して、行事す、內侍所、內藏寮新造の唐櫃に納奉る、大夫尉義經、郎等三百騎を相具して、前行す、御後、又百騎候、朱雀を北へ行、六條を東へ行、大宮を北へ行、待賢門に入、朝所に著御ありけり、藏人左衞門尉橘清季、かねて此所に候けり、神璽は、海上に浮みけるを、常陸國住人片岡太郎經春が、取上奉りけるとぞ聞えし、同廿七日、內侍所神璽、官廳より溫明殿へ渡奉らる、上卿參議辨少將、みなもとの供奉の人なりけり、三箇日臨時の御神樂おこなはれけりと、此事源平盛衰記に見えたり、

寶劍の事

法皇、寶劍の失ぬることを、大に御歎きありて、賀茂大明神に、七日御參籠、第七箇日に御夢想あり、寶劍の事、長門國壇浦の、老松若松といふ海士に仰せて、尋ね給ふべしと也、これによりて、九郎判官を召て、此事を仰せ含めらる、義經かの國へ下り、件の二人の海士をめす、老松は母、若松はむすめなり、二人ともに海に入て、一日ありて浮上りて、申すやう、怪き子細ある所に候へば、凡夫の力に及ばす、如法經を書寫して、身にまとうて入べしと申すによりて、僧をあつめ、如法經を書寫し、老松身にこれをまとひて入、一日一夜上らず、翌日午剋ばかりに浮上る、子細は常の御所にて申すべしといふによりて、都へ具して上り、法住寺御所に於て申していはく、龍宮城とおぼしき處に入、こゝのありさま凡夫の

すみかにあらず、心も言も及びがたし、老松、大日本國の帝王の御使と申入れ庭上にすゝみて、御簾の半あげたる内を見れば長はしらず、臥長ヶ二丈もやあらんとおぼゆる大蛇、劍を口にくはへ、七八歳の小兒をいだきてあり、劍を出していはく、寶劍は、必しも日本帝の寶にあらず、龍宮城の寶物也、かの出雲ノ國簸ノ川上の大蛇は、我が次郎王子也し、その後日本武ノ尊東行の時、膽吹山のすそに、臥長一丈の大蛇となりて、此劍を取むとせしかども、取得ざりし故に、其後さまざまと謀をめぐらし、簸ノ川上の大蛇、安德天皇となり、源平の亂をおこし、龍宮に返し取りぬ、今我口に含める、即是寶劍也、抱ける小兒は、安德天皇也、平家の一門の人々も、こゝにありとて、簾をまきあげて見せける、まことにその人人、みななみ居たり、今汝に、身にまとへる如法經の貴さに、本の質をそのまゝにて見ゆる也、但し此劍は、盡未來際、日本に返すとあるべからずとて、大蛇は内にはひ入りぬ、と奏しければ、法皇をはじめ奉り、月卿雲客、一同に奇特の思ひをなし給へり、さてこそ寶劍は、失侍りしと治定しけれど、これも同じ書に見えたり、件の事は、寺々の縁起のたぐひにて、みな例の僧のともがらの、世の人をあざむく、むげの造り事也、然るを萬の事に、かくさまの佛法ざたのすぢをいふことを好みて、かゝる書にさへ、いみしげに記されたるは、此事のみにあらず、皇國のむかし人のつねのくせ也、大かたかかるたぐひの事をしるせるは、いづれの書なるもみな同じこと也、いとうるさし、

又寶劍の事

百練鈔に、文治三年七月廿日己未、奉幣七社、依寶劍御祈也、今日、被遣勅使於長門國、且被祈謝、爲令搜索也、神祇大祐卜部兼衡、大藏少輔安倍泰成等爲使、前安藝守佐伯景弘、去比下向、景弘、合戰之時在彼國、存知寶劍沈沒之所云々、

貞和四年に西ノ海に沈みし寶劍出來れりといふさだの事

光明天皇の御世、貞和四年に、元暦のころ、壇ノ浦に沈みし寶劔、出來れりとて、伊勢より進奉せる事あり、これは彼ノ國の圓成といふ僧、大神宮へ千日參詣をしけるが、千日に滿けるをりしも、海上に光物有て、圓成これを得て見るに二尺五六寸の劔なり、其時十二三ばかりなる童に、神託ありて、これ海底に沈みし、三種の中の寶劍也とありければ、祭主神人等、連署の起請をそへて、かの圓成これを持て上京し、日野ノ前ノ大納言資明ノ卿につきて、これを奉る、さて資明ノ卿、平野ノ社の神主卜部ノ宿禰兼員を召て、三種ノ神器の由來を、委くたづね、なほも天下の人に信ぜさせむために、兼員をして、三七日祈誓せしめ、此劍まことにかの寶劍なりといふことを、然るべき人の夢に告給ひて、人の疑ひを去て、奏聞せんとて、祈請せしむ、其時左兵衛ノ督直義ノ朝臣の夢に、奇瑞ありしによりて、いよ〳〵寶劔にまぎれなしとて、此よし仙洞へ奏聞して、奉り給へり、然るに勸修寺ノ大納言經顯ノ卿これを聞て、寶劍執奏の事、すべて資明が阿黨のこころより事おこりて候、百六十餘年の間、治世有徳の御世にだにも、出ざりし寶劍の、今かかる亂世にあたりて、出べき理なく候と、委く奏し申されければ、上皇げにもとやおぼしめされけん、かの劔をば、平野ノ社の神主兼員に預けられけるとぞ、此事太平記廿五の卷に、くはしく記せり、まことに資明ノ卿直義兼員圓成ら、あひはかりて、かまへ出たる、いつはり事とこそ聞ゆれ、

神鏡燒損の事

百錬抄に、寛弘二年十一月十五日、内裏燒亡云々、神鏡在灰燼中、同十七日、神鏡燒損事、令諸卿定申之、或記云、十一月九日、奉移神鏡於東三條、間、奉納新韓櫃之間、忽然有日光照曜、内侍女官等悲嘆之、同三年七月三日、諸卿於御前定申、當可鑄改否事、定間、三尺餘蛇、自御在所東落殿中、自南殿北階、趣西不見、可謂希代之事、又長久元年九月九日、皇居上東門院燒亡云々、内侍所神鏡、在灰燼中燒損、遣藏人頭右中將

資房、左少將經季等、令求之、僅奉進得御體【燒殘五六寸許也】卽奉入折櫃、又得一切【二三寸許】其後續得、不分明云々、次々得二三寸許、各々段々也、又如金玉之物、數粒得之、隨又奉加入彼櫃之、十日、內侍所女官一人夢想之、一人夢云、彼本所方小蛇、頗有備之、一人夢云、彼本所有人云、吾出壁、獨身在此所云々、仍女官等向彼所、奉鑿求之處、如金玉之求得一粒、卽奉入畢、有靈驗可感歎云々、已上見實資卿記同十二日、上申御鏡燒損事、任寬弘二年例、可被行之由定申了、

大炊殿を洞院と改められし事

天永三年十月十三日、遷幸大炊殿之由、奉幣宣命、改大炊御門字、爲洞院、炊字從火之上、大炊爲燒音字之故也、と同書に見えたり、

ふくさといふ言

田中ノ道麻呂がいへらく、近江美濃尾張などにて、物のやはらかなることを、ふくさといふ、又衣を洗ひて、いまだ糊をつけざるを、ふくさめ物といひ、洗ひてのりをつけずておくを、ふくさめておくといふ、又物のふときことをも、ふくさなるといふといへり、

まるすげといふ草

世にかやつり草といふ草の、小きやうなる草の、田に生て、田夫のいたくいとふ草あり、美濃ノ國にはこれをまることいふ、三河ノ國にては、まるすげといふよし也、まろこ菅と哥によめる物にはあらじかと、同人いへり、

とねりこの木

とねりこの木といふ木、木の色いと白く、葉は榎の葉にゝて、大木になる物なり、實は、かくの如き形にて、上の方

は葉のやうにひら也、件の木、美濃ノ国徧木村に多く有て、他村には無しと、同人いへり、徧ノ木村は、此人の故郷也、多藝ノ郡なり、

鴨の類くさ〴〵の名

同人の語りけるは、鴨に大すた四種有、第一大きなるを、まがもといひ、次に大きなるを、ひどりといひ、次をあを?さとい ひ、ねこも小さきを、こがもといふ、みな同じ鴨にて、たゞ形の大き小きによりて、名の異る也、あぢたかべなど、万葉集の歌によめり、又あいさといふ一くさ有、こは鴨のたぐひながら、いさゝか異也、万葉七の歌に、あきさとある此物也といへり、

九條廢帝

九條ノ廢帝ト申シ奉るは、順徳天皇の第一の皇子にて、御母は中宮藤原ノ立子、東一條ノ院と申、後京極ノ攝政良經公の御女也、帝、建保六年十月十日に降誕、御諱は懷成と申す、同年十一月廿一日に、親王宣下、廿六日に皇太子に立給ひ、承久三年四月廿日に、御年四にて受禪有、然るところに、東の執權北條ノ義時、いたく荒びて、ゆゝしき事のみたくみおこして、おのが族泰時時房などいふ輩ども、おしのぼり、同じ六月に、京にみだれ入て、いともかしこく、三所の天皇たちを、遠き國に遷し奉り、此ノ帝をも、おしおろし奉りけるは、あさましなどもよのつねのことをこそいへ、いはむかたなき、逆事のまがことにぞ有ける、かくて此帝は、其七月九日に、位を讓らせ給ひて、ひそかに九條院に渡御有、これより九條院に、御母東一條院と御同居ましまして、文暦元年五月廿日に崩御、御年十七にぞおはしける、いまだ御元服の儀もおはしまさゞりき、受禪有しかども、わづかに四月がほどに、おりさせ給ひて、いまだ御位の儀も行はれざりしかば、皇代の御數にも、いらせ給はざる也、いつの世に、諡は申し奉りけむ、御陵の在處も聞えねば、いとあはれなる御事になむ、

御子は、崩御ありし年に、法印性慶の女の腹に、姫宮一ところ生れさせ給ふ、義子内親王と申す、弘長元年三月八日、御とし廿八にて、院号かうぶり給ひて、和徳門院と申しき、

臣の王を娶る事

記畧に、延暦十二年九月丙戌の詔に、見任大臣、良家子孫、許レ娶二三世以下一、但藤原氏者、累代相承、攝政不レ絶、以レ此論レ之、不レ可二因等一、殊可レ聽レ娶二二世以下一者と見えたり、そも〳〵古へは、皇女はさらにも申さず、すべて臣の、王の女を娶ることは、ゆるされぬことにて、さる事かつてなかりしを、繼嗣令に、臣娶二五世王一者聽とあるは、令の時、はじめての御制にや有けむ、そのかみ萬の事、さしも漢風にうつされしかども、これらはさすがに、人ノ情の安からざることなれば、延暦のころになりてすら、なほ上ノ件のごとくなりけらし、令のかの同じつゞきに、王娶二親王一、唯五世王、不レ得レ娶二親王一とも見えて、諸王は、四世までも、皇女をも娶しを、臣は、そのかみわづかに、五世ノ女王を娶ることをゆるされしを以て、王と臣と、すぢの尊き卑きけぢめ、嚴なりしことを知べし、夫婦のむすびをなすことも、尊き卑きけぢめ、かばかり正しかりしを、そのゝち何事もみな、漸に漢風にうつりはてゝ、つひに今のごとくにはなりぬる也、世の人たゞ、同姓不レ娶などいふ、漢風のことをのみ、思ひいひて、皇國の古へに、かばかり尊き卑きけぢめをわけしことをば、しらざめる故に、今いさゝかおどろかす也、かの漢國の王などは、もとよりすぢなきものにはあれども、當時の王の女をも、むげにすぢなき男にもあはすなるは、あまりにわきためなく、みだりなる國俗にぞ有ける、

しづかなる山林をすみよしといふ事

世々の物しり人、又今の世に學問する人などもみな、すみかは、里とほくしづかなる山林を、住よくこのましくするさまにのみいふなるを、われはいかなるにか、さらにさはおぼえず、たゞ人げしげくにぎはゝしきところの、好ましくて、さ

る世ばなれたるところなどは、さびしくて、心もしをるゝやうにぞおぼゆる、さるはまれ〳〵にものして、一夜たびねしたるなどこそは、めづらかなるかたに、おかしくもおぼゆれ、さる所に、つねにすまゝほしくは、さらにおぼえずなむ、人の心はさま〴〵なれば、人うとくしづかならむところを、すみよくおぼえおもふるものにて、まことにさ思はむ人も、よには多かりぬべけれど、又例のつくりごとの、漢ぶりの人まねに、さいひなしてなべての世の人の心と、ことなるさまに、もてなすたぐひも、中には有ぬべくや、かく疑はるゝも、おのが俗情のならひにこそ、

おのが京のやどりの事

のりなが、享保のはじめのとし、京にのぼりて住しほど、やどれりしところは、四條ノ大路の南つらの、鳥丸のひむかしなる所にぞ有けるを、家はやゝおくまりてなむ有ければ、物のけはひうとかりけれど、朝のほど夕ぐれなどには、門に立出つゝ見るに、道もひろくはれ〴〵しきに、ゆきかふ人しげく、いとにぎはゝしきは、ゐなかに住なれたるめうつし、こよなくて、めさむるこゝちなむしける、京といへど、なべてはかくしもあらぬを、此四條ノ大路などは、ことにゝぎはゝしくなむありける、天の下三ところの大都の中に、江戸大坂は、あまり人のゆきゝ多く、らうがはしきを、よきほどのにぎはひにて、よろづの社々寺々など、古のよしあるおほく、思ひなしたふとく、すべて物きよらに、よろづの事みやびたるなど、天ノ下に、すまゝほしき里は、さはいへど京をおきて、外にはなかりけり、

鴨河を掘し事

外記局ノ日記に、康治元年八月廿五日乙酉云々、近日依院ノ仰、被堀鴨河【大炊御門末以南】諸國吏各進役夫、是日為御願寺、爲防水害也、民部卿顕頼卿奉行此事、また同年九月二日辛卯、從昨日大雨、去晩以後大風、河水混溢、多以流亡、日來所被堀之鴨川、淵塞埋了、徒費役夫、已無所成、

鳥羽法皇崇徳上皇熊野御幸御出立の事

同記に、同二年二月五日壬辰、今日兩上皇令參詣熊野給、寅剋御進發、權僧正覺宗、爲南方御先達、法皇、白布御淨衣、同頭巾、絹小袈裟、令持御杖給、上皇、白生絹御淨衣、【狩衣袴】脛巾藁履御杖等、權中納言藤□能卿、□□同□長朝臣、扈從上皇御共、云々、三月四日辛酉、兩院自熊野還御、法皇不令參稻荷給、直入御鳥羽殿、去比法印圓行入滅、若依件事歟、件人雖稱白河院御子、頗有疑殆云々、安駕之昔、有議不能御忌云々、上皇令參稻荷給畢、有り、これを見れば、熊野御幸よりかへらせ給ひては、稻荷の社に詣で玉ひてさて御所には入らせ給ふ例にや有けむ、尋ぬべし、

興福寺維摩會講師の請

同記に、同年五月廿六日云々、又被下維摩講師宣旨云々、傳燈大法師位仁圓、【年廿、】法相宗、【專寺、】攝政宣、件大法師、宜仰綱所令請定當年維摩會講師者、康治二年五月廿六日、大炊頭兼大外記助教中原朝臣師安奉、

筑紫の觀世音寺燒亡の事

同記に、同年七月十九日云々、今日、左大臣召外記、下給太宰府解、可勘例、其狀云、去六月廿一日夜、觀世音寺、堂塔廻廊燒亡、件寺是都府之大廈、天智天皇以後、元明天皇以往、五代之聖主、相續草創之御願也、五百餘年之間、奉祈國家不退、靈驗之砌也、但於塔者、康平七年五月十一日、燒亡了、中尊丈六金銅阿彌陀如來像、在猛火之中、尊容無變、昔自百濟國奉渡之云々、

八十嶋祭の使

同記に、同年十一月廿八日庚辰云々、今日、被立八十嶋祭使、御乳母典侍藤原家子、【故家政卿女、清隆卿室也、】行裝之儀、世以爲壯觀、藏人頭右近中將藤經宗、騎馬送之、依爲日緣也、藏人左近將監藤隆憲、爲勅使發向、典侍用

唐車一云々、子族等皆前驅、布衣也、

六角堂燒亡

同記に、同年十二月八日庚寅云々、此夜、六角東洞院、有火災上、火出隆季朝臣宅、六角堂燒、灰燼、但觀音靈像ハ奉出了、件像ハ、上宮太子隨身持佛也、昔本ハ懸多羅木、今在堂中云々、

鳥羽の勝光明院の寶物の事

久安二年八月廿三日庚申、是日、法皇、御覽鳥羽勝光明院寶藏所納寶物、一部有被書目錄事、件目錄、先年白川御所炎上之時、燒失也、累代之重寶、古今之典籍、道具書法、弓劍管絃之類、皆是往代之重寶也、と同記に書見えたり、

萩の大木の事

みちのくの宮城野わたりの萩は、高さ一丈あまりばかりなる多し、又同國の津輕の弘前の二里ばかりこなたに、大將といふところに、大日堂のある、前なる林の中に、一本の大木の、十餘丈ばかりの高さの、かこみ四圍ばかりなるあるを、見れば、葉も花も萩也、又さつまの國にも、萩のたかなる木有といへりとある物にしるしたり、まことにや、

遠江國より大神宮に神御衣を織て奉る事

遠江國人、内山眞龍がいへるは、かの國の濱名ノ郡神戸ノ織岡村といふに、機殿有て、年毎に、四月と九月とに、神御衣を織て、伊勢の内宮に奉る、その機殿は、かの村に、神氏日大夫といふ者、世々相傳へて、ことに潔して造る、昔[illegible]服也、神庫あり、ふるきやうくりてこと也、神御衣は、年ごとに、三河ノ國の大野村といふ處の、生絲を、此國の本村におくり奉るを、件の機殿にて織て奉る、和衣へ也、と云々、

出雲國意宇郡熊野ノ神社

〇玉かつま十三

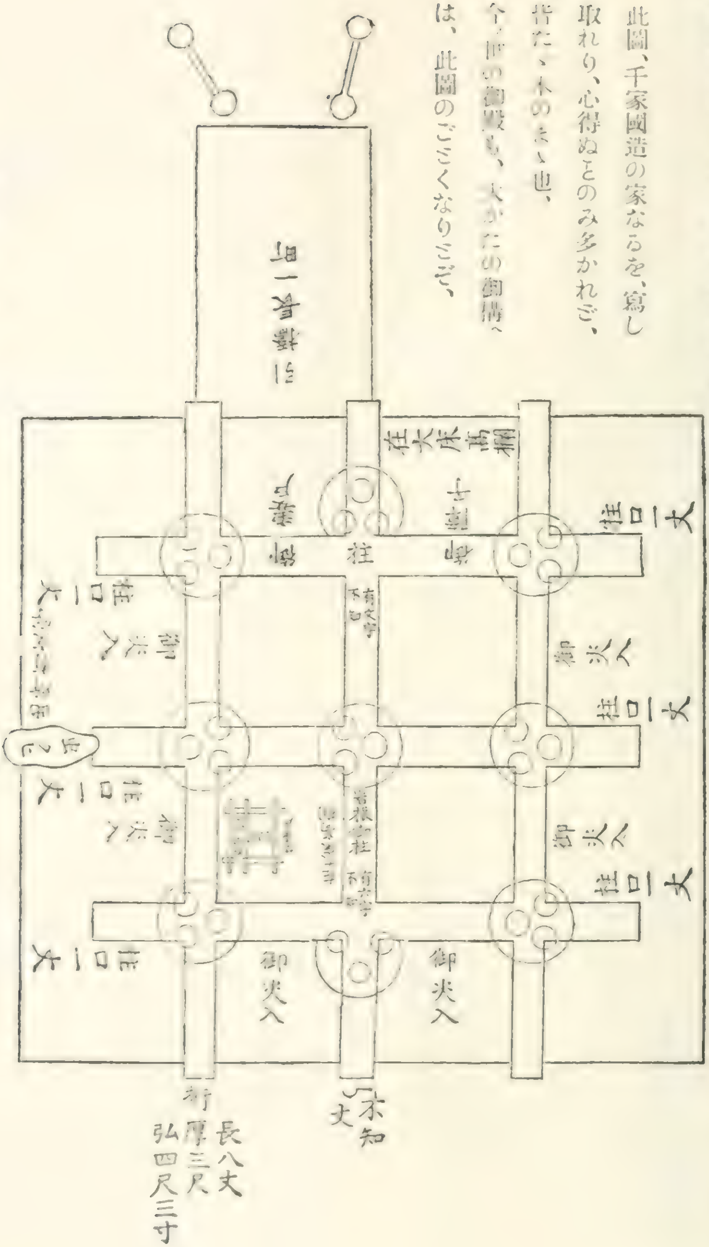
出雲ノ國意宇ノ郡大庭村に、神魂ノ社といふ有、年ごとの十一月に、國造此社に來て、新嘗祭あり、其時熊野ノ社より、火きり臼火きり杵を、國造に奉る、火きり臼といふは、檜の板也、火きりぎねは、空木也とぞ、熊野ノ社に、鎮西ノ御教書とてあり、出雲ノ國一ノ宮、熊野大照大神、日本火出初之社也、禁裏正月七日ノ御祭事火上、社別當職ニ所出ニ、意宇郡熊野庄、五百貫、并ニ山川共、令ニ寄附ニ訖と有、此外にも、古き文書數通ありとぞ、さて件の神魂ノ社は、古ヘ國造の本居にて、その由緒を以て、今の世にいたるまでも、國造みまかられて、其子跡をつがるゝに、かならず此社に來て、國造になりて、杵築にかへらるゝ也と、かの社の神主、秋上氏の物語也、

出雲の大社の御事

出雲ノ大社、建久のはじめのころ、鎌倉より、庄園に課役をおほせて、改め造らる、其後又嘉祿のころ、先の例によりて、課役をおほせて、造られむとせしに、御殿の柱に虫くひのもじあり、見れば、居大風ノ物、朕非ニ素意ニ、若人歸ニ徳、栖ニ高木ニ足ニと有、國造出雲ノ臣政孝、國司右衛門尉昌綱、守護佐々木信濃ノ前司泰清とゝもに議りて、官家に申されければ、鎌倉の北條、いたく驚きあやしみて、官庫の金穀を出して、造り奉りて、庄園の課役をば停られけり、これを世に、虫くひの託宣といへり、此事、國造の家ノ記にしるせりと、千家ノ清主出雲ノ宿禰俊信のものがたり也、俊信は、今の國造の叔父にて、宣長がをしへ子也、のりなが此事を聞ていはく、北條が、課役をやめて、官庫の物を出して、造り奉れるは、いとよろし、もとより然あるべきと論なし、されど此虫喰の託宣は、後ノ世人の漢意にして、神の御心にあらず、古事記の上卷又垂仁ノ御卷などに、此大神の申シ給へる御言の意と、うらうへのたがひなれば也、されば此託宣は、そのかみ北條にへつらひて、造れるとゝこそおほゆれ、すべて神の御心を、かく佛聖人と同じごとしなさむとするは、後ノ世人の心也、又此大神、漢文をも、かばかり作り玉ふほどならむに、朕ノ字の、非ノ字の上にある拙さこそ、いと〳〵をかしけれ、

同社金輪の造營の圖

出雲ノ大社、神殿の高さ、上古のは三十二丈あり、中古には十六丈あり、今の世のは八丈也、古への時の圖を、金輪の造營の圖といひて、今も國造の家に傳へもたり、其圖、左にしるすが如し、



此圖、千家國造の家なるを、寫し取れり、心得ぬことのみ多かれど、皆たゞ本のまゝ也、今ノ世の御殿も、大かたの御構へは、此圖のごとくなりとぞ、

讃岐ノ國ノ人女をよばふに藁を結びておくる事

さぬきの國の人、女をよばふに、藁をむすびておくるわざあり、此事、かの國にても、城下などいふやうのところの人は、しらぬを、なべての所の里人どもは、皆する事也、



かくのごとく結びておくるに、いなといふ返事には、



かくのごとく引分てかへし、あはむといふかへりごとには、



かくのごとく、結びめを、中へ引よせてかへすなり、もし万葉に玉梓といへるは、かゝる事にはあらじか、今の世に、草の實の仁に、玉づさといふがあるも、件のわらの結びざまに似たりと、かの國の山田六郎高村が許よりいひおこせたり、

信濃國の或村々の神事にうたふ哥

ある人のいはく、しなのゝ國の、天龍川の河上なる、川村和田きさはなどいふ里々の神事に、湯釜に湯をわかしたぎらせて、そのめぐりに、幣を立おきて、夜ふけて、その釜のほとりに、里人男女、老たる少き、うちまじりつどひて、その幣をとり持て、うたふ哥、

おゆめすときのな、おみかげこぐそ〳〵、やくもだのぼれ〳〵、

嵯峨天皇四十御賀

類聚國史に、天長二年十一月己巳朔丙申、奉レ賀二太上天皇五八之御齢一、白日既傾、繼レ之以レ燭、雅樂奏レ樂、中納言正三位良峯朝臣安世、下レ自二南階一舞、群臣亦率舞云々、

諸國ノ小社の禰宜祝の事

貞觀十年六月廿八日の格に、天長二年十二月甲子符偁、承前之例、諸國小社、或置レ祝无二禰宜一、或禰宜祝並置、舊例紛謬、

准擬七ノ定、加ハ以テ武國獨置キ安嶋ヲ、永ク上ニ其ノ祭ヲ、右大臣宣旨、自リ今以後、禰宜祝並ニ社者、以テ爲ス禰宜ト、但シ先ニ置ケル者、令ム終ヘ其ノ身ヲ、また三代實錄に、貞觀七年五月廿五日、是日制、五畿七道諸神社祝部、停ム補スルコトヲ、自リ上、以テ八位已上、及ヒ年六十已上ノ人ヲ補ス之ヲ、先ニ是ヲ置ク者ハ、令ム終ヘ其ノ身ヲ、自リ今以後、立テヽ爲ス恒例ト、

越前國荒道山

類聚國史に、天長九年六月己丑、越前ノ國ノ正稅三百束、給フ作ル此國荒道山道ヲ人、坂井郡秦ノ乙麻呂ニ、見タリ、古昔に、愛發ノ關とあるは、此荒道山にて、ともにあらちとよむ、今もある地ノ名也、

長哥は今はたやすくはよまぬとゝいふ事

知足院大臣の、きぬかづきの日記の端に、事のついでに申出侍る、長哥といふ物、このごろとなりて、たはやすくよまざる事のやうになれるは、いかなる故の侍るならむ、いとおぼつかなき事也と見ゆ、

年号月日をあやに書るふるき例

源ノ順集の、天祿ノ歌合の歌のこぢめに、天祿といふ年はじまりてみとせの、秋のなかばなる月の、しもの十日に、いまふつかおきての事也とかけり、としはじまりてといへるといかゞ也、又いま二日おきてもいかゞ、

もなかといふ詞

袋草抄に、「水の面にてる月なみをかぞふれば」、もなかとよめるを、時の人、何事の詞ぞとおぼえずて、難じけるを、撰者のめでければ、えらびにいれりと有、いにしへは、哥の詞をば、かばかりえらびし也、

しづり

綺語抄に、「おく山のしづりのもとの袖なれば、思ひの外にぬれぬと思へば、四條大納言歌枕に、木にふりたる雪の、落る

を、しつりと云也、

ぬばたま　むばたま

同抄に、天徳哥合に、「むばたまのよるの夢だにまさしくは、我思ふことをと、中務がよめる哥を、小野宮ノ左大臣判者にて、よるをば、ぬばたまとこそいへとて、此哥を、まけに判ぜられたりと有、此判者の難は、すべてぬばたまといふべきを、むばたまといへるを、ひがごとゝいふにや、然らば古ヘの意にてよろし、もし又よるをばぬばたまといひ、夢をばむばたまといふなどいふ説につきての難か、然らば中々にひがごと也、

しのゝめの説

同抄に、しのゝめ、能因が注に云ク、あけはなるゝほどのそらの雲の、しのゝめに似たる也と有、しのゝめに、たのといふしのゝめは、何物をいへるにか、

ねずみ色

吉部秘訓抄に、文治四三二、同記云ク、云々心喪ノ色有ニ輕重一、鼠色鈍色、【諒闇ノ之時着スル色歟】又練色淺黃等、同以通用スルカ歟とみゆ、これらの色、みなにび色にて、少しづゝかへて染たるもの也、淺黃といふは、青にびといひし物也、諒闇之時云々は、當者一種鈍色といひし名につきて、諒闇ノ之時、鈍色を着するよし見えたるは、是レ歟カといふ注也、

親王宣旨の書やう

同書に、文治五十一十九、同記云ク、高倉院宮々、可レ被レ下ニ親王宣旨ヲ一云々、宣下ノ御名字、云々、書ニ境紙一枚ニ一云々、其ノ書様、　守貞　惟明　已上爲ニ親王一トと見ゆ、件の二ッの御名、並びて各一行に書て、已上云々は、又一行にて、少し下して書たり、

十をつゝといふ事

文選の古き訓に、十をツヽとよめり、下のつは、一つ二つなどのつなり、上のつは、とゝ通ふ音なれば、即ち十也、俗に、つゞやはたちといひて、つゞを、十九のことするはいかゞ、こはもと十や廿といひしを、十九廿に誤れるか、

をやみといふを

をやみといふ詞、雨のみならず、源氏物語の、上の若菜ノ巻に、朱雀院のみかどの、御やまひのことを、いとかくうちはへ、をやみなきさまには、おはしまさとりつるを云々と、病にもいへり、

天文博士連哥

ある天文博士か妻を、朝日のあじやりといふ僧、かよひすみけり、夫の他行のひまに、例の来て、うちとけてゐたるに、俄に夫かへりければ、にぐべきやうなくて、西の方のやり戸をあけて、にげゝるを見つけて夫あやしくも西に朝日の出るかな、闍梨とりあへず、「天文博士いかゞ見るらむ、とてよびとゞめて、酒などのませ、連哥などして、ゆるしてけりと、沙石集にしるせり、方もこそあれ、西のあり戸に、朝日のあざりに、天文ばかせ、みな此連哥せむ料に、ことさらにまうけたるやうなるもをかし、

物の次第を一番二番といふ事

今の俗、何事にも、第一第二といふべき、次第を、なべて一番二番といふは、もと番といふべき事よりうつりて、なべての事にいふ也、既に、宇治拾遺物がたりに、奥の座の二番に居たる鬼、といへることあれば、五百年ばかりむかしよりも、いへりし也けり、

親王三國ノ大守に任ぜらるゝ事

類聚三代格云、太政官符、應以親王任國守事、上總國、常陸國、上野國、右檢中納言從三位兼行兵部卿清原眞人夏野奏狀偁、設置八省、職掌相隷、百官守職、庶務俱成、一事有闕、万事皆廢、今親王任八省卿、此人地共高、不得親職、無知碎務、仍官事自擁、政迹日蕪、非是庸愚之所致、因地勢使之然也、凡官人遷代、必署解由、若有欠物、不免償物、皆此之費、見其如此、望請、點定數國、爲親王國、遂任彼國、身留京都、意欲居京官者、一兩人將聽、若有守闕者、不補他人、其料物者、納置別倉、支無品親王之要、伏聽天裁者、正三位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良岑朝臣安世宣奉勅、依奏、但件等國守、官位卑下、宜改定正四位下官、以爲勅任、號稱大守、限以一代、不可永例、天長三年九月六日、

諸王の事

繼嗣令云、凡皇兄弟皇子、皆爲親王【女帝子亦同】以外並爲諸王、自親王五世、雖得王名、不在皇親之限、文德實錄云、齊衡三年四月甲午、彈正臺奏、五世王者、雖有王號、非皇親之限、其朝服色宜依王臣位階、從之、三代實錄云、貞觀四年四月十二日、下詔、令參議已上、各論時政之是非、詳世俗之得失云々、先是諸王、自二世至四世、賜夏冬衣服、不限人數、隨年數符、出多少賜之、或至五六百人、是時載簿選官者、四百餘人、豐前上疏曰、諸王給服、人數不定、徒費府藏、何無紀極、望請以當時所在、爲定數、隨闕補之、不聽輙過、從之、豐前とあるは、豐前王といふ人の名也、又同十二年二月廿日、公卿奏請減諸王季祿、兼立給祿定額曰、云々、今府帑稍空、貢職少入、當停諸王之祿、存救弊之計者、云々、但專停之、則似疎皇親、全給之、則可闕國用、云々、又王氏蕃昌、萬倍曩日、計其祿賜、所費難支、伏望當時預祿者、四百二十九人、爲定員、云々、奏可、また元慶四年十月廿七日、免攝津國河邊郡人、九世、從七位下川原公福貞云々等五戶課役、福貞等自言、云々、謹撿天長九年十二

月十五日詔書伺、夫王氏者、王号乃止於五世、蔭不過六世、云々、宜七世以下、計數至于五世、課役蠲除、其既雖有、不論其後、一依王蔭、計世蔭之、亦同此例者、云々、望請、同被蠲除、許之、件の天長九年の詔書には、王号乃止於五世とあれども、續後紀、承和八年、十年十四年、嘉祥二年などのところに、六世某王、七世某王といふ名、多く見えたるは、いかなるにか、此事なほよく考ふべし、

箱根山を箱荷山といひし事

紀略に、延暦廿一年五月甲戌、廢相模國足柄路、開筥荷途、以富士焼、碎石塞道也、同廿二年五月丁卯、廢相模國筥荷路、復足柄舊路とある、筥荷は、今の箱根と聞ゆ、

花の宴

類聚國史に、弘仁三年二月辛丑、幸神泉苑、覽花樹、命文人賦詩、賜綿有差、花宴之節、始於此矣、また同六年二月庚午、幸神泉苑花宴、命文人賦詩、侍臣及文人賜綿有差、

芳宜花の宴

續日本紀に、承和元年八月己卯朔庚寅、上御宴清涼殿、号曰芳宜花宴、賜近習以下、至于近衛將監禄、有差、また同十一年八月己巳朔、天皇御紫宸殿、覽芳宜花、宴群臣、皆有復古之賦、日暮、賜五位已上衾、有差、

御佛名のはじまり

同紀に、承和五年十二月乙酉朔己亥、天皇於清涼殿、修佛名懺悔、限以三日三夜、律師靜安、大法師願安等、爲之導師、內裏佛名懺悔、自此而始と見ゆ、然るに、代要記に、淳和天皇の御世より始まるといひ、公事根源には、寶龜五年よりといへるなどは、ひがことなるべし、三代實録に貞觀十八年六月廿一日丙寅、一萬三千佛像、二十九

鋪、各廣五幅、高一丈六尺、分置東海山陰南海、三道諸國、國別一鋪、先是元興寺僧賢護申牒僧綱、指陳故律師傳燈大法師位靜安、承和年中、奉勸國家禮拜佛名、始行内裏、漸遍人間、遂詔諸國並令勤修、云々、更請、分置内裏之諸國、每年至御願懺悔之會、展張眞容、於前修之、許其所請焉、

灌佛のはじまり

同紀に承和七年四月丙午朔癸丑、請律師傳燈大法師靜安於淸涼殿、始行灌佛之事、

更衣

同紀に承和九年正月丙申朔戊戌、天皇朝覲太上天皇及太皇太后宮於嵯峨院、云々、是日、詔授從五位下秋篠朝臣康子、正五位下、无位山田宿禰近子、從五位上、並太上天皇更衣也、と見ゆ、この更衣といふ物は、いづれの御代のころより有そめけむ、物に見えたる事は、これ始也、そもそも後宮職員令には、妃二員、右四品以上、夫人三員、右三位以上、嬪四員、右五位以上、宮人とあるを、中昔よりこなたは、これらの号は絶て、大かた妃夫人にあたるほどなるをば、女御とし、嬪にあたるほどなるをば、更衣とせらる、三代實錄六の卷に光孝天皇更衣といふとも見え、また仁和三年には、勅以更衣從五位上藤原朝臣元善、爲女御、中納言從三位山陰之女也とも見えたり、

女御

女御といふ班をたしかに定められたるは、何れの御世のころよりのことにか有けむ、雄略天皇の御世の催媛を、始といふは、ひがことなり、書紀の彼御卷に女御とあるは、たゞ撰者の例の漢文にこそあれ、そのかみ實に此号ありしにはあらず、すべて彼紀は、かゝる文字につきて後の人の思ひまどふこと多きぞかし、そもそも女御といふは、もと漢國にて、王の御す女を、ひろくいへる目にて、一つ定まれる号にはあらず、皇朝にても、本は然なりしを、後に定まれるしなにはな

れる也、かの雄畧紀なるも、たゞ御す女こし給へるよし也、

唐法に依ルべき詔書の事

同紀に、承和九年、文章博士從三位菅原朝臣清公薨、その傳に、弘仁九年、有詔書、天下儀式、男女衣服、皆依唐法、五位已上位記、改從漢樣、諸宮殿院堂門閣、皆着新額、又肄百官舞蹈、如此朝儀、並得關說、こ見えたる、此事國史には見えず、記畧に、弘仁九年三月丙午、詔曰云々、其朝會之禮、及常所服者、又卑逢貴而跪等、不論男女、改依唐法、但五位已上禮服、諸朝服之色、衞仗之服、皆緣舊例、不可改張、こ有、弘仁の帝は、殊に漢を好ませ給ひしみかごにぞおはしましける、

竟宴

竟宴こいふも日本紀のみならず、承和十四年五月には、莊子の竟宴、淸凉殿にて行はれ、貞觀二年十二月には、孝經の竟宴あり、同十七年四月には、群書治要の竟宴、綾綺殿にて有、同十八年七月には、顏氏家訓の竟宴、藏人所にてあり、史どもに見えたり、

神社の号某明神こいふ事

續後紀、承和十五年のこころに、山崎明神こ見え、文德實錄、齊衡二年に、吉備津彦名明神など見え、三代實錄、仁和二年の官符には、松尾大明神こも有、これらより前にも、見えたるやうにおぼゆれども、今さだかにはおぼえず、又文德實錄、仁壽元年の處に、詔曰、近江國敬久須麻神、列於明神、三代實錄、貞觀七年の處に、奉充名神御田、などあるをもて見れば、もろもろの神社の中に、殊に明神こいふ列の有しにやあらむ、

東宮薫院

○玉かつま十三

文徳實錄に、嘉祥三年三月己亥、仁明皇帝崩、于時皇太子云々、獻天子神璽寶劍、符節鈴印等、頃之駕輦車、遷御東宮雅院云々、四月戊午、帝自雅院移御中殿、三代實錄に、貞觀元年六月廿二日云々、於東宮雅院始修法云々、七月云云、是月雅院櫻樹華云々、同五年五月廿二日、天皇御雅院、召見神泉苑御靈會舞童雅樂寮奏音樂、

又八十嶋祭

文徳實錄に、嘉祥三年九月乙亥朔壬午、遣宮主正六位下占部雄貞、神琴師正六位上菅生朝臣末繩、典侍正五位下藤原朝臣泉子御巫無位榎本連淨子等、向攝津國八十嶋、

大歌所

同書に云々、從四位下治部大輔興世朝臣書主卒、云々 弘仁七年云々、能彈和琴、仍爲大歌所別當、常供奉節會、三代實錄、貞觀七年十一月十五日壬辰、天皇御紫宸殿、賜宴群臣、大歌所五節舞、如常儀、と見えたり、大歌に、續紀に、天應元年十一月丁卯、御大政官院、行大嘗之事、云々己巳宴五位已上、奏雅樂及大歌於庭、また江次第の、五節帳臺試條に大歌小歌ぞ有、

天下の諸神おしなべて正六位上に敍せらるゝ事

文徳實錄に、仁壽元年正月甲戌朔庚子、詔、天下諸神、不論有位無位、敍正六位上、

神社にてほうしをして佛の經をよましむる事

同紀に、齊衡元年四月、遣傳燈大法師位智戒興智眞秀、傳燈法師位明昭玄永、傳燈滿位僧基藏基秀、向七道諸國名神社、轉讀般若、祈民福也、また同三年九月、請僧於賀茂松尾大神社、讀金剛般若經、限三日訖、また天安元年五月にも、同じ事あり、すべてかゝるたぐひの事は、いかなる事にか有けむ、

漢ぶりの天神の祭り天皇を天に配といふこと

續紀に延暦六年十一月甲寅、祀天神於交野、其祭文曰、維延暦六年歳次丁卯十一月庚戌朔甲寅、嗣天子臣諱、謹遣云々、敢昭告于昊天上帝、臣恭云々、高紹天皇配神作主尚饗、又曰維延暦六年云々、孝子皇帝臣諱、謹遣云々、敢昭告于高紹天皇、臣云々尚饗、文徳實録、齊衡三年十一月辛酉、遣云々等、向後田原山陵、告以配天之事、策曰、天皇大命、掛畏平城宮爾天下所知之倭根子天皇御門爾申賜閉止奏、今月廿五日、河内國交野乃原爾、昊天祭爲止志天、掛畏御門乎主止定奉天、可祭事乎、畏畏毛申賜久止奏、壬戌云々、帝自署其諱訖、執板北面拜天、乃遣云々、向河内國交野郡柏原野設祭禮、甲子有事于圓丘云々とあるは、から國ぶりの祭にして、皇國の意にあらず、

子日の宴

同書に、天安元年春正月乙丑云々、禁中有曲宴、預之者、不過公卿近侍數十人、昔者上月之中、必有此事、時謂之子日態也、今日之宴、修舊迹也とある、これはかならず子にあたる日にあるべき事なるに、乙丑の日のところに記されたるは、いぶかし、今思ふに、此上に、庚申日、右大臣良房公上表の文を記し、次に乙丑重上表曰云て、此文を記したるにてにあれば、件の二度の上表の文を引つゞけて記したるにつきて、其中間の甲子の日にしるすべきが、まぎれたるにはあらざらむか、

常陸國なる大洗磯前の神

同紀に、齊衡三年十二月戊戌、常陸國上言、鹿嶋郡大洗磯前、有神新降、初郡民有煮海爲鹽者、夜半望海、光耀屬天、明日有兩怪石、見在水次、高各尺許、體於神造、非人間石、鹽翁私異之去、後一日、亦有廿餘小石、在向石左右、似若侍坐、彩色非常、或形像沙門、唯無耳目、時神憑人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造此國訖、去

往東海、今爲濟民、更亦來歸、また天安元年八月乙丑朔辛未、在常陸國大洗磯前酒列磯前薬師菩薩神、預官社、十月乙丑朔己卯、在常陸國大洗磯前酒列磯前兩神、号薬師菩薩名神、神名帳に、常陸國鹿島郡、大洗磯前薬師菩薩神社【名神大】那賀郡、酒列磯前薬師菩薩神社【名神大】と見えたる、薬師は、くすしと訓べし、薬の神のよし也、かのやくしといふ佛の名をとれるにはあらじ、さて酒列磯前の社は、かの二柱のうちを、分て祭れるなるべし、他神とは聞えず、また件の二社おの〳〵一座なれば也、さてこの大洗磯前のあたりは、大かた十里ばかりがほど、すべて石のなき國なるを、今も年ごとに、一夜のまに、此碕にこゝらの石のよるを、正月の十六日に民ども取りて、つねに用ふに、たらざることなし、これ此二柱ノ神の、然して民にあたへ玉ふ也と、いひつたへたりと、かの國人かたりき、

しちすつの濁音の事

土佐ノ國の人の言には、じぢ、ずづのにごり聲、おのづからよく分れて、混ふことなし、されば わづかにいろはもじをかくほどの童といへども、此假字をば、書き誤ることなしと、かの國人かたれり、

御世〳〵に用ひ玉ひし暦の事

三代實録に、貞觀三年六月十六日、始頒行長慶宣明暦經、先是陰陽頭從五位下兼行暦博士大春日朝臣眞野麻呂奏言、謹撿豐御食炊屋姫天皇十年十月、百濟國僧觀勒、始貢暦術、而未行於世、高天原廣野姫天皇四年十二月、有勅始用元嘉暦、次用儀鳳暦、高野姫天皇天平寶字七年八月、停儀鳳暦、用開元大衍暦、厥後寶龜十一年、遣唐使錄事故從五位下行内薬正羽栗臣翼、貢寶應五紀暦經云、大唐今停大衍暦、唯用此經、天應元年、有勅令據彼經造暦日、無人習學、不得傳業、猶用大衍暦經、已及百年、眞野麻呂、去齊衡三年、申請用彼五紀暦、朝庭議云、國家據大衍經造暦日、尚矣、去聖已遠、義貴兩存、宜暫相兼不得偏用、貞觀元年、渤海國大使烏孝愼、新貢長慶宣明暦

經、云、是大唐新用經也、眞野麻呂試加覆勘、理當固然、仍以彼新曆、比校大衍五紀等兩經、且察天文、且參時候、兩經之術、漸以麁疎、令朔節氣、既有差、又勘大唐開成四年大中十二年等曆、不復與彼新曆相違、曆議曰、陰陽之運、隨動而差、差而不已、遂與曆錯者、方今大唐開元以來、三改曆術、本朝天平以降、猶用一經、靜言事理、實不可然、請停舊用新、欽若天步、詔從之と見えて、此時より、件の宣明曆を用ひられて、ちかき世貞享まで、八百餘年改めらるゝことなかりき、

御靈會

同紀に、貞觀五年五月廿日壬午、於神泉苑修御靈會、勅遣左近衞中將從四位下藤原朝臣基經、右近衞權中將從四位下兼行內藏頭藤原朝臣常行等、監會事、王公卿士、赴集共觀、靈座六前、設施几筵、盛陳花菓、恭敬薰修、延律師慧達爲講師、演說金光明經一部、般若心經六卷、命雅樂寮伶人作樂、以帝近侍兒童及良家稚子爲舞人、大唐高麗更出而舞、雜伎散樂競盡其能、此日宣旨、開神泉苑四門、聽都邑人出入縱觀、所謂御靈者、崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人、及觀察使、橘逸勢、文室宮田麿等是也、並坐事被誅、寃魂成厲、近代以來、疫病死亡甚衆、天下以爲、此災御靈之所生也、始自京畿、爰及外國、每至夏天秋節、修御靈會、往々不斷、或禮佛說經、或歌且舞、令童丱之子、靚粧馳射、膂力之士、袒裼相撲、騎射呈藝、走馬爭勝、倡優嫚戲、遞相誇競、聚而觀者、莫不塡咽、遐邇因循、漸成風俗、今茲春初咳逆、百姓多斃、朝廷爲祈、至是乃修此會、以賽宿禱也とあり、これ御靈會といふの始なるべし、むかしは六月十四日の祇園會をも、祇園御靈會といひき、そは御靈會といふべきにはあらねども、祭日も近く、同しかりし故に、然いひならはせりしなるべし、

方違の事

同紀に、貞觀七年八月廿一日、天皇遷自東宮御太政官曹司廳、爲來十一月、將遷御内裏也、當此之時、陰陽寮言、天皇御本命庚午、是年御絶命在乾、從東宮指内裏直乾、故避之也、云々、これはいかなるゆゑにか、しらず、

白人

同紀に、貞觀八年七月、紀伊ノ國言、伊都郡人六人部由貴繼、生白人男女二人、男年二歳長二尺四寸、女年一歳、長二尺一寸、兩兒生、而肌膚髮髭眉眼、舉身純白如雪、因得見晴夜、不能向白日、父母隱藏養成、今國司貢進之、これはここ、大祓の後釋に引くべかりしをもらせり、

私ノ主

同紀十三ノ卷に、云々、恒山等言、隨私主右衞門佐伴宿禰中庸敎云々とある、私ノ主は今はたゞ主といひ、主人といふ、物語書にも、しうといへり、

神社を殊に宮と申す号の事

同紀に、貞觀九年八月二日、勅伊勢國伊佐奈岐伊佐奈彌神、改社稱宮、預月次祭、幷置内人一員、とある、これらによれば、凡て宮と申すと社と申すとは、尊卑き差等あるとなるに、又なべて然るにもあらざるにや、殊なる大社にも、なほ社と申して、宮とは申さぬも多きは、いかなることにかあらむ、

ほろといふ物

同紀十七の卷、對馬守小野朝臣春風起請の中に、軍旅之儲、實在介冑、介冑雖薄、助以保侶、望請、縫造調布保侶衣千領、以備不虞、と見ゆ、今の印本には、上なる侶ノ字を脱せる故に、語の意通えがたし、

應天門朱雀門羅城門の名の事

同紀に、貞觀十六年十月、應天門火災之後、修復既訖、令明經文章等博士議應天門可改名歟、又名應天門、其義何據、又朱雀羅城等門、名義如何、從五位上行大學頭兼文章博士巨勢朝臣文雄議言、宮殿城門等、火災之後、更改其名、者、自漢以上、未必有此事、但魏明帝青龍三年云々、唐玄宗天寶二年、東京應天門災云々、十一月應天門成、改曰乾元門、本朝制度、多據唐家云々、除其舊号、更制嘉名、不亦宜哉、又洛都宮城門、是謂應天門、案韓昌黎文集曰、應天人心、應於天、然則應天之名、蓋取諸此歟、又長安南面宮城門、是謂朱雀門云々、然則其在南方故、謂之朱雀乎、又稱羅城門者、是周之國門云々、其義未詳、但大唐六典注云、自宮前街、東西、東羅城外道云々、蓋由羅列言乎、從五位上行大學博士兼越前權介菅野朝臣佐世云々等議言、云々、即應天之火災、猶不改名、今此應天門、既是大火、仍請謂之、何為更改、但名曰應天朱雀羅城之義、經典傳記見闕、この文、はじめのほど、印本には脱たり、今は一本宮本に依て引り、跡ところ印本は、こゝら脱たる也、

七高山といふこと

同紀に、元慶二年、詔以近江國比叡山、伊吹山、護國寺、列於定額、沙門一修申牒稱、云々仁壽年中登到此山、即是七高山之其一也云々、

鴨河の韓橋

同紀に、元慶三年九月廿五日云々、是夜鴨河韓橋火、燒斷大半、また仁和三年五月十四日云々、是日始置守韓橋者二人、以山城國徒下、とこそ見ゆ、橋字は、椅と誤れるなり、さて此橋は鴨川のいづこにかありけむ、

嵯峨をさが、かはしむる事

同紀に、同六年二月廿八日、天皇於淸凉殿前覽闘雞、とあり、雞をたゝかはする事は、書紀の雄略天皇の御卷に見え、

はまなの橋

同紀に、同八年九月朔、遠江國濱名橋、長五十六丈、廣一丈三尺、高一丈六尺、貞觀四年修造、歷二十餘年、既以破壞、勅給彼國正稅稻、一万二千六百三十束、改作焉、

遍照僧正七十ノ賀の宴を玉へる事

同紀に、仁和元年十二月十八日、延僧正法印大和尚位遍照於仁壽殿中曲宴、遍照今年始滿七十、天皇慶賀、祿衣[illegible]賞、太政大臣左右大臣預席焉、

玉かつま十四の巻

つら／＼椿十四

萬葉集の一の巻に、巨勢山のつら／＼椿つら／＼に、といふ歌をおもひ出て、われもよめるは、

　世中をつら／＼つばきつら／＼に
　　　思へばおもふことぞおほかる

これはわがみのうへのうれへにもあらず、なべての世のたゞずまひ、人のありさまの、よきあしき事につけて、おふけなく思ふすぢの、心にこめがたきは、をり／＼此巻々にも、もらせるふしもおほかれど、猶いひても／＼、つきすべくもあらずなむ、

君を弑奉り父を弑せるたぐひのまがこと

書紀ノ履中天皇ノ御巻に、刺領巾といふ者、己君住吉仲皇子を刺殺し奉る、崇峻天皇ノ御巻に、蘇我ノ馬子、人をして天皇を殺し奉らしむ、天皇を弑奉れる者は、此ノ蘇我ノ奴をおきては、他になし、眉輪王の安康天皇を弑奉り給ひしは、王子也、又御父の仇に報しかば、同じさまには申しがたし、景行天皇ノ御巻に、日向ノ国の市乾鹿文といひし女、父を殺さしむ、雄略天皇ノ御巻に、榛媛其ノ夫事君を殺す、但し此ノ二つは、朝廷の御ために、忠をなしけるなりしかば、ひたぶるにはいひがたし、同御巻に、廬城部ノ連枳莒喩、其子武彦を殺す、推古天皇ノ御巻に、一ノ僧、斧を執て其ノ祖父を殴つ、おほかたかゝるまが事ども、書紀に見えたる、わづかにたゞこれらのみこそあれ、さるこしの戎国の、周といひし代よりこなたの世々に、君を殺し、父を殺したりしたぐひの、書どもにしるせる、いと多きと、くらべ思ひて、国からのよさあしさ、又道の験のよ

とりおこりなども、さとるべし、そも〳〵かの周公旦、道をつくりそなへて、君を殺せ、父をころせとは、教へざれども、おのづからかくこそ有けれ、

神に祈して皇子を求め給ひし御事

同紀、繼躰天皇ノ御卷に、大伴金村大連奏請曰、云々、請立手白香皇女、納為皇后、遣神祇伯等、敬祭神祇、求天皇息、允答民望、天皇曰可矣と見えたり、いにしへの道かくのごとし、世嗣を求めば、殊に神に祈すべき也、

百濟國をして天降て國を建玉へる神を祀らしめたる事

同欽明天皇ノ御卷に、十六年春二月、百濟ノ王子餘昌、遣王子惠奏曰、聖明王為賊見殺云々、蘇我臣問訊曰云々、惠報答之曰云々、蘇我ノ卿曰、昔在天皇大初瀬之世、汝國為高麗所逼、危甚累卵、於是天皇、命神祇伯、敬受策於神祇、祝者廼託神語報曰、屈請建邦之神、往救將亡之主、必當國家謐靖、人物乂安、由是請神往救、所以社稷安寧、原夫建邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自天降來造立國家之神也、頃聞汝國輟而不祀、方今悛悔前過、修理神宮、奉祭神靈、國可昌盛、汝當莫忘、と見えたる、この言、何れの國いづれの時にもわたりて、いとたふときことし也、自天降來造立國家之神とは、須佐之男ノ命なるべし、神代ノ御卷に、かの命韓國に天降り坐ノしよし見えたり、

こまのこきしを神子と詔玉へる事

同孝德天皇ノ御卷、高麗ノ國の使に詔へる大命に、明神御宇日本天皇詔旨、天皇所遣之使、與高麗神子奉遣之使、云々、かの國王を、神ノ子とのたまへり、これも神とは、はじめ國を建テし神をいひて、子は其末のよしか、はた御みづから明神と詔へるに對へて、天皇の子と、親みて詔へるか、いづれにまれ漢文の詔に、めづらしくおむかしき稱にぞ有ける、

異國の使に神酒を賜ふ事

同舒明天皇ノ御巻ニ、四年唐國使人高表仁等、到于難波津、云々、即日給神酒、玄蕃寮式にも、凡新羅客入朝者、給神酒ニミ有て、其神酒のとも、其醸酒料稲、大和國賀茂意富杜向倭文四社、河内國恩智一社、和泉國安那志一社、攝津國住道神社佐佐一社、各卅束、合二百四十束、送住道社、大和國片岡一社、攝津國廣田生田長田三社、各五十束、合二百束、送生田社、並令神部造、差中臣一人、充給酒使、醸生田社酒者於敏賣崎給之、醸住道社酒者、於難波館給之ニ見えたり、抑此神酒を蕃客に給ふこと、思ふに神功皇后の御世のゆゑよしある事なるべし、

神社の位階の事

同天武天皇ノ御巻に、軍政既訖、將軍等、擧是三神教言而奏之、即勅登進三神之品以祠焉ニ見えたる、品といへば、位階にそいへるか、もし然らばこれ、神社に位を授奉り給ふとの、物に見えたる始といふべし、それとこれとは、必しも位階にはあらで、たゞ其社の班列をあげ玉へるにも有べし、三神の教言の事は、件の文の上に出たり、

左右京 朱雀ノ路 朱雀門 大極殿 瓦ぶき

京都を、左京右京と分らるゝこと、藤原ノ宮既に然りと見えて、大寶にいでされたる令に、左右京職あり、續紀大寶三年の處にも、左右京職云々の事見えたり、又和銅三年正月の處に、皇城門ノ外朱雀路と見えたり、これいまだ寧樂にうつらざる時也、朱雀門は、既に孝德天皇の、大化五年の紀に見えたり、又大極殿は皇極天皇四年の紀に見えたり、但し其は當時はいまだ大極殿といはずして、いまた大極殿といふ名はなかりしを、後の名をもて記されたるも知がたし、又齊明天皇紀に、於小墾田造起宮闕擬將瓦覆とあるは、たゞさたばかりなれども、宮闕の瓦ぶきは、これはじめなるべし、又五位以上及庶人の居宅に瓦葺のさたは、神亀元年の紀に見えたり、

南殿

續紀に、天平六年春正月丁酉、天皇宴群臣於南殿、また同廿年春正月戊寅、天皇御南殿宴五位以上とある、この南殿は、後のごとく紫宸殿の別名か、はたもこの名は南殿なりしを、後に紫宸殿とは名けられたるか、大かた殿門の名、大極殿朱雀門をおきては、漢やうの名は、奈良ノ宮までには見えたることなし、たゞ大安殿小安殿内安殿外安殿などいふ名のみ、多く見えたれば、もろ〳〵の殿門の、漢やうの名は、今の京になりて、始めてつけられたりしにや、

書紀ノ欽明天皇の御卷の事

書紀の欽明天皇ノ御卷、二年五の葉に、夏四月安羅云々、といふ所より、五年十九のひらの、可不深思而熟計歟、といふまでのあひだは、たゞ百濟王が、任那ノ國をおこし建むといふさだをのみ、其詞どもまで、つぶさに記して、他事とては、いさゝかもなく、すべて十五張がほど、何のようもなきいたづらごと也、かゝる事を、くだ〳〵しくいと長々と記されたるは、いかなるこゝろぞや、件の十五ひらの間々に、九のひらに、秋七月百濟云々といふより、十の葉の、豈足云乎といふまで、半張餘のみは、記さるべき事にて、これをおきて餘は、みな去ても可かるべし、おのれこの御卷をよむごとに、此ところのいとうるさく、物うくおぼゆる也、人はいかに思ふらむ、きかまほし、

風土記のおこり

續紀に、和銅六年五月甲子、畿内七道諸國郡郷名、著好字、其郡内所生、銀銅彩色、草木禽獸虫魚等物、具錄色目、及土地沃塉、山川原野名号所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍言上とある、これ國々風土記のおこり也、畿ノ字の上に詔ノ字脱たるか、

婦女の髪の制

書紀に、天武天皇十一年四月、詔曰、自今以後、男女悉結髪云々、六月丁卯、男女始結髪、仍著漆紗冠、また十三年

閏四月、云々、又詔曰云々、女年四十以上、髪之結不結、及乘馬縱横、並任意也、別巫祝之類、不在結髪之例、また朱鳥元年七月、勅、更男夫著脛裳、婦女垂髪于背、猶如故とある、此朱鳥元年の勅は、天皇大御病とし給ひて、くさぐさの御祈り事ありしほどなれば、此女の髪のことも、神代よりの風を改め給へることを、畏み給ひてにや有けむ、かくて又續紀に、慶雲二年十二月、令天下婦女、自非神部齋宮宮人、及老嫗、皆髻髪【語在前紀、至是重制】かくあれども、此御制つひに行はれざりしとおぼしくて、中昔にもすべて垂たりき、然るに近き代になりては、又みな髻なるは、いつのほどよりのことにかあらむ、

柑子はじめて渡り來し事

續紀に、神龜二年十一月、中務少丞從六位上佐味朝臣虫麻呂、典鑄正正六位上播磨直弟兒、並授從五位下、弟兒初齎甘子從唐國來、虫麻呂先殖其種結子、故有此授焉と見えたる、甘子は柑子なり、

短籍

書紀ノ齊明天皇ノ御卷に、或本云、有間皇子與云々取短籍、卜謀反之事とある、短籍と云物、是に始て見えたり、とネリブミと訓り、續紀十の卷にも見え、其後の書共にも、をりをり見えたり、續紀なるも、ひねりぶみと云てよろし、また此類、ひねりぶみには限らず、何事にまれ、たゞいさゝかの事を書物也、但し哥をかくは、遙に後のこと也、

裳瘡

續紀に天平七年、自夏至冬、天下患豌豆瘡【俗曰裳瘡】夭死者多、これ皇國にて裳瘡のはじめか、されどこの記にさまは、はじめてとも聞えざるがごとし、また延暦九年にも、是年秋冬、京畿男女、年三十已下者、悉發豌豆瘡【俗云裳瘡】臥疾者多、其甚者死、天下諸國、往々而在見り、豌ノ字は、豌を誤れるなるべし、此瘡の名、これより後の書

には、豌瘡といへる、豌疱同じこと也、今の世にも、はうさうといふ、又いもといふ、されば昔もがさといへるは、いもがさの省きか、

諸國郡の圖

同紀に、同十年八月、令天下諸國、造國郡圖進上、

五日の節菖蒲ノ縵

同紀に、同十九年五月丙子朔庚辰、太上天皇詔曰、昔者五日之節、常用菖蒲爲縵、比來停此事、從今而後、非菖蒲縵者、勿入宮中、

味醬

三代實錄四十九に、味醬と見ゆ、此名、これに始めて見えたり、和名抄には、末醬、楊氏漢語抄云、高麗醬美蘇、今按弁色立成説同、但本義未詳、俗用味醬二字、味宜作末、何則通俗文、有末楡莢醬、末者擣末之義也、而末訛爲未、未轉爲味、云々といへり、和名抄一本には、はじめの末醬の末ノ字、未と作り、近き世新井氏の説に、みそは、韓地の方言也、雞林類事に、醬曰蜜祖といへり、高麗醬ともあるを思ふに、此説然も有べし、未轉じて味となれりとある、和名抄の説はいかゞ也、

万葉集の露霜

萬葉集の哥に、露霜とよめる、卷々に多し、こは後の哥には、露と霜とのことによめども、萬葉なるは、みなたゞ露のこと也、されば七の卷十の卷などには、詠露といへる哥によめり、多かる中には、露と霜と二つと見ても、聞ゆるやうなるもあれど、それらみな然にはあらず、たゞ露也、これにさまざま説あれども、皆あたらず、そもそもたゞ露を、露霜といはむこ

は、いかにぞや聞ゆめれども、此名によりて思ふに、志毛といふは、もとは霜をもかねたる惣名にて、其中に氷らであるを、都由志毛といひ、省きて都由とのみもいへる也、そは都由は粒忌のよしにて、忌とは、清潔なるを云、斎の由も同じ、されば つゆしもとは、粒だちて清らなる志毛といふことにぞ有ける、

夜ル寝ず起てゐるを居といへる事

万葉集二に、「居あかして君をばまたむ、ぬばたまのわが黒髪に霜はふるとも、十一に、「眞袖もち床うちはらひ君まつと居しあひだに月かたぶきぬ、十八に、「手里安加之こよひはのまむ、郭公あけむあしたはなきわたりなむぞ、廿に、「家おもふといをねず居れば、たづがなくあしへも見えず春の霞に、猶あり、大かた此たぐひの居は、たゞ一わたりの聞てつねにいふことはかはりて、夜寝ずに、起て居る意也、輕く見べからず、

人の名の和ノ字の事

人の名に、和ノ字を、加受とよむは誤也、これは加都にて、都は清音なり、此言は、かてかつかつるなど活用て、和合と也、万葉集に爾酢爾曾都使合間とある、此合間なり、

一言一行によりて人のよきあしきをさだむる事

人のたゞ一言たゞ一行によりて、其人のすべての善き悪きを、定めいふは、から書のつねなれども、これいとあたらぬこと也、すべてよき人といへども、それにはことわりにかなはぬしわざも、まじらざるにあらず、あしき人といへども、よきしわざもまじるものにて、生るかぎりのしわざ、ことごとに善き悪き、かたにさだまれる人は、をさをさなきものなるを、いかでかはたゞ一言一行によりては定むべき、

今の世人の名の事

近き世の人の名には、名に似つかはしからぬ字をつくこと多し、又すべて名の訓は、よのつねならぬがおほきうへに、近きころの名には、ことにあやしき字、あやしき訓有て、いかにともよみがたきぞ多く見ゆる、すべて名は、いかにもやすらかなるもじの、訓のよくしられたるこそよけれ、こゝに名といふはいはゆる名乘實名也、某右衞門某兵衞のたぐひの名のことにはあらず、さて又其人の性といふ物にあはせて、名をつくるは、いふにもたらぬ、愚なるならひ也、すべて人に、火性水性など、性といふことは、さらになきことなり、又名のもじの、反切といふことをえらぶも、いと愚也、反切といふものは、たゞ字の音をさとさむ料にこそあれ、いかでかは人の名、これにあづからむ、

紅梅の假字

紅梅の假字、字音をしるす時には、こうばいと書ﾂべけれど、つねにはこをばいと書ｸべし、拾遺集ノ物ノ名の哥に、これを、子をばいかでか生むとすらむとよめるを、此時かりに、字を乎に通はしてよめるものと心得るは、たがへり、これもとより常にも、こをばいといひもし、書ｷもせし也、古今集ノ物ノ名に、芭蕉を、心ばせをばとよめると、同じ例也、又和名抄に、褾子阿乎之と見え、他の書にも、あをといへる、此たぐひみな、字の韻を乎となほして、やがて訓にしたるにて、燈心の美、錢繭などの爾の類也、

鹿をかせぎといふ事

鹿をかせぎといふを、古への名と思ふめれど、此名すべて古書に見えたることなし、たしかならぬ名也、おもふに和名抄の僧坊ノ具の中に、鹿杖といふ物をあげて加勢都惠としるせるは、いかならむ、

牛を殺して漢神を祭りし事

續紀に、延暦十年九月、斷伊勢尾張近江美濃若狹越前紀伊等ノ國百姓、殺牛用祭漢神ヲ、と見えたる、漢神は、いかなる神

にか有けむ、書紀皇極天皇ノ元年にも、祝部どもの敎へしによりて、牛馬を殺して、社々の神を祭りて、雨を祈りしと見えたり、牛馬をころして、神を祭れるは、もろこしの俗にならへる也と、谷川ノ士淸もいへりき、

氏族を腹といへる事

書紀淸寧天皇ノ御卷に其腹所生星川皇子とある、腹は、氏族のこと也、宇我もしくは宇賀良など訓べし、又欽明天皇ノ御卷に、韓ノ腹、推古天皇ノ御卷に、八腹ノ臣等などあるも、皆然り、續紀にも、卅二に、三腹遣任、卅八に、臣八腹氏、四十に、自餘三腹者、また其入彦命子孫、東國六腹朝臣云々、姓氏錄秦ノ忌寸ノ條に、秦氏等一祖子孫、別數腹などあるも、皆同じ、これらは韓國より出たる稱なるべし、かの國には、部を許といへるなど、此たぐひこれかれ有、

孔丘を文宣王といふ事

續紀に、神護景雲二年七月、大學助教正六位上膳臣大丘言、大丘、天平勝寶四年、隨使入唐、問先聖之遺風、覽膠庠之餘烈、國子監有兩門、題曰文宣王廟、時有國子學生程賢、告大丘曰、今主上大崇儒範、追改爲王、鳳德之徵、于今至矣、然准舊典、猶稱前號、誠恐乖崇德之情、失致敬之理、大丘庸闇、聞斯行諸、敢陳管見、以請明斷、勅ノ號ス文宣王、と見ゆ、孔丘を文宣王と号と、皇朝にしては、是ノ時より始まれり、

姓のかばねに骨ノ字を書る事

姓のかばねを、後ノ世に尸と書くは、いかゞなるやうなれども、續紀十八に、雀部ノ朝臣眞人等が申せる文の中に、並顯骨名之緖、永爲淸源之氏、といふことあり、古へより骨とも書れば、尸ノ字も何事かあらむ、

伊勢大神宮寺

續紀に、寶龜三年八月、徙度會ノ郡ノ神宮寺於飯高ノ郡度瀨ノ山房、また同十一年二月、神祇官言、伊勢大神宮寺、先爲有祟、遷

建ツ他處ニ、而ルニ今近ク神郡ニ、其祟未レ止マ、除ク飯野ノ郡ヲ之外、移シ二造ラム便地ニ一者テヘリ、許ス之ヲ、

皇太子伊勢大神宮に詣給ふ御事

同紀に、寶龜九年十月丁酉、皇太子向ニ伊勢ニ、先レ是皇太子寢レ疾、久ク不ニ平復一、至テ是ニ親カラ拜ニ神宮ニ、所以賽ニ宿禱ヲ一也、また延暦十年十月甲寅、先レ是皇太子枕席不レ安、久ク不ニ平復一、是日向ニ於伊勢ノ大神宮ニ、緣テ宿禱ニ也、十一月丁卯、皇太子自ニ伊勢ノ神宮ニ至、これは一度の御事なりしを、史のまぎれにて、寶龜と延暦と、二度記されたるなり、いづれか正しかりけむ、今知リがたし、

交野の御狩

同紀に、延暦二年十月乙巳朔戊午、行ニ幸交野ニ、放レ鷹テ遊獵スと見えたり、交野の御狩、これや始なるらむ、

新撰字鏡

新撰字鏡は、かつて世にしられぬふみなりしに、めづらしく近きころ出て、古へ學びするともは、あまねく用ふるを、あつめたる人の、つたなかりけむほど、序の文のいと拙きにてしるく、すべてしるせるやう、いとも〳〵心得ぬ書也、さはまづ其字ども、多くは世にめなれず、いとあやしくて、から書はさらにもいはず、こゝのいにしへ今のふみどもにも、かつて見えぬぞ多かる、序の中に、皇國の諸書私記の字、漢國の數疏字書の文を取れるよしいへるは、いかなる書どもより取出たるにか、いとも〳〵心得ぬ事也、又字と注と訓と、おの〳〵異事にて、おほくはあひかなはず、すべていとつたなき書にぞ有ける、然はあれども、後ノ世の僞リ書にはあらず、序に見えたる如く、寛平昌泰のころの物とは見えたり、されば拙きながらに、時代の上りたれば、おのづから訓はみな古言にて、和名抄よりまさりて、めづらしきこと多く、すべて彼抄をたすくべき書にて、物まなびせむ人の、かならず常に見べき書にぞ有ける、但し右の件のごとくなれば、字又注は、信がた

きこと多し、たゞ調のかぎりをこそとるべき也、又假字づかひ正しくして、皆古書と合へり、古鈔を宇治和之と書る一つたがへるは、いかなるにか、又他の書にはもれて、世にしられぬ假字の、此書に出たるも、すくなからず、そは殊にめでたし、

後撰集拾遺集のうた

後撰集冬部、「この月の年のあまりにたゝざらば、鶯ははやなきぞしなまし、此哥は、十二月に閏月の有けるによめるにて、此月は閏十二月也、年のあまりにたつとは、十二月の一年に餘りて、閏月のあるよし也、立とは、月の來るをいふ、一うたの意は、此閏月のなくは、はや正月なるべければ、鶯はなくべきものをとよめる也、抄の說誤也、三の句たゝざらばと有本も、誤也、又戀四に、「大嶋の水をはこびし早舩の、はやくも人に逢見てしがな、初句の「の」もじ、今の本に、にと書るは誤也、又三の句、ホをに戀しと書るも、ひがこと也、舩して清水を京にはこびし例、古事記仁德天皇段に見ゆ、又戀三に「かくばかり深き色にもうつろふを猶君きくの花といはなむ、きくとは、語といひて、ことにいふことを、聞にと、意にいひかけたる也、又雜二に、みかどに奉り給ひける嵯峨后「うつろふは心の深く有ければ、こゝろあさき花にあへることを、上句に、御心のうつからの、みかどをおき奉りて、外へ心をうつしおはしまし也、下句は、こゝらの女御更衣たちおはする中に、この分て、大御めぐみを深くかうぶることよと也、四の句、本に、ある花とあるは誤也、一本に、ある花とあるぞよき、拾遺集別に、「わかるゝををしとぞ思ふつるぎばの身をよりくだくこゝちのみして、下句を常に心得て、劒羽といへり、劒にいふ羽あれば也、さることはなど劒の身とつゞけたる劒の身也、よりくだくとは、にはあらず、此所にてはかなしぶべし、よりくだくとは、細なるまでもよくくだくとこそ、物のくだくるとこそいへし也、さて思ふを、思ひの劒る本は誤也、思ひつるぎといひかけたるにはあらず、又三の句の身を、にと書るもひがこと也、

宗貝の大橋、保元の瀬流に寄し事

外記日記に、長保四年十月一日、云々、次召陰陽寮於陣腋、有御占、是依東大寺大鐘、九月廿一日巳時、濕水如露流、中魁、大佛御身悉潤濕、自頭如露而降如水流、連花座上解文也、

仁壽殿顛倒ノ事

同記に、久安六年八月四日、午刻大風折木、終日不止云々、大内裏中仁壽殿顛倒、近年内裏廢亡、搆地顛倒、所殘一殿也、今亦如此、可傷云々、

美福門院石清水ノ宮に神輿を獻り給ふ事

同記に、同年同月廿四日云々、是日、美福門院、調作神輿二基、被献石清水宮、文章博士藤永範、作進告文、具判官代遠江守惟方、爲使、件事、代々后宮、必有此事、上東門院、后宮之時、始有此事云々、而后位時、無其沙汰、今雖爲院号後、不可默止、被調献也、

かくれみのかくれ笠

世に隠れみのかくれ笠といふ事有、拾遺集十八の巻に、しのびたる人のもとにつかはしける平ノ公誠、かくれみのかくれがさをもえてしがな、きたりと人にしられざるべく、と有り、きたりは、來而有にて、みのかさの方は、たゞ縁の詞のみ也、

繪の事

人の像を寫すことは、つとめてその人の形に似むことを要す、面やうはさらにもいはず、そのなりすがた衣服のさまにいたるまで、よく似たらむと心すべし、されば人の像は、つとめてくはしくこまかにうつすべきことなり、然るに今の世には、人の像を寫すとても、たゞおのが筆のいきほひを見せんとし、繪のさまを雅にせむとするほどに、まことの形にはさらに似ず、又眞の形に似むことをば要せず、たゞ筆の勢ひを見せ、繪のさまを雅にせんとすることをむねとするから、す

べてこころをきてくはしからず、あらく／＼とかくゆゑに、面やうなど、その人に似ざるのみならず、甚いやしき賤やまがつのかほやうにて、さらに君子有徳の人のかほつきにあらず、これいとにくむべきことなり、

又

古人の像をかくには、その面やういかにありけむも知がたければ、たゞその人の位にかなへ、徳にかなへて、位たかき人のかたは、面やうすべてのさまけたかく、まことにたかき人と見ゆるやうに書べく、徳ありし人は、又その徳にかなへてかくべし、然るに今の絵師、この意を思はず、たゞおのが筆の勢ひを見せむとのみするほどに、位たかき人、徳ある人も、たゞしづ山がつの如く、愚昧なる人の如くかきなせり、

又

かほよき女のかたちをかくとても、例のことおのが筆のいきほひをのみむねとしてかくほどに、そのかほ見にくゝやになり、あてやかなるさまをかしくかほよくかけば、絵のさまいやしくなるといふめれど、そはおのが絵のつたなきなり、かほよく、よのさまいやしからぬやうにこそ書べけれ、己が絵がらのいやしくなるをいとひて、かほよき人を見にくゝかくべきいはれなし、貴女のかたは、いかにもよく／＼かほよくかくべきなり、みにくゝやかゝるはいと／＼心づきなし、但し今の世に、江戸絵といふなるは、しひてことさらにかほよくせむとするほどに、ふりのさまのいやしき事はさらにもいはず、中々にかほ見にくゝ見えて、いとつたなきことおほし、

又

世に武者絵といひて、たけき人の戦ひのさまをかく、其かほやう人とも見えず、目丸く大きに、鼻いかり口おほきにて、すべて鬼の如し、いかにたけきさまを見せむとすればとて、人にもあらず、しか鬼のやうには書べきわざかは、たゞ心のたけ

かに人と見えて、しかもたけきいきほひあるさまにこそかくべけれ、或から書に、皇國の繪の事をいへるに、その人夜叉羅刹の如しといへり、思ふにこの鬼の如くかける武者繪を見ていへるなるべし、されどかの國人は皇國人のさまは見しらねば、さいへる書をよみては、日本人のかほはすべてみな、鬼の如くなる物とぞ心得らむ、すべての事、皇國人は、もろこしの事は、から國のもろ〳〵の書をよむゆゑに、よくしれるを、もろこし人は、皇國の書をよむことなければ、皇國の事はしらず、まれ〳〵には、かの國の書の中にいへることあれば、それを定とし、心得ることぞかし、皇國の人物の繪も、異國の人の見ては、それをでうとすることなれば、かの位高き人のかほを山がつのごとくいやしく書きなし、かほよき女のかほを見にくゝかきなせるなどを、異國人の見たらむには、日本人は形いやしく女もみな見にくきことゝぞ心得べき、こは異國人のみにもあらず、同じ皇國人にても、しらぬ昔の人のかほは、繪にかけるを一度見れば、おのづからそのおもかげを、その人のかほと思はるゝ物ぞかし、

また

おのれ、繪のことはさらにしらねば、とかくいふべきにあらざるに似たれども、よろづのことおのがよきあしきはえしらで、かたはらよりはよく見ゆるものなり、もろ〳〵の藝などもそのでうにて、その道の人は、なか〳〵にえしらで、かへりて他よりよきあしきさまのよく見ゆることあり、繪もさる心ばへあれば、今おのが思ふすぢをいふなり、まづやまともろこしの古より、代々の繪の事は、あまたも見あつめず、くはしくしらねば、さしおきて、たゞ今の世につねに見およぶところをもていはん、そはまづ、墨繪、うすざいしき、こくざいしきなど、さま〴〵ある中に、墨繪といふは、たゞ墨をべた〳〵と書て、筆數すくなく、よろづをことそぎて、かろ〴〵とかきて、その物と見ゆる、こはたゞ筆の力いきほひを見せたる物なれば、至りて上手のかけるは、げにかうも書べしとおぼえて、見どころあるもあれど、おしなべての繪師の

かけるに、見どころなく心づきなきものなり、さるを世の人、たゞ此墨繪をことにいみしきことにしてめづるは、世のならひにしたがふ心にて、まことには見どころなきものなり、近き世に茶の湯といふわざを好むともがらなど、殊に此墨繪をのみめでゝ、さいしき繪はすべてとらず、これもその人々、まことにしか思ひとれるにはあらず、たゞその道の祖のさだめおきつる心ばへを守りて、しかるなり、すべて此茶の湯にめづる筋は、繪も、書も、さらに見どころなくおかしからぬものなるを、かたくまもりてたふとむは、いさゝかかたくなゝることなり、さてうすゞいしきは、なつかしくやはらびておかしこそ、さいしきといふにいたりては、物によりてめでたきもあれ、又あれにはあまりこちたく見えてうるさき所もあるなり、水を紺青といふ物してかけるたぐひ、ここにこちたし、さて繪の流、さまざまある中に、むかしよりこれを業としたてたる家々あり、大かた此家々の繪は、その家々の傳ありて、法をのみ重くまもりて、必しもその物のまことのさまをばとはず、此家といふすぢの繪に、よきことあしきこともあり、まづかの位たかき人のかほのいやしげに見え、たゞのかほふくらかにて見にくきなど、いとゝゝこゝろづきなし、又人の衣服のきは、折目などの筋を、いとふとくかけるもたはなり、これらみな、筆の力を見せむとするしわざなり、もろこしの繪をかくに、一種から繪といひて、必ことなる繪をかくは、思ふにむかしかの國人のかける繪に、さるさまの繪ありけむをならひつたへたるならむ、これかの國にてものまつり、一種あるにはあらず、たゞ世のつねの繪なるを、かきゝまのつたなきなり、しかるをよきことにして、守りてかきつたへたるはいとをかし、大かたもろもろの繪の中に、うるさく心づきなきは、つたなくかける墨繪、このから繪、人物の衣の折目の筋ふときなどはたるも、南宋、明のなどいふものゝかた、すべて見ぐるしき、一目見てもうるさく、二度と見まくもあらぬは、大かた畫き法をまもりては、いかにきことなれども、そは事によりて、物ことにまもるべけれ、繪などは必しも然るべからず、但しよきをや見て、うつることもたはすならばいとかたくなゝり、されど又、家の法とい

ふ中に、いと〳〵よろしく、まことに、屋上をすきて内を見する事、雲をへだてゝ遠近をわかつことなどぞことにて、その法にはづれては、いとあしき事もおほくして、今時のこゝろにまかせてかきいらするなどもし、見ひ、たゞ事もおほかり、又今の世に、もろこしのふりをまねびたるさま〴〵あり、その大かたは、まづ何をかくにも、まことの物のやうをよく見てまねびかく、これを生うつし（シヤウ）といふ、こはまことによろしかるべくおぼゆることなり、しかれども、まことの物と絵とはことなることもありて、まことのあるまゝにかきては、かへりて其物に似ずして、あしきこともある物なり、故にかの家々には法ありて、かならずしもその物のまことのまゝにはかゝはらぬ事あるなり、こは法にいふべくしもすてがたき物なり、まづ山水といふ絵、すべてその家々の絵ぶみし、もろこしやうはいと〳〵わろくこゝろなく、見ぐるしきことおほし、これその法によらずして、心にまかせてかくゆゑなり、あるひは道あるまじき所に道をかき、橋あるまじき所に橋をかき、その外いはほ草木など、かきてわろき所にかき、おほくてよき所にはすくなく、おほくてわろき所におほくかくたぐひ、すべて物のかきどころわろく、草木岩根のたゝずまひ、をかしき姿のなきなど、つたなく見ぐるしきこと、大かたこれらは上手の絵の中にも此なむはあるなり、かの家々のはかゝることもみな法ありてかくゆゑにつたなからず、又から絵に舟をかくに、斜にかくことおほきもいたくわろし、大かた船のゆくことはなゝめに見ゆることもつねにあれども、ゑにかきてはわろきなり、なゝめにかけるは、水のうへにたひらにうかべりとは見えず、しりあがりてくつがへらむとするさまに見ゆるなり、これら法によらず、たゞまことの物のまゝにかくゆゑの失なり、又鳥虫をかくにこまかにくはしくはあれども、飛動くいふの勢ひなきがおほし、草木をかくに葉も茎も地との際の筋をかゝず、これわろし、是また際の筋は實はなき物なれば實によれるなれども、絵にかく時はすぢなくてはあざやかにわかれず、すべてよろづの物、その實の物は、何もなき所が地にて、何もなき所は色なき物なるを、絵は白きが地にして、何もなき所が白し、その白き所へかく

ここなれば、質の何もなき空の地とは異なれば、きはの筋なきことあたはず、から絵に此筋のなきは此わきまへをしらざるなり、人の面をかくにはから絵といへども、地とのきはの筋をかかざる事を得ず、又から絵は、木の枝など、草花からこだち、葉のあはひの所など、法なきが如くにて、心にまかせてかく故に、このしまりなし、家の画はいと法あることおほくし、このしまりよくつたなきことなし、大かたこれらなべての唐画につたふべき所なり、しかれども唐絵は、鳥獣虫魚草木など、すべて此方の家の画とくらぶれば、甚くはしくこまかにかく故に、上手のかけるはまことに真のその物のごとく見ゆるを、此方の家々の絵は、獣の毛のさま鳥の羽のさま、草木の花のしべ、葉のあやなど、すべてあらくかける故に、くらべて見ればかの画にけおさるゝ事おほし、こは廣き家の屏風障子などの絵は、やゝ遠く見ゆる物なる故に、あまりこまかにくはしくかけるは益なく、中々にまさしからざる事ぞかし、さりとて、昔のをことするなるべけれど、猶こまかにくはしき唐画の方ぞまさりて見ゆる、大かた此家々の画と、唐絵と、たがひにえたる所、得ぬ所ありて、勝劣をいひがたき事上件の如し、又ちかきころは、家の法にもなづまず、唐絵のかきざまにもかたよらず、たゞおのが心もて、いづかたによれるともなきさまにおぼゆることのをとりてかくたぐひも多き、このすぢはよきをえらびわきまへずて、昔の画風に、いづれもいみしきなんはをさをさ見えざるなり、

漢ぶみにしるせる事みだりに信ずまじき事

漢の学者、よろの疑はしきを、から書にかく〳〵見えたりといへば、疑はず信ずるはいとをこなり、すべて漢籍、うきたる事、ひがこと、そら言いと多し、その言よきにまどひて、みだりに信ずべきにあらず、

日食月食

もろこしの聖人、日食月食のゆゑをだにえはかりしらで、わざはひとしたるもをかし、

世の中の萬の事は皆神の御しわざなる事

世の中のよろづの事はみなあやしきを、これ奇しく妙なる神の御しわざなることをえしらずして、己がおしはかりの理を以ていふはいとをこなり、いかにともしられぬ事を理を以てとかくいふは、から人のくせなり、そのいふところの理は、いかさまにもいへばいはるゝ物ぞ、かれいにしへのから人のいひおける理、後世にいたりてひがことなることのあらはれたる事おほし、またつひに理のはかりがたき事にあへば、これを天といひてのがるゝ、みな神ある事をしらざるゆゑなり、

聖人を尊む事

世々のもろこし人おしなべて、かの國の聖人といふ物を尊み信ずる中には、實に尊みしんずる人もあるべく、又こゝろにはいかにぞや思ふこともあれども、聖人にしたがひては世の人のそしりをうけぬことなるによりて、尊み信ずるかほして、世にしたがへるもありげに見ゆるなり、又もろ／＼の聖人どもの中に、孔子は、かの國の王にあらず、もはらその道の人なるがゆゑに、あるが中に此人をばことに尊み信ずめるは、これつとめてこれをほめたてゝ、その道を張むとするなり、

卜筮

もろこしの國とても、いと上代には、後世のごとく、萬の事、己がおしはかりの理を以て定むる事は、さしもあらざりしこと、卜筮といふ物あるをもてしるべし、卜筮は己が心にさだめがたき事を、神にこひてその教をうけて定むるわざなり、卜筮にいづるは、神のをしへなり、然るを後世のごとく、己が心をもて、物の理をはかりて、さだむることは、大かた周公旦といふさかしら人より、盛にその風になれるなり、

華夷

もろこしの國、後世の書どもを見れば、かの國の内、大かた南の方は、よろづの事まさり、北の方は、こよなく劣れると

まなり、しかるに、中國とてはこれもしは、北の方にて、南のかたは、夷といひていやしめたりし地なり、これを以ても、華夷といふ事の、偏にして實なきをしるべし、

から人の語かしこくいひとれること

むかしより、世々に、もろこし人のいへる、名たかき語どもをおもふに、げにかしこく物にたとへもし、又たとひにても、おかしくいひとれるのみにこそあれ、そのこゝろは、學文もせぬつねの人も、心かしこきは、大かたみなもよくよく心得たる事にて、さしもこゝろに及ばずめづらしき事はなし、されどよくいひとれるがかしこさに、げにもとこそはあれど、みな人は感ずるなり、

論語

論語の雍也篇の、朱注に、仲弓蓋未喩夫子可字之意云々といへり、朱熹、つねに格物致知を教ふ、しかるに仲弓は孔丘が高弟なるに、いまだ可の字の意をだに喩らねば、いかでか致知を得む、孔丘が高弟すら、かくの如くならむには、常人はいかでかこれを得ん、大かた朱學の牽強附會みなかくの如し、

また

冉伯牛癩疾をやむ、孔丘がいはく、命矣夫、斯人也、而有斯疾也といへり、天命いかでか、かくひがごとする、

又

論語の中にも、堯舜禹泰伯文王をばいみじくほめたれども、湯王武王をほめたる事は一言もなし、意あるにや、然るに、湯王が言をあげたるに、孔丘の意にはあらず、

又

同書に子曰、孰謂微生高直、或乞醯焉、乞諸其鄰而與之とあり、聖人の教の刻薄なることかくの如し、これらはたゞいさゝかの事にて、さしも不直といふべきほどの事にあらず、かほどの事をさへ、不直といひてとがむるは、あまりのことなり、又たとひ此事は、實に不直にもせよ、いさゝかなる此一事によりてその人を不直なりと定むるも、いと〳〵あたらぬ事なり、すべてよき人にもあやまちわろき事はあるものなり、あしき人にもよき事もあるものなるを、たゞ一事の善悪によりて、その人のよしあしを定むるは、聖人の道のくせにて、ひがことなり、

又

同書に、厩焚、子退朝曰、傷人乎、不問馬、これ甚いかゞなり、すべて人の家の焚んにも、人はさしもやかるゝ物にあらず、馬はよくやかるゝものなり、まして馬屋のやけんには、人はあやふきことなし、馬こそいとあやふけれ、されば馬をこそ問ふべけれ、これ人情なり、しかるにまづ人をとふすらいかゞなるに、馬をとはざるはいと心なき人なり、但し人をとへるはさることなれば記しもすべきを、馬をとはぬが何のよきことかある、是まなびの子どもの、孔丘が常人にことなることを人にしらさむとするあまりに、かへりて孔丘が不情をあらはせり、不問馬の三字を削りてよろし、

はやる

時ありて世に盛にものすることを、俗言にはやるといふ、疫病のはやる、醫師のはやるなど、よろづの物にも、事にもいへり、この言中昔の書にも見えて、抄出しおきたり、それは今時にいふとはいさゝか心ばへかはりて聞ゆ、其人のはやり給ひし時とあり、これはたゞ時にあひて榮え給ひし時といふことなり。今醫師などのはやるといふは、その産業の盛に用ひらるゝをいふを、かれはたゞその身の榮えをいへるなり、

御の字

御の字のこと、もろこしにては、その國の王の事ならではいはず、臣下にいへることなし、此字すなはち王の事をさしていへるが如し、皇國にては、みといふに此字をあてたれど、御は天皇にかぎらず、もとより下々にても皆みて廣くいふ言なり、大御といふぞ、大かた天皇にかぎりていへる、神に申すは、すべて神は天皇とひとしく、御衣を所、御行を申といふ類なり、されば大御といふは、もろこしの御の字のつかひざまに近し、さて後には大御を音便におほんといひて、天皇にかぎらず廣くいふことゝなり、又その後には、そのおほんのほを省きて、おんといひ、後には又んをも省きて、おとのみいふ、今の俗には物に書ては、御の字をおんといへども、口語にはおとのみいへり、それ／＼にあふ言、おん所、おん足などいふことのあるは、大御といふ古言の、たま／＼にのこれるなり、されどこはみなおてにはわたらぬ事なり、

人のうまれつきさま／＼ある事

人の生れつきさま／＼あるものなり、物の義理、事の利害など、すべて萬の事を、心にはよく思ひわきまへながら、口にはえいはぬ人もあり、また口にはよくいへども、しか行ふ事はえせぬ人もあり、又口には得いはねども、よく行ふ人もあり、又口にはよくいへども、文には得かきいでぬ人あり、又口には、えいはねども、文にはよく書いづる人もあるなり、

紙の用

紙の用、物をかく外にいと多し、よろづ物をつゝむこと、拭ふこと、また衛護のたぐひに張り塗たる事、又それより、みなそのいふ物にして、物を包ふことなるなり、これらの外にも何ごとにふれてもおほかるべし、もろこしの紙は、たゞ物をかくにのみよくて、外の事どもにはいさゝか不便にぞありける、かの皇國には國々より出る紙の品いとく多くて、厚きうすき、堅きやはらかなる、それ／＼あげもつくしがたけれど、物かくにはなほ物の料に足らぬもなし、人こそいかゞとおぼゆらむしらず、我はしかおぼゆるなり、

古よりも後世のまされる事

古よりも、後世のまされること、萬の物にも、事にもおほし、其一つをいはむに、いにしへは、橘をならびなき物にして、めでつるを、近き世には、みかんといふ物ありて、此みかんにくらぶれば、橘は數にもあらずけおされたり、その外かうじ、ゆ、くねんぼ、だいだいなどの、たぐひおほき中に、蜜柑ぞ味ことにすぐれて、中にも橘によく似てこよなくまされる物なり、此一つにておしはかるべし、或は古にはなくて、今はある物もおほく、いにしへはわろくて、今のはよきたぐひ多し、これをもておもへば、今より後も又いかにあらむ、今に勝れる物おほく出來べし、今の心にて思へば、古はよろづにことたらずあかぬ事おほかりけむ、されどその世には、さはおぼえずやありけん、今より後また、物の多くよきがいでこん世には、今をもしか思ふべけれど、今の人、事たらずとはおぼえぬが如し、

某の家といふことを某の亭とかく事

歌の會などに、某ノ家といふことを、近代は必、某ノ亭とかくことゝなれるはいかゞ、古へはみな、某ノ家とこそあれ、亭の字はあたらぬことなり、

名所

歌枕の國郡を論ずるに、ふるき歌によめるをよく考へて、その國郡を定むべし、後世の哥は、たゞ歌の趣意により來れる所をよむ故に、その國所をばしらずそらによめる故に、後世の歌はさらに據とするにたらず、題詠のみならず、後世の哥は、その所にいたりてよめるも取がたきことあり、いかにといふに、ふるき歌枕を、中昔の書に某國にありと注せるには、いみしく誤れる事のみ多きを、後の人、その誤れる注によりて、その國に其名所をつくりかまへて、或は万葉によめる某山はこれなりなどいふたぐひおほきをそれも年を經ればその名のひろまりて、もとよりその所の如くなれるを、他國の歌人

ここにいたりて、その名をき〻てよめるたぐひおほければなり、

混本

古今集眞名序に、混本といふ歌の躰をあげられたるは、思ふにこれは本に混ずといふなれば、旋頭歌の亦の名なるべし、別に此躰あるにはあらじ、然るを古今の序には、別の一体と心得ていへるか、又は長歌短歌といふ四字の對にせむために、旋頭を旋頭混本とかけるか、いづれにもあれ別に此躰はあるまじくなん、後の書どもに、その歌とて擧たるは、ひとつふたつあれど、そはかの古今集の序によりて、こ〻ろに造りまうけたるものにて、いふにたらぬ事也、この外に古よりも、混本躰といふ歌はある事なし、

たとへ歌

たとへ歌、なずらへ歌、そへ歌、みなおなじことなるを、古今集の序に、三つにわかちたるは、しひてから國の六義といふ事にあてむとてのしひごとなり、すべて六義といふこと、歌にあることなし、いみしきしひごとなり、

又たとへ歌のやう

たとへ歌、古今集よりこなたのはその歌を見れば、たとへたる意あらはにしらる〻やうによみたるもの也、然るに、萬葉集なるは、その事にあたりて、そのよみたる人は、たとへたる心をしるべければこそ、後にその歌を見てるのみにては、たとへたる意はこまかにはしれがたきが多し、されば今その歌をとくに、大かたにはおしはからるれども、たしかにはいひがたき事おほし、其心してとくべきなり、又萬葉のたとへ歌は、そのたとへたる草木鳥虫やうの物の詞と、たゞに題のうへをいへる詞とを、あひまじへてよめる多し、是又こ〻ろえおくべし、

さきはひ

幸といふこと、此方の古書には、多く福の意に用ひて差別なし、しかるを、字の義は異にして、幸は、福を受べき由なくして、偶然に得たるをいふ、もろこしにて用たるは、みな其意なり、

教誡

もろこしの古書、ひたすら教誡をのみこちたくいへるは、いと〳〵うるさし、人は教によりてよくなるものにあらず、もとより教をまつものにはあらぬを、あまりこちたくいましめ教るから、中々に姦曲詐僞のみまさる事をしらず、周公旦、あまりにこちたく定めたるゆゑに、周の末の亂をおこせり、戰國のころの人の邪智ふかきは、みな周公がをしへたることなり、皇國の古書には、露ばかりもをしへがましき事見えず、此けぢめをよく考ふべし、教誡の嚴なるをよきことゝ心得たるは愚なり、

孟子

孟子に、不孝有レ三、無レ後爲レ大といへり、然る時は、後あるが孝なることとしるべし、もし後あるが孝ならば、身を富貴にせむこそ大孝ならめ、しかるを、儒者の富貴を願はざるは、たゞおのが身を潔くせむとしてこそ、親を思はざるなり、これ又不孝といふべし、

又

子産聽二鄭國之政一、以二其乘輿一、濟二人於溱洧一、孟子曰、惠而不レ知レ爲レ政、歳十一月徒杠成、十二月輿梁成、民未レ病レ涉也、君子平二其政一、行辟レ人可也、焉得二人人而濟一レ之、故爲レ政者、毎レ人而悦レ之、日亦不レ足矣、これ理窟なり、子産との涉りわづらふ人を見て、いまだ國中の民を見ず、惻隱の心政をなすにたれり、かの齊ノ宣王が、牛をあはれみたるをば、ほめて、是心足二以王一矣とはいはずや、また不レ嗜レ殺レ人者能一レ之といへり、秦ノ始皇の一ッにしたるはいかに、又程子ノ曰、

孟子性善養氣之論、皆前聖所未發といへり、性善養氣の論は、前聖の意にあらず、何ぞこれを發せん、又盡心篇に、孟子曰、不仁哉梁惠王云々、かばかりの不仁を行ふ人に、王道をすゝめたるはいとをかし、また民爲貴、社稷次之、君爲輕といへり、甚しき過言なり、さて〳〵孟子終篇、たゞ親に孝なるべき事のみをしば〳〵いひて、君に忠なるべき事をいへることさらになし、又孟子告齊宣王曰、君之視臣如手足、則臣視君如腹心、君之視臣如犬馬、則臣視君如國人、君之視臣如土芥、則臣視君如寇讎、云々、此之謂寇讎、寇讎何服之有などいへり、此一章をもて、孟軻が大惡をさとるべし、これは君たる、人に教へたる語とはいひながら、あまり口にまかせたる惡言なり、此書、人の臣たらむもの、見べき書にあらず、臣たる人に不忠不義を教へたるものなり、其國を去てその君かへり見ずとて、これを寇讎とはいかでかせむ、いはんかたもなき惡言なり、おそるべしおそるべし、

如是我聞

もろ〳〵の佛經のはじめに、如是我聞といへること、さま〳〵故ある事のごといひなせれども、末々の文にかなはず、はじめにかくいへるは、いづれにしてもひがことにて、つたなきことなり、又我聞如是とこそいふべけれ、言のついでも、いとつたなし、これらのこと、天竺國のなべてのならひにもあるべけれど、なほ翻譯者の拙し、すべて儒學びする人の、手かゝけるにも、詩文を作れるにも、和習〳〵と、つねにいふことなるを、佛書の文には、又天竺習の多きなり、

道教にまどへるか　國の王どもの異(コト)さまなる号

唐玄宗晉昌號道文、自稱[illegible]、玄明[illegible]南嶽上眞人、宋徽宗、諷道士上章、冊[illegible]玉京金闕七寶元臺紫微上宮靈寶至眞玉宸明皇大道君、其子[illegible]、自稱[illegible]、[illegible]大法師[illegible]主、云々を屬[illegible]二種、從[illegible]亦見[illegible]狂惑之甚[illegible]といへり、件のごときものは、道教に惑へる號なり、[illegible]

となり、聖武天皇の、沙彌勝滿と、御名告らせ給ひ、東大寺の大佛に對ひ給ひて、三寶の奴と詔へる類なり、

佛道

佛道は、たゞ悟と迷ひとをわきまへて、その悟を得るのみにして、その餘の事はみな枝葉のみなり、かくてその悟といふ物、また無用の空論にして、露も世に益ある事なし、しかるを、世の人、その枝葉の方便にまどへるは、いかなる愚なる心ぞや、

世の人まことの道にこゝろつかざる事

もろこしの國には、道敎といふもの、世々に盛に行はれて、大かた佛道とひとしきばかりなり、此道、老子を祖とはたつれども、老子が意とはいたく異にして、たゞあやしきたはふれわざのやうなることにて、そのむねをきはむれば、やうなきいたづらごとなり、皇國に、此道のわたりまうでこざるは幸ひなり、しかはあれども、天ノ下の人の心、佛道と儒道とに、こと〴〵く奪はれはてたるは、又なげかしき事なり、大かた天下の人、上中下、さかしき愚なる、おしなべて、奥山の山賤（ヤマガツ）までも、佛を信ぜざるは一人もなく、その中に、角（カク）なる字（ジ）をもいさゝかよむほどのものは、又なかば儒意をまじへて、よろづの事を思ひ定むめり、されば、神のまことの道を思ふ人は、千万人の中に、たゞ一人二人にて、その餘は神社につかふる人の中に、まれ〳〵さすがに己が家の業と思ひ得て、神の道を尊ふもあれど、さる人も、多くは佛意儒意なり、又神の道といふも、皆儒佛によりて説きまげたる物なれば、まことの道は、大かた絶はてたるも同じ事なり、天ノ下大かた、件の如くなれば、たゞ何國も何國も、佛寺のみ榮えて、神社はいたく衰へましして、その衰へをうれふる人もなく、神はたゞ、病その外の祈りごとにのみ用ひられて、此道もたゞ、世ノ中の外の無用の物のごとく、たゞいにしへより有來れる事として、ひたふるに廢られぬといふのみなり、此道は、これ天下を治め、國を治むる、先務要道なることをしれる人は、われいま

だ夢にも見ざりけり、いともいともかなしき事ならずや、

宋の代明の代

もろこしの國、宋の代にいたりては、よろづの事理窟三昧にして、國政につきても、何につけても、無用の空論のみ多く、明の代の人は、又見識ひらけて、宋の理窟のわろき事をしり、又古より世々の物しり人の説の、誤り、心もつかざりしことなどをも、見つけたる人多きは、めづらしき事なり、されどつひにまことの道をばしる人なくして、その代終りぬるは、皇の御國にあらざるが故なり、

神 獸 神 鳥

もろこしの今の清の代の、乾隆四十二年といふに、かの國人のしるせる、西域聞見錄といふ物に、氷山とて、氷の山あり、そこを人の往來することをしるせるところにいはく、道路亦無二一定之徑一、有二神獸一、非レ鹿非レ狐、時隱二現其間一、其徑之所レ往、遵レ之、必無二差謬一、有二神鷹一、大如レ鵰、色青白、或有下迷二失路徑一者上、但聞二鷹鳴一、尋レ聲而往、即歸二正路一、件のこと、識者自識之、狐の氷をわたる事、又かの尾島の、道引の事などに、いさゝかよく似たり、

○鄂羅斯といふ國また控噶爾といふ國

同書に、又云、○鄂羅斯、北邊之大國也、東界レ海、南界二中國一、西北隣二控噶爾一、東西距二萬餘里一、南北寛二數百至三千里一不レ等、稱二其主一曰二汗一、自二鄂羅斯之察罕汗沒一無レ子、國人立二其女一爲二汗一、傳至二今七世一矣、皆北面以爲レ君、故國人稱二鄂羅斯一爲二察罕汗一也、其女主有レ所レ幸、或期年、或數月、則殺レ之、生レ女留爲二嗣一、其王子則亡、生レ男則殺、以爲二人之常一也、云々、これはにはかにうけがたきを、しかるに右の下文にいはく、控噶爾國風、俗敬二鬼神一、由レ來已久、乾隆二十年、察罕汗恃二其强大一、不レ遵二禮節一、云々、仍復尊レ臣、云々、其俗崇二佛法一、其國之義、訓二其

汗一雖無道之徳一亦無有敢議其是非者、自古無敢逆簒奪之事、一姓相傳、不知幾千年、視他國之朝夕易姓者相懸矣、云々、またいはく、控噶爾西北方回子族大之國、地包鄂羅斯東西界之外、云々、など見えたり、この控噶爾といふ國、すなはちムスコビヤのことにはあらざるか、何とかや、混雑の誤あるやうにきこゆ、

天

から人の、何につけても天天といふは、神あることをしらざる故のひがことなり、天は、たゞ神のましますにこそあれ、心も、行ひも、道も、何も、ある物にはあらず、いはゆる天命、天道などいふは、みな神のなし給ふ事にこそあれ、又天地は、萬物を生育する物と思ふもひがことなり、萬物の生育するも、みな神の御しわざなり、天地は、たゞ神のこれを生育し給ふ場所のみなり、天地のこれを生育するにはあらず、から人の云く、天聖人に命じて、暴を征伐して、民を安ぜしむといへり、しからば、天のしわざは、正しき物にして、ひがことはなき物と聞えたるに、世ノ中には、理にたがひたる事の多きはいかに、その理にたがひたることあれども、たゞ天の命なればせんかたなしとのみいひて、その天のひがことするをば、とがめざるはいとをかし、天もひがことするならば、かの聖人に命じて、君を亡して、天下をとらせたるも、天のひがことゝいふべし、

國を治むるかたの學問

國を治むる人の、がくもんし給はんとならば、をさまれる世には、宋學のかた、物どほけれど、全くてそこなひなし、近き世の古文辭家の學問は、ようせずは、いみしきあやまちを引いづべし、さに亂れたる世には、しばらく、もろ〳〵の書はさしおきて、たゞ近昔の戰を記したる、軍書といふものをつねによく讀べし、その世の人々の、よさあしさ、かしこきおろかなる、こゝろしわざ、たゝかひのしやうなど、をよく〳〵考ふべし、

坂坂卜齋物語

坂坂卜齋物語といふものにいはく、九月朔、【慶長五年、】西丸御隱居、曲輪ゝ御出候、石川日向守家成、今日は西ふさがり悪日に候、御合戰の御首途如何ゝ申上候へば、西を治部少ふさげ候間、今日あけに參候ゝ御意、其晩神奈川、二日藤澤、三日小田原云々といへり、これは關が原の御出陣の事なり、此書は、坂坂卜齋宗商といふ人、東照神祖君に仕奉りて、明暮御前にさぶらひて、見聞たる事どもを、日記のやうにしるせる書なり、卜齋が後は、今もなほ坂坂卜齋といひて、わが紀の殿人にてあるなり、

又

同書に、大御所樣、小身なる侍共に、つねぐ\御教訓には、云々、昔よりのたとへに、犬々三年人一代、人々三年犬一代と申候、大也ときこなくいはれ、三年しまつ致し候へば、奉公もなり、傍輩に無心も不ㇾ謂、一代人倫のまじはりにて進ら申候、酒宴好、乱舞すき致し、むざとつかひ崩し候へば、三年はさてく\、無欲心、きれいなる人やさほの候へども、やがてすり切、人馬も不ㇾ持得、人の物をかりて不ㇾ返、出陣の供も成兼、一代世間に、犬畜生といやしめ被ㇾ笑候、是ぞ人々三年犬一代と申候、常々酒宴料理すき致し、武道をわきへ致し候者は、犬畜生同前也と申たとへ也と、常々被ㇾ仰候、

又

同書に、大御所樣は、若たる事を、殊外御嫌被成云々、天下を御取被成候而も、御出行の時は、十文字御鑓、直に其元を、御長刀一振計也、御鷹野も、十度に八度は、御馬に召候、御袖の内へ、御手を被納入候事迄になし、御寒にも、手綱御自身御取被成候、

漢籍の說と皇國の古傳說とのたとへ八

○玉かつま十四

漢ぶみの説は、まのあたり近き山を見るがごとく、皇國の上代の傳説は、十里廿里もかきへだたる、遠き山を見るがごとし、漢ぶみの説は、人情にかなひて、みな尤と思はるゝ事なり、皇國の上代神代などの故事は、何の味もなく、たゞ淺はかに聞ゆるは、凡人の思ひはかる智の及ぶかぎりとは、はるかに遠きゆゑ、その理の聞えず、たゞ淺はかに聞ゆるなり、これかのとほき山は、たゞほのかに山と見ゆるのみにて、その景色も何も見えず、見どころなきが如し、これ景色なきにあらず、人の目力の及ばぬ故なり、又漢籍の理ふかく尤に聞ゆるは、人のいへる説にて、人の情に近きなり、是かの近き山は、けしきよく見えわかれて、おもしろき見所あるが如し、

饌(ケ)

饌(ケ)をつくりこしらふるを、俗に料理といひ、それよりうつりて、そのつくりこしらへたる饌(ケ)をさしても、料理といひ、御料理を下さる、結構なる料理などいふ、みな饌(ケ)をいへり、

又

つねの饌(ケ)は、羹(アツモノ)一つ、菜(アハセ)一つにて止べし、しなじな數多ければ、これかれにまぎれて、美きものもはらならねば、さしもめでたくおぼえず、但し他の饗饌は數すくなくてはさうざうしきこゝちす、あまり多きも、中々めでたからずおぼゆ、數おほくつもりて後々は、うるさくあきたくなるなり、たゞ羹は品をかへて、數おほきもよろし、さて昔はすべて、あつものといひしを近き世には、始の一つを、汁といひ、次に出すを、二の汁といひてその餘をば、汁とはいはず、吸物といひて、しるとすひ物とは、別なる如し、又いはゆる菜をば、昔はあはせといへり、淸少納言枕册子などに見ゆ、又伊勢神宮の書に、まはりとあるは、伊勢の言歟、此國の今も山里人など、まはりといふ所あり、

伊勢國

伊勢の國は、かた國のうまし國と古語にもいひて、北のはてより南のはてまで、西の方は山々つらなりつゞきて、さかひに垣をなせり、東の方は入海にて、いせの海といふこれなり、かくていづこも〳〵山と海との間、ひろく平原にして、北は桑名より、南は山田まで、廿里あまりがほど、山といふ物一つもこゆることなく、ひたつゞきの國原なり、その間に、廣き里々おほかる中に、山田、安濃津、松阪、桑名などは、ことににぎはゝしく大きなる里なり、大かた京より江戸まで、七驛八國を經てゆく間に、かばかりの大里は、近江の大津と、駿河の府をおきてはあることなし、外の國々も思ひやらる、猶件の里々につぎて、四日市、白子などよき邑なり、かくて此國、海の物、山野の物、すべてともしからず、暑さ寒さも、他國にくらぶるに、さしも甚しからず、但しさむさは、北の方へよるまゝに次第に寒し、風はよくふく國なり、國のにぎはゝしきことは、大御神の宮にまゐづる旅人たゆることなく、ことに春夏の程は、いと〳〵にぎはゝしき事、大かた天下にならびなし、土こえて、稻いとよし、たなつ物も畑つ物も、大かた皆よし、かくて松阪は、ことによき里にて、里のひろきわりは、山田につぎたれど、富る家おほく、江戸に店といふ物をかまへおきて、手代といふ物をおほくあらせて、あきなひせさせて、あるじは、國にのみ居てあそびをり、うはべはさしもあらで、うち〳〵はいたくゆたかにおごりてわたる、すべて此里、町すぢゆがみ正しからず、家なみわろく、一つごとに一尺二尺づゝ出入てひとしからず、いと〳〵しどけなく、家居はさしもいやしからず、されど内々のすまひはいとよし、水はよき所とわろき所とありてひとしからず、川水もともしからねば、新すよほど、山へは、大方一里あまり、海へは、半里あまり、諸國のとよりよし、ここに京江戸大坂はたされまし、諸國の人のいりくる國なれば、いづこへも〳〵たよりよし、人の心はよくもあらず、おごりてまことすくなし、人のかたち、男も女もゐ中びたることすくなくよろし、女は里のゆたかにきはゝしきまゝにすぎたるまでひとし、すべてをさ〳〵事におくれたることなし、人の物いひは、尾張の國より東の國々はなまりおほきを、伊勢は、大かたなまり

なし、されど山城大和などは、何となく聲いやしく、詞もいやしきこと多し、いはゆる呉服物、小間物のたぐひ、松坂はよき品を用ひて、山田津などゝはこよなく代物よし、されば商人の、京よりしいるゝも、松坂はことに物よく上々の品なり、京のあき人つねに來かよふなり、時々のはやり物も、をり過さず、諸藝は所からにあはせては、よきこともあらず、もろ〳〵の細工いと上手なり、あきなひごとにぎはゝし、芝居、見せ物、神社、佛閣すべてにぎはゝし、すべて此國は、他國の人おほく入こむ國なる故に、よからぬ物もおほく、盜なども多し、松坂は、魚類野菜などすべてゆたかなり、されど魚には、鯉鮒すくなく、野菜には、くわゐ蓮根などすくなし、松坂のあかぬ事は、町筋の正しからずしどけなきと、船のかよはぬとなり、

米粒を佛法ぼさつなどいひならへる事

穀物をおろそかにすまじきよしをいふ時に、米粒などを、佛法(ブツホフ)といひ、東國にては、菩薩といふ、これ大切にして、おろそかにすまじきよしなれば、然いふ心はいとありがたけれども、佛菩薩より尊き物はなしと心得たる心よりしかいふなれば、言はいとひがことなり、神とこそいふべけれ、まことに穀はうへもなき尊きものなれば、神とも神と申すべきものなり、

世の人のこざかしきこといふをよしとする事

世の中のこざかしき人は、いはゆる道歌のさまなる俗哥をよみて、さとりがましき事をよくいふものなり、或は身こそやすけれなどいひて、わが心のさとりにて身のやすきよしをよむこと、みな儒佛にへつらひたる僞ごとなり、まことには、わが身を安しとして、足事をしれるものはなきものなり、たとへば人の齡など、七十に及ぶは、まことにまれなる事なれば、七十までも長らへては、はやく足れりと思ふべきことなれども、人みな猶たれりとは思はず、末のみじかき事をのみ歎きて、九十までも、百歳までも生(イカ)まほしく思ふぞ、まことの情なりける、

假字

皇國の言を、古書どもに、漢文ざまにかけるは、假字といふもののなくして、せむかたなく止事を得ざる故なり、今はかなといふ物ありて、自由にかゝるゝに、それをすてゝ、不自由なる漢文をもて、かゝむとするは、いかなるひがこゝろえぞや、

から國の詞つかひ

皇國の言語にくらぶれば、唐の言語はいとあらき物なり、たとへば罕言といふこと、皇國言にては、まれにいふといふと、いふことゝまれなりといふと、心は異なり、まれにいふは、言といふこと主となりて、罕ながらもいふことのあることなり、いふことまれなりは、罕といふこと主となりて、いふことのまれなるなり、他の言も此たぐひ多し、すべてのことみなかくの如し、

佛經の文

すべて佛經は、文のいとつたなきものなり、一つに短くいひとらるゝ事を、くだ/\しく同じことを長々といへるなど、天竺國の物いひにてもあるべけれど、いとわづらはしうつたなし、

神のめぐみ

上は位たかく、一國一郡をもしりて、多くの人をしたがへ、世の人にうやまはれ、萬のたかにたのしくてすぐし、下はうゑず北び、まむからず者、やすく富る、これらみな、君のめぐみ、先祖のめぐみ、父母のめぐみなることはさるものにて、そのもとをたづぬれば、件の事どもよりはじめ、世にありとあるよろ/\のこと、みな神のみたまにあらずといふことなし、しかれば、世にあらゆる人、神を捨てはえあらぬ事なるを、平日になりぬることは、さしも心にとめず、忘れをるならひにて、君のめぐみ、先祖のめぐみをもおもはず、もとより神の御たまなることは、みなわすれはてゝ、思ひもやらぬ

は、いと〳〵かしこくあるまじき事なり、一日も、食物なくはいかにせむ、衣物なくはいかにせむ、これを思はゞ、神のめぐみ、先祖父母のめぐみをつねにわするべきにあらず、しかるを世の人、さることをはしらずおもはず、神をばたゞよそげに思ひ奉りて、たま〳〵さしあたりて祈る事などかなはねば、その神をうらみ奉りなどするは、いと〳〵かたじけなきことなり、生れいづるより死ぬるまで、神の恵の中に居ながら、いさゝか心にかなはぬ事ありとても、これをうらみ奉るべきことかは、又祈ることきゝ給はねば、神は尊みてやくなき物のごと思ひなどするは、いかにぞや、かへす〳〵も萬の事、ことごとく神のみたまなることを、平日(ツネ)にわするゝ事なくは、おのづから神のたふとまではかなはぬ事を知べし、たとへば百兩の金ほしき時に、人の九十九兩あたへて、一兩たらざるが如し、そのあたへたる人をば悦ぶべきか、恨むべきか、祈ることかなはねばとて、神をえうなき物にうらみ奉るは、九十九兩あたへたらむ人を、えうなきものに思ひてうらむるがごとし、九十九兩のめぐみを忘れて、今一兩あたへざるを恨むるはいかに、

道

神の道は、世にすぐれたるまことの道なり、みな人しらではかなはぬ皇國の道なるに、わづかに糸筋ばかり世にのこりて、たゞまことならぬ、他の國の道々のみはびこりにはびこれるは、いかなることにか、まがつひの神の御こゝろは、すべなき物なりけり、

わかおほち此ものせられたる玉かつまはわかきほとよりよまれける書の中に心とまれるふし〳〵なと物にうつしとめられけるこものいたつらにくたしはつへきならぬ言くさをもとゝして又なにくれの事にふれて見もしきゝもしたるか中にとあるはかゝりしかいふことはかくこそなともとよりまめ〳〵しきやまと心にかけて思ひよられけるすちも又たゝなにとなきすゝろことこもかくかきつめておなし心にいにしへしのふ人のよみ見む事を思はれけるなりけり初若菜より思ひ草の巻まてはみつから清く書おかれけるをはての巻つら〳〵椿になりて十五のひらよりかきさしていまた下かきのまゝにてありつるを翁うせられてのちうつしつきて十四巻としたるにこの書の巻々のをち〳〵書ついてゝそこかしこたつねみむ人のたよりよからむさまにとて又一巻となしぬはしめの三巻は寛政六年すりまきなりぬるを其つき

つきも三巻つゝ板にゑらせて此度にて五たひあはせて十五まきにそなれりける文化八年十二月八日本居萬麻呂

玉勝間後書

鈴屋の大人の此玉かつまはかゝる書つくらむとてわざとかき出給へるふみにもあらずもとより物の注釋などのやうに考へしるされたるふみにしもあらずとしごろ古事記の傳をはじめ何くれの書どもあらはし給ふほどの心やりに筆にまかせてかゝれたる何となき筆ずさみになむ有けるしかはあれど世のつねの筆ずさみのたぐひにはあらざりけり萬にいたりふかき人のしわざにてもはら皇神の道と歌學びの筋にも心ざし入立む人の明くれもてならしてそのかひあるべくからやまとむかし今とさま〴〵のぬきがきを引出てそれがうへに常にふみときさかせ給ふ所につどへるをしへ子どものおもひ〳〵にかたり出けるよもやまの物がたりや遠き國々よりしたひ來て何くれとものとひ明らむる人々の物がたりなとの中にめづらしおかしと聞とゞめ給へることくさをもそへてつみいれられたる此玉かつまなればすべて道にかゝれるをしへごとはさらにもいはず花もみちによれるみやびごとも又今の世の何くれの物さだめもさま〴〵ゆゑあるかぎりに

てげにさこそはと思ひたふとぶべきことどもなりかしはた此ふみことばのかざらずつくろはずかきとり給へるは今も口づから物かたり給ふやうにて此卷をくりかへし見るたびに有信等そのかみ大人の御許にさぶらひていひきかせ給ふこと聞こゝちして尊くうれしくなむこれらのよしいさゝか書そへてこれがしりがきとす

文化九年正月　　　　尾張　植松有信

明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十五日發行
大正十五年十一月十五日增訂再版印刷
大正十五年十一月二十日增訂再版發行

（本居宣長全集
第八卷奥付）



再校訂者　本居清造

發行兼印刷者　東京市京橋區鈴木町十二番地
吉川弘文館
代表者　吉川半七

印刷所　[illegible]
四日市印刷株式會社

發賣所

東京市日本橋區數寄屋町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀬書店
東京市京橋區鈴木町十二番地　吉川書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町三五一　國際美術社

